事業群評価調書（令和6年度実施）

基本戦略名	3-1 人口減少に対応できる持続可能な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	事業群①：地域振興部 地域づくり推進課 県民生活環境部 県民生活環境課 事業群③：地域振興部 市町村課	①：宮本 浩次郎 下野 明博 ③：楠本 雅一
施策名	1 地域活動を行う多様な主体が支えあう、持続可能な地域づくりの推進	事業群関係課（室）	経営支援課	
事業群名	① 地域住民が主体となった集落・地域コミュニティの維持・活性化の推進	令和５年度事業費（千円）	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費（R5実績）の合計額	37,962
	③ 市町の行財政基盤の強化			0

1. 計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025 本文）

①人口減少や少子高齢化により、集落や地域コミュニティの維持が難しくなるため、市町が中心となり、集落生活圏の中の様々な生活支援サービスや活動をつなぎ合わせ、地域住民主体による新しい地域運営の仕組みを形成する小さな拠点づくり、集落・地域コミュニティの維持・活性化を推進します。
③人口減少や人口構造の変化、新しい生活様式の普及などの時代の変化に対応し、持続可能な行政サービスを提供できる行財政基盤の構築・変化を支援します。

（取組項目）

ⅰ）地域住民主体による地域運営組織の立上げ・育成、民間企業等との連携や担い手の確保（事業群①）
ⅱ）地域課題解決の担い手となるNPOの育成、NPOと地域運営組織等とのマッチングに向けた支援（事業群①）
ⅲ）地域の拠点となる商店街の活性化に向けた支援（事業群①）
ⅳ）市町の行財政基盤の強化（事業群③）

事業群

指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
①－1 持続可能な地域づくりに取り組む地域（団体）数	目標値①		160団体	190団体	160団体	190 団体	220団体	220団体（R7）
	実績値②	74団体（H30）	118団体	132団体	158団体			進捗状況
	達成率②／①		73%	69%	98%			やや遅れ
指標		**基準年**	**R3**	**R4**	**R5**	**R6**	**R7**	**最終目標（年度）**
①－2 地域運営組織等と連携した活動を行う団体数（累計）	目標値①		12団体	16団体	20団体	24団体	28団体	28団体（R7）
	実績値②	—	13団体	17団体	19団体			進捗状況
	達成率②／①		108%	106%	95%			やや遅れ
指標		**基準年**	**R3**	**R4**	**R5**	**R6**	**R7**	**最終目標（年度）**
③財政健全化法における計画策定団体の数	目標値①		0団体	0団体	0団体	0団体	0団体	0団体（R7）
	実績値②	0団体（R2）	0団体	0団体	0団体			進捗状況
	達成率②／①		100%	100%	100%			順調

（進捗状況の分析）

①－1　新型コロナウイルス感染症の影響で地域運営組織設立に必要なミーティング等が制限されたこともあり、令和5年度に目標値の見直しを行った。令和5年度の目標160団体に対し、実績は158団体となっている。市町への更なる意識向上を目的とした研修会の実施や、団体設立に向けたアドバイザーによる伴走支援などにより、目標達成に向けて、市町と連携しながらより取組を強化していく必要がある。

①－2　県内で地域課題に取り組んでいるNPOに対し、分野に応じた専門家を交えた行政・企業等との意見交換等の実施や、専門的な知識を有する企業人材との協働により、令和5年度までに19団体の育成・支援を行った。引き続き、地域と連携した活動を行うNPOの育成・支援が必要である。

③人口減少や住民ニーズの多様化など、社会情勢の変化に対応し、持続可能な行政サービスが提供できるよう、令和5年度は、県と市町の人事交流による市町の人材育成や地方財政講習会、行財政改革に係る助言等を実施し、市町の行財政基盤の強化に努め目標を達成した。

2. 令和5年度取組実績（令和6年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R4実績	R5実績	R6計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等 法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）	事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況（令和6年度新規・補正事業は事業内容）	事業対象	指標（上段:活動指標、下段:成果指標） 主な指標	R4目標	R5目標	R6目標	R4実績	R5実績	達成率	令和5年度事業の成果等
取組項目i	○	1	地域コミュニティ活力向上促進事業費	13,356	6,721			6,122				●事業内容 市町や地域住民の地域づくりについての機運醸成を行うため、市町職員等を対象とした研修会の開催や、市町の求めに応じたアドバイザーを派遣するとともに、地域づくりの実践者が有する経験やノウハウ等の共有を実施。 ●実施状況 市町職員等を対象とした集落対策研修会を計3回開催、アドバイザー派遣を14回実施したほか、地域づくり実践者が有する経験やノウハウ等を共有するセミナーの開催や情報発信を行った。		【活動指標】 研修会等の開催回数（回）	20		25		125%	●事業の成果 ・令和5年度に行った集落対策研修会については、計3回の研修会に延べ約80名が参加し、また、アドバイザー派遣については14回の利用があり、約600名が参加するなど、地域づくりに関する機運醸成は着実に進んでおり、持続可能な地域づくりに取り組む地域（団体）数は概ね目標を達成した。 ・また地域づくり実践者と地域人材の交流促進を図ったことで、地域づくりに資する取組のマッチング数の目標は達成した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・市町職員を対象とした研修会の開催や、市町のニーズに応じたアドバイザーを派遣してノウハウの共有を行うなど、市町や地域住民の地域づくりについての機運醸成を行うことで、地域住民が主体となった集落・地域コミュニティの維持・活性化の推進に寄与した。
				10,192	5,041			6,172							20		17		85%		
				9,517	5,316			9,338							20						
				—										【成果指標】 持続可能な地域づくりに取り組む地域（団体）数	190		132		69%		
															160		158		98%		
				—	—			—							190						
				—										【成果指標】 地域づくりに資する取り組みのマッチング数（件）	3		5		166%		
			R4-6												6		9		150%		
			地域づくり推進課	—	—			—				市町、地域協議会等、NPO法人、民間事業者			9						
		2	地域活性化人材支援事業費	11,668	4,241			8,418				●事業内容 地域おこし協力隊の地域への定着促進を図るため、県内で活躍する協力隊（OBOGを含む）や市町職員を対象とし、隊員の受入や任期後の活動についてなどの相談支援や研修会を実施。 ●実施状況 隊員・市町向け研修会を計4回開催、相談窓口の運営、アドバイザーの派遣など、隊員等への支援を実施したほか、情報発信により隊員就任希望者に向けて県内の地域おこし協力隊の取組等を周知した。		【活動指標】 県による隊員・市町職員向け研修会等の開催（回）	3		4		133%	●事業の成果 ・隊員・市町向け研修会を計4回開催したほか、相談窓口の運営、情報発信により隊員就任希望者に向けて県内の地域おこし協力隊に関する取組を周知することで、定住率の上昇を図った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・地域おこし協力隊が地域活性化の活動に取り組むことで、地域住民が主体となった集落・地域コミュニティの維持・活性化の推進に寄与した。
				8,206	4,103			9,191							4		4		100%		
				9,429	4,879			9,338							6						
				—										【成果指標】 地域おこし協力隊の本県への定住率（%） ※総務省調査に基づく	58		54		93%		
			R4-6												60		57		95%		
			地域づくり推進課	—	—			—				地域おこし協力隊員（OBOGを含む）、隊員就任希望者、市町			63						
取組項目ii	○	3	ながさきプロボノチャレンジ推進事業費									●事業内容 企業人材等の専門的な知識や経験、ノウハウ等を有効活用し、NPOをはじめとした活動団体の運営基盤強化・活動活性化につなげるための新たなモデルを創出する。 ●実施状況 市町等関係者や団体への説明などにより事業の周知を行い、応募した団体の運営上の課題に対して、プロジェクトとして支援した。		【活動指標】 プロジェクト事業実施数（件）						●事業の成果 ・説明会の開催や団体へのヒアリングを通じて抽出した3件の課題それぞれに対し、課題解決を支援する人材による解決手法とのマッチングに至ったことで課題解決につながった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・地域課題の解決に取り組むNPO・ボランティア団体に対し支援することで、担い手となるNPOの育成に寄与した。
				1,039	566			5,361							3		3		100%		
				2,481	1,546			5,447							4						
				県民ボランティア活動の促進に関する条例										【成果指標】 地域運営組織等と連携した活動を行う団体数（累計）							
			R5-7												20		19		95%		
			県民生活環境課	—	—			—				NPO法人・ボランティア団体			24						

取組項目iii		4	商店街等を核とする地域のにぎわい創出支援事業	10,455	4,680	2,295	●事業内容 人口減少社会に対応する力強い商店街の創出のため、ビジョン（将来像、コンセプト）やその実現のための実施事業を盛り込んだ「商店街活性化プラン」に基づく取組及び商店街以外のエリアにおける商業者等による地域活性化の取組に対し市町と連携した支援を行う。 ●実施状況 市町に対し、補助金を交付した。	【活動指標】 補助事業活用商店街等の数（箇所）	5	5	100%	●事業の成果 ・商店街活性化プランに基づく「にぎわい創出事業」等を実施する商店街に対し補助を行い、力強い商店街の創出を図った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・各商店街のプランに基づく取組に対して支援を行い、力強い商店街の創出に寄与した。
				17,266	15,346	2,298			5	6	120%		
				22,877	19,044	10,116			5				
				—				【成果指標】 各実施事業の達成率（実績／目標）の平均（%）	100	83	83%		
			R2-6						100	81	81%		
			経営支援課	—	—	—	市町（間接補助事業者は商店街振興組合、商工会等）		100				
		5	商店街活性化指導事業	1,229	1,229	765	●事業内容 長崎県商店街振興組合連合会が行う、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会の設立・運営等に関する指導、商店街活性化のための各種研修等について助成を行う。 ●実施状況 長崎県商店街振興組合連合会に対し、補助金を交付した。	【活動指標】 商店街青年部研修会開催数（回）	2	2	100%	●事業の成果 ・長崎県商店街振興組合連合会が行う指導事業に対する補助により、各商店街振興組合の運営及び商店街の活性化を図った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・各商店街振興組合の指導に対する支援を行い、地域の拠点となる商店街の活性化に寄与した。
				1,259	1,259	766			2	2	100%		
				1,273	1,273	779			2				
				—				【成果指標】 研修後のアンケート結果において「成果あり」の回答割合（%）	70	100	142%		
			—						70	100	142%		
			経営支援課	—	—	—	長崎県商店街振興組合連合会		70				

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i　地域住民主体による地域運営組織の立上げ・育成、民間企業等との連携や担い手の確保

●実績の検証及び解決すべき課題

市町職員等を対象とした研修会の開催や、市町の取組ニーズに対応したアドバイザー派遣等を通じてしてノウハウの共有等を行った結果、地域運営組織の設立につながった地域もあるなど一定の効果が得られた。また、地域づくりの実践者と地域人材同士が交流できるプラットフォームを構築したことで、新たな地域活動が生まれた地域もある。

一方で、人口減少・高齢化に伴い地域活動の担い手が不足しており、引き続き人材の育成・確保等が課題となっている。

●課題解決に向けた方向性

引き続き市町のニーズに即したアドバイザーの派遣を行うとともに、研修会については、市町の地域づくり担当職員だけでなく、農林水産部局や福祉部局などの地域づくりに関係しうる部局の若手職員を広く対象とした内容とすることで、市町職員の地域づくりへの意識の向上や関係部局間の連携を図り、地域運営組織の設立に向けた動きを生み出すことを目指す。

また、地域主体による「持続可能な地域づくり」には、地域課題を顕在化し、課題解決に積極的に取り組む、地域づくり活動の中心的存在となる人材・団体の育成や担い手の確保が必要であるため、各地域で地域づくり活動に取り組む団体や個人、外部人材等を活用し、地域に内在する地域づくりに興味・ 関心がある人材に対して、地域づくりの実践者が有する経験やノウハウ等を共有するとともに、実践者と地域人材の交流促進を図りながら、人材同士が交流できるプラットフォームを構築し、新たな地域活動を創出することを目指す。

ii　地域課題解決の担い手となるNPOの育成、NPOと地域運営組織等とのマッチングに向けた支援

●実績の検証及び解決すべき課題

ながさきプロボノチャレンジ推進事業では、地域住民と連携し課題解決の担い手となるNPO・ボランティア団体が抱える運営上の課題解決に向けた支援を行い、NPOの運営基盤強化につなげた。地域住民主体によるコミュニティの維持・活性化を図るうえで、今後ますます多様化する課題に対応していくためには、様々な適性・専門性やスキルを有する主体による協働や、それを担う人材の育成・交流を促進する必要がある。

●課題解決に向けた方向性

地域課題解決の担い手となり得るNPOはじめ多様な主体や人材が交流し、つながる機会を創出するとともに、団体が抱える運営上の課題解決に向けた支援とその共有により、地域課題の解決につなげる仕組みの展開を図る。

iii	地域の拠点となる商店街の活性化に向けた支援	
	●実績の検証及び解決すべき課題 商店街活性化プランに基づく「にぎわい創出事業」等を実施する商店街に対する補助や、新たな商店街活性化モデルの創出に取り組み、一定の効果が得られている。一方、人口減少社会の進展に伴い、空き店舗の増加や来街者の減少など、商店街を取り巻く環境は厳しさを増しており、商店街活性化を担う若い人材の不足のほか、活性化に向けた客観的な意見を得る機会が少ないことから、斬新なアイデアやノウハウの不足が課題となっている。	●課題解決に向けた方向性 引き続き、意欲ある市町、商店街関係機関と連携を図りながら、市町が認定する「商店街活性化プラン」に基づく取組等を幅広く支援するとともに、好事例の横展開を図る。また、県内全域から商店街活性化に意欲のある多様な人材の参画を促し、モデル商店街における活性化の取組を通じて商店街人材ネットワークの構築を促進し、実践的なノウハウの習得や人材間の交流・連携を推進していく。
iv	市町の行財政基盤の強化	
	●実績の検証及び解決すべき課題 国の交付金や有利な地方債の活用、行財政改革に係る助言等を実施するとともに、地方財政講習会の開催や人事交流による市町の人材育成などにより、着実に市町の行財政基盤の強化が図られてきており、財政健全化法における計画策定団体は0団体と目標を達成している。	●課題解決に向けた方向性 引き続き、国の交付金や有利な地方債の活用、行財政改革に係る助言等を実施するとともに、地方財政講習会の開催や人事交流による市町の人材育成などを通じて、より着実に市町の行財政基盤の強化を図っていく。

4. 令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目i	○	1	地域コミュニティ活力向上促進事業費 R4-6 地域づくり推進課	研修については、昨年度とは異なる地域で開催するほか、庁内他部局と連携するなど、部局横断的に実施することで、より多くの自治体職員の地域づくりへの意識の向上を図り、地域運営組織の設立に向けた動きを生み出すことを目指す。また、昨年度に引き続き、地域住民主体の「持続可能な地域づくり」に向け、地域に内在する地域づくりに興味・関心がある人材に対して、地域づくりの実践者が有する経験やノウハウ等を共有するとともに、実践者と地域人材の交流促進を図りながら、人材同士が交流できるプラットフォームを構築し、新たな地域活動を創出することを目指す。	①②③⑤	令和4年度から、地域運営組織の設立に向けて研修会やアドバイザー派遣等の取組を実施してきたが、令和5年度実績では、設立団体数158団体と前年度より26団体増加、目標達成率99%となっており、一定の成果があったものと考える。 令和7年度の目標220団体を目指すためには、アドバイザー派遣や研修事業に継続的に取り組むとともに、これまでの事業で培ってきたノウハウやネットワークを生かしながら、地域コミュニティの活性化に資する取組を検討していく。	改善
		2	地域活性化人材支援事業費 R4-6 地域づくり推進課	令和5年度までの取組を踏まえた新たな取組として、県内の地域おこし協力隊員が活動等について相互に相談ができる関係を構築する場として、地域別交流会を開催するほか、各市町が財政措置を活用して魅力的な募集案件を企画できるようワークショップを実施するなど、協力隊の本県への呼び込みにつなげるほか、OBOGを含む県内の協力隊ネットワークの強化を図る。	②⑤⑥⑧	令和4年度から中間支援組織(協力隊OBOG団体)との連携により地域おこし協力隊支援事業を実施し、定住率(総務省が公表)についても令和3年度と比較して3%の向上につながるなど、一定の成果があったものと考える。 更なる定住者数の増加及び定住率の向上が求められており、県においては、広域的観点で研修会の実施や優良事例の横展開のための情報発信などを行っていく必要がある。そのため、引き続き中間支援組織(協力隊OBOG団体)との連携により、市町等職員の制度に対する理解促進及び運用の適正化に重点的に取り組み、ミスマッチ解消による定住率向上を目指す。	改善
取組項目ii	○	3	ながさきプロボノチャレンジ推進事業費 R5-7 県民生活環境課	県民ボランティア活動支援センター等の中間支援組織とも連携し、令和5年度の実施内容や活用事例を踏まえNPO・ボランティア団体への周知と、団体の課題解決を支援する人材の確保に向けて実効性のある取組を検討し、効果的な事業の実施に努めていく。	②	県民ボランティア活動支援センターや、県と連携協定を締結した認定NPO法人サービスグラントとともに、NPO・ボランティア団体の課題解決に資する情報発信や人材確保に努め、団体の運営基盤強化につなげるとともに、支援事例の周知広報を図っていく。	改善

取組項目iii		4	商店街等を核とする地域のにぎわい創出支援事業 R2-6 経営支援課	物価高騰等の影響もあり、依然として厳しい環境にある商店街において、新たな取り組みとして活性化モデルとなる商店街を選定し、商店街で中核となって活躍する若手人材の育成やネットワーク構築に取り組んでいる。	②	社会環境が厳しさを増す中、商店街を地域のにぎわいの中心として維持していくため、市町、商店街関係機関との連携を一層強化し、実効性のある支援制度の構築を検討していく。また、モデル商店街で構築した人材ネットワークの取組を検証し、他の商店街へ波及させ、地域に求められ、持続可能な商店街への変革を促す事業の構築を検討する。	改善
		5	商店街活性化指導事業 — 経営支援課	—	②	県内商店街振興組合の設立・運営に関する指導や各種研修等に対し補助する事業であり、商店街の活性化・振興に資するものであるため、今後も効果的な手法を検討しながら、事業を継続する。	改善

注:「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和6年度実施）

基本戦略名	3-1 人口減少に対応できる持続可能な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	県民生活環境部 県民生活環境課	下野 明博
施策名	1 地域活動を行う多様な主体が支えあう、持続可能な地域づくりの推進	事業群関係課（室）		
事業群名	② 持続可能な社会の構築のための環境保全活動の促進や環境教育等の推進	令和５年度事業費（千円）	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費（R5実績）の合計額	5,945

1. 計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025 本文）

将来にわたり豊かな県民生活を維持するため、環境と経済の両立を図りながら持続可能な社会を構築する必要があります。そのためには、学校等、家庭・地域、事業者、行政といったあらゆる人々が様々な場で環境保全活動や環境教育の推進に取り組むことが重要です。

（取組項目）

ⅰ）環境アドバイザーや環境学習総合サイト等を活用した環境に関する知識の普及、情報発信等
ⅱ）生物多様性の恵みにふれる機会の増加と普及啓発、広報の推進
ⅲ）県民、事業者、NPO、行政等が連携、協働した環境保全活動の推進
ⅳ）市町と連携した環境教育を実践する人材育成の推進

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合	目標値①		71.4%	74.6%	77.8%	81.0%	84.1%	84.1%（R7）
		実績値②	61.9%（H30）	60.6%	59.4%	74.8%			進捗状況
		達成率②／①		84%	79%	96%			やや遅れ

（進捗状況の分析）

R5年度は、目標達成には至らなかったものの、前年度と比較して15.4%増加した。しかしながら、地球温暖化による気候変動や海洋プラスチックごみによる生態系への影響など環境問題は多様化しているが、取り組んでいない人の約40%が「関心がない」、約21%が「どうしていいかわからない」と回答しており、実体験型、情報発信型など様々な手法による啓発活動が必要である。

取り組んでいない人の割合を年代別でみると、20代、30代が約50%、続いて10代が約31%と高くなっている。取り組んでいない理由としては、すべての年代において「関心がない」と回答した割合が最も高くなっており、特に20代では約52%、30代では約43%と高い割合となっている。その他の理由では、10代では「時間がない」が約25%、「どうしていいかわからない」が約19%、30代では「どうしていいかわからない」が約27%と高い割合となっていることから、若者に伝わる情報発信の手法検討や、子供を通じた環境学習や指導者の育成等も必要である。

コロナ禍によるライフスタイルの変化により、環境学習やイベント等をオンラインで開催することも増えてきたが、こうした環境の変化にも対応しつつ、県民自らの取組が環境保全へ貢献していることを意識してもらうきっかけづくりを行うことが求められる。

2. 令和5年度取組実績（令和6年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R4実績	うち一般財源	人件費（参考）	事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況（令和6年度新規・補正事業は事業内容）	指標（上段:活動指標、下段:成果指標） 主な指標	R4目標	R4実績	達成率	令和5年度事業の成果等
				R5実績					R5目標	R5実績		
				R6計画					R6目標			
				事業実施の根拠法令等								
			事業期間	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）						
			所管課(室)名				事業対象					
取組項目 i ii iii iv	○	1	環境保全活動推進事業費	7,152	2,625	8,036	●事業内容 環境保全活動の大切さや重要性を広く県民に啓発するため、地域団体や学校等への環境アドバイザー派遣、環境関連イベントへのブース出展、環境学習総合サイト等による、環境活動・イベント・人材等の情報を発信するほか、幼児向けの環境保全活動指導者養成講座の開催により人材育成等を図る。 ●実施状況 環境アドバイザーの派遣や環境学習総合サイト等による情報発信を実施するとともに、指導者養成講座を開催し人材育成を図った。	【活動指標】 アドバイザー派遣回数（回）	100	85	85%	●事業の成果 ・アドバイザー派遣回数は昨年度よりも27回増加し、目標を達成することができ、また、実施後のアンケートにおいても「環境保全への意識高揚が図られた」と全ての主催者が回答しており、県民への環境保全意識の普及啓発や環境活動を実践する人材の育成が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・環境アドバイザーの派遣や指導者養成講座を通じて、幼児から高齢者まで幅広い世代及び多様な主体に対し実体験を伴う環境学習の機会を提供することにより、県民の環境保全への意識向上と活動促進に寄与している。
				5,945	2,777	8,042			100	112	112%	
				10,314	3180	8,170			130			
				環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律				【成果指標】 R4、5:環境保全意識の高揚度（%）	100	100	100%	
									100	100	100%	
			H8-R7					R6:派遣先市町数（県内21市町）	21			
			県民生活環境課	—	—	—	県民、学校、地域社会、事業者					

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	環境アドバイザーや環境学習総合サイト等を活用した環境に関する知識の普及、情報発信等	
	●実績の検証及び解決すべき課題 アドバイザー派遣については、昨年度より27回多く、目標数の112%を実施し、また、講座等の主催者からは意識高揚につながったと報告を受けている。しかしながら、県内2町では派遣実績がなかったほか、離島地区からの申込みが少ない等、派遣地域に偏りがあることから、県内各地域で環境学習の展開を図る必要がある。 また、環境学習総合サイトに登録した会員（グリーンサポーターズクラブ）向けにメールマガジンを配信し、年間を通して270件の各種環境イベント情報を紹介すること等により、環境保全に関する普及啓発を行った。	●課題解決に向けた方向性 離島地区の市町の環境保全担当部署や教育委員会等へ環境アドバイザー派遣事業を紹介し積極的な利用を呼びかける。また、環境学習総合サイトに登録した会員（グリーンサポーターズクラブ）向けに配信するメールマガジンなどにおいて環境アドバイザーを活用した環境学習を呼びかける。
ii	生物多様性の恵みにふれる機会の増加と普及啓発、広報の推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 小中学校や団体等からの依頼を受け、河川や野山での生き物調査や観察会等に環境アドバイザーを派遣した。生き物調査等を通じて身近な自然環境に多種多様な生き物が生息・生育していることや相互に支えあって生態系が維持されていることを啓発した。上欄の環境アドバイザー派遣のうち、生物多様性に関する講座等は48件あり、R2年度（9件）以降、生物多様性の恵みにふれる機会は年々増加しているが、県北、長崎、県央地区での実施が多いなど、地域によって生物多様性への取組に差が見られる。	●課題解決に向けた方向性 生物多様性の恵みにふれる機会を県全体へ広めるため、小中学校等で実施された生き物調査や観察会の様子を環境学習総合サイト等で紹介し、環境アドバイザーの活用を呼び掛ける。
iii	県民、事業者、NPO、行政等が連携、協働した環境保全活動の推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 環境保全活動に関心がない、取り組み方がわからないと考えている人が一定数いることから、日常生活における少しの心遣いが環境保全につながるとの認識をもっていただき、環境問題を身近なこととして考えていただくため、環境アドバイザー派遣を通じて市町やNPO等とも引き続き連携し啓発に取り組む。 多くの市町で環境アドバイザー派遣が活用され、各地域で連携した環境教育が行われているが、取組には地域で濃淡がある。	●課題解決に向けた方向性 地球温暖化、4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）、生物多様性など、環境問題に対する人々の知識や問題意識は高まっていると推測されるので、環境保全活動の取り組み方がわからない方々へ情報提供を行い、行政やNPO等の活動への参画を促す。

ⅳ　市町と連携した環境教育を実践する人材育成の推進		
	●実績の検証及び解決すべき課題 　環境保全活動指導者養成講座により保育・幼児教育の中に環境教育の要素を取り入れることができる人材の育成を図るとともに、環境アドバイザー、こどもエコクラブ等を紹介し、それらの活用を通した地域における環境保全活動推進のきっかけづくりを行った。 環境アドバイザーの派遣先実績として小学校は多いが、保育所や幼稚園への派遣はまだ少なく、また、地域においては、特定の分野、特定の講師に偏りが見受けられる。	●課題解決に向けた方向性 　環境保全活動指導者養成講座の実施により、受講者が、幼児期から環境保全活動を身近なものとして意識づける環境学習を各所属団体で実践できるよう、環境アドバイザーと連携して取り組んでいく。

4. 令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 ⅰ ⅱ ⅲ ⅳ	○	1	環境保全活動推進事業費 H8-R7 県民生活環境課	環境保全活動に「関心がない」、「取り組み方がわからない」と考えている人の割合を低減させるため、県ホームページ等での情報発信の頻度を増やすとともに、内容の充実を図っていく。また、身近に取り組める環境保全活動が様々あることを理解してもらい、環境問題に関心を持っていただくために、環境アドバイザーや指導者研修会、県ホームページ等を通じて日常生活の中で取り組める環境保全活動を具体的に示す等、継続して啓発を行う。	① ② ⑥ ⑨	親子で取り組む環境保全活動の場を創出するなど、より若い世代が環境問題に関心を持ち取り組んでいけるよう、市町等と連携して、新規環境アドバイザーの掘り起こしや指導者研修会の内容見直しを行い、あらゆる世代において、環境保全への意識向上を図る取組を継続していく。	改善

注:「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和6年度実施）

基本戦略名	3-1 人口減少に対応できる持続可能な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	企画部 政策企画課	内田 正樹
施策名	1 地域活動を行う多様な主体が支えあう、持続可能な地域づくりの推進	事業群関係課（室）		
事業群名	④ 県民と共に取り組むSDGsの推進	令和５年度事業費（千円）	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費（R5実績）の合計額	220

1. 計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025 本文）

「誰一人取り残さない」社会の実現という理念のもと、経済・社会・環境の課題を統合的に解決することを目指すSDGs（持続可能な開発目標）の取組が国際社会全体で進められている中、本県においても、県内への普及・啓発や関係団体等と連携した取組の推進により、持続可能なまちづくりと地域活性化を実現しながら、SDGsの達成に貢献していきます。

（取組項目）

ⅰ）セミナーの開催など関係団体等と連携した県民及び県内企業への普及・啓発による認知度向上
ⅱ）県内企業の取組の支援・推進

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	県民のSDGsの認知度 （アンケートにおける認知者の割合）	目標値①		40%	50%	87%	90%	92%	92% （R7）
		実績値②	34% （R2）	86%	84%	86%			進捗状況
		達成率 ②／①		215%	168%	98%			やや遅れ

（進捗状況の分析）

令和5年度においては、出前講座・セミナーの実施によりSDGsの普及啓発に努めるとともに、「長崎県SDGs登録制度」の運用及び「長崎県SDGsポータルサイト」の運営を通じて登録企業等の取組内容やイベント等の情報発信を行うことで、県内におけるSDGsの認知度向上につなげる取組を行った。

なお、これまでの取組により、SDGsの認知度については一定の向上が見られ、当初設定した目標値（R7:80%）を達成（R4:84%）したことから、R5年度に指標の見直しを実施し、目標値を92%とする上方修正を行った。

2. 令和5年度取組実績（令和6年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R4実績	R5実績	R6計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況（令和6年度新規・補正事業は事業内容）	指標（上段:活動指標、下段:成果指標） 主な指標	R4目標	R4実績	R5目標	R5実績	R6目標	達成率	令和5年度事業の成果等
			事業期間	事業実施の根拠法令等 法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）			事業対象								
取組項目ⅰⅱ	○	1	SDGs普及推進事業費	1,879	409	3,827			●事業内容 県民や企業等に対しSDGsの普及啓発及び認知度向上を図るため、出前講座・セミナーの実施、「長崎県SDGs登録制度」の運用及び「長崎県SDGsポータルサイト」の運営を行う。 ●実施状況 出前講座・セミナーを2回実施し、登録制度の令和5年度募集では90件を新規登録した。ポータルサイトの運営については、登録事業者の取組内容や、イベント等の情報発信を行った。	【活動指標】 県民や企業向けセミナーの開催件数（回）	4	15			375%	●事業の成果 ・出前講座・セミナーの実施や、ポータルサイトを通じた情報発信により、県民のSDGsの認知度向上に寄与した。また、登録制度において、登録事業者が増加したことにより、県内企業・団体に対して、SDGsに関する取組のさらなるPRや横展開が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・普及啓発の取組によりSDGsの認知度向上に寄与するものと期待される。
				220	111	3,830					4	2				50%	
				1,666	833	3,891					4						
			R3-	—						【成果指標】 R4-5 登録制度への登録件数（累計）（件）	500	432				86%	
											550	498				90%	
			政策企画課	—	—	—			企業・団体、一般県民	R6- 登録制度への新規登録件数（件）	30						

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	セミナーの開催など関係団体等と連携した県民及び県内企業への普及・啓発による認知度向上	
	●実績の検証及び解決すべき課題 包括連携協定締結企業等と連携しながら、県民や企業向けに普及啓発にかかるセミナーを実施し、SDGsの認知度向上を図った。 今後も引き続き、普及啓発の取組を推進していく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 セミナーやイベント等の実施および「長崎県SDGsポータルサイト」の充実により、普及啓発のさらなる促進に取り組む。
ii	県内企業の取組の支援・推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 「長崎県SDGs登録制度」について、令和5年度の募集では90件を新規登録した。さらに、「長崎県SDGsポータルサイト」の運営を通じて、SDGsに積極的な県内企業等の見える化を行うことで、取組の促進と他の県内企業等への横展開を図った。 今後も引き続き、登録事業者の拡大やPRの強化に努める必要がある。	●課題解決に向けた方向性 「長崎県SDGs登録制度」における登録企業等の取組について、「長崎県SDGsポータルサイト」を通じた情報発信のさらなる充実により、登録企業等のPRや取組の横展開を推進する。

4. 令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 i ii	○	1	SDGs普及推進事業費 R3− 政策企画課	「長崎県SDGs登録制度」におけるオンライン申請システム導入による利便性向上やメタバースを活用した啓発イベントの実施などに取り組み、さらなる普及啓発に努めていく。	②⑦	SDGsの普及啓発に向け、セミナーの実施や「長崎県SDGs登録制度」における登録企業等の拡大、「長崎県SDGsポータルサイト」のさらなる充実を図る。	改善

注:「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和6年度実施）

基本戦略名	3-1 人口減少に対応できる持続可能な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	農林部 農山村振興課	居村 正博
施策名	2 地域の活力と魅力にあふれる農山漁村づくり	事業群関係課（室）	林政課、漁政課、水産経営課、農業経営課	
事業群名	① 農山漁村集落に人を呼び込む仕組みづくり	令和５年度事業費（千円）	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費（R5実績）の合計額	3,883,832

1. 計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025 本文）

農山漁村の魅力や生活関連情報の発信、農地付住居の情報提供などにより半農半X等多様な住民の移住・定住を促進するとともに、ボランティア等都市住民との共働による地域資源の保全活動により、関係人口の拡大を図ります。
また、鳥獣被害対策、漁場の生産力向上などの取組により、暮らしやすい農山漁村の環境整備や集落機能の向上を図ります。

（取組項目）

ⅰ）本県農山漁村の魅力の発信と関係人口の拡大
ⅱ）農山漁村地域への移住・定住対策の推進
ⅲ）農山漁村の持つ多面的機能の維持
ⅳ）農山漁村地域における安全・安心で快適な地域づくり

事業群

指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
資源保全活動取組面積	目標値①		27,714ha	28,123ha	28,532ha	28,941ha	29,350ha	29,350ha（R7）
	実績値②	25,625ha（H30）	24,877ha	24,623ha	24,909ha			進捗状況
	達成率②／①		89%	87%	87%			やや遅れ

指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
地域漁業の維持・再生に取り組む漁業地区数	目標値①		80地区	80地区	80地区	80地区	80地区	80地区（R7）
	実績値②	80地区（R2）	80地区	79地区	77地区			進捗状況
	達成率②／①		100%	98%	96%			遅れ

（進捗状況の分析）

【資源保全活動※1取組面積】
＜中山間直払※2＞
中山間地域等の条件不利地において、平地との生産費などのコスト差を支援することで、農業生産活動の継続や耕作放棄地の発生防止など、集落の維持に大きくに寄与している。取組面積を維持するため、集落協定の合併を推進している。
＜多面的機能支払※3＞
農地まわりの草刈りや水路の清掃活動などによって、降雨時などにおける水田の貯留効果による洪水防止、自然環境の保全など農業・農村が持つ多面的機能の維持・発揮に寄与している。取組面積・組織数が減少する中、組織体制の強靭化のため、組織の広域化に取り組んでいる。
広域組織数 R4 12組織 →R5 12組織
広域取組面積 R4 6,199ha →R5 6,355ha
＜取組面積＞R元：25,318ha,R2：24,813ha,R3：24,877ha,R4：24,623ha,
R5：24,909ha
集落の人口減少と高齢化による担い手不足のため、目標達成は出来なかった。

※1 農地まわりの草刈りや水路の清掃、農業生産活動などを行うことで、農地や集落の維持を図る「地域の共同活動」のこと
※2 急傾斜地等で農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する農林水産省の制度
※3 農地・水路・農道の維持事業等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する農林水産省の制度

【地域漁業の維持・再生に取り組む漁業地区数】
漁業就業者の減少や高齢化が進んでいるが、漁村地域における種苗放流や漁場の管理・改善等のほか、地域資源の高付加価値化など、漁業生産・加工・流通・交流等に関する取組活動に対し支援を行うことにより、漁業地区の維持につながっている。この取組により、地域の活性化や新規就業者の確保・定着もみられることから、引き続き市町等関係機関と連携し、取組活動を支援していく。
＜R5取組状況＞
・漁場の生産力の向上に関する取組（種苗放流等） 230件
・漁業の再生に関する実践的な取組（高付加価値化等） 123件

2. 令和5年度取組実績（令和6年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R4実績	R5実績	R6計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等	事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況（令和6年度新規・補正事業は事業内容）	指標（上段:活動指標、下段:成果指標） 主な指標	R4目標	R5目標	R6目標	R4実績	R5実績	達成率	令和5年度事業の成果等
取組項目i	○	1	ながさき森林環境保全事業（県民参加の森林づくり）	16,454			0	20,663	ながさき森林環境基金条例	●事業内容 市町が実施する公共施設の木造・木質化、地域林・里山林整備、森林のめぐみの普及・啓発に対する取組や、森林ボランティア団体、学校等が実施する植樹や森林教育等の取組を支援する。 ●実施状況 木育や緑化活動等、森林環境教育の知識・経験を持ったフォレストマスターを小中学校や保育園等へ派遣した。	【活動指標】 フォレストマスター制度の説明会実施回数（回）	2		3		150%	●事業の成果 ・R5年度はのべ22団体がフォレストマスター制度を活用し、森林保全に対する意識向上を図ることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・のべ22団体がフォレストマスターを活用して森づくり活動や森林環境教育に取り組んだ結果、森林に対する意識の醸成が図られ、農山村集落における都市住民との協働による森林資源の保全活動の推進に寄与した。
				21,908			0	20,833				3		6		200%		
				25,800			0	21,604				4						
			H19-R8								【成果指標】 フォレストマスターを活用した森林活動や森林環境教育等の実施件数（件）	4		9		225%	
												6		22		366%		
			林政課	—			—	—		市町、法人、森林ボランティア団体等		8						
		2	ボランティアと農山村集落の共働による集落維持活動事業	9,599			0	3,827	中山間ふるさと水と土保全対策事業実施要領	●事業内容 県がボランティア支援センター（NPO法人）に委託して、社会貢献に前向きな企業等を募集し、農業用水路やため池等の維持管理が困難となっている集落に派遣し、農山村集落の住民との共働による保全活動を実施する。 ●実施状況 企業等と集落とのマッチングを行い、合計で18集落において保全活動を実施した。	【活動指標】 ボランティア活動を推進した企業数（社）	6		11		183%	●事業の成果 ・企業等に対し、集落維持のためのボランティア活動の推進を行った結果、企業が農村部には少ないこと、企業や集落に対する情報発信等が不十分であったこと等より達成率は未達成となったが、取り組み集落数は前年度から増となり、取り組みが拡大した。
				7,837			0	3,830				6		13		216%		
				7,946			0	3,891				6						
			R2-6								【成果指標】 ボランティアとの集落環境保全活動に取り組む集落数（集落）	11		11		100%		
												24		18		75%		
			農山村振興課	—			—	—		中山間地域等の農業者、地域住民		24						
取組項目i ii iii	○	3	離島漁業再生支援費	955,094			277,258	11,480	—	●事業内容 離島漁業の再生を図るため、漁場の生産力向上や漁業の再生に関する実践的な取組を支援する。 ●実施状況 次の取組を行う漁業集落に対し、市町を通じ交付金を交付した。 ①漁業の生産力向上や漁業の再生に関する実践的な活動 ②新規就業者に対する漁船等リース ③特定有人国境離島地域における雇用創出活動等	【活動指標】 実施市町数（市町）	10		10		100%	●事業の成果 ・各集落において、漁場の生産力向上に関する取組（種苗放流や藻場対策等）、漁業の再生にかかる取組（販路拡大等）及び新規就業者に対する漁船・漁具のリースを実施し、担い手確保など離島漁業の維持・再生を図った。 ・また、特定有人国境離島地域の漁業集落において、69件の支援を行い、97人の雇用を創出した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・離島の漁業集落の維持・活性化、新規就業者の定着と雇用創出に寄与した。
				958,765			279,540	11,488				9		9		100%		
				986,369			280,391	11,672				9						
			H17-								【成果指標】 新規就業者への漁船・漁具等のリース取組累計人数（人）	53		53		100%		
												55		55		100%		
			漁政課	—			—	—		離島の漁業集落等		57						

取組項目ii		4	漁業と漁村を支える人づくり事業費				●事業内容 就業希望者の呼び込みから就業までスムーズで切れ目のない支援体制と、漁村を生活の場として定着し、暮らし続けることができる漁村づくりを推進する。 ●実施状況 漁村の魅力やイベントの情報発信、就業支援フェアの開催などよる県内外からの漁業就業希望者の呼び込み、新規漁業就業希望者の受入れと技術習得支援などに取り組んだ。	【活動指標】 漁業就業希望者との面談、相談件数（人）				●事業の成果 ・漁業就業希望者へHP、バナー広告などにより漁業の魅力やイベント情報を発信するとともに、県主催の就業支援フェアを2回とWeb就業相談を2か月間行った。また、移住相談会へ5回と全国の就業フェアへ4回参加し、157名と面談、相談を行い、漁業就業希望者の呼び込みに繋げ、ほぼ目標を達成した。 ・漁業就業希望者66人への技術研修を支援したことで、将来の新規就業者増加に寄与した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・令和5年度の新規就業者201人のうち、14人が漁業技術研修支援を活用して着業しており、新規就業者の増に寄与した。
				67,673	29,925	16,850			159	157	98%		
				90,294	45,147	18,674			165				
				—				【成果指標】 漁村へ移住してきた新規漁業就業者数（人）					
			R5-7						72	57	79%		
			水産経営課	—	—	—	漁業者、漁協、市町		75				
取組項目ii		5	ながさきde農業IJU推進事業費				●事業内容 移住就農者の拡大に向け、本県農業の魅力や相談・支援策等の情報発信を強化するとともに、就農のイメージを具体化するためのオンラインセミナーや体験メニュー等を充実する。 ●実施状況 移住就農希望者等に対し、意欲ある市町への移住就農を促進するため、情報発信や受入体制整備、移住促進対策を実施することで、県外からの新規就農者の増大を図った。	【活動指標】 移住就農希望者確保に向けたイベント参加者数（人/年）				●事業の成果 ・情報発信や受入体制整備、移住促進対策の実施により、移住就農希望者確保に向けたイベント参加者数や県外からの就農相談人数の確保につながかったが、壱岐市の見学ツアーが天候不良により中止となったことで目標達成できなかった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・移住就農希望者等に対し、情報発信を行うとともに、オンラインセミナーや見学ツアー等を実施したことにより、移住就農者の確保につながり、農業生産活動の維持に寄与した。
				13,186	7,329	11,489			80	74	92%		
				24,773	10,588	11,672			100				
				—				【成果指標】 県外からの就農相談人数（人/年）					
			R5-7						16	14	87%		
			農業経営課	—	—	—	就農希望者、受入団体等		18				
取組項目iii	○	6	中山間地域等直接支払費	1,069,022	375,118	7,653	●事業内容 中山間地域等において農業生産活動を継続的に行うため、耕作放棄地の発生防止や県土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全等の多面的機能の増進を図る。 ●実施状況 19市町において、931協定が農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路等の管理活動等）を各々の地域で実施した。	【活動指標】 説明会の開催（回）	12	14	116%	●事業の成果 ・中山間地域等の条件不利地において、平地との生産費などのコスト差を支援することで、農業生産活動の維持につながった。 （中山間地域等直接支払取組面積） R4：9,393ha→R5：9,550ha ●事業群の目標達成への寄与 ・中山間地域等の条件不利地域と平地との生産費等のコスト差を支援することで、農業生産活動の維持に寄与した。	
				1,079,426	377,147	7,659			12	13	108%		
				1,148,251	386,622	7,781			12				
				農地の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第5条				【成果指標】 中山間地域等取組面積（ha）	10,356	9,393	90%		
			H27-						10,463	9,550	91%		
			農山村振興課	○	—	—	集落協定に基づき農業生産活動を行う農業者等		10,569				
	○	7	多面的機能支払事業	676,731	217,838	26,020	●事業内容 地域共同で行う農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図る活動や地域が有する水路、農道等の共同施設の補修や長寿命化のための施設更新をすることにより地域資源の質的向上を図る。 ●実施状況 20市町において、278組織が農地維持活動、資源向上活動（共同、長寿命化）を各々の地域で実施した。	【活動指標】 説明会の開催（回）	8	8	100%	●事業の成果 ・農地・農業用施設等の保全管理や長寿命化、農村環境の保全・向上など、農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮に寄与した。 （多面的機能支払取組面積） R4：15,230ha →R5：15,359ha ●事業群の目標（指標達成）への寄与 ・本事業への取組推進により、地域による水路やため池などの保全管理活動の活性化に寄与した。	
				671,543	216,587	26,041			8	8	100%		
				783,440	249,002	26,455			8				
				農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第5条				【成果指標】 多面的機能支払取組面積（ha）	17,767	15,230	85%		
			H27-						18,069	15,359	85%		
			農山村振興課	○	—	—	活動計画書に基づき地域の共同活動を行う農業者等		18,372				
		8	中山間ふるさと活性化基金	922	0	3,061	●事業内容 農地や土地改良施設の利活用を基本とする地域住民の共同活動（地域住民活動）や、この活動を推進する人材の育成、都市住民も含めた保全活動などを支援する。 ●実施状況 指導員研修会の開催及び中山間地域の情報誌の配布を実施した。	【活動指標】 指導員への啓蒙・普及活動（回数）	9	8	88%	●事業の成果 ・地域住民による棚田保全等のための共同活動（地域住民活動）等への支援や活動の中心となる人材育成により、農山村の持つ多面的機能の維持・発揮に寄与した。	
				1,799	0	3,064			9	8	88%		
				2300	0	3,112			9				
				中山間ふるさと水と土保全対策事業実施要領				【成果指標】 長崎県ふるさと水と土指導員（人）	21	19	90%		
			—						21	19	90%		
			農山村振興課	—	—	—	中山間地域等の農業者、地域住民		21				

取組項目iii		9	ながさき森林環境保全事業（環境保全林緊急整備）	164,275	0	21,199	●事業内容 公益的機能を確保するために重要な森林のうち、森林所有者による森林の管理が困難なものについて、里山林の整備を実施し、森林の機能を適正に維持する。 ●実施状況 市町、集落と連携し、荒廃した里山林等を整備することにより、身近で親しみやすい里山づくりを実施した。	【活動指標】 -R4：未整備森林の整備面積（ha）	1,350	710	52%	●事業の成果 ・里山林を整備するための地元説明会を計12回開催し、合意形成を図ることにより里山林整備が必要な森林について31.2haの整備を実施した。
				126,007	0	21,446		R5-：地元説明会（回）	9	12	133%		
				187,930	0	21,786			15				
				ながさき森林環境基金条例				【成果指標】 -R4：未整備森林の整備率（%）	80	65	81%		
			H19-R8					R5-：里山整備面積（ha）	32	31	96%		
			林政課	—	—	—	森林所有者、市町、県		30				
		10	保安林等整備管理費	5,705	5,070	17,666	●事業内容 森林が有する水資源のかん養機能や山地災害の防止機能など、公益的機能を将来にわたって持続的に発揮できるよう、公益上重要な森林を「保安林」に指定し、森林の適正な管理を行う。 ●実施状況 保安林指定調書作成業務委託により、計20箇所の現地調査、及び指定調書の作成を行った。	【活動指標】 -R4,5：年間保安林指定面積(ha)	241	73	30%	●事業の成果 ・保安林指定に必要な森林調査や森林所有者の同意書取得、地元の合意形成等が円滑に進み、目標の指定面積を達成した。
				6,101	5,466	17,679			241	241	100%		
				8,219	7,584	17,960		R6-：年間保安林指定調査個所数（箇所/年）	20				
				森林法第25条				【成果指標】 保安林指定面積(ha)	51,323	51,155	99%		
			—						51,396	51,396	100%		
			林政課	○	—	—	森林所有者		51,546				
		11	県営林事業費	247,395	0	43,622	●事業内容 県有林（735ha）、県行造林（4,794ha）において、第13次経営計画（R元年度～5年度）に基づき、売払収入等をもって管理経営を実施し、県有基本財産の造成と模範的な森林整備による森林の持つ公益的機能の発揮等を図る。 ●実施状況 県営林の管理経営面積　5,529haについて、第13次経営計画（R元年度～5年度）に基づき、森林の健全な成長と保全に重点を置いた森林整備(間伐218ha)を実施した。	【活動指標】 森林整備面積（ha）	350	284	81%	●事業の成果 ・森林整備面積は、入札不調が多く発生したことにより目標の62%となったが、haあたりの材積量が多い森林が整備対象に多く含まれたことから、木材売払量は目標を達成できた。
				248,626	0	43,981			350	218	62%		
				286,533	0	44,352			216				
				長崎県行造林規則				【成果指標】 木材売払量（㎥）	12,483	14,654	117%		
			S34-						12,483	14,687	117%		
			林政課	—	—	—	森林所有者（県行造林契約者）、森林組合等林業事業体		10,363				

取組項目iii		12	森林環境譲与税事業費（市町支援）	9,662	0	9,107	●事業内容 市町が意向調査や経営管理権集積計画の策定又は市町村森林経営管理事業をできるよう指導、支援する。 ●実施状況 森林経営管理制度に関するサポートセンターを設置し、市町を支援することで、累計12市町で林地の集約が図られた。	【活動指標】 -R4:クラウド型森林GISを活用した森林経営管理制度サポートセンターの設置（箇所）	1	1	100%	●事業の成果 ・サポートセンターを設置して、県内各市町の支援を行った結果、累計12市町において集積計画の策定につながった。
				9,167	0	9,114		R5-森林管理サポートセンターによるアドバイザーの派遣回数（回/年）	22	39	177%		
				9,500	0	9,259			22				
				森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第1条 森林経営管理法第49条				【成果指標】 新たな森林管理システム集積計画策定市町数（市町累計）	11	8	72%		
			R元-						13	12	92%		
			林政課	○	○	—	県内の市町		15				
取組項目iv	○	13	鳥獣害に強い地域づくり推進事業費				●事業内容 農作物被害軽減のため、防護柵設置や捕獲機器の整備、捕獲に係る経費の助成、被害防止3対策（防護・棲み分け・捕獲）、人材育成等を総合的に支援する。 ●実施状況 普及指導員・イノシシ対策A級インストラクターによる指導のもと、地域自らが集落ぐるみで3対策に取り組み、農作物被害軽減を図った。 また、広域的な対策の推進、新技術の実証、人材育成により、市町が被害防止計画に基づき推進する3対策の戦略的な実施を支援することで、農山村地域での安全安心な生産・消費活動の実現と、鳥獣被害に負けない元気な中山間地域づくりに取り組んだ。	【活動指標】 事業推進会議の開催数（回）				●事業の成果 ・防護柵の設置や捕獲体制が整備されるなど、地域ぐるみでの対策実施につながった。県内の農作物被害額はピーク時の被害に比べて2割程度に減少している。 ・捕獲情報システムのさらなる導入に向け先行導入事例の情報提供等を行い、各市町に対して事務負担軽減等の効果を周知することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・本事業を活用した鳥獣害防止対策により、生産活動が継続され、農山村地域の環境整備に貢献した。
				658,470	11,125	30,636			3	3	100%		
				1,062,044	18,665	31,124			3				
				鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第5条 鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律第2条の2第2項				【成果指標】 野生鳥獣による農作物被害額（百万円）					
			R5-7						145	算定中	—		
			農山村振興課	○	—	—	市町、鳥獣対策協議会等		133				
		14	鳥獣保護費	1,106	1,106	2,909	●事業内容 野生鳥獣の適正管理を目的として、休猟区の設定と休猟区への繁殖用のキジの放鳥を行う。 ●実施状況 休猟区9ヶ所を設定し、休猟区への繁殖用のキジの放鳥を行った。	【活動指標】 放鳥地区選定のための協議(回数)	3	3	100%	●事業の成果 ・休猟区9ヶ所、捕獲禁止区域3ヶ所、特定猟具使用禁止区域84ヶ所の指定により、適切な野生鳥獣の管理が行われている。 ●事業群の目標達成への寄与 ・狩猟鳥獣の持続可能な利活用につなげるため、休猟区や捕獲禁止区域などを設定するとともに、キジの放鳥を実施し、農山村地域の環境保全に寄与した。
				1,201	1,201	2,911			3	3	100%		
				1,372	1,372	2,957			3				
				鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第5条				【成果指標】 キジの放鳥地区数（地区）	3	3	100%		
			—						3	3	100%		
			農山村振興課	○	—	—	休猟区		3				
		15	狩猟取締費	7,038	7,038	6,582	●事業内容 有害鳥獣捕獲時の違反、事故防止を目的として、狩猟免許試験、適性検査、取締り等を行う。 ●実施状況 県内各地で狩猟免許試験を実施した。	【活動指標】 狩猟免許試験実施地区数（地区）	6	6	100%	●事業の成果 ・県内各地で狩猟免許試験を実施し、延べ204名が新たに狩猟免許を取得した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・県内各地での狩猟免許試験実施や狩猟免許試験の複数回実施などにより狩猟免許の新規取得を促進し、農山村地域の環境整備（鳥獣被害対策）の担い手となる捕獲者の確保に寄与した。
				6,588	6,588	6,587			6	6	100%		
				9,970	9,970	6,692			6				
				鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第5条				【成果指標】 狩猟免許所持者数（人）	3,000	3,969	132%		
			—						3,000	算定中	—		
			農山村振興課	○	—	—	狩猟免許所持者		3,000				

取組項目iv		16	野生鳥獣管理事業費	8,259	0	2,756	●事業内容 イノシシやシカなど生息数が増加し、被害が深刻化している野生鳥獣の管理のため、捕獲技術の向上研修や個体数密度調査などを行う。また、指定管理鳥獣捕獲等事業を活用して、シカの効果的な捕獲手法の実証に取り組む。 ●実施状況 新規のわな免許取得者や銃猟免許所持者に対する技術向上研修を実施した。また、ニホンジカについて他地域実績のある捕獲手法やICTを活用した管理手法等の紹介などの研修を実施した。	【活動指標】 捕獲技術講習会の開催回数（回）	6	4	66%	●事業の成果 ・新規のわな免許取得者や銃猟免許所持者に対する技術向上研修を実施し、安全で適正な捕獲の推進が図られた。囲いわなやICTを活用した管理手法等の紹介などの研修により、これまで活用されていない手法による捕獲機会の拡大を図った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・捕獲者の技術向上や捕獲手法の実証により鳥獣害防止の効率化に寄与し、農山村地域の環境整備に寄与した。
				5,535	5	2,758			6	5	83%		
				20,375	49	2,802			6				
			H29-R8	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第5条				【成果指標】 捕獲技術講習会の受講者数(人)	100	85	85%		
									100	81	81%		
			農山村振興課	○	―	―	捕獲従事者、認定鳥獣捕獲等事業者等		100				

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	本県農山漁村の魅力の発信と関係人口の拡大	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ・県内企業とマッチングが成立した14集落において、水路の清掃や田植えなどの共働活動を実施した。集落外の人材との共働活動に取り組んだことで、集落の負担軽減につながっており、集落、企業とも取組継続の意向を示している。 ・地域の持つ魅力の発信や、様々な工夫で課題を解決し地域を活性化するためには、地域で協力して活動していくことが重要であり、地域漁業の維持・再生に取り組む漁業地区の中には、観光事業者と連携した漁業体験や釣り筏などの海洋レジャー、地産地消の推進など、工夫しながら取組を実施している地区があるので、そのような取組を県内で広く展開し、各漁業地区の活性化に結びつけていく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 ・県版SDGs登録制度に登録した企業の中で、ボランティアに前向きな企業の情報収集を行い、ボランティアへの参加を引き続き推進する。また、これまでに取り組んだ企業のイメージアップにつながるよう成果を取りまとめ、他企業に対する制度の推進に活用する。 ・優良事例の情報提供を行うなど、地域資源を生かした海洋レジャーなどの取組を引き続き積極的に支援していく。
ii	農山漁村地域への移住・定住対策の推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ・漁村地域に移住・定住対策を推進するうえでは、地域資源を十分に活用した漁村の魅力向上などの取組のほか、新規漁業就業者が着業しやすい環境整備や漁業・海業への取組の継続による漁村地域の持続的な発展が必要。 高齢化や人口減少などが進んでいるが、地域漁業の再生に取り組む地区を維持していく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 ・漁業の再生に係る実践的な取組や新規漁業就業者への漁船等のリース、起業や事業規模拡大への支援について、引き続き国や市町と連携し、よりよい方法を検討しながら取り組む。

iii　農山漁村の持つ多面的機能の維持	
●実績の検証及び解決すべき課題 ・漁業や漁村は魚介類を供給する役割だけでなく、自然環境の保全や国民の生命・財産の保全等、様々な役割があり、漁村の人口減少や高齢化が進めば、これら多くの機能の発揮に支障が生ずることが懸念される。漁業者の活動が持続的に行われ、漁村の活性化を図ることが必要であるが、種苗放流、漁場の管理・改善、産卵場・育成場の整備等の取組は既に定着しており、地域漁業の維持・再生に取り組む地区の多くで複数の取組が実施されており、今後も取組の維持をはかることが必要。 ・R3年度までに約5万2千ヘクタールの未整備森林が解消されている一方で、手入れ不足の森林も多く存在しており、限られた人員の中で、より多くの未整備森林を解消するには、森林整備の作業効率を上げる必要がある。特に、防災機能上重要な森林においては保安林指定を進めているが、指定による制約も発生することから森林所有者の同意を得難い状況となっている。このことから、地域に密接し精通している市町と連携・強化しながら進める必要があるが、市町には林業専門の職員がほとんどいない。 ・中山間地域等直接支払交付金の取組により、集落の継続的な農業生産活動等の実施を働きかけているが、高齢化や担い手不足等により、5年毎の計画更新時に取組面積が減少している。 ・多面的機能支払交付金事業の取組は、農地・農業用施設等の保全管理や長寿命化、農村環境の保全・向上など、農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮に寄与しているが、事務手続きの煩雑さ等や構成員の高齢化により5年毎の計画更新時に取組面積が減少している。 ・中山間ふるさと活性化基金の取組は、中山間農業地域の住民活動である棚田まつりの支援等を通じ、集落の活性化に寄与しているものの、今後は交流活動だけでなく、農山村集落が抱える課題の解決に直接つながる取組を実施するなど、活動の充実を図る必要がある。	●課題解決に向けた方向性 ・種苗放流、漁場の管理・改善、産卵場・育成場の整備等、漁業者が行う多面的機能の発揮に資する取組についても、高齢化や構成員数の減少に対応した取組の方法の工夫や見直しが必要となっているため、国や市町と連携して支援していく。 ・森林整備の作業効率を上げるため、高性能林業機械の使用や機械の能力を十分に発揮させるために必要な路網整備に対し支援する。また、治山施工地の計画と地域森林計画と整合を図りながら市町と連携し、計画的に保安林を指定する。そして、地域林政アドバイザーと市町とのマッチングを進める。さらに、新たな森林管理システムについての市町相談窓口を活用し、市町の業務支援の充実・強化を図る。 ・中山間地域等直接支払交付金は、担い手不足や事務負担軽減のための組織の合併や広域化を推進し、事務の集約化を推進する。また、未取組や継続を断念した集落に対し、新規の取組を推進する。 ・多面的機能支払交付金は、担い手不足及び高齢化による活動継続の断念を回避するため、組織の合併・再編及び事務の集約化を推進する。 ・中山間ふるさと活性化基金については、外部人材等を活用した農地等地域資源の保全管理など、集落の維持・活性化につながる取組を推進する。

iv　農山漁村地域における安全・安心で快適な地域づくり	
●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
・野生鳥獣による農作物被害を軽減するため、被害の6割を占めるイノシシを中心に、「防護」「棲み分け」「捕獲」の3対策の実践を推進してきた結果、農作物被害額はピーク時だった平成16年度の822百万円から減少しており、令和4年度は173百万円となっている。しかしながら、3対策の担い手の高齢化、減少等が懸念される中、効果的・効率的な3対策の推進による、さらなる被害額の低減が必要である。また、鳥獣の捕獲情報、防護柵の情報等を一元化してマップ上に表示する捕獲情報システムの活用を推進した結果、捕獲者や自治体職員の事務負担軽減等の効果や戦略的・効率的な捕獲活動につながること等が理解されたものの、実装を継続する自治体は少なく、今後の普及・定着が課題となっている。	・地域ぐるみで行う防護柵の設置等の3対策への支援を継続するとともに、農作物を加害するイノシシの特定・捕獲など新技術の活用や、捕獲情報システムの活用を継続する市において効率的・効果的な鳥獣被害対策を進める先進事例とし、その成果を今後県下の他自治体への波及を図っていくことで、県全体の被害低減に取り組んでいく。
・ニホンジカについては市町による有害鳥獣捕獲に加えて、特に対馬において環境省の交付金事業である指定管理鳥獣捕獲等事業を活用した集中的な捕獲の実施など関係機関で連携した取り組みが行われているところであるが、対馬、五島列島は依然として生息密度が高く、農業被害のほか、森林の下層植生の食害等よる生態系被害も問題となっている。	・ニホンジカについては、他地域での優良事例の紹介や実地研修を行うことで、捕獲従事者等の技術向上を図るとともに、集中的な捕獲の実施により、捕獲圧を高めていく。

4. 令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目i	○	1	ながさき森林環境保全事業（県民参加の森林づくり） H19-R8 林政課	—	②	計画に対して約3倍の実績となっているため、引き続き、木育や緑化活動等、森林環境教育の知識・経験を持った指導者をフォレストマスターとして登録し学校等に派遣する。	現状維持
		2	ボランティアと農山村集落の共働による集落維持活動事業 R2-6 農山村振興課	—	②	長崎県版SDGs登録企業に対して、企業のイメージアップにつながっている事例の情報提供等を行い、参加企業の確保と取組み集落の拡大につなげる。	改善
取組項目i ii iii	○	3	離島漁業再生支援費 H17- 漁政課	—	⑤⑧	令和6年度が終期となっている離島漁業再生支援交付金及び新規就業者特別対策交付金は、令和7年度以降の対応について、国における見直しの方向を踏まえて検討する。特定有人国境離島漁村支援交付金においては、より効果的な雇用創出に結びつく活用ができるよう、観光部局と連携した海業の振興等を進める。	改善
取組項目ii		4	漁業と漁村を支える人づくり事業費 R5-7 水産経営課	これまで長崎市で行ったきた県主催の水産業就業支援フェアを人口が多く、壱岐・対馬と関係が深い福岡県でも開催することで、就業希望者の呼び込み強化を図る。	④⑧	新規就業者確保に向け、情報発信の方法と県主催の水産業就業支援フェアの開催方法の見直しを行う。福岡県での就業支援フェアは令和6年度が初めての取組であるため、実績を基に見直しを行う。 また、市町の水産担当部署に加え移住担当部署との連携を強化することで、漁業就業に向けた支援のみならず、移住希望者への支援を進める。	改善
		5	ながさきde農業IJU推進事業費 R5-7 農業経営課	令和5年度に開設したHP「ながさき就農支援ポータルサイト」を活用して産地情報やロールモデル（先輩農業者）等の情報を充実するとともに、就農のイメージを具体化するためのオンラインセミナーや見学ツアーの取組拡大を行う。	②	産地情報やロールモデル（先輩農業者）等の情報を充実させるとともに、就農に向けた研修前の農業体験の受入等産地の受入体制整備や取組強化を図る。	改善

取組項目iii	○	6	中山間地域等直接支払費 H27- 農山村振興課	—	④⑤⑧	令和7年度からスタートする第6期対策は改定が行われるので、制度内容の周知と取組拡大を支援していく。また、近隣集落との連携、事務局機能や農地保全活動の共同化等の推進を図るとともに、多様な組織や非農家の参画を促進し、共同活動が継続できる体制づくりを支援する。	改善
	○	7	多面的機能支払事業 H27- 農山村振興課	—	②⑤	令和7年度より第3期対策が開始になり、制度の内容が一部拡充される予定となっている。特に一定要件を満たす場合、土地改良区が実施主体になれるよう改正が予定されており、本制度と土地改良区の結びつきが強くなることが想定されるため、多面的機能支払交付金に取り組んでいない土地改良区を中心に本制度への新規取組を推進することにより取組面積の拡大を図っていく。	改善
		8	中山間ふるさと活性化基金 — 農山村振興課	—	②⑤	市町に対して事業内容や指導員の役割を十分に説明することで指導員の掘り起こしを推進するとともに、「ボランティアと農山村集落の協働による集落維持活動事業」による関係人口の増加等新たな人材の呼び込みを図る。	改善
		9	ながさき森林環境保全事業（環境保全林緊急整備） H19-R8 林政課	—	②	未整備となっている里山林について、森林所有者や地元住民への説明を行いながら事業実施の合意形成を図っていくことで、より身近で親しみやすい里山林整備を実施する。	改善
		10	保安林等整備管理費 — 林政課	—	⑤	引き続き、水源かん養機能や山地災害防止機能等が高い森林を保全し、その維持・機能の発揮を図るため、保安林指定と併せて森林整備の推進を図る。	現状維持
		11	県営林事業費 S34- 林政課	—	②	引き続き、作業道の補修経費や拡幅経費等を設計に計上し、事業体が受注しやすいよう改善する委託作業とすることで県営林事業の推進を図る。	現状維持
取組項目iv	○	13	鳥獣害に強い地域づくり推進事業費 R5-7 農山村振興課	シカ被害が拡大している又は被害の拡大が予想される市町に、早急にシカの生息数を大きく減少させる総合的な取り組み（シカの集中捕獲等）を支援する。	②	引き続き、地域自らが集落ぐるみで取り組む総合的な3対策（防護・棲み分け・捕獲）を支援し、効果的かつ効率的な実施による被害の軽減を図る。	改善
		14	鳥獣保護費 — 農山村振興課	—	⑨	引き続き、第13次鳥獣保護管理事業計画に基づき、休猟区を設定し、制札の設置や既存休猟区の制札の維持管理など、休猟区の適切な管理を実施する。また、休猟区における繁殖用のキジの放鳥を実施する。	現状維持

取組項目iv		15	狩猟取締費 — 農山村振興課	さらなる捕獲の担い手確保のため、狩猟免許試験の受験機会拡充と休日実施に見直した。	③	狩猟や有害鳥獣捕獲における法令順守や事故防止を目的として、狩猟免許試験、適性検査、取締り等を実施する。	現状維持
		16	野生鳥獣管理事業費 R4-8 農山村振興課	—	⑤⑥	引き続き、ニホンジカの生息密度についてモニタリング調査を実施する。 また、環境省の交付金事業である指定管理鳥獣捕獲等事業を活用し、特にニホンジカについては第二種特定鳥獣管理計画に掲げる生息密度の削減目標を達成するために、より効率的な捕獲方法を実証・普及する。 さらに、地元の捕獲体制の整備や捕獲技術の向上など、市町や地域住民と一体となって進めていく。	改善

注:「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和6年度実施）

基本戦略名	3-1 人口減少に対応できる持続可能な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	農林部 農山村振興課	居村 正博
施策名	2 地域の活力と魅力にあふれる農山漁村づくり	事業群関係課（室）	漁政課、農業経営課、農産加工流通課、畜産課	
事業群名	② 農山漁村地域全体で稼ぐ仕組みづくり	令和５年度事業費（千円）	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費（R5実績）の合計額	992,016

1. 計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025 本文）

小規模ハウス等による少量多品目周年生産や地域の「顔」となる産品づくり、農泊の推進、漁業・海業の起業支援、直売所を拠点とした農産加工品の販売、地域の営農活動に必要な農作業受託、機械の共同利用組織の育成など農山漁村集落全体で稼ぐ仕組みづくりへの取組を推進します。

（取組項目）

ⅰ）中山間地域に対応した営農体系の確立
ⅱ）地域農林業を支える組織の設立・推進
ⅲ）地域ビジネスの展開による農山漁村地域の活性化

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	アグリビジネス売上額	目標値①		122.3億円	123.6億円	124.8億円	126.1億円	127.3億円	127.3億円（R7）
		実績値②	119.8億円（H30）	120.1億円	131.2億円	137.2億円			進捗状況
		達成率②／①		98%	106%	109%			順調

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	農作業受託・機械の共同利用組織数	目標値①		126組織	128組織	130組織	132組織	134組織	134組織（R7）
		実績値②	124組織（R元）	132組織	136組織	137組織			進捗状況
		達成率②／①		104%	106%	105%			順調

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	新たな漁業や海業の起業及び事業拡大の件数	目標値①		10件	10件	10件	10件	10件	10件（R7）
		実績値②	10件（R2）	1件	16件	19件			進捗状況
		達成率②／①		10%	160%	190%			順調

（進捗状況の分析）

【アグリビジネス売上額】
県下全域の直売所を対象としたセミナーの開催や直売所への現地指導等により令和5年度の農産物直売所の売上は増加した。今後は、地域活性化の拠点となる直売所の育成や地域貢献に向けた取組に対し支援を行い、直売所の機能強化を図る。
農泊については、農泊実践者の高齢化に伴う農林漁業体験民宿数の減少や新型コロナウイルスの影響により、宿泊者数、日帰り体験者数ともに大幅に減少し、売上額が低迷している。今後は、農泊実践者の課題解決につながる研修・交流会の開催や新規実践者を確保するための開業セミナー等を開催し、受入体制を整備する。また、今後の需要拡大が見込まれるインバウンドの訪客拡大を図るため、地域の受入体制整備を支援する。
「長崎四季畑」である農産加工品は、「長崎四季畑」の認知度向上のためのTVCMやサイネージ等でPRを実施したほか、WEBでのアドバイス会や商談等の取組支援により売上額は増加
〈農産物直売所〉R元：105.4億円、R2：108.5億円、R3：109.9億円、R4：117.7億円、R5：122.1億円
〈グリーン・ツーリズム〉R元：6.2億円、R2：0.9億円、R3：1.4億円、R4：1.9億円、R5：2.5億円
〈長崎四季畑認証商品〉 H30：6.9億円 R元：7.5億円、R2：6.9億円 R3：8.8億円、R4：11.6億円 R5：12.6億円

【農作業受託・機械の共同利用組織数】
各地域で研修会を開催し、組織化に意欲がある集落を掘り起こした。農業作業受託組織等の設立推進により、令和4年度の136組織から137組織へと1組織増加した。

【新たな漁業や海業の起業及び事業拡大の件数】
特定有人国境離島地域の漁村集落において、漁業や海業の起業や事業規模拡大に対する支援を行うことで雇用の創出につながっており、令和5年度の実績件数は19件であった。引き続き交付金を活用した支援を行うとともに、観光部局と連携し、情報提供や海業コンテンツの開発支援を行う。

2. 令和5年度取組実績（令和6年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R4実績	R5実績	R6計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等 法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）	事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況（令和6年度新規・補正事業は事業内容）	事業対象	指標（上段:活動指標、下段:成果指標） 主な指標	R4目標	R5目標	R6目標	R4実績	R5実績	達成率	令和5年度事業の成果等
取組事項i	○	1	農山村地域力向上支援事業（産品づくり支援） 事業期間：（R5終了）R3-5 所管課(室)名：農山村振興課	6,304 5,916 —			0 0 —	3,827 3,830 —	法令による事業実施の義務付け：— 県の裁量の余地がない事業：— 他の評価対象事業（公共、研究等）：—			●事業内容 生産組織の育成や販売対策など地域ビジネスの確立に向けた集落の顔となる産品づくりを支援する。 ●実施状況 各振興局が行う栽培実証、加工品開発等の取組に対し、課題の抽出や改善策の検討、優良事例の紹介を行った。また、商品開発及びマーケティングの専門家派遣やの研修会を開催した。 事業対象：中山間地域の生産者、農山村集落	【活動指標】会議等の開催回数（回） 【成果指標】産品づくりの実証地区数（地区）	3 3 6 6		3 3 8 8	100% 100% 133% 133%	●事業の成果 ・産品候補9品目の実証等を行った。栽培試験や加工試作、マーケット調査等により取り組む農業者や面積も増加しており、関係機関と連携し販売に向けた取組が進んでいる。 ●事業群の目標達成への寄与 ・生産者の確保や面積拡大・販路拡大支援等により、壱岐黄金の島内販売額の増加、対馬地どりの新たな販路先の開拓などの成果が出ている。
取組事項ii		2	畜産ワークスタイル改革事業費 事業期間：（R5終了）R3-5 所管課(室)名：畜産課	305 2,142 —			28 1,104 —	1,531 1,543 —	法令による事業実施の義務付け：— 県の裁量の余地がない事業：— 他の評価対象事業（公共、研究等）：—			●事業内容 労力支援組織の新規設立に向けた活動経費やICT機器等の導入による体制強化等を支援する。 ●実施状況 労力支援組織（コントラクター組織、ヘルパー組織）において、新規組織設立や労働環境の改善及びICT活用等による組織体制の強化を支援し、畜産経営の省力化による生産性の向上に取り組んだ。 事業対象：ヘルパー組織、コントラクター組織等	【活動指標】推進会議の開催（回） 【成果指標】新規コントラクターの設立組織数（組織）	2 2 2 2		2 2 1 1	100% 100% 50% 50%	●事業の成果 ・推進会議については予定通り開催し、事業の推進を図ることができた。 ・令和5年度は、島原地区・壱岐地区を重点地区として、新規コントラクター組織の設立支援として現地視察会や研修会等の開催を実施した。その結果、壱岐地域において1組織が新規設立となった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・新規コントラクター組織の設立を支援し、畜産経営の省力化による生産性向上に寄与した。
		3	長崎県飼料増産推進事業費 事業期間：（R6新規）R6-8 所管課(室)名：畜産課	10,630 —			5,330 —		法令による事業実施の義務付け：— 県の裁量の余地がない事業：— 他の評価対象事業（公共、研究等）：—			●事業内容 生産効率の更なる向上のため、他産業からの参入・モデル化を念頭に、組織化のネックとなっている飼料生産に係る機械導入等の支援を拡充することで、組織化並びに省力化の推進を行い、生産基盤の維持拡大を図る。 事業対象：ヘルパー組織、コントラクター組織等	【活動指標】推進会議の開催（回） 【成果指標】飼料作物作付け面積の拡大	2 12,685					—
	○	4	産地と地域を支える集落営農育成推進事業費 事業期間：（R5終了）R3-5 所管課(室)名：農業経営課	7,991 3,147 産地と地域を支える集落営農育成推進事業実施要綱			1,046 1,619	5,357 2,298	法令による事業実施の義務付け：産地と地域を支える集落営農育成推進事業実施要綱 県の裁量の余地がない事業：— 他の評価対象事業（公共、研究等）：—			●事業内容 集落営農の組織化の啓発を図る研修会開催や組織化を目指す集落へのサポート活動、集落営農の課題解決を図る専門家派遣や将来ビジョンの策定支援等を実施する。 ●実施状況 集落営農研修会を5地域6回開催した。集落営農の課題解決を図る専門家派遣を5組織5回実施した。 事業対象：農村集落、集落営農組織等	【活動指標】集落営農研修会の開催数（回） 【成果指標】農作業受託・機械利用組合の新規設立数（組織）	6 6 2 2		6 6 4 1	100% 100% 200% 50%	●事業の成果 ・各地域で研修会を開催し、集落営農組織化に意欲がある集落を掘り起こした。農作業受託組織等の設立推進により1組織増加した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・推進対象集落に対する研修活動や個別指導等により農作業受託・機械の共同利用組織の新規設立につながった。

取組事項ii		5	未来につなぐ次世代集落営農育成推進事業費				●事業内容 集落営農組織・法人が次世代につなげられるよう後継者確保や人材育成等を支援し、未来につなぐ集落営農法人等の育成を推進する。	【活動指標】 集落営農研修会の開催数(回)				—
									6			
				16,647	4,152	2,334						
			(R6新規)R6-7	未来につなぐ次世代集落営農育成推進事業実施要綱				【成果指標】 農作業受託・機械利用組合の新規設立数(組織)				
			農業経営課	—	—	—	農村集落、集落営農組織等		2			
取組事項iii	○	6	稼ぐ農山村チャレンジ支援事業	5,386	0	11,480	●事業内容 農産物直売所を、地域活性化に貢献する集落維持及び販売交流拠点へと発展させるために、直売所の運営者等の人材育成や生産対策などの機能強化を図る。また、実践団体等で組織する長崎県グリーン・ツーリズム推進協議会活動と併せて、情報発信や研修会開催等により農泊を推進することで、農山漁村地域の活性化を図る。 ●実施状況 農産物直売所を、地域活性化に寄与する交流拠点へ育成するため、直売所の運営者等を対象としたセミナー等の開催、地域活性化に貢献する直売所へのステップアップに向け経営基盤強化に取り組む直売所への支援を行った。 農泊について、国内外からの誘客促進に向けた情報発信、実践者の人材育成等による受入体制の整備、教育旅行の誘客促進等を支援した。	【活動指標】 研修会等の開催回数(回)	11	11	100%	●事業の成果 ・直売所を対象としたセミナーや現地指導、農泊実践者を対象とした受入体制向上研修会等の開催は合計11回となり、人材育成を図ることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・セミナー、研修会開催のほか、地域貢献に取り組む直売所への支援や、農泊パンフレットによる情報発信などの取組を推進することで、売上額の増加に寄与した。
				6,219	0	11,489			11	11	100%	
				20,788	385	11,672			6			
				—				【成果指標】 R元-5：農産物直売所、グリーンツーリズム売上額(億円) R6：農産物直売所(億円)	114.8	119.6	104%	
			R元-6						115.5	124.6	107%	
			農山村振興課	—	—	—	生産者(直売所出荷者)、実需者、消費者、市町、実践者等による農泊推進組織		109.7			
	○	7	農山村インバウンド等誘客拡大支援事業				●事業内容 農泊について、今後の需要拡大が見込まれるインバウンドの誘客拡大を図るため、地域での受入体制の整備を支援するとともに、新規実践者の確保のためのセミナー等各種研修会を開催する。	【活動指標】 インバウンド受入に係る研修会の開催				—
									2			
				4,636	2,158	7,781						
			(R6新規)R6-7	—				【成果指標】 農泊延べ宿泊者数(うちインバウンド)(人)				
			農山村振興課	—	—	—	市町、実践者等による農泊推進組織		67,000 (6,700)			
		8	農山村地域力向上支援事業(地産地消)	3,832	80	3,827	●事業内容 県内農産物の魅力及び認知度向上により、消費拡大を図る。 ●実施状況 県内農産物等を扱う県産品愛用推進指定店(米、茶)、地産地消こだわりの店の認定制度の普及・PRを行った。また、地域の農林水産物を地元の方々が積極的に愛用する地産地消の取組を県内各地で推進する収穫感謝祭シリーズに対し支援を行った。	【活動指標】 PR回数(回)	10	10	100%	●事業の成果 ・県産品推進店・こだわりの店の認定制度、収穫感謝祭シリーズ、地産地消強調週間等のPRを通して、地産地消の普及を図ることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・地産地消こだわりの店の推進や各地域の収穫感謝祭を支援することで地域活性化に寄与した。
				3,747	161	3,830			10	12	120%	
				—				【成果指標】 消費者の地産地消に対する意識率(%)	90	99	110%	
			(R5終了)R3-5						90	99	110%	
			農山村振興課	—	—	—	生産者(直売所出荷者)、消費者					

取組事項iii		9	長崎四季畑魅力発信事業費	5,504	3,245	11,480	●事業内容 本県農産加工品の知名度向上及び原料となる県産農産物の生産振興につなげるため、全国に誇れる商品を『長崎四季畑』として認証し、認証商品のPRや販売支援等に取り組む。 ●実施状況 TVCM放映や空港でのデジタルサイネージ配信や県内外の販売店でのフェア開催などのPRを実施。また事業者に対し、WEBアドバイス会や個別商談開催など販売額向上に向けた支援を実施した。	【活動指標】 PR活動数（手法）	5	8	160%	●事業の成果 ・「長崎四季畑」の認知度向上のためのTVCMやサイネージ等でPRを実施したほか、WEBでのアドバイス会や商談等の取組により目標販売額を達成、R5以降の成果指標を上方修正した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・県外販売店舗等でのフェアの実施や販売促進に取り組むことで、長崎四季畑商品の販売額向上に寄与した。
				5,265	3,261	12,255			5	8	160%	
				6,470	4,028	12,450			5			
				—				【成果指標】 長崎四季畑販売額（百万円）	877	1,156	131%	
			R3-7						1,233	1,264	102%	
			農産加工流通課	—	—	—	農業者、農業者の組織する団体、食品製造業者等		1,312			
		10	海業チャレンジ応援事業費				●事業内容 海業の取組に意欲のある漁協等に県内外の先進事例などの情報提供を行い、コンテンツ作り・磨き上げ、立ち上がりを支援する。 ●実施状況 漁協、市町、観光関係者などと連携し、漁師体験や遊覧クルーズなど地域の特徴を活かした観光コンテンツ作りを支援した。	【活動指標】 アドバイス実施地区（地区）				●事業の成果 ・2地区において海業商品の開発支援としてモニターツアーを実施。海業に係る旅行・体験プランの販売に向け、満足度が高いコンテンツの見極めや行程確認などの整理ができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・モニターツアーの結果を踏まえ、今後、具体的な海業コンテンツとして商品化を進めることにより漁業所得の向上や漁村地域の賑わい創出が図られる。
				6,815	4,058	6,128			7	8	114%	
				9,970	5,129	6,225			7			
				—				【成果指標】 事業を活用した「海業開始・拡大地区数」（累計）（地区）				
			R5-7						2	2	100%	
			漁政課	—	—	—	県内漁協等		2			
		11	離島漁業再生支援費	955,094	277,258	11,480	●事業内容 離島漁業の再生を図るため、漁場の生産力向上や漁業の再生に関する実践的な取組を支援する。 ●実施状況 次の取組を行う漁業集落に対し、市町を通じ交付金を交付した。 ①漁業の生産力向上や漁業の再生に関する実践的な活動 ②新規就業者に対する漁船等リース ③特定有人国境離島地域における雇用創出活動等	【活動指標】 実施市町数（市町）	10	10	100%	●事業の成果 ・各集落において、漁場の生産力向上に関する取組（種苗放流や藻場対策等）、漁業の再生にかかる取組（販路拡大等）及び新規就業者に対する漁船・漁具のリースを実施し、担い手確保など離島漁業の維持・再生を図った。 ・また、特定有人国境離島地域の漁業集落において、69件の支援を行い、97人の雇用を創出した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・離島の漁業集落の維持・活性化、新規就業者の定着と雇用創出に寄与した。
				958,765	279,540	11,488			9	9	100%	
				986,369	280,391	11,672			9			
				—				【成果指標】 新規就業者への漁船・漁具等のリース取組累計人数（人）	53	53	100%	
			H17-						55	55	100%	
			漁政課	—	—	—	離島の漁業集落等		57			

３．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	中山間地域に対応した営農体系の確立	
	●実績の検証及び解決すべき課題 【農山村地域力向上支援事業（産品づくり支援）】 ・一定の産地規模の形成が困難な中山間地域における所得確保に向け、各振興局で9品目を検討して栽培実証や加工品の試作、販路拡大を進めることができた。今後は、試作段階の産品の販売戦略等の支援や、引き続き集落・地域が主導で進めていく体制づくりの支援が必要である。	●課題解決に向けた方向性 【農山村地域力向上支援事業（産品づくり支援）】 ・産品ごとの進捗に合わせて実証や試作を行うとともに、専門家の伴走支援等を活用し販売戦略を検討・実行し、地域の特色を活かした地域の顔となる産品づくりを進める。また、集落、関係機関と連携し、役割分担、推進体制、集落主体よる取組の必要性について引き続き意識づけを行っていく。
ii	地域農林業を支える組織の設立・推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 【畜産ワークスタイル改革事業費】 ・重点地域（島原、壱岐）に推進を行った結果、令和5年度において、新規のコントラクター組織1件の設立につなげることができた。他の地域においては、オペレーター不足等により新規設立が伸び悩んでいる状況である。 【産地と地域を支える集落営農育成推進事業費】 ・農作業受託・機械共同利用組織が新規設立される一方で、既存組織では構成員の高齢化・後継者不在・収益低迷等により、活動を維持できない組織が出てきている。	●課題解決に向けた方向性 【畜産ワークスタイル改革事業費】 ・引き続き、新規の組織設立及び既存組織の活動維持に対する支援を行うとともに、畜産業の人手不足を補うため、外部組織（ドローン会社等）への委託の取組を支援する。 【産地と地域を支える集落営農育成推進事業費】 ・新規設立された組織及び既存組織が活動維持できるよう、「時代につなぐ雇用のための研修会」を実施し、参加組織から各地域で1組織モデル組織を選定し、モデル組織に対して「集落営農発展塾」により後継者育成等に向けた具体的な計画を策定するための支援を行う。また、「集落営農活性化プロジェクト促進事業」により、人材確保・機械導入等の取組を支援する。さらに、具体的な課題解決のため「稼ぐ法人発展スペシャリスト派遣事業」により専門家を招聘し、既存組織の維持・活性化を図る。

iii　地域ビジネスの展開による農山漁村地域の活性化

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
【稼ぐ農山村チャレンジ支援事業（農泊・直売所）】 ・農泊の売上額は、コロナ禍により、令和2年度以降は大幅減となっている。令和5年度は一定の回復が見込まれるが、農泊実践者の高齢化に伴う体験民宿の減少等も要因となり伸び悩んでいる。 ・インバウンド受入については、今後需要が見込めることから、SNSを活用した情報発信や受入体制の整備が必要である。また、今後も実践者の高齢化が進む中で、農泊への関心を集め、新規実践者の確保に取り組む必要がある。 ・直売所セミナーではワークショップによる地域貢献、地域活性化に向けた活動等計画書を支援した。令和6年度以降も継続した支援に取り組む。 ・農山村ビジネス向上支援事業では、新商品の開発、販路拡大の取組などを支援した。直売所では出荷者の高齢化や減少、品揃えなどが課題となっていることから、今後も引き続き、これらの課題解決による地域の交流拠点に向けた取組を支援し、他の直売所への波及につなげていく必要がある。 【農山村地域力向上支援事業（地産地消）】 ・ながさき収穫感謝祭シリーズを県内10ヶ所で開催し、地元農産物の展示・販売を通して消費者と生産者の交流等が図られた。「地産地消こだわりの店」は「長崎ブランド構築プロジェクト」の状況を勘案しながら、他部局との連携を図りながら取り組む必要が必要である。	【稼ぐ農山村チャレンジ支援事業】 ・農泊について、教育旅行や一般客の誘致のため、県内外への情報発信や学校訪問などを継続するとともに、インバウンド誘客拡大に向け、観光部局と連携した効果的な情報発信、受入に当たっての実践者の不安を解決するための、インバウンド受入研修会の開催や、受入体制整備を支援する。 ・新たな農泊実践者を確保するため、引き続き新規開業セミナーの開催や、実践者、市町と連携した掘り起こしに取り組む。 ・直売所では出荷者の高齢化や減少、品揃えなどが課題となっている現状において、地域貢献活動に取り組むためには経営基盤の強化が必要であることから、売上の拡大や出荷者の確保などに取り組む直売所を支援する。 ・ながさき収穫感謝祭シリーズでは、ビジョン「食の大国」実現に向けてシビックプライドの醸成に寄与する取組、地域の特色を活かした地産地消の取組を行う。また消費者の地産地消に対する理解を促進するため、ホームページ等により県産農林水産物の食材活用レシピの紹介、販売・イベント情報等を継続して取り組む。
【長崎四季畑魅力発信事業費】 ・長崎四季畑認証制度の取組やこだわり等が消費者に十分に認知されておらず、「長崎四季畑」が農産加工品のリーディングブランドになるような取組支援が必要である。	【長崎四季畑魅力発信事業費】 ・長崎四季畑については、販売店と連携したプロモーションに加え効果的な媒体を通して、四季畑認証制度のこだわり等を消費者に伝えるプロモーションを強化する。
【海業チャレンジ応援事業費】 ・海業への意欲・関心の高い2地区については、地域の課題や魅力の再確認から海業商品の開発に取り組み、商品化に向けたモニターツアーまで実施できた。一方、県内では人材不足等により本業で手一杯で、新たな取組を始める余裕がないという声もあり、海業を推進するには、体制等の環境づくりも必要である。 【離島漁業再生支援費】 ・特定有人国境離島地域における水産物等地域資源を活用した取組を支援することにより、離島地域での雇用創出につながっている。令和5年度は69事業者に対して支援し、そのうち新規の事業実施は19件となった。近年は海業の機運が高まっていることから、情報提供など海業の実施に向けたサポートも必要である。	【海業チャレンジ応援事業費】 ・関係機関と連携し、地域の海業への意欲や実施体制などのコンディションを確認のうえ、必要に応じて域内他事業者の協力も仰ぐなどの環境づくりを支援し、引き続き専門人材によるアドバイスやモニターツアー実施など海業の商品化に向けた取組を進めていく。 【離島漁業再生支援費】 ・地域資源の活用と、地域の活性化に効果的な取組について、市町等関係機関と連携し支援するとともに、観光部局とも更に連携し、海業の振興を推進していく。

４．令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組事項ii		3	長崎県飼料増産推進事業費 (R6新規)R6-8 畜産課	R6新規	①	高齢化、担い手不足が問題となっており、労力不足が懸念されている。本事業では飼料生産組織、ヘルパー組合の組織設立、運営強化を行う。また、他産業(ドローン会社等)を利用するなどして生産基盤の強化を図る。	改善
取組事項ii		5	未来につなぐ次世代集落営農育成推進事業費 (R6新規)R6-7 農業経営課	R6新規	②	育成された集落営農法人･組織が抱える構成員の高齢化や後継者不足等の課題解決するため、次世代につなげられるよう後継者確保や人材育成等を支援し、未来につなぐ集落営農法人等の育成を推進する	改善
取組事項iii		6	稼ぐ農山村チャレンジ支援事業 R元-6 農山村振興課	直売所の支援に当たっては、ターゲット(売上規模)を絞り支援を行う。また、セミナー実施に当たっては、前年度のセミナー参会者の意見を踏まえて実施する。 ながさき収穫感謝祭シリーズでは、ビジョン「食の大国」実現に向けてシビックプライドの醸成に寄与する取組、地域の特色を活かした地産地消の取組を行う。 集落の産品づくり支援については、商品化見込みが高い6産品に絞り支援を重点化するとともに、専門家による伴走支援による販売戦略の構築・実現に取り組む。	②	・直売所・地産地消・産品づくり支援などの取組により、アグリビジネスの販売額は目標値を上回っている。しかしながら、農山村地域を取り巻く状況は人口減少や少子高齢化の進行などにより厳しい状況が続いている。 ’ 農山村地域の交流拠点を担う農産物直売所への発展に向け、関係者と連携を図りながら、その地域ごとに応じた直売所の支援を行っていく。 県産農林畜水産物の利用推進、地域の食文化等への消費者の理解促進を図るためには、一般消費者が県産食材を安心して購入することや楽しむことができる販売店・飲食店の増加に取り組む必要がある。そのため、長崎ブランド構築プロジェクトの状況を勘案しながら、他部局の事業と連携を図り、情報発信等を強化しながら引き続き地産地消の推進に取り組む。 ・これまで支援してきた産品が地域活性化に寄与するよう、生産拡大や販路拡大に向けた支援を行うと共に、自走に向けた体制づくりに取り組む。	改善
取組事項iii		7	農山村インバウンド等誘客拡大支援事業 (R6新規)R6-7 農山村振興課	R6新規	②	農泊実践者の高齢化に伴う農林漁業体験民宿数の減少や新型コロナの影響により、宿泊者数、日帰り体験者数ともに大幅に減少し、売上額が低迷している。今後は、農泊実践者の課題解決につながる研修・交流会の開催や新規実践者を確保するための開業セミナー等を開催し、受入体制を整備する。また、需要拡大が見込まれるインバウンド誘客拡大に向け、観光部局と連携した情報発信や受入体制の整備を支援する。	改善

取組事項iii		9	長崎四季畑魅力発信事業費 R3-7 農産加工流通課	「長崎四季畑」認証商品の販売総額はR4年度で1,156百万円と順調に伸びているが、「長崎四季畑」の県民の認知度は49%と低い水準に留まっている。「長崎四季畑」が農産加工品のリーディング商品として農林業振興に寄与するためには、これまで取り組んできた販路拡大支援に加え、「長崎四季畑」のブランド強化を図っていく必要がある。そのため、県民や観光客をターゲットとし、四季畑認証制度の基準の高さや商品の良さ等を周知する取り組みを強化する。	①②	「長崎四季畑」が農産加工品のリーディングブランドとなるよう、販売店と連携したプロモーションに加え、効果的な媒体を通して、四季畑の認証制度のこだわり等を消費者に伝えるプロモーションを強化する。	改善
取組事項iii		10	海業チャレンジ応援事業費 R5-7 漁政課	—	②⑥	令和6年度の実施結果、地元や関係機関へのヒアリング等を踏まえ、交流人口の拡大はもとより、所得向上・雇用創出につながるよう、より効果的な支援内容を検討していく。	改善
取組事項iii		11	離島漁業再生支援費 H17- 漁政課	—	⑤⑧	令和6年度が終期となっている離島漁業再生支援交付金及び新規就業者特別対策交付金は、令和7年度以降の対応について、国における見直しの方向を踏まえて検討する。特定有人国境離島漁村支援交付金においては、より効果的な雇用創出に結びつく活用ができるよう、観光部局と連携した海業の振興等を進める。	改善

注:「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和6年度実施）

基本戦略名	3-1 人口減少に対応できる持続可能な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	福祉保健部 医療政策課	猪股 慎太郎
施策名	3 地域の医療、介護等のサービス確保	事業群関係課（室）	薬務行政室、長寿社会課	
事業群名	① 医療提供体制の構築-1（地域医療構想の実現）	令和５年度事業費（千円）	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費（R5実績）の合計額	342,268

1. 計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025 本文）

人口減少や少子高齢化の進展など、将来の医療需要の予測に基づいた、効率的で質の高い医療提供体制の確保を図るとともに、新型コロナウイルス感染症などの感染症の大流行を想定した医療提供体制についても検討し、確保に向けた対策を推進します。また、離島・へき地など地域における多様な医療提供体制の課題の解決に取り組みます。

（取組項目）

ⅰ）関係者との協議等による地域医療構想実現に向けた取組
ⅱ）市町や医師会などの関係団体と連携した多職種が協働する在宅医療の充実

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	地域で必要な医療機能（回復期機能）の整備率	目標値①		60%	70%	80%	90%	100%	100%（R7）
		実績値②	43%（R元）	39%	40%	算定中			進捗状況
		達成率②／①		65%	57%				遅れ

（進捗状況の分析）

本県では、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、患者数の将来推計等に基づき、目指すべき医療提供体制の姿を描いた「長崎県地域医療構想」を平成28年11月に策定した。

構想実現のため、県民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、消費税を財源とする「地域医療介護総合確保基金」を活用し、医療と介護が一体となって、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護サービスの充実、医療従事者の確保・養成、勤務医の働き方改革の推進を柱とする取組を進め、回復期機能の病床数は伸びているものの、令和元年度（基準年）から2年度における病院再編等による回復期病床の減床のため、目標値を下回っている。

令和5年度に全ての医療機関の対応方針の策定・検証を行ったところであり、その結果を踏まえ、2025年に向けて引き続き地域に必要な医療体制の確保に取り組んでいく。

※地域で必要な医療機能の整備率=地域医療構想で目標としている令和7年度の回復期病床の整備率。

2. 令和5年度取組実績（令和6年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R4実績	R5実績	R6計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況（令和6年度新規・補正事業は事業内容）	指標（上段:活動指標、下段:成果指標） 主な指標	R4目標	R4実績	達成率	令和5年度事業の成果等
			事業期間	事業実施の根拠法令等 法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）			事業対象		R5目標	R5実績		
			所管課(室)名								R6目標			
取組項目ⅰ	○	1	医療機能分化・連携の推進事業（医療介護基金）	210,089	0	2,296			●事業内容 ・地域で不足する回復期機能の病床への転換を進めるため、医療機関に対して支援を行う。 ●実施状況 ・回復期機能の病床への転換に必要な費用への支援を行ったほか、医療機関の自主的な取り組みによる病床削減に対して支援を行った。	【活動指標】補助病院数（箇所）	2	2	100%	●事業の成果 ・地域で不足する病床機能への転換については目標を下回る見込みだが、病床の削減に取り組む医療機関に補助を行うなど、医療機関の機能分化・連携の推進に寄与した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・地域で不足する病床機能への転換等により、地域医療構想の実現に向けた整備が行われた。
				324,242	0	2,298					2	4	200%	
				481,808	0	2,334					2			
				地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律						【成果指標】回復期へ移行した病床数（床）	200	52	26%	
			H28-R7								200	算定中	—	
			医療政策課	—	—	—			医療機関		200			

取組項目i		2	地域医療構想推進事業費	3,657	3,657	7,653	●事業内容 ・医療、介護関係者から構成される「地域医療構想調整会議」を開催する。 ●実施状況 ・各医療圏ごとに「地域医療構想調整会議」を開催し、地域医療構想の実現に向けた課題等の共有を図った。	【活動指標】 各区域における調整会議の開催回数(回)	8	16	200%	●事業の成果 ・令和5年度は、県全体会として1回、全8区域で19回(ワーキング等含む)の調整会議を開催し、病院の対応方針について協議を行った結果、全ての医療圏で協議が終了した。引き続き対応方針の変更等に伴う協議を行っていく。 ●事業群の目標達成への寄与 ・医療、介護関係者等委員が地域医療構想実現に向けた課題や情報の共有を行い、目指すべき医療体制構築に向け理解を深めた。
				4,812	4,812	7,659			8	20	250%	
				5,066	5,066	7,781			8			
			H27-	—				【成果指標】 R4,5:個別医療機関の対応方針の協議が終了した構想区域数(区域)	8	0	0%	
									8	8	100%	
			医療政策課	—	—	—	県民	R6-:モデル推進区域に係る区域対応方針を策定した構想区域数(区域)	1			
		3	地域医療構想を担う人材の開発講座事業費(医療介護基金)	1,685	0	3,827	●事業内容 ・地域医療構想の実現に向け、医療機能の分化・連携を推進するため、地域の医療・介護関係者による連携会議や勉強会・講演会を開催する。 ●実施状況 ・R5年度は新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行され、その準備や対応等で医療機関の対応が難しかった中、企画会議を2回開催した。	【活動指標】 研修会等の開催回数(回)	10	15	150%	●事業の成果 ・地域の医療体制の議論を活性化させるため、診療情報の全国統一データ(DPCデータ)の分析や活用方法等、今後の方向性を検討する企画会議を開催した。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与 ・地域医療構想実現に向けた地域の医療・介護機関の取るべき方向性の明確化を図った。
				0	0	3,830			10	2	20%	
				3,140	0	3,891			10			
			H29-R7	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律				【成果指標】 研修会等参加者数(人)	300	459	153%	
									300	27	9%	
			医療政策課	—	—	—	医療機関		300			
		4	医療ICT推進事業(医療介護基金)	5,299	0	2,337	●事業内容 ・在宅医療等を行う事業者へ医療IoT機(Bluetooth対応の脈拍・血圧計、体温計パルスオキシメーター等)を貸与しモニタリングするとともに、あじさいネットを改修し情報共有を行うことで訪問診療と組み合わせたオンライン診療を実施し、在宅医療等における遠隔医療の効果的な活用に向けた検証を実施。 ●実施状況 ・5種のIoT機器各33個を9医療機関に貸与。	【活動指標】 あじさいネットの更なる利活用を目指した事業の実施数(事業)	1	1	100%	●事業の成果 ・自宅での測定と訪問診療や外来での利活用はおおむね有効であり、特に患者や患者家族の評価が高かったが、負担感について患者側は高くないものの、医療従事者側が高かった。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与 ・在宅医療の提供体制の確保及び離島、へき地における診療機能の充実のため、引き続き情報収集及び課題分析が必要。
				5,291	0	2,356			1	1	100%	
									1			
			(R5終了)H26-R5	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律				【成果指標】 情報閲覧施設の累計(箇所)	375	366	97%	
									375	367	97%	
			医療政策課	—	—	—			375			
		5	在宅医療確保推進事業費(医療介護基金)	0	0	765	●事業内容 ・地域医療構想の実現・地域包括ケアシステムの充実に向け、今後、需要の増加が見込まれる在宅医療に対応できる体制整備を図るため、市町が行う在宅医療の設備整備事業等に対する支援を行う。 ●実施状況 ・西海市に対し、今後、域内の複数病院等で連携を図り、在宅医療を提供できるよう、必要な医療設備整備に対し助成した。	【活動指標】 新規訪問診療取組医療機関数(箇所)(西海市)	1	0	0%	●事業の成果 ・西海市内で新規に訪問診療を開始する医療機関はまだないものの、設備整備を行った在宅医療支援診療所における提供体制の充実が図られた。また、今後、引き続き、同診療所を中心とし、他の医療機関が、必要に応じ設備を共用できる体制を構築することにより、地域において新規に訪問診療を始めやすい環境の整備に寄与する。
				327	0	766			1	0	0%	
				1,584	0	778			1			
			R4-6	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律				【成果指標】 往診・訪問診療を受けた患者数(レセプト件数(西海市))(件)	1,700	1,681	98%	
									1,800	算定中	—	
			医療政策課	—	—	—	西海市		1,900			
取組項目ii	○	6	人生の最終段階における医療・ケア体制推進事業(医療介護基金)				●事業内容 ・医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で在宅医療を受けられる体制の構築を図るため、地域の核となる人材の養成、在宅医療に関わる医療・介護等に係る専門職及び地域住民への在宅医療の周知啓発、施設管理者に対するACP研修を行う。 ●実施状況 ・人材養成のための研修会を2回、市町が行う研修会への講師派遣を7件、施設管理者に対する研修会を2回行った。	【活動指標】 E-field研修修了者数(人)(累計)				●事業の成果 ・E-field研修を50名が受講し地域の核となる人材の育成ができた。 ・地域住民への在宅医療の周知啓発ができた。 ・施設管理者を対象にACPに関する周知啓発ができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・在宅医療において地域の核となる人材養成や周知啓発に寄与した。 *E-field:Education For Implementing End-of-Life Discussion「意思決定支援教育プログラム」患者の意思を尊重した意思決定のための相談員研修会
				2,530	0	766			511	501	98%	
				3,213	0	1,167			576			
			R5-7	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律				【成果指標】 在宅医療研修会・講演会開催回数(回)				
									3	4	133%	
			長寿社会課	—	—	—	市町、医療機関、福祉機関		3			

取組項目ii		7	在宅歯科医療推進事業（医療介護基金）	1,616	0	765	●事業内容 ・在宅医療に関わる医療・介護の関係者及び県民に対し、口腔への関心を高めるため、口腔管理の重要性等の啓発を行ったほか、各地域において多職種連携による口腔管理を推進するため、セミナーの開催や市町事業等へ歯科医師、歯科衛生士の派遣を行う。 ●実施状況 ・高齢者等に関わる医療・保健・福祉関係者等に対する研修会を2回実施した。	【活動指標】 在宅歯科医療に関する研修会の開催（回）	2	3	150%	●事業の成果 ・企画段階から市町の担当部署、地域包括支援センターと連携して、研修会の企画を行うことにより、本事業をきっかけとして地域における関係機関との連携体制が推進された。
				2,100	0	766			2	2	100%		
			地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律					【成果指標】 在宅歯科医療に関する研修会参加者の在宅歯科医療に関する理解が深まった割合（%）	80	100	125%		
			（R5終了）R3-5						80	96	120%		
			長寿社会課	—	—	—	長崎県歯科医師会						
		8	在宅歯科医療地域連携支援事業（医療介護基金）				●事業内容 ・各地域における歯科医師や歯科衛生士の地域包括システムの充実に向けた活動への参画を促すことにより在宅歯科医療を推進するため、口腔リハビリインストラクター養成研修修了者である歯科医師等が地域の専門職と協働して企画する地域連携研修、歯科衛生士に対する口腔ケアの質の向上及び多職種連携にかかる研修を実施する。 ●実施状況 ・歯科医師等と他専門職との地域連携研修を1回、歯科衛生士に対する多職種連携研修を1回実施した。	【活動指標】 口腔・栄養・リハビリテーション地域連携研修会の実施（回）				●事業の成果 ・訪問歯科のキーパーソンを集め多職種連携にかかる研修会を実施することにより、各地域での活動のきっかけ作りに寄与した。 ・地域での連携の核となる歯科衛生士の養成ができた。
				1,200	0	383			1	1	100%		
				1,200	0	778			1				
			地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律					【成果指標】 地域ケア会議に歯科専門職が参加している市町数（市町）					
			R5-7						13	算定中	—		
			長寿社会課	—	—	—	歯科医師等		17				
		9	在宅医療・多職種連携に関わる薬剤師の支援事業（医療介護基金）	1,350	0	3,062	●事業内容 ・ 医療的ケア児の多職種連携や在宅における服薬支援など、質の高い在宅医療の提供を図るための薬剤師を養成する。 ●実施状況 ・医療的ケア児多職種連携研修会や在宅における服薬支援研修会、質の高い在宅医療を提供するための研修を県下4箇所で開催し、在宅医療において各地のリーダーとなる薬剤師を養成した。	【活動指標】 在宅医療に関する研修会(回)	3	4	133%	●事業の成果 ・地域連携薬局数は、36薬局（40%）と目標を下回ったが、地域を担う薬剤師を養成するための研修会を行うなど、薬剤師の在宅医療参入への一助とすることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・多職種連携による在宅医療の充実に寄与した。
				1,083	0	3,087			2	2	100%		
				1,350	0	3,112			5				
			地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律					【成果指標】 地域連携薬局数（件数）	57	17	29%		
			H26-R7						89	36	40%		
			薬務行政室	—	—	—	薬局		109				

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i　関係者との協議等による地域医療構想実現に向けた取組

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
地域の実情に合った関係者との協議等による地域医療構想の実現に向けた取り組みについては、 ・二次医療圏ごとに医療・介護関係者等で協議をする場として「地域医療構想調整会議」や少人数の病院関係者等による同専門部会・ワーキングを設置し、医療機関等の担うべき役割や医療機能ごとの病床数等について協議を行っている。 ・新興感染症等の感染拡大時の医療体制を含む第8次医療計画の策定に向けた検討を進めながら、地域毎により多くの医療機関の主体的な参画を得て、診療実績等に基づき医療機能の分化・連携に向けた協議を行う必要がある。 ・昭和54年以降、本県の死因第1位であるがんは、均てん化（医療技術などの格差是正）と集約化（高度医療は集約）を基本としたがん対策に取り組んでいるが、医療資源の偏在等、離島・半島と本土の格差は拡大傾向にある。	・地域医療構想調整会議や病院関係者等による専門部会・ワーキング等における議論を活性化するため、より客観的なデータ分析を示すとともに、医療機能分化・連携の推進事業など基金事業を積極的に活用し、地域医療構想の推進を図る。

ii	市町や医師会などの関係団体と連携した多職種が協働する在宅医療の充実	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ・在宅における療養や看取り体制の整備推進のため、人生の最終段階における具体的な医療・ケアについて、本人や家族、医療・ケアチームが事前に話し合うプロセスであるアドバンス・ケア・プランニング（以下、「ACP」という）が重要であることから、ACPの取組の核となる人材を県内各地に養成し、普及啓発の取組を進めたが、ACPに関する認識は医療・介護従事者、県民ともに十分とは言えない状況であるため、引き続き養成した人材活用を図りながら、普及啓発の取組を進めていく必要がある。特に、介護従事者が勤務する施設におけるACPの取組が進まない課題がある。 ・口腔・栄養・リハビリテーション地域連携研修会、多職種連携研修会等を通して、引き続き、訪問歯科診療件数の増加など市町の介護予防事業への歯科医師・歯科衛生士の参画や拡大を図る必要がある。	●課題解決に向けた方向性 ・特に介護従事者が勤務する施設でのACP推進を図るため、施設で活用できる研修カリキュラムの策定やリーダーの育成等を行う。 ・口腔リハビリインストラクター養成研修修了者である歯科医師等が地域の専門職と協働して企画する地域連携研修、歯科衛生士に対する口腔ケアの質の向上及び多職種連携にかかる研修を実施し、各地域における歯科医師や歯科衛生士の地域包括システムの充実に向けた活動への参画を促す。

4. 令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目i	○	1	医療機能分化・連携の推進事業（医療介護基金） H28-R7 医療政策課	回復期機能の必要病床数に対して、一部の医療圏では充足が見られる。改めて事業内容の周知を図り、各医療圏の不足する病床機能への転換や過剰病床の削減等を伴う病床再編等を更に促進する。	②	地域医療構想の実現を図るため、R6年度から事業内容の見直しを行ったところであり、制度の周知や、医療機関からの病床機能再編に関する相談に対して積極的な事業活用を促すことで、医療機関の機能分化・連携を推進していく。	改善
		2	地域医療構想推進事業費 H27- 医療政策課	外来機能報告や紹介受診重点医療機関の公表等、調整会議での協議事項が増加しており、協議事項や協議体について整理を行った。	②	地域における課題等の協議を進めるため、医療や介護等の地域の関係者からなる専門部会やWGを積極的に活用した会議運営を実施する。	改善
		3	地域医療構想を担う人材の開発講座事業費（医療介護基金） H29-R7 医療政策課	地域医療構想の実現に向けて、引き続き医療機関の機能分化・連携に向けた具体的な議論の活性化を図るため、データを広く集めるなどし、各医療機関の自院の状況分析及び立ち位置について検討を行う。	②	各医療機関の協力を得ながら、DPC等のデータ分析を更に深化させるとともに、地域医療構想を推進していく中で各医療機関の立ち位置について検討を行い、医療機関の機能分化・連携体制を促進する。また、講演会や勉強会を開催する等、地域医療構想についての知見を深める。	改善
取組項目i		5	在宅医療確保推進事業費（医療介護基金） R4-6 医療政策課	西海市内は、域内で在宅医療を行う機関が偏在し、交通機関での移動も制限があることを踏まえ、昨年度整備した地区とは異なる地区での整備を行う。域内の複数の医療機関が在宅医療を行う際に利用できる環境整備を図ることにより、今後、複数の機関や多職種が連携強化し、地域内で持続的な在宅医療を提供できる体制構築を図る。	—	今後、県内の在宅医療の需要は、高齢化に伴い、R22年前後をピークに増加傾向となる見込みであるが、多くの地域で在宅医療従事者の高齢化や人口減少により担い手確保が難しくなってくることから、他の医療機関や、訪問看護ステーション、介護施設、薬局などの他職種との連携促進を強化しながら、持続可能な提供体制を構築する必要がある。医療・介護資源の量や地理的状況等、地域によって現状や課題が異なるため、各市町ごとに課題分析を行い、各市町等と意見交換しながら、将来を見据えた在宅医療供給体制の整備に向け取組を検討する。	改善
取組項目ii	○	6	人生の最終段階における医療・ケア体制推進事業（医療介護基金） R5-7 長寿社会課	ACPの実践についての理解を深め、よりよい人生の最終段階における医療・ケアの推進を図るために、医療機関や地域住民への周知啓発に加えて介護従事者が勤務する施設でのACPの実践に関する研修カリキュラムを作成し、ACP推進のリーダーの養成を行う。	②	令和6年度に策定する介護従事者が勤務する施設でのACPの実践に関する研修カリキュラムの内容について、モデル地域での研修を行いながら内容の再検証等を行い、将来的には全県的な活用につなげる。	改善

取組項目ii		8	在宅歯科医療地域連携支援事業（医療介護基金） R5-7 長寿社会課	地域の中で多職種と協働し、口腔・栄養・リハビリテーション地域連携研修会を企画、開催する。令和6年度においては、今後地域での研修開催ができることを目指すために、県内2地区において地域連携研修会を開催する。	②	地域包括ケアシステムの中で口腔リハビリテーションインストラクターが活躍できるように、地域の中で他職種と協働し、これまで参加が少なかった地域や、新たな連携課題の解決を目指す地域で研修会を行うなど、多職種連携のさらなる強化を図る。	改善
		9	在宅医療・多職種連携に関わる薬剤師の支援事業（医療介護基金） H26-R7 薬務行政室	県薬剤師会と連携し、幅広い年齢層の在宅医療に対応できるよう、より具体的な在宅医療に携わるための技術及び薬物療法を知識習得するための研修を充実させ、地域包括ケアシステム構築における薬剤師の積極的な関わりを支援する。また、地域包括ケアシステムの一翼を担う地域連携薬局の認定申請手続きが円滑に行われるための環境整備に対する支援を行う。	②	薬機法改正により、在宅医療への薬剤師の関わりはますます重要となることから、県薬剤師会と連携した取り組みにより、研修テーマを追加、変更しながら、地域包括ケアシステム構築における薬剤師を養成し、地域包括ケアシステムの一翼を担う地域連携薬局認定への取組を推進する。また、研修を受講した薬局を追跡し、認定薬局取得に向けたフォローアップ（取得説明等）することで認定取得の掘り起こしを行う。	改善

注：「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和6年度実施）

基本戦略名	3-1 人口減少に対応できる持続可能な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	福祉保健部 医療政策課	猪股 慎太郎
施策名	3 地域の医療、介護等のサービス確保	事業群関係課（室）	地域保健推進課、薬務行政室、国保・健康増進課、障害福祉課、消防保安室	
事業群名	① 医療提供体制の構築-2（医療提供体制の構築）	令和５年度事業費（千円）	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費（R5実績）の合計額	763,501

1. 計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025 本文）

人口減少や少子高齢化の進展など、将来の医療需要の予測に基づいた、効率的で質の高い医療提供体制の確保を図るとともに、新型コロナウイルス感染症などの感染症の大流行を想定した医療提供体制についても検討し、確保に向けた対策を推進します。また、離島・へき地など地域における多様な医療提供体制の課題の解決に取り組みます。

（取組項目）

ⅰ）ドクターヘリ運航等救急医療体制の構築・災害時や感染症発生時における医療の体制強化
ⅱ）ニーズに応じた医薬品や医療機器等の安定供給体制の強化

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	地域で必要な医療機能（回復期機能）の整備率	目標値①		60%	70%	80%	90%	100%	100%（R7）
		実績値②	43%（R元）	39%	40%	算定中			進捗状況
		達成率②／①		65%	57%				遅れ

（進捗状況の分析）

本県では、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、患者数の将来推計等に基づき、目指すべき医療提供体制の姿を描いた「長崎県地域医療構想」を平成28年11月に策定した。

構想実現のため、県民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、消費税を財源とする「地域医療介護総合確保基金」を活用し、医療と介護が一体となって、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護サービスの充実、医療従事者の確保・養成、勤務医の働き方改革の推進を柱とする取組を進め、回復期機能の病床数は伸びているものの、令和元年度（基準年）から2年度における病院再編等による回復期病床の減床のため、目標値を下回っている。

令和5年度に全ての医療機関の対応方針の策定・検証を行ったところであり、その結果を踏まえ、2025年に向けて引き続き地域に必要な医療体制の確保に取り組んでいく。

※地域で必要な医療機能の整備率=地域医療構想で目標としている令和7年度の回復期病床の整備率。

2. 令和5年度取組実績（令和6年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R4実績	R5実績	R6計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等 法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）	事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況（令和6年度新規・補正事業は事業内容）	事業対象	指標（上段:活動指標、下段:成果指標） 主な指標	R4目標	R4実績	達成率	R5目標	R5実績	R6目標	令和5年度事業の成果等
取組項目ⅰ	○	1	ドクターヘリ運営事業費	314,555	206,734	4,010						●事業内容 患者の救命率向上や重い後遺症を防ぐため、ドクターヘリを運航する。 ●実施状況 消防本部等からの要請によりドクターヘリを出動させ、救急患者に対して救急現場及び搬送中に適切な処置・治療を行い、救命率の向上や後遺症の軽減を図った。		【活動指標】 救急患者搬送件数（件）	数値目標なし	808	—				●事業の成果 ・消防本部等から906件の要請があり、712件出動。出動できなかった事例は天候不良60件、別件出動中116件、時間外17件、要請側からのキャンセル等1件。 ●事業群の目標達成への寄与 ・ドクターヘリを使った救急患者搬送を行うことで、救命率の向上や後遺症の低減を図るとともに医療機関の連携にも寄与した。
				314,558	195,642	3,830									数値目標なし	712	—				
				319,290	164,578	3,891									数値目標なし						
			H18-	—										【成果指標】 出動要請に応えた割合（%）	数値目標なし	77	—				
															数値目標なし	79	—				
			医療政策課	—	—	—							救急患者		数値目標なし						

取組項目i		2	保健医療対策費	3,973	3,878	1,531	●事業内容 長崎県の総合的保健医療対策の推進を図る。 ●実施状況 各医療圏において、医療計画の進捗等を協議するための会議を開催するなど、長崎県の総合的保健医療対策の推進を図った。	【活動指標】 検討対象とする疾患数(件)	5	5	100%		●事業の成果 ・必要な事項について十分に協議・検討できた。 ・地域の医療提供体制の充実・強化に寄与した。
				4,907	4,446	1,532			5	5	100%		
				6,957	5,930	1,557			5				
			H16-	—				【成果指標】 協議会・部会の開催回数(回)	20	16	80%		
									35	36	102%		
			医療政策課	—	—	—	県民		20				
		3	第二次救急医療体制整備費	102,684	35,931	3,827	●事業内容 休日・夜間等における手術・入院を必要とする重症救急患者等の医療を確保するため、病院群輪番制病院等に対する支援を行い、二次救急医療体制の確保を図る。 ●実施状況 休日・夜間等における手術・入院を必要とする重症救急患者等に対応する二次救急医療機関等に対して、運営費や施設・設備整備に係る補助を行った。	【活動指標】 施設・設備整備に対する補助件数(件)	6	6	100%		●事業の成果 ・病院群輪番制病院や救急医療協力病院等により二次救急医療提供体制が確保された。 ・県内の二次救急医療体制の確保に寄与した。
				113,318	58,945	3,830			6	5	83%		
				183,879	57,086	3,891			5				
			S63-	—				【成果指標】 2次救急医療機関数(機関)	61	63	103%		
									63	62	98%		
			医療政策課	—	—	—	医療機関		62				
		4	広域災害・救急医療情報システム費	13,338	8,791	1,571	●事業内容 災害医療・救急医療情報システムの円滑な運営を行い、県内の災害・救急医療体制の充実を図る。 ●実施状況 災害医療・救急医療に関する情報システム等を整備することにより、災害時・救急時の医療を確保した。	【活動指標】 救急医療情報利用機関数(件)	54	54	100%		●事業の成果 ・多くの県民が救急医療情報システムを利用し、在宅当番医の情報を得ることができている。また、広域災害救急医療情報システムの周知により、災害時において医療機関や市町等が負傷者数等必要な情報を入力・閲覧し、情報共有できる体制が整備されている。 ・災害時・救急時の医療体制の確保に寄与した。
				12,848	8,106	1,532			55	55	100%		
				19,360	12,537	1,557			55				
			H11-	—				【成果指標】 R4,R5:在宅当番医情報の利用件数(件)	数値目標なし	163,059	—		
									数値目標なし	267,049	—		
			医療政策課	—	—	—	医療機関、消防、医師会、保健所、市町、県民	R6:救急医療情報利用実績(件)	数値目標なし				
		5	持続可能な医療体制確保事業				●事業内容 地域偏在などの課題が顕在化している救急医療について、将来にわたり持続可能な医療提供体制の構築を図るため、実態調査を踏まえた検討・取組を行う。 ●実施状況 ・救急医療実態調査を行い、将来の救急医療需要の予測分析を行った。 ・救急医療情報システムを再構築し、救急医療施設の救急受入体制の連携を図った。 ・上手な医療のかかり方を普及啓発するため、リーフレットを作成し、医療機関等に配布・設置した。	【活動指標】 救急医療対策部会開催回数(回)					●事業の成果 ・救急車の適正利用と救急医療機関の適切な受診について普及啓発を行うことができた。 ・再構築した救急医療情報システムの運用を令和6年度より開始することで、救急医療施設の応需情報や搬送受入状況のよりリアルタイムな情報を提供することができ、救急隊の迅速な救急患者搬送先決定に寄与するとともに、救急医療施設の救急受入体制の連携につながる。
				11,964	5,089	3,830			2	4	200%		
				1,078	1,078	3,891			2				
			R5-7	—				【成果指標】 二次救急医療機関数(箇所)					
									61	62	101		
			医療政策課	—	—	—	医療機関、消防、保健所、市町、県民		61				
		6	感染症予防対策事業	25,168	9,098	6,130	●事業内容 感染症の発生情報の正確な把握と分析、その結果を県民や医療関係者等へ提供し、感染症に対する有効かつ的確な予防・診断・治療にかかわる対策を図り、総合的な感染症対策を推進する。 ●実施状況 長崎県内の感染症発生状況を週報52回＋月報12回の計64回、県感染症情報センターから発信した。また、感染症対策全般についての人材教育、普及啓発活動を通じて感染症の予防を図った。	【活動指標】 定点医療機関からの情報収集(回)	64	64	100%		●事業の成果 ・令和5年度は、三類感染症(腸管出血性大腸菌感染症)が散発事例(長崎市、佐世保市を除く)として49件発生しているものの集団感染事例は発生していない。引き続き正しい手洗い方法等の普及啓発を行ったことで、感染拡大の防止につながった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・感染症についての普及啓発等の対策を講じることで、県民の感染症予防意識の醸成等に寄与した。
				43,415	20,312	6,130			64	64	100%		
				88,277	43,576	6,230			64				
			H11-	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第3条第1～2項				【成果指標】 集団感染発生件数(件)	0	0	100%		
									0	0	100%		
									0				
								【成果指標】 新興感染症へ対応する病床数(床)					
			地域保健推進課	○	—	—	医療機関、保健所、市町、県民		633				

取組項目i		7	結核予防対策事業	10,433	7,877	1,530	●事業内容 ・結核患者の管理健診及び患者の接触者に対する健診の実施 ・普及啓発活動(広報、高齢者施設従事者等への啓発等) ●実施状況 ・管理健診実施率:98.9%　接触者健診受検率:100% ・普及啓発活動:結核予防週間における広報誌への掲載、ポスター等の掲示、高齢者施設職員等への講話の実施	【活動指標】 接触者の健診受診率(%)	100	99.6	99.6%	●事業の成果 ・確実な接触者健診や管理検診(受検率:98.1%)を実施し、結核まん延防止を図った。また、継続した結核患者の早期受診・早期診断の地域連携体制の整備に努め、重点的に活動を行った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・早期発見、早期治療により、感染の拡大が抑えられ感染者の減少につながることで、り患率の減少に寄与した。
				10,900	8,260	1,030			100	100.0	100%		
				18,587	11,731	1,257			100				
				感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第3条第1～2項				【成果指標】 新規結核患者罹患率(人口10万人対)	13.5	10.7	120%		
			S61-						10.7	9.7(未確定)	110%(未確定)		
			地域保健推進課	○	—	—	結核患者、健診対象者		10未満				
		8	肝炎対策事業費	15,814	8,021	3,062	●事業内容 肝炎の早期発見のため、各県立保健所で実施する肝炎ウイルス無料検査を医療機関でも実施することにより、利便性の向上を図り、もって県民の受診機会の拡大を図る。また、肝炎患者及び医療関係者等への情報提供等の支援対策を実施する。 ●実施状況 肝炎ウイルス検査を保健所や委託医療機関にて実施。また、検査にて陽性となった者への受診勧奨等のフォローアップを行い、早期治療の促進を図った。肝疾患診療地域連携体制強化事業として、肝疾患診療連携拠点病院である長崎医療センターへ委託し、肝炎コーディネーター養成研修会をハイブリッド形式にて開催。例年行っている市民公開講座は、Web配信とし、YouTubeで視聴可能とすることで、より多くの県民へ正しい肝炎知識の普及啓発を行った。	【活動指標】	1,200	748	62%	●事業の成果 ・無料の肝炎ウイルス検査受検者数は、761名となり、前年度より増加。受検者のうち陽性者へフォローアップを実施し、早期治療へつなげた。また、肝疾患診療連携拠点病院である長崎医療センターへ委託し、肝炎コーディネーター養成研修会を実施。新たに62名が認定を受けた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・肝炎ウイルス検査の実施とフォローアップにより、早期発見、早期治療につなげることで、重症化の予防に寄与した。
				16,033	8,326	3,064		検査受検者数(人)	1,200	761	63%		
				16,477	7,342	3,113		肝炎ウイルス検査受検率(%)	62				
				肝炎基本法第4条及び感染症対策特別促進事業				【成果指標】	95	100	105%		
			H19-					検査で陽性となった方の医療機関受診率(%)	95	100	105%		
			地域保健推進課	○	—	—	肝炎ウイルス検査未受験者、医療機関	75歳未満肝がん年齢調整死亡率(人口10万対)	3.9				
		9	がんとともに生きる事業	56,449	27,810	15,306	●事業内容 県がん対策推進計画に基づき、県内のがん検診の精度向上及びがん診療の水準向上や均てん化の推進を図る。 ●実施状況 質の高いがん医療の提供体制確保のため、がん診療連携拠点病院等の医療従事者に対する研修実施や、がん患者の相談支援の体制整備、妊孕性温存療法等にかかる医療費助成を行った。また市町や医療機関へのがん検診精度管理等にかかる研修会実施や、がん検診受診率向上のための普及啓発等を実施した。	【活動指標】 がん医療従事者研修会の開催回数(回)	42	45	107%	●事業の成果 ・県内のがん診療の水準向上や均てん化が図られた。また、がん患者に対する支援の充実が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・がん診療の連携強化や患者の相談支援体制の充実等、効率的かつ持続可能な医療体制の推進に寄与した。
				60,599	30,579	15,318			42	43	102%		
				61,355	30,432	7,781			42				
				がん対策基本法 がん登録等の推進に関する法律 健康増進法第16条 長崎県がん対策推進条例				【成果指標】 がんによる75歳未満の年齢調整死亡率の減少(人口10万対)	70	72.5	97%		
			R3-						70	算定中			
			医療政策課	—	—	—	がん診療連携拠点病院、がん診療に携わる医師、県民		66.8				
		10	障害者歯科診療・休日歯科診療事業	88,296	20,096	765	●事業内容 長崎県における障害者等の歯科医療を確保するため、障害者歯科診療及び休日歯科診療を実施し、県民の口腔衛生の維持向上を図る。 ●実施状況 長崎県歯科医師会に委託し、障害者の歯科診療及び休日における歯科診療の確保を行った。	【活動指標】 障害者歯科診療の診療日数(日)	196	195	99%	●事業の成果 ・長崎県口腔保健センター歯科診療所を核として、歯科診療車を活用した地域での巡回歯科診療により、障害者歯科診療の充実を図った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・県内の障害者歯科医療体制の確保に寄与した。
				20,000	20,000	766			194	184	94%		
				20,493	20,493	778			196				
				歯科口腔保健の推進に関する法律				【成果指標】 障害者歯科診療の受診者数(人)	2,753	2,301	83%		
			S60-						2,762	2,331	84%		
			国保・健康増進課	—	—	—	県民		2,734				

取組項目i		11	精神科救急医療体制整備事業費	49,181	24,897	1,531	●事業内容 精神科救急医療センター（県精神医療センター内）において、24時間365日、医師等を常時配置し、救急受診者に対する診療体制を確保し、急性期患者の受け入れや、精神障害者又は家族等からの医療相談に対応する。また、精神障害者等の状態に応じて、外来受診又は入院可能な医療機関の紹介を行う。併せて、休日等の6医療圏域毎の救急輪番体制を整備し、精神科急性期患者の受け入れ及び医療相談等を行う。 ●実施状況 精神科救急医療センター（県精神医療センター内）において、24時間365日、医師等を常時配置し、救急受診者に対する診療体制を確保し、急性期患者の受け入れや、精神障害者又は家族等からの医療相談に対応した。また、精神障害者等の状態に応じて、外来受診又は入院可能な医療機関の紹介を行った。併せて、休日等の6医療圏域毎の救急輪番体制を整備し、精神科急性期患者の受け入れ及び医療相談等を行った。	【活動指標】 情報センター対応件数（件）	数値目標なし	1,068	—	●事業の成果 ・個々の相談に応じた医療機関の紹介や受診援助に関する適切な情報提供を行い、救急時に精神科の受診が可能となった。 【情報センター対応件数】 H30:1,058件、R1:1,032件、R2:1,436件、R3:1,234件、R4:1,068件、R5:1,009件 【救急医療センター対応件数】 H30:186件、R1:182件、R2:151件、R3:159件、R4:140件、R5:139件 ●事業群の目標達成への寄与 ・県内の精神科救急医療体制の確保に寄与した。
				45,918	23,291	1,532			数値目標なし	1,009	—		
				49,903	25,285	1,556			数値目標なし				
				精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の11				【成果指標】 精神科救急医療センターでの対応件数（入院・外来）（件）	数値目標なし	140	—		
			H19-						数値目標なし	139	—		
			障害福祉課	○	—	—	精神科急性期患者等		数値目標なし				
		12	予防接種対策事業費	8	8	1,540	●事業内容 骨髄移植等の造血間細胞移植により、移植前に獲得した免疫が低下又は消失した方へ再接種費用の助成を行う市町に対し、県が助成（1/2補助）を行う。 ●実施状況 令和5年度には、長崎市および島原市より本事業による補助金交付申請があり、助成を行った。	【活動指標】 —				●事業の成果 ・令和5年度までに19市町で助成制度を創設した（令和6年4月1日開始の市町を含む）。残る2市町は制度創設に関して検討中。 ●事業群の目標達成への寄与 ・骨髄移植等の造血間細胞移植により、移植前に獲得した免疫が低下又は消失した方への再接種を推進することにより、感染症の発生予防に寄与した。
				48	48	1,540			—	—	—		
				540	540	1,560			—	—	—		
				—				【成果指標】 市町における助成制度の創設（市町）					
			R4-						21	19	90%		
			地域保健推進課	—	—	—	市町		21				
		13	誰一人取り残さないがん対策事業				●事業内容 県がん対策推進計画（第4期）に基づき、働く世代や若年層の受診定着を図るため、がん検診のWEB予約システムの環境整備やターゲットごとの受診勧奨等周知啓発を行う。また、若年がん患者の療養支援等を行う。	【活動指標】 職域、学生等に対する出前講座等の実施回数（回）				—
				12,461	7,695	7,781			5				
				がん対策基本法 長崎県がん対策推進条例				【成果指標】 がんによる75歳未満の年齢調整死亡率の減少（人口10万対）					
			（R6新規）R6-8										
			医療政策課	—	—	—	健康事業団、がん検診を行う市町、医療機関、県民		66.8				
		14	循環器病対策事業				●事業内容 県脳卒中、心臓病等の循環器病患者を中心とした包括的な支援体制を構築するため、専門的な知識を有し、県内の情報提供、相談支援等の中心的な役割を担う「脳卒中・心臓病総合支援センター」を設置する。	【活動指標】 県民公開講座の開催回数（回）				—
				10,950	5,475	3,891			1				
				健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法				【成果指標】 脳血管疾患患者の年齢調整死亡率の減少					
			（R6新規）R6-										
			医療政策課	—	—	—	長崎大学病院		数値目標なし				
		15	救急安心センター事業（#7119）				●事業内容 急病やけがの場合に、病院に行くべきか、救急車を呼ぶべきかを住民が電話で相談できる窓口を運営する。 ●実施状況 令和6年8月から事業を開始し、相談を受け付けている。	【活動指標】 電話相談件数				—
				26,000	13,375	3,890			11,000				
				—				【成果指標】 —					
			（R6新規）R6-										
			消防保安室	—	—	—	県民						

取組項目ii	○	16	薬務行政費	16,894	13,792	13,011	●事業内容 流通している無承認無許可医薬品（医薬品成分を含む健康食品）の買上検査や各種公報活動を実施するとともに、ジェネリック医薬品の使用促進を図る事業を行う。また災害時に備え、備蓄医薬品の更新や災害薬事コーディネーターの養成・資質向上を図る。 ●実施状況 ・流通している無承認無許可医薬品（医薬品成分を含む健康食品）の買上検査を実施した。 ・ジェネリック医薬品を使用促進するための協議会及び研修会を開催した。 ・災害備蓄医薬品を購入し適正備蓄を行ったほか、県薬剤師会等と連携して災害薬事コーディネーターの資質向上のための研修会を行った。	【活動指標】 無承認無許可医薬品のおそれがある健康食品等の買い上げ調査（検体数）	20	20	100%	●事業の成果 ・買上調査や県ホームページによる注意喚起などを実施した結果、県民の健康被害の未然防止に繋がった。また、協議会を中心とした取組みにより、ジェネリック医薬品の普及率向上に寄与した。 ・災害薬事コーディネーターの養成研修を行い、コーディネーターの資質向上を図ることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・医薬品等の安定供給の体制づくりに寄与した。
				96,536	89,608	13,020			20	20	100%		
				50,736	41,336	13,228			20				
				医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第1条の3				【活動指標】 災害薬事コーディネーター養成・資質向上研修会の開催回数（回）	1	1	100%		
									1	1	100%		
									1				
								【成果指標】 無承認無許可医薬品による健康被害者数（人）	0	0	100%		
									0	0	100%		
									0				
								【成果指標】 災害薬事コーディネーター候補者数（人）	32	40	125%		
			S40-						32	40	125%		
			薬務行政室	○	—	—	販売業者、県民等		32				
		17	献血及び骨髄移植推進費	4,007	4,007	8,419	●事業内容 献血者が減少する中、血液製剤の安定供給に必要な血液量を確保するために、市町、日本赤十字社長崎県支部、長崎県赤十字血液センター等の関係者やボランティア団体と連携し、キャンペーン等普及啓発に取り組み献血者を確保する。 また、血液製剤は人の血液からつくられ、ウイルス等の混入による感染リスクがあるために安定的な供給とともに安全性も求められる。 ●実施状況 献血功労者表彰式をはじめとする各種イベントを実施し、献血の普及啓発を行った。また、県内の高校生を対象とした献血普及CMコンテストを開催したほか、昨年度の優秀作品をラジオ等の広報媒体で活用して、若年層に対する普及啓発を実施した。さらに、骨髄ドナー支援制度は、未導入の市町には個別訪問等を実施して制度の創設を働きかけた結果、県内21市町での支援が可能となり、骨髄ドナーが提供しやすい環境を整備した。	【活動指標】 若年層啓発イベントの開催回数（回）	1	1	100%	●事業の成果 ・市町や血液センターと連携し、各種普及啓発活動を実施し、若年層を含む県民の献血への理解促進につながった。また、献血確保量は100%ととなり目標を達成している。 ●事業群の目標達成への寄与 ・輸血用血液製剤をはじめ医薬品の安定供給に寄与した。
				4,056	4,056	8,418			1	1	100%		
				4,337	4,337	8,559			1				
				安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第5条				【成果指標】 献血確保目標量（L）	25,436	24,730	97%		
			S39-						24,779	24,794	100%		
			薬務行政室	○	—	—	県民		24,125				
		18	薬事監視指導費	1,409	945	6,122	●事業内容 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器等の品質、安全性を確保するため、薬局、医薬品販売業者、医薬品製造業者等の立入検査、監視指導を行う。 ●実施状況 薬局等を対象に目標どおり立入検査を実施した。	【活動指標】 立入検査数（箇所）	500	585	117%	●事業の成果 ・立入検査の違反率は3.0%と目標を達成している。違反施設に対しては継続的な指導を実施し、改善および再発防止の徹底を図ったことで、医薬品等の不適正管理による健康被害の未然防止に繋がった。 ●事業郡の目標達成への寄与 ・医薬品等の安定供給の体制づくりに寄与した。
				1,849	1,360	6,127			500	585	117%		
				2,610	1,985	6,225			500				
				医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第1条の3				【成果指標】 違反率（%）	6.9以下	5.2	100%		
			S40-						6.4以下	3.0	100%		
			薬務行政室	○	—	—	薬業団体、医療関係者等		5.6以下				

取組項目ii		19	麻薬指導取締費	649	649	7,653	●事業内容 麻薬・向精神薬は医療の分野において必要不可欠である一方で、乱用されると乱用者個人の健康だけでなく社会的にも大きな弊害をもたらすことから、麻薬・向精神薬の適正使用の促進や不正流通の防止を徹底するため、麻薬取扱者に対する立入検査や講習会を実施する。 ●実施状況 計画に基づく立入検査・講習会を実施した。	【活動指標】 麻薬等講習会の開催回数(回)	12	7	58%	●事業の成果 ・講習会開催回数は昨年度より多い11回(92%)となり正しい麻薬等取扱の普及啓発を行った。一方、立入検査の違反率は3.1%と目標をやや上回っていたが、違反施設への改善確認を行い麻薬の適正使用を推進した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・麻薬等の適正使用により、県民の健康被害の未然防止に寄与した。
				745	745	7,659			12	11	92%		
				1,106	1,106	7,781			12				
				麻薬及び向精神薬取締法第58条の38、大麻取締法第21条、覚醒剤取締法第32条				【成果指標】 監視指導における違反率(%)	3.1以下	3.0	100%		
			S28-						3.0以下	3.1	0%		
			薬務行政室	○	—	—	医療従事者等		2.8以下				
		20	毒物及び劇物指導取締費	172	172	1,531	●事業内容 毒物劇物の不適正な取扱いにより、県民の健康被害を及ぼすことがないよう、農薬危害防止運動期間を中心に、毒物劇物営業者に対する講習会や立入検査を実施し、適切な取扱い等について指導する。 ●実施状況 計画に基づく立入検査・講習会を実施した。	【活動指標】 毒物劇物講習会での講演回数(回)	2	5	250%	●事業の成果 ・毒物劇物販売業者等を対象に立入検査を実施したが、昨年度より違反率が上昇し、目標の9.7%以下を達成できなかった。違反施設に対しては継続的な指導を実施し、毒物劇物の適正な取扱いや事故防止対策を徹底することで、県民の健康被害の未然防止に繋がった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・毒物劇物の適切な取扱により、県民の健康被害の未然防止に寄与した。
				198	198	1,532			5	3	60%		
				毒物及び劇物取締法第18条				【成果指標】 監視指導における違反率(%)	9.9以下	11.0	0%		
			S25-						9.7以下	13.1	0%		
			薬務行政室	○	—	—	毒物劇物営業者、業務上取扱者等						
		21	臓器移植対策事業	5,644	5,644	2,296	●事業内容 臓器移植コーディネーターの設置費について助成を行い、連絡調整・普及啓発の委託を行う。 ●実施状況 グリーンライトアップやパネル展のほか、イベントでの普及啓発を行い、臓器提供・移植に対する県民の理解を深め、移植医療の推進を図った。	【活動指標】 臓器提供意思表示カード配布数(枚)	47,500	36,870	77%	●事業の成果 ・コロナ禍によるイベント中止の影響もあり、普及啓発の機会が減少し、未達成となったものの、対応可能であったベイサイドマラソン参加者や関係機関へ意思表示カード配付を行い、臓器提供情報の増加へ繋げるための県民への普及啓発を実施することができた。
				5,609	5,609	2,298			47,500	34,170	71%		
				5,646	5,646	2,335			47,500				
				臓器の移植に関する法律第17条の2				【成果指標】 臓器提供情報件数(件)	20	15	75%		
			S60-						20	18	90%		
			国保・健康増進課	○	—	—	(公財)長崎県健康事業団、県民		20				

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	ドクターヘリ運航等救急医療体制の構築・災害時や感染症発生時における医療の体制強化	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ・輪番で救急を担う病院の設備・施設整備の支援、救急医療協力病院へ補助を行うとともに、ドクターヘリについては、要請件数増加に伴う重複要請対策に対応する必要がある。 ・休日、夜間に発生する精神科救急医療に対する体制整備は、現在、各保健所圏域で精神科輪番病院制で速やかなる対応をしている状況であり、課題となっている平日夜間の救急や身体合併症のある精神科救急患者への対応については、引き続き、精神科医・一般科医・警察・消防等との関係機関と連携を図りながら、精神障害者の救急医療が適切かつ効率的に提供されるよう検討を行っていく必要がある。 ・市町単独では障害者歯科診療の確保は困難と思われるため、県により事業を実施しているが、地域の障害者歯科診療のニーズの把握に努め、そのニーズに対応していく必要がある。 ・大規模災害等への体制整備を図るため、DMAT等の養成や広域搬送拠点臨時医療施設（SCU：長崎空港）における円滑な運用体制の構築が課題である。 ・集団感染リスクが高い感染症の発生時においては、保健所による患者調査と接触者の調査によって、早期探知し、感染者には受診勧奨、除菌確認を行い、まん延防止を図っている。なお、保健所による集団生活施設を重点とした衛生教育等により、集団感染の防止に引き続き努めていく必要がある。 ・長崎県の結核の現状として、罹患率は減少傾向にあるものの減少率は低下し横ばいにある。結核患者を早期発見し、確実に治療を行うことは結核の罹患率を下げることに繋がっていく。長崎県の結核患者の8割が高齢者であり、高齢者結核対策を進めていくことが重要である。県内での集団発生事例は近年ないが、主な感染経路は高齢者の過去の感染によるものが多く、加齢に伴う免疫力の低下に伴い発症している事例が多いため、高齢者施設等をターゲットとして啓発活動や県が作成した「高齢者施設施設における結核早期発見のためのリーフレット」の活用を促していく必要がある。 ・肝炎ウイルス検査受検者数は年々減少傾向にあることから、潜在的な未受検者のさらなる掘り起こしを行い、検査受検者数を維持するため、対応を検討していく必要がある。また、陽性者に関しては、フォローアップ（受診勧奨）を行うことで医療につなげ、治療が必要ない方に対しても継続的にフォロアップを実施していく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 ・県、市町、医療機関等が協議・連携を行い、救急医療体制の中心的役割を担う輪番制病院、救急医療協力病院への効率的な支援を検討のうえ、体制の整備を図るとともにドクターヘリについては、重複要請に対応するため2機目の導入を進める。 ・地域の障害者歯科診療体制の充実を図るため、県、市町が連携を図り、地域の障害者歯科診療のニーズの把握に努めるとともに、障害者が歯科診療を安心して受診できるよう、県民に対して広く周知啓発を行う。 ・DMAT養成研修や技術向上研修を開催すると共に広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）の円滑な運用に向けたDMAT等参加訓練を行い、災害時の医療提供体制の強化を図る。 ・引き続き感染症対策の基本である手洗いやマスク着用などの啓発を積極的に行っていくとともに、関係機関と連携を図りながら感染者の早期発見などに取組み、感染症のまん延防止に努める。 ・高齢者が集団的生活をする施設や医療機関、結核の定期健康診断を行っている市町などに対し、結核健診の実施や有症状時に早期発見できるよう現状の啓発活動の更なる推進を図る。 ・平成30年度から取り組んでいる肝炎医療コーディネータの養成について、肝炎患者会の方等も認定対象に追加し、研修会を実施することで、正しい知識の普及、肝炎ウイルス検査の未受検者への働きかけを推進する。また、保健所など関係機関と情報共有し、陽性者のフォローアップを継続的に実施する。
ii	ニーズに応じた医薬品や医療機器等の安定供給体制の強化	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ・薬局、医薬品販売業者、医薬品製造業者等の立入検査等を行い、「不適」とされた施設については重点的に監視を行い、再発防止策の徹底を指導し、その後の改善を確認した。また無承認無許可医薬品について買上調査や注意喚起などを実施し、健康被害の防止に努めた。また、医薬品医療機器等法の改正により、令和3年度から導入された認定薬局制度については、地域連携薬局等の認定に関する研修会を開催し、令和6年3月時点で36薬局を認定することができた。地域包括ケアシステムを深化させ、関係機関と連携し地域医療を更に推し進めるためには、さらなる整備促進を図っていく必要がある。 ・献血確保目標量は達成し、輸血用血液の安定供給に必要な献血量は確保することができた。しかし、少子高齢化が進む状況の中で、将来を担う若年層の献血協力が不可欠であり、引き続き若年層を中心とした献血協力の啓発活動を継続して実施する必要がある。 ・登録者数を安定確保するため、ドナー登録説明員等のボランティア育成等を行い、登録会の開催を増やしていく必要がある。また、骨髄ドナー登録者が骨髄を提供しやすい環境を整備するため、企業団体におけるドナー休暇制度導入が必要である。	●課題解決に向けた方向性 ・認定薬局制度については、地域連携薬局等の整備促進を図るため、認定意向のある薬局に対する個別相談を実施していく。 ・献血については、市町、血液センター及び教育庁と連携し、高校生献血普及CMコンテスト等の実施により、若年層を中心とした啓発活動を継続して行っていく。また、個別に高等学校を訪問し、校内献血及び献血セミナー実施に向けた働きかけを行っていく。 ・骨髄ドナー登録に必要な説明員を確保するため、説明員の養成等研修会を開催する。また、骨髄ドナー登録者が骨髄提供をしやすい環境を整備するため、企業団体を通じて、事業者に対してドナー休暇制度導入の働きかけを行っていく。

4. 令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目i	○	1	ドクターヘリ運営事業費 H18- 医療政策課	令和7年度からのドクターヘリ2機体制に向け、基地病院や関係機関との連携及び協議を進める。	⑨	ドクターヘリを含む救急患者の搬送体制について、関係機関等と継続した協議を行う。また、ヘリ出動中で救急搬送要請に対応できなかった約150件/年及び高齢化に伴い、年々増加する救急搬送要請(2035年まで増加見込み)に対応するため、令和7年度からドクターヘリの2機目を運航予定。	拡充
取組項目i		2	保健医療対策費 H16- 医療政策課	—	—	医療計画、地域医療構想を推進していくための協議の場として引き続き保健医療対策協議会等を活用していく。	現状維持
		3	第二次救急医療体制整備費 S63- 医療政策課	—	—	救急医療体制の中心的役割を担う輪番制病院、救急医療協力病院への効率的な支援を検討していく。	現状維持
		4	広域災害・救急医療情報システム費 H11- 医療政策課	県内における災害研修・訓練を充実させるため、企画・立案を行うDMATインストラクターの養成について、事業化を検討した。 救急医療情報システムについては、令和6年度から新たなシステムを運用開始し、安定的・効果的な運用を図る。	②	令和5年度に、県内における災害研修・訓練の企画・立案を行うDMATインストラクターの資格取得支援事業を新たに追加した。より多くの資格取得希望者に支援を受けてもらうため、希望者に直接、事業案内を行う等の工夫を行い、災害時の更なる体制強化に努めている。また、長崎県災害医療ロジスティクス検討部会と連携し、広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)の展開訓練を行い、災害時の医療提供体制の強化を図る。なお、広域災害医療情報システムを用い、県内の災害に対する脆弱性を有する病院のリスト化に取り組む。 また、救急医療情報システムについては、引き続き安定的・効果的なシステム運用を図っていくとともに、確実な情報入力を医療機関等に働きかけていく。	改善
		5	持続可能な医療体制確保事業 R5-7 医療政策課	救急車の適正利用と救急医療機関の適切な受診を促進するため、令和6年度より開始される#7119(救急安心センター事業)と連携した普及啓発を行う。	②	#7119(救急安心センター事業)と#8000(子ども医療電話相談センター)の連携を検討し、さらなる救急車の適正利用と救急医療機関の適切な受診を促進する。	改善
		6	感染症予防対策事業 H11- 地域保健推進課	改正感染症法により改定した感染症予防計画に基づき、新興感染症発生・まん延時における確実な医療提供のため医療機関等と協定を締結する、研修・訓練を実施する等の取組を進めていく。	②	引き続き、感染症の発生動向調査を行いながら、感染症についての普及啓発や感染防止対策の周知等の対策を講じることで、県民の感染症予防意識の醸成等に寄与する。 さらに、令和5年度に改定した予防計画や、その目標値に基づき、平時から、次の感染症危機に備えた医療提供体制や療養体制の確保、人材育成、必要物品の備蓄等を行い、計画の進捗を管理していく。また、令和7年度はR6.4に改正された新型インフルエンザ等特別措置法に基づき、新たに衛生資材の備蓄体制を確立し、マスク等の備蓄を開始する。	拡充
		7	結核予防対策事業 S61- 地域保健推進課	結核予防技術者地区別講習会を開催し、結核予防に携わる関係者が、結核対策に必要な知識と学問の進歩に即応した技術の取得の機会を提供し、結核対策に従事する関係者の技術の向上を図る。	②	引き続き、県民に対して結核の正しい知識の普及や疫学調査及び結核菌分子疫学的調査の解析結果等をもとに結核の伝播経路等の検証を行い、効果的な結核対策を行う。加えて、結核患者への適切かつ確実な服薬支援を実施し、感染の拡大・薬剤耐性菌の出現を防止する。 また、県内市町等と連携し市町の広報誌や結核予防週間(9月24日～39日)に係るチラシやポスターを配布し、結核定期健康診断の受診率の更なる向上を図る。	改善

取組項目i		8	肝炎対策事業費 H19- 地域保健推進課	肝炎医療コーディネーター育成のため、肝疾患診療拠点病院である長崎医療センターとの連携についてより一層の強化を図り、研修方法の検討等実施していく。また、肝炎ウイルス検査で陽性となった方を医療機関での定期的な検査や適切な治療に繋げるため、各県立保健所と連携し対象者に対し更なるフォローアップ（受診勧奨）を行う。	②	肝疾患診療連携拠点病院である長崎医療センターと連携し、肝炎医療コーディネーターの養成のために研修会を実施し、関係機関への配置促進や、肝炎医療コーディネーターの配置機関の公表をおこなうことで、正しい知識の普及、肝炎ウイルス検査の促進・早期発見・早期受診につなげていく。 肝炎ウイルス検査のフォローアップ（受診勧奨）に関しては、各保健所との連携を行い、継続的に定期検査を受検するようフォローアップを行う。	改善
		9	がんとともに生きる事業 R3- 医療政策課	R6年度から対象となる第４期がん対策推進計画を踏まえ、各種取組に取り組んでいく。 がん受診率60%達成に向け、検診実施主体である市町のほか、協力協定締結企業や関係団体等とも連携強化し、県民に対する普及啓発を推進する。 R6から導入するがん検診精密検査登録制度等も踏まえ、市町及び医療機関に対し精度向上のための研修会等を実施する。	②	市町や協力協定企業、事業主等関係者、がん拠点病院等と意見交換をしながら、効果的な検診受診率向上対策の実施や、がん患者の相談支援体制を構築する。	改善
		10	障害者歯科診療・休日歯科診療事業 S60- 国保・健康増進課	地域からの診療ニーズに今後も対応するため、県と市町が連携を図り、障害のある方が安心して受診できることについて、各種会議等の機会を捉えて、積極的に周知をしていくこととしている。	②	歯なまるスマイルプランⅢに基づき、誰一人取り残さないユニバーサルな歯科口腔保健を実現するため、障害者の歯科保健と歯科診療を一体的に捉えて事業のあり方を検討していく。	改善
		11	精神科救急医療体制整備事業費 H19- 障害福祉課	—	—	活動指標、成果指標ともに前年度と同水準で推移しており、長崎県精神科救急情報センターの目的である個々の相談業務に応じ医療機関の紹介や受診援助に関する情報提供等が適切に行われている。引き続き休日夜間、及び平日夜間について継続していく。	現状維持
		12	予防接種対策事業費 R4- 地域保健推進課	—	②	令和5年度には、再接種費用の助成制度創設自治体が19市町まで拡大した。引き続き、目標の県内20市町を目指し、実施意向を示していたが制度未設置の市へ働きかける。	改善
		13	誰一人取り残さないがん対策事業 （R6新規）R6-8 医療政策課	R6新規	②	新たに構築するがん検診のWEB予約方法や、精密検査登録医療機関等の周知と併せ、各市町と協議のうえ、人が多く集まる場所や土日での検診実施等、働く世代が受診しやすい対策等、検診受診率向上対策を検討し周知啓発の強化を図る。	改善
		14	循環器病対策事業 （R6新規）R6- 医療政策課	R6新規	②	県民への疾患や予防にかかる情報提供のみならず、各地域の医療機関の診療及び患者支援機能の向上をさらに図るため、地域の病院、かかりつけ医との連携強化を図る。	改善
取組項目i		15	救急安心センター事業（#7119） （R6新規）R6- 消防保安室	R6新規	—	令和6年度の事業実績をもとに、次年度以降の事業の在り方や、仕様書等の見直しなどをおこない、引き続き事業を継続する。	改善

取組項目ii	○	16	薬務行政費 S40- 薬務行政室	地域連携薬局等の整備促進を図るため、県薬剤師会と連携し、地域のがん患者の療養生活を支えるための薬局機能強化を促進する研修会及び認定薬局取得に意欲のある薬局をあらかじめ選定したうえで、個別に相談対応を行う取組を推進する。	②⑥	関係機関と連携し地域医療を推進するため、在宅医療等に対応できる地域連携薬局等の整備促進を図るとともに、無承認無許可医薬品の買上調査等を継続して実施し、県民の健康被害の防止に努めていく。 新たに設定された国の後発医薬品の使用促進に関する数値目標を踏まえ、関係団体等から構成される協議会の中で検討・協議を行いながら、新たな施策に取り組む。 災害薬事コーディネーターが有事の際に各地域の実情に応じて対応できるよう、近年発生したした大規模災害の教訓・知見を踏まえ、研修会の内容を見直しながら継続して実施し、コーディネーターの資質向上を図っていく。	改善
		17	献血及び骨髄移植推進費 S39- 薬務行政室	令和5年度に引き続き、若年層に対する献血推進活動の取組として、関係機関と連携し高等学校を個別に訪問し、校内献血及び将来の献血行動の契機となるよう「献血セミナー」開催について働きかけを行う。 さらには、将来の献血者を確保に向け、新たに小・中学生への献血啓発を行うべく、新たな啓発活動について検討する。	②⑤⑥	血液の安定供給を確保するため、引き続き関係機関と連携し、高校生を中心とした若年層に対する献血普及啓発活動を強化していく。併せて、保護者の理解を得られれば高校献血の後押しとなるため、PTA等の団体とも協力し、保護者への献血啓発も推進していく。 骨髄ドナー登録者数を維持・増加させるため、骨髄ドナー提供者の環境整備や登録者確保の啓発活動を継続して実施する。	改善
		18	薬事監視指導費 S40- 薬務行政室	—	②⑥	引き続き、薬局、医薬品販売業者、医薬品製造業者等への立入検査を通して、医薬品等の適正使用や安定供給の確保を図っていく。	現状維持
		19	麻薬指導取締費 S28- 薬務行政室	—	—	本事業は医療に必要不可欠な麻薬及び向精神薬を適正に使用し、乱用による弊害を防止することを目的としており、違反や重大な事故を防止するために継続して事業を実施する必要がある。	改善
取組項目ii		20	毒物及び劇物指導取締費 S25- 薬務行政室	—	—	令和6年度以降は、薬事監視指導費に統合し、農薬危害防止運動期間を中心に、講習会等を通して適正な取り扱いや販売について指導を行い、事故防止対策を図っていく。	統合
		21	臓器移植対策事業 S60- 国保・健康増進課	10月の臓器移植普及月間に実施予定であるグリーンライトアップイベントの継続とあわせて、臓器移植搬送マニュアルの見直しなど、臓器移植の理解と意思表示の普及啓発と併せて、臓器移植医療連携の強化を図る。	②	臓器提供は継続的に行われており、臓器提供者とその家族、医療機関との連携が円滑に行われるために臓器移植コーディネーターの存在は不可欠である。臓器提供の情報は、多くが家族の承諾によるものであり、提供者本人の意思表示の携帯、臓器移植の理解について、これからも県民に普及啓発を継続する必要がある。また、臓器移植を円滑に行うため、令和6年度見直し予定のマニュアルによる研修会や移植医療情報担当者の研修会など実施し、移植医療連携強化を図る。	改善

注:「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和6年度実施）

基本戦略名	3-1 人口減少に対応できる持続可能な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	福祉保健部 医療政策課	猪股 慎太郎
施策名	3 地域の医療、介護等のサービス確保	事業群関係課（室）	医療人材対策室、国保・健康増進課、障害福祉課	
事業群名	① 医療提供体制の構築-3（離島・へき地の医療機関への支援）	令和５年度事業費（千円）	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費（R5実績）の合計額	2,317,372

1. 計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025 本文）

人口減少や少子高齢化の進展など、将来の医療需要の予測に基づいた、効率的で質の高い医療提供体制の確保を図るとともに、新型コロナウイルス感染症などの感染症の大流行を想定した医療提供体制についても検討し、確保に向けた対策を推進します。また、離島・へき地など地域における多様な医療提供体制の課題の解決に取り組みます。

（取組項目）

ⅰ）離島・へき地の医療機関への医師等の派遣や機器整備に対する支援による医療の確保

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	地域で必要な医療機能（回復期機能）の整備率	目標値①		60%	70%	80%	90%	100%	100%（R7）
		実績値②	43%（R元）	39%	40%	算定中			進捗状況
		達成率②／①		65%	57%	—			遅れ

（進捗状況の分析）

本県では、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、患者数の将来推計等に基づき、目指すべき医療提供体制の姿を描いた「長崎県地域医療構想」を平成28年11月に策定した。

構想実現のため、県民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、消費税を財源とする「地域医療介護総合確保基金」を活用し、医療と介護が一体となって、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護サービスの充実、医療従事者の確保・養成、勤務医の働き方改革の推進を柱とする取組を進め、回復期機能の病床数は伸びているものの、令和元年度（基準年）から2年度における病院再編等による回復期病床の減床のため、目標値を下回っている。

令和5年度に全ての医療機関の対応方針の策定・検証を行ったところであり、その結果を踏まえ、2025年に向けて引き続き地域に必要な医療体制の確保に取り組んでいく。

※地域で必要な医療機能の整備率=地域医療構想で目標としている令和7年度の回復期病床の整備率。

2. 令和5年度取組実績（令和6年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R4実績	R5実績	R6計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況（令和6年度新規・補正事業は事業内容）	事業対象	指標（上段:活動指標、下段:成果指標） 主な指標	R4目標	R4実績	R5目標	R5実績	R6目標	達成率	令和5年度事業の成果等
			事業期間	事業実施の根拠法令等 法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）												
取組項目ⅰ	○	1	へき地医療支援機構推進事業費	5,289	2,645	2,296			●事業内容 離島・へき地医療を確保するため、長崎県離島・へき地医療支援センターを設置し、へき地医療支援計画の策定、市町からの派遣依頼を受け、離島・へき地の診療所に医師の派遣等を実施 ●実施状況 「離島・へき地医療支援センター」による、県内離島診療所等の代診対応や医師派遣、斡旋及び離島診療所医師の技術的指導、相談対応などの支援を行った。		【活動指標】 離島・へき地医療支援センターの運営（箇所）	1	1			100%	●事業の成果 ・医師の都市志向等により、離島・へき地では医師確保が困難な状況が続いているが、離島・へき地市町等からの派遣要請を受け、代診医師の派遣を延べ380日行うことができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・離島・へき地診療所の診療体制の確保に寄与した。 ※地域偏在格差は2年に1度の国の調査により把握している。次回は令和8年3月発表予定
				7,656	4,370	1,532						1	1				100%	
				6,706	3,353	1,556						1						
			H23-	地方自治法第252条の17 へき地保健医療対策等実施要綱							【成果指標】 地域偏在格差（倍）	2.1	2.4			87%		
												2.1	算定中			—		
			医療人材対策室	○	—	—			県民、医師及び医療機関			2.1						

取組項目i		2	しまの医療機関指導費	2,404	2,404	765	●事業内容 離島医療行政に関する情報収集、交換のため、国・市町・関係機関との打合せ及び離島診療所等の運営指導 ●実施状況 長崎県自治体病院開設者協議会による政府施策要望を行うとともに、市町の医師募集状況を把握し、ながさき地域医療人材支援センター等と連携して医師の斡旋等を行った。	【活動指標】 市町からの斡旋依頼件数(件)	数値目標なし	105	—	●事業の成果 ・市町への医師の斡旋や国等への要望活動を実施することにより、離島・へき地医療の確保に寄与した。
				2,663	2,663	766			数値目標なし	146	—		
				2,770	2,770	778			数値目標なし				
				—				【成果指標】 斡旋案件の成立率(%)	100	100	100%		
			S46-						100	100	100%		
			医療政策課	—	—	—	-		100				
		3	病院企業団助成費	2,033,026	2,031,335	1,531	●事業内容 県下の離島・へき地における医療体制の確保、医療レベルの維持向上を図る。 ●実施状況 長崎県病院企業団の運営費について、地元市町とともに支援を行った。	【活動指標】 勤務医師数(人)	130	111	85%	●事業の成果 ・令和5年度はコロナ関係補助金の減等により、純損益が赤字となった。令和6年3月に策定した中期経営計画に基づき経営健全化に向けて取り組んでいく。 ●事業群の目標達成への寄与 ・離島などにおける医療の確保・向上に大きく寄与した。
				2,067,860	2,064,774	1,532			130	114	87%		
				2,186,446	2,183,126	1,556			130				
				長崎県病院企業団構成団体負担要綱				【成果指標】 収支差(百万円)	0	2,519	100%		
			H21-						0	−1,356	0%		
			医療政策課	—	—	—	長崎県病院企業団		0				
		4	救急患者輸送確保対策費補助金	1,280	1,280	779	●事業内容 離島の救急患者を輸送するヘリコプター等(ドクターヘリ以外)に搭乗し救急医療を施す医師、看護師等へ市町が支払う謝金に対して助成。 ●実施状況 4市町の延べ54人のヘリ搭乗医師への謝金に対し補助を実施した。	【活動指標】 搬送患者数(人)	数値目標なし	83	—	●事業の成果 ・夜間等ドクターヘリが使えない状況において、ヘリコプター搬送(防災ヘリ、海自ヘリ等)を要請した市町が医師等に対して謝金を支払うことにより、救急患者輸送と治療の円滑化が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・離島における急患搬送の円滑化に寄与した。
				900	900	766			数値目標なし	54	—		
				1,580	1,580	1,556			数値目標なし				
				長崎県救急患者輸送確保対策費補助金実施要綱				【成果指標】 市町の要請に対応できた割合(%)※天候により飛行不可能な場合は除く	100	100	100%		
			S49-						100	100	100%		
			医療人材対策室	—	—	—	市町		100				
		5	へき地医療機関整備費	183,900	35,737	2,296	●事業内容 へき地医療拠点病院による離島・へき地診療所への医師派遣に係る運営費及びへき地診療所の運営費・設備購入に対して補助を行う。 ●実施状況 へき地医療拠点病院による7箇所の離島・へき地診療所への医師派遣に係る運営費及び24箇所のへき地診療所の運営費・設備購入に対して補助を行った。	【活動指標】 へき地診療所への医師派遣数(人)	287	281	97%	●事業の成果 ・へき地医療拠点病院がへき地診療所へ医師を派遣することなどによって、離島の医療提供体制を支援することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・へき地診療所の医療提供体制の課題解決に寄与した。
				199,434	34,029	1,532			327	333	101%		
				185,798	32,345	1,556			327				
				へき地保健医療対策実施要項 長崎県へき地医療対策費補助金実施要綱				【成果指標】 医師派遣により医療が確保される診療所数(箇所)	6	6	100%		
			H15-						6	7	116%		
			医療人材対策室	—	—	—	へき地拠点病院、へき地診療所		7				
		6	国保直診施設整備費	58,458	0	765	●事業内容 へき地診療所(国民健康保険直営)の施設・設備整備に対し必要な補助を行い、へき地医療の充実を図る。 ●実施状況 へき地診療所の施設・設備整備に対して補助を行った。	【活動指標】 補助申請計画件数(件)	7	7	100%	●事業の成果 ・市町に対し、へき地診療所の施設・設備整備費を補助することで、医療提供環境が整備され、地域住民への適切な医療提供が可能となった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・へき地における医療の充実に寄与した。
				16,555	0	766			8	8	100%		
				28,110	0	778			6				
				長崎県へき地診療所設備整備費補助金交付実施要綱 長崎県へき地診療所施設整備費補助金交付実施要綱				【成果指標】 国庫補助採択率(%)	100	100	100%		
			S54-	医療施設等設備整備費補助金交付要綱(厚労省医政局発出) 医療施設等施設整備費補助金交付要綱(厚労省医政局発出)					100	100	100%		
			国保・健康増進課	—	—	—	市町		100				
		7	しまの精神医療特別対策事業費	11,575	0	765	●事業内容 精神科無床地区である上五島地域へ精神科医師を派遣し、精神保健対策の充実を図る。 ●実施状況 上五島病院へ精神科医師を派遣した。(週4日)	【活動指標】 精神科医師の派遣日数(日)	200	204	102%	●事業の成果 ・上五島の医療機関への精神科医師の派遣に対する補助を行い、上五島内における精神科の受診が可能となった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・離島の精神科医療の確保に寄与した。
				11,519	0	766			200	203	101%		
				13,788	13,788	778			200				
				長崎県しまの精神医療特別対策事業運営費補助金実施要綱				【成果指標】 受診者数(人)	7,000	8,011	114%		
			S59-						7,000	8,241	117%		
			障害福祉課	—	—	—	上五島圏域の精神科患者		7,000				

取組項目i		8	遠隔診療支援事業費（医療介護基金）				●事業内容 離島の住民へローカル5Gネットワークを活用した専門医の遠隔サポートによる高度専門医療を提供することで、住み慣れた地域で必要な医療を受ける体制の確保を支援する。 ●実施状況 長崎大学病院が設置する遠隔医療支援センターの運営費と遠隔診療支援に要する追加機器購入に要する経費に対して補助を行った。	【活動指標】 遠隔専門診療支援を受療した年間延べ患者数（人）				●事業の成果 ・離島の基幹病院及び長崎大学病院に遠隔専門診療に必要なローカル5Gネットワーク機器等を整備した。診療開始に向けたオペレーションテストを実施し、令和5年度中に事業開始に至った。引き続き、全ての離島の基幹病院で円滑な診療を行えるよう取り組んでいく。 ●事業群の目標達成への寄与 ・離島における専門診療の実施に寄与した。
				4,785	0	765			62	13	20%		
				9,600	0	778			312				
				—				【成果指標】 遠隔専門診療支援を実施する病院数（病院）					
			R5-7						4	4	100%		
			医療人材対策室	—	—	—	長崎大学病院		4				
		9	長崎県離島救急画像診断支援システム事業				●事業内容 離島救急画像診断支援システムについて、耐用年数を2年延長するための改修等を実施。 ●実施状況 耐用年数を2年延長する改修を基本に統計機能の利用促進を図るため、入力内容の簡素化する改修を実施	【活動指標】 画像伝送数（件）				●事業の成果 離島の中核病院等において、専門医の診断・治療が必要な救急患者や病態の不明瞭な患者について、本土支援病院へCT画像等を伝送し、専門医の指示を仰いだり、ヘリコプターによる本土支援病院への搬送等に活用する医療支援を行うことにより離島医療の充実向上に寄与した。
				6,000	0	766			数値目標なし				
				—				【成果指標】 離島急患搬送実施数（件）					
			（R5終了）R5						数値目標なし				
			医療人材対策室	—	—	—	離島医療機関						

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	離島・へき地の医療機関への医師等の派遣や機器整備に対する支援による医療の確保	
	●実績の検証及び解決すべき課題 離島、へき地等不採算となる医療圏の中核病院として、県と関係市町による「病院企業団」を設置しており、当該企業団が行う医師の確保や医療施設・設備の整備を支援するとともに、長崎大学病院に設置している「離島・へき地医療支援センター」による代診医師の派遣等により離島・へき地医療を確保しているが、医師の地域偏在の解消には至っていない。 離島・へき地における医療を確保するため、へき地医療拠点病院や、へき地診療所の運営費及び機器整備支援を行っているが、引き続き、医療資源の少ない地域における診療体制を確保するためには、遠隔医療の活用を推進する必要がある。	●課題解決に向けた方向性 離島・へき地医療センターによる代診医派遣等による医師の確保と併せて、大学地域枠医学修学生の確保及び地域医療に従事する医師の育成により、離島・へき地に勤務する医師を確保し、医師の地域偏在解消を図っていく。 へき地医療拠点病院が実施している、巡回診療・代診医派遣について、人員不足等地域の実情に応じてオンライン診療の活用も検討するなど、離島、へき地における遠隔医療の推進を図っていく。

4. 令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目i	○	1	へき地医療支援機構推進事業費 H23- 医療人材対策室	—	②	医師確保計画に基づき、施策に取り組むとともに、県内離島診療所等の代診対応や医師派遣、斡旋及び離島診療所医師の技術的指導、相談対応等を効果的に実施することで、離島・へき地における医療提供体制の確保を進めていく。また、離島勤務医師への研修内容の見直しなども検討していく。	改善
		2	しまの医療機関指導費 S46- 医療政策課	離島・へき地医療の確保・充実のため、ながさき地域医療人材支援センター等と連携したWEB説明会を新たに実施し、効率的な医師確保に取り組む。医師への啓発として、ホームページでの広告、全国のイベント等でブースを設け、WEB説明会への出席につなげる。	②	離島・へき地医療の確保・充実のための国への要望活動や、ながさき地域医療人材支援センター等と連携したWEB説明会の開催と離島への現地案内の併用により、効率的な医師確保に取り組む。また、離島・へき地医療には有用な医療DXの推進に向けて、研修会の開催等に取り組む。	改善

取組項目i		3	病院企業団助成費 H21- 医療政策課	令和5年度の長崎県病院企業団の決算等を踏まえ、情報共有や協議の機会を設けながら、経営健全化に向けた取組を検討する。	—	離島及び本土基幹病院の医療機能を継続するための事業であり、引き続き助成が必要である。病院企業団が毎月開催している基幹病院会議結果の共有のほか、経営健全化に向けた取組や病院の建替計画の進捗など、情報の収集に努めつつ、適宜協議の機会を設け、適正な助成を行う。	改善
		4	救急患者輸送確保対策費補助金 S49- 医療人材対策室	—	—	離島においては救急患者の対応に限界があり、本土病院の医師の協力が不可欠であることから、引き続き全ての要請に対応できるよう、関係機関の円滑な連携を行いながら、救急患者輸送体制の確保に努めていく。	改善
		5	へき地医療機関整備費 H15- 医療人材対策室	—	②	離島・へき地における医師の確保は非常に困難であり、へき地医療拠点病院からへき地診療所への医師派遣の支援体制等の継続が必要である。また、本土と同様の医療を住民に提供できるよう、設備整備や運営費補助が必要であるため、本事業の実施により、診療所からの医師派遣要請に対応し、へき地住民の医療の確保ができるように取り組む。今後の設備整備にあたっては事業者に長期的な計画作成を依頼し、今後の整備計画について確認しながら、計画的な事業推進に努めていく。	改善
		6	国保直診施設整備費 S54- 国保・健康増進課	—	—	へき地診療所（国民健康保険直営）の施設・設備は、医療資源が少ないへき地における住民への適切な医療提供に必要であるため、本事業の実施によりへき地診療所の施設・設備整備を行い医療提供体制の確保ができるように現状を維持していく。	現状維持
		7	しまの精神医療特別対策事業費 S59- 障害福祉課	—	—	医師の確保が困難な上五島医療圏においては、本事業により精神科医師が確保されている状況であるため、引き続き本事業を実施していく。	現状維持
		8	遠隔診療支援事業費（医療介護基金） R5-7 医療人材対策室	本年度長崎大学病院に設置された、遠隔医療支援センターの運営に対して補助を行っていくとともに、全ての離島の基幹病院へ支援を行うことで、遠隔専門診療支援が円滑に運用されるよう取り組む。	—	長崎大学病院が設置する遠隔医療支援センターの運営と全ての離島の基幹病院の運営に対して支援を行うことにより、継続的に遠隔専門診療を実施できる体制の確保を図る。	改善

注：「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和6年度実施）

基本戦略名	3-1 人口減少に対応できる持続可能な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	福祉保健部 長寿社会課	中村 直輝
施策名	3 地域の医療、介護等のサービス確保	事業群関係課（室）	医療政策課	
事業群名	② 地域包括ケアシステムの構築・充実	令和５年度事業費（千円）	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費（R5実績）の合計額	779,426

1. 計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025 本文）

将来的な地域の人口推移等を見据えながら、高齢者がいくつになっても、一人一人の健康の状況や生活の実態に応じて、医療・介護などの切れ目のない必要な支援が受けられ、できる限り住み慣れた地域で人生の最期まで安心して暮らしていくことができる地域づくりを目指して、市町の取組を支援します。

（取組項目）

ⅰ）全市町で地域包括ケアシステムを構築するための在宅医療・介護連携や介護予防の推進
ⅱ）生活支援コーディネーターと地域運営組織（協議会）等による地域ニーズの掘り起こし及び対策検討
ⅲ）健康寿命延伸のための、フレイル・介護予防の強化
ⅳ）ボランティア団体や地域既存組織等を活用した高齢者の生活支援体制強化

	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
事業群	地域包括ケアシステムの構築割合	目標値①		93%	97%	100%	100%	100%	100%（R7）
		実績値②	85%（R元）	98%	100%	100%			進捗状況
		達成率②／①		105%	103%	100%			達成
	認知症サポーター、キャラバンメイト数（累計）	目標値①		172,800人	188,000人	203,200人	218,400人	233,600人	233,600人（R7）
		実績値②	142,314人（R元）	156,448人	164,366人	173,355人			進捗状況
		達成率②／①		90%	87%	85%			やや遅れ
その他関連指標	有償ボランティア等の助け合い活動として生活支援を行う団体数	目標値①		165団体	207団体	248団体	289団体	330団体	330団体（R7）
		実績値②	36団体（R元）	168団体	233団体	274団体			進捗状況
		達成率②／①		101%	112%	110%			順調

（進捗状況の分析）

県内全ての日常生活圏域において、長崎県版の地域包括ケアシステム構築評価基準をもとに評価を行ったところ、令和4年度末に県内全ての圏域で「概ね構築」という評価になり、目標（令和5年度末）に先んじて達成となった。今後は、これまでの基盤整備に加え充実に向けた市町の取組支援を行っていく。

有償ボランティア等の助け合い活動として生活支援を行う団体数は、令和5年度末で274団体となった。令和5年度は、県内9市町の勉強会等にアドバイザーを派遣したところ、派遣した地域では住民による勉強会が行われるなど生活支援サービスの創出に向けた取組が始まっている。しかし、サービス創出のノウハウ不足や、担い手と住民ニーズのマッチング等に苦慮している市町もあることから、引き続き、助け合い活動強化事業を通じて生活支援体制の整備・充実を推進していく。

認知症サポーター、キャラバンメイト※数（累計）については、令和5年度に8,989人（内、サポーター8,950人、キャラバンメイト39人）養成し、令和5年度末時点では、総数173,355人となっている。令和4年度養成数（7,918人）より増加したものの、新型コロナウイルス感染症の影響等によりサポーター養成講座が十分に実施できなかった状況もあり、目標値を下回っている。県では、毎年キャラバンメイトを養成し、各市町でキャラバンメイトがサポーターを養成するといった市町と県の協働による取組は定着しており、引き続き認知症の人とその家族が地域で安心して暮らせる地域づくりを進める。

※認知症サポーター：認知症に対する正しい知識を持って、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする者。市町や職場等で実施されている認知症サポーター養成講座の受講が必要
※キャラバンメイト：認知症サポーター養成講座の講師

2. 令和5年度取組実績（令和6年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円）R4実績	R5実績	R6計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等	事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況（令和6年度新規・補正事業は事業内容）	指標（上段:活動指標、下段:成果指標）主な指標	R4目標	R5目標	R6目標	R4実績	R5実績	達成率	令和5年度事業の成果等
取組項目 i ii iii iv	○	1	地域包括ケアシステム構築加速化支援事業（医療介護基金）	3,759	2,308	4,759	0	0	11,480	14,169	12,061	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律	●事業内容 市町における地域包括ケアシステムを構築するため、長崎県版地域包括ケアシステム評価基準に基づく構築状況の市町自己評価と有識者と県による全市町ヒアリングを実施するなどの支援を行う。 ●実施状況 本県独自の評価基準に基づき、県内21市町への県及び有識者によるヒアリングを実施した。	【活動指標】 地域包括ケアシステム構築状況に係るヒアリング実施市町数（市町） 【成果指標】 地域包括ケアシステム構築割合（%）	21 21 21 97 100 100	21 21 100 100 100	100% 100% 105% 100%	●事業の成果 ・本県独自の評価基準に基づく各市町の自己評価に対して、県及び有識者によるヒアリングを実施し、情報提供や助言等を行い、市町の地域包括ケアシステム構築を図ることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・ヒアリング等の市町支援を実施し、全ての圏域での地域包括ケアシステムの構築に寄与した。
			H29-															
			長寿社会課	—	—	—				市町、市町地域包括支援センター等								
取組項目 i	○	2	在宅医療・介護連携体制構築支援事業	763	1,126	3,361	0	0	2,296	2,298	4,669	—	●事業内容 市町が実施主体となっている在宅医療・介護連携推進事業の取組を支援するため、各保健所において、3カ年計画を策定し、設定した目標に向けた取組を実施する。また、県内市町の在宅医療・介護連携担当者や保健所等の担当者を対象とした研修会を開催する。 ●実施状況 各保健所における圏域の課題（多職種連携の推進、看取り等）に応じた研修・検討会や、県内の市町や保健所担当者を対象とした在宅医療・介護連携推進事業研修会を開催した。	【活動指標】 地域課題の解決に向けた研修・検討会の開催（回） 【成果指標】 地域課題の解決に向けた研修・検討会の開催を通して課題解決につながった保健所数（保健所）	16 16 16 4 4 4	14 16 100% 2 5 125%	87% 50%	●事業の成果 ・各保健所において定めた目標をもとに、各圏域の課題（多職種連携の推進、看取り等）にあった支援を実施し、地域課題の解決や次年度以降の取組検討に繋がった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・地域包括ケアシステムの重要な構成要素である在宅医療・介護連携に関係する市町職員、医療機関・介護事業所等の資質向上を行うことで、在宅医療・介護連携の推進に寄与した。
			R元-6															
			長寿社会課	—	—	—				市町職員、医療機関・介護事業所等の関係職員								
		3	訪問看護サポートセンター事業（医療介護基金）	9,189	9,189	9,189	0	0	1,913	1,915	1,945	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律	●事業内容 在宅医療介護の中核を担う訪問看護の提供体制の充実を図るため、訪問看護事業所等の総合支援を行う「訪問看護サポートセンター」を設置する。 ●実施状況 設置した訪問看護サポートセンターにて、事業所及び県民向けの相談窓口の設置、訪問看護師の知識や経験に応じた研修会の開催、センター作成の新人（新卒）看護師育成プログラムの提供のほか、訪問看護にかかる普及啓発等を実施した。	【活動指標】 訪問看護師等育成研修の開催回数（回） 【成果指標】 訪問看護利用者数（人）	19 19 19 64,639 69,313	19 19 100% 65,390 算定中	100% 101% —	●事業の成果 ・育成研修により、訪問看護師のスキルアップが図られたとともに、事業所の運営や訪問看護技術など、多様な相談に年間通して対応し、訪問看護事業所の安定的な運営に寄与した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・質の高い訪問看護師を育成することにより、地域包括ケアシステムの重要な構成要素である訪問介護事業の提供体制の充実に寄与した。
			H30-															
			医療政策課	—	—	—				長崎県看護協会								
		4	訪問看護サポートセンター事業（訪問看護ステーション人材確保事業）（医療介護基金）	2,205	1,991	6,000	0	0	765	766	778	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律	●事業内容 訪問看護師の人材確保を図るため、訪問看護未経験の看護師を雇用し、育成を図る事業所に対し、育成指導中の看護師の人件費の一部を助成する。 ●実施状況 訪問看護未経験の看護師を雇用のうえ、あらかじめ作成した育成計画に沿った育成及び評価を実施した5箇所の訪問看護ステーションに対し、助成を行った。	【活動指標】 支援した訪問看護ステーション数（箇所） 【成果指標】 県内の訪問看護職員数（人）	5 5 10 725 761 799	4 5 100% 707 未公表	80% 97% —	●事業の成果 ・R4年度は目標とする訪問看護職員数は達成できなかったものの、県内の訪問看護事業所数及び職員数は増加傾向にあり、訪問介護に従事する人員の確保、育成に寄与した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・訪問看護師未経験者を確保し育成することにより、地域包括ケアシステムの重要な構成要素となる訪問看護事業の提供体制の充実に寄与した。
			R2-7															
			医療政策課	—	—	—				訪問看護ステーション								

取組項目i		5	特別養護老人ホーム等整備費（創設・増床関係）	953	953	765	●事業内容 市町等の意向等を踏まえた第8期老人福祉計画・介護保険事業支援計画における整備計画を基に、広域型の特別養護老人ホーム等の創設・増床に対して補助を行う。 ●実施状況 令和5年度においては広域型の特別養護老人ホーム等の創設・増床計画はなかったため、補助の実施はなかった。	【活動指標】 特別養護老人ホーム整備補助件数（床）	0	0	—	●事業の成果 ・市町等の意向等を踏まえた第8期老人福祉計画・介護保険事業支援計画においては、地域密着型の特別養護老人ホームの増床計画はあったが、広域型の特別養護老人ホームの増床計画はなかったため、本補助金による補助は実施しなかった。
				582	582	766			0	0	—		
				921	921	778			0				
				老人福祉法				【成果指標】 整備計画の達成率（%）	—	0	—		
			H18-						—	0	—		
			長寿社会課	—	—	—	社会福祉法人等		—				
		6	特別養護老人ホーム等整備費（改築等ユニット化関係）	0	0	765	●事業内容 広域型の特別養護老人ホーム等の従来型多床室・個室について、居宅に近い居住環境を目指す「ユニット化整備」を実施する際に補助を行う。 ●実施状況 令和5年度から令和6年度にかけての2か年事業（債務負担）として2施設（105床）の補助を行っている。	【活動指標】 特別養護老人ホーム整備補助件数（床）	0	0	—	●事業の成果 ・令和5年度から令和6年度にかけての2か年事業（債務負担）として2施設（105床）の補助を行っているため、令和5年度は成果として現れないが、令和6年度に105床分のユニット型居室が整備される予定。
				0	0	766			0	0	—		
				373,170	0	778			105				
				老人福祉法				【成果指標】 整備された床数のうち、ユニット床数の割合（%）	—	0	—		
			H18-						—	0	—		
			長寿社会課	—	—	—	社会福祉法人等		100				
		7	地域密着型施設整備助成等事業（医療介護基金）	297,928	0	765	●事業内容 介護サービスの地域密着型施設等の整備を進めるため、地域医療介護総合確保基金を活用して、市町等に対して助成を行った。 ●実施状況 2市（7箇所）への間接補助を行った。	【活動指標】 地域密着型施設・事業所の整備数（箇所）	15	5	33%	●事業の成果 ・建築資材の高騰の影響により整備計画を断念する事業者がでてきたことなどにより、目標を達成することができなかった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・地域密着型施設・事業所7箇所が開設されたことにより、住み慣れた地域における介護サービスの提供体制整備に寄与した。
				739,824	0	766			15	7	46%		
				1,492,531	0	778			9				
				介護保険法、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準				【成果指標】 整備計画の達成率（%）	85	46	54%		
			H27-						100	73	73%		
			長寿社会課	—	—	—	市町、社会福祉法人等		40				
		8	病床転換助成事業費	0	0	1,530	●事業内容 医療療養病床から介護老人保健施設等への整備を伴う転換に要する費用の助成 ●実施状況 医療機関からの医療療養病床から介護老人保健施設等への整備を伴う転換に要する費用の助成についての申請がなかった為、当該事業での助成実績はなかった。	【活動指標】 補助件数（件）	1	0	0%	●事業の成果 ・医療機関からの助成申請がなく、実績はなかった。
				0	0	1,531			1	0	0%		
				高齢者の医療の確保に関する法律附則第2条				【成果指標】 施設へ転換した医療療養病床数（床）	14	0	0%		
			（R5終了）H20-R5						12	0	0%		
			医療政策課	○	—	—	医療機関						
		9	介護サービス情報の公表事業	781	391	765	●事業内容 介護保険法に基づき、自宅における生活支援、日帰りで通う機能訓練・デイサービス及び施設における入所（入居）支援などのサービスを提供する事業所又は施設をホームページ上に公表する。 ●実施状況 介護サービス事業所の名称・所在地や提供サービスの内容、従事者の人数・職種及び利用料金等の情報を公表した。	【活動指標】 公表対象事業所数（事業所）	3,000	3,184	106%	●事業の成果 ・公表対象事業所すべてにおいて、情報を公表した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・介護サービス事業所の情報を公表することにより、利用者やその家族等の介護サービスの適切な選択に寄与した。
				849	425	766			3,000	3,063	102%		
				1,228	614	778			3,000				
				介護保険法第115条の35				【成果指標】 公表率（%）	100	100	100%		
			H16-						100	100	100%		
			長寿社会課	○	—	—	介護サービス利用者及びその家族、ケアマネジャー等		100				

取組項目 i iii		10	介護予防・自立支援推進事業（介護予防に資する人材養成・現地支援）（保険者努力支援交付金）	9,631	0	5,357	●事業内容 市町及び地域包括支援センター職員を対象に、介護予防・日常生活支援総合事業とその他の地域支援事業と連動した取組を行うことができる人材育成を目指し、総合事業をテーマとした研修会及び市町の課題に応じた伴走型支援を実施する。 ●実施状況 総合事業に関するワークショップを3回、介護予防担当者研修会を1回開催するとともに、五島圏域、県南圏域で保健所を中心とした伴走支援（協議の場設置、人材育成研修）を実施した。	【活動指標】 人材養成講座の開催回数（回）	7	6	85%	●事業の成果 ・3年間の事業を通じて、市町、地域包括支援センター職員が研修を受講することで、総合事業の目的と役割や専門職活用の重要性について理解促進ができた。また、圏域における伴走支援の結果、通いの場創設や専門職派遣体制整備を図ることができた。 ・軽度の要介護認定率が多い本県では、引き続き、高齢者の介護予防や自立支援の推進を図る取組を進める必要がある。
				10,462	0	5,744			1	3	300%		
								【成果指標】 介護予防に資するリーダーとなりうる人材養成数（延人数）	14	12	85%		
			（R5終了）R3-5	—					21	22	104%		
			長寿社会課	—	—	—	市町、地域包括支援センター職員						
		11	自立支援型サービス推進事業（医療介護基金）				●事業内容 高齢者の介護予防・自立支援推進に向け、適切な自立支援型サービスにつなぐ体制及び専門職の活用推進などを図るため、ICTを活用したケアマネジメント推進や人材養成研修、保健所を中心とした市町への伴走支援を実施する。	【活動指標】 自立支援に資する人材養成研修の開催回数（回）				—	
									5				
				9,668	0	6,614							
			（R6新規）R6-8	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律				【成果指標】 短期集中予防サービス利用者増加数（人）					
			長寿社会課	—	—	—	市町、地域包括支援センター職員、リハビリ等の専門職		14				
取組項目 ii iv	○	12	助け合い活動強化事業（保険者努力支援交付金）	1,624	0	6,122	●事業内容 各市町の助け合い活動の仕組みづくり等を推進するため、生活支援コーディネーター等を対象とした研修会等を開催するとともに、市町が開催する勉強会等にアドバイザーを派遣する。 ●実施状況 生活支援コーディネーター等を対象とした研修会等を3回開催するとともに、県内9市町へ計22回アドバイザーを派遣した。	【活動指標】 有償ボランティアや常設型居場所などに係る勉強会等へのアドバイザー派遣回数（回）	24	23	95%	●事業の成果 ・アドバイザーを派遣した地域では住民による勉強会が行われるなど、助け合い活動の創出に向けた取組につなげることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・研修会やアドバイザーの派遣を通して、各市町担当者や生活支援コーディネーターの助け合い活動に対する意識の向上や、地域住民が助け合い活動を行う団体を立ち上げる際の疑問点を解消するなど、団体の設立促進や活動の活性化に寄与した。	
				1,591	0	4,978			24	22	91%		
				3,526	0	5,058			24				
				—				【成果指標】 有償ボランティア等の助け合い活動として生活支援を行う団体数等（団体）	207	233	112%		
			R元-6						248	274	110%		
			長寿社会課	—	—	—	市町、地域包括支援センター職員、生活支援コーディネーター等		289				
取組項目 iii	○	13	地域リハビリテーション活動支援体制整備総合事業（医療介護基金）	11,334	0	3,061	●事業内容 地域リハビリテーションの中核を担う県リハビリテーション支援センター及び広域支援センターが、地域における介護予防・重度化防止等のリハビリテーション支援体制の整備を図るため、地域リハビリテーション従事者等へのリハビリテーション技術提供等のための研修会の開催や市町への直接支援を実施する。 ●実施状況 県リハビリテーション支援センターで研修会を2回開催するとともに、地域リハビリテーション広域支援センターを県内9地域に指定し、市町等への直接支援を実施した。	【活動指標】 県リハビリテーション支援センターが開催する研修会回数（回）	2	2	100%	●事業の成果 ・地域におけるリハビリテーション活動を担う人材育成を行い、各地域リハビリテーション広域支援センターの調整により、医療機関等に勤務する多くのリハビリテーション専門職を、市町の介護予防事業や地域ケア会議等に派遣することができた。 ●事業群の目標（指標達成）への寄与 ・育成された人材が、市町の地域ケア会議や通いの場・介護予防事業等に参画することで市町事業への支援に繋がり、目標へ寄与した。	
				11,504	0	4,595			2	2	100%		
				16,333	0	4,280			2				
				地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律				【成果指標】 研修修了認定者が市町事業に参加した件数（件）	520	660	126%		
			H27-						660	663	100%		
			長寿社会課	—	—	—	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士		660				

３．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	全市町で地域包括ケアシステムを構築するための在宅医療・介護連携や介護予防の推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ・県内の地域包括ケアシステムが、令和4年度末時点で全圏域において「概ね構築」と評価できたことから、今後は、地域包括ケアシステムの充実に向けて、在宅医療・介護連携の推進、保健事業と介護予防の一体的実施、認知症や権利擁護施策の推進、地域共生社会の実現を見据えた動きなど様々な分野について、関係団体と連携のもと、住民の実感を把握しながら総合的に施策を推進する必要がある。 ・在宅医療・介護連携推進事業については、市町が「将来的な在宅医療・介護連携推進事業のあるべき姿」をイメージし、地域包括ケアシステム推進に係るロードマップの進捗状況と併せた取組が実施できるよう、保健所とともに広域的な観点から支援を行う必要がある。 ・介護予防については、高齢者が状態に応じた維持改善を図り、介護予防のセルフマネジメントを行うことができるように、適切な自立支援型サービスにつなぐ体制構築や専門職の活用推進により総合事業の充実を図るなど、市町の実情に合わせた取組支援を行う必要がある。また、市町がリハビリテーション専門職等を効果的に活用できるよう、地域に密着したリハビリテーション支援体制の推進を図る必要がある。	●課題解決に向けた方向性 ・令和5年度評価（令和6年度実施）から、県独自で作成した新たな評価指標を全市町で活用することとし、地域包括ケアシステムの充実に関して、住民の実感を把握する項目を設けるほか、各分野の充実度について評価結果を公表する。 ・各市町が「将来的な在宅医療・介護連携推進事業のあるべき姿」を明確にするために、地域資源の現状やデータの分析から見える将来の医療・介護推計等を把握し、活用できるよう県からも情報提供や意見交換等を進める。 ・市町、地域包括支援センター職員等が、高齢者の状態に応じて、自立支援に資する介護予防ケアマネジメントを行うことで、対象者を適切なサービスにつなぐことが出来るよう、ICTを活用したケアマネジメント推進や人材育成研修、保健所を中心とした市町の実情に応じた支援を実施し、地域包括ケアシステムの充実を図っていく。 ・市町事業においてリハビリテーション専門職等を効果的に活用できる、地域密着型リハビリテーション支援体制の整備を目指し、より地域に根差した活動ができるよう支援を行う。
ii	生活支援コーディネーターと地域運営組織（協議会）等による地域ニーズの掘り起こし及び対策検討	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ・地域の課題を吸い上げる第2層協議体の配置が目標どおりに進んでいない市町があり、協議体の配置や活動の充実に向けて、引き続き支援を行う必要がある。 ・行政と生活支援コーディネーター等の連携が十分でない市町があることから、その必要性を理解したうえで生活支援体制の整備・充実に取り組んでもらう必要がある。	●課題解決に向けた方向性 ・引き続き市町に対して研修会や情報交換会を開催するとともに、生活支援体制整備に関するノウハウを有するアドバイザーを市町の勉強会等に派遣することで生活支援体制の整備・充実を図る。 ・行政と生活支援コーディネーターの連携や協議体活動が充実している地域の優良事例を発信し、生活支援体制の整備・充実を図る。
iii	健康寿命延伸のための、フレイル・介護予防の強化	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ・生涯を通じた健康づくりの必要性の理解や健康寿命を延伸する取組が必要である中、保健事業と介護予防の一体的実施が十分でない市町もあるため、後期高齢者医療広域連合及び国保健康保険団体連合会や国保・健康増進課と連携のもと、研修会の開催や市町の実情に応じた個別具体的な支援を行い、フレイル・介護予防の強化を図る必要である。	●課題解決に向けた方向性 ・健康づくり対策と連携した介護予防の取組を行うことができるよう、庁内及び関係機関と連携を図り、市町における保健事業と介護予防の一体的実施のさらなる推進を図っていく。 ・フレイル・介護予防の取組強化に向けて、引き続き、市町・地域包括支援センター職員等を対象とした人材育成を行うとともに、保健所を中心とした市町の課題に応じた伴走支援など後方支援体制の充実・強化を図っていく。また、市町における介護予防ケアマネジメントの質の向上や業務効率化の観点から、ICTを活用したケアマネジメントの推進を図る。
iv	ボランティア団体や地域既存組織等を活用した高齢者の生活支援体制強化	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ・助け合い活動の創出に向けた取組が始まっている一方、サービス創出のノウハウ不足や担い手とニーズのマッチングに苦慮している市町もある。	●課題解決に向けた方向性 ・地域の実情を把握しながら研修会等を開催するほか、アドバイザー派遣による市町支援や助け合い活動の優良事例の発信を継続して行うことで、助け合い活動の仕組みづくりを推進する。

４．令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 i ii iii iv	○	1	地域包括ケアシステム構築加速化支援事業（医療介護基金） H29- 長寿社会課	令和4年度のシステム構築状況について、県内全圏域において一定構築されたと評価されたため、システムの充実に向けて、住民の実感を視点に含めて作成した新たな評価基準による評価を本格導入した。	②	地域包括ケアシステムの充実に向けて、住民の実感や課題の可視化、具体的な取組のロードマップへの反映などにより、引き続き、市町の取組改善を促進していく。	改善
取組項目 i	○	2	在宅医療・介護連携体制構築支援事業 R元-6 長寿社会課	「在宅医療に必要な連携を担う拠点」である市町において在宅医療・介護連携体制の推進を図るために、県（医療政策課、長寿社会課）及び保健所、関係機関とともに分析データを活用した意見交換会を実施し、在宅医療・介護連携に関する課題の抽出や課題解決に向けた対応策の検討を行うこととした。	②	本事業の終期である令和6年度末までに、市町ごとに実施する意見交換会により、在宅医療･介護連携に関する個別課題を抽出し、その課題解決に向けた対応策を検討することとしているが、令和7年度以降は、後継事業において、各市町における在宅医療・介護連携体制の課題解決につながる取組を推進するため、県や管轄保健所が継続的に支援する。	改善
		3	訪問看護サポートセンター事業（医療介護基金） H30- 医療政策課	訪問看護ステーション数の増加に伴い新規立ち上げ相談や内容も多様化しているため、電話相談だけではなく、状況に応じて、訪問やオンラインによる対応も進めていく。また、BCP作成及び運用にかかる研修も行うなど、多様な医療ニーズに対応できる事業所運営体制の推進を図っていく。	②	今後、多様な医療ニーズに対応できる質の高い看護師の確保や多職種連携が必須となることから、これまでの取組に加え、他事業所における各種取組の好事例や特定行為の研修を受けた看護師の活動報告等、特色ある事例について情報共有を図る。	改善
		4	訪問看護サポートセンター事業（訪問看護ステーション人材確保事業）（医療介護基金） R2-7 医療政策課	今後の在宅医療の需要増大を見据え、訪問看護の事業所が少ない地域における人員確保を優先的に図る必要があること、また多様な医療ニーズに対応できる訪問看護師の確保、育成が必要であることから、助成可能となる事業所数を増やす。	②	今後の在宅医療の需要増大及び多様な医療ニーズに対応できる質の高い看護師の確保、定着が必要となることから、訪問看護未経験者の確保、育成のほか、医師の手順書により、一定の診療の補助が可能な「特定行為の研修を受けた看護師」の育成、確保の推進を図っていく。	改善
		5	特別養護老人ホーム等整備費（創設・増床関係） H18- 長寿社会課	—	②	特別養護老人ホームの施設の定員数については、要介護3以上の在宅待機者の数を充足していないため、ながさき長寿いきいきプラン（R6～R8）に基づき、引き続き施設整備を推進していく。	現状維持

取組項目i		6	特別養護老人ホーム等整備費（改築等ユニット化関係） H18- 長寿社会課	—	②	施設に入居した高齢者の生活を限りなく在宅での生活に近いものにし、快適なプライバシーの確保を推進する必要があることから、引き続き、改築等によるユニット型居室の整備を支援していく。	現状維持
		7	地域密着型施設整備助成等事業（医療介護基金） H27- 長寿社会課	建築資材高騰により、整備計画の延長・中止など影響が生じているため、実施要綱（補助単価）の見直しを実施する。	②、⑤	地域密着型介護サービス提供施設等については、地域によりサービスの提供体制に差が生じているため、市町の第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画及び県のながさき長寿いきいきプラン（R6～R8）に基づき、市町に適切な指導・助言を行いながら整備を支援していく。	改善
		9	介護サービス情報の公表事業 H16- 長寿社会課	—	②	介護サービス事業に係る情報の公表により、利用者やその家族等が、介護サービスを適切に選択することができ、ひいては介護サービスの質の向上を図るため、全ての事業所の公表に向けて引き続き指導を行う。	現状維持
取組項目i iii		11	自立支援型サービス推進事業 （医療介護基金） （R6新規）R6-8 長寿社会課	R6新規	②	高齢者の状態に応じた自立支援型サービス（短期集中予防サービスなど）の充実を図っていくため、介護予防ケアマネジメントの質の向上や効率化を目指し、ICTを活用したケアマネジメントのさらなる推進を図る。また、保健所による広域的・専門的支援（市町の課題解決に向けた協議の場の設置、保健所管内の人材育成研修等）を引き続き行っていく。	改善
取組項目ii iv	○	12	助け合い活動強化事業（保険者努力支援交付金） R元-6 長寿社会課	助け合い活動の仕組みづくりをさらに図っていくため、知見を有する有識者や県内外の実践者の協力のもと、市町が実施する取組を支援する。また、課題の大きい市町に対しては、プッシュ型の支援を行うこととした。	②	本事業は令和6年度末で終期を迎えるが、市町の助け合い活動の仕組みづくりを推進するために、引き続き市町の課題に応じた支援を行っていく。また、複雑化する地域ニーズに対して、世代や分野を超えて対応するため、庁内関係部局とも連携を図り、地域共生の視点を意識した生活支援体制の構築を推進する。	改善
取組項目iii	○	13	地域リハビリテーション活動支援体制整備総合事業（医療介護基金） H27- 長寿社会課	県リハビリテーション支援センター及び地域リハビリテーション広域支援センターが開催する研修会等により、リハビリテーション専門職をはじめ歯科衛生士、管理栄養士等の関係職種に対し地域リハビリテーションの普及啓発を行い、市町における介護予防や地域ケア会議等への参加を促すとともに、関係団体・関係機関との円滑な連携のための指針改訂に向けた検討を行うこととした。	②	各圏域の実情に応じた地域密着型の地域リハビリテーション支援体制の構築を図るため、各圏域の関係者（市町、包括、地域リハ広域支援センター、保健所等）に対して、引き続き県及び県リハビリテーション支援センターから助言や情報提供等の支援を実施する。	改善

注：「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和6年度実施）

基本戦略名	3-1 人口減少に対応できる持続可能な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	福祉保健部 障害福祉課	里 隆介
施策名	3 地域の医療、介護等のサービス確保	事業群関係課（室）		
事業群名	③ 障害福祉サービス等の提供体制の確保・充実	令和５年度事業費（千円）	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費（R5実績）の合計額	281,139

1. 計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025 本文）

誰もが住み慣れた地域の中で必要な支援を受けながら自立した日常生活及び社会生活を送ることができる環境を整えていくために、障害者の相談支援体制の充実と、在宅生活を支える訪問系サービス等の確保・充実を図ります。

（取組項目）

ⅰ）支援従事者の相談支援体制の充実
ⅱ）在宅生活を支える障害福祉サービス等の確保

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	相談支援専門員専門コース別研修の修了者数	目標値①		120人	120人	120人	120人	120人	120人（R7）
		実績値②	104人（R元）	93人	82人	88人			進捗状況
		達成率②／①		77%	68%	73%			遅れ

（進捗状況の分析）

県内の相談支援専門員の資質向上のため、専門コースを選択した研修を実施している。
過去5カ年（令和2年度はコロナで中止のため除く）の平均修了者数は年間90人であり、概ね受講者数は多く、相談支援専門員のスキルアップに繋がっているが、目標数である年間120人には届かなかった。
令和7年度の目標を達成するために、今後も県内全ての相談支援事業所へ郵送で案内することにより、相談支援専門員のほか、事業所や法人に対しても当該研修参加への理解を求めつつ、さらなる研修内容の充実の検討を行っていく。

2. 令和5年度取組実績（令和6年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R4実績	うち一般財源	人件費（参考）	事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況（令和6年度新規・補正事業は事業内容）	指標（上段:活動指標、下段:成果指標） 主な指標	R4目標	R4実績	達成率	令和5年度事業の成果等
				R5実績					R5目標	R5実績		
				R6計画					R6目標			
			事業期間	事業実施の根拠法令等 法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）	事業対象					
取組項目ⅰ	○	1	サービス・相談支援者等養成研修費	1,863	992	1,913	●事業内容 障害福祉サービス又は相談支援が円滑に実施されるよう、サービス等提供する者又はこれらのものに対して必要な指導を行う者を育成することにより、サービス等の質の向上を図ることを目的とする。 ●実施状況 国研修を受講した者を講師として、相談支援従事者及びサービス管理責任者を養成する研修を行ったほか、多様で複雑なニーズに対応するため、より専門的な分野に関する研修を行った。	【活動指標】 初任者研修の開催回数（回）	1	1	100%	●事業の成果 ・障害児（者）の抱える課題に対する適切な支援のための相談支援専門員及びサービス管理責任者等の養成ができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・専門コースの受講要件となる一定数の初任者研修の修了者を養成したことは、次年度以降につながるものと考える。
				2,665	1,333	1,915			1	1	100%	
				2,794	1,398	1,945			1			
				障害者総合支援法78条				【成果指標】 初任者研修による養成者数（人）	60	59	98%	
			H18-						60	68	113%	
			障害福祉課	○	—	—	受講希望者		60			

取組項目ii	○	2	施設整備助成費	94,503	16,202	3,827	●事業内容 社会福祉法人等が行う施設整備に対する助成。 ●実施状況 社会福祉法人等が行う施設整備に対する助成により、障害者支援施設等2か所を整備した。	【活動指標】 —	—	—	—	●事業の成果 ・施設整備補助金を活用して障害福祉サービス事業所が整備されたことにより、事業所の利用を希望する障害者等の機会と選択の幅が広がった。 ・施設整備への助成を行うことにより障害福祉サービスの確保・充実が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・施設整備への助成を通して、住み慣れた地域の中で必要な支援を受けながら自立した日常生活及び社会生活を送ることができる環境の整備並びに障害福祉サービスの確保・充実に寄与した。
				278,474	125	3,829			—	—	—		
				84,687	29	3,891			—				
				—				【成果指標】 施設整備（助成）件数（件）	数値目標なし	4	—		
			S43-						数値目標なし	2	—		
			障害福祉課	—	—	—	社会福祉法人等		数値目標なし				

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	支援従事者の相談支援体制の充実	
	●実績の検証及び解決すべき課題 地域の特性を理解し、圏域内共通の課題を解決するため、相談支援体制の中核となるファシリテーターを養成し、相談支援体制の整備を図り、相談支援従事者が変わってもサービスの質が維持されるシステムを構築していく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 平成28年度に長崎県相談支援専門員人材育成ビジョンを策定したが、令和3年度から主任相談支援専門員研修の実施も踏まえ、市町、長崎県障害者社会参加推進センター及び関係障害者団体等と連携を図り、国の研修体制の動向を踏まえて随時見直しを行いながら、相談支援体制の充実により、障害者の自立と社会参加が促進させるよう進めていく。
ii	在宅生活を支える障害福祉サービス等の確保	
	●実績の検証及び解決すべき課題 施設整備に関しては障害者入所施設から地域移行の受け皿となる「グループホーム」や地域における障害児療育の拠点機関となる「児童発達支援センター」の整備など、行政目標として取り組んでいくべき対象に対し優先（重点）的に補助を行っている。 県内に医療型短期入所を実施している事業所が少ないため、家族等のニーズを踏まえ利用者数の増加に向けた体制の整備を図る必要がある。	●課題解決に向けた方向性 今後とも、予算の制約がある中で効果的な施設整備を図っていく。 医療機関及び関係機関等との協議を実施し、対象者のニーズに沿った受入体制を整えていく。

4. 令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目i	○	1	サービス・相談支援者等養成研修費 H18- 障害福祉課	—	②	相談支援事業所における相談支援専門員と障害福祉サービス事業者におけるサービス管理責任者の研修については、障害者総合支援法で受講が必須とされており、県内の相談支援体制の充実のため、引き続き実施していく。	改善
取組項目ii	○	2	施設整備助成費 S43- 障害福祉課	—	—	障害福祉計画に掲げる政策において、重要となる施設については計画的に整備を促していく必要があり、そのための支援は必要である。限られた予算の中で、何（どの種の施設）を優先するのかを検討しながら整備を進めていく。	現状維持

注:「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和6年度実施）

基本戦略名	3-1 人口減少に対応できる持続可能な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	地域振興部 交通政策課	鳥居 祐輔
施策名	4 離島・半島等のくらしと交流を支える地域公共交通の確保	事業群関係課（室）		
事業群名	① 地域公共交通の経営安定とまちづくり、観光振興等の地域戦略との連携の促進	令和５年度事業費（千円）	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費（R5実績）の合計額	3,789,949

1. 計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025 本文）

交通事業者の安定的な運行（運航）を支援することにより、県民誰もが使いやすく安心して利用できる地域公共交通を維持するとともに、市町の観光振興やまちづくりなどの地域戦略と一体となった交通ネットワークの確立に取り組みます。

（取組項目）

ⅰ）航路維持等への支援
ⅱ）地域鉄道の維持等への支援
ⅲ）路線バスの維持等への支援
ⅳ）交流人口の拡大による公共交通の維持・活性化に向けた支援
ⅴ）離島航空路線の確保・維持等への支援
ⅵ）持続可能な地域公共交通網の形成に向けた支援

事業群

指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
離島・半島地域における公共交通利用者数	目標値①		22,057千人	21,873千人	21,684千人	21,490千人	21,362千人	21,362千人（R7）
	実績値②	22,739千人（H30）	16,393千人	17,586千人	17,711千人			進捗状況
	達成率②／①		74%	80%	81%			やや遅れ

（進捗状況の分析）

路線バスや航路・航空路については、住民の重要な移動手段であることから、運行（航）費の補助を行うなど、路線等の維持確保を図ってきた。また、地域鉄道については、施設整備への支援を行い、施設の安全性を確保し、安定的な運行を支援してきた。

令和5年度の利用者数については、新型コロナウイルスが5類に移行したこともあり、令和4年度より増加したものの、令和元年度と同程度の水準までは回復できておらず、成果指標の目標を下回った。

引き続き、利用実態に応じた対応について検討し、地域公共交通の維持を図っていく。

2. 令和5年度取組実績（令和6年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R4実績	R5実績	R6計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況（令和6年度新規・補正事業は事業内容）	指標（上段:活動指標、下段:成果指標） 主な指標	R4目標	R5目標	R6目標	R4実績	R5実績	達成率	令和5年度事業の成果等
取組項目ⅰ ⅳ	○	1	生活航路改善対策事業	2,515,829	1,684,234	7,653			●事業内容 離島航路の安定的な維持・確保を図り、もって離島地域の振興及び地域住民の生活の向上を図るため、航路事業者に対して、欠損額への補助及び資金の貸付を行う。 ●実施状況 補助航路の欠損額について、国と地方自治体による補助を実施し、補助航路を運航する事業者を対象に運転資金の貸付を行った。	【活動指標】 生活交通確保維持改善計画の策定（航路）	24	24		24		100%	●事業の成果 ・24航路のうち、A評価は10航路、B評価は14航路と成果指標の目標は達成でき、住民等の移動手段の確保を図ることはできた。（A評価：目標を達成したもの B評価：目標を一部達成できなかったもの） ●事業群の目標達成への寄与 ・輸送実績は前年度比で2.9%増加しており、目標達成に一定寄与した。また、欠損補助及び経営安定資金貸付金を実施したことにより、離島住民の移動手段が確保された。
				2,374,219	1,593,961	7,659					24	24		24		100%	
				2,617,472	1,779,843	7,781					24						
				離島航路整備法、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱						【成果指標】 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価のB評価以上の航路割合（%）	100	100		100		100%	
			H7-								100	100		100		100%	
			交通政策課	—	—	—			離島航路事業者		100						

取組項目 ⅱ ⅳ	○	2	松浦鉄道整備促進事業	66,599	66,599	3,826	●事業内容 沿線住民に安全な交通手段を提供するため、沿線自治体とともに、老朽化した松浦鉄道のレール、まくらぎ、踏切等の施設設備更新等における事業経費を助成する。 ●実施状況 沿線自治体とともに、老朽化したレールやマクラギ、踏切等の更新等の費用の助成を行った。	【活動指標】 施設整備計画に基づく整備内容項目数（項目）	15	15	100%	●事業の成果 ・施設整備補助により、レール更新、マクラギ交換など安全確保に必要不可欠な整備を支援することで、松浦鉄道の安全運行の確保に寄与することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・松浦鉄道の安全運行の確保に寄与することができた。
				62,825	62,825	3,830			15	15	100%		
				114,329	114,329	3,891			24				
				鉄道施設総合安全対策事業費補助金交付要綱、ポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業補助金交付要綱				【成果指標】 施設の老朽化に起因した輸送障害件数（件）	0	0	100%		
			H18-						0	0	100%		
			交通政策課	—	—	—	松浦鉄道㈱		0				
	○	3	島原鉄道整備促進事業	141,093	141,093	3,826	●事業内容 沿線住民に安全な交通手段を提供するため、沿線自治体とともに、老朽化した島原鉄道のレール、まくらぎ、踏切等の施設設備更新等における事業経費を助成する。 ●実施状況 沿線自治体とともに、老朽化したレールやマクラギ、踏切等の更新等の費用の助成を行った。	【活動指標】 施設整備計画に基づく整備内容項目数（項目）	12	12	100%	●事業の成果 ・施設整備補助により、レール更新、マクラギ交換など安全確保に必要不可欠な整備を支援することで、島原鉄道の安全運行の確保に寄与することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・島原鉄道の安全運行の確保に寄与することができた。
				29,784	29,784	3,830			6	6	100%		
				134,885	134,885	3,891			12				
				鉄道施設総合安全対策事業費補助金交付要綱、ポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業補助金交付要綱				【成果指標】 施設の老朽化に起因した輸送障害件数（件）	0	0	100%		
			H19-						0	0	100%		
			交通政策課	—	—	—	島原鉄道㈱		0				
取組項目 ⅲ ⅳ	○	4	地方バス対策事業	188,071	188,071	7,653	●事業内容 生活交通(乗合バス等)維持確保を図るため、当該路線を運行するバス事業者等に対し、運行費・車両購入費等の助成を行う。 ●実施状況 10事業者に対し運行費及び4事業者に対し車両購入費の助成を行った。	【活動指標】 生活交通確保維持改善計画の策定（路線）	38	38	100%	●事業の成果 ・37路線のうち、A評価は20路線、B評価は17路線と成果指標の目標は達成でき、住民等の移動手段の確保を図ることはできた。（A評価：目標を達成したもの　B評価：目標を一部達成できなかったもの） ●事業群の目標達成への寄与 ・バス路線の維持は図られたものの、人口減少や少子高齢化の進展等の利用減少によるものに加え、コロナ禍の影響に伴う生活様式の変化による輸送人員減少の影響により、利用者数が伸び悩んだため、目標の達成に寄与できなかった。
				203,472	203,472	7,659			37	37	100%		
				313,440	313,440	7,781			40				
				地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱				【成果指標】 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価のB評価以上の路線割合（%）	65	89	136%		
			S47-						90	100	111%		
			交通政策課	—	—	—	乗合バス事業者		100				
取組項目 ⅳ ⅴ	○	5	離島航空路線確保対策事業	1,770,753	313,753	7,653	●事業内容 離島航空路線維持確保のため、県内の離島航空路線運航事業者に対し助成を行う。 ●実施状況 ①離島住民の旅客輸送の確保のための運航費への助成及び重整備費用、機体購入費用のうち国の運航費補助の対象とならない経費に対する助成を行った。 ②離島航空路線運航事業者への運営資金の貸付を行った。	【活動指標】 生活交通確保維持改善計画の策定（路線）	3	3	100%	●事業の成果 ・利用者数は目標の109%と目標を達成することができた。 ・離島航空路線運航事業者の安定的な運航を支援したことにより、離島の5路線を維持し、住民等の移動手段の確保を図ることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・利用者数は新型コロナウイルス感染症の5類移行により目標の109%まで回復し、目標達成に寄与できた。離島航空路線利用者の移動手段の確保も図られた。
									3	3	100%		
				1,119,215	719,215	7,659			3				
								【活動指標】 離島航空路線の機体更新数	1	1	100%		
				857,230	457,230	7,781			1	1	100%		
									数値目標なし	—	—		
				地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱				【成果指標】 離島航空路線利用者数（千人）	419	416	99%		
									416	455	109%		
									412				
								【成果指標】 離島航空路線の維持路線数（ORC運航路線）	5	5	100%		
			H21-						5	5	100%		
			交通政策課	—	—	—	県及び市町が出資している航空会社		5				

取組項目vi	○	6	地域公共交通再編推進事業	8,412	8,412	7,653	●事業内容 持続可能な公共交通ネットワークの形成を図るため、市町交通会議への参画や、市町に対するアドバイザー派遣を実施する。 ●実施状況 令和5年度は、市町が開催する、コミュニティ交通の内容等を検討する協議会へ参画し、議論を行った。	【活動指標】 市町へのアドバイザー派遣回数（回）	9	8	88%	●事業の成果 複数の市町と意見交換を実施することで、持続可能な公共交通ネットワークの形成を図るための取組を進めることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 県内市町において、持続可能な公共交通ネットワークの形成を図るための取組は進んでおり、目標達成に向けて寄与できた。
				434	434	7,659			9	0	0%		
				2,444	2,444	7,781			3				
				—				【成果指標】 地域公共交通網形成計画（地域公共交通計画）の着手又は策定市町数（市町（累計））	15	14	93%		
			R2-						17	18	105%		
			交通政策課	—	—	—	県内市町		18				
取組項目vi	○	7	地域公共交通ネットワーク再構築等推進事業				●事業内容 地域公共交通ネットワークの再構築のために、市町バス路線等からコミュニティ交通への転換を促すための支援を実施する。 また、運輸事業者の人材確保のための企業説明会を開催する。	【活動指標】 企業説明会開催数	—	—	—	—	
									—	—	—		
				21,317	18,287	7,781			2				
				—				【成果指標】 幹線バスの年間輸送人員（人）	—	—	—		
			(R6新規)R6-7						—	—	—		
			交通政策課	—	—	—			2,963,929				

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	航路維持等への支援	
	●実績の検証及び解決すべき課題 離島航路は、離島住民の生活の安定及び産業の振興に不可欠であり、航路の維持と併せて利便性及び快適性の向上のため、所要の経営改善支援を行ってきたところであるが、地域人口の減少に伴い、利用者は減少傾向にあり、航路運営は引き続き厳しい状況である。	●課題解決に向けた方向性 今後も国・県・市町・事業者等一体となって、住民の生活等に必要な航路の維持に努める。
ii	地域鉄道の維持等への支援	
	●実績の検証及び解決すべき課題 施設整備補助金は、原則、事業者負担が無いように国、県、沿線市町で補助している。令和5年度は、計画通りの国庫補助が受けられたが、過去には国庫補助率の引き下げ等があり、その際は事業者負担や基金の取り崩し（MR）、事業計画の見直し、県、沿線市町の追加負担にて対応してきたところであるが、地域人口の減少に伴い、利用者は減少傾向にあり、鉄道事業者の経営状況は厳しく、地域鉄道の維持には沿線自治体の継続した支援が必要である。	●課題解決に向けた方向性 自治体連絡協議会や、第三セクター鉄道等道府県協議会の構成員として国への要望を継続し、国の補助率上限での交付を訴えていく。 また、今後も地域鉄道が維持できるよう、引き続き、沿線自治体との連携を図っていく。
iii	路線バスの維持等への支援	
	●実績の検証及び解決すべき課題 路線バスの輸送人員は減少傾向にあり、学生や高齢者など地域住民の生活交通を維持確保する当該事業の役割は大きいものであるが、生活交通路線の維持については、事業者の経営努力だけでは困難な状況である。	●課題解決に向けた方向性 広域的・幹線的なバス路線については、国と県が、準広域的・準幹線的な路線については、県と市町が連携して赤字補填を行い、路線の維持に引き続き努める。

ⅳ	交流人口の拡大による公共交通の維持・活性化に向けた支援	
	●実績の検証及び解決すべき課題 公共交通機関の利用者数は減少傾向にあり、公共交通の維持のためには、利用者数の減少に歯止めをかけることや交通事業者の収益安定化が必要不可欠である。	●課題解決に向けた方向性 各交通モードに対し経営安定化のための支援等を実施するとともに、高齢者等の地域住民への利用促進やインバウンド等の観光需要の取り込みを推進することで、公共交通機関の利用回数を増加させ、地域公共交通の維持・確保を図っていく。
ⅴ	離島航空路線の確保・維持等への支援	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ORCに対する離島航空路線運航費補助金や重整備、機体購入に対する助成は、ORCの経営安定化及び離島路線の維持に役立っている。しかし、ORCの経営は就航路線の利用者となる離島人口の減少に加え、飛行距離が短く離発着回数が多くならざるをえないという構造的な不経済性がある中で、令和4年度から機材更新を進めており、国県市において機材更新に対して一定の支援を行っているが、厳しい経営状況にある。	●課題解決に向けた方向性 令和4年度から順次導入してきた新機材の最大限の活用や運航体制の確立など、離島3市と連携しながら、ORCの更なる経営基盤の強化により、離島路線の維持・安定的な確保を図っていく。
ⅵ	持続可能な地域公共交通網の形成に向けた支援	
	●実績の検証及び解決すべき課題 令和2年11月に地域公共交通活性化再生法が改正され、持続可能な旅客運送サービスの提供を確保するため、地方公共団体による地域公共交通計画の策定が努力義務化され、県としても、市町における計画策定の後押しをすることができた。 一方で、計画を未策定または、今後、見直しの必要がある市町もある。 また、2024年問題等による運輸業界の人材不足が深刻化している。	●課題解決に向けた方向性 地域公共交通計画の策定や見直しが必要な市町について、引き続き、市町や事業者との意見交換を通じて地域の課題把握に努めながら、地域毎の最適な計画の策定等を後押ししていく。 また、運輸業界の人材確保を目的とした、県と関係団体が連携した合同説明会の開催や、輸送密度が低い市町のバス路線等から、コミュニティ交通への転換を促すための支援を実施する。

4. 令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目ⅰⅳ	○	1	生活航路改善対策事業 H7- 交通政策課	—	⑩	住民の生活に必要不可欠な離島航路については、引き続き、国・県・市町で欠損補助を行うとともに、航路毎の実情や地元市町・事業者の意見等を踏まえ、航路改善計画などを通して経営改善が図られるよう促していく。	現状維持
取組項目ⅱⅳ	○	2	松浦鉄道整備促進事業 H18- 交通政策課	—	⑤	本事業は、松浦鉄道の安全な鉄道輸送を確保するための施設整備計画に基づき、国・県・沿線市町で補助を行っているものである。引き続き、国・県・沿線市町とともに支援を行っていくとともに、事業者に対しては更なる増収対策等の推進を促していく。	現状維持
	○	3	島原鉄道整備促進事業 H19- 交通政策課	—	⑤	本事業は、島原鉄道の安全な鉄道輸送を確保するための施設整備計画に基づき、国・県・沿線市町で補助を行っているものである。引き続き、国・県・沿線市町とともに支援を行っていくとともに、事業者に対しては更なる増収対策等の推進を促していく。	現状維持
取組項目ⅲⅳ	○	4	地方バス対策事業 S47- 交通政策課	—	⑩	地域住民の生活や観光客の移動手段として必要不可欠な路線バスについては、利用者数が年々減少しており、路線バスの赤字路線の比率も年々増加していることから、今後もバス路線を維持・確保していくため、関係市町やバス事業者からの意見を伺いながら引き続き支援を行っていく。	現状維持

取組項目iv v	○	5	離島航空路線確保対策事業 H21- 交通政策課	―	⑩	離島航空路線の維持存続を図り、住民の移動手段はもとより地域振興のための交流活性化に貢献していくには、引き続きORCの経営基盤の強化を図っていく必要がある。ORCで令和4年度から順次導入してきた新機材の最大限の活用や運航体制の確立など、離島航空路の運航・安全整備等に対する支援を行うとともに、ANAや地元市、NABIC等関係者と協力してORCの経営基盤や体制強化を図っていく。	現状維持
取組項目vi	○	6	地域公共交通再編推進事業 R2- 交通政策課	―	①	事業者を交えた市町との意見交換を通じて地域の課題把握に努めながら、地域毎の最適な地域公共交通計画の策定や見直しを後押ししていく。	現状維持
取組項目vi	○	7	地域公共交通ネットワーク再構築等推進事業 (R6新規)R6-7 交通政策課	R6新規	①	市町との意見交換や、説明会の実施結果を踏まえ、市町バス路線からコミュニティ交通への転換を促すための支援や人材確保のための説明会の開催により、地域公共交通の確保・維持を図る。 また、合同企業説明会等の事業実績を踏まえ、内容改善を検討する。	改善

注:「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和6年度実施）

基本戦略名	3-1 人口減少に対応できる持続可能な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	事業群①②:企画部 デジタル戦略課 事業群③:総務部 スマート県庁推進課	①②:髙橋 圭 ③:吉村 邦裕
施策名	5 ICTを活用した地域活性化と行政運営の効率化	事業群関係課（室）	建設企画課、港湾課	
事業群名	① Society5.0実現に向けた推進体制の構築	令和5年度事業費（千円） ※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費（R5実績）の合計額		83,434
	② 地域を支える情報通信基盤の整備促進			0
	③ 行政におけるデジタル化の推進（スマート自治体の実現）			386,326

1. 計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025 本文）

①産学金官連携による「ながさきSociety5.0推進プラットフォーム」を立ち上げ、幅広い分野における、AI、IoT、ビッグデータなどのICTの利活用を促進し、地域課題の解決による地域活性化及び新産業・新サービス創出といった県内産業の活性化、県民の豊かで質の高い生活の実現、行政におけるデジタル化の推進を図り、本県におけるSociety5.0の実現を目指します。
②本県におけるSociety5.0実現や新型コロナウイルス感染症に対応するための「ニューノーマル（新たな日常）」の確立に当たって、必要不可欠な光ファイバはもとより、第5世代移動通信システム（5G）の基地局設置を促進します。
③質の高い行政サービスの提供と県民の利便性向上、行政職員の多様な働き方の実現を図るため、行政手続きの電子化や文書の電子化など、ICTの利活用による業務効率化・業務改革を推進し、スマート自治体の実現に向けた取組を進めます。

（取組項目）

ⅰ）ながさきSociety5.0推進プラットフォームによるICT利活用の推進（事業群①）
ⅱ）Society5.0に対応したサービスの提供・活用等の効果的かつ効率的な推進や地域課題の解決（事業群①）
ⅲ）Society5.0の時代に対応する県内産業の育成・強化（事業群①）
ⅳ）情報通信基盤の整備促進（事業群②）
ⅴ）行政手続きのオンライン化（事業群③）
ⅵ）新たな技術を活用した業務効率化（事業群③）
ⅶ）データの利活用促進（事業群③）

事業群

指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
①ながさきSociety5.0推進プラットフォームで提案された課題解決手法の数（累計）	目標値①		5件	12件	21件	32件	45件	45件（R7）
	実績値②	0件（R元）	6件	16件	24件			進捗状況
	達成率②／①		120%	133%	114%			順調
指標		**基準年**	**R3**	**R4**	**R5**	**R6**	**R7**	**最終目標（年度）**
②本県における民間通信事業者による5G高度特定基地局の整備率	目標値①		10%	20%	30%	40%	50%	50%（R7）
	実績値②	0%（R元）	41.8%	49.2%	65.6%			進捗状況
	達成率②／①		418%	246%	218%			達成
指標		**基準年**	**R3**	**R4**	**R5**	**R6**	**R7**	**最終目標（年度）**
③県における電子申請利用所属数（累計）	目標値①		40所属	45所属	50所属	60所属	70所属	70所属（R7）
	実績値②	33所属（R元）	35所属	60所属	87所属			進捗状況
	達成率②／①		87%	133%	174%			達成

（進捗状況の分析）

①本県におけるSociety5.0実現に向け、産学金官連携の「ながさきSociety5.0推進プラットフォーム」において、様々な分野におけるICTを利活用した地域課題解決等にかかる取組方法や国の動向等に関する情報共有、意見交換などを行っている。具体的な内容については、各分科会のワーキング（課題解決、基盤整備、行政デジタル化）の中で意見交換等を行い、R5年度においては、新たに8件の課題解決手法の提案があったことから、実績は累計24件となり、目標の21件を達成した。

②5G通信にかかる基地局の整備は、民間通信事業者により行われており、県内の通信大手4社による5G提供エリアは、2次メッシュ四方単位では、全122箇所のうち、80箇所において提供されており、目標30%に対し実績は65.6%となり、目標を上回った。
（特定基地局の整備状況は把握できないため、各通信事業者が公表している5Gエリア整備状況により判断を行っている。）

③県における電子申請利用所属数（累計）
・令和4年10月に、新しい電子申請システムを導入し、令和5年1月からはキャッシュレス決済も可能とする環境を整備。電子申請システムの令和5年度実績としては利用所属は87所属となっている。
・令和5年度に行政手続の全庁調査を実施し、把握した状況をもとに、各所属の実状に応じたオンライン化や電子決済の拡大を推進している。

事業群	指　標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	③県におけるRPA作成ロボット利用所属数（累計）	目標値①		15所属	20所属	30所属	40所属	50所属	50所属（R7）
		実績値②	5所属（R元）	15所属	27所属	37所属			進捗状況
		達成率②／①		100%	135%	123%			順調
	指　標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	③長崎県自治体クラウドサービス県内利用団体数	目標値①		8団体	10団体	12団体	14団体	16団体	16団体（R7）
		実績値②	5団体（R元）	5団体	5団体	5団体			進捗状況
		達成率②／①		62%	50%	41%			遅れ
	指　標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	③県・市町におけるオープンデータカタログサイトに登録されたデータ数（累計）	目標値①		1,800件	2,000件	3,400件	3,700件	4,000件	4,000件（R7）
		実績値②	1,515件（R元）	2,760件	3,126件	3,845件			進捗状況
		達成率②／①		153%	156%	113%			順調

③県におけるRPA作成ロボット利用所属数（累計）
・令和2年度に地方機関を含む全所属（教育庁含む）で共同利用するため、全庁的な運用環境を構築。
・令和5年度末時点で37所属が利用をしている。
・RPAの利便性に対する理解が進み、新規開発に加え、類似する業務への横展開ができたことにより目標を達成できている。

③長崎県自治体クラウドサービス県内利用団体数
・本サービスは、本県が独自開発した電子申請、webアンケート・申込、公共施設予約の各システムを他自治体にも提供してきたもの。
・目標設定時は、県内自治体における利用を促進していく方針であったが、全国的に独自システムからベンダー提供の汎用システムへ移行する流れが強まっており、県では、県内希望市町との共同調達により汎用的電子申請システムを導入し、電子申請、webアンケート・申込の機能については、令和5年度から新システムに移行したところである。
・残る公共施設予約についても、ベンダー製品への移行を検討しており、本サービスは縮小していく予定としている。

③県・市町におけるオープンデータカタログサイトに登録されたデータ数（累計）
・令和3年度に県と県内全21市町でデータ連携基盤を構築。
・令和5年度には、データ連携基盤において、子育て施設一覧データ等のデータ拡充を行い、市町に対しオープンデータ化を支援した結果、オープンデータ数の合計としては、全体で3,845件となり、目標である3,400件を達成した。
　なお、当初の目標を上回るデータを登録することができ、最終目標を達成したことから、R5年度に目標値の見直しを実施した。

2. 令和5年度取組実績（令和6年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R4実績	うち一般財源	人件費（参考）	事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況（令和6年度新規・補正事業は事業内容）	指標（上段:活動指標、下段:成果指標） 主な指標	R4目標	R4実績	達成率	令和5年度事業の成果等
				R5実績					R5目標	R5実績		
				R6計画					R6目標			
				事業実施の根拠法令等								
			事業期間	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）						
			所管課(室)名				事業対象					
取組項目 i ii iii iv vii	○	1	ながさきSociety5.0推進費 （民間人材活用以外）	43,948	1	48,214	●事業内容 Society5.0の実現に向け、行政・民間のデータを連携させる基盤の機能・データの拡充、情報戦略アドバイザー等によるICT人材の育成、メタバース空間の構築を実施。 ●実施状況 基盤において、農林・子育て分野のデータ拡充及び基盤の機能拡張等を実施した。また、市町職員のデジタル改革/DX推進の加速化に必要となるリテラシーや必要性についてセミナー等を開催し、助言を行った。さらに、2Dメタバースサービスの利用を試行的に一部所属で開始し、イベント開催等の活用を推進した。	【活動指標】 支援を行った市町・民間の事業数（事業）	3	4	133%	●事業の成果 ・データ連携基盤の整備 県・市町が保有する森林計画図データや子育て施設一覧データと連携し、新規分野のデータ拡充を実施した。さらに、活用ニーズの高い時系列データの取扱いを可能とする機能拡張等を実施し、サービス創出に向けた環境整備が図られた。 ・ICT人材の育成 情報戦略アドバイザー等による市町職員向けの意識啓発セミナーやデジタル関連の研修の実施により、ICT利活用の意識の向上や市町のDXへの取組推進が図られた。 ・メタバースの活用 メタバースの利用を一部所属で開始し、教育庁において県立学校教員向けイベントをメタバース空間上で実施するなど、活用を推進した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・データ連携基盤の整備 農林・子育て分野のデータ拡充や機能拡張を実施し、基盤の活用性の向上が図られた。 ・ICT人材の育成 行政職員（県及び市町）に対する意識醸成やデジタル関連施策に対する助言等により、市町におけるDXの推進や県・市町間の連携強化が図られた。 ・メタバースの活用 地理的不利の克服などの地域課題解決に向け、特にコミュニケーションの円滑化に関しメタバースの活用が期待される。
				47,211	22,063	34,466			3	—	—	
				69,178	30,426	28,790						
				—				【活動指標】 行政・民間で公開されたデータ数	2,000	3,126	156%	
									2,350	3,845	163%	
									2,700			
								【活動指標】 情報戦略アドバイザー等による市町向け職員の研修開催数	20	14	70%	
									20	12	60%	
								【活動指標】 DX重点分野調査にかかる検討会の組成数（件）	3			
								【活動指標】 メタバース活用所属数（累計）	10			
								【成果指標】 実用化された、ICTを活用したサービスや仕組みの数（累計）	6	5	83%	
									9	9	100%	
									12			
								【成果指標】 実装に向けた取組又は検討につながった市町・民間の事業数	3	4	133%	
									3	—	—	
								【成果指標】 研修の受講により、ICT利活用の意識が高まった市町職員の割合（%）	90%以上	97%	100%	
									90%以上	89%	98%	
								【成果指標】 DX重点分野調査にかかるロードマップ作成（件）	3			
								【成果指標】 メタバース活用コンテンツ数（累計）	5			
			R2-7									
			デジタル戦略課	—	—	—	県民及び県内外企業					

取組項目 i ii iii iv vii	○	2	ながさきSociety5.0推進費（民間人材活用）	3,260	86	16,837	●事業内容 三役・幹部職員に対する最新のICT情報の提供や各分野で実施する個別事業の充実化等を図るため、民間人材を登用。 ●実施状況 デジタル戦略補佐監を配置し、三役・幹部職員による「デジタルミーティング」において、最新のICT情報、トレンド情報を提供し、関係する部局長や課室長との意見交換や情報共有を実施した。また、デジタルコーディネーターを配置し、令和4年度の移住支援、観光、物産の3分野に加え、新たにサービス産業、メタバースの2分野を追加し、計5名に委嘱し、事業の充実化を図った。	【活動指標】 デジタルミーティングの開催（回／年）	9	4	44%	●事業の成果 ①デジタル戦略補佐監の配置 ・最新のデジタル情勢のインプットや意識醸成が図られた。 ②デジタルコーディネーター ・既存のWEBページの活用方法やターゲットを絞ったデジタルマーケティング方法について助言をもらい、サイト閲覧数やアクセス数の増加等へつながった。 ●事業群の目標達成への寄与 ①新しい長崎県づくりのビジョン「施策を貫く視点」への「デジタルの変」記載や教育DXアドバイザーの設置につながり、Socity5.0に向けた推進体制の整備が図られた。 ②上記助言により、事業改善や新規事業（メタバース等）の創出へつながった。
				7,331	3,711	11,489			12	4	33%		
				8,421	6,026	7,781			8				
				—				【活動指標】 デジタルコーディネーターの活用人数（人） ※延べ数	6	3	50%		
									6	5	83%		
									6				
								【成果指標】 先進性や独自性を有する施策の創出（件） ※累計	0	0	—		
									3	2	66%		
									6				
								【成果指標】 R4,5: 先進性や独自性を有する事業の創出（件）	6	3	50%		
			R4-7						6	6	100%		
			デジタル戦略課	—	—	—	県民及び県内外企業	R6-: 先進性や独自性を有する事業の創出や改善（件）	6				
取組項目 iii		3	デジタルDEJI-MA推進費				●事業内容 デジタル技術の社会実装による地域課題の解決、デジタル技術の進展・社会実装を契機とした経済活性化等を図るとともに、県民・県内事業者等への技術普及・啓発と、事業者間のマッチング、技術力・サービス向上等を図るため、「ながさきデジタルDEJI-MA産業メッセ」等を開催。 ●実施状況 「ながさきデジタルDEJI-MA産業メッセ」では、県内外から約80企業・団体の出展があり、3,858人の来場があった。	【活動指標】 デジタル技術展示会来場者数（人）				●事業の成果 ・今回のイベントにより新たに生まれた人や企業・団体、研究・教育機関等との出会い、新たな商流などを含む今後へ向けた繋がりについて、出展者向けのアンケートでは約460件のネットワークが生まれたとの回答があり、地域課題解決等に向けた事業者間のマッチングが図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・県内外から約80企業・団体の出展があり、それぞれの展示において、課題解決手法の提案や企業間の連携強化が図られた。
				21,148	20,950	12,254			5,000	3,858	77%		
				—				【成果指標】 企業間等のつながり創出による継続的な協議を行っている件数（件）					
			（R5終了）R5						360以上	463	100%		
			デジタル戦略課	—	—	—	県民及び県内外企業						
取組項目 i ii iii		4	長崎県版インフラDX推進事業費	6,872	3,435	1,531	●事業内容 建設業においてSociety5.0社会を実現するため、三次元データの活用方法の確立や活用人材の育成等を実施。 ●実施状況 令和5年度は、災害時におけるデジタル技術活用検証及び仕様書の作成、砂防工事における三次元施工モデルの作成を実施した。	【活動指標】 三次元データを活用する仕様書作成（件）	1	1	100%	●事業の成果 ・三次元データを活用した各事業（公共事業）への展開を行い、三次元点群データの公開により、民間企業や個人のダウンロードを可能とした。 ●事業群の目標達成への寄与 ・三次元データの活用方法の確立や人材育成を通じて、ICT利活用の推進に寄与している。	
				7,744	3,872	1,532			1	1	100%		
				—				【成果指標】 県内測量業者の三次元データ業務（件）	1	1	100%		
			（R5終了）R3-5						1	1	100%		
			建設企画課	—	—	—	県民及び県内企業						

取組項目 i ii iii		5	＜ビジョン＞ 空飛ぶ未来を拓くドローンワールドプロジェクト費	67,313	48,405	92,906	●事業内容 ドローンの活用による遠隔化・生産性向上及びイノベーション創出へ向け、普及啓発等を行うプラットフォームを構築するとともに、ドローン活用を需要・供給両面から加速化させる。 ・ドローンプラットフォーム設置 ・オペレーター資格取得経費支援 ・高校生を対象としたドローン講座の実施 ・ドローン活用に向けた技術の改良・実証等 ・3次元データ取得ガイドライン作成等 ・ドローンを駆使したソリューションを実装等するプロジェクトへの支援	【活動指標】 —				—
			(R6新規)R6-8	—				【成果指標】 ドローンを新たに活用した産業分野数（累計）					
			デジタル戦略課、農業イノベーション推進室、農業経営課、建設企画課、高校教育課	—	—	—	県民及び県内外企業		3				
取組項目 i ii iii		5-1	＜ビジョン＞ 空飛ぶ未来を拓くドローンワールドプロジェクト費	30,330	20,330	63,337	●事業内容 ドローンの活用による遠隔化や生産性向上、イノベーション創出へ向け、各産業側での活用フィールドの創出（需要）とオペレーターの創出（供給）をともに拡大させるため、ドローンプラットフォームの設置・運営や、ドローンオペレーター資格取得支援、県内で実施するドローンの社会実装へ向けた支援を実施する。	【活動指標】 オペレーター育成人数（人）				—
			(R6新規)R6-8	—				【成果指標】 ドローンを新たに活用した産業分野数（累計）	50				
			デジタル戦略課	—	—	—	県民及び県内外企業		3				
取組項目 i ii iii		5-2	＜ビジョン＞ 空飛ぶ未来を拓くドローンワールドプロジェクト費	6,732	3,366	1,557	●事業内容 機器・ソフトウェアに関する精度を検証したうえで、ドローンの飛行申請や飛行上の留意点、資格取得のメリット等も含めた3次元データ取得等に関するガイドラインを作成する。	【活動指標】 三次元データ活用研修の実施（回）				—
			(R6新規)R6-8	—				【成果指標】 県内業者の研修受講者数（人）	2				
			建設企画課	—	—	—	県民及び県内企業		30				
-		5-3	＜ビジョン＞ 空飛ぶ未来を拓くドローンワールドプロジェクト費（参考）	12,874	12,874	15,562	●事業内容 農業分野での新たなドローン活用拡大に向け、新規品目でのドローン防除技術実証、露地品目でのセンシング等によるデータ活用技術の実証、普及を図る。	【活動指標】 専門部会の開催（回）				—
			(R6新規)R6-8	—				【成果指標】 開発、実証技術（項目数）	4				
			農業イノベーション推進室	—	—	—	普及指導員、農業者等		5				
-		5-4	＜ビジョン＞ 空飛ぶ未来を拓くドローンワールドプロジェクト費（参考）	6,292	6,292	7,781	●事業内容 人口減少や高齢化に伴う労働力不足等に対応できる産業構造への転換に向け、ドローン防除を行う農業支援サービスの活用体制構築と、ドローン等を活用した新たな農業支援サービスの創出に向けた取組を実施する。	【活動指標】 検討会の開催				—
			(R6新規)R6-8	ドローン防除実施体制モデル産地育成支援事業実施要領				【成果指標】 農業支援サービス事業体の連携体構築	4				
			農業経営課	—	—	—	農業協同組合		0				
-		5-5	＜ビジョン＞ 空飛ぶ未来を拓くドローンワールドプロジェクト費（参考）	11,085	5,543	4,669	●事業内容 高校からドローンを学ぶ機会を創出し、スキルを習得することにより、将来の産業界でドローンを活用・開発する人材の育成を図る。	【活動指標】 ドローン講座に参加した生徒数（人）				—
			(R6新規)R6-8	—				【成果指標】 ドローンの関心が高まり、自分のスキル向上につながったと答える生徒の割合（%）	810				
			高校教育課	—	—	—	高校生		80				

取組項目v	○	6	電子県庁推進事業	180,854	3,342	16,071	●事業内容 電子県庁を推進するため、県の事務の電子化を推進。 ●実施状況 （庁外向けシステム） 長崎県自治体クラウドサービスの安定稼働に向け、システム改修を実施した。 （庁内向けシステム） システム改修を計画的に実施している。	【活動指標】 システムの改修等数	4	15	375%	●事業の成果 ・庁外向けシステムでは、令和3年度のサーバ更新以降、動作が不安定であったが、システム改修や設定の最適化により、安定稼働に至った。 ・庁内向けシステムでは、計画的な改修と併せて機能追加等の改修も実施し事務の効率化が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・県民及び利用団体住民の利便性、また、庁内事務の効率化に取組んでおり県民サービスの向上に寄与している。
				315,079	143,232	16,975			4	3	75%		
				454,079	215,247	24,121			4				
				—				【成果指標】 庁外向けシステム利用件数（件）	1,370,919	1,048,283	76%		
			H13-						1,048,283	796,717	76%		
			スマート県庁推進課	—	—	—	県民（長崎県自治体クラウドサービス）（庁外向けシステム） 地方機関を含む知事部局（一部教育庁含む）（庁内向けシステム）		796,717				
取組項目vi	○	7	スマート県庁プロジェクト	27,814	16,165	27,551	●事業内容 事務の効率化を行うためRPAを導入し、業務への活用を推進していく。 ●実施状況 RPAの関係所属の導入希望状況等を踏まえながら、70ロボット作成・30利用所属を目標に、開発を継続して推進した結果、75ロボット、37所属の利用となっている。 ●事業内容 紙で申請を受付けている行政手続きにおいて、県民の利便性の向上及び庁内業務の効率を高めるため電子申請システムを導入し、その利用拡大を目指す。 ●実施状況 令和4年10月に新しい電子申請システムを導入し、令和5年1月からはキャッシュレス決済も可能とする環境を整備している。 電子申請システムの令和5年度実績としては利用所属は87所属となっている。	【活動指標】 RPA作成ロボット数（累計）（ロボット）	60	64	106%	●事業の成果 RPAの活用推進 ・手順の見直しとRPAによる自動化により、事務の効率化につながっている。 ・活用し効率化を体感した所属からは、他業務でも活用したいとの相談があることや、他所属への横展開も図られている。 電子申請システムの利用拡大 ・令和4年度に新システムに移行したことから、利用所属が拡大しており、県民の利便性の向上につながっている。 ●事業群の目標達成への寄与 RPAの活用推進 ・RPA導入により、業務時間の削減やミス防止等の効果を着実に得ることができており、スマート県庁の実現に寄与している。 電子申請システムの利用拡大 ・電子申請可能な手続き数が拡大することにより、県民の利便性の向上及び庁内業務の効率化が期待でき、スマート県庁の実現に寄与している。
				51,062	51,062	42,890			70	75	107%		
				72,070	72,070	52,133			80				
				—				【活動指標】 電子申請システムに係る県庁内所属向け説明会・研修会の実施（回）	4	8	200%		
									2	3	150%		
									2				
								【成果指標】 RPA作成ロボット利用所属数（累計）（所属）	20	27	135%		
									30	37	123%		
									40				
								【成果指標】 県における電子申請利用所属数（所属）	45	60	133%		
			R2-						50	87	174%		
			スマート県庁推進課	—	—	—	県職員（RPAの活用促進、電子申請システム） 県民及び県内企業（電子申請システム）		60				
取組項目vi		8	公共土木施設占用許可システム整備事業費				●事業内容 公共土木施設（道路、港湾、空港、河川、漁港）の占用許可申請について、電子申請を含む許可業務のシステムを構築する。 ●実施状況 電子申請を含む許可業務のシステムを構築した。	【活動指標】 占用許可システム対象公共土木施設数				●事業の成果 ・電子申請により県民の利便性向上が図られるとともに、職員の業務の効率化が図られている。 ●事業群の目標達成への寄与 ・県民の利便性向上、職員の業務の効率化に寄与している。	
				20,185	9,221	2,298			5	5	100%		
				—				【成果指標】 許可申請件数に対する電子申請件数の割合（%）					
			（R5終了）R5						0	0	0%		
			港湾課	—	—	—	県民及び地方機関						

３．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i　ながさきSociety5.0推進プラットフォームによるICT利活用の推進

ii　Society5.0に対応したサービスの提供・活用等の効果的かつ効率的な推進や地域課題の解決

iii　Society5.0の時代に対応する県内産業の育成・強化

iv　情報通信基盤の整備促進

vii　データの利活用促進

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
「ながさきSociety5.0推進プラットフォーム」を中心として、様々な分野におけるデジタル化やDX推進にかかる取組を推進し、本県のSociety5.0実現を目指しているところであり、令和５年度においては、DX推進にかかる意識啓発セミナーや行政職員に対するデジタル人材育成、地域課題解決に向けた企業等が持つソリューションと課題のマッチング、データ連携基盤の活用によるデータ利活用の推進などの取組を実施した。課題解決手法は新たに8件提示されたが、今後の施策方向性を総合的に検討したうえで集中的に実現すべき課題及び手法を検討していくことが今後の課題である。 意識啓発やデジタル人材育成については、アンケート結果等から一定の評価が得られているが、デジタル人材の育成・確保に関する市町ニーズを詳細に把握し、実効的な支援を組み立てることが課題である。 民間人材活用については、各部局の施策の方向性等に対する支援を受け、個別事業の目標達成や新しい長崎県づくりのビジョンへの「デジタルの変」記載に繋がった。 令和５年度は、県・市町におけるデータ連携基盤の本格運用２年目となり、新規分野におけるデータ拡充等を進めたものの、基盤を活用したサービスの創出数が少ない点が課題である。	「ながさきSociety5.0推進プラットフォーム」の各ワーキンググループでの議論を継続して実施するとともに、DX分野社会実装可能性調査によって今後の戦略・施策を検討する。 また県・市町間での意見交換会などを随時開催し、市町のDX推進に係る詳細ニーズを把握しながら、県・市町双方にとって望ましいデジタル人材の育成・確保のあり方について検討していく。 さらにデータ連携基盤については、他道府県と合同の研究会への参加や、県・市町意見交換会の開催などを通して、今後の展開を検討するとともに、パーソナルデータの取り扱いや県・市町の共同利用実現に向けた検討を進めていく。

v　行政手続きのオンライン化

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
〇県における電子申請の利用促進 ・キャッシュレス決済等の新たな機能を実装した汎用的電子申請システムを令和４年10月に導入した。 ・今後も電子申請のさらなる活用・行政手続のオンライン化を推進する。 〇長崎県自治体クラウドサービスの県内団体利用促進 ・令和5年度は4自治体との契約が終了し令和5年度末の利用団体数は18自治体となった。 ・なお、令和4年度から汎用的電子申請システムを県内13市町と共同導入しており、庁内においては本サービスが提供する機能の一部について乗り換えを行った。	〇県における電子申請の利用促進 ・令和5年度に行政手続の全庁調査を実施し、把握した状況をもとに、各所属へのヒアリングを行い、実状に応じたオンライン化や電子決済の拡大を要請していく。 〇長崎県自治体クラウドサービスの県内団体利用促進 ・全国的に、独自システムからベンダー提供の汎用システムへ移行する流れにあり、平成19年度から利用していた電子申請、WEBアンケートは汎用的電子申請システムに移行したところ。新システムへ移行できていない公共施設予約システムの一部機能についてもあり方の整理が必要。

vi　新たな技術を活用した業務効率化

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
〇県におけるRPA作成ロボット利用促進 ・RPAの新規開発を継続して実施するとともに、類似する業務への横展開等を推進してきたが、今後は効果を最大限に発揮するため、業務全体の見直しの中で活用していく必要がある。 〇新たな技術活用 ・ノーコード開発ツールの検証を進め、効果のある取組を拡大・定着させていく必要がある。 ・スマート自治体の実現に向け、AI等の新技術の導入についての検証や業務選定等検討を継続していく必要がある。	〇県におけるRPA作成ロボット利用促進 ・関連所属と連携した業務見直しに取り組むとともに、業務全体の中で最適なRPAの導入に取り組んでいく。 ・さらなる活用拡大に向けては、RPAの開発体制の強化に取り組んでいく。 〇新たな技術活用 ・ノーコード開発ツールや、AI-OCRによる紙のデータ化などAI等の新技術の検証を行いながら成果が見込まれるツールの拡大を推進する。特に、ノーコード開発ツールは、各職員が業務に合った簡易なシステムを自ら構築することができるツールであり、各所属の主体的な取組が実現できるよう研修の実施等に取り組んでいく。 ・各種ツールを活用し成果を上げていくためには、職員の意識改革やICTリテラシーの向上を図っていく必要があり、令和5年度に策定した「長崎県デジタル人材育成方針」に基づき、DX推進に向けた研修を行っていく。

4. 令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 i ii iii iv vii	○	1	ながさきSociety5.0推進費(民間人材活用以外) R2-7 デジタル戦略課	DX分野社会実装可能性調査、他道府県と合同の研究会への参加及び県・市町意見交換会などを通して、今後の展開を検討するとともに、パーソナルデータの取り扱いや県・市町の共同利用実現に向けた検討に努める。 庁内全体でメタバース活用の意識を共有するため、まずは、令和5年度における活用効果等の共有による庁内横展開、利用所属の拡大を図る。	②④⑧	他道府県との連携も含め、県・市町共同でのデータ連携基盤の活用を検討する。また、令和6年度のDX分野社会実装可能性調査や県・市町意見交換会でのヒアリング内容等を踏まえ、オープンデータを活用したユースケースについても検証・実証等を図る。 メタバースを含めた先端技術に関する情報収集を行いながら、メタバース等を活用した事業PRなど施策の検討を進める。	改善
取組項目 i ii iii iv vii	○	2	ながさきSociety5.0推進費（民間人材活用） R4-7 デジタル戦略課	長崎県版デジタル社会の実現に向けて、DX分野社会実装可能性調査による施策方向性の検討や、デジタル戦略補佐監、デジタルミーティング講師及びデジタルコーディネーターなどの活用により本県特有の課題解決に繋がる施策の展開を図る。 また、市町との連携強化を図るため、上記調査での検討事項の共有や県・市町意見交換会を通して市町デジタル関連施策への提案等を実施する。	⑨	令和6年度における市町との意見交換会等の成果を活かし、県・市町双方にとって望ましいデジタル人材の育成・確保のあり方の検討など実効的な支援の実施を検討していく。	拡充
取組項目 i ii iii		5	＜ビジョン＞ 空飛ぶ未来を拓くドローンワールドプロジェクト費 （R6新規)R6-8 デジタル戦略課、農業イノベーション推進室、農業経営課、建設企画課、高校教育課	R6新規	②④⑥	新技術実装連携絆特区指定を受け、さらに多くの分野・多種のドローン導入によるドローン活用先進地（ドローンワールド）を目指し、産業分野数の拡大を図る。	改善
取組項目 i ii iii		5-1	＜ビジョン＞ 空飛ぶ未来を拓くドローンワールドプロジェクト費 （R6新規)R6-8 デジタル戦略課	R6新規	②④⑥	令和6年度事業の成果（プラットフォーム設置、オペレーターの増加、ドローンサービス実装に向けた取組等）や新技術実装連携絆特区指定を受けた効果を活かしつつ、ドローンによる課題解決及び産業振興を図るため、引き続き施策を検討していく。	改善
取組項目 i ii iii		5-2	＜ビジョン＞ 空飛ぶ未来を拓くドローンワールドプロジェクト費 （R6新規)R6-8 建設企画課	R6新規	②④	デジタル戦略課等の他課と連携し、ドローン利用の拡大に向けて必要な環境整備や研修を検討していく。	改善

取組項目v	○	6	電子県庁推進事業 H13- スマート県庁推進課	○長崎県自治体クラウドサービスの県内団体利用促進 ・県内11市町と共同調達した汎用的電子申請システムは、本サービスが提供する機能を代替できる可能性があり、既に庁内においては一部機能の乗り換えを行い、現在、順調に運用中である。他の機能についても代替可能性を検討する。	⑨	○長崎県自治体クラウドサービスの県内団体利用促進 ・全国的に、独自システムからベンダー提供の汎用システムへ移行する流れにあることから、電子申請、webアンケート・申込の機能を有した汎用的電子申請システムに移行した。 ・残る公共施設予約についても、ベンダー製品への移行を検討しており、本サービスは縮小していく予定としている。	縮小
取組項目vi	○	7	スマート県庁プロジェクト R2- スマート県庁推進課	○県における電子申請の利用促進 ・キャッシュレス決済等の新たな機能を実装した汎用的電子申請システムを令和4年10月に導入したことから、各所属に対するヒアリングの中で、新システム利用の拡大を要請していく。 ○県におけるRPA作成ロボット利用促進 ・関連所属と連携した業務見直しに取り組むとともに、業務全体の中で最適なRPAの導入に取り組み、さらなる活用拡大に向けて、RPAの開発体制の強化に取り組んでいく。 ○新たな技術の活用とデジタル人材育成 ・ノーコード開発ツールや、AI-OCRによる紙のデータ化などAI等の新技術について費用対効果等について検証しながら、導入に向けた検討を行う。 ・各種ツール導入の成果を得るため、DX推進に向けた研修を行うなど、職員の意識改革やICTリテラシー向上を目指し人材育成に取り組む。	②	○県における電子申請の利用促進 ・引き続き、新しい電子申請システムの利用を庁内各所属に要請し、活用を拡大していく。 ○県におけるRPA作成ロボット利用促進 ・引き続き、業務見直しに最適なRPAの導入とともに、開発体制の強化に取り組んでいく。 ○新たな技術の活用とデジタル人材育成 ・新技術の活用について、検証結果を精査し、本格導入の可否を判断していく。 ・人材の育成には長い期間を要することから、デジタル人材の育成に向け、関係部署との役割分担を行うなどの効率化を図った上で、継続的に取り組んでいく。	改善

注:「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

基本戦略名	3-1 人口減少に対応できる持続可能な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	土木部 道路維持課	田﨑 智	
施策名	6 持続可能なインフラの整備及び利活用	事業群関係課(室)	都市政策課、河川課、港湾課、住宅課		
事業群名	① インフラの戦略的な維持管理、更新及び利活用の推進	令和5年度事業費(千円)	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費(R5実績)の合計額	13,694,642	

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025 本文)

長崎県公共土木施設等維持管理計画基本方針等に基づき、計画的で適切な維持管理や更新によって、トータルコストの縮減・予算の平準化を図り、インフラを安全に、より長く利用できるよう取り組みます。

(取組項目)

ⅰ)橋梁、トンネルの維持管理更新
ⅱ)道守制度※の活用
ⅲ)公園施設の維持管理更新
ⅳ)ダム、水門、樋門等の河川関係施設の維持管理更新
ⅴ)道路、河川等の県管理公共施設の清掃・美化活動を行う団体の活動支援
ⅵ)港湾、海岸施設及び県管理空港施設の維持管理更新
ⅶ)県営住宅の維持管理更新

※道守制度:長崎大学が行う「まちおこし」の基礎となるインフラ構造物の維持管理や再生・長寿命化に携わる人材創出の取組

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)
	橋梁の補修実施橋梁数(累計)	目標値①		116橋	140橋	170橋	197橋		197橋(R6)
		実績値②	74橋(R元)	95橋	109橋	146橋			進捗状況
		達成率②／①		81%	77%	85%			やや遅れ

(進捗状況の分析)

橋梁長寿命化修繕計画(第二期_平成27年度～令和6年度)において補修を予定している197橋を評価指標および最終目標とし、計画における各年度の予定橋梁数を目標値として設定している。
令和5年度末において、目標170橋に対し、実績146橋と進捗にやや遅れがある状況にある。
残り24橋については既に着手しており、早期完了に努める。

2. 令和5年度取組実績(令和6年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費(単位:千円) R4実績	R5実績	R6計画	うち一般財源	人件費(参考)	事業実施の根拠法令等	事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況(令和6年度新規・補正事業は事業内容)	事業対象	指標(上段:活動指標、下段:成果指標) 主な指標	R4目標	R5目標	R6目標	R4実績	R5実績	達成率	令和5年度事業の成果等
			事業期間						法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業(公共、研究等)								
			所管課(室)名																
取組項目ⅰ	○	1	橋梁の維持管理更新(橋梁補修費)(公共)	3,150,248	3,616,798	5,120,942	115,648	101,953	75,396	道路法第42条	●事業内容 平成26年度に改定した長崎県橋梁長寿命化修繕計画に基づき、補修が必要な橋梁について対策を実施する。 ●実施状況 長崎県橋梁長寿命化修繕計画に基づき、補修が必要な橋梁について対策を実施した。	【活動指標】 橋梁の補修実施橋梁数(橋)	26 34 29	14 38		53% 111%		●事業の成果 ・計画に基づいた補修の実施により、R5年度は38橋の補修を実施した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・目標達成には至らなかったものの、計画に基づく補修の実施により、インフラの戦略的な維持管理に寄与した。
			—									【成果指標】 橋梁の補修実施橋梁数(累計)(橋)	100 100 100	80 86		80% 86%			
			道路維持課	○			—		○		県管理道路利用者								
	○	2	舗装の維持管理更新(舗装補修費)(公共)	634,730	780,648	1,211,527	28,400	28,080	244	道路法第42条	●事業内容 平成26年度に改定した長崎県舗装維持管理計画に基づき、補修が必要な箇所に対して対策を実施する。 ●実施状況 長崎県舗装維持管理計画に基づき、補修が必要な28箇所に対して対策を実施した。	【活動指標】 舗装の補修箇所数(箇所)	21 20 20	32 28		152% 140%		●事業の成果 ・目標より多い箇所の補修を行うことができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・補修を実施することで、インフラの戦略的な維持管理に寄与した。
			—									【成果指標】 舗装の補修延長(km)	3.9 3.9 3.9	5.7 7.8		145% 200%			
			道路維持課	○			—		○		県管理道路利用者								

取組項目i	○	3	道路維持補修費	1,073,379	872,790	34,439	●事業内容 苦情処理、除草、舗装補修等の危険箇所の緊急補修及び交通安全施設等の維持管理を行った。 ●実施状況 740,421kmの道路巡視を実施し、苦情処理、除草、舗装補修等の危険箇所の緊急補修及び交通安全施設等の維持管理を行った。	【活動指標】 パトロール走行距離(km)	数値目標なし	790,000	—	●事業の成果 ・定期的な道路パトロールの実施により、異常の早期発見ができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・定期的な道路パトロールの実施により、異常の早期発見し対応することで、管理瑕疵による道路事故の抑制に寄与した。
				1,124,471	918,672	31,402			数値目標なし	740,421	—		
				1,150,400	986,129	28,012			数値目標なし				
				道路法第42条				【成果指標】 管理瑕疵による道路事故に伴う賠償(件)	数値目標なし	9	—		
			—						数値目標なし	7	—		
			道路維持課	○	—	—	県管理道路利用者		数値目標なし				
		4	橋梁補修事業	79,165	59,865	2,296	●事業内容 小規模補修が必要な橋梁に対して対策を実施する。 ●実施状況 小規模補修が必要な10橋に対して対策を実施した。	【活動指標】 橋梁の補修実績数(橋)	7	7	100%	●事業の成果 ・計画に基づいた補修の実施により、令和5年度は、10橋の補修を実施し、大規模な修繕に至る前に補修することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・計画的な補修の実施により橋梁の安全性の向上に寄与している。	
				86,978	15,678	2,298			8	10	125%		
				113,039	28,339	3,112			7				
				道路法第42条				【成果指標】 補修して安全を確保した橋梁数(橋)	7	7	100%		
			—						8	10	125%		
			道路維持課	○	—	—	県管理道路利用者		7				
		5	舗装補修事業	1,591,674	148,174	50,510	●事業内容 平成26年度に改定した長崎県舗装維持管理計画に基づき、県内道路の舗装補修を実施する。 ●実施状況 長崎県舗装維持管理計画に基づき、補修が必要な118箇所に対して対策を実施した。	【活動指標】 舗装の補修箇所数(箇所)	106	111	104%	●事業の成果 ・過去に補修が出来なかった箇所も含め補修を行うことができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・補修を実施することで、インフラの戦略的な維持管理に寄与した。	
				1,964,468	89,668	55,911			116	118	101%		
				2,279,580	1,580	55,245			120				
				道路法第42条				【成果指標】 舗装の補修延長(km)	18.9	21.2	112%		
			—						27	25.5	94%		
			道路維持課	○	—	—	県管理道路利用者		26				
		6	舗装調査費	2,546	2,546	0	●事業内容 舗装維持管理システムの保守・点検及び路面性状データを更新し、道路舗装の補修計画を立案する。 ●実施状況 舗装維持管理システムの保守・点検及び点検サイクルに基づく調査を実施し、路面性状データを更新し、道路舗装の補修計画を立案した。	【活動指標】 舗装維持管理システム更新業務委託(1式)	1	1	100%	●事業の成果 ・点検サイクルに基づく調査の実施により、舗装区間におけるデータ蓄積を適切に行った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・計画的で適切な維持管理や施設更新のためのデータを蓄積することで、施設を安全に、より長く利用する維持管理に寄与した	
				1,070	1,070	0			1	1	100%		
				4,854	4,854	0			1				
				道路法第42条				【成果指標】 システム更新距離(km)	数値目標なし	148	—		
			—						数値目標なし	151	—		
			道路維持課	○	—	—	県管理道路利用者		数値目標なし				
		7	トンネル安全施設費	2,863	2,863	0	●事業内容 トンネル内の照明灯の清掃等を実施し、交通安全を図る。 ●実施状況 1箇所の トンネル内の照明灯の清掃等を実施し、交通安全を図った。	【活動指標】 トンネル照明灯の清掃等の実施箇所数(箇所)	1	1	100%	●事業の成果 ・照明施設を適切に維持管理することで、トンネル照明施設の管理瑕疵による事故が発生しなかった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・トンネル内の通行の安全性向上に寄与している。	
				8,655	8,655	0			1	1	100%		
				5,255	5,255	0			1				
				道路法第42条				【成果指標】 トンネル照明施設の管理瑕疵による事故件数(件)	0	0	100%		
			—						0	0	100%		
			道路維持課	○	—	—	県管理道路利用者		0				
		8	道路照明灯管理費	261,675	259,689	8,418	●事業内容 道路照明灯を点灯することにより、夜間の道路利用者(車両及び歩行者)の安全を図る。 ●実施状況 道路照明灯を適切に管理点検(玉替え等)し点灯させることで、夜間の道路利用者(車両及び歩行者)の安全が図られた。	【活動指標】 道路照明灯等の電気料金支出(式)	1	1	100%	●事業の成果 ・道路照明灯を適切に点灯することで、照明灯の管理瑕疵による交通事故が発生しなかった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・夜間の道路の安全性向上に寄与している。	
				228,622	227,063	6,893			1	1	100%		
				368,031	366,636	9,337			1				
				道路法第42条				【成果指標】 事故発生件数(件)	0	0	100%		
			—						0	0	100%		
			道路維持課	○	—	—	県管理道路利用者		0				

取組項目i		9	道路清掃委託費	70,303	70,303	2,296	●事業内容 県管理道路の路面清掃を行う。 ●実施状況 県管理道路の路面清掃を行い、路面スリップや路面排水閉塞などを未然に防ぎ、道路管理瑕疵に伴う事故防止を図った。	【活動指標】 県管理道路の清掃業務の委託(式)	1	1	100%	●事業の成果 ・路面清掃等を適切に行うことで、道路清掃の瑕疵による事故が発生しなかった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・道路の安全性向上に寄与している。
				70,303	70,303	2,298			1	1	100%		
				70,303	70,303	1,556			1				
				道路法第42条				【成果指標】 道路清掃の瑕疵による事故件数(件)	0	0	100%		
			—						0	0	100%		
			道路維持課	○	—	—	県管理道路利用者		0				
		10	道路緑化維持・整備景観費	621,111	297,246	19,898	●事業内容 県管理道路の高木や花壇の維持管理、道路維持整備(除草等)を行う。 ●実施状況 県管理道路の高木や花壇の維持管理、道路維持整備(除草等)を適切に実施し、良好な景観の維持並びに通行阻害等による事故を未然に防止した。	【活動指標】 緑化維持・整備景観の発注(式)	1	1	100%	●事業の成果 ・道路敷の高木や花壇の維持管理及び除草等を適切に行ったことで、枝や葉による視距障害や通行阻害に起因した事故の発生を未然に防ぐことができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・高木や花壇の維持管理を適切に行うことで、道路の安全及び景観の向上に寄与している。
				624,115	391,018	17,616			1				
				633,547	533,547	15,562			1				
				道路法第42条				【成果指標】 緑化区間の管理瑕疵による事故件数(件)	0	0	100%		
			—						0	0	100%		
			道路維持課	○	—	—	県管理道路利用者		0				
		11	道路管理事務費	2,820	0	0	●事業内容 道路の管理瑕疵を原因とする事故が起こった際、被害者救済のため、道路賠償責任保険に加入する。 ●実施状況 被害者に対し、保険で損害賠償を行った。	【活動指標】 保険加入(式)	1	1	100%	●事業の成果 ・道路の管理瑕疵の可能性がある事故は令和5年度に28件発生し、管理瑕疵が認められた13件について被害者と示談を締結し、必要な額の賠償を行った。
				3,393	0	0			1	1	100%		
				6,190	0	0			1				
				国家賠償法第2条				【成果指標】 管理瑕疵による道路事故に伴う賠償(%)	100	100	100%		
			—						100	100	100%		
			道路維持課	○	—	—	県管理道路利用者		100				
取組項目ii	○	12	道守育成事業	948	948	0	●事業内容 道路施設の適切な維持管理のために、道路施設の点検に不可欠な高度な技術力を持つ道守を育成する。 ●実施状況 道路施設の適切な維持管理のために、道路施設の点検に不可欠な高度な技術力を持つ道守を529名育成した。	【活動指標】 道守の人数(人)(累計)	503	500	99%	●事業の成果 ・道路施設点検技術者の育成ができたことで、道路施設の適切な維持管理ができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・道路施設点検技術者の育成ができていることにより、道路異常通報で措置した件数の増加に寄与した。
				758	758	0			532	529	100%		
				—				【成果指標】 道守の道路異常通報で措置した件数(件)	数値目標なし	66	—		
			—						数値目標なし	88	—		
			道路維持課	—	—	—	地元自治体職員、地元企業職員等						
取組項目iii	○	13	都市公園整備費(公共)	261,577	11,923	—	●事業内容 長崎県公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設(遊戯施設や運動施設など)の改修・更新を行う。 ●実施状況 5つの県立都市公園において公園施設(遊戯施設や運動施設など)の改修・更新を行った。	【活動指標】 整備・維持管理都市公園箇所数(箇所)	5	5	100%	●事業の成果 ・公園施設の危険個所の除却や補修等を実施することで、利用者の安全の確保と利便性の向上に寄与するとともに成果指標の目標値を達成した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・不特定多数の県民が利用する公園施設の安全性を確保することができた。
				147,149	17,695	—			5	5	100%		
				113,209	66	—			3				
				都市公園法第2条の3				【成果指標】 利用者の満足度割合(%)	88	91	103%		
			—						88	90	102%		
			都市政策課	○	—	○	県立都市公園施設利用者		88				
		14	都市公園整備費(一般)	54,858	1,273	1,531	●事業内容 利用者の安全確保、利便性向上のため公園施設の改修・修繕を行う。(単独事業) ●実施状況 5つの県立都市公園において、トイレの洋式化や法面対策工、遊戯施設の補修などを行った。	【活動指標】 整備・維持管理都市公園箇所数(箇所)	5	5	100%		
				138,535	48,835	4,595			5	5	100%		
				197,168	20,240	7,003			5				
				都市公園法第2条の3				【成果指標】 利用者の満足度割合(%)	88	91	103%		
			—						88	90	102%		
			都市政策課	○	—	○	県立都市公園施設利用者		88				

取組項目iv	○	15	堰堤改良事業費（公共）	1,822,204	4,440	—	●事業内容 長寿命化計画に基づくダム設備の更新・改良の実施 ●実施状況 各ダムにおいて適切な管理を実施するため、長寿命化計画に基づき、計画的にダム設備の更新や改良を実施し、機能回復、向上を図った。	【活動指標】 事業実施施設数（施設）	15	15	100%	●事業の成果 ・県管理の15ダム（野々川ダム、江永ダム等）において設備の更新・機能向上を行い、管理瑕疵による事故は発生しなかった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・計画的に機能の回復または向上を図ることにより、設備の長寿命化の推進に寄与している。
				2,180,259	21,878	—			15	15	100%		
				1,942,888	177	—			15				
				河川法第10条				【成果指標】 管理瑕疵による事故数（件）	0	0	100%		
			—						0	0	100%		
			河川課	○	—	○	事業実施ダム下流河川沿川住民		0				
	○	16	ダム管理費	319,246	237,600	23,724	●事業内容 ダム施設の維持管理 ●実施状況 洪水被害の防止を図るため、ダム設備の点検、維持や巡視の委託等、ダムの適切な維持管理を行った。	【活動指標】 委託業務の発注（件）	数値目標なし	9	—	●事業の成果 ・ダムが適切に機能することにより、大雨時の洪水被害の防止等、地域住民の安全に寄与した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・計画的にダム設備の点検等を行うことにより、設備の長寿命化の推進に寄与している。
				333,967	241,423	23,742			数値目標なし	9	—		
				323,588	240,638	24,121			数値目標なし				
				河川法第15条の2				【成果指標】 維持管理の不足による被害発生数（件）	0	0	100%		
			—						0	0	100%		
			河川課	○	—	—	ダム流域の住民・家屋等		0				
取組項目v	○	17	県民参加の地域づくり事業費	8,613	8,613	2,296	●事業内容 県管理公共土木施設の清掃美化活動を行う団体の活動支援 ●実施状況 県管理公共土木施設の清掃美化活動に取り組む団体へ消耗品の支給と活動時のけがや事故に対応した傷害保険及び対人・対物保険への加入を行い、地域の愛護活動の活性化を図り、行政と県民との美しい県土づくりを推進した。	【活動指標】 登録団体数（団体）	1,160	1,182	101%	●事業の成果 ・事業の定着により登録団体数・活動回数ともに増加している。目標達成には至らなかったものの、県管理公共土木施設の維持・管理に寄与した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・目標達成には至らなかったもの、インフラの適切な維持管理に寄与した。
				8,293	8,293	2,298			1,200	1,187	98%		
				9,703	9,703	2,334			1,210				
				—				【成果指標】 活動回数（回）	3,350	2,919	87%		
			H15-						3,350	3,278	97%		
			河川課	—	—	—	県管理公共土木施設の清掃美化活動に取り組むボランティア団体		3,350				
取組項目vi	○	18	空港維持管理費	429,240	375,337	135,459	●事業内容 対馬空港、壱岐空港、福江空港、小値賀空港、上五島空港において、空港施設の維持管理を行う。 ●実施状況 県営5空港の空港施設について、滑走路の維持補修、灯火の制御設備の点検等、空港の適切な維持管理と管理運営を行った。	【活動指標】 R4,5：適正な空港管理 R6-：適正な管理空港数（空港）	数値目標なし	適正管理	—	●事業の成果 ・離着陸する航空機の安全を確保するため、日々の点検や定期的な巡回点検のほか維持補修工事を行うなど適切な維持管理を行ったことにより、施設の不具合に起因した航空機事故の発生はなかった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・適切な維持管理と老朽化対策を行ったことで、インフラの長寿命化の推進に寄与した。
				463,306	343,391	135,566			数値目標なし	適正管理	—		
				414,532	390,337	137,723			5				
				航空法第47条				【成果指標】 管理瑕疵による事故数（件）	0	0	100%		
			—						0	0	100%		
			港湾課	○	—	—	県管理空港利用者		0				
	○	19	港湾施設維持管理費	526,071	121,380	140,816	●事業内容 港湾施設利用者が円滑に利用できるよう港湾施設の管理を適切に行う。 ●実施状況 臨港道路の除草・伐採、上屋の設備点検等、港湾施設の維持補修及び管理運営を行った。	【活動指標】 適正な港湾管理	数値目標なし	適正管理	—	●事業の成果 ・職員の巡視による不具合箇所の確認、又は外部委託による施設の保守点検等適切に管理運営を行った。なお、管理瑕疵が認められた1件について被害者と示談を締結し、必要な額の賠償を行った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・適切な維持管理と老朽化対策を行ったことで、インフラの長寿命化の推進に寄与した。
				581,850	198,707	140,926			数値目標なし	適正管理	—		
				835,918	259,514	143,171			数値目標なし				
				港湾法第12条				【成果指標】 管理瑕疵による事故数（件）	0	0	100%		
			—						0	1	0%		
			港湾課	○	—	—	港湾施設利用者		0				
		20	ボートパーク整備事業費	18,512	0	1,531	●事業内容 県管理のボートパーク施設（浮桟橋）の補修を実施し、施設の長寿命化を図る。 ●実施状況 長崎港他2港の浮桟橋補修を実施し、安全でより長く利用できるよう施設の長寿命化をを図った。	【活動指標】 事業実施港数（港）	3	3	100%	●事業の成果 ・補修工事の実施により、プレジャーボートの係留における安全・安心が向上した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・適切な維持管理と老朽化対策を行ったことで、インフラの長寿命化の推進に寄与した。
				16,300	0	1,532			3	3	100%		
				12,643	0	1,556			2				
				港湾法第12条 長崎県プレジャーボート対策要綱第4条				【成果指標】 施設破損による事故件数(件)	0	0	100%		
			—						0	0	100%		
			港湾課	○	—	—	港湾利用者		0				

取組項目vi		21	長崎空港維持管理費	37,073	29,517	2,296	●事業内容 長崎空港において、内外連絡通路等の維持管理を行う。 ●実施状況 長崎空港において、内外連絡通路の昇降設備等の点検や警備業務、花文字山の樹木の剪定等、適切な維持管理と管理運営を実施した。	【活動指標】 R4,5：適正な空港管理 R6－：適正な管理空港数（空港）	数値目標なし	適正管理	—	●事業の成果 ・連絡通路の昇降設備、動く歩道等の保守点検業務委託、警備業務委託等、小規模補修工事の実施により管理瑕疵に伴う事故の発生は無かった。また、花文字山を維持管理することで長崎空港の景観保持に貢献した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・適切な維持管理と老朽化対策を行ったことで、インフラの長寿命化の推進に寄与した。
				53,348	45,452	2,298			数値目標なし	適正管理	—	
				39,860	32,244	2,334			1			
			—	—				【成果指標】 管理瑕疵による事故数（件）	0	0	100%	
			—						0	0	100%	
			港湾課	—	—	—	長崎空港周辺県有施設利用者		0			
		22	空港整備事業（公共）	26,848	1,084	—	●事業内容 対馬空港、福江空港、上五島空港、小値賀空港、長崎空港において、適正な維持管理と老朽化対策を行う。 ●実施状況 対馬空港、福江空港、上五島空港、小値賀空港において、照明施設の更新工事等を実施した。また、長崎空港において、内外連絡通路の補修工事を実施した。	【活動指標】 R4,5：適正な空港管理 R6－：適正な管理空港数（空港）	数値目標なし	適正管理	—	●事業の成果 ・対馬空港等の照明施設の改良更新工事、及び長崎空港の内外連絡通路の補修工事を行うことにより、航空機の安全運航に寄与した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・適切な維持管理と老朽化対策を行ったことで、インフラの長寿命化の推進に寄与した。
				97,263	228	—			数値目標なし	適正管理	—	
				396,620	100	—			5			
			空港法第6条					【成果指標】 管理瑕疵による事故数（件）	0	0	100%	
			—						0	0	100%	
			港湾課	○	—	○	県管理空港利用者		0			
取組項目vii	○	23	公営住宅建設費（公共）	1,759,929	1,046,560	—	●事業内容 長崎県公営住宅等長寿命化計画に基づき、建替えや住戸改善事業、外壁改修等を実施し、安全・安心な県営住宅整備を行う。 ●実施状況（外壁改修） 福田団地　2棟　24戸、玖島団地　2棟　24戸、 若竹台団地　2棟　28戸　ほか	【活動指標】 適正な県営住宅の管理	数値目標なし	適正管理	—	●事業の成果 ・適正な維持管理を実施したことにより、管理瑕疵に起因する県営住宅の外壁落下による事故は発生しなかった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・適切な管理により、インフラを安全に使用することができた。
				1,164,093	54,304	—			数値目標なし	適正管理	—	
				2,415,537	28,005	—			数値目標なし			
			公営住宅法第3条					【成果指標】 住宅の外壁落下による事故被害者（人）	0	0	100%	
			—						0	0	100%	
			住宅課	○	—	○	県営住宅入居者		0			

３．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	橋梁、トンネルの維持管理更新	
	●実績の検証及び解決すべき課題 橋梁長寿命化修繕計画（第二期_平成27年度～令和6年度）に基づき計画的な補修を行っている。令和5年度は、単年度の目標値である34橋に対し、38橋の補修を完了したが、累計値に対してはやや遅れが生じている。しかし、残りの補修工事も完成には至らなかったものの既に着手しており、早期完了に努める。	●課題解決に向けた方向性 今後も計画的な維持管理を継続する。
ii	道守制度の活用	
	●実績の検証及び解決すべき課題 大学と協働し、インフラ構造物の維持管理や再生・長寿命化に携わる人材は確実に養成されているが、インフラ構造物を将来にわたり適切に維持管理を行うためには、適正な点検や診断を行う必要があるため、職員を含め養成人数を増やす必要がある。	●課題解決に向けた方向性 今後も引き続き、道路施設の点検に必要な技術力を持つ道守の養成を継続し、道守（道守、特定道守、道守補）の養成人数を増やし、県内全域での人材確保を行う必要がある。
iii	公園施設の維持管理更新	
	●実績の検証及び解決すべき課題 都市公園整備費（一般、公共）により、公園施設の安全性の確保や利便性の向上が図られ、引き続き利用者の満足度も高評価をいただいている。	●課題解決に向けた方向性 誰もが安心して安全に利用できる公共施設の提供に寄与するよう、日常点検や定期点検の結果を長寿命化計画に反映しながら適正な公園施設の維持管理に努めていく。
iv	ダム、水門、樋門等の河川関係施設の維持管理更新	
	●実績の検証及び解決すべき課題 県管理のダムは現在35ダムあり、平成29年度までに長寿命化計画を策定し、ライフサイクルコストの縮減を図っているが、ダムの老朽化が進んでおり、今後ますます維持管理費の増大が見込まれる。 大型の水門・樋門については、ライフサイクルコストの縮減を図るため、長寿命化計画に基づく補修等の予算を確保する必要がある。	●課題解決に向けた方向性 長寿命化計画に基づき、定期的に検査・点検を実施し、優先度の評価・整理を行うことで、適切な河川関係施設の維持管理・更新を行っていく。
v	道路、河川等の県管理公共施設の清掃・美化活動を行う団体の活動支援	
	●実績の検証及び解決すべき課題 目標達成には至らなかったものの登録団体数・活動回数ともに増加しており、河川や道路、港湾等における環境保全活動が例年どおり継続されている。インフラの適切な維持管理のためにも現状の活動水準の維持が必要である。	●課題解決に向けた方向性 今後も県管理公共土木施設において環境保全活動が実施され、適切な維持管理に資するよう活動水準を維持するために継続して活動に対する支援を行っていく。
vi	港湾、海岸施設及び県管理空港施設の維持管理更新	
	●実績の検証及び解決すべき課題 港湾、海岸及び空港施設の何れについても、県民の人流、物流を支える重要なインフラであり、引き続き事業群の推進のため必要な事業である。計画的に適切な維持管理や維持工事を実施することで成果指標である「管理瑕疵による事故件数（件）」は発生していないが、インフラ施設の老朽化が進む中、通年を通して施設全てを巡回することが難しい状況であり、より一層適切な管理を行っていく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 維持管理に係るコストを削減しながら、効果的に施設の巡回を行うとともに、職員の巡視による不具合箇所の確認を徹底し、外部委託による施設の保守点検等計画的に適切な維持管理や維持工事を実施することで事故の発生を未然に防ぐ。
vii	県営住宅の維持管理更新	
	●実績の検証及び解決すべき課題 県営住宅の維持管理の不備に起因する事故は発生しておらず、適切な維持管理が継続されている。	●課題解決に向けた方向性 指定管理者と連携して通常の維持管理を行うとともに、長寿命化計画に基づき計画的に大規模修繕等を行う。

４．令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性		
					事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目i	○	3	道路維持補修費 ― 道路維持課	―	―	道路管理者として道路を適切に管理する義務があり、今後も道路の安全な利用を図る。	現状維持
		4	橋梁補修事業 ― 道路維持課	―	―	道路管理者として道路橋を適切に管理する義務があり、今後も橋梁補修を行うことで道路の安全な利用を図る。	現状維持
		5	舗装補修事業 ― 道路維持課	―	―	道路管理者として道路舗装を適切に管理する義務があり、予防的補修に移行できるよう、早期に補修が必要な箇所を重点的に行う。今後も舗装補修を行うことで道路の安全で快適な利用を図る。	現状維持
		6	舗装調査費 ― 道路維持課	―	―	道路管理者として道路舗装を適切に管理する義務があり、今後も舗装維持管理システムを管理し、最適な舗装補修の計画立案で、ライフサイクルコストの低減を図る。	現状維持
		7	トンネル安全施設費 ― 道路維持課	―	―	道路管理者としてトンネル照明灯等を適切に管理する義務があり、今後も照明施設を適切に維持管理する。	現状維持
		8	道路照明灯管理費 ― 道路維持課	―	―	道路管理者として道路照明灯を点灯することにより、夜間の道路利用者（車両及び歩行者）の安全を図る義務があり、今後も照明施設を適切に維持管理する。	現状維持
		9	道路清掃委託費 ― 道路維持課	―	―	道路管理者としてガードレール等の施設を適切に管理する義務があり、今後も適切な維持管理を行い、道路の安全な利用を図る。	現状維持

取組項目i		10	道路緑化維持・整備景観費 — 道路維持課	—	—	道路管理者として植樹等を適切に管理する義務があり、今後も本事業を実施することで、道路の安全な利用を図る。	現状維持
		11	道路管理事務費 — 道路維持課	—	—	適切な道路の維持管理に努めているところであるが、今後も管理瑕疵を原因とする事故が発生する可能性があり、本事業を継続する。	現状維持
取組項目ii	○	12	道守育成事業 — 道路維持課	—	—	道路法により、橋梁やトンネル等のインフラ施設の5年に1回の法定点検が義務付けられた。県では、全ての施設を外注すると膨大な費用が発生することから、中小の橋梁については、職員（OBや道守ボランティア）による直営点検を実施しており、その点検には、必要な知識や技術が必要である。インフラ構造物の維持管理や再生・長寿命化に携わる人材は確実に養成されているが、今後も引き続き道路施設の点検に必要な技術力を持つ道守の育成を継続し、県内全域での人材確保を行う必要がある。	現状維持
取組項目iii		14	都市公園整備費（一般） — 都市政策課	—	—	公園管理者として公園施設を適切に管理するため、長寿命化対策工事（更新・改修）を行うことで安心して利用できる公園整備を行う。	現状維持
取組項目iv	○	16	ダム管理費 — 河川課	—	—	ダムを適切に維持管理し、洪水の軽減を図ることにより、県民の安全、安心に資する事業であり、今後も適切に維持管理を行う。	現状維持
取組項目v	○	17	県民参加の地域づくり事業費 H15- 河川課	—	—	当事業を実施することにより、県民の自発的な清掃美化活動への参画意識が高まっており、登録団体も増加している。 令和7年度においても、登録団体の増加を図りながら、当事業を継続的に実施することで県管理公共土木施設の維持・保全に寄与していく。	現状維持
取組項目vi	○	18	空港維持管理費 — 港湾課	—	—	航空法及び空港機能管理規程など各法令等を遵守し、本事業を継続することで適切な維持管理運営を行い、インフラの老朽化に起因した事故を未然に防ぎ、航空機の安全運航を維持する。	現状維持
	○	19	港湾施設維持管理費 — 港湾課	—	—	職員による巡視及び外部委託による保守点検等を実施するとともに、不具合箇所について地元市町等から早期に情報提供を受け、早期に対応することにより施設の適切な管理運営を行っていく。	現状維持

取組項目vi		20	ボートパーク整備事業費 — 港湾課	—	—	管理者として、施設管理を適切に行う義務があり、今後も計画的な維持管理補修を行い施設の長寿命化を図ることで、利用者の安全・安心を確保する。	現状維持
		21	長崎空港維持管理費 — 港湾課	—	—	本事業を継続し、隣接県有地や連絡通路の適切な維持管理によりインフラの老朽化に起因した事故を未然に防ぎ、また、長崎空港の花文字山の適切な維持管理により長崎空港の景観保全に努める。	現状維持

注:「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

基本戦略名	3-1 人口減少に対応できる持続可能な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	土木部 住宅課　森 泉
施策名	6 持続可能なインフラの整備及び利活用	事業群関係課(室)	
事業群名	② 民間資金、遊休資産の活用	令和５年度事業費(千円)	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費(R5実績)の合計額　501,497

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025 本文)

官民が連携した公共施設等の整備・利活用や都市機能等の更新により、良好な市街地環境を整備するとともに、空き家の利活用や適正な管理等を推進することで、にぎわいのあるまちづくりの推進を目指します。

(取組項目)

ⅰ) 空き家活用団体への支援
ⅱ) 民間が実施する市街地再開発事業等への支援
ⅲ) 民間資金等を活用した港湾施設の有効活用

事業群

指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)
空き家活用団体等により活用される空き家の数	目標値①		200件	270件	340件	410件	480件	480件(R7)
	実績値②	60件(R元)	237件	360件	444件			進捗状況
	達成率②／①		118%	133%	130%			順調

(進捗状況の分析)

R1からR4年度まで実施していた移住者向け住宅確保加速化支援事業において、空き家バンクへの空き家登録促進のため、継続的に空き家対策協議会等で市町に対し、空き家の活用事例等の情報提供を行ってきたことや空き家活用団体への支援等が団体の自走に繋がり、順調といえる結果に結びついたものといえる。

2. 令和5年度取組実績(令和6年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費(単位:千円) R4実績	R5実績	R6計画	うち一般財源	人件費(参考)	事業実施の根拠法令等 法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業(公共、研究等)	事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況(令和6年度新規・補正事業は事業内容)	事業対象	指標(上段:活動指標、下段:成果指標) 主な指標	R4目標	R5目標	R6目標	R4実績	R5実績	達成率	令和5年度事業の成果等
取組項目ⅰ		2	住まいの変「長崎よかにゃんHOUSE」整備推進事業	13,750	7,563	7,653						●事業内容 本県の地形的特徴による住まいにかかる費用負担や、県内企業による良質な住宅(長期優良住宅)の供給を促進し、県民の住宅費負担軽減を図るため、長崎の気候条件等に配慮した良質で長持ちする「長崎型住宅」の普及促進を行う。 ●実施状況 令和5年度は長崎独自の住宅ブランド「長崎型住宅」創出を通して、新たな住宅の選択肢としての認知度の向上を高めるとともに、県の理念に賛同する県内事業者を募り、「長崎型住宅」普及・促進の土台形成となる業務を行った。		【活動指標】 空き家活用に関する情報提供の数(回)	4		9		225%		●事業の成果 長崎型住宅の広報用のロゴやパンフレットを作成、併せてテレビCMや県催事(住宅フェア)と連携し県民へ周知を行うことにより、県民認知度目標25%に対し29%を達成。(県民アンケートによる)
				7,810	4,296	3,830															
				7,843	4,314	3,891															
				—										【成果指標】 民間事業者等により活用される空き家の数(件)	280		360		128%		
			R4-6																		
			住宅課	—	—	—							民間事業者								
取組項目ⅱ	○	4	幸町地区優良建築物等整備事業	105,969	91,124	1,531						●事業内容 幸町地区で(株)ジャパネットホールディングスが進めているスタジアム・アリーナを中心とした複合施設(長崎スタジアムシティ)の整備事業に関し、県民の楽しみの場と日常的に開放された空間の創出を図り、良好な市街地環境を形成するための施設建築物及びその敷地の整備に要する費用の一部を補助する。 ●実施状況 令和5年度は長崎市に対し、工事管理費、共同施設整備費の一部に補助を行った。		【活動指標】 事業者、地元市と県で行う協議会の開催回数(回)	－		－		－		●事業の成果 ・建設工事は予定通り進捗している。 ●事業群の目標達成への寄与 ・本事業による効果は建物完成後に発揮され、新たなまちのにぎわい創出と周辺地区の空き家活用が促進される。
				493,687	492,287	3,064									10		10		100%		
				256,189	256,189	3,113									4						
				—										【成果指標】 幸町地区再開発事業の進捗率(%)	16		16		100%		
			R4-6												80		81		101%		
			住宅課	—	—	○							市町		100						

取組項目i	○	5	長崎空き家deミライ創出事業費				●事業内容及び実施予定の内容 空き家の活用や管理、相談対応、普及啓発等のモデル的な取り組みを始める空家等管理活用支援法人（市町が指定）に対し、市町と連携し、運営や改修に要する経費の一部を助成することで、迅速かつ柔軟な空き家対策の推進を図る。	【活動指標】 空家等管理活用支援法人の数(累計)	－	－	－	―
									－	－	－	
				25,200	13,860	3,891			7			
			(R6新規)R6-10	―				【成果指標】 空家等管理活用支援法人が対応した空き家の数(件／法人)	－	－	－	
									－	－	－	
			住宅課	―	―	―	市町		64			

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	空き家活用団体への支援	
	●実績の検証及び解決すべき課題 空き家を活用していくには、法律、建築、不動産等の専門的な知識を持ち、迅速かつ柔軟に対応できる民間プレーヤーの存在が不可欠である。	●課題解決に向けた方向性 改正空家法に基づき、市町が指定した法人（空家等管理活用支援法人）の活動を支援する新規事業を市町と連携し創設した。（長崎空き家deミライ創出事業）
ii	民間が実施する市街地再開発事業等への支援	
	●実績の検証及び解決すべき課題 当事業による効果（新たなまちのにぎわい創出、周辺地区の空き家活用など）は、事業完了後に発揮されるため、事業完了後に事業効果を検証する必要があり、幸町地区優良建築物等整備事業については、R6年10月に施設利用開始予定。 スタジアム・アリーナ・オフィス・商業施設等が整備され、まちのにぎわいが創出が期待される。	●課題解決に向けた方向性 再開発事業等を実施した周辺の空き家活用については、各市町と連携し、引き続き注視していく。

4. 令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目i		2	住まいの変「長崎よかにゃんHOUSE」整備推進事業 (R6終了)R4-6 住宅課	令和6年度は「長崎型住宅」の普及・県民認知度の向上に向け、SNS等で住まいの供給を行う民間事業者等との相互フォローを行えるよう事業を実施し、幅広い分野へ広く情報の共有・提供を行う。	―	これまでおこなった長崎独自の住宅ブランド「長崎型住宅」創出のための土台形成及び普及啓発活動により、「長崎型住宅」の仕様決定及び認知度の向上を高めることができた。 事業最終年となる令和6年度では、引き続き広報を行うとともに、団体への継承を進めていく。	終了
取組項目i	○	5	長崎空き家deミライ創出事業費 (R6新規)R6-10 住宅課	R6新規	②	空き家の活用や管理、相談対応、普及啓発等を行う「空家等管理活用支援法人」の取組みを県下に広げるため、本事業の成果を市町や関係団体に周知すると共に、支援法人数が増えるよう、事業量を確保する。	拡充

注:「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和6年度実施）

基本戦略名	3-2 地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る	事業群主管所属・課(室)長名	地域振興部　交通政策課	鳥居　祐輔
施策名	1 人流・物流を支える交通ネットワークの確立	事業群関係課（室）		
事業群名	① 航空路線の拡充と長崎空港の運用時間延長	令和5年度事業費（千円）	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費（R5実績）の合計額	53,207

1. 計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025 本文）
長崎空港の就航状況により24時間離発着できる体制を整備するため、官民連携した取組を推進し、空港管理、CIQ等国関係者への協力要請を実施するとともに、国際・国内航空路線の路線誘致を強化し、深夜早朝便搭乗者に向けた受入体制の整備及び交通アクセス確保を行います。

（取組項目）
ⅰ）長崎空港24時間化における官民連携の推進
ⅱ）運用時間の延長及び24時間化推進に向けた空港管理、CIQ等国関係者への協議要請
ⅲ）国際・国内航空路線の路線誘致の強化
ⅳ）深夜早朝便搭乗者に向けた受入体制の整備
ⅴ）深夜早朝便搭乗者のための交通アクセス確保

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	長崎空港での運航可能な時間	目標値①		17時間	19時間	15時間	15時間	17時間	17時間（R7）
		実績値②	15時間（R元）	15時間	15時間	15時間			進捗状況
		達成率②／①		88%	78%	100%			順調

（進捗状況の分析）
長崎空港の24時間化に向けては、国と協議を重ねてきた結果、令和4年3月に航空管制業務のリモートによる運用が開始され、航空需要に応じた弾力的な運用が可能となった。今後は、臨時便やチャーター便等の誘致活動を一層強化し、定期便化に繋げることで、運用時間の延長を図るとともに、将来的には長崎空港の24時間化に繋げていく。
なお、航空需要の創出が見込まれるMICE施設開業などに合わせて運用時間を段階的に延長し、24時間化の達成を目標としていたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、航空需要が大きく減少したことにより、R5年度に目標値の見直しを実施した。

2. 令和5年度取組実績（令和6年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R4実績	R5実績	R6計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等 法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）	事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況（令和6年度新規・補正事業は事業内容）	事業対象	指標（上段:活動指標、下段:成果指標） 主な指標	R4目標	R4実績	R5目標	R5実績	R6目標	達成率	令和5年度事業の成果等
取組項目ⅲ	○	1	県内空港活性化推進事業	82,915		6,354		15,306				●事業内容 県内空港の活性化を図るため、長崎路線の利用促進に繋がる各種施策を展開。 ●実施状況 県、市町及び各種団体等で構成する長崎県空港活性化推進協議会を通じて、県内市町及び航空会社等とも連携し、県内空港の利用促進対策を実施。コロナ禍を経て旅客需要が全国的に回復する中、「選ばれる空港」となるため、各航空会社が行う利用促進事業等に対して支援を行った。		【活動指標】 国内航空会社等との実務協議（回）	10	10			100%	●事業の成果 ・航空会社と連携し、乗継便を含めた既存路線の利用促進に繋がるPRや離島空港での遊覧飛行など県内空港の活性化に寄与する施策を実施。 ●事業群の目標達成への寄与 ・一部天候や機材繰り等の理由により実施出来ない施策もあったが、運用時間外における運航や各航空会社の利用促進を図り、目標達成に向け寄与した。
				7,579		7,579		15,318							10	12				120%	
				10,778		10,778		15,562							10						
				—										【成果指標】 長崎空港での運航可能な時間（時間）	19	15				78%	
			H13-												15	15				100%	
			交通政策課	—		—		—					航空会社、旅行会社、空港ビルディング、利用者		15						

取組項目 i ii iv v	○	2	長崎空港活性化事業				●事業内容 長崎空港の運用時間延長・24時間化や航空ネットワーク拡充等に繋がる具体的な各種施策を展開。 ●実施状況 航空会社や関係者と協議のうえ、運用時間延長・24時間化に向けた具体的な施策（臨時便やチャーター便の誘致等）を実施。 また、空輸による県産品販路拡大の取組なども実施。単純に利用者増に向けた取組だけでなく、航空ネットワークを活用した様々な視点での空港活性化策を行った。	【活動指標】 臨時便の運航回数（往復）				●事業の成果 ・令和4年3月に運用開始されたリモート管制を活用し、長崎＝羽田線における運用時間外の実証運航などを実施。 ・また、各航空会社が様々な利用促進策に取り組んだ結果、令和5年度の長崎空港の利用者数は286万人となり、最盛期（H30年度）の9割程度まで回復した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・長崎空港で最も利用者が多い羽田線で初めて運用時間外の実証運航を実施し、関係者と需要や課題の把握・検証を行うことで、目標達成に向け寄与した。
				45,628	30,910	7,716			10	8	80%		
				49,200	49,200	7,781			10				
				—				【活動指標】 チャーター便の運航回数（往復）					
									8	1	12%		
									8				
								【成果指標】 長崎空港の24時間化					
									—	—	—		
									—				
								【成果指標】 長崎空港利用者数（万人）					
			R5-7						309	286	92%		
			交通政策課	—	—	—	航空会社		318				

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	長崎空港24時間化における官民連携の推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 長崎空港の24時間化に向けては、2次交通対策など諸課題の解決のため、官民が連携し、具体的方策を検討する必要がある。	●課題解決に向けた方向性 長崎空港24時間化推進委員会及び下部組織である4つのプロジェクトチーム（2次交通対策PT、空港ビル内受入対策PT、利用促進対策PT、大村市内滞在対策PT）において検討を深めていく。
ii	運用時間の延長及び24時間化推進に向けた空港管理、CIQ等国関係者への協議要請	
	●実績の検証及び解決すべき課題 運用時間を延長するためには、深夜早朝帯に運航する航空会社の確保やCIQ等国関係者との調整等を行い、国土交通省へ要望を実施する必要がある。	●課題解決に向けた方向性 県として、リモート管制を活用した深夜早朝帯の臨時便等の実証運航を重ねながら、運用時間の段階的な延長が図られるよう関係者と協議を行っていく。
iii	国際・国内航空路線の路線誘致の強化	
	●実績の検証及び解決すべき課題 旅客需要が全国的に回復する中、長崎空港の特色を生かした施策展開で路線誘致を強化していく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 令和4年3月に運用開始されたリモート管制を活用し、深夜早朝便を中心に引き続き路線誘致を行っていく。
iv	深夜早朝便搭乗者に向けた受入体制の整備	
	●実績の検証及び解決すべき課題 深夜早朝便の受入に向けては、空港ビルや空港所在地である大村市内における体制整備が必要である。	●課題解決に向けた方向性 臨時便の実証運航等を通して課題検証を行うとともに、長崎空港24時間化推進委員会の下部組織である空港ビル内受入対策PT、大村市内滞在対策PTにおいて、事業者等と協議を行っていく。
v	深夜早朝便搭乗者のための交通アクセス確保	
	●実績の検証及び解決すべき課題 交通アクセス確保に向けては、利用者のニーズを踏まえながら、空港を起点とする2次交通の整備が必要である。	●課題解決に向けた方向性 引き続き長崎空港24時間化推進委員会の下部組織である2次交通対策PTにおいて、交通事業者等と協議を行っていく。

4. 令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性		
					事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目iii	○	1	県内空港活性化推進事業 H13- 交通政策課	令和5年度の実施結果を踏まえ、航空会社と協議のうえ、よりPR効果の高い施策となるよう見直しを行った。	②	インバウンド客を筆頭に、旅客需要が増加している中、「選ばれる空港」となるため、他課と連携し、県が進めている移住・ワーケーションなどの取組と連動した施策展開を行うことで、県内各空港の活性化に取り組んでいく。	改善
取組項目i ii iv v	○	2	長崎空港活性化事業 R5-7 交通政策課	令和5年度の実施結果を踏まえ、県産品販路拡大事業に取り組む航空会社を増やすなど、施策の見直しを行った。	②	令和6年度の実績を踏まえながら、運用時間延長や県産品販路拡大等を目指す路線・時期について検討を進め、より高い効果が得られるような施策展開に取り組んでいく。	改善

注:「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

基本戦略名	3-2 地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る	事業群主管所属・課(室)長名	土木部 道路建設課　北原 雄一
施策名	1 人流・物流を支える交通ネットワークの確立	事業群関係課(室)	地域づくり推進課
事業群名	② 高規格幹線道路・地域高規格道路の整備による高速交通ネットワークの構築	令和5年度事業費(千円) ※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費(R5実績)の合計額	7,652,728

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025 本文)

観光の振興、企業立地の促進や物流の効率化には、地域間の時間短縮、定時性の確保やミッシングリンク※の解消が課題です。このため、地域の交流促進や連携強化に資する高規格幹線道路や地域高規格道路など、規格の高い道路の重点的な整備を推進します。
※ミッシングリンク:高規格幹線道路等のうち未整備区間で途中で途切れている区間のこと

(取組項目)

ⅰ)西九州自動車道(松浦佐々道路及び佐々IC～佐世保大塔IC間4車線化、武雄南IC～波佐見有田IC間4車線化)の整備促進、西九州自動車道(佐世保大塔IC～波佐見有田IC間4車線化)の早期着手、東彼杵道路の早期事業化
ⅱ)島原道路の整備推進
ⅲ)西彼杵道路の整備推進
ⅳ)長崎南北幹線道路の整備推進
ⅴ)島原天草長島連絡道路※の実現に向けた取組
※島原天草長島連絡道路:長崎県島原半島～熊本県天草と熊本県天草～鹿児島県長島を2つの長大橋で結び、九州西岸地域を一体化する構想

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)
	高規格幹線道路・地域高規格道路の供用率	目標値①		59.2%	60.6%	62.1%	63.6%	64.2%	64.2% (R7)
		実績値②	58.0% (R2)	58.0%	60.6%	62.1%			進捗状況
		達成率 ②／①		97%	100%	100%			順調

(進捗状況の分析)

西九州自動車道については、国が整備を進めている松浦佐々道路および西日本高速道路株式会社が整備を進めている佐々IC～佐世保大塔IC間4車線化の工事進捗が図られた。また、武雄南IC～波佐見有田IC間4車線化が新規事業化された。
東彼杵道路については、国において進めていた計画段階評価手続きが令和5年度に完了した。続けて、環境影響評価手続きに着手しており、早期事業化に向けて進捗が図られている。
島原道路については、令和5年11月に森山東IC～森山西IC間の3.3kmが開通し、現在は国と県で4工区の整備を推進している。
西彼杵道路については、大串白似田バイパスの1工区で整備を推進しており、長崎南北幹線道路については、茂里町～滑石工区の整備を推進している。
今後も整備中区間の整備推進に必要な予算確保に努めていく。

2. 令和5年度取組実績(令和6年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費(単位:千円) R4実績	R5実績	R6計画	うち一般財源	人件費(参考)	事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況(令和6年度新規・補正事業は事業内容)	指標(上段:活動指標、下段:成果指標) 主な指標	R4目標	R4実績	達成率	令和5年度事業の成果等
			事業期間	事業実施の根拠法令等 法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業(公共、研究等)					R5目標	R5実績		
			所管課(室)名						事業対象		R6目標			
取組項目ⅰ	○	1	企画調査費	51,635	51,635	6,122			●事業内容 国等への要望活動を行う際の資料として、現状の問題点や課題を整理したうえで、ストック効果(整備効果)などを整理した資料作成を行う。 ●実施状況 国等への要望活動を計6回実施した。	【活動指標】 (国等への)要望活動回数(回)	5	6	120%	●事業の成果 ・要望活動の結果、高規格幹線道路・地域高規格道路の整備に関する予算として、令和5年度補正予算では約79億円、令和6年度当初予算では約157億円を確保することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・予算が確保できたことにより、高規格幹線道路・地域高規格道路の整備促進に寄与した。
				64,363	64,363	6,127					5	6	120%	
				67,780	67,780	6,225					5			
			—	—						【成果指標】 新規事業化箇所数(箇所)	1	1	100%	
											0	0	—	
			道路建設課	—	—	—			国土交通省等		0			

取組項目ii	○	2	島原道路の整備促進（公共）	7,130,580	87,197	—	●事業内容 南島原市から諫早市インター間を結ぶ延長約50kmの高規格道路の整備を行い、諫早市中心部から島原半島の移動時間短縮を図る。 ●実施状況 （国）251号（出平有明バイパス） 用地取得、改良工、橋梁上部工を推進した。 （国）251号（有明瑞穂バイパス） 調査、測量、設計、橋梁下部工を推進した。 （国）251号（瑞穂吾妻バイパス） 調査、設計、用地取得、橋梁下部工、改良工を推進した。	【活動指標】 事業箇所数（箇所）	3	3	100%	●事業の成果 ・国において令和5年11月に森山東IC～森山西IC間の3.3kmが開通した。県で実施している3工区は、用地取得、測量設計、改良工事を実施し、事業の進捗が図れた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・島原道路の事業進捗を図り、地域高規格道路の整備促進に寄与した。
				6,638,210	257,380	—			3	3	100%		
				6,136,630	22,560	—			3				
				—				【成果指標】 島原道路の供用率（%）	44	44	100%		
			H20-						50	50	100%		
			道路建設課	—	—	○	道路利用者		50				
取組項目iii	○	3	西彼杵道路の整備促進（公共）	1,613,240	23,757	—	●事業内容 長崎市と佐世保市を結ぶ延長約50kmの高規格道路の整備を行い、長崎市から佐世保市間の移動時間短縮を図る。 ●実施状況 （国）206号（大串白似田バイパス） 測量、調査を推進した。	【活動指標】 事業箇所数（箇所）	2	2	100%	●事業の成果 ・大串白似田バイパスでは、測量、調査を行い、事業の進捗が図れた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・西彼杵道路の事業進捗を図り、地域高規格道路の整備促進に寄与した。
				180,640	13,200	—			1	1	100%		
				744,770	3,670	—			1				
				—				【成果指標】 西彼杵道路の供用率（%）	38	38	100%		
			H25-						38	38	100%		
			道路建設課	—	—	○	道路利用者		38				
取組項目iv	○	4	長崎南北幹線道路の整備促進（公共）	351,600	17,907	765	●事業内容 長崎市と時津町を結ぶ延長約15kmの高規格道路の整備を行う。高速道路及び西彼杵道路を含めた高規格道路ネットワークを形成し、主要都市間の移動時間短縮を図る。 ●実施状況 （都）長崎時津縦貫線（茂里町～滑石工区） 測量、調査、設計を推進した。	【活動指標】 事業箇所数(箇所)	1	1	100%	●事業の成果 ・茂里町～滑石工区は、測量や調査設計を推進した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・長崎南北幹線道路の事業進捗を図り、地域高規格道路の整備促進に寄与した。
				768,080	25,634	766			1	1	100%		
				892,521	20,015	778			1				
				—				【成果指標】 長崎南北幹線道路の供用率（%）	47	47	100%		
			—						47	47	100%		
			道路建設課	—	—	○	道路利用者		47				
取組項目v	○	5	島原・天草・長島架橋構想等推進費	1,331	1,331	1,531	●事業内容 島原・天草・長島架橋構想について、その推進のため、国土交通省等への要望・陳情や所要の諸活動等を行う。 ●実施状況 島原・天草・長島架橋建設促進協議会を通じて、国への要望活動や、三県（長崎県、熊本県、鹿児島県）の地域間交流連携事業などを実施し、国に対し、構想実現の社会的意義と地元の熱意を強く訴えるとともに、地元機運の醸成を図った。	【活動指標】 （国等への）要望活動回数（回）	2	2	100%	●事業の成果 ・構想推進地方大会等の行事を開催し、啓発用リーフレットのリニューアルや国等への要望活動などを行った。 ・国による調査の再開には至らなかったが、今後も引き続き国に対し構想実現の意義を訴えていく。 ●事業群の目標達成への寄与 ・国等への要望活動や地域間交流連携事業を実施することで、地元機運の醸成を図り、目標達成に寄与した。
				1,435	1,435	1,531			2	2	100%		
				1,424	1,424	1,557			2				
				—				【成果指標】 島原天草長島連絡道路の実現に向けた調査の再開	数値目標なし	—	—		
			S63-						数値目標なし	—	—		
			地域づくり推進課	—	—	—	島原・天草・長島架橋建設促進協議会		数値目標なし				

３. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	西九州自動車道（松浦佐々道路及び佐々IC～佐世保大塔IC間4車線化）の整備促進、西九州自動車道（佐世保大塔IC～武雄南IC間4車線化）の早期着手、東彼杵道路の早期事業化	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ・ 国において整備中である西九州自動車道の県内の供用率は68.2%であり、未供用区間であるミッシングリンクが19.1km残っている。また、佐々IC～佐世保大塔IC間、武雄南IC～波佐見有田IC間の4車線化については、NEXCO西日本により整備が進められているが、波佐見有田IC～佐世保大塔IC間の４車線化については未着手である。これらのミッシングリンク区間の解消や4車線化の早期完成のためには、国に対して要望していくことが必要である。 ・ 東彼杵道路については、国において令和４年度から環境影響評価に着手されており、早期事業化に向けた要望を引き続き行っていくことが必要である。	●課題解決に向けた方向性 ・ 西九州自動車道の事業主体は国であるが、県としても西九州道推進室を立ち上げ国の事業を支援するとともに、道路整備の必要性を示したストック効果などの資料を作成し、今後も引き続き、事業促進を国へ要望していく。併せて、未事業化区間についても早期事業化に向けた要望活動を国に対して行っていくこととしており、各工区に必要な予算確保の要望とともに働きかけていく。
ii	島原道路の整備推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ・ 令和5年度は、国において1工区、県において3工区の事業を推進しており、必要な予算確保を行い整備推進を図った。このうち森山拡幅の森山東IC～森山西IC間3.3kmが令和5年11月に開通した。 ・ 島原道路の供用率は令和5年度末時点で50%であり、ミッシングリンクとなる未供用区間が約25kmあるため、早期完成のためには引き続き国に対して必要な予算確保及び事業促進を要望していくことが必要である。	●課題解決に向けた方向性 ・島原道路の整備は国で１工区、県で３工区を実施している。今後も引き続き必要な予算を確保するため国等への要望を行い、整備を推進していく。
iii	西彼杵道路の整備推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ・ 令和4年度に大串白似田バイパスを事業化し、令和5年度は測量、調査を実施している。引き続き国に対して必要な予算確保及び事業促進を要望していくことが必要である。	●課題解決に向けた方向性 ・西彼杵道路は大串白似田バイパスを県において実施しており、今後も引き続き整備に必要な予算を確保するため国等への要望を行い、整備を推進していく。
iv	長崎南北幹線道路の整備推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ・ 令和4年度に茂里町～滑石工区を事業化し、令和5年度は測量や調査設計を実施している。引き続き国に対して必要な予算確保及び事業促進を要望していくことが必要である。	●課題解決に向けた方向性 ・長崎南北幹線道路については、今後も引き続き整備に必要な予算を確保するため国等へ要望を行い、整備を推進していく。
v	島原天草長島連絡道路の実現に向けた取組	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ・ 国における大型公共事業の見直しなどにより平成20年に海峡横断プロジェクトが凍結され、個別の架橋プロジェクトに関する調査が中止となり、厳しい状況が続いている。こうした中、国等への要望活動などを行ったが、国による調査の再開には至っていない。	●課題解決に向けた方向性 ・調査再開に向けては、島原・天草・長島架橋建設促進協議会を通じた各種の普及啓発活動等を実施しながら、地元の機運醸成に務めるとともに、熊本、鹿児島両県、各地元期成会及び関係団体などと連携を図りながら一体となって事業の必要性を国に対して継続的に強く働きかけていく。

4. 令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性		
					事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
i	○	1	企画調査費 — 道路建設課	—	①	令和7年度以降も予算確保や未着手区間の新規事業化に向けて、現状の問題点や課題を整理したうえで、道路整備に伴い活発になる地元の取組などを踏まえたストック効果（整備効果）などを整理した資料を作成し、国等へ要望活動を継続して行っていく。	現状維持
v	○	5	島原・天草・長島架橋構想等推進費 S63− 地域づくり推進課	地元の更なる機運醸成を図るため、地域間交流や普及啓発事業に係る取組を継続しながら、事業の必要性について国に対し強く働きかけていく。	⑨	構想推進に向けて、構想推進地方大会開催や三県サッカー大会などの地域間交流等の取組を通して地元の機運醸成を図るとともに、国等への要望活動を継続しながら、三県架橋建設に資する調査の再開、島原道路の整備促進及び島原天草長島連絡道路の具体化に向けた検討の実施、必要な道路整備のための予算確保について、関係機関等に強く訴えていく。	現状維持

注:「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

基本戦略名	3-2 地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る	事業群主管所属・課(室)長名	土木部 道路建設課　北原 雄一
施策名	1 人流・物流を支える交通ネットワークの確立	事業群関係課(室)	
事業群名	③ 生活に密着した道路の整備による道路ネットワークの拡充	令和５年度事業費(千円)	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費(R5実績)の合計額　21,303,503

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025 本文)

日常生活の利便性、快適性の向上には、道路の幅員が狭くてすれ違いができない区間や、線形が屈曲した区間の解消が課題です。このため、安全で安心かつ快適な暮らしの実現に資するバイパス整備や道路拡幅など、国県道の整備を計画的に推進します。

(取組項目)

ⅰ)国県道の整備推進
ⅱ)街路の整備推進

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)
	国県道の供用延長(累計)	目標値①		5.2km	13.7km	18.9km	25.3km	37.6km	37.6km (R7)
		実績値②	0km (R2)	5.2km	10.3km	17.9km			進捗状況
		達成率 ②／①		100%	75%	94%			やや遅れ

(進捗状況の分析)

公共事業、単独事業ともに早期に事業の効果を発現できるように事業の推進に努めており、令和5年度に交付金事業のうち7工区が全線供用した。

しかし、一部工区において、工事期間中の地元調整に不測の日数を要した等の理由により、目標年次に完成することができず、目標値を下回る結果となった。

令和6年度は完成までの工程管理を確実に行い、目標を達成するよう努めたい。

2. 令和5年度取組実績(令和6年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 / 事業期間 / 所管課(室)名	事業費(単位:千円) R4実績	R5実績	R6計画	うち一般財源	人件費(参考)	事業実施の根拠法令等 法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業(公共、研究等)	事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況(令和6年度新規・補正事業は事業内容)	事業対象	指標(上段:活動指標、下段:成果指標) 主な指標	R4目標	R4実績	R5目標	R5実績	R6目標	達成率	令和5年度事業の成果等
取組項目ⅰ	○	1	道路整備事業(公共)	15,957,921	17,375,553	19,382,182	472,051	353,662	145,818	—	—	—	●事業内容 「地域をつなぐ道路ネットワークの整備」のため、国県道の整備を国庫補助金で行う。 ●実施状況 各工区の進捗状況により、調査、測量・設計、用地取得、道路改良工事を行い、事業の進捗を図った。	【活動指標】 事業箇所数(箇所)	61	61	61	61	59	100%	●事業の成果 ・令和5年度は(一)佐世保世知原線(板山工区)等の供用開始を行い、各工区の事業推進を図ることができたため、目標を達成することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・事業群の目標達成・工程管理を確実に行うとともに、遅れが生じた場合はフォローアップを実施する。
			—											【成果指標】 供用延長(km)	9	5	5	8	6	55% / 160%	
			道路建設課	—	—	—	—	—	—	○			道路利用者								
	○	2	道路整備事業(単独)	1,825,352	1,580,487	1,803,363	712,000	196,004	6,521	80,646	74,104	59,351	●事業内容 「地域をつなぐ道路ネットワークの整備」のため、国県道の整備のうち、短区間の視距改良や路肩拡幅等の小規模な整備を県単独事業で行う。 ●実施状況 各工区の進捗状況により、調査、測量・設計、用地取得、道路改良工事を行い、事業の進捗を図った。	【活動指標】 整備延長(km)	1.1	0.5	1	0.4	1	45% / 40%	●事業の成果 ・令和5年度は各工区事業進捗を図り、(一)喜内瀬鍋串辻線(里工区)等の供用開始を行った。しかし、一部工区において、工事期間中の地元調整に不測の日数を要した等の理由により年度内に整備が完了せず、目標値を下回る結果となった。 ●事業群の目標達成・工程管理を確実に行うとともに、遅れが生じた場合はフォローアップを実施する。
			—											【成果指標】 交通支障箇所数の解消(箇所)	8	6	5	2	2	75% / 40%	
			道路建設課	—	—	—	—	—	—	—			道路利用者								

取組項目i		3	道路改良調査費	57,813	57,813	656	●事業内容 新規事業化予定箇所の必要性の整理やルートの検討、現地調査を行い、新規事業化に向けた整理を行う。 ●実施状況 調査、設計を行い、新規事業化に向けた整理を行い、事業の進捗を図った。	【活動指標】 事業箇所数（箇所）	1	2	200%	●事業の成果 ・令和6年度新規事業化予定だった3箇所において必要性やルートの検討、現地調査を行い、新規事業化向けた整理ができ、目標を達成することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・本事業に必要な予算の確保を行い、目標達成へ向け事業推進を図る。	
				28,222	28,222	438			1	1	100%		
				31,546	34,328	445			1				
				—				【成果指標】 新規箇所数（箇所）	3	4	133%		
			—						3	3	100%		
			道路建設課	—	—	—	道路利用者		5				
		4	みちづくりスクラム事業費	2,109	2,109	0	●事業内容 重要な幹線道路ネットワークのうち、代替となる市町道の整備を支援することで、地域振興や防災機能向上を図る。 ●実施状況 （対馬市）市道堂坂線 道路改良工の推進を支援した。	【活動指標】 事業箇所数（箇所）	1	1	100%	●事業の成果 ・令和5年度は、昨年度に引き続き対馬市に市道堂坂線トンネル坑口付近の道路改良工に関する経費を支援し、事業推進を図ったことから、目標値を達成することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・本事業に必要な予算の確保を行うことで市町道の整備を支援するとともに、適切な指導、助言を行う。	
				2,579	2,579	0			1	1	100%		
				2,718	2,718	0			1				
				—				【成果指標】 道路進捗率（%）	12.7	11	86%		
			—						12	12	100%		
			道路建設課	—	—	—	道路利用者（対馬市）		12				
取組項目ii	○	5	重要幹線街路整備事業（公共）	1,299,339	42,873	—	●事業内容 都市の競争力を高める魅力あるまちづくりを推進するために、都市内の交通渋滞の解消及び歩行者の安全性を確保する街路整備を行う。（R4:4路線、R5:2路線、R6：2路線） ●実施状況 （都）滑石町線（大神宮工区） 用地補償、改良工事を実施した。 （都）春日瀬戸越線 調査、用地取得を推進した。	【活動指標】 整備路線数（路線）	4	4	100%	●事業の成果 ・令和5年度は、昨年に引き続き2路線については事業の進捗を図ることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・本事業に必要な予算の確保を行い、目標達成へ向け事業推進を図る。	
				2,123,693	62,663	—			2	2	100%		
				2,573,151	22,095	—			2				
				—				【成果指標】 交差点整備箇所数（箇所）	2	2	100%		
			—						0	0	—		
			道路建設課	—	—	○	道路利用者		0				
		6	重要幹線街路整備事業（単独）	191,056	149,313	13,775	●事業内容 都市の競争力を高める魅力あるまちづくりを推進するために、都市内の交通渋滞の解消及び歩行者の安全性を確保する街路整備を行う。（R4:6路線、R5:5路線、R6：3路線） ●実施状況 補助事業案件に該当しない取付道路の調査及び設計を行い、本線事業の推進を図った。	【活動指標】 整備路線数（路線）	6	6	100%		
				192,969	79,016	12,254			5	5	100%		
				127,669	2,363	7,861			3				
				—				【成果指標】 交差点整備箇所数（箇所）	2	2	100%		
			—						0	0	—		
			道路建設課	—	—	○	道路利用者		0				

3．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	国県道の整備推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ○道路整備事業（公共・単独） ・公共事業、単独事業とも必要な予算確保に努め、早期に効果が発揮できるように一部供用開始を行ったが、単独事業においては、地元調整に不測の日数を要した等の理由により工事進捗が図れず目標値を下回る結果となった。 ○みちづくりスクラム事業 ・平成29年度から工事に着手しており、令和5年度は、対馬市に市道堂坂線トンネル坑口付近の道路改良工に関する経費を支援し、事業推進を図ったことから、目標値を達成することができた。	●課題解決に向けた方向性 ○道路整備事業（公共・単独） ・今後も必要な予算確保に努めるとともに、事業実施に当たっては工程管理を確実に行い、遅れが生じた場合はフォローアップを実施することで、事業群の目標達成を図る。 ○みちづくりスクラム事業 ・今後も必要な予算確保に努めるとともに、事業実施に当たっては市町への適切な市道、助言を行い、事業群の目標達成を図る。
ii	街路の整備推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ・公共事業、単独事業とも必要な予算を確保できたため、工事の進捗を図ることができ、目標を達成することができた。	●課題解決に向けた方向性 ・今後も必要な予算確保に努めるとともに、工事進捗を図っていくよう事業管理を徹底する。

4. 令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性		
					事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目i	○	2	道路整備事業（単独） — 道路建設課	－	①	交通支障箇所はまだ多く存在しており、今後も事業を計画的に推進していくため、事業実施に当たっては工程管理を確実に行い、市町と連携した事業用地の取得に取り組み、事業推進を図っていく。	現状維持
取組項目i		3	道路改良調査費 — 道路建設課	－	①	今後も計画的な新規事業化が必要不可欠であることから、事業の必要性の検討や整備の優先順位の検討を行っていく。	現状維持
取組項目i		4	みちづくりスクラム事業費 — 道路建設課	－	⑤	トンネル坑口前後の改良工を展開し、工事進捗を図っていることから、今後のトンネル着手に向けた工程管理など、対馬市に技術的な助言を行っていく。	現状維持
取組項目ii		6	重要幹線街路整備事業（単独） — 道路建設課	－	①	事業未着手の都市計画道路を減らし可能な限り早期に整備するためには、今後も計画的な事業化が必要不可欠であり、整備の優先順位や事業展開の検討を行っていく。	現状維持

注:「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

基本戦略名	3-2 地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る	事業群主管所属・課(室)長名	土木部 港湾課	松本 伸彦
施策名	1 人流・物流を支える交通ネットワークの確立	事業群関係課(室)		
事業群名	④ 国内外との交流の拠点となる港の整備	令和5年度事業費(千円)	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費(R5実績)の合計額	4,718,689

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025 本文)

国内外との人流・物流の拠点となっている県内の各港湾は、地域の観光振興や産業振興を下支えするとともに、離島等の生活基盤として重要な役割を担っていることから、船舶の増加や大型化に対応する受入環境の整備や、安全・効率的で利便性が高い港の整備を推進します。

また、クルーズ船「コスタ・アトランチカ号」における新型コロナウイルス感染症クラスター発生事案の検証を踏まえ、クルーズ船受入れに関する感染症対応について関係者と連携して取組を進めます。

(取組項目)

ⅰ)急増するクルーズ船や定期旅客船に対応した岸壁等の整備による受入環境の改善
ⅱ)地域の産業や人々の暮らしを支える港湾物流機能の確保
ⅲ)離島半島地域をはじめとした地域住民の安定した生活環境を確保する港の整備

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)
	国内外との交流の拠点となる港湾施設の整備	目標値①		0施設	2施設	3施設	3施設	4施設	4施設(R7)
		実績値②	0施設(R元)	0施設	2施設	3施設			進捗状況
		達成率②/①		—	100%	100%			順調

(進捗状況の分析)

長崎港においては、今後も増大が見込まれるクルーズ需要に対応した施設整備を推進している。厳原港においては、人流物流が混在し非効率な運用となっていることから、荷役の効率化、乗降客の安全性・利便性の向上のため、ふ頭の再編整備を推進しており、国内航路の高速船が発着するための施設整備が完了した。比田勝においては、国際航路の高速船が発着するための施設整備が完了したほか、定期航路乗降客の安全性及び利便性の向上のための施設整備を推進している。

引き続き、国内外との交流促進や地域住民の安定した生活環境を確保するため、施設整備の推進を図っていく。

2. 令和5年度取組実績(令和6年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費(単位:千円) R4実績	R5実績	R6計画	うち一般財源	人件費(参考)	事業概要 令和5年度事業の実施状況(令和6年度新規・補正事業は事業内容)	指標(上段:活動指標、下段:成果指標) 主な指標	R4目標	R4実績	達成率	令和5年度事業の成果等
			事業期間	事業実施の根拠法令等 法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業(公共、研究等)					R5目標	R5実績		
			所管課(室)名						事業対象		R6目標			
取組項目ⅰⅱⅲ	○	1	港湾改修費(交流・物流)(公共)	4,771,504	129,058	—			●事業内容 交流・物流の拡大に対応した受入環境の整備を実施する。 ●実施状況 長崎港他4港において交流・物流の拡大に対応した施設整備を実施し、受入環境の整備を図った。	【活動指標】 交流・物流対策実施港数(港)	5	5	100%	●事業の成果 ・浮桟橋や岸壁整備などが進捗し、受入環境の整備が図られた。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与 ・交流・物流の拡大に対応した施設整備を図り、事業群目標へ寄与した。
				3,830,166	72,696	—					5	5	100%	
				7,505,909	72,865	—					5			
				港湾法第34条						【成果指標】 交流・物流対策整備施設数(施設)	6	6	100%	
			H23-R9								6	6	100%	
			港湾課	○	—	○			港湾利用者		8			
		2	港湾改修費(単独)	200,824	27,774	3,827			●事業内容 港湾施設の機能として必要な埋立や付属施設などの整備を行う。 ●実施状況 大村港他10港において港湾施設の機能として必要な埋立や付属施設の整備を実施した。(補助対象とならないもの)	【活動指標】 要対策箇所の対策実施港数(港)	8	11	137%	●事業の成果 ・補助事業などとの一体整備を行うことで、港湾機能の向上を図り地域経済の活性化や安心・安全が図られた。
				85,286	24,344	3,830					9	11	122%	
				83,312	27,980	3,891					7			
				港湾法第34条						【成果指標】 要対策箇所の対策実施施設数(施設)	8	11	137%	
			—								9	11	122%	
			港湾課	○	—	—			港湾利用者		8			

取組項目 i ii iii		3	計画調査（一般）	38,350	23,350	8,418	●事業内容 事業化に向けた調査や施設点検等を行う。 ●実施状況 相の浦港他5港において、事業化・施設供用に向けた調査設計を実施した。また、県内港湾において施設点検を実施した。	【活動指標】 調査実施港数（港）	12	12	100%	●事業の成果 ・施設点検調査による老朽化した施設の今後の整備方針検討及び適切な維持補修計画策定の推進が図られた。
				69,355	9,555	8,425			10	6	60%		
				46,178	8,778	8,559			4				
				港湾法第34条				【成果指標】 調査結果を踏まえ施設整備を計画した港数（港）	1	1	100%		
			—						1	1	100%		
			港湾課	○	—	—	港湾利用者		1				
取組項目 i ii	○	4	港湾機能施設整備事業・ふ頭用地造成事業	188,203	0	13,775	●事業内容 起債事業による公共岸壁等背後埋立のふ頭用地造成や用地舗装、付属施設などの整備を行う。 ●実施状況 長崎港小ヶ倉柳地区における用地舗装を実施した。	【活動指標】 事業港数（港）	3	2	66%	●事業の成果 ・用地舗装や付属施設の整備により利便性が向上した。 ●事業群の目標（指標達成）への寄与 ・交流・物流の拠点となる港湾の整備進捗が図られ、事業群の目標達成に寄与している。
				166,300	0	13,786			2	1	50%		
				4,300,000	0	14,006			2				
				港湾法第34条				【成果指標】 用地利用率（%）	71	77	108%		
			—						77	78	101%		
			港湾課	○	—	—	港湾利用者		78				
取組項目 iii	○	5	港湾改修費（防災）（公共）	1,439,925	38,592	—	●事業内容 安心安全の向上のため、防波堤等の改良を行う。 ●実施状況 有川港他5港において、防波堤等施設の整備を実施し安心・安全の向上を図った。	【活動指標】 災害に強い施設整備実施港数（港）	11	11	100%	●事業の成果 ・防波堤整備等の整備進捗により、安心・安全の向上が図られた。 ●事業群の目標（指標達成）への寄与 ・台風、高潮などの自然災害に備え防災対策を実施しており、目標に寄与している。
				567,582	6,333	—			7	6	85%		
				1,535,299	17,121	—			6				
				港湾法第34条				【成果指標】 背後施設の被災件数（件）	0	0	100%		
			H23-R9						0	0	100%		
			港湾課	○	—	○	港湾利用者、住民		0				

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	急増するクルーズ船や定期旅客船に対応した岸壁等の整備による受入環境の改善	
	●実績の検証及び解決すべき課題 新型コロナウイルス感染症の影響によりクルーズ船寄港数が減少したが、令和5年3月に国際クルーズ船の受付再開後、寄港回数も回復しており、長崎港への寄港要請は引き続き高い状況である。また、高速船などの旅客船に対応した岸壁整備も不足していることから、受け入れ環境の改善をおこなう必要がある。	●課題解決に向けた方向性 これまでの整備により事業の効果が見られることから、今後も引き続き事業推進を図っていく。
ii	地域の産業や人々の暮らしを支える港湾物流機能の確保	
	●実績の検証及び解決すべき課題 地域の基幹産業を活性化し、人々の暮らしを支える港湾物流機能を確保するため、県内の港湾物流に必要となる水深や延長を備えた岸壁等の整備を進めていく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 これまでの整備により事業の効果が見られることから、今後も引き続き事業推進を図っていく。
iii	離島半島地域をはじめとした地域住民の安定した生活環境を確保する港の整備	
	●実績の検証及び解決すべき課題 県内における離島定期航路をはじめとした離島半島の人流・物流の拠点として重要な役割を担う港において、地域住民の安定した生活環境の確保を図る必要があるが、多くの港湾施設において老朽化が進み利用に不便な状況となっていることから、計画的な港湾施設の補修や改良を進めていく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 これまでの整備により事業の効果が見られることから、今後も引き続き事業推進を図っていく。

4. 令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性		
					事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 i ii iii		2	港湾改修費（単独） － 港湾課	—	—	補助事業により事業を執行する上で、補助対象外となる港湾の整備であり施設整備の達成には不可欠な事業であるため、令和7年度も同様の手法により事業を継続する。	現状維持
取組項目 i ii iii		3	計画調査（一般） － 港湾課	—	—	補助事業での事業採択や事業を執行する上で、補助対象外となる調査であり施設整備の達成には不可欠な事業であるため、令和7年度も同様の手法により事業を継続する。	現状維持
取組項目 i ii	○	4	港湾機能施設整備事業・ふ頭用地造成事業 － 港湾課	—	—	港湾の利用形態に応じたふ頭用地及び施設整備を行い、港湾の人流・物流環境の利便性・安全性を向上していく必要があり、特別会計の収支にも留意し、令和7年度も引き続き事業を継続する。	現状維持

注：「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和6年度実施）

基本戦略名	3-2 地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る	事業群主管所属・課(室)長名	地域振興部 新幹線対策課	川口 正剛
施策名	2 九州新幹線西九州ルートの整備と開業効果の拡大	事業群関係課（室）	都市政策課	
事業群名	① 九州新幹線西九州ルートの整備促進	令和５年度事業費（千円）	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費（R5実績）の合計額	3,593,570

1. 計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025 本文）

九州新幹線西九州ルート（武雄温泉～長崎）は、交流人口の拡大や産業振興につながる重要な交通基盤であることから、令和4年秋の着実な開業を目指します。また、新鳥栖～武雄温泉間については、西九州地域の発展に大きく寄与するフル規格による整備の早期実現を目指します。

また、九州新幹線西九州ルートの整備に伴い、上下分離方式に移行することとなるJR長崎本線（肥前山口～諫早）は、令和4年秋の西九州ルート開業に合わせ、確実な実施に向けて取り組んでいきます。

（取組項目）

ⅰ）西九州ルートの令和4年秋までの開業と全線フル規格化の実現
ⅱ）JR佐世保線の輸送改善に向けた取組
ⅲ）西九州ルートの早期完成・開業を目指した整備促進
ⅳ）開業を契機とした関係市町と連携したまちづくりの推進

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	九州新幹線西九州ルート（武雄温泉～長崎）の開業	目標値①		—	開業				開業（R4）
		実績値②	—	—	開業				進捗状況
		達成率②／①		—	—				達成

（進捗状況の分析）

武雄温泉～長崎間については、令和4年9月23日に、武雄温泉駅での対面乗換方式による開業を迎えた。

一方、新鳥栖～武雄温泉間については、令和元年8月に与党PT検討委員会からフル規格による整備が適当であるとの基本方針が示され、現在、国土交通省と佐賀県の間での協議や与党での検討をはじめ、関係者間での議論が行われている。

フル規格による整備の早期決定に向けて、県では、地方負担や並行在来線等の課題解決を図るよう、政府・与党やJR九州に対して要請等を実施した。

2. 令和5年度取組実績（令和6年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R4実績	R5実績	R6計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業概要 令和5年度事業の実施状況（令和6年度新規・補正事業は事業内容）	指標（上段:活動指標、下段:成果指標） 主な指標	R4目標	R4実績	達成率	令和5年度事業の成果等
			事業期間	事業実施の根拠法令等 法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）			事業対象		R5目標	R5実績		
			所管課(室)名								R6目標			
取組項目ⅰ	○	1	新幹線・鉄道整備促進事業	370,780	370,780	38,265			●事業内容 ・全線フル規格の実現に向けた国等への要望活動や情報収集、県内向けの広報・啓発活動 ・県内鉄道網の整備ならびに改善の促進 ●実施状況 ・政府・与党、国土交通省、財務省等へ全線フル規格の早期実現を要望した。 ・長崎新幹線・鉄道利用促進協議会と連携し、JR九州へ鉄道網の整備促進に関する要望を実施した。 ・長崎新幹線・鉄道利用促進協議会と連携し、イベントや公共交通機関車両を活用した広報活動、ノベルティグッズ製作等を実施した。 ・上下分離方式での運営へと移行したJR長崎本線（江北～諫早）の鉄道施設の維持管理を実施した。	【活動指標】	数値目標なし	9	—	●事業の成果 ・国土交通省と佐賀県の間での協議や与党での検討をはじめ、関係者間での議論が行われており、令和5年12月には与党PT検討委員会から国土交通省に対し、他地域の基本計画路線に動きが出ている中いつまでも時間をかけて良いことではなく、引き続き、佐賀県と丁寧かつ粘り強く協議することを強く求められた。また、広報活動等により、西九州新幹線の開業やフル規格による整備に対する気運が高まった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・九州新幹線西九州ルートの整備促進に寄与した。
				662,613	385,513	38,295				要望活動（回）	数値目標なし	3	—	
				831,108	309,658	38,905					数値目標なし			
				—						【活動指標】				
										利用促進のための県民向け講座（回）	10	11	110%	
											10			
										【成果指標】 -R4：西九州ルートの令和4年秋までの開業	数値目標なし	開業	—	
			H7-							R5-：JRによる府県相互間旅客輸送人員〔関西・中国・福岡県～長崎県（千人）〕	2,305	算定中	—	
			新幹線対策課	—	○	—			国、市町、鉄道事業者等		2,305			

取組項目iii	○	2	新幹線整備事業費負担金	4,445,401	424,345	19,133	●事業内容 新幹線開通に伴う環境対策及び減渇水対策事業、安全対策事業を実施 ●実施状況 「環境対策」 ・建物日陰補償：完了 ・テレビジョン電波受信障害対策：完了 「減渇水事業対策」80% 「安全対策」 ・脱線防止ガードの設置：75%	【活動指標】 負担金支出額（千円）	数値目標なし	4,445,401	—	●事業の成果 ・建物日陰補償及びﾃﾚﾋﾞｼﾞｮﾝ電波受信障害対策への対応が完了した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・九州新幹線西九州ルートの建設に寄与した。
				2,271,245	54,948	15,318			数値目標なし	2,271,245	—		
				2,903,221	172	15,562			数値目標なし				
				—				【成果指標】 西九州ルート開業後の環境対策	数値目標なし	—	—		
			H19-						数値目標なし	—	—		
			都市政策課	—	○	—	鉄道・運輸機構		数値目標なし				
取組項目iv	○	3	長崎駅周辺連続立体交差事業促進費	24,212	22,554	10,754	●事業内容 JR長崎本線連続立体交差事業の実施に伴う駅前広場等の整備に関するデザイン調整を実施する。 ●実施状況 R5年度は、デザイン検討会議を1回開催し、駅前広場等の整備に係るデザインの調整を行った。	【活動指標】 鉄道事業者との協議回数（回）	3	3	100%	●事業の成果 「長崎駅舎・駅前広場等デザイン基本計画」に基づいたデザイン調整を行い、駅前広場の工事を実施した。 ●事業群の目標達成への寄与 駅舎等の施設・公共空間のデザイン調整により、西九州新幹線の開業を契機としたまちづくりの推進に寄与した。
				57,848	47,910	10,031			2	2	100%		
				19,100	16,300	10,115			1				
				—				【成果指標】 長崎駅舎・駅前広場等デザイン基本計画テーマの達成項目（個）	1	1	100%		
			H19-						1	1	100%		
			都市政策課	—	○	—	長崎市、JR九州		1				
	○	4	長崎駅周辺連続立体交差事業(公共)	462,893	10,551	—	●事業内容 高架切替（R2.3.28）後における側道の改良工事等を実施する。 ●実施状況 R5年度は、側道の改良工事等を実施した。	【活動指標】 工事説明会の開催回数（回）	3	3	100%	●事業の成果 工事説明会の実施により住民の理解を得て、工事を実施した。 ●事業群の目標達成への寄与 JR長崎本線の高架化により、西九州新幹線の開業を契機としたまちづくりの推進に寄与した。
				595,148	8	—			2	2	100%		
				2,155,352	92	—			1				
				—				【成果指標】 事業進捗率（%）	97	97	100%		
			H21-						96	96	100%		
			都市政策課	—	—	○	JR九州		99				
	○	5	長崎駅周辺連続立体交差事業(単独)	103,141	52,757	3,841	●事業内容 高架切替（R2.3.28）後における側道の改良工事等を実施する。 ●実施状況 R5年度は、側道の改良工事等を実施した。	【活動指標】 工事説明会の開催回数（回）	3	3	100%	●事業の成果 工事説明会の実施により住民の理解を得て、工事を実施した。 ●事業群の目標達成への寄与 JR長崎本線の高架化により、西九州新幹線の開業を契機としたまちづくりの推進に寄与した。
				6,716	3,359	3,086			2	2	100%		
				482,815	110	3,112			1				
				—				【成果指標】 事業進捗率（%）	97	97	100%		
			H22-						96	96	100%		
			都市政策課	—	○	—	JR九州		99				

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	西九州ルートの令和4年秋までの開業と全線フル規格化の実現	
	●実績の検証及び解決すべき課題 新鳥栖～武雄温泉間の整備のあり方については、現在、政府・与党での検討をはじめ、関係者間で議論が行われている。在来線や地方負担等の課題の解決に向け、それぞれの場で精力的に協議を積み重ね、議論を進展させることが必要である。	●課題解決に向けた方向性 地方負担や並行在来線等の課題解決を図り、関係者が納得する形で早期に整備が実現できるよう、西九州地域全体の視点から、議論を積み重ね、関係者との協議をもつなど、全線フル規格による整備の早期実現を目指していく。
ii	JR佐世保線の輸送改善に向けた取組	
	●実績の検証及び解決すべき課題 JR九州及び佐世保市と協議を重ね、令和4年9月の九州新幹線西九州ルートの開業に合わせて、JR佐世保線の高速化事業を実施することができた。引き続き、佐世保線の利便性を向上していく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 JR佐世保線の利便性向上に向けて、佐世保市と連携しながらJR九州に継続して働きかけていく。
iii	西九州ルートの早期完成・開業を目指した整備促進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 西九州ルートは令和4年9月23日に開業し、着実に工事を進めることができた。令和7年度までは残事業（高架下等の工事や環境対策対応）を実施予定である。残事業にあたっては、特に課題は無い。	●課題解決に向けた方向性 残事業（高架下等の工事や環境対策対応）が早期に完了できるよう、鉄道・運輸機構や地元市町等と連携し、進捗を図っていく。
iv	開業を契機とした関係市町と連携したまちづくりの推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 長崎駅周辺連続立体交差事業については、令和2年3月28日に高架化が完了しており、残事業は側道整備となっている。側道整備にあたっては、特に課題は無い。	●課題解決に向けた方向性 令和5年～令和6年にかけ側道整備を行う。

注:「2. 令和4年度取組実績」に記載している事業のうち、令和4年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和6年度実施）

基本戦略名	3-2 地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る	事業群主管所属・課(室)長名	地域振興部 新幹線対策課	川口 正剛
施策名	2 九州新幹線西九州ルートの整備と開業効果の拡大	事業群関係課（室）		
事業群名	② 新幹線開業に向けたアクションプランの推進	令和５年度事業費（千円）	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費（R5実績）の合計額	44,337

1. 計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025 本文）

令和４年秋の九州新幹線西九州ルート（武雄温泉～長崎）の開業に向けて、その効果を県内各地へ波及・拡大させるため、①県民の気運醸成、②誘客促進、③県内各地への周遊促進、④来訪者の満足度向上、⑤産業の振興の5つの方向性に沿って、幅広い分野にわたる項目に官民一体となって取り組んでいきます。併せて開業時期や対面乗換の方法など、開業に係る情報発信を強化し、県民の理解を深めていきます。

（取組項目）

ｉ）新幹線開業効果拡大事業の実施

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	JRによる府県相互間旅客輸送人員（関西・中国・福岡県～長崎県）	目標値①		—	基準値＋15%	2,305千人	2,305千人	2,305千人	2,305千人（R7）
		実績値②	894千人（R3）	894千人	1,482千人	算定中			進捗状況
		達成率②／①			144%				順調

（進捗状況の分析）

新幹線効果拡大に向けた各種事業を実施した結果、令和4年度の目標を達成する等、進捗状況は順調である。

なお、令和5年度から、「最終目標（年度）」を以下のとおり変更した。

●変更箇所：「基準値＋15%（R7）」 ⇒ 2,305千人

●変更理由：基準値である、R3の府県相互間旅客輸送人員（関西・中国・福岡県～長崎県）実績「893,975(人)」が、現在のコロナ後の回復状況と大きく乖離していることから、目標値を上方修正するもの。

2. 令和5年度取組実績（令和6年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R4実績	R5実績	R6計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等 法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）	事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況（令和6年度新規・補正事業は事業内容）	事業対象	指標（上段:活動指標、下段:成果指標） 主な指標	R4目標	R5目標	R6目標	R4実績	R5実績	達成率	令和5年度事業の成果等
取組項目ｉ	○	1	Hello! KAMOME 新幹線開業効果拡大事業									●事業内容 ・新幹線を活用して県内を周遊する個人向け旅行商品造成への支援 ・開業1周年イベントの開催 ・子ども向け無料乗車会の開催 ・修学旅行等における新幹線利用への支援 ・西九州新幹線長崎県広報大使を活用した県外プロモーション ●実施状況 ・新幹線利用を組み入れた旅行商品の造成を支援した。 ・9/23,24の2日間、出島メッセ長崎や長崎駅コンコースにおいて、西九州新幹線長崎県広報大使のトークショーや県内全21市町の特産品などのブースを集結させたイベントを実施した。 ・県内の小学生以下の子ども達を対象とした新幹線の無料乗車会を開催した。 ・県内小中学校を対象とした修学旅行等における新幹線利用を支援した。 ・福岡県等において、SNS広告やTVCM放映、交通広告など、西九州新幹線広報大使を活用したプロモーションを行った。		【活動指標】						●事業の成果 ・新幹線利用を組み入れた旅行商品の造成を支援した結果、12,379人泊の実績となった。 ・開業1周年イベントでは、2日間で約3万人の来場となった。 ・新幹線の無料乗車会には、保護者を含めた約1,000名が乗車、新幹線の快適性のほか、対面乗換の現状も理解いただき、全線フル規格に向けた気運醸成にも繋がった。 ・県内小中学校の修学旅行等における新幹線利用を支援した結果、離島を含む46校、1,327人の生徒が西九州新幹線を利用した。 ・福岡県等における西九州新幹線広報大使を活用したプロモーションにより、西九州新幹線の認知度向上に寄与した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・誘客促進、利用促進、認知度向上等に向けた各種事業の実施により、各地との周遊促進等に寄与している。
				44,337	3,006			15,318						県外プロモーションの実施（回）	1			1		100%	
				21,480	7,222			15,562							1						
				—										【成果指標】	–			–		—	
			R5-7											JRによる府県相互間旅客輸送人員〔関西・中国・福岡県～長崎県（千人）〕	2,305			算定中		—	
			新幹線対策課	—	—			—				県、市町、民間企業等			2,305						

３．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	新幹線開業効果拡大事業の実施	
	●実績の検証及び解決すべき課題 令和5年9月の西九州新幹線開業1周年に合わせて、福岡圏を中心にプロモーションを実施し、JR九州や各市町と連携したイベントを実施した結果、西九州新幹線の認知度は大きく上昇したほか、新幹線を利用した旅行商品の造成を支援したことで、県内への周遊を促進できた。 今後は、西九州新幹線の効果を県内各地域へ波及させるため、安定的な新幹線利用者の確保と来県者の県内周遊促進への取組を強化する必要がある。	●課題解決に向けた方向性 フル規格に向けた気運を醸成するため、JR九州や市町等と連携した周年イベントを実施するとともに、子供向け無料乗車会を開催し、西九州新幹線の現状や課題について考える機会を創出する。 また、修学旅行等における新幹線利用を支援することで、安定的な利用者の確保に努めつつ、県北地域で観光列車の実証運行を実施し、県内への周遊を促進する。

４．令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目i	○	1	Hello! KAMOME 新幹線開業効果拡大事業 R5-7 新幹線対策課	修学旅行等における新幹線利用への支援について、更に積極的な利用を促すため、県外の小中学校についても対象とした。 また、D＆S列車「ふたつ星4047」について、長崎～佐世保間の実証運行を実施し、県内周遊の更なる促進を図ることとした。	②	西九州新幹線の開業効果を県内各地域へ波及させるため、安定的な新幹線利用者の確保と来県者の県内周遊促進への取組を引き続き実施するほか、県外プロモーションに関する取組等を行っていく。	改善

注:「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和6年度実施）

基本戦略名	3-2 地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る	事業群主管所属・課(室)長名	企画部 IR室	湯川 亮一
施策名	3 持続可能で魅力ある都市・地域づくり	事業群関係課（室）		
事業群名	① 特定複合観光施設（IR）区域の整備	令和５年度事業費（千円）	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費（R5実績）の合計額	90,104

1. 計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025 本文）

観光需要が急速に拡大するアジアに最も近いという本県の強みを活かし、全国で3か所を上限とする区域認定を獲得し、九州・長崎IRを実現することで、交流人口の拡大による観光・地域経済の活性化、良質な雇用創出の好循環を生み出し、九州の地方創生、ひいては我が国の発展にも貢献します。

（取組項目）

ⅰ）広域連携・機運醸成
ⅱ）県民理解促進

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	国による特定複合観光施設（IR）区域の認定	目標値①		—	認定	—			認定（R4）
		実績値②	—	—	—	不認定			進捗状況
		達成率②／①		—	—	—			—

（進捗状況の分析）

平成30年7月、特定複合観光施設区域整備法（IR整備法）が公布され、令和2年12月には、IR整備に向けた国の基本方針が公表された。

こうした状況を踏まえ、国の基本方針に基づき県において策定・公表した実施方針に沿って、IR事業者の公募・選定手続きを進め、選定したIR事業者と連携しながら、IR区域整備計画案の作成に取り組み、令和4年4月に、立地市町村である佐世保市及び公安委員会の法定協議を経て、県議会の議決を受けた後、区域整備計画の認定申請を行い、国に正式に受理された。

令和5年4月に国土交通大臣により、IR区域整備計画の継続審査に言及があった後も、IR実現に向けた機運醸成や理解促進に取り組んできたが、令和5年12月の国土交通大臣通知により、区域整備計画「不認定」との審査結果が公表された。

2. 令和5年度取組実績（令和6年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R4実績	事業費 R5実績	事業費 R6計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況（令和6年度新規・補正事業は事業内容）	指標（上段:活動指標、下段:成果指標） 主な指標	R4目標	R4実績	達成率	令和5年度事業の成果等
			事業期間	事業実施の根拠法令等 法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）					R5目標	R5実績		
			所管課(室)名						事業対象		R6目標			
取組項目 i ii	○	1	特定複合観光施設導入推進事業費	117,370	109,471	121,161			●事業内容 特定複合観光施設（IR）の開業を見据え、九州各県や経済界と連携し、IRがもたらす経済波及効果の最大化に向けた取組を進めるとともに、交通インフラ整備、国際的なMICEビジネスを後押しする誘致支援組織の発足、依存症対策等の必要な取組を推進する。 ●実施状況 九州IR推進協議会を核としたIRの経済効果を九州全体へ波及させることを目的としたセミナー等の開催やMICE誘致支援組織の発足準備、九州地方依存症対策ネットワーク協議会による依存症対策研修等を実施した。	【活動指標】 関係機関（佐世保市・九州の経済団体等）との会議等開催回数（回）	—	—	—	●事業の成果 ①九州IR推進協議会によるセミナー（R5.6.7、R5.9.5）を開催し、IR実現に向けた地元経済界等の機運醸成と、開業後の地元調達や広域周遊観光に向けた理解促進を進めた。 ②MICE誘致支援組織の立ち上げ時に必要となる人材の公募条件設定の参考とするためにプレサーチを行い、質の高い人材確保に向けた準備を進めた。（長崎県・佐世保市IR推進協議会において実施。） ③九州地方依存症対策ネットワーク協議会における情報共有や連携強化（R5.7.26第3回協議）、eラーニングによる依存症対策研修（R5.9.15～R6.2.15配信）を実施することにより、九州各県の連携と依存症に対応する人材育成につながった。 ●事業群の目標達成への寄与 上記の取組等により、IR実現に向けた各関係者の機運醸成や理解促進につながった。
				90,104	84,120	127,140					—	—	—	
										【活動指標】 国の審査委員会におけるプレゼンテーション	1	—	—	
											—	—	—	
				特定複合観光施設区域整備法						【成果指標】 区域認定（件）	1	0	0%	
											1	0	0%	
			（R5終了）H26-R5							【成果指標】 実施協定締結（件）	1	0	0%	
											1	0	0%	
			IR室	—	—	—			長崎県・佐世保市IR推進協議会等					

３．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

ⅰ	広域連携・機運醸成	
	●実績の検証及び解決すべき課題 九州IR推進協議会を核として、九州・長崎IRの実現に向けた機運醸成に加え、開業後の地元調達や広域周遊観光に向けた理解促進のためのセミナーを実施したが、国の審査委員会における審査の結果、区域整備計画は不認定となった。	●課題解決に向けた方向性 IR誘致により、積み上げてきた準備・取組等である広域観光周遊等の取組や、県内外の関係者との連携、事業構築・推進にかかるノウハウの蓄積などのレガシーについて、今後の県政推進にしっかりと活かしていく。また、ハウステンボスを基軸とした観光振興をはじめ、世界遺産や西海国立公園等の観光資源のほか、多くの魅力的な地域資源を活かし、佐世保市をはじめ関係市町及び関係団体と連携しながら、地域の振興を図る。
ⅱ	県民理解促進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 令和5年度も、ギャンブル依存症など懸念される事項の最小化に向け、官民の団体が協働して検討を行う九州・長崎IR安全安心ネットワーク協議会準備会を開催したほか、九州地方依存症対策ネットワーク協議会を中心に、ギャンブルをはじめ様々な依存症対策について、九州各県のさらなる連携強化を図ったが、国の審査委員会における審査の結果、区域整備計画は不認定となった。	●課題解決に向けた方向性 県においては、令和５年３月に策定した「第２期長崎県ギャンブル等依存症対策推進計画」に基づき、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進しているところであり、IRを契機として実施してきた、「九州地方依存症対策ネットワーク協議会（eラーニングによる人材育成プログラムの運用を含む）」及び「県北地域依存症支援体制整備事業」については、継続して取り組んでいる。

注：「2．令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

基本戦略名	3-2 地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る	事業群主管所属・課(室)長名	土木部　都市政策課		田坂　朋裕
施策名	3 持続可能で魅力ある都市・地域づくり	事業群関係課(室)			
事業群名	② 長崎市中央部のグランドデザイン	令和５年度事業費（千円）	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費（R5実績）の合計額		43,263

1. 計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

長崎市中央部では、都市・居住環境整備基本計画を策定し、新幹線開業に向けたまちづくりを進めてきましたが、さらにその先を見据えて、まちづくりの方向性を示すグランドデザインや重点4エリアにおける整備計画を見直し、計画的な都市基盤整備を進めるとともに、長崎スタジアムシティプロジェクト等のまちづくりに貢献する民間都市開発への支援を検討します。

（取組項目）

ⅰ）長崎駅周辺区域の機能的で魅力ある都市環境創出を目的とした、専門家と事業実施機関によるデザイン検討・調整
ⅱ）長崎港周辺におけるアーバンデザインシステムを活用した、先導性が高く、景観的に優れた施設整備の推進
ⅲ）長崎市中心部の交通結節機能の強化

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	長崎都心地域における民間都市再生事業計画の認定数（累計）	目標値①		2件	2件	2件	2件	4件	4件（R7）
		実績値②	0件（R元）	2件	2件	2件			進捗状況
		達成率②／①		100%	100%	100%			順調

（進捗状況の分析）

令和２年に指定を受けた都市再生緊急整備地域「長崎中央地域」において、一定の要件を満たす民間都市開発事業に対し減税措置等を行うことで開発を支援する。
令和３年に「長崎スタジアムシティプロジェクト」と「新長崎駅ビル開発プロジェクト」が民間都市再生事業計画に認定された。
引き続き、開発計画のある民間事業者と協議・調整等を行い、優良な都市開発の促進を図っていく。

2. 令和5年度取組実績（令和6年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R4実績	うち一般財源	人件費（参考）	事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況（令和6年度新規・補正事業は事業内容）	指標（上段:活動指標、下段:成果指標） 主な指標	R4目標	R4実績	達成率	令和5年度事業の成果等
				R5実績					R5目標	R5実績		
				R6計画					R6目標			
				事業実施の根拠法令等								
			事業期間	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）						
			所管課(室)名				事業対象					
取組項目ⅰ	○	1	都市再生推進事業	2,162	2,162	6,818	●事業内容 長崎駅周辺エリア全体に係るデザインルールづくりや、エリア内で整備される主要な建築物及び基盤施設相互間のデザイン調整を行う。 ●実施状況 長崎駅周辺において、長崎駅周辺エリアデザイン調整会議を通じ、エリア内で整備される民間施設1件、公共施設3件のデザイン調整を行った。	【活動指標】 長崎駅周辺エリアデザイン調整会議の開催回数（回）	2	1	50%	●事業の成果 ・会議は事業の進捗状況を考慮し、上半期の1回に集約して開催した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・長崎都心地域である長崎駅周辺地区において、デザイン調整を行い、周辺環境と調和の取れた都市空間を創出することができた。
				1,578	1,578	9,957			2	1	50%	
				1,108	1,108	5,058			1			
				—				【成果指標】 デザイン調整が整った施設数の累計（施設）	19	20	105%	
			H21-						22	24	109%	
			都市政策課	—	—	—	県、長崎市、民間事業者		26			
取組項目ⅱ	○	2	環長崎港地域都市再生調整事業	7,115	7,115	7,792	●事業内容 美しく魅力ある「港まち」をつくり、後世に引き継ぐ財産とするため、アーバンデザイン専門家会議において、環長崎港周辺で実施されるプロジェクトのデザイン調整を行った。また、取り組みを後世に引き継ぐため、設立当初からの取組をまとめたレビュー冊子の作成を行った。 ●実施状況 R5年度は、専門家会議を1回、持回り相談を14回実施した。	【活動指標】 アーバンデザイン会議等の開催回数（回）	11	8	72%	●事業の成果 ・事業ごとのデザイン調整の時期に合わせてスケジュール管理を行い、必要に応じてオンライン開催を実施しデザイン調整を行った。またレビュー冊子の作成について協議を重ね、発行を実現した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・長崎都心地域を含む、長崎港周辺地域において、デザイン調整を行い、魅力的な都市景観を形成することができた。
				11,837	11,837	11,489			11	15	136%	
				6,814	6,814	3,501			11			
				—				【成果指標】 アーバンデザイン会議等の検討を経て完成した事業数（件）	1	1	100%	
			H10-						1	1	100%	
			都市政策課	—	—	—	県、長崎市、民間事業者		1			
取組項目ⅲ	○	3	都市再開発支援事業	12,338	6,882	9,740	●事業内容 長崎駅前バスターミナル等の再整備に向け、周囲の土地・建物所有者など地域の皆様の意見を聞きながら、再整備の計画立案、事業手法等の検討を行う。 ●実施状況 R4年度～5年度にかけ、プランイメージを検討する世話人会を13回(うちR4実施は4回、R5実施は9回)実施し、R5年度には準備組合の設立発起人会を3回実施した。	【活動指標】 地権者等に対する地元説明会等の開催回数（回）	2	4	200%	●事業の成果 ・長崎駅前バスターミナルの再整備に向け、地権者との個別面談や世話人会を開催した。事業計画案の策定までには至らなかったが、R6年3月に再開発準備組合が設立された。 ●事業群の目標達成への寄与 ・長崎の玄関口に相応しいまちづくりを目指し、新たな都市開発の検討へ支援を一定行うことができた。
				29,848	11,178	13,786			6	12	200%	
				—	—	10,893			—			
				—				【成果指標】 事業計画案の策定	1	0	0%	
			R3-5						1	0	0%	
			都市政策課	—	—	—	対象地の権利者、地域住民		—			

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	長崎駅周辺区域の機能的で魅力ある都市環境創出を目的とした、専門家と事業実施機関によるデザイン検討・調整	
	●実績の検証及び解決すべき課題 長崎駅周辺エリアデザイン調整会議を通じて、民間の共同住宅や稲佐立体交差などについて周辺環境と調和したデザイン調整を実施してきた。長崎駅周辺では、今後も大黒町の再開発や長崎中央郵便局の建て替え等の公共及び民間施設の整備が予定されていることから、令和6年度も継続的なデザイン調整が必要である。	●課題解決に向けた方向性 長崎駅周辺では、公共及び民間施設の整備が予定されていることから、引き続き、円滑なデザイン調整を進める。
ii	長崎港周辺におけるアーバンデザインシステムを活用した、先導性が高く、景観的に優れた施設整備の推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 これまで20年以上に亘り、先導性が高く、景観的に優れた施設整備のためのデザイン調整を行ったことにより、グッドデザイン賞を6度受賞するなど、全国的な評価を得てきた。その一方で専門家の高齢化が進み、若い委員の起用が必要である。	●課題解決に向けた方向性 アーバンデザインシステムで築いてきた思想について、専門家の意見を踏まえながら、同システムの意義や立ち上げの経緯、これまでの成果・実績を取りまとめ、次の世代の専門家等へ引き継いでいく。
iii	長崎市中心部の交通結節機能の強化	
	●実績の検証及び解決すべき課題 長崎駅周辺や松が枝周辺における交通結節機能の強化に向け、関係者等への説明や意見交換を行っているものの、地元調整に時間を要しており、事業計画案等の策定には至っていない。	●課題解決に向けた方向性 引き続き、関係者等への説明や意見交換を実施し、地元調整等を進め、事業計画案等の策定を目指す。

4. 令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目i	○	1	都市再生推進事業 H21- 都市政策課	—	—	今後も公共施設や長崎駅周辺土地区画整理事業区域内等における民間開発が進むと想定されることから、引き続き、長崎駅周辺エリアデザイン調整会議において周辺環境と調和したデザイン調整を円滑に進めていく。	現状維持
取組項目ii	○	2	環長崎港地域都市再生調整事業 H10- 都市政策課	—	—	アーバンデザイン専門家会議における若い委員の起用を進めながら、元船地区の整備事業や松が枝国際観光船埠頭の2バース化、県庁舎跡地など長崎港周辺で整備される施設についてデザイン検討を行い、魅力的な都市景観の形成を進めていく。	現状維持
取組項目iii	○	3	都市再開発支援事業 R3-5 都市政策課	—	—	長崎駅前バスターミナル等の再整備に向け、計画立案、事業手法等を検討し、地権者との合意形成など地元調整を行い、準備組合が設立された。今後は地元が主体となってより具体的な検討を進めていくことになる。	終了

注:「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

基本戦略名	3-2	地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る	事業群主管所属・課(室)長名	地域振興部　県庁舎跡地活用室	松島　勝久
施策名	3	持続可能で魅力ある都市・地域づくり	事業群関係課(室)		
事業群名	③	県庁舎跡地整備の推進	令和５年度事業費(千円)	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費(R5実績)の合計額	88,518

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文)

長崎市の中心部に位置する県庁舎跡地において、様々な交流の場や憩いの空間を整備し、この地の歴史を活かした新たな賑わいの場の創出を進めます。なお、早期に賑わいを創出するため、使用可能な箇所から先行して活用を進めていきます。

(取組項目)

ⅰ)県庁舎跡地に整備する主要機能及びその詳細な機能並びに規模等の検討
ⅱ)長崎市の中心部における県庁舎跡地の歴史を活かした新たな賑わいの場の創設
ⅲ)賑わい創出や交流人口の拡大のための機能等の整備と企画運営の仕組みづくり

事業群

指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)
県庁舎跡地の整備(賑わいづくりに向けた先行整備) ※R5まで(総合計画一部改訂)	目標値①		供用開始					供用開始 (R3年度以降)
	実績値②	—	供用開始					進捗状況
	達成率 ②／①		—					達成

指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)
県庁舎跡地の整備(基本設計) ※R6から(総合計画一部改訂)	目標値①				—	着手	着手	着手 (R6年度以降)
	実績値②				—			進捗状況
	達成率 ②／①				—			—

(進捗状況の分析)

令和4年7月に取りまとめた県庁舎跡地整備基本構想に基づき、段階的に敷地をオープンスペースとして暫定供用を行ってきた。令和5年度においては、本館跡を中心に暫定整備を進め、工事が完了した9月末からは敷地の全面開放を実施した。

昨年度に引き続き、整備する広場、情報発信、交流支援の各機能を具体化するためのアンケート調査やプレーヤーによるイベント開催の支援等に取り組んだ。

なお、令和3年度に当初設定した目標(供用開始)を達成したことから、令和5年度に指標の見直しを実施した。

2. 令和5年度取組実績（令和6年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R4実績	R5実績	R6計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況（令和6年度新規・補正事業は事業内容）	指標（上段:活動指標、下段:成果指標） 主な指標	R4目標	R4実績	達成率	令和5年度事業の成果等
				事業実施の根拠法令等							R5目標	R5実績		
			事業期間	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業			他の評価対象事業（公共、研究等）			R6目標			
			所管課(室)名						事業対象					
Ⅰ ⅱ ⅲ	○	1	跡地活用検討経費	91,897	44,797			45,918	●事業内容 県庁舎跡地活用策の検討や賑わいづくり等を推進するため、基本構想の具体化を図るとともに跡地の先行整備による暫定供用を実施。 ●実施状況 昨年度に引き続き、整備する広場、情報発信、交流支援の各機能を具体化するためのアンケート調査やプレーヤーによるイベント開催の支援等に取り組んだ。また、本館跡を中心に暫定整備を進め、工事が完了した9月末からは敷地の全面開放を実施した。	【活動指標】 県議会等への整備進捗状況の報告回数（回）	4	4	100%	●事業の成果 ・県内外5大学の学生が参加した合同新歓イベント、長崎くんちに合わせ、市町や関係団体と連携して実施した長崎大縁日、県内市町の特産品や観光情報等の魅力を発信する県産品フードマルシェのほか、こどもの遊び場や楽器の練習の場としての日常使いなど、多様な形での利活用がなされた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・日常的な憩いの場としてのニーズや、跡地の歴史や市町の魅力などのテーマ性を設けた効果的な情報発信の重要性などの検証結果が得られた。
											4	4	100%	
										R6:県庁舎跡地整備に係るサウンディングの実施（回）	1			
				88,518	40,018			53,613		【活動指標】 R4.5:検証する機能の種類(種類)	7	7	100%	
											7	7	100%	
										R6:利活用に向けた市町等への働きかけ件数（件）	10			
				29,124	29,124			46,686		【成果指標】 R4.5:県庁舎跡地活用策に係る基本構想の策定	策定	策定		
											－	－		
										R6:県庁舎跡地整備に係る民間ニーズの把握	把握			
				―						【成果指標】 R4.5:調査・検証結果の取りまとめ	経過報告	経過報告		
			H21-								結果報告	結果報告		
			県庁舎跡地活用室	―	―			―	県、長崎市	R6:市町等と連携した事業の実施回数（回）	2			

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

ⅰ　県庁舎跡地に整備する主要機能及びその詳細な機能並びに規模等の検討
ⅱ　長崎市の中心部における県庁舎跡地の歴史を活かした新たな賑わいの場の創設
ⅲ　賑わい創出や交流人口の拡大のための機能等の整備と企画運営の仕組みづくり

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
整備する具体的な建物等の規模や配置、デザイン、個別の機能の詳細等について、暫定供用による利用状況や、県議会をはじめ関係者の皆様のご意見を参考にしながら、検討を進めていく必要がある。	これまでの利用状況や検証を踏まえながら、今後、各機能の規模や配置等などの具体的な検討を進めていく。

4. 令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
i ii iii	○	1	跡地活用検討経費 H21− 県庁舎跡地活用室	これまでの利用状況や検証を踏まえながら、今後、各機能の規模や配置等などの具体的な検討を進めていく。	②⑥	関係者の皆様と連携しながら、整備する建物の規模や配置、事業スキーム等を整理し、設計整備に繋げていく。	改善

注:「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和6年度実施）

基本戦略名	3-2 地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る	事業群主管所属・課(室)長名	企画部 政策企画課	内田 正樹
施策名	3 持続可能で魅力ある都市・地域づくり	事業群関係課（室）		
事業群名	④ IRの整備や新幹線の開業等を見据えた大村湾周辺地域の活性化	令和５年度事業費（千円）	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費（R5実績）の合計額	52

1. 計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025 本文）

九州新幹線西九州ルートの開業やIR誘致の動きを見据え、本県を訪れた方に大村湾周辺地域から離島地域を含めた県内各地域への周遊を促し、県民も含めた利便性が高くストレスのない移動の実現を目指すため、MaaS等の新たなモビリティサービスの導入を図り、観光地域づくりを推進します。

（取組項目）

ｉ）MaaSをはじめとする新たなモビリティサービス導入の推進

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	MaaS等新たなモビリティサービスの導入	目標値①		—	—	導入			導入（R5）
		実績値②	（R3）	—	導入				進捗状況
		達成率②／①		—	—	—			達成

（進捗状況の分析）

令和4年8月に、長崎県においてMaaSアプリ「my route」を導入済み。
令和5年度においては、MaaSのさらなる推進に向けた九州MaaSの導入にかかる計画等を検討する会議に参加した。

2. 令和5年度取組実績（令和6年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R4実績	R5実績	R6計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況（令和6年度新規・補正事業は事業内容）	事業対象	指標（上段:活動指標、下段:成果指標） 主な指標	R4目標	R5目標	R6目標	R4実績	R5実績	達成率	令和5年度事業の成果等
取組項目ｉ	○	1	新モビリティサービス構築推進事業費	28,498	52		0	3,827	●事業内容 九州一体でのスケールメリットを活かし、国内外からの移動需要創出や交流人口の拡大を図るため、九州MaaSの導入に向けた準備を進める。 ●実施状況 会議参加回数：11回（オンライン参加含む）		【活動指標】 関係事業者等と設置する協議会の開催（回）	2	2		3	11	150% 550%	●事業の成果 ・会議への参加を通じて、MaaSの推進に向けた関係者同士の意見交換や九州MaaSの導入に関する準備を進めた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・九州MaaSを導入することで、本県のMaaSのさらなる推進に寄与する。
				52	52		52	2,298										
											【成果指標】 MaaS等新たなモビリティサービスの導入（R5）				導入		―	
			（R5終了）R4-5	—								導入						
			政策企画課	—			—	—		九州各県の自治体および民間事業者、サービス利用者等								
	○	2	MaaS推進事業費						●事業内容 九州MaaS協議会の一員として、九州MaaSのさらなる利用拡大・普及促進に取り組む。		【活動指標】 関係事業者等が開催する協議会への参加回数（回）							―
												3						
				10,899			10,899	3,891			【成果指標】 九州MaaSへの参画							
			（R6新規）R6-	—														
			政策企画課	—			—	—		九州各県の自治体および民間事業者、サービス利用者等		参画						

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	MaaSをはじめとする新たなモビリティサービス導入の推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 九州MaaSは、九州全域で取り組むことで、広域的なルート検索や周遊チケットの提供、観光施設との連携など、様々なサービスの利便性向上や公共交通の維持・確保、交流人口の拡大による経済活性化にもつながるものであるため、九州MaaSの普及促進及び参画事業者の拡大が重要な課題である。	●課題解決に向けた方向性 九州MaaS協議会の一員として、九州MaaSのさらなる普及促進を図るため、九州MaaSの利用拡大に向けたPRおよび官民連携のさらなる推進に取り組む。

4. 令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
i	○	2	MaaS推進事業費 (R6新規)R6- 政策企画課	R6新規	②⑥⑦	MaaSの普及促進に向け、九州MaaSのさらなる利用拡大を図るため、参画事業者の拡大やPRの強化を図る。	改善

注:「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

基本戦略名	3-2 地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る	事業群主管所属・課(室)長名	土木部　都市政策課	田坂　朋裕
施策名	3　持続可能で魅力ある都市・地域づくり	事業群関係課（室）		
事業群名	⑤　市町と連携した景観まちづくりの推進	令和５年度事業費（千円）	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費（R5実績）の合計額	5,657

1. 計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

五島列島の島なみの景観や大村湾を中心とした沿岸の景観など、市町の行政区域を越えて広がる特徴的な景観を保全し、さらに魅力を高めるため、それぞれの地域に関係する市町と連携・協力しながら広域景観形成事業に取り組みます。また、子どもたちに景観教育を実施することにより、地域の歴史・文化・営みを学ぶことで、地元への愛着を育み定住の促進を図ります。

（取組項目）

ⅰ）景観行政団体及び同団体への移行を目指す市町の景観計画策定等を支援
ⅱ）地域の魅力ある景観形成を先導するための、県施行の公共施設等整備事業に対する専門家によるデザイン支援

事業群	指　標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	広域エリアにおける県及び市町の連携による景観形成ガイドラインの策定（累計）	目標値①		1件	2件	2件	2件	2件	2件（R7）
		実績値②	（R元）	0件	0件	0件			進捗状況
		達成率②／①		0%	0%	0%			遅れ

（進捗状況の分析）

「地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る」ためには、都市部と同じような画一的な都市景観を求めるよりも、生活や文化に根ざした長崎らしい美しい景観（自然景観、歴史文化景観、地域景観、これらを背景とした複合的で、地域ごとの豊かな多様性をもつ景観）を維持、保全、創造していくことが重要である。
最終目標の達成には、関係市町が協力・連携して取り組むことが必要だが、市町間で景観行政の優先度や考え方の温度差が大きく、進捗が図られていない。関係市町に対して、広域景観の形成に取り組む上でどのような問題があるのか、ヒヤリング等を進めてきているが、関係市町から、一緒に何に取り組むべきなのか、具体的なイメージや方向性を共有すべきという意見が多く聞かれている。今後、市町と連携した現地調査等を行い、市町と具体的なイメージや方向性を共有しながら、最終目標の達成に向けて、検討を深めていきたい。

2. 令和5年度取組実績（令和6年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R4実績	R5実績	R6計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況（令和6年度新規・補正事業は事業内容）	指標（上段:活動指標、下段:成果指標） 主な指標	R4目標	R5目標	R6目標	R4実績	R5実績	達成率	令和5年度事業の成果等
				事業実施の根拠法令等													
			事業期間	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業		他の評価対象事業（公共、研究等）										
			所管課(室)名						事業対象								
取組項目ⅰⅱ	○	1	長崎らしい景観形成推進事業	2,471	2,471		4,353		●事業内容 地域の特性を生かした景観の保全と創造を推進するため、県事業課や市町、県民等の求めに応じ、美しい景観形成アドバイザーを派遣する。 県内の公共事業等に対し、景観への配慮が必要な事業について選定し、専門家の意見を取り入れながらデザインの支援を行う。 ●実施状況 県事業課や市町、県民等からの要請に基づき美しい景観形成アドバイザーを派遣し、まちづくりに対するアドバイスを実施した。また、市町の景観に関するニーズを捉えるための景観連絡会議を開催し、広域景観の形成に向けて関係市町と意見交換を行うなど、長崎らしい景観形成を推進した。 公共事業デザイン推進制度では、県及び市町が行う公共事業の計画又は設計段階のデザイン支援が必要な事業の調整を行っている。	【活動指標】 景観形成アドバイザーの派遣人数（人）	20		4	20%	●事業の成果 ・新型コロナウイルスの5類感染症移行により令和5年度の実績は10人となり、令和4年度実績の2.5倍となった。景観に配慮した施工方法やまちづくりに関するアドバイスにより、地域の特性を活かした景観の保全と創造を推進することができた。 ・公共デザイン支援会議は、対象案件を選定した結果、事業の進捗状況を鑑み具体のデザイン調整には至らなかったが、今後のデザイン調整の方針について調整を行った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・アドバイザーの高度な助言をどれだけ施策や事業に反映させる事ができるかが派遣先の課題としてあったが、助言を取り入れることで、景観への意識向上に一定寄与した。
				1,716	1,716		4,642				20		10	50%			
				2,652	2,652		11,282				20						
				景観法 長崎県美しいまちづくり推進条例						【活動指標】 公共デザイン支援会議での検討回数(回)	1		1	100%			
											1		2	200%			
											1						
										【成果指標】 派遣後、アドバイザーの助言が市町の各種取組に反映された割合（%）	90		100	111%			
											90		100	111%			
											90						
										【成果指標】 公共デザイン支援を行なった事業数（件）	5		1	20%			
			H23-								5		1	20%			
			都市政策課	—	—		—		市町、県民等		5						
取組項目ⅰ	○	2	21世紀まちづくり推進総合補助金（美しい景観形成推進事業）	3,058	3,058		5,387		●事業内容 交流人口の拡大、地域課題の解決、地域資源の活用による地域の活性化を推進するため、市町等地域が取り組む景観整備等のまちづくりの事業に対して、長崎県21世紀まちづくり推進総合補助金を交付する。 ●実施状況 地域景観の核となる景観資産5件の修景・保全に係る補助を実施したことにより、資産の魅力向上及び地域のまちづくりへの活用が推進された。	【活動指標】 補助件数（件/年） ※景観計画策定	1		0	0%	●事業の成果 ・これまでの県の支援により市町の計画策定が一定進んでいったが、残る市町は景観計画策定に複数の課題を抱えており、目標達成に至らなかった。 ・景観資産5件の修景・保全に係る補助を実施した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・地域景観の核となる景観資産5件の修景・保全が行われたことにより、美しい景観形成及び地域のまちづくりに寄与した。	
				3,939	3,939		9,144				1		0	0%			
				5,530	5,530		1,556				1						
				長崎県美しいまちづくり推進条例						【活動指標】 補助件数（件/年） ※景観資産等	3		5	166%			
											3		5	166%			
											3						
										【成果指標】 景観法に基づく景観計画等の策定または景観計画に基づく各種規制基準等の作成（件/年）	1		0	0%			
											1		0	0%			
											1						
										【成果指標】 事業実施主体に対するアンケート調査で「まちなみや景観がよくなった」と回答した割合（%）	100		100	100%			
			H15-								100		100	100%			
			都市政策課	—	—		—		市町		100						

取組項目ii		3	屋外広告物指導監督費（周知啓発）	0	0	2,922	●事業内容 屋外広告物講習会は、屋外広告物の表示や屋外広告物を掲出する物件の設置に必要な知識の修得のため、長崎市・佐世保市との共催により開催し、屋外広告物に関する法令や景観、安全性等について講習を行う。 「ながさきサインフォーラム」は、屋外広告物制度の普及や違反広告物への意識を高めるため、県屋外広告美術協同組合が主催、県及び開催市町が共催で各年度1回開催している。 ●実施状況 屋外広告物講習会は、令和5年11月9日に長崎県庁において開催、受講者51名に修了証を交付した。 また、「ながさきサインフォーラム」は、12月6日に長崎市住吉中園商店街周辺で開催。民間広告事業者、行政関係者・商店街関係者計28名が参加。行政からの報告事項、老朽看板等の野外展示、強風体験プログラム、商店街周辺のサインウォッチング、ワークショップなどを実施した。	【活動指標】 屋外広告物講習会の開催（回／年）	1	1	100%	●事業の成果 ・屋外広告物講習会の受講者は、屋外広告業の業務主任者の資格を得ることや、屋外広告物の管理者としての知識習得を目指す人が多い。前年度アンケート結果を長崎市・佐世保市と共有し、わかりやすい講義に努めた結果、受講者の理解度を高めることができた。また、サインフォーラムにおいては、広告事業者・行政関係者に加え、商店街関係者の参加も得て、広告物の安全や景観への影響を共有できた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・屋外広告物講習会では、屋外広告物関係法令や広告物の安全確保、良好な景観形成について理解を深めることによって、またサインフォーラムでは、街中の広告物の実地観察等によって、地域景観向上への意識醸成や取組促進に寄与した。
				2	2	4,595			1	1	100%		
				93	93	3,891			1				
				長崎県屋外広告物条例				【成果指標】 屋外広告物講習会受講者アンケートにおいて、理解できたと回答した割合（%）	85	100	117%		
			―						90	94	104%		
			都市政策課	―	―	―	市町、県民等		90				

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	景観行政団体及び同団体への移行を目指す市町の景観計画策定等を支援	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ・景観計画を策定している15市町のうち、13市町が「21世紀まちづくり推進総合補助金」を活用することで景観計画を策定しているなど県の支援によって市町の計画策定が一定進んできたが、残る6市町（諫早市、西海市、長与町、時津町、川棚町、佐々町）において景観計画が未策定という状況にある。	●課題解決に向けた方向性 ・環大村湾の広域景観形成の取組を進めることを通して、関係自治体の景観行政や広域景観形成への意識醸成を図りながら、景観行政団体への移行や景観計画策定に向けた作業の着手を促していく。
ii	地域の魅力ある景観形成を先導するための、県施行の公共施設等整備事業に対する専門家によるデザイン支援	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ・公共デザイン推進制度については、公共デザイン支援会議により、景観に配慮した施設が県内各地で完成し、他事業の模範となっている。当制度は、県が質の高い公共施設等を整備し、魅力ある景観の保全・形成を先導することで、市町・民間企業の追随を促すことを目的としていることより、これらの取組を県内の類似事業に波及させていく必要があるが、適切な時期に会議開催ができなければ事業の進捗を止めてしまう可能性もある。 ・屋外広告物講習会は、屋外広告業の業務主任者資格を取得できるなど、屋外広告物全般にわたる講習会であるが、初心者から経験者まで幅広い受講があるため、理解しやすい内容とするための工夫が求められる。また、「ながさきサインフォーラムは、県屋外広告美術協同組合との連携が不可欠であり、組合の企画を早期に把握し、内容の調整を図る必要がある。	●課題解決に向けた方向性 ・これまでのデザイン支援の成果を検証し取りまとめた「景観に配慮した公共事業事例集」を土木職員への研修等で活用し周知していくことと併せて、柔軟かつ効率的な会議運営を行い、公共事業の円滑な推進にも取り組んでいく。検討する事業を選定する際に、事業のスケジュール感をヒアリングし、適切な時期に開催する。 ・屋外広告物講習会は、昨年度の受講者アンケートの分析を踏まえ、法令順守や、景観に配慮した広告物の事例、安全点検の必要性について、より効果的な周知ができるよう努める。また、ながさきサインフォーラムについては、主催者・県・地元開催市町で随時情報や意見の交換を行い、フォーラムの実施効果を高めていく。

4. 令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目ⅰⅱ	○	1	長崎らしい景観形成推進事業 H23- 都市政策課	大村湾の広域景観の推進にあたっては、眺望ポイントにおける景観や眺望環境を評価し、その課題や潜在力を整理するため、令和6年度に関係市町と連携して現地調査を実施する。	—	大村湾周辺の眺望ポイント等の現地調査結果を踏まえ、広域景観の課題や潜在力などを整理した上で、大村湾のブランド化に向けて、県・関係市町が一体となった具体的な取組の検討を進める。	改善
取組項目ⅰ	○	2	21世紀まちづくり推進総合補助金（美しい景観形成推進事業） H15- 都市政策課	昨年度までに実施していた景観計画の策定に至っていない市町へのヒアリング（アンケート等）と課題解決に向けた意見交換に加え、課題解決の参考とするために景観計画を新たに策定した他県市町への状況調査を行う。また、景観行政への意識向上を目的として、必要に応じて景観アドバイザーの派遣による助言を実施する。	—	景観計画の策定に至っていない市町については、予算措置の課題や職員の不足、景観意識の不足など、景観計画の策定・運用方法についての複数の課題が挙げられるが、厳しい財政状況が主な課題となっていることから、市町への財政支援の一助としても引き続き本制度を継続することで、景観計画策定を促す必要がある。	現状維持
取組項目ⅱ		3	屋外広告物指導監督費（周知啓発） — 都市政策課	屋外広告物講習会は、配布資料の種類が多く、複数の資料を参照しながら講義を進めるが、受講者の煩わしさを軽減するため、なるべく一括して資料参照するなど工夫する。 ながさきサインフォーラムでは、地元商店街等からの参加を促すため、開催市と早めに連携して準備を進める。	—	屋外広告物講習会については、受講者の声を踏まえ、長崎市・佐世保市と調整しながら、より効果的な講義内容となるように引き続き工夫に努める。 また、ながさきサインフォーラムについては、長崎県屋外広告美術協同組合と連携し、参加者が屋外広告物の安全性や良好な景観への意識を高められるよう、引き続き内容の充実に努める。	現状維持

注:「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

基本戦略名	3-2 地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る	事業群主管所属・課(室)長名	土木部　都市政策課	田坂　朋裕
施策名	3　持続可能で魅力ある都市・地域づくり	事業群関係課(室)		
事業群名	⑥　都市機能の集約化による効率的な市街地の形成	令和５年度事業費(千円)	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費(R5実績)の合計額	8,800

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文)

中心拠点や生活拠点への都市機能(医療・福祉・商業等)の集約や、その周辺への居住の誘導により、高齢者や子育て世代にとって安心して暮らせる都市環境を構築し、生活利便性の維持・向上及び持続可能な都市経営の実現を図ります。

(取組項目)

ⅰ)都市計画基礎調査の実施
ⅱ)立地適正化計画作成の推進、取組実施への支援

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)
	立地適正化計画を作成した市町数(累計)	目標値①		3市町	4市町	5市町	6市町	7市町	7市町(R7)
		実績値②	2市(R元)	3市町	4市町	5市町			進捗状況
		達成率②／①		100%	100%	100%			順調

(進捗状況の分析)

都市再生特別措置法の改正により、住宅及び医療、福祉、商業その他の居住に関連する施設の立地の適正化を図るため、これらの施設の立地を一定の区域に誘導するための市町村による立地適正化計画の作成について定められ、令和5年度までに5市町が立地適正化計画を作成(公表)した。

現在、検討中の市町について、検討会等に参加するなど、必要な助言などによる、支援等を行う。また、新たに計画策定を推進するため、各会議などの機会に際し、最新情報などを提供するなど、普及啓発等を行うとともに、検討に関心を示した市町に対して、個別に働きかけを行う。

引き続き、各市町に対して支援等を行い、計画策定の推進を図っていく。

2. 令和5年度取組実績(令和6年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費(単位:千円) R4実績	うち一般財源	人件費(参考)	事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況(令和6年度新規・補正事業は事業内容)	指標(上段:活動指標、下段:成果指標) 主な指標	R4目標	R4実績	達成率	令和5年度事業の成果等
				R5実績					R5目標	R5実績		
				R6計画					R6目標			
			事業期間	事業実施の根拠法令等 法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業(公共、研究等)						
			所管課(室)名				事業対象					
取組項目ⅰⅱ	○	1	都市対策費(基礎調査)	8,569	4,284	1,531	●事業内容 社会経済情勢の変化等に対応し、適切な都市計画の見直しを行うため、都市計画区域について、都市計画法省令に基づき、人口や産業、土地利用などの項目の調査を行った。 ●実施状況 令和5年:2市	【活動指標】 調査を実施した市町(市町)	2	2	100%	●事業の成果 ・令和5年度については、2市の調査を行い、都市計画の現状及び課題を把握し、立地適正化計画作成の検討につなげる。 ●事業群の目標達成への寄与 ・人口や産業、土地利用などのデータ収集により、立地適正化計画の作成に必要な基礎データとすることができた。
				8,800	4,400	1,532			2	2	100%	
				16,423	8,212	1,556			1			
				都市計画法第6条				【成果指標】 都市計画の変更の有無を判断した市町(市町	2	2	100%	
			—						2	2	100%	
			都市政策課	○	—	—	都市計画区域		1			

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	●実績の検証及び解決すべき課題 都市計画基礎調査については、法で求められている調査項目に従い調査を行っており、都市計画の見直しや立地適正化計画の策定を行うために必要な基礎資料が得られている。今後、調査結果に基づいた都市計画の検討に必要なデータを整理し、立地適正化計画策定に、効果的に反映できるよう、データの活用を行う。□	●課題解決に向けた方向性 基礎調査結果を立地適正化計画の検討に際し、客観的・定量的な評価・分析などに活用でき、調査データをGISデータにする。
ii	●実績の検証及び解決すべき課題 作成主体である各市町に対して、会議等で、個別協議を含めた普及啓発等を行ったため、複数の市町が計画策定に取り組んでいる。さらに、県も計画策定検討委員会等に参加し、技術的助言など支援を行い、予定どおりに計画策定を行った。今後も作成中又は新規で取り組む市町への普及啓発を引き続き行い、計画策定に係る助言等の支援により一層取り組みたい。	●課題解決に向けた方向性 県が立地適正化計画の普及啓発を行うにあたり、新規で計画策定の取り組みを検討する市町に対しては、定期的な協議を実施し、まちづくりの課題を共有するなどして、積極的に支援することで、計画策定に向けた機運の醸成を図っていく。

4. 令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性		
					事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 i ii	○	1	都市対策費（基礎調査） — 都市政策課	—	—	引き続き、立地適正化計画の策定に必要な基礎データ収集を、関係市町とも連携しながら、適切に実施していく。	現状維持

注：「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和6年度実施）

基本戦略名	3-2 地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る	事業群主管所属・課(室)長名	地域振興部　地域づくり推進課	宮本　浩次郎
施策名	4 しまや半島など地域活性化の推進	事業群関係課（室）	交通政策課、観光振興課、高校教育課	
事業群名	① しまの資源を活かした地域活性化	令和５年度事業費（千円）	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費（R5実績）の合計額	3,416,684

1. 計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

しまの人口減少に歯止めをかけるため、有人国境離島法関連施策等を積極的に活用し、新たな雇用の場の創出や、地域資源を活かした生産者の事業拡大、滞在型観光の推進による交流人口の拡大などに取り組み、しまの活性化を推進します。

（取組項目）

ⅰ)しまの特性に応じた産業の活性化
ⅱ)しまの魅力を活かした交流人口等の拡大

	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
事業群	雇用機会拡充事業による新規雇用者数	目標値①		200人	200人	200人	200人	200人	200人（R7年度）
		実績値②	183人（R元年度）	144人	150人	126人			進捗状況
		達成率②／①		72%	75%	63%			遅れ
その他関連指標	しまの人口の社会増減数	目標値①		▲510人	▲407人	▲305人	▲204人	▲102人	▲102人（R7年）
		実績値②	▲642人（R元年）	▲901人	▲529人	▲608人			進捗状況
		達成率②／①		0%	48%	10%			遅れ

（進捗状況の分析）

雇用機会拡充事業（国境離島創業・事業拡大等支援事業費）による新規雇用者数は、島内事業者による同事業の活用が一定進んだことや島内の人手不足などから、3年連続で目標を下回った。
また、関連指標である、しまの人口の社会増減数については、有人国境離島法施行前は1,000人前後で推移していたが、法施行後は600人前後までに改善しており、令和5年は五島市において3年ぶりに社会増を達成したものの、その他市町は社会減が前年に比べ拡大し、達成率はさらに落ち込んだ。
令和7年度の目標達成に向け、社会減の抑制に重要な役割を果たす雇用機会拡充事業の更なる活用の促進など、国の交付金等を最大限に活用しながら、関係市町と一体となって、引き続き各種施策に積極的に取り組んでいく。

2. 令和5年度取組実績（令和6年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R4実績	うち一般財源	人件費（参考）	事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況（令和6年度新規・補正事業は事業内容）	指標（上段:活動指標、下段:成果指標） 主な指標	R4目標	R4実績	達成率	令和5年度事業の成果等
				R5実績					R5目標	R5実績		
				R6計画					R6目標			
				事業実施の根拠法令等								
			事業期間	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）						
			所管課(室)名				事業対象					
取組項目ⅰ	○	1	国境離島創業・事業拡大等支援事業費	787,848	158,278	19,133	●事業内容 ・特定有人国境離島地域において、民間事業者が雇用増を伴う創業又は事業拡大を行う場合の設備投資資金や、人件費、広告宣伝費などの運転資金を支援する。 ●実施状況 ・西海市を除く6市町（対馬市、壱岐市、佐世保市、小値賀町、新上五島町、五島市）において、86件の支援を行った。	【活動指標】 R4:国の制度に基づく雇用機会拡充事業実施市町数（市町）	7	6	85%	●事業の成果 ・島内事業者による事業活用が一定進んだこと、島内の人材不足などの要因から、事業件数や新規雇用者数は減少傾向にあり、令和5年度は支援した86件の事業において、140人の雇用が計画されたものの、雇用実績は126人となった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・本事業により計画期間内に420人の新規雇用を創出し、特定有人国境離島地域の社会減の改善に重要な役割を果たしている。
				590,244	120,495	19,148		R5-:事業周知に向けた説明会等の回数（回）	30	37	123%	
				1,053,211	215,468	17,118			30			
				有人国境離島法				【成果指標】	200	150	75%	
			H29-					新規雇用者数（人）	200	126	63%	
			地域づくり推進課	—	—	—	特定有人国境離島地域の市町		200			

取組項目i		2	しまのビジネスチャレンジ促進事業費				●事業内容 ・島内外からの雇用機会拡充事業の活用を促進するとともに、地域課題の解決につながる事業等を創出するため、「しま」のビジネスコンテストやその関連イベント等を実施する。 ●実施状況 ・「しま」のビジネスコンテストとして、10月3日から12月1日にかけてビジネスアイデアを募集するとともに、この間3回のプレイベントを行った。その後、予備審査を経て、1月20日に本審査会・表彰式を県庁において開催した。	【活動指標】 海援隊等による支援回数(回)				●事業の成果 ・ビジネスコンテスト関連イベントの開催をはじめ、事業者等への周知・相談対応等を計56回実施した結果、ビジネスコンテストには100件の応募があった。なお、初年度で事業準備に時間を要しPR期間が短くなったことなどから、創業・事業拡大等支援事業の応募件数増加につながらなかった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・「しま」の魅力や創業・事業拡大等支援事業等の認知度向上に寄与した。
				18,402	9,456	7,659			50	56	112%		
				19,466	9,860	7,781			50				
			R5-7	有人国境離島法、離島振興法				【成果指標】 国境離島創業・事業拡大等支援事業の応募件数(件)					
									200	160	80%		
			地域づくり推進課	—	—	—	島内外の創業・事業拡大・事業承継検討者等		230				
取組項目i		3	国境離島輸送コスト支援事業費	143,613	143,613	7,653	●事業内容 ・特定有人国境離島地域において、加工品以外の農水産品全般の出荷(移出)や原材料等の仕入れ(移入)にかかる輸送費用を支援する。 ●実施状況 ・対象となる7市町の156事業者に対し支援を行った。	【活動指標】 R4:国の制度に基づく輸送コスト補助実施市町数(市町)	7	7	100%		●事業の成果 ・本事業の活用事業者が前年度の146事業者から156事業者へと増加し、創業・事業拡大等支援事業を活用した事業者も1者あった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・事業者の生産意欲が向上し、新規雇用や設備投資などにつながった。
				145,847	145,847	7,659		R5-:輸送コスト支援事業の活用事業者数(事業者)	150	156	104%		
				167,836	167,836	5,447			150				
			H29-	有人国境離島法				【成果指標】 活用事業者のうち国境離島創業・事業拡大等支援事業に取り組んだ事業者数(累計)(事業者)	45	48	106%		
									50	49	98%		
			地域づくり推進課	—	—	—	特定有人国境離島地域の市町		54				
取組項目i		4	しまの産品ステップアップ推進事業費	82,567	14,855	19,133	●事業内容 ・食品流通専門の団体と連携し、しまの産品の販路拡大を支援するとともに、事業者が抱える様々な課題の解決に向けて市場・消費者の視点に立って指導・アドバイスを行う伴走型の支援を実施する。 ●実施状況 ・しまへのバイヤー等の招聘、大型商談会への出展、スーパー等での販促フェアの実施、新種品の開発など、しまの事業者に対し各種支援を行った。	【活動指標】 支援するしまの事業者数(事業者)	125	127	101%		●事業の成果 ・支援したしまの事業者の販売額は、目標を大きく上回った。 ・しまの地域商社については、ECサイトの販売は伸びたものの、コロナ禍で落ち込んだ飲食店向けの販売が回復せず、目標を達成できなかった。
				73,919	8,022	11,489			140	130	92%		
				89,911	38,729	13,228			150				
				—				【成果指標】 県や市町・しまの地域商社等の支援による、しまの事業者の新たな販売額(百万円)	500	914	182%		
									800	1,204	150%		
									1,000				
			R2-6					【成果指標】 しまの地域商社の販売額(百万円)	885	459	51%		
			地域づくり推進課	—	—	—	しまにおける食品の生産・製造・流通事業者等						
取組項目i		5	しま振興推進費	56,448	54,184	7,653	●事業内容 ・離島振興予算を確保するため、国等に対し提案・要望活動等を行うとともに、離島の食のプロモーション、有人国境離島以外の離島への輸送コスト支援などを実施する。 ●実施状況 ・政府施策要望をはじめ、あらゆる機会を通じ離島振興予算の確保等の要望を行った。また、県庁レストランで離島フェアを開催したほか、有人国境離島以外の離島への輸送コスト支援などを行った。	【活動指標】 R4:政府予算要望活動等の回数(回)	3	4	133%		●事業の成果 ・令和6年度当初予算における本県への離島振興関係公共事業予算の採択率は56.8%となった。なお、令和5年度当初予算における国全体の離島振興関係公共事業予算に占める本県の割合は32.8%であった。(令和4年度:32.2%)
				62,364	56,625	15,318		R5-:国等への提案・要望活動等の回数(回)	15	16	106%		
				55,800	50,515	18,674			15				
			S58-	離島振興法				【成果指標】 離島振興予算の採択率(%)	数値目標なし	58.8	—		
									数値目標なし	56.8	—		
			地域づくり推進課	—	—	—	政府与党・国会議員・関係省庁、市町等		数値目標なし				

取組項目ii	○	6	しま旅滞在促進事業費	587,010	131,023	5,357	●事業内容 ・特定有人国境離島地域への滞在観光を推進するため、地域の魅力を活かした旅行商品の企画開発への支援等の実施。 ●実施内容 ・旅行会社が造成・販売する体験プランと宿泊、交通を組み合わせた旅行商品への支援、新型コロナウイルス感染症対策として宿泊・飲食・交通サービスに利用できる割引クーポン等の交付を実施した。	【活動指標】 事業の対象となった旅行商品数（商品）	316	383	121%	●事業の成果 ・夏場を中心に利用が伸び、旅行商品数、延べ宿泊者数とも目標を上回り、しま旅の滞在観光を推進することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・旅行商品に対する開発・販売助成支援、新型コロナウイルス感染症対策の宿泊・飲食・交通サービスに利用できる割引クーポン等交付の実施により、「しま」への観光客延べ数の増加、地域経済の活性化に寄与した。
				854,946	263,807	5,361			383	473	123%		
				706,768	160,196	5,447			473				
				有人国境離島法				【成果指標] R4：国境離島地域の観光客延べ宿泊者数（千人）	943	623	66%		
			H29-					R5-事業の対象となった旅行商品等の延べ宿泊者数（人）	65,504	69,199	105%		
			観光振興課	—	—	—	観光関連団体		82,904				
取組項目ii		7	しま旅グレードアップ事業費（R6-：しま旅受入体制整備事業費）	162,185	1	7,653	●事業内容 ・特定有人国境離島地域への滞在型観光を推進するため、旅行者に「もう一泊」してもらうための仕掛けづくりや各地域の受入体制構築への支援等の実施。 ●実施内容 ・各市町ならではの魅力を活かした長期滞在型観光に繋がる着地型旅行商品の造成や販売等への支援を実施。また、教育プログラムの充実や誘客促進などに取り組んだ。	【活動指標】 しまづくり補助金の助成件数（件）	10	20	200%	●事業の成果 ・一部事業にて委託事業者の応募が予定数を下回ったことによる観光コンテンツ開発数の減少や、悪天候によるツアー開催の延期等の理由により成果指標を達成することができなかったものの、各市町ならではの魅力を活かした長期滞在型観光に繋がる着地型旅行商品の造成や販売等への支援を通して、特定有人国境離島地域への滞在型観光の推進に向けた取組を進めることができた。
				135,221	17,046	11,489			10	17	170%		
				216,247	18,936	11,672			10				
				有人国境離島法				【成果指標] R4：国境離島地域の観光客延べ宿泊者数（千人）	943	623	66%		
			H29-					R5-：事業実施主体が作成する「実績確認調書」の目標に対する達成又は一部達成の事業の割合（%）	100	65	65%		
			観光振興課	—	—	—	観光関連団体・企業、関係市町		100				
取組項目ii		8	国境離島航路・航空路運賃軽減事業	1,080,951	313,760	7,653	●事業内容 ・特定有人国境離島地域は、本土から遠く離れ、交通に要する時間や費用の負担が大きいという条件不利性に鑑み、継続的な居住が可能となる環境を整備する観点から、住民等の航路運賃をJR運賃並みまで、航空路運賃を新幹線運賃並みまで低廉化する経費を支援する。 ●実施内容 ・24路線において、1,122,538人に対し国境離島割引を行った。	【活動指標】 運賃低廉化対象路線数（路線）	数値目標なし	24	—	●事業の成果 ・令和5年度の割引利用者数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響は残ったものの、令和4年度と比較して航路が19.6%、航空路が13.7%の増となり、有人国境離島地域における住民等の航路・航空路運賃を低廉化することで、地域社会の維持、人の交流の活性化に繋げることができた。
				1,492,881	433,288	7,659			数値目標なし	24	—		
				1,694,158	491,949	7,781			数値目標なし				
				有人国境離島法				【成果指標]	数値目標なし	2,105,656	—		
			H29-					年間の航路・航空路輸送客数（人）	数値目標なし	2,352,494	—		
			交通政策課	—	—	—	国境離島航路・航空路運航事業者		数値目標なし				
取組項目ii		9	高校生の離島留学推進事業	43,388	29,444	8,418	●事業内容 ・体験入学や宿泊体験への参加者を増やすべく、年度前半の広報活動に力を入れるとともに、在校生が各学科・コースの魅力を中学生に広く発信することで、離島留学の関心を喚起するよう努めた。 ・離島留学生が安心して島で生活できるよう、また持続可能な制度となるよう現行制度の課題について、「これからの離島留学検討委員会」を設置して、協議を行った。 ●実施状況 ・実施校説明会については、大阪、東京、福岡、長崎県内およびオンラインで実施した。また、体験入学・宿泊体験についても、離島留学実施校すべてで実施した。 ・「これからの離島留学検討委員会」の報告書の提言内容に沿って、地元と連携しながら改善策を検討し、令和6年3月に公表した。	【活動指標] R4,5：他県教育委員会への 訪問回数＋説明会で の説明回数（回）	105	34	32%	●事業の成果 ・県内外での説明会、宿泊体験等の取組、リーフレット・ポスターの配布による広報活動を行ったが、入学者数は45名で、昨年度より入学者数は減少した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・離島留学実施校への入学や体験入学・宿泊体験等の参加により、しまの魅力を活かした交流人口等の拡大に寄与している。
				42,860	33,245	12,254			105	40	38%		
				71,741	47,653	13,228		R6-：制度検証機関の会議開催回数（回）	1				
				—				【成果指標] R4,5：離島留学制度による留学者数（入学者選抜における合格者数）（人）	110	57	51%		
			H13-						110	45	40%		
			高校教育課	—	—	—	中学生、高校生	R6-：離島留学生の高校生活の満足度（%）	90				

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	しまの特性に応じた産業の活性化	
	●実績の検証及び解決すべき課題 雇用機会拡充事業（国境離島創業・事業拡大等支援事業費）においては、制度開始からの7年間で1,500人を超える雇用の場を創出し、令和6年度は当初交付決定時点で95人の雇用の場の創出が見込まれている。しかし、事業拡大に意欲的な島内事業者による同事業の活用が一定進んだこと、また、島内の人手不足により雇用者の確保が困難になっていることから、事業件数、新規雇用者数ともに減少傾向にある。 国境離島輸送コスト支援事業費及びしまの産品ステップアップ事業費においては、しまの生産者・事業者の新規雇用や賃金アップをはじめ、設備投資、販路拡大等につながり、農水産業や食品製造業等の振興に寄与している。一方で、小規模な生産者・事業者にあっては、生産拡大やブランド化などの新たな取組につなげることが難しいケースが見られる。	●課題解決に向けた方向性 国境離島地域において継続的に雇用の拡大を図るためには、島内はもとより島外から事業者及び働き手を呼び込む必要がある。このため、引き続き関係市町等と連携して、しまのビジネスチャレンジ促進事業費や移住相談会などあらゆる機会を通じて、「しま」の魅力や雇用機会拡充事業等の認知度をさらに向上させ、事業者の掘り起こしや人材の確保に取り組んでいく。 国境離島輸送コスト支援事業費及びしまの産品ステップアップ事業費による農水産業や食品製造業等の振興にあっては、引き続き関係市町や事業者等の意見を聞きながら、生産者・事業者のフォローアップを行い、生産・販路の拡大につなげていく。
ii	しまの魅力を活かした交流人口の拡大	
	●実績の検証及び解決すべき課題 しま旅滞在促進事業については、コロナ後の旅行需要の回復に合わせ、長崎しま旅の認知度の向上やクーポンの電子化等に取り組んだことから、夏場を中心に大きく利用が伸びた。その結果、販売実績はしま旅旅行商品42,702人泊、企画乗船券26,497冊となり、事業開始6年目（R4）旅行商品32,921人泊、企画乗船券14,050冊を上回ることができた。 しま旅グレードアップ事業（R6－：しま旅受入体制整備事業）については、一部事業で委託事業者の応募が予定数を下回ったことによる観光コンテンツ開発数の減少や、悪天候によるツアー開催の延期等の理由により、計画に沿った事業進捗が図られなかったことから、事業進捗管理の徹底等により事業効果を高める必要がある。	●課題解決に向けた方向性 しま旅滞在促進事業については、引き続き関係市町や旅行会社等と連携しながら、地域の魅力を活かした旅行商品の販売を促進し、「もう1泊」に繋がる旅行需要を更に喚起していく。 しま旅グレードアップ事業（R6－：しま旅受入体制整備事業）については、旅行者に「もう1泊」したいと思ってもらえるような、しまの自然や歴史、文化などの地元の特徴を活かした体験プログラムの更なる磨き上げや国内外に向けた情報発信の強化を図るとともに、事業進捗管理の徹底等を関係市町に求めていく。

4. 令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目i	○	1	国境離島創業・事業拡大等支援事業費 H29- 地域づくり推進課	島内外に事業を周知するため、関係市町の公募開始について県HPでプレスリリースを行った。 また、新規雇用者の確保を図るため、関係市町等と連携し、離島に特化した移住セミナーを東京で開催した。	②⑤⑥	令和6年度に実施する見直しの成果を検証したうえで、応募事業者数や新規雇用者数等の確保対策のさらなる改善を図る。	改善
取組項目i		2	しまのビジネスチャレンジ促進事業費 R5-7 地域づくり推進課	ビジネスコンテストのPR期間を確保するため事業スケジュールを前倒しした。 また、島外へのPRを強化するため大手プレスリリース配信サービスサイトでプレスリリースを行った。	②⑤⑥	令和6年度に実施する見直しの成果を検証したうえで、ビジネスコンテストの事業スケジュールや情報発信のさらなる改善を図る。	改善
取組項目i		3	国境離島輸送コスト支援事業費 H29- 地域づくり推進課	新規事業者等に対して、関係市町と連携して本事業や国境離島創業・事業拡大等支援事業等の制度周知に努め、これら事業の活用を促していく。	⑤⑥	引き続き関係市町と連携して、本事業を継続し、本土からの遠隔性に起因する条件不利性を緩和するとともに、基幹産業である農水産業の振興を図っていく。	現状維持
取組項目i		4	しまの産品ステップアップ推進事業費 R2-6 地域づくり推進課	都市部で開催される大型展示会への出展を躊躇する事業者もいることから、大手流通事業者が主催する展示商談会の出展料の一部を県が負担するようにし、しまの小規模事業者の参加を促進する。	②⑤⑥⑦	本事業で支援している事業者の販売額が全体として目標を上回って増加するなど成果があがっている一方で、支援事業者数等が伸び悩んでいる離島があるため、関係市町等と連携してこれまでの事業効果を分析・検証したうえで、新たな離島の産品振興事業を検討する。	終了

取組項目ⅰ		5	しま振興推進費 S58- 地域づくり推進課	―	⑤⑧	引き続き、関係市町等と連携して、国に対し各種施策の充実及び必要な予算の確保を求めていく。 また、有人国境離島法が令和9年3月で期限を迎えることから、法の改正・延長に向け関係市町等と一体となって要望活動を行う。	改善
取組項目ⅱ	○	6	しま旅滞在促進事業費 H29- 観光振興課	国の交付金要綱の見直しもあり、旅行会社による「しま旅旅行商品」の造成・販売支援に特化し、島内の体験を組み込んだ旅行商品事業の充実を図るなど、引き続き誘客に取り組んでいく。	②⑤⑥	国に対して必要な予算の確保を求めていくとともに、安全安心な離島観光の実現に向けて、関係市町及び島内観光事業者、旅行会社等と連携を強化し、引き続き、地域の魅力を活かした旅行商品等の販売を促進し、国境離島地域への観光誘客を図っていく。	改善
取組項目ⅱ		7	しま旅グレードアップ事業費（R6-：しま旅受入体制整備事業費） H29- 観光振興課	離島の魅力を伝えるための効果的な情報発信や離島への修学旅行の誘致活動に加え、旅行者に「もう1泊」したいと思ってもらえるような地元の特性を活かした体験プログラムの更なる磨き上げや国内外に向けた情報発信の強化を図り、国境離島地域への観光誘客に向けた支援を行っていく。	②⑤⑥	引き続き関係市町と連携しながら、地元の特性を活かした体験プログラムの充実や国内外に向けた情報発信の強化を図り、随時、改善・見直し等により、事業効果の高い内容に磨き上げ、国境離島地域に「もう1泊」してもらうよう誘客につなげていく。 また、インバウンドを含めた観光誘客についても、関係市町と連携しながら随時取り組んで行く。	改善
取組項目ⅱ		8	国境離島航路・航空路運賃軽減事業 H29- 交通政策課	―	⑤⑥	本事業は、平成29年4月1日に施行された特定有人国境離島法に基づく、国の特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用して、対象地域に指定された離島住民向けに航路・航空路運賃に対する補助を行うものである。引き続き従来の利用実績や今年度の利用状況を踏まえながら、事業に必要な経費を確保し、継続して国境離島地域における住民の経済的負担の軽減を図る。	現状維持
取組項目ⅱ		9	高校生の離島留学推進事業 H13- 高校教育課	離島留学生が安心して生活できる受入体制の構築やしま親の維持・新規開拓、日常的な生徒支援やしま親宅の定期訪問等を行う「離島留学支援員」を3名から6名に増員している。また、県外での対面での説明会に加え、日本各地や海外からの参加が可能となるため、オンラインでの実施校説明会を継続して開催することとした。令和6年3月に公表した「離島留学制度の改善策」の内容を具体化し、離島留学生や保護者、しま親、実施校にとって安全で安心な離島留学制度となる取組を実施する。	②	すべての実施校において安定した生徒募集が可能になるような体制づくり、しま親の維持・新規開拓等を進めるとともに、引き続き、中学生及びその保護者に離島留学制度について理解を促し、島外からの入学者増加のための広報活動等、必要な取組を検討していく。 また、「これからの離島留学検討委員会」の報告書および「離島留学制度の改善策」の内容を踏まえ、離島留学生や保護者、しま親、実施校にとって安全で安心な離島留学制度となるよう、市、学校と連携しながら必要な措置を講じる。	改善

注：「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和6年度実施）

基本戦略名	3-2 地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る	事業群主管所属・課(室)長名	地域振興部　地域づくり推進課	宮本　浩次郎
施策名	4 しまや半島など地域活性化の推進	事業群関係課（室）		
事業群名	② 地域の特色を活かした地域発のプロジェクトの推進	令和５年度事業費（千円）	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費（R5実績）の合計額	8,864

1. 計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

活力ある地域づくりのため、それぞれの地域が自ら地域課題の解決に取り組むとともに、地域を担う一人一人の想いを活かしながら、豊かな自然環境、気候風土に培われた個性豊かな歴史文化など、それぞれの地域に特有の資源を活かした特色ある地域づくりを進めます。

（取組項目）

ⅰ）半島市町の広域連携による交流人口拡大及び定住促進の推進
ⅱ）各地域の特色や魅力的な地域資源を活かした地域活性化の取組の推進

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	ながさき旅ネット内「半島のページ」のページビュー（PV）数	目標値①		7,020PV	7,125PV	7,232PV	7,340PV	7,450PV	7,450PV（R7）
		実績値②	6,814PV（R元）	5,767PV	6,673PV	7,696PV			進捗状況
		達成率②／①		82%	93%	106%			達成

（進捗状況の分析）

地域内外の交流を活発化させるため、地域資源を活用した特徴ある地域づくりや、地域の魅力の効果的な情報発信を行うことで、認知度向上を目指すことを目標とし、国の制度・事業も活用した半島地域の情報発信、肥前窯業圏などの地域資源を活用した事業を実施した結果、目標を達成した。

引き続き、目標達成に向けて引き続き市町が連携し広域的な活動を行うよう働きかけ、半島地域の魅力発信に取り組む必要がある。

2. 令和5年度取組実績（令和6年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R4実績	R5実績	R6計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況（令和6年度新規・補正事業は事業内容）	指標（上段:活動指標、下段:成果指標） 主な指標	R4目標	R4実績	達成率	令和5年度事業の成果等
取組項目ⅰⅱ	○	1	半島振興推進費	6,341	3,871	4,608			●事業内容 半島振興対策実施地域の振興を図るため、国への要望活動や半島地域が広域的に取り組む事業に対して支援を行う。 ●実施状況 半島振興対策実施地域の振興を図るには、国の財政措置等の充実が不可欠であるため、県内外の関係団体と連携し、要望活動を実施した。 半島振興広域連携促進事業については、半島地域が広域的に取り組む、地域の特性を活かした交流促進、産業振興、定住促進等の事業について、半島地域魅力発見委員会等2団体を支援した。	【活動指標】 要望活動回数（回）	2	2	100%	●事業の成果 ・半島振興広域連携促進事業に係る事業費の必要額が確保された。 ●事業群の目標達成への寄与 ・半島振興広域連携促進事業において、雑誌やSNS等で半島地域の魅力を情報発信する取組を支援し、目標達成に寄与した。
				5,864	3,514	6,127					2	2	100%	
				6,547	3,547	6,224					2			
				半島振興法						【成果指標】 半島振興策に係る国の支援等の要望実現	数値目標なし	一部実現	—	
			H13-	—	—	—					数値目標なし	一部実現	—	
			地域づくり推進課						半島振興対策実施地域		数値目標なし			

取組項目ii	○	2	振興局活動推進費（県北プロジェクト）	3,000	1,500	3,827	●事業内容 長崎・佐賀県及び関係自治体、団体等で設置する肥前窯業圏活性化推進協議会において、産地への誘客促進のためSNS等を活用した情報発信、福岡県内で開催される陶器まつりでのPRブースの出展、JAFと連携したドライブスタンプラリーの実施等の各種事業を行う。 ●実施状況 肥前窯業圏の認知度向上を図るとともに、来訪者の周遊化と消費喚起につなげることで県北地域の経済活性化を図った。	【活動指標】 新たな着地型旅行商品素材数（累計）	2	1	50%	●事業の成果 産地を周遊することで景品を獲得できる着地型旅行事業（ドライブスタンプラリー）を1件実施し、他のPR事業と併せて実施したことで、入館者数の目標は達成した。 ●事業群の目標達成への寄与 各種事業を実施することにより、目標達成に寄与している。今後も各産地の魅力を発信することで地域の活性化を図っていく。
				3,000	1,500	3,830			2	1	50%		
				3,000	1,500	3,891			2				
				—				【成果指標】 圏域内主要文化施設の入館者数（千人）	138	183	132%		
			R3-	—	—	—			139	172	123%		
			地域づくり推進課				関係市町、各市町商工・観光関係団体、窯業関係団体など		187				

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	半島市町の広域連携による交流人口拡大及び定住促進の推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ・半島地域の魅力的な資源を活かして、観光・イベントプロモーションや産業の振興を図るイベントの実施など、半島地域をPRするための情報発信や地域間交流などに取り組んできたが、依然として一般地域と比較して地理的な条件が不利であり、人口減少が進んでいる状況である。 ・国の財政措置等について要望活動を行い、事業費の必要額の確保、半島振興税制の期間延長につながっているが、依然として支援が必要である。	●課題解決に向けた方向性 ・国の財政措置等の充実が不可欠であり、庁内・市町からの意見も汲み取り、本県の実情を踏まえた具体的な要望・提案活動を継続的に行っていくとともに、半島振興計画に基づき半島地域の活性化を図る。 ・半島振興税制の活用促進のため商工会等を通じた制度周知を図り、また、市町が連携して国の補助事業等を有効活用した広域的な取組を行うよう働きかけ、半島地域の魅力発信等の取組を引き続き行っていくことで交流人口を増やし、地域の活力につなげる。
ii	各地域の特色や魅力的な地域資源を活かした地域活性化の取組の推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ・肥前窯業圏の認知度向上については、SNSの活用や福岡県で開催される陶磁器まつりに協議会メンバーと協働してPRブースを出展することにより、認知度向上・来場者の消費喚起につなげ地域の活性化を図ってきた。また、来場者へアンケートを実施し、認知度や購買意欲及びニーズの調査を行い、結果を窯元及び商社へ提供することができた。 今後は、「肥前窯業圏」の認知度をさらに向上させるため、PR事業を充実させるとともに、協議会を構成する関係団体との連携強化を図ることが課題である。	●課題解決に向けた方向性 ・引き続き、産地の特色を活かしたPR事業により認知度向上・誘客促進を図りつつ、協議会の事業戦略を明確化し、学校等教育機関や民間事業者等と連携した人材育成事業を実施することにより、日本遺産「肥前窯業圏」の認知度を向上させることで関係自治体の地域活性化を図っていく。 ・今後も、日本遺産として認定された「窯業圏」として継続していくため、長崎・佐賀県の両事務局が協力し、取り巻く環境に柔軟に対応できる圏域づくりを実施し、地域活性化に寄与していく。

4. 令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目i ii	○	1	半島振興推進費 H13- 地域づくり推進課	令和6年度末に期限を迎える半島振興法の改正・延長に向け、半島地域振興対策協議会とも連携を図りながら、全国の半島地域が抱える課題の解決とともに本県の実情をできる限り反映した実効ある法整備の実現に向けて、国や関係機関に働きかけを行う。	②⑤⑧	今後も本県の実情等を踏まえた具体的な要望・提案を国に対して行っていくとともに、国の補助金等を活用した半島活性化を推進していく。	改善
取組項目ii	○	2	振興局活動推進費（県北プロジェクト） R3- 地域づくり推進課	PR事業及び誘客促進事業の強化等を行ってきた結果、入館者数は5年間で約7万人増加し、令和4年度及び5年度は成果指標を達成することができたため、直近5年間で増加した入館者数を基に指標を上方修正した。	⑤⑥⑦	今後も「肥前窯業圏」活性化推進協議会の連携強化、PR事業の促進、産地の人材育成による誇りの醸成などにより肥前窯業圏域の活性化を推進していく。 また、これまでの各種取組を充実・強化することで、各産地の地域活性化を図っていく。	改善

注:「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和6年度実施）

基本戦略名	3-2 地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る	事業群主管所属・課(室)長名	企画部 政策調整課	山下 公誉
施策名	4 しまや半島など地域活性化の推進	事業群関係課（室）	地域づくり推進課、観光振興課	
事業群名	③ 九州各県等との連携による取組推進	令和５年度事業費（千円）	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費（R5実績）の合計額	35,153

1. 計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025 本文）

連携先を佐賀県に限らず、九州地方知事会・九州地域戦略会議の枠組みを活用して、より広域的な連携を目指します。具体的には、移住推進や小さな拠点とネットワークコミュニティ構築に向けた担い手確保、空港連携の検討、高卒就職者の圏域内就職率の向上等を九州各県共同して行います。

（取組項目）

ⅰ）九州・山口が一体となった移住促進
ⅱ）佐賀県等との連携による地域活性化

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	九州・山口地域の移住者数の増加	目標値①		11,600人	12,900人	15,200人	15,800人		15,800人（R6）
		実績値②	8,755人（H30）	13,966人	15,244人	18,415人			進捗状況
		達成率②／①		120%	118%	121%			順調

（進捗状況の分析）

九州各県等との連携による取組については、九州地域戦略会議において策定された第2期九州創生アクションプラン「JEWELS+」（令和2～6年度）により、九州・山口の各県と連携しながら、移住の促進をはじめ各種取組を進めているところである。

令和5年度の移住者数は18,415人と順調に増加しており、引き続き九州・山口各県と連携した取組を実施していく。

なお、令和4年度の実績値が15,244人であり、最終目標値の14,000人に到達していることに加え、各県の総合計画の改訂等が行われたことから、令和5年度に目標値の上方修正を行った。

2. 令和5年度取組実績（令和6年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R4実績	R5実績	R6計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況（令和6年度新規・補正事業は事業内容）	指標（上段:活動指標、下段:成果指標） 主な指標	R4目標	R4実績	R5目標	R5実績	R6目標	達成率	令和5年度事業の成果等
			事業期間	事業実施の根拠法令等 法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）											
			所管課(室)名						事業対象								
取組項目ⅰ	○	1	UIターン拡大事業費	28,439	13,779	19,133			●事業内容 市町と共同運営する「ながさき移住サポートセンター」を中心に、市町と連携しながら、UIターンの拡大を図る取組を実施。 ●実施状況 都市部での移住相談会の開催や、移住希望者に対する就職・転職や住まいの支援など、UIターンの拡大を図る取組を実施した。	【活動指標】 ながさき移住倶楽部会員登録数（累計）（人）	6,000	3,855			64%	●事業の成果 「ながさき移住サポートセンター」を中心に、市町と連携して事業を実施したところ、目標には届かなかったものの、過去最多の移住者数となった。 ●事業群の目標達成への寄与 移住希望者に対する丁寧な相談対応等により、移住者数の増加に寄与している。
				25,867	12,838	16,975					7,500	4,420				58%	
				26,356	13,575	14,784					9,000						
				—						【成果指標】 移住者数（単年度）（人）	2,400	1,876				78%	
			R4-6								2,700	2,075				76%	
			地域づくり推進課	—	—	—			県外からの移住希望者		3,000						

取組項目i		2	地域活性化人材支援事業費	11,668	4,241	8,418	●事業内容 地域おこし協力隊の地域への定着促進を図るため、県内で活躍する協力隊（OB、OGを含む）や市町職員を対象に、隊員の受入や任期後の活動などに関する相談支援や研修会を実施。 ●実施状況 隊員・市町向け研修会を計4回開催。相談窓口の運営、アドバイザーの派遣など、隊員等への支援を実施したほか、情報発信により隊員就任希望者に向けて県内の地域おこし協力隊の取組等を周知した。	【活動指標】 県による隊員・市町職員向け研修会等の開催（回）	3	4	133%	●事業の成果 隊員・市町向け研修会を計4回開催したほか、相談窓口の運営、情報発信により隊員就任希望者に向けて県内の地域おこし協力隊に関する取組を周知することで、定住率の上昇を図った。 ●事業群の目標達成への寄与 地域おこし協力隊が地域活性化の活動に取り組むことで、地域住民が主体となった集落・地域コミュニティの維持・活性化の推進に寄与した。
				8,206	4,103	9,191			4	4	100%		
				9,429	4,879	9,338			6				
			R4-6	—				【成果指標】 地域おこし協力隊の本県への定住率（%） ※総務省調査に基づく	58	54	93%		
									60	57	95%		
			地域づくり推進課	—	—	—	地域おこし協力隊員（OB、OGを含む）、隊員就任希望者、市町		63				
取組項目ii	○	3	広域周遊化誘客促進事業費（九州横断長崎・熊本・大分広域観光振興事業）	1,031	1,031	765	●事業内容 九州横断3県の協力関係をより一層深めるため、3県の周遊及び宿泊客の増加を目指した旅行商品造成や情報発信を実施。 ●実施状況 関東地区からの3県周遊ツアーの旅行商品に対する造成支援等を行うとともに、関東地区において、メディア関係者への旅行素材等の紹介、3県アンテナショップでのデジタルスタンプラリー、全国旅行誌への掲載(発行部数：13.5万部）等を実施した。	【活動指標】 3県周遊ツアーの造成（本）	1	3	300%	●事業の成果 コロナ禍以降、旅行ニーズの多様化が進んだことや、全国旅行支援後の観光需要の反動減などもあり、成果指標は未達成となった。 一方、メディア関係者への旅行素材等の紹介、全国旅行誌への観光情報の掲載やデジタルスタンプラリーの実施など3県連携プロモーションにより認知度の向上を図った。 ●事業群の目標達成への寄与 関東地区における3県連携プロモーションを行うことで認知度を向上させ、誘客促進を図ることで、地域活性化に寄与している。
				1,080	1,080	766			1	1	100%		
				1,000	1,000	778			1				
			R3-8	—				【成果指標】 R4-R5 3県周遊ツアーによる送客人数（人）	400	342	85%		
									400	8	2%		
			観光振興課	—	—	—	旅行会社等、一般観光客	R6－ 九州再来訪意向度（%）	93				

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	九州・山口が一体となった移住促進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 九州地域戦略会議の第2期九州創生アクションプラン「JEWELS+」（令和2～6年度）に基づき設置された「地域活力づくりPT」の中で、九州・山口各県が一体となって移住の促進に努めている。令和5年度の九州・山口地域の移住者数は18,415人となっており、順調に増加している。	●課題解決に向けた方向性 引き続き九州・山口各県と連携し、移住の促進に努めていく。
ii	佐賀県等との連携による地域活性化	
	●実績の検証及び解決すべき課題 西九州新幹線の開業効果の持続化と波及・拡大を図るため、構築された関係者とのネットワークを活かしつつ、さらに九州エリアの魅力を高め、誘客・再訪につなげていく必要がある。3県周遊旅行商品の造成については、全国旅行支援後の観光需要の反動減などから送客数が伸びなかった。一方、プロモーション事業により認知度向上に努めることができたため、今後も旅行商品を造成しつつ、3県の魅力発信及び旅行商品のセールスを効果的に行い、誘客や周遊促進を図っていく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 3県に共通する観光素材をテーマにした周遊ツアーの造成や、首都圏での観光イベントの開催などによる魅力発信を行うなど、引き続き3県で連携して周遊促進を図っていく。

４．令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目i	○	1	UIターン拡大事業費 R4－6 地域づくり推進課	市町と共同運営する「ながさき移住サポートセンター」において、引き続き、丁寧な相談対応やわかりやすい情報発信に努めていくとともに、市町との意見交換においても、相談窓口の充実による成功事例を紹介するなど、市町における移住相談体制の充実を働きかけていくこととした。	②④⑤	全国的な地方移住の流れがある中、移住希望者の傾向やニーズを捉えたうえで、「ながさき移住サポートセンター」、各市町、関係団体でその内容を共有し、情報発信、相談対応等のレベルアップに必要な事業・連携体制等について検討し実施していく。具体的には、都市部での対面の大規模相談会に加え、オンライン相談、転職個別相談など、相談者ニーズに応じた相談会の実施や、県移住支援WEBサイト「ながさき移住ナビ」の内容充実、市町支援で実施している情報発信への助言などへの注力、移住者増加に効果があった市町の優良事例の他の市町への紹介などを行っていく。	改善
		2	地域活性化人材支援事業費 R4－6 地域づくり推進課	令和5年度までの取組を踏まえた新たな取組として、県内の地域おこし協力隊員が活動等について相互に相談ができる関係を構築する場として、地域別交流会を開催するほか、各市町が魅力的な募集案件を企画できるようワークショップを実施するなど、協力隊の本県への呼び込みにつなげるほか、OB、OGを含む県内の協力隊ネットワークの強化を図る。	②⑤⑥⑧	令和4年度から中間支援組織（協力隊OB、OG団体）との連携により地域おこし協力隊支援事業を実施し、定住率（総務省が公表）についても令和3年度と比較して3%の向上につながるなど、一定の成果があったものと考える。 更なる定住者数の増加及び定住率の向上が求められており、県においては、広域的観点で研修会の実施や優良事例の横展開のための情報発信などを行っていく必要がある。そのため、引き続き中間支援組織（協力隊OB、OG団体）との連携により、市町等職員の制度に対する理解促進及び運用の適正化に重点的に取り組み、ミスマッチ解消による定住率向上を目指す。	改善
取組項目ii	○	3	広域周遊化誘客促進事業費（九州横断長崎・熊本・大分広域観光振興事業） R3-8 観光振興課	3県周遊コースに加え、2県周遊コースを設定することで送客数の増加を図るとともに、関東地区にて新たなPRイベントを実施し、情報発信を行う。	②	令和6年度の事業内容について効果測定及び分析したうえで、熊本県及び大分県と協議しながら、さらなる誘客促進の取組について継続して検討していく。	改善

注：「2．令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和6年度実施）

基本戦略名	3-2 地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る	事業群主管所属・課(室)長名	企画部 政策企画課	内田 正樹
施策名	4 しまや半島など地域活性化の推進	事業群関係課（室）	IR室、地域づくり推進課	
事業群名	④ 広域連携の推進による県北地域の活性化	令和５年度事業費（千円）	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費（R5実績）の合計額	93,104

1. 計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025 本文）

県北地域の特性を活かし、歴史的・地理的につながりが深い本県と佐賀県との緊密な連携により、交流人口の拡大や地域振興などに取り組みます。また連携中枢都市圏（西九州させぼ広域都市圏）の運営や事業が円滑に行われるよう助言や支援を行い、人口減少社会において活力ある経済・生活圏を維持、形成します。

（取組項目）

ⅰ）肥前窯業圏の活性化に向けた取組
ⅱ）伊万里湾周辺自治体における地域資源を活用した地域活性化
ⅲ）JR佐世保線の高速化による輸送改善

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	連携した取組に基づいて事業化した数（継続）	目標値①		3件	3件	3件	3件	3件	3件（R7）
		実績値②	2件（R元）	2件	3件	3件			進捗状況
		達成率②／①		66%	100%	100%			順調

（進捗状況の分析）

肥前窯業圏の活性化に向けては、「肥前窯業圏」活性化推進協議会におけるSNS等を活用した陶磁器文化等の魅力発信や、JAFと連携したドライブスタンプラリーの実施等の各種事業などにより、交流人口の拡大に取り組んでいる。

また、西九州させぼ広域都市圏協議会に参加し、連携中枢都市圏等の地域間連携を推進するなど、伊万里湾周辺自治体を含む県境周辺地域における広域的連携を推進しながら、県北地域における地域資源を活用した地域活性化に取り組んでいる。

JR佐世保線の高速化による輸送改善については、令和4年度に高速化工事を実施したところであり、引き続き、利便性向上に向けて取り組んでいく。

2. 令和5年度取組実績（令和6年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R4実績	R5実績	R6計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等 法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）	事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況（令和6年度新規・補正事業は事業内容）	事業対象	指標（上段:活動指標、下段:成果指標） 主な指標	R4目標	R4実績	R5目標	R5実績	R6目標	達成率	令和5年度事業の成果等
取組項目ⅰⅱ	○	1	振興局活動推進費（県北プロジェクト）	3,000	1,500	3,827						●事業内容 長崎・佐賀県及び関係自治体、団体等で設置する肥前窯業圏活性化推進協議会において、産地への誘客促進のためSNS等を活用した情報発信、福岡県内で開催される陶器まつりでのPRブースの出展、JAFと連携したドライブスタンプラリーの実施等の各種事業を行う。 ●実施状況 肥前窯業圏の認知度向上を図るとともに、来訪者の周遊化と消費喚起につなげることで県北地域の経済活性化を図った。		【活動指標】 新たな着地型旅行商品素材数（累計）	2	1			50%		●事業の成果 産地を周遊することで景品を獲得できる着地型旅行事業（ドライブスタンプラリー）を1件実施し、他のPR事業と併せて実施したことで、入館者数の目標は達成した。 ●事業群の目標達成への寄与 各種事業を実施することにより、目標達成に寄与している。今後も各産地の魅力を発信することで地域の活性化を図っていく。
				3,000	1,500	3,830									2	1			50%		
				3,000	1,500	3,891									2						
			R3-	—										【成果指標】 圏域内主要文化施設の入館者数（千人）	138	183			132%		
															139	172			123%		
			地域づくり推進課	—	—	—						関係市町、各市町商工・観光関係団体、窯業関係団体など			187						

取組項目 ii iii	○	2	特定複合観光施設導入推進事業費	117,370	109,471	121,161	●事業内容 特定複合観光施設（IR）の開業を見据え、九州各県や経済界と連携し、IRがもたらす経済波及効果の最大化に向けた取組を進めるとともに、交通インフラ整備、国際的なMICEビジネスを後押しする誘致支援組織の発足、依存症対策等の必要な取組を推進する。 ●実施状況 九州IR推進協議会を核としたIRの経済効果を九州全体へ波及させることを目的としたセミナー等の開催やMICE誘致支援組織の発足準備、九州地方依存症対策ネットワーク協議会による依存症対策研修等を実施した。	【活動指標】 関係機関（佐世保市・九州の経済団体等）との会議等開催回数（回）	—	—	—	●事業の成果 ①九州IR推進協議会によるセミナー（R5.6.7、R5.9.5）を開催し、IR実現に向けた地元経済界等の機運醸成と、開業後の地元調達や広域周遊観光に向けた理解促進を進めた。 ②MICE誘致支援組織の立ち上げ時に必要となる人材の公募条件設定の参考とするためにプレサーチを行い、質の高い人材確保に向けた準備を進めた。（長崎県・佐世保市IR推進協議会において実施。） ③九州地方依存症対策ネットワーク協議会における情報共有や連携強化（R5.7.26第3回協議）、eラーニングによる依存症対策研修（R5.9.15～R6.2.15配信）を実施することにより、九州各県の連携と依存症に対応する人材育成につながった。 ●事業群の目標達成への寄与 上記の取組等により、IR実現に向けた各関係者の機運醸成や理解促進につながった。
				90,104	84,120	127,140			—	—	—		
								【活動指標】 国の審査委員会におけるプレゼンテーション	1	—	—		
				特定複合観光施設区域整備法					—	—	—		
								【成果指標】 区域認定（件）	1	0	0%		
									1	0	0%		
								【成果指標】 実施協定締結（件）	1	0	0%		
			（R5終了）H26-R5						1	0	0%		
			IR室	—	—	—	長崎県・佐世保市IR推進協議会等						

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i　肥前窯業圏の活性化に向けた取組

ii　伊万里湾周辺自治体における地域資源を活用した地域活性化

iii　JR佐世保線の高速化による輸送改善

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
肥前窯業圏の認知度向上については、SNSの活用や福岡県で開催される陶磁器まつりに協議会メンバーと協働してPRブースを出展することにより、認知度向上・来場者の消費喚起につなげ地域の活性化を図ってきた。 また、西九州させぼ広域都市圏協議会に参加し、連携中枢都市圏等の地域間連携を推進するなど、伊万里湾周辺自治体を含む県境周辺地域における広域的連携を推進しながら、県北地域における地域資源を活用した地域活性化に取り組んでいる。 JR佐世保線の高速化による輸送改善については、令和4年度に「有田～佐世保間」の高速化工事を実施したところであるが、その効果が最大限に生かされるよう、引き続き、利便性向上に向けて取り組んでいく必要がある。	引き続き、関係自治体等と連携しながら、県北地域の活性化に努めていく。

４．令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 ⅰ ⅱ	○	1	振興局活動推進費 （県北プロジェクト） R3− 地域づくり推進課	PR事業及び誘客促進事業の強化等を行ってきた結果、入館者数は5年間で約7万人増加し、令和4年度及び5年度は成果指標を達成することができたため、直近5年間で増加した入館者数を基に指標を上方修正した。	⑤⑥⑦	今後も「肥前窯業圏」活性化推進協議会の連携強化、PR事業の促進、産地の人材育成による誇りの醸成などにより肥前窯業圏域の活性化を推進していく。 また、これまでの各種取組を充実・強化することで、各産地の地域活性化を図っていく。	改善

注：「2．令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和6年度実施）

基本戦略名	3-2 地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る	事業群主管所属・課(室)長名	県民生活環境部　自然環境課	田中　順子
施策名	4 しまや半島など地域活性化の推進	事業群関係課（室）		
事業群名	⑤ 地域振興のための自然資源の活用	令和５年度事業費（千円）	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費（R5実績）の合計額	42,502

1. 計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

人々の価値観の変化やニーズの多様化が進む中、国立公園やジオパーク等の地域の豊かな自然をより深く理解・体験し楽しむことを通じて、少しでも長く滞在し何度も訪れたくなるような滞在環境の魅力が向上する取組を推進します。

（取組項目）

ⅰ）自然公園等におけるインバウンド受入環境整備の推進
ⅱ）国立公園雲仙の滞在環境上質化
ⅲ）国立公園とジオパーク等の連携

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	自然資源を活用した利用環境整備箇所数（累計）	目標値①		2箇所	4箇所	1箇所	1箇所	3箇所	3箇所（R7）
		実績値②	—	0箇所	1箇所	1箇所			進捗状況
		達成率②／①		0%	25%	100%			順調

（進捗状況の分析）

雲仙の滞在環境の魅力を向上させるため歩道等の再整備を実施する予定だったが、令和3年8月の豪雨により被災した雲仙温泉地区の復興対策に注力する必要が生じたため、令和4年度までに1箇所整備するにとどまった。そのため、令和5年度に指標の見直しを行い、達成時期を後ろ倒しすることとした。

2. 令和5年度取組実績（令和6年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R4実績	R5実績	R6計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況（令和6年度新規・補正事業は事業内容）	指標（上段:活動指標、下段:成果指標） 主な指標	R4目標	R4実績	R5目標	R5実績	R6目標	達成率	令和5年度事業の成果等
取組項目ⅰⅱⅲ	○	1	国立公園雲仙八万地獄復興対策事業	47,115	2,558	12,245			●事業内容 令和3年8月の豪雨により被災した国立公園雲仙八万地獄の復旧・再生を図るため、斜面の安定化対策工事等を実施。 ●実施状況 工事実施のための調査・測量及び実施設計業務を、また工事を円滑に施工するための仮設道路工事を実施した。	【活動指標】 測量調査・実施設計業務及び工事の発注	発注	発注			100%	●事業の成果 ・本体工事の上段部を発注し、復興への取組を着実に進めることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・対策工事が着実に進んでいることを地元に対し丁寧に説明し、今後のスケジュールを共有することにより、対策工事完了後の速やかな利用環境整備の検討に寄与することができた。
				42,502	1,351	14,552					発注	発注			100%		
				701,534	1,868	9,337					発注						
			R4-7	自然公園法						【成果指標】 対策工事の完了	—	—			—		
											—	—			—		
			自然環境課	—	—	○			国立公園雲仙の優れた自然を享受する公園利用者及び地域住民		—						
	○	2	雲仙ネクスト100年上質化事業						●事業内容 島原半島全体の持続的な地域振興のため、国立公園雲仙の利用拠点である雲仙温泉地域の滞在環境の上質化及び周辺資源の活用を推進。	【活動指標】 コンテンツと連携した歩道等の再整備箇所数（箇所）（累計）							—
				18,950	9,475	7,781					1						
			（R6新規）R6-10	自然公園法						【成果指標】 雲仙天草国立公園（雲仙地域）の利用者数（千人）							
			自然環境課	—	—	○			国立公園雲仙の優れた自然を享受する公園利用者及び地域住民		2,178						

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	自然公園等におけるインバウンド受入環境整備の推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ポストコロナを見込んだ受入環境の整備が必要である。	●課題解決に向けた方向性 県が実施する安全対策工事により利用者の安全を確保し、関係機関が連携して受入環境の整備に取り組んでいく。
ii	国立公園雲仙の滞在環境上質化	
	●実績の検証及び解決すべき課題 国立公園雲仙の利用拠点である八万地獄が豪雨により被災したため、利用者の安全を確保する対策工事を進めている。	●課題解決に向けた方向性 県が実施する安全対策工事により利用者の安全を確保し、関係機関が連携して滞在環境の上質化に取り組んでいく。
iii	国立公園とジオパーク等の連携	
	●実績の検証及び解決すべき課題 地域が進めるジオパークを活用したコンテンツと連動した受入環境整備を進めていく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 ワーキング会議等により地元のニーズを把握し、受入環境の整備を図っていく。

4. 令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 i ii iii	○	1	国立公園雲仙八万地獄復興対策事業 R4-7 自然環境課	—	—	利用者の安全を確保し、雲仙の復興を図るため本事業を推進する。	現状維持
取組項目 i ii iii	○	2	雲仙ネクスト100年上質化事業 (R6新規)R6-10 自然環境課	R6新規	⑤	雲仙市観光戦略に位置づけられた受入環境(県有施設)の整備について、R6に実施する民間活力導入の検討を踏まえ、更なる魅力向上に取り組んでいく。	拡充

注:「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和6年度実施）

基本戦略名	3-2 地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る	事業群主管所属・課(室)長名	文化観光国際部 文化振興・世界遺産課	園田 貴子
施策名	5 特色ある文化資源・スポーツによる地域活性化	事業群関係課（室）		
事業群名	① 歴史や文化芸術による地域活性化	令和５年度事業費（千円）	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費（R5実績）の合計額	74,926

1. 計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025 本文）

本県の特色ある歴史や文化芸術による地域づくり、それを担う人材の育成、文化資源を活用した地域の取組への支援など、官民協働で地域の文化資源を磨き上げることにより、歴史や文化芸術による地域の活性化を図ります。

（取組項目）

ⅰ）県内のどこにいても音楽や美術などの良質な芸術に触れられる機会の提供
ⅱ）本県を舞台とした作品の創作支援、出版社等との幅広い人的ネットワークの構築
ⅲ）継続的な若手芸術家の支援及び若者の企画立案能力向上を図るための人材育成、離島地域を含む本県の多様な文化芸術を総合芸術祭として一体的に実施
ⅳ）長崎ゆかりの偉人のさらなる顕彰や本県と中国との交流の歴史などの情報発信による認知度向上と海外との交流拡大、県内の日本遺産等を通じた長崎固有の歴史・文化の県内外への発信

事業群

指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
地域と協働して実施するイベントへの参加者数	目標値①		15,100人	15,500人	15,900人	16,300人	16,700人	16,700人（R7）
	実績値②	13,290人（H30）	12,677人	13,713人	14,451人			進捗状況
	達成率②／①		83%	88%	90%			やや遅れ

（進捗状況の分析）

地域文化資源の磨き上げや伝統文化の継承に積極的に取り組む地域を支援する市町等への補助を行い、地域主体の継続的な事業への転換が推進された。

参加人数については、新型コロナウイルス感染防止による制限が緩和されたこともあり令和4年度より増加しつつあり、今後も引き続き、県民が県内のどの地域でも文化芸術の鑑賞やイベントへの参加ができるよう、さらに市町等と連携しながら、ながさきピース文化祭2025が開催される令和7年度の最終目標達成に向けて取り組んでいく。

2. 令和5年度取組実績（令和6年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R4実績	R5実績	R6計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況（令和6年度新規・補正事業は事業内容）	指標（上段:活動指標、下段:成果指標） 主な指標	R4目標	R4実績	達成率	令和5年度事業の成果等
			事業期間	事業実施の根拠法令等 法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）			事業対象		R5目標	R5実績		
			所管課(室)名								R6目標			
取組項目ⅰ	○	1	文化芸術ながさきステップアップ事業費	22,613	17,518	5,357			●事業内容 県民に良質な芸術文化に触れられる機会を提供し、芸術文化活動の促進と県民文化の向上を推進するため、長崎県美術展覧会（県展）の開催や長崎県文化団体協議会への支援を行う。 ●実施状況 長崎県美術展覧会（県展）及び同移動展を県内各地で開催したほか、県内の文化団体相互の連絡協調を行い、文化芸術活動を促進して県民文化の向上を図るため補助を行った。 また、令和5年度は、長崎県新人演奏会第50回記念事業として、記念演奏会と県内各地でのミニコンサートを開催した。	【活動指標】 展覧会の回数(回)	5	5	100%	●事業の成果 ・県内5ヵ所での展覧会を開催し、県民の芸術鑑賞・参加機会の創出と、美術活動の普及促進を図ることができた。 ・長崎県文化団体協議会に文化芸術分野の専門人材を配置し、新人演奏会の開催や新人演奏会出演者を活用したコンサート等の企画・運営、地域の文化団体活動への支援を行うことにより、芸術鑑賞・参加の機会を創出した。 ・令和5年度は、長崎県新人演奏会第50回記念事業により、事業数と参加者数の目標を上回った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・県民のニーズに応じた文化芸術活動を支援することにより、県民文化の向上を図ることができた。
											5	5	100%	
											5			
				37,710	9,013	5,361				【活動指標】 主催事業（自主事業）実施件数（件）	15	13	86%	
											15	17	113%	
											15			
				32,521	11,746	5,447				【成果指標】 県展の観覧者数（人）	15,000	12,378	82%	
											15,000	13,008	86%	
											15,000			
				―						【成果指標】 主催事業（自主事業）参加者数（人）	12,000	10,694	89%	
			R2-								12,000	14,263	118%	
											12,000			
			文化振興・世界遺産課	―	―	―			長崎県美術展覧会実行委員会、長崎県文化団体協議会					

取組項目i	○	2	ながさき未来のアーティスト応援事業費				●事業内容 地理的・経済的な格差なく、子どもたちが地域で主体的に文化芸術活動に取り組むことができる「こども場所」をつくるため、子どもたちが求める分野の指導者を派遣し、文化芸術活動への参画機会と成果発表の場を創出する。	【活動指標】 文化芸術に触れられる「こども場所」の数(箇所)				—
				8,756	4,378	7,781			10			
			(R6新規)R6-8	—				【成果指標】 こども場所での活動への参加者数(人)				
			文化振興・世界遺産課	—	—	—	離島・半島・過疎地域の子どもたち		200			
取組項目ii	○	3	「描いてみんね！長崎」事業費	1,030	620	2,295	●事業内容 小説やマンガなど本県に関わりのある作品を多く生み出すことによって、幅広い世代、嗜好の異なる読者層へ小説やマンガなどを通じて本県の魅力発信と関係人口の創出を図る。 ●実施状況 首都圏の出版社等を訪問し、他県に類を見ない本県の歴史、風土、景観等の地域資源を売り込み、マンガ、小説などの分野での作品化を図る手法の確立を目指すとともに、切れ目のない創作支援を行うことにより、幅広い人的ネットワークの構築に努めた。	【活動指標】 創作を支援した出版関係者・作家数(人)	5	4	80%	●事業の成果 ・出版社や作家4名を本県への取材旅行に招待し、本県を舞台としたマンガ、小説などの創作支援を行った。令和6年度中に、その4作の作品化予定。 ・作品の単行本発売時等にマスコミに周知を行い、作品及び事業のPRができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・出版社や作家へ継続的に、他県に類を見ない本県の歴史、風土、景観等の地域資源の売り込みを行うことで、出版社等との幅広い人的ネットワークの構築及び本県を舞台とした作品の創作につなげることができた。
				1,073	641	2,297			5	4	80%	
								【成果指標】 長崎県を舞台にした作品数(本)	4	4	100%	
			(R5終了)R元-5	—					4	0	0%	
			文化振興・世界遺産課	—	—	—	出版社・作家					
		4	<ビジョン> マニアが集う長崎プロジェクト費				●事業内容 県内各地に様々なジャンルの聖地・拠点を創出し、多くのマニア(愛好家)の誘客を図るため、市町・民間と連携して、潜在するコンテンツを掘り起こし磨き上げるとともに、情報発信及び受入環境整備を促進する。	【活動指標】 —				—
				31,102	28,715	26,396						
			(R6新規)R6-8	—				【成果指標】 本事業の取組により本県へ行きたいと思った人の割合(%)				
			文化振興・世界遺産課 観光振興課 物産ブランド推進課	—	—	—	様々なジャンルのマニア		70			
	○	4-1	<ビジョン> マニアが集う長崎プロジェクト費				●事業内容 「新しい長崎県づくりのビジョン」の交流分野において、アニメや小説等の聖地化及び誘客促進のため、本県を舞台とした作品の創作支援、小説等のマニアや作家のファン向けのSNSを活用した情報発信、書店フェア等を開催し、作品舞台を巡る「聖地巡礼」など交流人口の拡大を図る。	【活動指標】 イベント開催数(件)				—
									2			
								【活動指標】 創作を支援した出版関係者・作家数(人)				
									5			
				3,987	3,382	11,671		【成果指標】 イベント参加者数(人)				
									8,000			
			(R6新規)R6-8	—				【成果指標】 長崎県を舞台にした作品数(本・累計)				
									27			
			文化振興・世界遺産課	—	—	—	出版社・作家・県内外のマニア等					
-		4-2	<ビジョン> マニアが集う長崎プロジェクト費(参考)				●事業内容 本県への誘客や県内周遊を図るため、本県を舞台とした映画・ドラマ等のロケーション活動への支援のほか、作品ロケ地等を活用した情報発信等の取組を実施する。	【活動指標】 ロケ支援件数(件)				—
				13,447	13,447	7,781			135			
			(R6新規)R6-8	—				【成果指標】 特設WEBページの閲覧数(万PV／年)				
			観光振興課	—	—	—	映画、テレビ等の制作会社、一般観光客等		1			

-		4-3	＜ビジョン＞ マニアが集う長崎プロジェクト費（参考）				●事業内容 アフターコロナにおいて、消費が落ち込んだ観光や酒類市場を活気づけるため、長崎県産酒のコアな魅力を全国の酒マニアに届け、長崎のファンになってもらい、訪れてもらうことで交流人口の拡大及び酒類市場の活性化につなげる。	【活動指標】 動画作成本数（累計）				—
				13,668	11,886	6,944			3			
			（R6新規）R6-8	—				【成果指標】 動画再生回数（累計）				
			物産ブランド推進課	—	—	—	お酒に興味関心のある関東、関西、福岡圏の方、県内飲食店		116,500			
取組項目iii	○	5	みんなで創る！ながさき国際文化芸術プロジェクト事業費	21,875	6,010	7,653	●事業内容 ながさきピース文化祭の開催に向けて、地域資源の磨き上げや伝統文化の継承に積極的に取組む地域を重点的に支援する。また、全県域における若者を対象としたワークショップ等の取組により「ながさき愛」を高め、交流人口の拡大、人口定着を図る。 ●実施状況 ながさきピース文化祭2025の開催に向けて、地域文化資源の磨き上げや伝統文化の継承に積極的に取り組む地域を支援した。また、若者参画型の文化芸術による地域づくりを推進することにより交流人口の拡大・関係人口の創出と若者人口定着を図った。	【活動指標】 国民文化祭へ向けた地域で実施する文化資源の磨き上げや伝統文化の継承などの取り組みにかかる参加者数（人）	15,500	13,713	88%	●事業の成果 ・地域文化資源の磨き上げや伝統文化の継承に積極的に取り組む地域を支援する市町等への補助制度を継続し、県主体の事業から、地域主体の事業への転換が推進された。 ●事業群の目標達成への寄与 ・事業を一過性のものではなく、継続的に実施するための文化芸術推進体制の基盤づくりに寄与した。
				20,114	2,761	7,659			15,900	14,451	90%	
				29,256	9,183	7,781			16,300			
			R4-7	—				【成果指標】 国民文化祭へ向けた地域で実施する文化資源の磨き上げや伝統文化の継承などの取り組みにかかるイベントの実施回数（回）	16	16	100%	
									18	19	105%	
			文化振興・世界遺産課	—	—	—	市町等		20			
取組項目iv	○	6	「長崎の歴史」魅力再発見・発信事業費	13,957	10,957	26,786	●事業内容 本県のプレゼンスの向上や中国との交流の深化を図るため、隠元禅師や孫文・梅屋庄吉などに象徴される長崎と中国との交流の歴史について国内外への効果的な情報発信を実施するとともに、本県の特色のある歴史文化を研究する「長崎学」や「日本遺産」を活用して国内・海外交流及び情報発信を強化する。 ●実施状況 長崎ゆかりの偉人顕彰については、中日黄檗文化交流大会への参加などの中国現地での情報発信や、県内高校での「孫文と梅屋庄吉」講演会開催、ウェブサイト「旅する長崎学」の多言語化による海外向け情報発信の強化に取り組んだ。 日本遺産「国境の島」については、文化庁職員等を講師に招いての日本遺産「国境の島　壱岐・対馬・五島」シンポジウム(長崎市)の開催や、日本遺産フェスティバル(東京都)でのブース設置、長崎歴史文化博物館、県庁及び各協議会部会でのパネル展を行った。また、国から重点支援地域に選定されていることから、観光庁支援事業として「国境の島」多言語パンフレット(中国語簡体字・日本語併記)を作成した。	【活動指標】 長崎と中国との交流の歴史に関する情報発信数（回）	4	6	150%	●事業の成果 ・長崎と中国の交流の歴史や日本遺産等の歴史文化資源を活用した幅広い情報発信等に取り組んだほか、日中間の交流促進（中日黄檗文化交流大会への参加等）や民間交流活性化（福建省黄檗関係者と興福寺の相互訪問等）が図られた。 ・日本遺産「国境の島」については、認定継続のうえ重点支援地域に選定されていることから、観光庁の事業に優先的に採択され、国内外の情報発信に資するなど効果があった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・中国での情報発信や、県内高校での講演、各種イベントの開催、ウェブサイトの多言語化などを行うことで、中国との交流の歴史や日本遺産をはじめとする長崎の文化資源について広く情報発信ができ、これらを担う人材の育成や、地域活性化へとつながる基盤づくりに寄与した。
									4	5	125%	
									4			
				10,596	8,793	26,806		【活動指標】 日本遺産のPR活動件数（件）	30	31	103%	
									30	31	103%	
									30			
				9,468	9,468	27,233		【成果指標】 長崎と中国の繋がりの理解が深まった割合（%）	72	100	138%	
									72	100	138%	
									72			
			R3-7	—				【成果指標】 日本遺産の認知度（%）	40	46	115%	
									40	53	132%	
			文化振興・世界遺産課	—	—	—	市町、国内、中国自治体および中国国民		50			

取組項目iv	○	7	長崎県文化観光推進事業費	19,927	5,873	19,133	●事業内容 文化観光推進法に基づく国の補助金等を活用した博物館などの文化観光拠点施設の機能強化や施設間の連携、食文化コンテンツの磨き上げ等により、来館者の満足度向上、周遊促進を図る。 ●実施状況 文化観光拠点施設の機能強化として、長崎歴史文化博物館の常設展示で取り扱うテーマに関する文化観光映像（多言語）の制作及び収蔵資料の多言語化を進めた。また、海外交流に根差した豊かな食の歴史を活かした文化観光コンテンツの増進を図ることを目的とした研究等、文化資源の磨き上げのための事業を実施した。	【活動指標】 長崎県文化観光推進協議会の開催数(回)	2	2	100%	●事業の成果 ・令和5年度は、左記の文化観光拠点施設の機能強化を進めた。これにより、幅広い層に対して、長崎の歴史文化の更なる理解促進を図った結果、来館者満足度目標の達成につながった。また、文化観光拠点施設のメイン館である長崎歴史文化博物館で実施した世界遺産登録5周年展では、各地域の関連する歴史が学べる施設を併せて紹介することにより周遊促進を図った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・長崎県の特色ある歴史文化の発信強化の取組により長崎県の文化観光への理解促進や地域周遊の活性化に寄与したほか、特集展示を契機とした関連施設連携PRの実施や長崎県文化観光推進協議会の場における各施設や観光事業者の取り組みについての情報共有の実施により、各施設の文化観光施設としての魅力向上が実現できた。
				5,433	1,786	3,315			2	2	100%		
				10,604	3,702	3,871			2				
			R3-7	—				【成果指標】 文化観光拠点施設の中核館である歴史文化博物館と県美術館の満足度アンケート(5段階)	4.0	4.4	110%		
									4.0	4.3	107%		
			文化振興・世界遺産課	—	—	—	長崎県文化観光推進協議会		4.0				

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	県内のどこにいても音楽や美術などの良質な芸術に触れられる機会の提供	
	●実績の検証及び解決すべき課題 優れた芸術鑑賞の機会が少ない地域においては、県展移動展のほか、長崎県美術館及び長崎歴史文化博物館が行う移動展や遠隔授業等の実施により、県内各地において地域住民に優れた芸術文化鑑賞の機会を確保した。県展については、県展への親近感を醸成するため、チャリティーオークションや作品解説鑑賞会、小中学生を対象としたワークショップ、「入賞・入選作品貸出事業」に取り組んだ。令和5年度は、前年度と比べて出品者数と観覧者数が増加したが、物価高騰の影響もあり財政状況は厳しい状況が続いている。 長崎県文化団体協議会には、文化芸術分野の専門人材を新たに配置し、より質の高い文化事業の企画・運営を目指し、体制強化を図った。地域の文化団体は、人口減少や高齢化により弱体化の傾向にあり、ながさきピース文化祭2025に向けて、支援のあり方を検討する必要がある。 地域住民に参画していただく「ながさき国際文化芸術祭」を実施することにより、良質な芸術に触れられる機会の提供が図られたが、こどもや若者が文化芸術への関心を高める取組につながっていない。また、離島や過疎地では身近な場所での文化芸術の鑑賞・体験機会が少なく、地域間格差がある。	●課題解決に向けた方向性 ながさきピース文化祭2025を契機に、こども県展との連携を図るなど、県展の段階的な再編を検討し、出展数、観覧者数の増加につながるような「総合美術展」としてステップアップしていく。今後も、イベント等の集客や実施方法について、オンラインなどを活用した新たな手法を取り入れていくことを引き続き検討していく。また、出品数や観覧者数、協賛企業数の増加につながる運営方法の改善について、県展実行委員会と協議を進める。 地域文化活動の活性化を図るため、新しい分野の団体の掘り起こしや、文化団体の体制強化、補助制度の見直しを図る。 イベント等の開催において、県内どこにいても良質な芸術に触れられる機会を創るため、オンラインの活用や分野を超えた連携など新たな手法の構築を検討していく。 文化芸術の専門人材を活用し、未来の文化芸術を担う子どもたちが、地理的な格差なく、幼少期から身近な場所で優れた文化芸術に触れ、発表し活躍できる場を提供する。
ii	本県を舞台とした作品の創作支援、出版社等との幅広い人的ネットワークの構築	
	●実績の検証及び解決すべき課題 人口減少などにより地域の活力が低下するなか、地域の活力を再生するには、他県にはない個性的な取組や、交流人口等拡大のための各種施策、人的ネットワークの構築が重要である。本事業では、作家等を招聘し、本県をテーマとしたマンガや小説等が作品化されることで、本県の魅力発信に努めるとともに、出版社等との幅広い人的ネットワークの構築を推進した。 本県はいわゆるサブカルチャーを基軸とした取組を行っておらず、当該分野を活用した地域活性化の取組が遅れている状態である。	●課題解決に向けた方向性 首都圏の出版社等を訪問し、他県に類を見ない本県の歴史、風土、景観等の地域資源のさらなる売り込みを行い、マンガ、小説などの分野で作品化を図る手法の確立を目指すとともに、「マニアが集う長崎プロジェクト」において、引き続き、より幅広い人的ネットワークの構築を図る。 今後は、創作支援から市町の協力を得ることができる仕組みを構築し、作家のファンや歴史、アニメ等のマニアが集うような聖地化を見据えた取り組みを連携して実施する。また、ファンやマニアによるSNSなどでの情報発信により、本県の地域資源のさらなる魅力発信を図る。
iii	継続的な若手芸術家の支援及び若者の企画立案能力向上を図るための人材育成、離島地域を含む本県の多様な文化芸術を総合芸術祭として一体的に実施	
	●実績の検証及び解決すべき課題 文化芸術活動による地域づくりを推進するため、従来の県が地域をけん引する形での事業ではなく、地域主体型への事業へと転換を図った。今後も各地域で持続可能な取組が継続されていく体制を構築することに努める。 若者や関係人口、海外アーティストの参画など、人口減少対策や国際文化交流に繋がる文化芸術活動の実施が求められている。	●課題解決に向けた方向性 東京藝術大学や地元大学等との連携強化を図り、そのノウハウや人的ネットワーク等を活用して地域実行団体の体制強化・人材育成を行う。また、市町等の補助金に頼らない多様な財源の確保を推進し、地域での自走を図る。

ⅳ	長崎ゆかりの偉人のさらなる顕彰や本件と中国との交流の歴史などの情報発信による認知度向上と海外との交流拡大、県内の日本遺産等を通じた長崎固有の歴史・文化の県内外への発信	
	●実績の検証及び解決すべき課題 隠元禅師の顕彰については、中日黄檗文化交流大会への参加などの中国現地での情報発信や、ウェブサイト「旅する長崎学」の多言語化による海外向け情報発信の強化に取り組んだ。ただし、長崎ゆかりの偉人に対する認知度向上や海外との交流拡大については、コロナによる影響等もあり、まだ十分ではなく、行政主導による取組の側面が強い。 日本遺産「国境の島」の取組については、多言語パンフレット作成やシンポジウムの開催など、情報発信・普及啓発事業などで効果を上げた。今後さらに、日本遺産そのものの知名度を高め、文化観光の進展やコロナ後の地域活性化事業に取り組んでいく必要がある。 国へ申請した令和3年度から令和7年度までの長崎県文化観光推進地域計画に基づき事業を計画的に実施しており、文化観光施設への誘客喚起、来訪者の満足度向上につながる、施設のソフト・ハード両面における機能強化を図っている。計画期間の後半においては、文化観光を活かした周遊促進等による経済効果の波及や、地域の活性化につなげていくための施設連携について更なる強化を図り、文化観光拠点施設の魅力と地域の魅力を顕在化するためのコンテンツを創出する必要がある。	●課題解決に向けた方向性 長崎ゆかりの偉人の顕彰については、民間の動きを活発にするとともに、国内外に広く分かりやすく情報発信するなどの取組を継続して行うことにより、孫文と梅屋庄吉の友情の物語や、隠元が日本文化に与えた影響に対する認知度・理解度を高め、交流の拡大・多様化につなげていく。 日本遺産については、各地域の構成資産や歴史ストーリーが持つ魅力の磨き上げを図ることや、連携した誘客対策等により、ふるさと教育や観光誘客の促進に取り組むとともに、日本遺産の全国イベントをはじめ、様々なイベントや各種媒体で魅力を発信して知名度向上を図っていく。 また、地域の食文化の魅力を紹介するコンテストを開催するなど、課題をふまえた今後の取組について検討していく。 博物館等の魅力増進、県内各地域の食文化コンテンツの磨き上げを進めるとともに、文化観光拠点施設の魅力と地域の魅力を顕在化するためのコンテンツを活用し、本県の文化観光の魅力について発信していく。

4. 令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
ⅰ	○	1	文化芸術ながさきステップアップ事業費 R2- 文化振興・世界遺産課	県内5ヵ所での展覧会を継続して実施するため、作品輸送費等にかかる経費への支援を行い、出品数や観覧者数の増加につながるよう、引き続き段階的な再編を検討した。 また、より質の高い文化事業の企画・運営と県内文化団体の活動の活性化を目指し、文化芸術分野の専門性の高い人材を確保し、長崎県文化団体協議会の体制強化を図っていく。	②③⑥	ながさきピース文化祭2025を契機に、こども県展との連携を図るなど、観覧者にとって魅力ある「県内最大の総合美術展」へ再編することなどを引き続き検討する。 また、長崎県文化団体協議会の体制強化を図ることにより、県内の文化芸術団体、地域文化の活性化、若者人材の掘り起こし等につなげ、ながさきピース文化祭2025後も持続的な芸術文化事業を運営できる基盤づくりを目指す。	改善
ⅰ	○	2	ながさき未来のアーティスト応援事業費 (R6新規)R6-8 文化振興・世界遺産課	R6新規	②④⑤⑥	文化関係者だけでなく、福祉、教育、地域づくりなど様々な分野の関係者に協力を仰ぎながら、県内他地域に横展開していく。	改善
ⅱ		4	マニアが集う長崎プロジェクト費 (R6新規)R6-8 文化振興・世界遺産課 観光振興課 物産ブランド推進課	R6新規	②④⑤⑥	専門家や県庁内のマニアとの意見交換を踏まえ、市町・民間と連携してマニアへ効果的にアピールできる事業内容を構築していく。	改善
ⅱ	○	4-1	マニアが集う長崎プロジェクト費 (R6新規)R6-8 文化振興・世界遺産課	R6新規	②⑤⑥	令和6年度の書店フェア等のイベントでは、来場者アンケート等を実施し、小説等のマニアの意見を収集して事業の成果を検証することにしており、検証結果を令和7年度事業に反映させ、マニアへより効果的にアプローチできる事業内容に改善する。	改善

iii	○	5	みんなで創る！ながさき国際文化芸術プロジェクト事業費 R4-7 文化振興・世界遺産課	参加対象を広げたり、イベント開催市町の事業と連携するなど、より効果的な事業実施を図っていく。また、若者が地域のコミュニティとの対話を繰り返しながら、アート作品を制作するなど新しい取組の実践に努める。	②③⑤⑥	ながさきピース文化祭2025の開催及び開催後を見据え、次世代を担う若者が主体的に地域づくりに関わることにより、新しい地域文化の創出に繋げる。 そのために、東京藝術大学等との連携を推進するとともに、積極的に人材育成及び新しい文化の創出に取り組む地域を支援する。	改善
iv	○	6	「長崎の歴史」魅力再発見・発信事業費 R3-7 文化振興・世界遺産課	令和6年度は、これまで構築したネットワークを生かした交流事業として、中国・福建省や京都など隠元禅師ゆかりの地と連携し、国内外への情報発信に取り組み、本県の認知度を向上させるとともに、コロナで交流が止まっていた中国・湖北省などの人的ネットワークの再構築、交流の拡大につなげていく。 日本遺産「国境の島」の取組については、令和6年度に認定継続が認められたことを契機とし、様々な機会を捉えて情報発信等を行い、知名度向上につなげていく。	②⑥	今後、アフターコロナの進展等により人の往来の増加も期待されることから、県内の2つの世界遺産をはじめ、日本遺産、長崎ゆかりの偉人、食文化や長崎学など長崎特有の歴史・文化と観光を融合させ、本県への誘客までを見据えた情報発信や誘客促進等の取組を、関係地域とも連携を深めながら積極的に進めていく。 また、令和7年度は、日本遺産「国境の島」が認定10周年を迎えることから、更なる認知度向上や誘客促進に向けた新たな取組を検討していく。	改善
	○	7	長崎県文化観光推進事業費 R3-7 文化振興・世界遺産課	令和6年度は、引き続き、周遊促進のために市町の取り組みにも積極的に関わり事業者が事業を円滑に進められるように支援を実施する。また、令和7年度までの長崎県文化観光推進地域計画に基づき、博物館等の展示内容の充実や機能強化を進めてきた館の魅力、及び地域の魅力を顕在化するためのコンテンツを、施設間の協力体制のもと制作を進める。	⑤⑥⑧	引き続き、博物館等の魅力増進を図るとともに、令和6年度に施設間の協力体制のもと制作する館の魅力と地域の魅力を顕在化するためのコンテンツの成果や課題を整理し、本県の文化観光の推進に活用することで、様々な文化資源の更なる魅力増進や広域的な文化観光の推進を図る。	改善

注:「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和6年度実施）

基本戦略名	3-2 地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る	事業群主管所属・課（室）長名	教育庁 学芸文化課	岩尾 哲郎
施策名	5 特色ある文化資源・スポーツによる地域活性化	事業群関係課（室）		
事業群名	② 伝統文化の継承と文化財の保存・活用	令和５年度事業費（千円）	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費（R5実績）の合計額	356,894

1. 計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025 本文）

文化財を観光やまちづくり分野に生かしつつ、文化財継承の担い手を確保していくことが求められています。このため、文化財の保存・活用に努め、地域総がかりで取り組んでいく体制づくりを進めていきます。

（取組項目）

ⅰ）「長崎県文化財保存活用大綱※1」により、市町が具体的なアクションプランを作成するなど、地域と一丸となって取り組む保存・活用事業の推進
ⅱ）次世代への日本の伝統文化、地域の郷土芸能を継承していく機運を醸成するため、「長崎県の文化財公開月間※2」等の事業の実施
ⅲ）文化財の適正な保存管理とその活用の促進

※1長崎県文化財保存活用大綱：文化財保護法に基づき、県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、県内の各種取組を進めていく上で共通の基盤となるもの
※2長崎県の文化財公開月間：毎年11月を基本として、県内の文化財の情報発信を集中的に行い、県民の地域の歴史・文化に対する理解・関心の深まりと文化財保護意識の醸成を図る取組

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	国や県の指定等となった文化財の数（累計）	目標値①		691件	695件	699件	703件	707件	707件（R7）
		実績値②	683件（R元）	695件	697件	703件			進捗状況
		達成率②／①		100%	100%	100%			順調

（進捗状況の分析）

令和５年度は、国の文化財として登録有形文化財２件が新たに登録され、県の文化財として有形文化財３件、無形民俗文化財１件、計４件の文化財の指定等を行った。
〇国登録有形文化財（建造物）２件
・堤内家住宅主屋
・堤内家住宅門および石塀
〇県指定有形文化財（建造物）１件
・山下家の貯蔵蔵（佐世保市）
〇県指定有形文化財（美術工芸品）２件
・狸山支石墓群出土ヒスイ製大珠（佐々町）
・天祐寺の木造如意輪観音坐像（諫早市）
〇県指定無形民俗文化財１件
・生月勇魚捕唄（平戸市） 合計 6件

2. 令和5年度取組実績（令和6年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R4実績	うち一般財源	人件費（参考）	事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況（令和6年度新規・補正事業は事業内容）	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R4目標	R4実績	達成率	令和5年度事業の成果等
				R5実績					R5目標	R5実績		
				R6計画					R6目標			
			事業期間	事業実施の根拠法令等 法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）	事業対象					
取組項目ⅰⅱ	○	1	文化財調査管理費	183,116	179,033	19,898	●事業内容 次世代へ伝統文化、地域芸能を継承していく機運醸成の推進。 ●実施状況 「長崎県の文化財公開月間」を実施するとともに、県内文化財の保存・活用の推進のため、文化財の整備への助成を実施した。	【活動指標】 長崎県の文化財公開月間のイベントの開催回数（回）	数値目標なし	37	—	●事業の成果 ・「長崎県の文化財公開月間」の実施により、次世代へ伝統文化、地域芸能を継承していく機運醸成が図られるとともに、県内文化財の整備への助成により、文化財の保存・活用の推進が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・貴重な文化財の次世代への確実な継承が図られ、文化財の国・県の指定等に向けた保存・活用の推進が図られた。
				109,605	63,444	21,063			数値目標なし	46	—	
				156,145	144,119	21,398			数値目標なし			
			S47-	文化財保護法第3条、第182条 長崎県文化財保護条例第11条 銃砲刀剣類所持等取締法第14条				【成果指標】 長崎県の文化財公開月間の参加数（人）	数値目標なし	121,195	—	
									数値目標なし	146,695	—	
			学芸文化課	○	—	—	県民、国民		数値目標なし			

取組項目i iii		2	世界遺産保存整備事業	73,326	73,326	6,506	●事業内容 世界遺産関連の構成資産である文化財の保存・活用の推進。 ●実施状況 世界遺産関連文化財の整備への助成を実施した。	【活動指標】 助成件数(件)	数値目標なし	16	—	●事業の成果 ・世界遺産関連の構成資産である文化財の所有者が計画した補助事業に対し補助し、文化財の保存・活用の推進に寄与した。
				58,504	58,504	8,042			数値目標なし	18	—	
				91,185	91,185	8,171			数値目標なし			
				文化財保護法第3条、第182条 長崎県文化財保護条例第11条				【成果指標】 事業計画の達成率(%)	100	100	100%	
			H19-						100	100	100%	
			学芸文化課	○	—	—	県民、国民		100			
取組項目iii	○	3	重要遺跡情報保存活用事業費	15,593	12,259	17,602	●事業内容 埋蔵文化財保護と公共事業の調整を図るため、事業計画地において埋蔵文化財の分布調査や予備調査を行う。 ●実施状況 開発行為に伴う埋蔵文化財の予備調査、分布調査を実施した。国・県・市町の開発部局・文化財保護部局担当者を対象に、文化財保護の基礎的知識を習得するための研修を実施した。	【活動指標】 文化財基礎研修の開催回数(回)	1	1	100%	●事業の成果 ・開発行為に伴う調査や研修の開催によって、本県の文化財保護行政の推進に寄与するとともに、埋蔵文化財の適切な保護が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・基礎研修を実施することで、国・県・市町の開発部局・文化財保護部局担当者に対し文化財保護意識の醸成が図られた。
				14,789	11,817	19,148			1	1	100%	
				29,410	20,276	18,675			1			
				文化財保護法第3条、第182条				【成果指標】 文化財基礎研修の参加者数(人)	80	67	83%	
			H14-						80	79	98%	
			学芸文化課	○	—	—	県民、国民		80			
	○	4	埋蔵文化財センター管理運営費	144,115	139,049	21,429	●事業内容 県内に所在する遺跡の発掘調査や出土品の調査研究・収蔵保管、普及啓発を行う。 ●実施状況 遺跡から出土した木製品や金属製品などの保存処理や科学的分析を行った。また、埋蔵文化財の普及・啓発を図るため、オープン収蔵展示やバックヤードツアーを実施した。	【活動指標】 遺物の保存処理点数(点)	238	333	139%	●事業の成果 ・県内の埋蔵文化財の発掘・調査研究や、出土品の保存処理・収蔵保管、埋蔵文化財の普及啓発の実施により、埋蔵文化財の適切な保護の推進が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・埋蔵文化財の適切な保存・活用により、文化財保護の推進に寄与した。
				135,229	130,063	20,680			572	706	123%	
				140,812	134,235	17,119			400			
				文化財保護法第3条、第182条				【成果指標】 保存処理機器等を活用した普及啓発事業参加者数(人)	185	147	79%	
			H21-						170	176	103%	
			学芸文化課	○	—	—	県民、国民		170			
	○	5	宗家文書修復・保存・整理事業費	29,478	11,361	10,716	●事業内容 国指定重要文化財「対馬宗家関係資料」の修理 ●実施状況 保存・活用の推進のため、劣化の著しい資料や展示効果が高い資料などを優先して実施した。	【活動指標】 修復した点数(点)	16	16	100%	●事業の成果 ・「対馬宗家関係資料」のうち損傷度の著しい冊子類及び展示等を考慮し選定した記録類や絵図類の修理を実施した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・「宗家資料」について適切な保存が図られたことで、文化財保護の推進に寄与した。
				29,326	11,348	10,724			17	17	100%	
				30,534	12,240	8,560			28			
				文化財保護法第3条、第182条				【成果指標】 修復した宗家文書の公開(件)	25	25	100%	
			H2-						36	36	100%	
			学芸文化課	○	—	—	県民、国民		16			
		6	「しまの遺跡の魅力」探求事業費	8,810	4,739	19,133	●事業内容 離島地域における埋蔵文化財調査研究と成果の情報発信や、離島地域の高校生に対する出前授業等を行う。 ●実施状況 壱岐、対馬、小値賀町で発掘調査を実施し、対馬市では巡回遺跡展・講演会を開催した。宇久・小値賀・五島地域の高校生に対する出前授業を実施した。	【活動指標】 R4-:高校生への学習支援(授業)の回数(回)	4	5	125%	●事業の成果 ・令和5年度の巡回遺跡展・講演会は対馬博物館で実施した。韓国との交流を表す、特色ある埋蔵文化財を活用した情報発信を行うことで、埋蔵文化財についての関心を高めることができた。また、昨年度に引き続き、離島地域において、遺跡や出土遺物をもとに授業支援を行うことで、高校生に対し埋蔵文化財保護に対する理解を深めることができた。
				8,142	4,320	12,255			8	5	62%	
				15,245	7,952	15,562			6			
				文化財保護法第3条、第182条				【成果指標】 R4-:埋蔵文化財に対する理解度(%)	80	100	125%	
			H10-R6						80	100	125%	
			学芸文化課	○	—	—	県民、国民		80			
		7	水中文化遺産保存活用推進事業費	3,667	2,103	6,888	●事業内容 県内全域を対象にした水中遺跡の分布調査を行い、その所在や内容を把握し、周知を進めることにより、海洋開発と水中遺産保護との調整を図る。 ●実施状況 県内水中遺跡の分布調査を実施した。また、水中文化遺産保護の担い手育成を目指し、水中考古学の体験講座を実施した。	【活動指標】 水中遺跡の潜水調査件数(件)	3	4	133%	●事業の成果 ・令和4年度の調査結果に基づき、令和5年度は水中遺跡3件を新たに周知し、内容変更を1件行った。 ・潜水調査については、県北地区(佐世保市・平戸市・松浦市)の陸上踏査行い、合計45カ所で考古遺物を採集することができたが天候不順等によりスケジュールが合わず、潜水調査に至らなかった。令和6年度は陸上踏査の成果に基づき、3ヵ所の潜水調査を行う予定である。
				1,299	802	8,425			3	0	0%	
				2,922	1,461	6,225			3			
				文化財保護法第3条、第182条				【成果指標】 水中遺跡等の新規登録の件数(件)	3	0	0%	
			R3-7						3	4	133%	
			学芸文化課	○	—	—	県民、国民		3			

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	「長崎県文化財保存活用大綱」により、市町が具体的なアクションプランを作成するなど、地域と一丸となって取り組む保存・活用事業の推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 文化財の保存・活用についての取組を円滑かつ着実に実行していくためには、中長期的な視点に立った計画的な取組が求められている。 県においては、令和3年2月に「長崎県文化財保存活用大綱」を策定し、本県文化財の総合的な保存と活用に関する基本的な方向性を示したところ。 今後、未指定の文化財も含め、県内文化財の保存活用のためには、各市町において、「長崎県文化財保存活用大綱」を勘案し、各市町の「文化財保存活用地域計画」を策定することが求められている。	●課題解決に向けた方向性 県内各市町に対し、各種会議や研修会等を通して、「文化財保存活用地域計画」の作成を促すとともに、市町が「文化財保存活用地域計画」を作成する際には、国や専門機関と連携しながら、必要な相談、助言及び調整を行う。
ii	次世代への日本の伝統文化、地域の郷土芸能を継承していく機運を醸成するため、「長崎県の文化財公開月間」等の事業の実施	
	●実績の検証及び解決すべき課題 文化財公開月間期間中に市町が実施する各種事業等は、「地域の文化財は地域で守る」という文化財の保護意識の醸成及び普及啓発のために有効な施策であり、今後、地域に密着した市町のさらなる取組の推進が重要である。	●課題解決に向けた方向性 市町が取り組む事業等について、積極的に助言等を行うとともに、ホームページや広報紙等の活用による県民への広報等を実施するなど、市町と緊密に連携しながら、文化財を大切に守り、次世代へ継承していく気運醸成の推進を図っていく。
iii	文化財の適正な保存管理とその活用の促進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 文化財を守り、次世代へ確実に引き継いでいくため、今後とも、文化財の国・県指定を推進するとともに、定期的な巡視による文化財の適切な保全等を図る必要がある。 国指定重要文化財「対馬宗家関係資料」の修復については、損傷度の著しい資料から優先的に修復を進めているが、修復が遅れるほど資料の劣化が進み修復経費が嵩むことから、可能な限り早期の修復が必要である。	●課題解決に向けた方向性 文化財所有者や市町、専門研究機関等と連携した技術的、財政的支援について推進していく。 国指定重要文化財「対馬宗家関係資料」の修復については、引き続き優先度の高いものから計画的な修復とその維持に努める。

4. 令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 i ii	○	1	文化財調査管理費 S47- 学芸文化課	—	①⑧	引き続き、市町が作成する「文化財保存活用地域計画」などの文化庁長官による認定等を推進していく。 また、市町が計画を策定した後の県内文化財の積極的な保存・活用を図っていくため、補助制度についても検討していく。	改善
取組項目 i iii		2	世界遺産保存整備事業 H19- 学芸文化課	—	①⑧	引き続き、市町が作成する「文化財保存活用地域計画」などの文化庁長官による認定等を推進していく。 また、市町が計画を策定した後の県内文化財の積極的な保存・活用を図っていくため、補助制度についても検討していく。	改善

取組項目iii	○	3	重要遺跡情報保存活用事業費 H14- 学芸文化課	—	②	各種開発行為に伴う埋蔵文化財の調査に加え、更に地域の特色ある埋蔵文化財の調査を行うことにより、埋蔵文化財の適切な保護を図っていく。 また、国・県・市町の開発部局・文化財保護部局担当者の文化財保護意識の醸成を図るため、文化財基礎研修を継続していく。	改善
	○	4	埋蔵文化財センター管理運営費 H21- 学芸文化課	—	②	県内の埋蔵文化財の発掘・調査研究や、出土品の保存処理・収集保管により、埋蔵文化財の適切な保護と普及啓発を図るとともに、東アジア視点での調査研究を行っていく。また、壱岐市立一支国博物館との連携も含め、効果的な普及啓発方法を検討していく。	改善
	○	5	宗家文書修復・保存・整理事業費 H2- 学芸文化課	—	—	令和2年度から令和6年度までの第2期修理計画では、従来の日記類に加え、展示効果の高い資料や学術上注目される資料を修理対象として選定し、引き続き修復事業を実施していく。 また、令和4年4月開館の対馬博物館において、第1期修理（平成27年度～令和元年度実施）や維持管理行為の内容・成果などを公開するなど、引き続き対馬市とも連携を図りながら文化財の保存・公開・活用等を推進していく。	現状維持
		6	「しまの遺跡の魅力」探求事業費 H10-R6 学芸文化課	事業の総括として、高校生たちが行ってきた郷土の埋蔵文化財についての研究成果の発表や、地域の遺跡の魅力や活用について討論する「高校生遺跡フォーラム」を実施し、併せて、県が行ってきた離島部での調査研究や事業の成果を紹介する「発掘調査成果展」を行う。	②	本事業は令和6年度で終期を迎えるが、これまでの成果を踏まえ、より効果的な学校との連携方法を検討し、埋蔵文化財に対する意識の醸成を図るための事業を再構築する。	終了
		7	水中文化遺産保存活用推進事業費 R3-7 学芸文化課	—	②	未周知の水中遺跡について、その所在と内容を把握するため、引き続き県内水中遺跡の分布調査を実施していく。また、調査結果に基づく報告会や展示会を適宜開催して、水中遺跡に対する興味関心を高めてく。	改善

注：「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和6年度実施）

基本戦略名	3-2 地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る	事業群主管所属・課(室)長名	文化観光国際部 スポーツ振興課	川瀬 亨介
施策名	5 特色ある文化資源・スポーツによる地域活性化	事業群関係課（室）	障害福祉課	
事業群名	③ スポーツによる地域活性化	令和５年度事業費（千円）	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費（R5実績）の合計額	85,797

1. 計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025 本文）

ラグビーワールドカップ2019TM及び東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における海外チームキャンプの誘致活動で得られた人脈や、受入ノウハウ等を活用し、国内外のスポーツ合宿誘致をさらに推進していくとともに、V・ファーレン長崎及び新たにBリーグへの参入を目指す長崎ヴェルカと連携して、地域のにぎわいづくりを進めます。

（取組項目）

ⅰ）プロスポーツクラブと連携した地域活性化の推進
ⅱ）長崎スタジアムシティプロジェクトと連携した地域活性化につながる各種スポーツイベント等の誘致協力
ⅲ）スポーツ施設や恵まれた自然環境を活用し、地域が主体となったスポーツ合宿・大会の誘致促進
ⅳ）障害者のスポーツ活動等による社会参加の推進
ⅴ）国内及び近隣諸国で開催される国際大会に向けた海外チームキャンプ誘致の推進
ⅵ）スポーツを通した国際交流の推進や、観光・物産を含めた本県の情報発信

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	スポーツ合宿参加者数	目標値①		6,648人	6,914人	7,190人	7,478人	7,777人	7,777人（R7）
		実績値②	5,910人（H30）	2,681人	4,460人	5,164人			進捗状況
		達成率②／①		40%	64%	71%			やや遅れ

（進捗状況の分析）

令和5年度においては、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行といった状況変化により、県全体としては令和4年度と比べてスポーツ合宿参加者数は増加した。その一方で物価高騰による合宿経費増の影響もあり、一部地域では令和4年度より実績が減少したところもあり目標値には届いていない状況。

2. 令和5年度取組実績（令和6年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R4実績	R5実績	R6計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況（令和6年度新規・補正事業は事業内容）	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R4目標	R4実績	達成率	令和5年度事業の成果等
				事業実施の根拠法令等							R5目標	R5実績		
			事業期間	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業		他の評価対象事業（公共、研究等）				R6目標			
			所管課(室)名						事業対象					
取組項目 i ii	○	1	プロスポーツクラブを活用した地域活性化推進事業費	20,548	18,262		3,827		●事業内容 県内のプロスポーツクラブV・ファーレン長崎と、長崎ヴェルカの活動を支援することで、県民に夢と希望を与えるとともに、チームを応援することで県民の一体感と郷土愛の醸成や交流人口の拡大等による地域活性化を図る。 ●実施状況 V・ファーレン長崎及び長崎ヴェルカに対しては、ホームゲームの観客数増を図るため、県民応援フェアを開催するとともに、両クラブと県内全自治体で構成する自治体連携会議を開催し、自治体による集客支援やクラブによる地域貢献活動の促進を図った。 また、V・ファーレン長崎に対しては、県立総合運動公園陸上競技場の使用料減免（減免相当分を指定管理者へ補助）を実施するとともに、レノファ山口戦、町田ゼルビア戦のアウェイゲーム2試合を訪れ、ホームゲームへの誘致活動を行った。	【活動指標】 アウェイ客に向けたPR回数（回）	3	3	100%	●事業の成果 ・V・ファーレン長崎については、県立総合運動公園陸上競技場の使用料補助などの支援により、クラブの経営安定化に寄与することができた。また、2024シーズンホーム開幕ゲームにて、県民応援フェアを実施し、前年度に実施した県民応援フェアに引き続き1万人を超える観客動員となった。さらに、アウェイゲームにおける対戦チームサポーターの誘客活動を実施するとともに、長崎の観光・物産のPRを行うことができた。 ・長崎ヴェルカについては、ホームゲームにおいて県民応援フェアを開催し、当日の観客動員は前年度の県民応援フェアの観客動員を上回る人数となった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・県民応援フェアの開催により、多くの観客を呼び込むことで、チームを応援する県民の意識醸成に寄与した。また、自治体連携会議の開催により、クラブと市町が連携した取組を積極的に働きかけることで、プロスポーツ活用による地域活性化の推進に寄与した。
				21,826	20,205		6,893				3	2	66%	
				24,562	21,449		4,669				—			
			R3−	—						【成果指標】 V・ファーレン長崎のホームゲーム１試合平均観客人数（人）	10,462	5,061	48%	
											13,601	7,300	53%	
			スポーツ振興課	—	—		—		V・ファーレン長崎、長崎ヴェルカ、指定管理者		13,601			

取組項目 iii v vi	○	2	スポーツによる賑わいづくり推進事業費	30,584	19,242	9,184	●事業内容 スポーツ合宿・大会誘致を進める他、東京オリンピックの正式種目に採用されたアーバンスポーツの振興や、国体文化プログラムにも採用されたeスポーツを活用したスポーツの振興に取り組むとともに、国際大会の誘致に向けた関係団体のヒアリングを行うなど、国際交流、交流人口の拡大に向けて積極的に取り組んでいく。 ●実施状況 令和5年度は、プロ・ナショナルチーム7件、実業団14件を含む、50件の接触・訪問を行うことができた。国内チームの合宿については、諫早市のボート競技、壱岐市、五島市の陸上競技のほか、計5チームが初めて本県を訪れるなど、これまでの誘致活動等の成果も見られた。 海外チームの合宿受入については、「世界水泳選手権2023福岡大会」に向けた事前キャンプとして、東京五輪のトレーニングキャンプ、事前キャンプを長崎市で実施したポルトガル水泳ナショナルチームの他、クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ウクライナの誘致に成功した。また、スケートボード等のアーバンスポーツについて、その普及によりスポーツに親しむ機会の充実や若者の県内定着に繋がる効果が見込まれることから、主に県内在住の子ども達を対象とした「スケートボード体験会」を、長崎市及び佐世保市において開催した。 諫早湾干拓事業によってもたらされた豊かな自然環境を有する本明川ボート練習場において、スポーツを通じて地域資源に親しむ機会を創出することを目的とした「第4回 本明川スポーツフェスタ」において、令和5年度は日越外交関係樹立50周年記念長崎県・ベトナムスポーツ交流事業として来県したベトナムローイングチーム等によるレースも実施した。 eスポーツの効果について研究・理解するとともに、県内の機運を高めることを目的とし、関係団体や自治体職員等を対象として勉強会を開催した。	【活動指標】 市町等との連絡会議実施数（回）	10	10	100%	●事業の成果 ・市町等との連絡会議については、計10回の開催することができ、会議においては市町等と課題を共有するとともに、各市町等の誘致方針を踏まえた効果的な誘致を行うことができた。 ・補助金を用いて誘致した合宿については、年間で13件であるが、補助金がなくとも実施された合宿もあり、長年にわたる誘致活動等の成果が見られた。 ・産業や観光、福祉、教育等で活用が期待されるeスポーツについては、自治体職員等を対象に勉強会を行い、外部講師による「eスポーツと教育」に関する講演を実施するなど、eスポーツの幅広い活用に向けた機運醸成を図ることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・合宿誘致については目標値には届かなかったが、2024年の箱根駅伝でシード権を獲得するなど、大学駅伝の強豪である大東文化大学陸上競技部の壱岐市への誘致に成功するなど、スポーツ合宿地としてのブランド力の向上を図ることができた。
				24,940	15,206	9,191			10	10	100%		
				30,184	20,207	9,337			10				
				—				【成果指標】 スポーツ合宿参加者数（人）（県外の高校生以上（離島地域では島外の高校生以上））	6,914	4,460	64%		
			R3-7						7,190	5,164	71%		
			スポーツ振興課	—	—	—	県外スポーツチーム、市町、競技団体		7,478				
取組項目 iii vi		3	サイクルツーリズム推進事業費	1,947	1,149	7,653	●事業内容 地域資源を活用したサイクルツーリズム振興を行い、交流人口の拡大等を通して地域活性化を図る。 ●実施状況 島原半島3市が島原半島観光連盟を事業主体として進めているサイクリストの受入環境整備に関して、定例会議を実施するほか、半島内でのモニターツアー・試走会や熊本県天草地域、大分県佐伯地域への視察、有識者を招聘した講演会開催に対する支援を行った。 九州各県と連携した取組として、九州・山口サイクルツーリズム推進委員会の契約アドバイザーによる講演会や担当者会議に出席し、意見交換を行うとともに、初開催となったツール・ド・九州2023の視察及び関係団体等へのヒアリングを実施した。	【活動指標】 サイクルツーリズム推進に係る関係団体との協議等回数（回）	10	17	170%	●事業の成果 ・島原半島観光連盟主催のモニターツアーや講演会等に参加し、島原半島の課題を認識したうえで、定例会議を行うことで、定期的な課題解決の支援を実施することができ、サイクリストの受入環境整備を推進することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・サイクルツーリズムの推進に向けて、有識者や先進地の知見を取り入れながらサイクリストの受入環境整備を進めるとともに、地元の機運醸成を図ることで、交流人口の拡大に寄与することができる。 ・また、九州各県との連携で、より広域の人々へ訴求効果が図られ、さらなる交流人口の拡大に向けて基盤整備を進めることができている。
				803	480	5,361			15	17	113%		
				2,017	1,603	5,447			15				
				—				【成果指標】 サイクリスト受入環境整備箇所数（箇所）	10	12	120%		
			R4-7						10	10	100%		
			スポーツ振興課	—	—	—	県民、市町、地元観光協会等、競技団体		10				

取組項目iv	○	4	障害者スポーツ振興費	26,583	1,193	4,974	●事業内容 障害に対する理解促進や共生社会の実現に向けた障害者スポーツ大会等の開催や選手への支援 ●実施状況 長崎県障害者スポーツ大会の開催や、全国障害者スポーツ大会への本県選手団派遣、長崎県障害者スポーツ協会運営費の一部補助を行い、県内の障害者スポーツの普及・振興を図った。	【活動指標】 障害者スポーツレクリエーション教室の開催回数(回)	37	17	45%	●事業の成果 ・障害者スポーツの裾野を広げる取り組みとして、障害者スポーツレクレーション教室を開催し、スポーツに取り組む楽しさと継続を指導した。 ・県障害者スポーツ大会を4年ぶりに有観客で開催したほか、鹿児島県で開催された特別全国障害者スポーツ大会に本県選手団の派遣を行った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・県障害者スポーツ大会は、4年ぶりに有観客で開催し、障害者のスポーツ活動等による社会参加の推進に寄与した。
				30,327	2,140	4,978			37	19	51%		
				33,026	3,220	5,058			37				
				身体障害者福祉法第21条				【成果指標】 県障害者スポーツ大会参加者数(人)	1,395	838	60%		
			S38-						1,395	864	61%		
			障害福祉課	○	—	—	長崎県障害者スポーツ協会、身体障害者、知的障害者、精神障害者		1,395				
取組項目vi		5	日本スポーツマスターズ2024長崎大会開催事業費				●事業内容 日本スポーツマスターズ2024長崎大会の成功に向けて、大会の機運醸成や本県のPRに繋がるような広報等を実施するとともに、競技運営等に対する支援を実施する。 ●実施状況 大会の開催準備を円滑に進めるため、県内競技団体や市町のほか、医療・経済・観光・物産関係団体などで構成する実行委員会を設立し、大会の運営方針等を決定した。また、大会の機運醸成に向けて、チラシをはじめとした広報物を作成するとともに、大会アンバサダーを委嘱し、大会1年前を記念したキックオフイベントを開催した。	【活動指標】 日本スポーツマスターズ大会の開催に向けた啓発イベントの開催数(回)	—	—	—	●事業の成果 ・V・ファーレン長崎のホーム最終戦を活用したキックオフイベントを開催し、宣伝ブース、競技体験コーナーを設けて、ステージイベント等を実施したところ、およそ延べ1,290名の方に参加いただき、大会の機運醸成を図ることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・V・ファーレン長崎のホーム最終戦を活用したことで、県民に加えて県外からの来県者へ大会のPRができ、スポーツを通した本県の情報発信に寄与した。
				7,901	4,718	5,361			1	1	100%		
				87,965	58,916	20,231			1				
				—				【成果指標】 マスターズ大会への選手・役員等の参加者数(人)	—	—	—		
			R5-6(名称変更)						—	—	—		
			スポーツ振興課	—	—	—	県民、来県者、日本スポーツ協会、日本スポーツマスターズ2024長崎大会実行委員会		10,000				

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i　プロスポーツクラブと連携した地域活性化の推進

●実績の検証及び解決すべき課題

両プロスポーツクラブの活躍は県民に大きな夢や感動を与え、県民の一体感や郷土愛を育み、また、上位ステージで活躍するほど全国メディア等での露出や熱心なアウェイサポーターの来訪など交流人口の拡大等に大きく寄与することから、県としても、県内自治体と連携し、今後も積極的にクラブの活動の応援、後押しを行っていく必要がある。

V・ファーレン長崎の平均観客動員数は、新型コロナウイルス感染症の影響が大きかった昨シーズンと比較して増加してはいるものの、他チームとの比較においては、昨シーズンは22チーム中11位、今シーズン(第32節終了時点)は20チーム中8位に留まっており、引き続き、アウェイ客誘致及びホームゲームの県民へのPRに取り組み、観客数を増やしていく必要がある。

各市町とプロスポーツクラブの連携・活用については、予算化された事業数が増加しており、各自治体の事業構築に活用できるよう、新規で実施する事業の内容等について自治体連携会議で共有を図っているところであるが、まちづくりや観光など、幅広い分野での活用をさらに進めていく必要がある。

●課題解決に向けた方向性

県民のホームゲーム観戦者数増につなげるため、県民応援フェアの内容充実(魅力アップ)を検討するとともに、県のみではなく、県内各市町においても万遍なくホームゲームの広報を実施するよう機会を捉えて呼びかけを行っていきたい。

アウェイ客誘致については、各クラブと連携したPR活動を実施するほか、より効果的なアウェイ客誘致策を検討していきたい。

幅広い分野でのクラブの活用については、県民が両クラブに触れる機会が増え、クラブに対する県民の愛着醸成につながるとともに、各市町にとっては、クラブの集客力を活かした事業実施が可能となることから、自治体連携会議において県の事例を紹介するとともに、スポーツ所管部署以外の職員もオンラインで参加してもらうなどの取組を行っていきたい。

両クラブの誘客増加に向けた取組については、長崎スタジアムシティプロジェクトの状況も踏まえながら、検討していきたい。

ii	長崎スタジアムシティプロジェクトと連携した地域活性化につながる各種スポーツイベント等の誘致協力	
	●実績の検証及び解決すべき課題 長崎スタジアムシティプロジェクトを機に、多くの県内外の人が訪れ、まち全体を回遊して賑わいを生み出していくような効果の創出を検討するため、事業主体であるジャパネットホールディングス、地元経済界、長崎市等を含め官民での協議を進めている。 長崎スタジアムシティのスタジアムとアリーナについては、それぞれ、サッカー・V・ファーレン長崎とバスケットボール・長崎ヴェルカの本拠地として公式戦等が行われることになるが、それ以外の日程について、ジャパネットホールディングスとしては、各種スポーツイベント等の誘致を行っていく意向であり、今後、県として何ができるか、引き続きジャパネットホールディングス、地元長崎市をはじめとする関係者と具体的に協議していく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 長崎スタジアムシティへのスポーツイベントの誘致については、V・ファーレン長崎や長崎ヴェルカが持つ日本トップリーグ連携機構などのコネクションを活用し、ジャパネットホールディングス自らで誘致活動を行う意向であるが、県としても、ジャパネットホールディングス側から具体的な要望等があれば、誘致活動の助力となるよう、長崎県スポーツコミッションの支援制度を活用した共同での誘致活動を提案するなど、関係者との役割分担の中でできる限りの対応を行う。
iii	スポーツ施設や恵まれた自然環境を活用し、地域が主体となったスポーツ合宿・大会の誘致促進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 スポーツ合宿・大会の誘致は、交流人口の拡大とともに、選手と住民との交流を通じた地域のスポーツ振興に寄与できることから、観光関係者、スポーツ関係者両方にとって高い需要があり、特に観光業界においては閑散期対策としてより効果的である。また、合宿・大会参加のために来県したスポーツ選手と県内子どもたちとの交流体験や、それに伴う競技力向上も期待されている。 トランスコスモススタジアムについて、V・ファーレン長崎のホームスタジアム移転により、新たな活用策の検討が必要となっている。	●課題解決に向けた方向性 合宿・大会誘致について人脈やノウハウを有しているスポーツコミッションにおいて、市町ごとに競技団体、施設管理者、観光関係団体等との連絡会議を開催するとともに、県内競技団体等の有識者や市町のスポーツ関係部局等によるスポーツ合宿等の誘致に関する意見交換を行う。また、トランスコスモススタジアムの活用については、施設管理者や競技団体などの意向も踏まえながら、スポーツ大会等の誘致を検討していく。
iv	障害者のスポーツ活動等による社会参加の推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 県内各地域に出向き、スポーツレクリエーション教室を開催することで、これまでスポーツに接する機会のなかった障害者の活動の機会を広げ、さらに、障害者が身近でスポーツを楽しめるように、「障害者スポーツ人材バンク」を設置し、養成した指導者等を学校等に派遣し、スポーツの指導や模範演技等を行う活動を行ってきた。令和5年度についても、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、スポーツレクリエーション教室の開催回数が減少している。 県障害者スポーツ大会の参加者数については、新型コロナウイルス感染症拡大前と比較して、徐々に回復傾向ではあるものの、目標値に達していない。	●課題解決に向けた方向性 障害者向けのスポーツレクリエーション教室を開催し、障害者の社会参加、生活の質の向上のための支援を継続していくほか、健常者も実施可能な障害者スポーツレクリエーション教室も開催し、健常者と障害者の交流する場の提供を行っていく。 県内障害者トップアスリートの強化対策の支援を積極的に行うことで、障害者スポーツの機運醸成及び理解・普及促進を図る。
v	国内及び近隣諸国で開催される国際大会に向けた海外チームキャンプ誘致の推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 これまでの誘致活動で築いた各国のオリンピック委員会や競技団体等とのコネクションを活用し、令和5年7月には、世界水泳2023福岡大会の事前キャンプとして、本県で東京オリンピックの事前キャンプを実施したポルトガルのほか、クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ウクライナの4か国5チームの受入を行うことができた。 2024年5月に開催された世界パラ陸上神戸のポルトガルチームの事前キャンプ誘致に取り組んだが、同年8月から開催されるパラリンピックに予算を割くため、国内での事前キャンプ自体が行われず、誘致は実現しなかった。事前キャンプを実施するチームは、キャンプを実施したことがある場所を候補とするため、新たに提案していくのは難しく、効果的なアピールを行うためには、事前に情報を入手し早い段階で受入市町と体制を構築して誘致活動を行う必要がある。	●課題解決に向けた方向性 今後も国内や近隣諸国で国際大会について情報収集を行うとともに、受入市町の意向も踏まえながら、東京オリンピック・パラリンピックキャンプ誘致で培った人脈や受入ノウハウを活かし、東京2025世界陸上や第20回愛知・名古屋アジア競技大会などを見据えて誘致活動を積極的に行っていく。 国際スポーツ大会の誘致については、中央競技団体や市町を巻き込んで進めていく必要があることから、知事トップセールスも交えながら、誘致成功の可能性を最大限高められるよう取り組んでいく。

vi	スポーツを通した国際交流の推進や、観光・物産を含めた本県の情報発信	
	●実績の検証及び解決すべき課題 令和5年7月に受け入れた世界水泳2023福岡大会に向けたポルトガル水泳チームの事前キャンプでは、長崎市の小学校を訪問し、子供たちとの交流を行うことができた。また、日越外交関係樹立50周年記念事業として、ユース世代のスポーツチームの相互派遣を行い、本県とベトナムの関係をさらに深めるとともに、スポーツを通じた青少年の健全な育成を図ることができた。特に派遣については、県サッカー協会や民間企業等で組織した実行委員会により渡航費用を負担することができた。ベトナムへ遠征したクラブチームからの反響も良く、民間主導で国際交流が継続できるように働きかけを行いたい。 日本スポーツマスターズ2024長崎大会については、本県の認知度向上を図るため、引き続き効果的な情報発信に取り組むとともに、大会関係者向けに県内周遊を促すよう取り組む必要がある。	●課題解決に向けた方向性 今後も海外関係事業の際には、参加する選手の負担にならない範囲で、国際交流の場を設けることや観光地・物産のSNSなどによる発信を促進し、キャンプ等を受け入れた際の事業効果を最大限に活用できるよう教育、国際、物産、観光関係の部署と連携して工夫しながら、事業を実施する。 民間同士のスポーツ交流について、国際関係の部署と連携しながら、カウンターパートの紹介など交流に必要な情報の共有を行っていく。 日本スポーツマスターズ2024長崎大会については、マスメディアやSNS等を活用した情報発信に加え、大会アンバサダーや本県出身の著名人を活用したPR動画、大会100日前を記念したイベントによる機運醸成を図る。また、大会を機に来県される方に県内を周遊していただき本県の魅力に触れていただけるよう、旅行商品造成など効果的な周遊対策に取り組む。

4. 令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 i ii	○	1	プロスポーツクラブを活用した地域活性化推進事業費 R3- スポーツ振興課	離島の子どもたちを対象としていた「スタジアム体験ツアー」については、自治体連携会議での意見等を踏まえ、対象地区を16市町に拡大したほか、長崎ヴェルカのホームゲームも実施対象とした。 また、アウェイ対策について、アウェイゲーム訪問によるPR活動の効果を検証した結果、令和6年度からは実施しないこととした。その代替策として、より多くのアウェイサポーターに向けて本県の観光等の情報が届くよう発信力が高いクラブのSNSを活用したPRを実施することとした。	①⑤⑥	トップリーグであるB1残留となった長崎ヴェルカは、引き続き観客増や交流人口の拡大に向けた好影響が期待できる（昨シーズン平均入場者数／B1：4,617人　B2：2,304人）。また、V・ファーレン長崎も、J1在籍時（2018年）のホームゲーム平均観客数は、J2在籍期間における平均観客数の倍以上（平均観客数／J1在籍時：11,225人 J2在籍期間：5,553人）であったことから、トップリーグへの在籍は、当事業の目的である交流人口の拡大等による地域活性化に大きく寄与すると考えられる。 このような中、本年10月には両クラブの本拠地となる長崎スタジアムシティが開業予定であり、県民の応援機運の高まりも期待できることから、今後もより県民に親しまれる強いプロスポーツクラブとして根付かせていくため、両クラブのトップリーグでの活躍を後押しする支援策を検討していきたい。	改善
取組項目 iii v vi	○	2	スポーツによる賑わいづくり推進事業費 R3-7 スポーツ振興課	組織体制について、より効率的、効果的な業務遂行のため、これまで当課職員兼務で対応していたポストについて、スポーツコミッション職員を配置する見直しを行った。 また、県民のスポーツへの関心を高めるため、これまで長崎市と佐世保市で実施してきたアーバンスポーツ体験会について、市町のニーズを踏まえ、上記2市以外で実施する。	⑤⑥⑧	国際大会等大規模な大会の誘致については、知事トップセールス等の手法も検討しながら、誘致成功の可能性を最大限高められるよう取り組む。 また、これまでの合宿・大会誘致による効果検証を行ったうえで、特に、トランスコスモススタジアムへの大会誘致の可能性について、施設管理者や市町、競技団体など関係者との協議を進めていくほか、実施実績を県内外へ積極的にPRするなどして、地域のブランド力強化を図り、新たな合宿・大会の誘致に繋げていく。	改善
		3	サイクルツーリズム推進事業費 R4-7 スポーツ振興課	島原半島においては、引き続き財政的支援や助言を行い、サイクリングルートの充実や地域の機運醸成などサイクリストの受入環境整備を進めていく。大村湾南部地域については、ルート上の自治体や関係団体等と試走会や意見交換会を行い、今後の活用について協議を行う。 また、九州・山口サイクルツーリズムにおいては、国際サイクルイベントの本県開催を検討する。	②⑤⑥	島原半島地域においては、受入環境整備の大方の完了に向けて取り組むとともに、国内外からのサイクリストの誘客に向けて、PR・プロモーションを関係者と連携して取り組む。 大村湾南部地域は関係自治体と連携し、サイクリスト受入環境整備の計画策定や地域の機運醸成について協議を行い、実施主体の立ち上げを検討する。 九州・山口サイクルツーリズムについては佐世保市と連携し、「ツール・ド・九州2025」の本県開催に向けた準備を行う。	改善

取組項目iv	○	4	障害者スポーツ振興費 S38- 障害福祉課	パリパラリンピック競技大会及び第25回夏季デフリンピックへの出場が期待される本県選手の強化を図るため、国内外の各種大会等へ参加するために必要な遠征費等の助成を実施する。	②⑥⑨	事業の一層の効果促進を図るため、各種広報媒体を活用して、障害者スポーツを広く周知していくとともに、健常者と障害者の交流の場としてスポーツ教室を引き続き実施する。また、第25回夏季デフリンピックに向けて、県内の障害者アスリートの支援を行っていく。	改善
取組項目vi		5	日本スポーツマスターズ2024長崎大会開催事業費 R5-6（名称変更） スポーツ振興課	引き続き、関係団体と連携して大会の開催準備を進めるとともに、大会アンバサダーを活用したPR動画をはじめ、広報物による機運醸成や効果的な情報発信に取り組む。また、競技団体による競技運営事業や開催市町による歓迎・おもてなし関連事業に対する支援に取り組む。	—	—	終了

注：「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和6年度実施）

基本戦略名	3-2 地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る	事業群主管所属・課(室)長名	教育庁 体育保健課	松山 度良
施策名	5 特色ある文化資源・スポーツによる地域活性化	事業群関係課（室）		
事業群名	④ 競技スポーツの推進	令和５年度事業費（千円）	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費（R5実績）の合計額	302,844

1. 計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025 本文）

国際大会や全国大会等で本県選手が活躍する姿は、県民に大きな感動と活力を与え、郷土愛を育みます。そのため、優秀選手の発掘・育成・強化に取り組み、競技力向上を図ることで競技スポーツを推進します。

（取組項目）

ⅰ）選手の発達段階に応じた一貫指導システムの充実
ⅱ）世界の舞台へ羽ばたく選手の育成・強化
ⅲ）優秀成年選手の確保に向けた支援体制づくり
ⅳ）最新のスポーツ医・科学を活用した指導者・選手サポート体制の充実

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	国民スポーツ大会の順位	目標値①		20位台	20位台	20位台	20位台前半	20位台前半	20位台前半（R7）
		実績値②	26位（R元）	開催中止	45位	39位			進捗状況
		達成率②／①		—	—	—			遅れ

（進捗状況の分析）

鹿児島国体では、目標の20位台には大きく届かなかったが、九州ブロック大会における本大会への出場権の獲得数は、前年度の九州ブロック大会より11種目増え九州第3位であった。また、栃木国体の課題を踏まえ、少年種別の重点強化を図ったことで、入賞数が10種目増えたことは成果である。今後は本大会でも入賞できるよう少年世代から成年世代への一貫した強化を充実させるため、競技団体と連携し、指導体制の充実を図っていく。

2. 令和5年度取組実績（令和6年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R4実績	R5実績	R6計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等	事業期間	所管課(室)名	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）	事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況（令和6年度新規・補正事業は事業内容）	事業対象	指標（上段:活動指標、下段:成果指標） 主な指標	R4目標	R4実績	R5目標	R5実績	R6目標	達成率	令和5年度事業の成果等
取組項目ⅰⅱⅲⅳ	○	1	競技力向上特別対策費	135,615	135,615	26,785			スポーツ基本法	H4-	体育保健課	—	—	—	●事業内容 官民一体となった「長崎県競技力向上対策本部」や県高体連等と連携・協力し、選手や団体の育成強化を行い、本県競技力の推進を図る。 ●実施状況 国体強化事業や小・中学生を対象とした強化事業、指導者育成事業、ジュニアスポーツ推進事業などにより、選手の発掘・育成・強化など更なる競技力の向上に取り組んだ。 特にジュニアスポーツ推進事業については、全国大会で入賞が期待できる部活動35競技のべ90校に対して強化指定し、遠征費等の助成を行い、少年種別の競技力向上に努めた。	県競技団体、県高等学校体育連盟、県中学校体育連盟等	【活動指標】 強化競技団体数（団体）	41	41	100%				●事業の成果 ・国体総合成績は、39位と目標を下回ったが、ボウリング成年男子が団体戦において初優勝し、ソフトボール女子が4年ぶりに優勝した。また、剣道少年女子の準優勝に加え、少年種別においてバドミントン女子、陸上男子など12競技22種目が入賞を果たし、競技団体の少年世代に対する強化事業の成果が出ている。 ●事業群の目標達成への寄与 ・前年度の順位を上回るなど、競技団体の中・長期的な視点による強化事業の取組の推進に寄与した。
				148,590	148,590	27,572												41	41	100%				
				149,462	149,462	24,121												41						
																	【成果指標】 国体天皇杯順位（位）	20位台	45位	—				
																		20位台	39位	—				
																		20位台						
取組項目ⅰⅱⅲ		2	スポーツ合宿施設費	5,196	5,158	1,147			—	H12-	体育保健課	—	—	—	●事業内容 長崎県スポーツ協会が運営する合宿所の運営費の一部を助成する。 ●実施状況 スポーツ合宿所の運営に要する経費の一部を助成し、離島地区の児童・生徒のスポーツ機会の確保と保護者の負担軽減を図った。	（公財）長崎県スポーツ協会	【活動指標】 —	—	—	—				●事業の成果 ・（公財）長崎県スポーツ協会に対して運営に要する経費の一部を助成することにより、合宿や大会に参加する児童・生徒の宿泊施設を提供することができた。 ・新型コロナウイルスの5類移行に伴い、スポーツ活動が通常化してきており、離島の学校利用者が増加し、保護者の負担軽減が図られた。
				4,692	4,647	1,148												—	—	—				
				4,603	4,558	1,167												—						
																	【成果指標】 離島部の年間利用者数（人）	2,500	484	19%				
																		2,500	911	36%				
																		2,500						

取組項目 i ii iii		3	アスリート雇用支援事業費	5,622	0	765	●事業内容 アスリートと県内企業就職のマッチングサポートを支援し、本県競技スポーツの普及・発展及び成年選手の県内定着推進を図る。 ●実施状況 優秀成年選手の確保と県内定着を図るため、本県で就職を希望する成年アスリートと企業との就職支援を行い、その経費を助成した。	【活動指標】 優秀成年選手の採用獲得・維持人数(人)	6	0	0%	●事業の成果 ・成年アスリート選手の確保と県内定着を図るため、長崎県スポーツ協会が開設した無料相談所と協力し、チラシの作成・配布に加え、企業訪問や競技団体ヒアリング等を実施し、本事業の周知に努めた。 ・本事業は、より効果的な事業とするため「未来ながさきスポーツプロジェクト推進事業」にリニューアルし、令和5年度で終了となる。
				6,624	0	765			6	0	0%		
			(R5終了)R3-5	—				【成果指標】 雇用支援選手の国民体育大会における獲得得点(点)	20	0	0%		
									20	0	0%		
			体育保健課	—	—	—	(公財)長崎県スポーツ協会						
		4	未来ながさきスポーツプロジェクト推進事業				●事業内容 長崎県スポーツ協会が設置した「アスリートサポートセンター」と協力し、成年アスリートの就職支援やスポンサー企業の開拓、社会人クラブの活動支援などを行い、アスリートが県内で活動できる体制づくりを推進する。また、U・Iターン希望者リストの作成、ポスター・チラシの作成、専用ホームページの開設、企業訪問等を行うことにより、競技団体や大学・学校関係者、県内企業等に対し広報・周知を図る活動等に対して助成する。	【活動指標】 アスリートの県内就職数(人)				–
				19,238	0	3,112			5				
			(R6新規)R6-8	—				【成果指標】 求人登録企業数(社)					
			体育保健課	—	—	—	(公財)長崎県スポーツ協会		15				
取組項目 i ii iii iv		5	スポーツ振興総合推進事業費	11,044	11,044	765	●事業内容 本県スポーツ振興の中心的立場であり、各競技団体を統括する団体である「長崎県スポーツ協会」に対して助成を行い、本県スポーツの振興に資する。 ●実施状況 本県におけるスポーツの普及・振興のため県競技団体の統括団体である(公財)長崎県スポーツ協会に対し、協会運営費等の一部を助成した。	【活動指標】 —	—	—	—	●事業の成果 ・長崎県スポーツ協会が中心となって、スポーツ関係団体・機関等との緊密な連携のもと、地域スポーツの普及・振興等が図られた。
				12,547	12,547	765			—	—	—		
				12,565	12,565	1,167			—				
				スポーツ基本法				【成果指標】 体育・スポーツの発展と、県民の健康と体力の保持増進	数値目標なし	—	—		
			H15-						数値目標なし	—	—		
			体育保健課	—	—	—	(公財)長崎県スポーツ協会		数値目標なし				
		6	国民スポーツ大会費	150,825	149,626	16,836	●事業内容 国民体育大会及び九州ブロック大会への選手等派遣費を助成する。 ●実施状況 国民体育大会・九州ブロック大会における、本県代表の監督・選手の旅費を助成した。	【活動指標】 —	—	—	—	●事業の成果 ・九州ブロック大分大会及び鹿児島国体への本県代表の監督・選手が参加するための旅費等の支給業務が円滑に実施された。
				120,861	120,861	16,849			—	—	—		
				153,900	153,900	16,729			—				
				スポーツ基本法				【成果指標】 国体天皇杯順位(位)	20位台	45位	—		
			S40-						20位台	39位	—		
			体育保健課	—	—	—	(公財)長崎県スポーツ協会		20位台				
		7	競技力向上特別対策重点強化事業費	16,492	0	3,826	●事業内容 県内から一人でも多く、オリンピック選手等の日本代表選手を輩出するため、競技環境の整備や、選手の育成・強化を行い、本県競技力の更なる向上を図る。 ●実施状況 県内から多くの日本代表選手を輩出することを目的に、県内在住の各カテゴリー日本代表選手を特別強化選手及び強化選手に指定し、合宿や遠征等に要する経費の助成を行った。 また、更なる競技力向上を図るためセーリング艇の整備を行った。	【活動指標】 オリンピックアスリート等特別強化事業で支援した選手数(人)	17	14	82%	●事業の成果 ・日本代表選手等17名を指定し、優秀選手の強化活動の支援を行った。また、これまで本事業を活用した4名の選手が、世界選手権等の日本代表選手として出場を果たした。
				9,530	0	3,829			17	17	100%		
				22,678	0	3,112			17				
				スポーツ基本法				【成果指標】 上記事業によりオリンピック及び世界選手権等の日本代表になった選手数(人)	4	4	100%		
			H30-						4	4	100%		
			体育保健課	—	—	—	県競技団体、企業クラブ等(特別強化選手、強化選手)		4				

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	選手の発達段階に応じた一貫指導システムの充実	
	●実績の検証及び解決すべき課題 令和5年度の鹿児島国体において、本県競技力の主力となる少年種別の得点は、令和4年度栃木国体の133.5点から201.5点に上がった。成年種別は、152.5点から160.5点になり、総合順位は39位になった。 令和5年度から、少年選手と成年選手が合同練習できる事業を始め、世代を通した強化活動を実施することができた。また、指導者に対しても更なる資質向上を図るための派遣事業などを実施し、指導力向上に努めた。 目標達成には、引き続き、発達段階に応じた系統的な強化事業と優秀な指導者の育成が求められている。	●課題解決に向けた方向性 本県の競技力向上のためには、少年世代から成年世代までの一貫した選手の育成・強化が必要であるため、特にその土台となる少年世代では、中・長期的な視点を踏まえた各競技団体の課題や強化方針に基づき事業が実施できるように事業改善を図る。併せて、今後の本県の競技力向上を担う若手指導者の育成・資質向上を図るために指導者研修等を充実させる。
ii	世界の舞台へ羽ばたく選手の育成・強化	
	●実績の検証及び解決すべき課題 中・高校生で全国上位レベルの選手やチームの核となる選手及び、県内在住の各カテゴリー日本代表選手を、中央競技団体等が主催・派遣する合宿や大会等に参加させることで、より高いレベルで競技力向上を図ることができている。本県ゆかりの日本代表選手数は、令和5年度は38名輩出しているが、本県からより多くの日本代表選手を輩出するために各世代における優秀選手の更なる重点強化が必要である。	●課題解決に向けた方向性 各カテゴリーの日本代表選手や全国上位レベル選手の指定を行い、重点強化に取り組む。また、世界レベルや権威ある全国大会等で優秀な成績を収めた指導者等を招へいし、選手の強化と指導者の指導力向上に努める。
iii	優秀成年選手の確保に向けた支援体制づくり	
	●実績の検証及び解決すべき課題 長崎県スポーツ協会の「アスリート就職支援事業」と連携して、成年アスリートの県内就職、定着のための周知・広報活動に取り組んだ。また、実業団が乏しい本県においては、成年アスリートの受け皿となる社会人、企業チームや大学チームへの支援を行った。引き続き優秀成年選手の県内定着と競技活動継続のための事業を推進していく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 長崎県スポーツ協会が設置した「アスリートサポートセンター」と協力し、成年アスリートの就職支援やスポンサー企業の開拓、社会人クラブの活動支援などを行い、アスリートが県内で活動できる体制づくりを推進する。
iv	最新のスポーツ医・科学を活用した指導者・選手サポート体制の充実	
	●実績の検証及び解決すべき課題 令和5年度鹿児島特別国体や九州ブロック大会において、本県代表選手が、実力を発揮できる環境を整えるため、延べ29名のトレーナーを派遣した。 選手の競技パフォーマンスを最大限に発揮させるためには、選手の発育・発達段階や競技特性に応じた最新のスポーツ医・科学の見地に基づく科学的なトレーニングやサポート体制が不可欠である。	●課題解決に向けた方向性 各競技団体に対し、国民スポーツ大会等のトレーナー派遣希望の調査を行い、競技特性や必要性を踏まえてトレーナー派遣の充実を図る。

4. 令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 i ii iii iv	○	1	競技力向上特別対策費 H4− 体育保健課	国民スポーツ大会における九州ブロック大会の突破から本大会までの継続的な強化を図るための「国スポ強化事業」を実施し、競技団体の実情に応じた効果的な強化事業を実施できるように見直した。 また、少年種別については、これまで各年代ごとに事業を実施して強化を図っていたが、これらの事業を統合した「長崎ミライアスリート強化事業」として、中・長期的な計画による競技団体提案型の強化事業ができるように見直した。 加えて、「ジュニアスポーツ推進事業」では、国スポ強化校を拡充した。	①②	国民スポーツ大会での競技別獲得点数や成果課題の分析から事業の成果と課題を把握する。さらに、全競技団体とのヒアリングにおける強化方針や課題等を踏まえ、継続的な競技力の向上を目指す。 令和6年度からは、各競技団体がそれぞれの実情や課題を踏まえて強化策に取り組むことができる提案型事業を開始している。また、少子化が進む中においても、本県における持続可能な競技スポーツの普及・発展と競技力向上のため、「長崎県競技力向上戦略ビジョン」を令和6年度中に策定予定である。	改善

取組項目 i ii iii		2	スポーツ合宿施設費 H12- 体育保健課	—	—	スポーツ合宿所の老朽化に伴う施設の維持・管理費や時代にあった施設設備となっているかなどの観点から、スポーツ合宿所の運営方法等を考えていく。	改善
取組項目 i ii iii		4	未来ながさきスポーツプロジェクト推進事業 (R6新規)R6-8 体育保健課	R6新規	①②③	長崎県スポーツ協会が設置した、「長崎アスリートサポートセンター」と協力しながら、大学生が卒業後に県内社会人アスリートとして競技を継続できるサポート体制や、すでに県外で活動しているアスリートが長崎県に戻ってきて活動できるようにサポート体制の強化を図る。	改善
取組項目 i ii iii iv		5	スポーツ振興総合推進事業費 H15- 体育保健課	—	—	長崎県におけるスポーツの普及・振興と県民の健康増進を図るため、本県スポーツ振興の中心的立場にある長崎県スポーツ協会に対し、継続して運営費の一部を助成していく。	現状維持
		6	国民スポーツ大会費 S40- 体育保健課	—	⑩	令和7年国民スポーツ大会九州ブロック大会が長崎県で開催されるためその運営に係る必要経費及び令和7年国民スポーツ大会（滋賀県）、本県開催の九州ブロック大会に参加するための必要な旅費等の経費を措置する。	拡充
		7	競技力向上特別対策重点強化事業費 H30- 体育保健課	令和5年度の実績を踏まえ、更なる競技力向上を図るため、中・高校生の強化選手指定を拡充した。また、オリンピアン等を招へいし、選手・指導者の育成及び資質向上に取り組む。 また、用具が直接選手の競技パフォーマンスを左右する競技については、計画的に最新の競技用具を整備することが重要であるため、令和6年度はローイング競技用艇を整備する。	①②	今後も強化指定選手が増え、オリンピックや世界選手権等で活躍する日本代表選手を輩出することで県内のスポーツの活性化を目指す。また、計画的に競技用備品を整備し、本県の競技力の向上を図る。	改善

注:「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和6年度実施）

基本戦略名	3-2 地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る	事業群主管所属・課(室)長名	文化観光国際部 ながさきピース文化祭課	山浦 義次
施策名	5 特色ある文化資源・スポーツによる地域活性化	事業群関係課（室）	障害福祉課	
事業群名	⑤ ながさきピース文化祭2025の開催	令和５年度事業費（千円）	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費（R5実績）の合計額	23,079

1. 計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025 本文）

令和7年度のながさきピース文化祭2025は本県の魅力を国内外に発信する絶好の機会であることから、市町と一体となって文化芸術の振興や地域活性化につながる長崎県らしい文化祭の開催を目指し、文化を通じた「人づくり、基盤づくり、地域づくり」の仕組みを将来に継承していきます。

（取組項目）

ⅰ）市町主体の分野別フェスティバルや地域の特色あるプログラムの実施
ⅱ）文化芸術活動を行う団体等に対する支援の充実
ⅲ）文化を担う人材の育成及び文化団体の体制強化、学校や地域との連携
ⅳ）地域に伝わる伝統芸能や歴史、食などの文化観光資源を活用した、国内外からの誘客促進
ⅴ）文化芸術活動を通した国際交流の拡大及び平和への願いの発信
ⅵ）障害のある人もない人も一緒に参加し交流できる芸術文化事業の実施

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	ながさきピース文化祭2025 総参加者数	目標値①				—		190万人	190万人（R7）
		実績値②				—			進捗状況
		達成率②／①				—			—

（進捗状況の分析）

文化祭総参加者数目標190万人の達成のためには、各種事業の磨き上げや更なる認知度の向上および機運醸成が必要となる。

2. 令和5年度取組実績（令和6年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 / 事業期間 / 所管課(室)名	事業費（単位:千円） R4実績	R5実績	R6計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等：法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）	事業概要：令和5年度事業内容及び実施状況（令和6年度新規・補正事業は事業内容） / 事業対象	指標（上段:活動指標、下段:成果指標）：主な指標	R4目標	R4実績	R5目標	R5実績	R6目標	達成率	令和5年度事業の成果等
ⅰⅱⅲⅳⅴ	○	1	国民文化祭推進事業費									●事業内容 ながさきピース文化祭2025の開催に向け、県及び県実行委員会を中心に開催準備を進めるとともに、プレイベントの開催やアンバサダーを活用した広報・情報発信等を実施する。 ●実施状況 ながさきピース文化祭2025の開催準備、運営等を行う県実行委員会へ負担金を支出したほか、実施計画（案）の策定に向け、企画会議を開催し、県実行委員会主催事業の協議等を行った。	【活動指標】 国民文化祭・全国障害者芸術・文化祭(R7)参加市町数（市町）	—	—	—	—	—	—	●事業の成果 ・企画会議を開催するとともに、文化祭の開催周知や先催県への視察、実施状況について情報収集を行い、県実行委員会主催事業の準備を進めることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・令和7年度の開催にむけて文化祭の開催周知や各種事業の構築・調整等に寄与した。
				22,885	0	45,954								—	—	—	—	—	—	
				120,799	0	147,839								—						
			R5-7	—									【成果指標】 国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭(R7)の参加者数（千人）	—	—	—	—	—	—	
			ながさきピース文化祭課	—	—	—						第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭長崎県実行委員会		—						

vi	○	2	全国障害者芸術文化祭推進事業費				●事業内容 ながさきピース文化祭2025の開催に向け、県及び県実行委員会を中心に開催準備を進める。 ●実施状況 実施計画(案)の策定に向け、企画会議を開催し、県実行委員会主催事業の協議等を行った。	【活動指標】	—	—	—	●事業の成果 ・企画会議を開催するともに、先催県への視察や実施状況について情報収集を行い、県実行委員会主催事業の準備を進めることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・令和7年度の開催にむけて障害者の社会参加や理解促進に寄与した。
				194	0	4,595		国民文化祭・全国障害者芸術・文化祭(R7)参加市町数(市町)	—	—	—		
				1,423	0	31,124			—				
				障害者による文化芸術活動の推進に関する法律 第9～19条				【成果指標】	—	—	—		
			R5-7					国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭(R7)の参加者数(千人)	—	—	—		
			ながさきピース文化祭課	○	—	—	第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭長崎県実行委員会		—				

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	市町主体の分野別フェスティバルや地域の特色あるプログラムの実施	
	●実績の検証及び解決すべき課題 各市町が主体的に実施する推進体制を構築するため、市町実行委員会の設立促進を図ったほか、分野別交流事業(分野別フェスティバル(全国大会))の実施に向けて、中央文化団体、県内市町及び県内文化団体に対する意向調査結果を踏まえた各市町とのマッチング及び実施の受け入れの調整を行った。また、地域文化発信事業(地域の特色あるプログラム)の実施に向けて、各市町の予定事業の調査及び意見交換結果等を踏まえた事業構築に係る調整・協議を重ね、事業計画書及び収支予算書の提出を受けた。 今後は、各種事業の円滑な実施に向けて事業の更なる調整や体制確立に取り組む必要がある。	●課題解決に向けた方向性 各種事業の円滑な実施に向けて、事業計画書及び収支予算書に基づき、中央文化団体、県内市町及び関係団体との個別・具体的な調整を図るとともに、事業構築に係る体制の確立に努める。
ii	文化芸術活動を行う団体等に対する支援の充実	
	●実績の検証及び解決すべき課題 県内文化団体に対する実施予定事業の調査結果を踏まえた事業の実施を支援するため、県内文化団体を対象とした補助制度構築の準備・検討を行った。 今後は、支援の具体化に向けた各種取組を行う必要がある。	●課題解決に向けた方向性 長崎県文化団体協議会と協力・連携し、県内文化団体に対する効果的な補助制度の立案・構築に努める。
iii	文化を担う人材の育成及び文化団体の体制強化、学校や地域との連携	
	●実績の検証及び解決すべき課題 文化祭の開催準備等のため設立した県実行委員会において、有識者で構成する企画会議を開催し、次世代を担う子供たちや若者が主体的に関わることで、故郷への誇りや愛着を持ち、新しい文化を生み出すエネルギーに繋げる取り組みを検討。県内出身のプロの方に演劇や音楽のワークショップ等を実施してもらい、文化祭期間中にその成果を披露する機会を創出することを立案した。 今後は、立案した事業の磨き上げを図るとともに、学校や地域と連携を強化し、県内の学生や地域の方々をはじめ多くの方々が参画できる仕組みを検討する必要がある。	●課題解決に向けた方向性 本県出身の「演劇」「音楽」のプロの方々と連携し、プログラムの方向性を決めていくほか、教育機関に対し生徒の参加に向けた調整を行い、県実行委員会において文化祭に向け万全な準備に努める。 また、企業協賛や協賛事業制度を構築するなど、関係団体等と連携し、文化祭の機運醸成等に努める。
iv	地域に伝わる伝統芸能や歴史、食などの文化観光資源を活用した、国内外からの誘客促進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 文化祭の開催準備等のため設立した県実行委員会において、有識者で構成する企画会議を開催し、本県の歴史や食などの文化資源を活かし、本県の魅力を発信し誘客に繋げる取り組みを市町とともに検討。県では江戸時代に砂糖は西洋と唯一の窓口であった出島から長崎街道を通って全国へ広がった歴史から、日本遺産である「砂糖文化を広めた長崎街道～シュガーロード～」にスポットを当てた取り組みとすることなどを立案した。また、文化祭への県外からの参加者の受入態勢づくり及び地域の文化観光資源を活用した誘客促進の検討を行った。 今後は、立案した事業の磨き上げを図るとともに、国内外からの誘客に向けた情報発信や受入態勢を構築・強化する必要がある。	●課題解決に向けた方向性 日本遺産のシュガーロードに取り組む団体と連携の上、菓子類関係団体の協力を得ながら検討部会を編成し、スイーツに関するコンテスト実施の方向性を決めていくほか、その受賞作品を活用した企画列車の運行や物産展の開催など周遊や賑わいづくりなどを交通事業者等関係者と調整を行いながら企画内容を充実させ、県実行委員会において文化祭に向け万全な準備に努める。また、各市町と各種調整を行いながら、一層効果的な事業実施、事業展開の準備に努める。 さらに、令和6年3月末に立ち上げた専用ホームページ等を活用することで、文化祭はもとより本県の文化観光資源等について、国内外に向けた積極的な情報発信に努めるとともに、文化祭における出演団体や個人の宿泊、旅客輸送、弁当手配及び観光のサポートを行う「トラベルセンター」の設置の準備に努める。

v	文化芸術活動を通した国際交流の拡大及び平和への願いの発信	
	●実績の検証及び解決すべき課題 文化祭の開催準備のため設立した県実行委員会において、有識者で構成する企画会議を開催し、国際交流や平和に向けた取り組みを検討した結果、国際交流として韓国・中国の若い奏者に呼びかけ日本の若者とオーケストラを結成した演奏会の開催や、平和の取り組みとして、子供たちが平和の絵を書く「ゲルニカ」のほか、「平和の文化」をテーマとしたシンポジウム開催を立案した。 今後は、立案した事業の磨き上げを図るとともに、各市町実行委員会主催事業との相乗効果を図るため、各種事業との連携や関連付けを図る必要がある。	●課題解決に向けた方向性 音楽関係者や美術関係者又は平和活動に関係する団体・個人の参画による検討部会を取り組みごとに設置の上、企画内容を充実させ、県実行委員会において文化祭に向け万全な準備に努める。 また、各市町や関係団体との各種調整を行いながら、一層効果的な事業実施、事業展開の準備に努める。
vi	障害のある人もない人も一緒に参加し交流できる芸術文化事業の実施	
	●実績の検証及び解決すべき課題 全国障害者芸術・文化祭は、平成19年に実施され今回が2回目の開催となる。1回目開催時は、主に会場であったシーハット大村においてイベント等を集約させて実施した。今回の全国障害者芸術・文化祭は、国民文化祭と一体的に開催し、多くの県民の参加や鑑賞の機会の充実を図るため、県内各地域において各種イベント等を実施し、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に繋げる必要がある。 また、障害のある方が、快適に各種イベントへの参加や鑑賞ができるよう、イベント会場における情報支援等の環境づくりが必要である。	●課題解決に向けた方向性 県実行委員会主催事業及び市町実行委員会主催事業において、県内各地域の特色ある文化・芸術を踏まえ、障害のある人もない人も一緒に参加・交流ができる各種イベントを県内各地域において実施する。 また、障害のある方が安心して参加・鑑賞ができる環境づくりを創出するため、手話通訳や要約筆記等の情報支援のほか、会場案内等を行うボランティアの確保並びに県実行委員会ホームページにおける、イベント会場のバリアフリー情報の掲載等、環境整備を整え充実を図る。

4. 令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
i ii iii iv v	○	1	国民文化祭推進事業費 R5-7 ながさきピース文化祭課	—	⑨	第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭の開催年となることから、文化祭の更なる認知度向上や機運醸成、各種事業の磨き上げ、関係者との連携強化など、総参加者数の拡大に向けた取組の推進に繋げていく。	拡充
vi	○	2	全国障害者芸術文化祭推進事業費 R5-7 ながさきピース文化祭課	—	⑨	第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭の開催年となることから、障害のある方が安心してイベントへの参加・鑑賞ができる環境づくりを創出するなど、合理的配慮の提供を行い、障害のある方の文化芸術活動の発表の場を通して、障害に対する理解を深め、障害のある人の自立と社会参加の促進に繋げていく。	拡充

注:「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和6年度実施）

基本戦略名	3-2 地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る	事業群主管所属・課(室)長名	文化観光国際部 国際課	貝淵 裕幸
施策名	6 国際交流と平和発信の推進	事業群関係課（室）	県民生活環境課、漁政課	
事業群名	① 国際交流の推進	令和５年度事業費（千円）	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費（R5実績）の合計額	80,642

1. 計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025 本文）

長い交流の積み重ねにより培われた友好交流関係や人的ネットワーク等を活かして海外との交流を拡大するとともに、市町や関係団体等と連携した交流活動の支援や地域で活躍する国際人材の育成を図ることにより、地域における幅広い分野での国際交流を推進していきます。

（取組項目）

ⅰ）友好都市等との関係強化と相互交流の拡大
ⅱ）地域における多文化共生の推進
ⅲ）民間団体等が取り組む先駆的な国際交流活動への支援

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	県民等が参加した国際交流事業の開催件数	目標値①		26回	29回	32回	35回	38回	38回（R7）
		実績値②	23回（H30）	30回	32回	41回			進捗状況
		達成率②／①		115%	110%	128%			順調

（進捗状況の分析）

コロナ禍で培ったオンラインでの交流方法を活用し、学生たちのICT交流など多様な交流事業を実施したことや日本語教室等を各地域で実施したことなどにより、目標を達成することができた。
今後も、市町や友好都市等と連携しながら、交流拡大や国際人材の育成を図り、幅広い国際交流の推進に向けて取り組んでいく。

2. 令和5年度取組実績（令和6年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R4実績	R5実績	R6計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況（令和6年度新規・補正事業は事業内容）	事業対象	指標（上段:活動指標、下段:成果指標） 主な指標	R4目標	R4実績	R5目標	R5実績	R6目標	達成率	令和5年度事業の成果等
			事業期間	事業実施の根拠法令等 法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）												
取組項目ⅰⅲ	○	1	友好交流関係推進事業費	6,344	6,344	27,551			●事業内容 本県の特色ある歴史・文化（ソフトパワー）に関連する各種交流事業を実施し、友好交流関係都市等との交流拡大を推進する。 ●実施状況 海外における本県の認知度向上を図るため、友好都市と連携し、韓国の日韓交流おまつりでの長崎県ブースの出展及びホイアン市「日本文化展示の家」での、長崎県に関するPRを実施した。 また、県内留学生と大学生を対象にした青少年交流事業を実施し、フィールドワークやグループ討議を通じて、長崎県と中国・韓国・ベトナム等との交流について理解を深め、友好交流都市との相互理解及び交流拡大に寄与した。		【活動指標】 R4：歴史・文化を活用した各種事業の実施数（件）	6	7		116%		●事業の成果 ・留学生と大学生との県内での青少年交流やICT交流等多様な交流事業を実施したことで、事業実施数は目標を達成した。なお、成果指標が未達成となっているが、これはR5年度から中国の高校生とのICT交流を学校どうしで直接実施することとし、自走化したためである。 ●事業群の目標達成への寄与 ・県内留学生と県内大学生による青少年交流事業や高校生のオンライン交流会などの事業を通じて、県民の国際交流への参加機会を提供しており、地域における国際交流の推進に寄与している。
				5,750	5,750	27,572					R5－：各種事業の実施数（件）	6	8			133%		
				13,995	10,615	21,787						8						
				—							【成果指標】	6	5			83%		
			H27－								友好都市等との連携事業数（件）	6	5			83%		
			国際課	—	—	—			県民及び中国・韓国・東南アジア地域国民			5						

取組項目i iii		2	国際交流関係連絡調整費	7,537	7,537	1,531	●事業内容 中国及び韓国等、本県と所縁のある諸外国との連絡調整及び友好親善交流のための助成等を行う。 ●実施状況 長崎県日中親善協議会が実施する日中友好交流事業に対し支援を行った。福建省、上海市、湖北省、釜山広域市をはじめ、中国・韓国両国との友好交流促進のため各種連絡調整を行った。	【活動指標】 助成事業実施件数（件）	8	5	62%	●事業の成果 ・交流事業を人数の制限なく実施することができたため、参加者数の目標は達成することができたが、一部交流事業を実施できなかったため、実施件数は目標達成には至らなかった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・留学生交流会などの日中交流事業を通じて、県民の国際交流への参加機会を提供しており、地域における国際交流の推進に寄与している。
				8,654	8,654	1,532			8	7	87%		
				9,325	9,325	2,334			8				
				—				【成果指標】 -R4：訪中、訪韓、訪日団体数（団体）	20	2	10%		
			S48-					R5-：事業への延参加者数（人）	370	379	102%		
			国際課	—	—	—	中国・韓国の自治体等、長崎県日中親善協議会		370				
取組項目i		3	国際交流関係連携強化事業費				●事業内容 ポルトガル政府機関と締結した MOU に基づき、行政間交流、青少年交流、芸術交流、経済・文化交流等の取組状況を確認するための年次会議を本県で開催し、本県とポルトガルとの関係強化や各分野での連携拡大に繋げる。	【活動指標】 年次会議開催数（件）				—
				1,353	1,353	1,556			1				
				—				【成果指標】 連携事業数（件）					
			(R6新規)R6-8										
			国際課	—	—	—	県民及びポルトガル国民		1				
		4	日韓海峡沿岸交流事業費	3,264	3,264	3,061	●事業内容 日韓海峡沿岸県市道交流知事会議を設置し、日韓交流事業を実施することで、地域間の友好関係の増進及び相互理解の促進を図るとともに、両地域の発展と繁栄に繋げる。 ●実施状況 日韓海峡沿岸地域の発展に向けた、日韓の8県市道による連携・協力事業として、第31回日韓海峡沿岸県市道交流知事会議を韓国全羅南道で開催し、観光活性化についての事例発表、共同声明文の発表を行った。 また、これまでの共同声明による合意に基づき、日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃事業、広域観光協議会事業等、共同交流事業を実施した。	【活動指標】 日韓海峡沿岸県市道交流知事会議における合意事項の実現に向けた会議の開催回数（回）	幹事会3回 実務会議2回	幹事会3回 実務会議2回	100%	●事業の成果 ・日韓海峡沿岸県市道交流知事会議の合意事項である観光活性化に関する取組の推進や8県市道で実施される事業の相互協力などの3項目について、8県市道で連携して事業に取り組み、目標を達成できた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・海岸漂着ごみ一斉清掃事業や水産関係交流事業などの日韓海峡沿岸交流事業を通じて、県民の国際交流への参加機会を提供しており、地域における国際交流の推進に寄与している。
				3,264	3,264	3,064			幹事会3回 実務会議2回	幹事会3回 実務会議2回	100%		
				3,264	3,264	4,669			幹事会3回 実務会議2回				
				—				【成果指標】 日韓海峡沿岸県市道交流知事会議における合意事項の実現	合意項目3項目	実現項目3項目	100%		
			H4-						合意項目3項目	合意項目3項目	100%		
			国際課	—	—	—	日韓海峡沿岸8県市道		合意項目3項目				
		5	周年記念事業費（ベトナム）				●事業内容 本県と海外友好都市との友好交流関係や人的ネットワーク強化により、経済、文化、観光等の更なる交流拡大につなげ、ベトナムにおける本県の認知度をさらに向上させる。 ●実施状況 日越外交関係樹立50周年を記念し、知事をはじめとした訪問団をベトナムへ派遣した。今回の訪問では外務大臣や友好交流関係にあるクァンナム省等といった現地政府機関への表敬訪問や、長崎にゆかりのある現地ネットワークとの交流等を行った。	【活動指標】 記念事業の開催数（回）				●事業の成果 ・知事をはじめとした訪問団を派遣することにより、現地政府機関等との関係を強化することができた。一方で、友好交流関係にあるクァンナム省からの訪問団受入も予定していたが、先方の調整がつかず、今年度は本県からの訪問団派遣のみとなった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・友好交流都市であるクァンナム省への表敬訪問や意見交換を通して、友好都市等との関係強化と相互交流の拡大に寄与した。
				5,163	4,128	6,127			2	1	50%		
				—				【成果指標】 記念事業の参加者数（人）					
			(R5終了)R5						150	121	80%		
			国際課	—	—	—	県民及びベトナム国民						
		6	周年記念事業費（LA、釜山）				●事業内容 南カリフォルニアと本県との友好関係の懸け橋としての役割を果たすLA Nagasaki-kaiの周年記念事業への出席と併せて、観光や県産品のPR等を行い、本県と米国との関係強化や経済交流等の拡大に繋げる。 長崎県と釜山広域市の友好交流関係樹立10周年を記念し、訪問団の派遣・受け入れ等を行うことで、友好交流関係や人的ネットワークを一層強化するとともに、経済、文化等のさらなる交流の促進を図る。	【活動指標】 記念事業の開催数（回）				—
				17,950	17,950	7,781			3				
				—				【成果指標】 記念事業の参加者数（人）					
			(R6新規)R6										
			国際課	—	—	—	県民及びアメリカ・韓国国民		230				

取組項目i		7	長崎発東アジアの環境技術発信事業	363	363	1,913	●事業内容 環境に係る課題の解決を図るため、福建省との人材交流や、日韓8県市道との環境保全技術等に関する共同事業を実施。 ●実施状況 オンライン会議を開催し、福建省、日韓8県市道の環境部局担当者とそれぞれ環境政策や研究事例等について情報共有や意見交換を行った。	【活動指標】 実務者会議参加回数（回）	2	2	100%	●事業の成果 ・環境政策や研究事例等の発表を通じ、環境保全技術に関する知見が深まるとともに相互理解が進んだ。
				304	304	1,915			2	2	100%		
				2,483	2,483	1,945			1				
			R4-6	—				【成果指標】 交流事業実施件数（件）	1	1	100%		
									1	1	100%		
			県民生活環境課	—	—	—	福建省、日韓海峡沿岸8県市道の環境部局担当者		1				
		8	日中・日韓水産関係交流促進事業費	1,985	1,985	1,531	●事業内容 中国福建省・浙江省、韓国1市3道との水産技術者、行政担当者等による交流事業を実施する。 ●実施状況 韓国1市3道（釜山広域市、慶尚南道、全羅南道、済州特別自治道）と資源管理等に関する交流事業、魚類の種苗放流、ならびに漁業者交流を実施した。 また、中国浙江省とは、備忘録の交換を実施するとともに、令和6年度の交流事業に向け協議を始めた。また、福建省とは次回開催に向けた備忘録の交換を行った。	【活動指標】 漁業者が参加した親睦交流の実施回数（回）	1	1	100%	●事業の成果 ・日中韓が漁場として共有する東シナ海等における国際的資源管理等の意識醸成を図るため、意見交換や共同放流等の交流事業を継続し、関係構築が図られた。
				3,095	3,095	1,532			1	1	100%		
				3,575	3,575	1,556			1				
								【成果指標】 知事会議における評価、総括意見	継続の必要性あり	継続の必要性あり	—		
			H16-	—					継続の必要性あり	継続の必要性あり	—		
			漁政課	—	—	—	韓国南岸1市3道福建省浙江省		継続の必要性あり				
		9	ブラジル長崎県人会創立60周年記念事業				●事業内容 ブラジル県人会と本県との交流、県人会活動の活性化のため、式典及び県人会員招へいを行う。 ●実施状況 創立60周年を迎えるブラジル長崎県人会の記念式典の開催及び本県のPR等を行った。また、県人会の将来を担う若手会員を本県へ招へいし、県民との交流や県内視察を行った。	【活動指標】 周年記念式典開催への支援（回）				●事業の成果 ・式典で本県にゆかりのあるプログラムを実施する等により、県人会の会員が本県との繋がりを再認識し、県人会員と本県との繋がりを強化するとともに、県人会活動の活性化に繋がった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・記念式典の開催及び県人会員の本県への招へいを通じて、長崎県の認知度の向上及び地域における国際交流の推進に寄与した。
				3,604	78	6,127			1	1	100%		
				—				【成果指標】 周年記念式典の参加者数（人）					
			(R5終了)R5						140	147	105%		
			国際課	—	—	—	ブラジル長崎県人会						
取組項目ii iii	○	10	国際交流協会助成事業費	11,574	8,613	7,653	●事業内容 （公財）長崎県国際交流協会が実施する地域の国際化に向けた関係事業（多文化共生・国際理解講座等）について、その一部経費を助成する。 ●実施状況 多文化共生・国際理解講座や外国人による日本語弁論大会等を通して県民と外国人住民との相互理解を深める機会を提供できた。	【活動指標】 国際交流イベント、理解講座開催数（回）	13	12	92%	●事業の成果 ・開催数は目標未達成となったが、内容の見直しによる集客増により、参加者数はおおむね目標を達成できた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・国際理解講座や外国人による日本語弁論大会等の事業を通じて、県民の国際交流への参加機会や外国人住民との相互理解を深める機会を提供しており、地域における国際交流の推進に寄与している。
				18,065	15,013	7,659			13	7	53%		
				21,684	18,226	8,170			13				
				—				【成果指標】 国際交流イベント、理解講座参加者数（人）	385	489	127%		
			H2-						385	383	99%		
			国際課	—	—	—	（公財）長崎県国際交流協会		385				
取組項目ii		11	海外技術研修員受入事業費	0	0	1,531	●事業内容 将来、派遣元国の経済開発と繁栄に貢献しうる人材を養成するとともに、県民との交流を通じて相互理解、友好親善の促進を図ることを目的として、海外からの研修生を本県で受け入れる。 ●実施状況 令和5年度は、新型コロナウイルスの影響により、研修員の受入ができなかった。	【活動指標】 海外技術研修員の受入人数（人）	2	0	0%	●事業の成果 ・コロナ禍により、県内企業への研修員受入ができず、事業の成果をあげることができなかった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・派遣元国の経済開発等に貢献しうる者との関係の構築および県民との交流の機会を創出することで、本県の国際交流促進が期待される。
				0	0	1,532			0	0	0%		
				3,042	3,042	778			1				
				—				【成果指標】 受入機関の満足度（%）	80	0	0%		
			S48-R6						0	0	0%		
			国際課	—	—	—	海外技術研修員		80				

取組項目ii		12	語学指導等外国青年招致事業費	28,133	0	2,296	●事業内容 地域における国際化の推進を図るため、語学指導や翻訳・通訳等を行う外国青年を招致する。 ●実施状況 県国際交流員による国際理解講座や語学指導をとおして地域における国際化の推進を図った。	【活動指標】 県国際交流員による講座の開催数（回）	36	21	58%	●事業の成果 ・令和5年度は79名の受入が実現した。国際交流員の業務の都合により講座開催数は24回となったが、語学指導や体験講座等の実施により、地域における国際化の推進に寄与した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・外国青年の増加は、県民と外国人が交流する機会の増加や海外とのネットワーク拡大に繋がるものであり、本県の国際交流促進に寄与している。
				32,198	0	2,298			36	24	66%		
				36,152	0	3,891			36				
				—				【成果指標】 県国際交流員による講座の受講者数（人）	540	507	93%		
			S62-						540	431	79%		
			国際課	—	—	—	語学指導等を行う外国青年（JETプログラム参加者）		540				
		13	地元で頑張る国際人材育成・活用プロジェクト推進事業費	379	379	1,531	●事業内容 県内及び海外の青少年を対象として国際人材の育成・活用に向けた総合的な施策を講じることで、地元で頑張る青少年の育成を図るとともに、国内外において本県応援団となり得る人脈を構築する。 ●実施状況 「おもてなし」に特化した、実践的な英会話の基礎スキルの向上を目的とした「おもてなし英会話力向上応援講座」をオンラインで開催した。	【活動指標】 当該プロジェクト事業で支援した日本人学生数（人）	25	47	188%	●事業の成果 ・当該事業での支援学生数は目標を達成した。また、受講した学生のうち3年生の進路は県内進学となったため、成果指標に数値としては表れないが、県内就職への意欲向上に繋がった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・県内高校に通う観光・サービス業に興味がある高校生の実践的な英会話基礎スキル向上を通じて、地域における国際交流の推進に寄与している。
				545	545	1,532			25	25	100%		
				—				【成果指標】 支援学生のうち県内就職した割合（%）	50	50	100%		
			(R5終了)H29-R5						50	—	—		
			国際課	—	—	—	長崎県内の高校生						

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	友好都市等との関係強化と相互交流の拡大	
	●実績の検証及び解決すべき課題 コロナ禍で培ったオンラインでの交流方法を活用し、学生たちのICT交流など多様な交流事業を実施することで、関係機関や友好都市等との関係強化につなげることができた。 今後益々、地域、経済のグローバル化は進展していくことが予想されることから、県民の国際交流、多文化共生に対する意識を高めていく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 友好都市や関係機関等と連携を図りながら、友好都市との相互交流の拡大や県民が参加できる国際交流事業の創出に繋げていく。
ii	地域における多文化共生の推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 多文化共生推進のため、国際交流員による語学講座や国際交流フェスティバルの開催などの異文化に対する理解促進の機会提供や国際人材育成などに取り組んだ。県内在留外国人数は増加傾向で推移しており、引き続き、外国人が地域社会の一員として安心・安全に生活できる環境整備を推進する必要がある。	●課題解決に向けた方向性 今後も、関係機関や市町と連携した県民の国際理解の機会提供などを通じ、外国人が安心して生活できる環境整備を推進する。
iii	民間団体等が取り組む先駆的な国際交流活動への支援	
	●実績の検証及び解決すべき課題 国際交流協会を通じて、民間団体が行う国際交流事業への助成を行っており、今年度は7団体の採択を予定していたが、4団体の採択にとどまっている。	●課題解決に向けた方向性 事業の企画立案段階から、国際交流団体を支援するとともに、新たな団体の掘り起こしに向けて、支援制度の更なる周知に取り組んでいく。

４．令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 i iii	○	1	友好交流関係推進事業費 H27- 国際課	今年度は本県と釜山広域市との友好交流関係樹立10周年となる節目の年であることから、釜山広域市との一層の交流促進につながるよう、釜山文化財団と協議のうえ、青少年交流事業として釜山広域市内視察、文化体験やグループワーク等を実施することとしている。	⑨	友好交流関係にある国・地域とのこれまでの取組で得た人的ネットワークを活用しながら、引き続き本県ならではの諸外国との交流の歴史等の魅力を情報発信するとともに、各交流事業を一過性のものとせず、交流人材同士の更なるネットワークの構築や交流拡大に向けたより効果的な取組を推進していく。	改善
取組項目 i iii		2	国際交流関係連絡調整費 S48- 国際課	新型コロナウイルス感染症等の影響により再開できていなかった中国外交部等職員の長崎県立大学への受入事業について、上海市からの派遣が決定し、長崎県立大学の研修員として1年間受け入れる予定。	⑨	引き続き、福建省、上海市、湖北省、釜山広域市をはじめ、中国・韓国両国との友好交流促進のため各種連絡調整を行うとともに、長崎県日中親善協議会が実施する日中友好交流事業、中国外交部等職員の長崎県立大学への受入事業等に対し効果的な事業の実施ができるよう時期や内容等について関係者と調整し、工夫しながら取り組んでいく。	改善
取組項目 i		3	国際交流関係連携強化事業費 (R6新規)R6-8 国際課	R6新規	⑨	R6年度の取組状況も踏まえながら、本県とポルトガルとの関係強化や各分野での連携拡大に資するより効果的な連携のあり方について検討し、事業内容の改善を図っていく。	改善
取組項目 i		4	日韓海峡沿岸交流事業費 H4- 国際課	引き続き、日韓海峡沿岸県市道交流知事会議を開催するとともに、これまでの共同声明による合意に基づき、共同交流事業を行う。共同交流事業については、水産関係交流事業、広域観光協議会事業等を引き続き実施するほか、新たにグリーン成長戦略に関する共同事業を実施する。	—	引き続き、日韓海峡沿岸県市道交流知事会議を開催し、発表、自由討論、共同声明、共同記者会見等を行うとともに、これまでの共同声明による合意に基づき、日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃事業、広域観光協議会事業等、共同交流事業に取り組んでいく。	現状維持
取組項目 i		6	周年記念事業費（LA、釜山） (R6新規)R6 国際課	R6新規	⑩	—	終了
取組項目 i		7	長崎発東アジアの環境技術発信事業 R4-6 県民生活環境課	R5年まではコロナ禍から引き続きオンラインによる交流を主としていたが、環境保全に関する対策を現地で直に確認・体験するため、福建省、日韓8県市道とともに対面での交流を再開する。	③	会議の開催頻度や人的交流の派遣期間を見直し、オンラインによる情報交換等で補うことで、限られた予算を最大限活用する。	改善

取組項目i		8	日中・日韓水産関係交流促進事業費 H16- 漁政課	中国及び韓国ともに対面での交流を希望しているが、対面での交流が難しい場合を考慮し、交流を維持できるようオンラインを活用した方法も検討する。	⑨	本県と水産資源を共有している中国、韓国と良好な交流協力関係を維持していくことは重要であるため、引き続き中国、韓国と対面での交流を前提とした国際連携を図るとともに、国内で実施する会議については一部オンライン化を検討する。	改善
取組項目ii iii	○	10	国際交流協会助成事業費 H2- 国際課	—	⑨	引き続き国際交流協会が実施する県民の国際理解促進のための取組や、在留外国人への支援などの各種事業が効率的に実施され、在留外国人と共生する魅力ある地域づくりが促進されるよう、意見交換等を通して、事業内容の改善を図っていく。	改善
取組項目ii		11	海外技術研修員受入事業費 S48-R6 国際課	南米等の派遣国と本県の友好親善・経済交流の促進を図るとともに、必要な技術の修得により、派遣国の発展に寄与する人材の育成に貢献することを目的に、パラグアイ長崎県人会より1名の研修員を受け入れる。	—	各国からの応募が減少しているため、廃止とする。今後は、海外県人会支援事業をはじめとする各種交流事業を通して、海外諸国との相互理解、友好親善の促進を図っていく。	廃止
取組項目ii		12	語学指導等外国青年招致事業費 S62- 国際課	語学指導等を行う外国青年のスムーズな招致を行うため、令和6年度は市町へのサポート・研修会を実施し、さらなる外国青年の活躍と地域の国際化の推進を図る。	⑨	学校現場や地域の国際化に果たす外国青年の役割が増えていることから、今後も外国青年のスムーズな招致を行うため、市町へのサポート・研修に取り組みさらなる外国青年の活躍と地域の国際化を実現する。	改善

注:「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和6年度実施）

基本戦略名	3-2 地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る	事業群主管所属・課(室)長名	文化観光国際部 国際課	貝淵 裕幸
施策名	6 国際交流と平和発信の推進	事業群関係課（室）	原爆被爆者援護課	
事業群名	② 核兵器や戦争のない平和な世界の実現に向けた情報発信	令和５年度事業費（千円）	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費（R5実績）の合計額	23,414

1. 計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025 本文）

被爆県の使命として、核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現に向け、長崎市や関係団体と連携し高齢化が進む被爆者の被爆体験の継承に取り組むとともに、県としては原爆の悲惨さや非人道性を引き続き世界へ発信します。併せて、被ばく者医療の実績を活かした国際貢献にも取り組みます。
また、国際交流事業などあらゆる機会を捉え、平和を希求する人達と連携し、平和の尊さを発信します。

（取組項目）

ⅰ）原爆の悲惨さや非人道性を伝える情報の発信
ⅱ）県内市町やNGO等と連携した平和活動の推進
ⅲ）若い世代への被爆体験の継承と平和活動を担う人材の育成
ⅳ）長崎大学核兵器廃絶研究センターと連携した専門的見地からのアプローチによる情報の発信
ⅴ）在外被爆者及び世界各地の放射線被ばく事故による被災者支援のための医師の研修受け入れや専門家派遣
ⅵ）文化やスポーツなどの活動を通した平和についての発信

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	県民等が参加した平和発信事業の開催件数	目標値①		16回	18回	20回	22回	24回	24回（R7）
		実績値②	14回（H30）	17回	24回	29回			進捗状況
		達成率②／①		106%	133%	145%			順調

（進捗状況の分析）

昨年度同様、オンライン開催を採用するなど開催形態を工夫するとともに、新たに広島県との連携による研修開催等により、開催件数の実績が目標値を大きく上回る結果となった。
引き続き、県民等に対し、被爆の実相への理解を深めてもらい、平和意識の向上へ繋げていく。

2. 令和5年度取組実績（令和6年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R4実績	R5実績	R6計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等 法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）	事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況（令和6年度新規・補正事業は事業内容）	事業対象	指標（上段:活動指標、下段:成果指標） 主な指標	R4目標	R4実績	R5目標	R5実績	R6目標	達成率	令和5年度事業の成果等
取組項目ⅰⅱⅲⅳⅵ	○	1	長崎県平和発信事業費	12,341			2,932	14,541				●事業内容 県民の悲願である核兵器廃絶の実現に向けて、被爆の実相や核兵器廃絶の思いを広島県と連携して世界へ発信するとともに、県内を中心に地域や世代を超えた平和教育を推進する。 ●実施状況 県内小中学生等への被爆体験講話や県内留学生等への長崎平和大学及び広島県への県内高校生派遣等を実施した。また、NPT再検討会議に参加し、広島県と共催でサイドイベントを実施したほか、専門家等による市民講座等の開催及びユース代表団による各種平和活動への支援を行った。		【活動指標】 被爆体験講話者等派遣数（人）	12	24	200%		●事業の成果 ・本事業を通じ参加者に対して被爆の実相への理解を深めてもらい、平和意識の向上へと繋げるとともに、次代の平和活動を担う人材育成を推進した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・被爆体験講話の開催形態を工夫するとともに、広島県との連携による研修開催等により、開催件数が増加し、被爆の悲惨さと非人道性への理解を深めてもらう機会を作ることができた。
				15,771			155	16,084							18	23			127%		
				27,504			0	22,565							35						
				—										【成果指標】 被爆体験講話等参加者数（人）	2,000	3,933			196%		
			H27-												2,000	2,397			119%		
			国際課	—			—	—				県民等			4,200						

取組項目v	○	2	ヒバクシャ医療国際協力事業	5,071	4,498	7,653	●事業内容 長崎が有する被爆者治療の実績や放射線障害に関する調査研究の成果を活かし、在外被爆者及び世界各地の放射線被ばく事故による被災者を支援するため、国外からの医師の研修受け入れや専門家の派遣、医学教科書の出版等を行う。 ●実施状況 韓国及びカザフスタンから放射線被ばく医療に従事する医師を受け入れて研修を行うとともに、当該国へ専門家を派遣した。 WHOから発刊されたガイドライン「放射線及び原子力緊急事態のための国家備蓄：政策的提言」をウクライナ語に翻訳して発行した。 出前講座、機関誌の発刊、ホームページの更新、パンフレット（英語版）の増刷などの普及啓発活動を実施した。	【活動指標】 R4：e-ラーニング受講者数（人）	60	76	126%	●事業の成果 ・令和4年度はe-ラーニング研修により、令和5年度は実地により、ヒバクシャ医療に携わる医師等の技術水準の向上やヒバクシャ医療の情報の共有化が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・長崎が有する被爆者治療の実績及び調査研究の成果を活用し、ヒバクシャ医療におけるナガサキを国の内外にアピールした。
				7,643	5,431	7,659		R5-：招聘する研修生（人）	5	5	100%		
				8,075	5,625	7,781			5				
				—				【成果指標】 R4：受講後、放射線被爆医療に従事する割合（%）	100	100	100%		
			H10-					R5-：帰国後、放射線被爆医療に従事する割合（%）	100	100	100%		
			原爆被爆者援護課	—	—	—	在外被爆者及び世界各地の放射線被爆事故被災者		100				

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i 原爆の悲惨さや非人道性を伝える情報の発信

ii 県内市町やNGO等と連携した平和活動の推進

iii 若い世代への被爆体験の継承と平和活動を担う人材の育成

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
核兵器廃絶の実現には、多くの人々が被爆の実相に触れ、平和の尊さや核兵器廃絶への思いを共有することが重要であるため、県内市町等と連携した県内小中学校等への被爆体験講話者の派遣や、広島県と連携した研修開催等に取り組み、多くの方に平和発信を行うことができた。 一方で、被爆者の高齢化が進んでおり、被爆の実相をいかに後世に伝えていくかが喫緊の課題である。	今後も市町や広島県等関係機関と連携を図りつつ、より多くの方に被爆の実相と平和の尊さについて情報発信を図っていく。 将来を担う世代に、核兵器問題を自分事として捉えていただく機会の提供を図っていく。

iv 長崎大学核兵器廃絶研究センターと連携した専門的見地からのアプローチによる情報の発信

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
長崎大学核兵器廃絶研究センターや長崎市と連携し、核兵器廃絶をテーマとする市民講座等を開催した。核兵器廃絶の問題は国際情勢に左右されるが、より身近な問題として捉えていただくため、専門的な情報を分かりやすく発信していく必要がある。	多くの県民の方に核兵器廃絶について考えていただけるよう、引き続き、長崎大学核兵器廃絶研究センター等と連携し、理解しやすい市民講座等の開催に取り組む。

v 在外被爆者及び世界各地の放射線被ばく事故による被災者支援のための医師の研修受け入れや専門家派遣

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
医師の受入研修は、県内医療機関や研究機関が誇る高度な被ばく者医療の知見、技術を海外の医療関係者へ直接教示できる貴重な機会であるとともに、より多くの研修生を受け入れることにより、海外における医療水準の向上に貢献することができるため、今後とも受入研修を実施していく。継続するにあたり、日程や研修内容の改善点があれば、次回以降の研修に反映し、研修の一層の充実に努める必要がある。	運営部会において、受入先研究機関等からの研修実施報告をふまえ、研修の充実に向けた意見交換を行う。

vi 文化やスポーツなどの活動を通した平和についての発信

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
人々が平和について考えるきっかけを創出し、世界平和の実現への機運醸成につなげるため、広島県や国際NGOと連携し、SNSを利用した「未来へのおりづるキャンペーン」を実施した。地元のスポーツチームや団体などにも参加を呼びかけたが、今後はさらに事業効果を高めるため、キャンペーンの知名度向上を図る必要がある。	県内市町やNGOなどの関係機関が有するネットワークを活用して、幅広く協力を呼びかけていく。

４．令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 i ii iii iv vi	○	1	長崎県平和発信事業費 H27- 国際課	従来の被爆講話に加え、より平和に対する意識を高め、核兵器問題を自分事として捉えることを促すため、新たにワークショップ等を実施する。 また、県民・市民が集い、より多くの方が平和に関わるきっかけとなるイベントとして開催する「地球市民フェス」に参画し、平和に関心を持つ層の裾野を拡大する。	⑤⑥	被爆80年の節目の年を迎えるため、核兵器廃絶の実現に向けて、さらに効果的な平和の発信が行えるよう、関係団体と連携・協力しながら、実効性のある手法について引き続き検討を進める。 また、被爆者の高齢化により、次代を担う若い世代を対象とした平和教育の重要性が年々高まっているため、被爆地の平和発信を担う人材育成を推進する。	拡充
取組項目 v	○	2	ヒバクシャ医療国際協力事業 H10- 原爆被爆者援護課	令和2年度から令和4年度にかけて医師の受入研修は新型コロナウイルス感染症などの影響により、実施できなかったが、令和5年度から受け入れを再開した。しかし、令和5年度から6年度においては、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻の影響により、ロシア、ベラルーシ、ウクライナを除き、カザフスタンのみの受入とした。	⑨	長崎・ヒバクシャ医療国際協力会の発足目的である「被爆者治療の実績を国外の被爆者医療に活用すること」のための事業（海外からの研修受入事業）は、今後も受入を継続していくが、実施にあたっては、社会情勢等の変化に対応した方法で行っていく。	改善

注：「2．令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和6年度実施）

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	事業群①：警察本部　生活安全企画課	①：西尾　洋
			事業群④：警察本部　組織犯罪対策課	④：岩木　浩
			事業群⑤：警察本部　サイバー犯罪対策課	⑤：堀　耕基
施策名	1　犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくりの推進	事業群関係課（室）	人身安全・少年課、交通・地域安全課、薬務行政室	
事業群名	①　安全・安心を実感できる社会づくりの推進	令和５年度事業費（千円）※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費（R5実績）の合計額		78,050
	④　組織犯罪対策の推進			57,789
	⑤　サイバー空間の安全確保に向けた対策の推進			14,497

1. 計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

①県民や観光客が安心を実感できる社会づくりを推進するため、県民、事業者、行政等が協働して自主防犯意識の高揚と自主防犯活動の活性化を図るとともに、防犯カメラの効果的活用などにより、犯罪の被害に遭いにくい環境を整備します。
④安全で安心な県民生活を確保するため、暴力団等による犯罪、薬物・銃器に関する犯罪及び来日外国人組織による犯罪を徹底検挙するとともに、官民一体となった活動により暴力団の排除及び犯罪の未然防止に取り組みます。
⑤社会全体のサイバーセキュリティ意識を高揚させるため、サイバーセキュリティボランティア活動などを活用した情報発信活動を推進します。また、深刻化するサイバー空間の脅威に対処するため、高度な情報通信技術を有する産業界・学術機関と連携した人材育成・情報共有などにより、サイバー犯罪への対処能力の強化を図ります。

（取組項目）

ⅰ）広報啓発・防犯カメラの効果的活用等による子供・女性・高齢者等を守る総合的な犯罪予防対策の推進（事業群①）
ⅱ）自主防犯意識の高揚及び自主防犯活動の活性化対策の推進（事業群①）
ⅲ）犯罪被害者等に対する支援の充実（事業群①）
ⅳ）暴力団総合対策（事業群④）
ⅴ）来日外国人犯罪対策（事業群④）
ⅵ）薬物銃器犯罪対策（事業群④）
ⅶ）サイバーセキュリティ意識の高揚に向けた情報発信及び広報啓発活動の推進（事業群⑤）

事業群

指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
①安全・安心に関する情報発信数	目標値①		3,500件以上	3,500件以上	3,500件以上	3,500件以上	3,500件以上	3,500件以上（毎年）
	実績値②	2892件（H29～R元年平均）	3,561件	3,587件	3,325件			進捗状況
	達成率②／①		100%	100%	95%			やや遅れ
指標		**基準年**	**R3**	**R4**	**R5**	**R6**	**R7**	**最終目標（年度）**
④暴力団勢力数	目標値①		H28～R2年の平均値（約220）を下回る	H29～R3年の平均値（約190）を下回る	H30～R4年の平均値（約160）を下回る	R元～R5年の平均値（約140）を下回る	R2～R6年の平均値を下回る	R2～R6年の平均値を下回る（R7年）
	実績値②	約260人（H27～R元年平均）	約130人	約110人	約100人			進捗状況
	達成率②／①		100%	100%	100%			順調
指標		**基準年**	**R3**	**R4**	**R5**	**R6**	**R7**	**最終目標（年度）**
⑤サイバーセキュリティ講話の受講者数	目標値①		13,000人以上	13,000人以上	31,000人以上	31,000人以上	31,000人以上	31,000人以上（毎年）
	実績値②	12,599人（H29～R1平均）	15,011人	22,642人	39,274人			進捗状況
	達成率②／①		100%	100%	100%			順調

（進捗状況の分析）

【①安全・安心に関する情報発信数】
犯罪情勢に応じて、テレビ、新聞、メール配信サービス、SNSなどのあらゆる媒体を通じた情報発信に努めたが、SNS等によるタイムリーな情報発信の強化と定期広報紙の発出頻度の見直し等の業務合理化、効率化を図った影響もあるため、当初の目標の達成には至らなかった。今後、刑法犯認知件数の増加傾向やSNS等を悪用した新たな手口の詐欺被害の急増など変化する情勢に的確に対応し、県民の安全・安心に資する情報発信について、適時適切な情報発信を効率的に行うため数値目標の見直しも検討しつつ最終目標年度まで継続して目標達成ができるよう取り組んでいく。

【④暴力団勢力数】
不当要求防止研修会等の実施により、暴力団排除に向けた意識が県民へ浸透しつつあり、県民からの相談・情報を端緒とする暴力団員の検挙等により、組織離脱が進み、暴力団勢力数にあっても減少傾向で順調に推移している。

【⑤サイバーセキュリティ講話の受講者数】
サイバー空間が社会経済活動を営む公共空間となるなか、全国的にランサムウェアによる被害が依然として高水準で推移するとともに、インターネットバンキングに係る不正送金事犯が急増するなど、サイバー空間における脅威は極めて深刻な情勢が続いている。
このような情勢の中、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴う行動制限の解除により、サイバーセキュリティ講話に対するニーズが高まり、積極的に県下各地において地域住民や事業者等への講話活動を実施した。
このほか、産学官の機関・団体との連携やサイバーセキュリティボランティアなどの活動を活性化したことにより、令和5年度に上方修正した数値目標をさらに上回って達成することができた。

2. 令和5年度取組実績（令和6年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R4実績	R5実績	R6計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等	事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況（令和6年度新規・補正事業は事業内容）	指標（上段:活動指標、下段:成果指標） 主な指標	R4目標	R5目標	R6目標	R4実績	R5実績	達成率	令和5年度事業の成果等
取組項目ⅰⅱ	○	1	地域安全活動推進事業	16,569	22,154	23,332	12,116	15,082	16,389	172,958	163,137	164,958	警察法第2条	●事業内容 悪質巧妙化しているニセ電話詐欺の被害防止対策や地域住民の防犯意識の高揚を図るため、防犯講習会等を実施。 ●実施状況 防犯講習会、防犯キャンペーン等の実施により自主防犯意識の高揚を図り、地域に根付いて事業活動を展開している事業所に対して社会貢献活動の一環として防犯活動の取組への協力を仰ぎ、自主防犯活動の活性化を図った。また、街頭防犯カメラの運用、コールセンター事業によるニセ電話詐欺を始めとした各種犯罪に対する県民の防犯意識の高揚を図った。	【活動指標】 防犯講習会、防犯教室の回数（回）	1,600 1,850 2,000	1,820 2,207	113% 119%	●事業の成果 ・警察による各種防犯イベント、地域住民等が開催する防犯講習会等の開催機会の増加に合わせて、積極的に講話等を実施したことで、多くの県民の防犯意識を高めた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・防犯講習会の積極的実施などにより、自主防犯活動が活性化して目標を達成し、安全・安心を実感できる社会づくりの推進に寄与した。
			—												【成果指標】 防犯診断等自主防犯活動の実施（回）	500 500	476 559	95% 111%	
			生活安全企画課	○			—		—		地域住民、児童、生徒等			500				
取組項目ⅰ		2	少年非行防止対策事業	40,200	41,257	49,360	35,908	36,582	44,098	719,382	706,160	654,383	警察法第2条	●事業内容 少年非行を防止するため、非行防止教室等の非行防止活動を実施。 ●実施状況 非行少年を生まない社会づくりのため、少年サポートセンターの少年補導職員と県下12名配置の警察官OBからなるスクールサポーターが連携して、各学校と児童・生徒に係る個別の問題に関して情報を共有し、解決に向けた助言・指導を行った。 また、少年補導職員を中心に児童・生徒に対する非行防止教室、非行に走るおそれ等の問題を抱えた少年に対する面接、学習支援、農業体験等の継続的な支援を推進した。	【活動指標】 非行防止教室の実施回数（回）	300 400 450	391 405	130% 101%	●事業の成果 ・児童・生徒に対する非行防止教室や少年に対する継続的な支援を推進した結果、活動指標の目標は達成したが、新型コロナウイルス感染が収束し、少年の外出機会が増えたことにより、非行少年が増加したと思料され、成果指標の目標は未達成となった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・成果指標の目標は未達成であるが、少年に対する各種非行防止活動の実施により、犯罪の起きにくい社会づくりに寄与した。
			—												【成果指標】 非行少年の人数（人）	142 126 190	127 191	111% 65%	
			人身安全・少年課	○			—		—		少年							
取組項目ⅱ		3	防犯まちづくり推進事業	2,462	2,146	1,967	2,462	2,146	1,967	7,653	7,659	7,781	長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり条例	●事業内容 犯罪のない日本一安全・安心な長崎県を目指して、県民（自治会、老人会等）に自主防犯活動に取り組んでもらう「長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり宣言」への参加を推進。 ●実施状況 宣言団体等への活動支援として、防犯グッズの提供や防犯情報・活動事例に係る情報発信を行うとともに、防犯研修会を開催した。	【活動指標】 安全・安心まちづくり宣言団体数（団体）	340 370 400	348 371	102% 100%	●事業の成果 ・日常生活を通じた「ながら見守り」により、活動に取り組みやすくなるとともに、活動支援を行ったところ、成果指標を達成し、地域の防犯活動の活性化に寄与した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・県民（自治会・老人会等）の自主防犯意識を向上させ、自主防犯活動を活性化させたことにより、安全・安心を実感できる社会づくりに寄与した。
			R3-7												【成果指標】 安心まちづくり宣言活動結果件数（件）	275 310 320	304 318	110% 102%	
			交通・地域安全課	—			—		—		県民、観光旅行者							
取組項目ⅲ	○	4	犯罪被害者等支援推進事業	11,273	12,493		7,612	7,906		7,653	7,659		長崎県犯罪被害者等支援条例	●事業内容 誰もが安全で安心して暮らすことができる社会を実現するため、犯罪被害者等支援に係る相談体制の整備や、広報啓発活動を実施。 ●実施状況 啓発チラシ配付など犯罪被害者等支援の相談窓口について広報活動を行うとともに、関係機関と連携のうえ講演会を開催して犯罪被害者等が置かれている状況を広く周知した。	【活動指標】 県民への広報・意識啓発活動人数（人）	75,000 75,000 75,000	75,252 77,654	100% 103%	●事業の成果 ・SNS窓口を含む相談窓口周知カード等の配付による広報啓発に加え、相談対応の24時間化、AV出演被害などの相談対応の充実により、相談対応件数も大幅増となり、成果指標を達成した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・県民の理解の増進に資する広報活動を行うとともに、相談に適切に対応するための体制を整え、安全・安心を実感できる社会づくりに寄与した。
			（R5終了）R3-5												【成果指標】 「サポートながさき」で受理した相談対応件数（件）	510 510 510	501 721	98% 141%	
			交通・地域安全課	—			—		—		県民（犯罪被害者等）							

取組項目iii	○	5	犯罪被害者等支援対策事業費				●事業内容 誰もが安全で安心して暮らすことができる社会を実現するため、犯罪被害者等支援に係る相談体制を整えるとともに、男性被害にも目を向けた幅広い広報啓発活動を実施。	【活動指標】 県民への広報・意識啓発活動人数（人）				—
				13,192	8,815	7,781			75,000			
			（R6新規）R6-8	長崎県犯罪被害者等支援条例				【成果指標】 「サポートながさき」で受理した相談対応件数（件）				
			交通・地域安全課	—	—	—	県民（犯罪被害者等）		510			
取組項目iv	○	6	暴力団総合対策の推進事業	30,248	20,302	303,059	●事業内容 暴力団総合対策を推進するため、暴力団構成員等の検挙活動、不当要求防止研修会の開催など官民一体となった各種暴力団排除活動を実施。 ●実施状況 暴力団組員等29人を検挙したほか、各種企業・行政機関関係者2,700人に対して不当要求防止責任者講習における講話の実施、暴追センター等関係団体と連携した暴力団排除活動の実施、被害者等への適切な支援を実施した。	【活動指標】 不当要求防止研修会等受講者数(人)	2,000	2,107	105%	●事業の成果 ・企業・行政機関からの要請のほか、あらゆる機会を通じた広報啓発活動や講話を実施した結果、不当要求防止責任者講習等の受講者数は目標を達成した。 ・暴力団員の検挙については、29人と目標達成には僅かに至らなかった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・活動指標の実績は目標を達成し、成果指標については僅かに目標に届かなかったが、暴力団勢力数は10パーセント減少しており、組織犯罪対策の推進に資することができた。
				30,627	20,526	295,638			2,200	2,700	122%	
				31,478	21,312	298,791			2,400			
				警察法第2条				【成果指標】 暴力団勢力数の3分の1の検挙数（当該年の勢力数）	37	35	94%	
			—						33	29	87%	
			組織犯罪対策課	○	—	—	暴力団関係者、被害者、企業、行政機関、県民、警察官		—			
取組項目v	○	7	来日外国人犯罪対策の推進事業	7,603	4,219	121,683	●事業内容 来日外国人犯罪対策を推進するため、各種研修会等を実施。 ●実施状況 来日外国人の犯罪被害防止等を目的として、外国人労働者や留学生を対象とした講習会及び受入企業・教育機関に対する広報啓発活動を実施した。また、外国人による犯罪の取締りを実施するとともに、来日外国人犯罪に対する捜査能力向上を目的とした教養や語学研修会を実施した。	【活動指標】 各種会議・研修会の開催数（回）	200	202	101%	●事業の成果 ・外国人労働者や留学生等に対する各種研修会、広報活動等を実施して目標を達成した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・活動指標は目標を達成し、成果指標は検挙件数及び検挙人員が僅かに減少したものの、組織犯罪対策の推進に寄与している。
				8,184	4,520	121,779			210	233	110%	
				9,070	5,053	112,047			210			
				警察法第2条				【成果指標】 来日外国人犯罪検挙数（件・人）	数値目標なし	33件23人	—	
			—						数値目標なし	27件20人	—	
			組織犯罪対策課	○	—	—	来日外国人、県民、警察官		数値目標なし			
取組項目vi	○	8	薬物・銃器対策推進事業	8,825	4,897	247,191	●事業内容 薬物・銃器対策を推進するため、広報啓発活動の推進と徹底した取締りを実施。 ●実施状況 関係機関と連携したキャンペーン等を開催し、県民に対してパンフレット等を配布するなどして違法薬物の乱用防止、銃器根絶等に対する理解と協力を求める広報啓発活動を推進した。また、潜在化する薬物・銃器事犯に対して、県民からの薬物情報の提供を受けての取締りや県民の捜査への積極的な協力、追跡捜査等による薬物入手ルートの解明等、県民と一体となった取締りを推進したほか、部内教養を徹底し捜査員の能力向上を図った。	【活動指標】 キャンペーンの回数（回）	2	1	50%	●事業の成果 ・関係機関と連携したキャンペーン等の開催や県警ホームページ等による広報活動を継続的に実施した結果、県民からの情報提供により薬物事犯の検挙につながった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・効果的な広報活動の実施と徹底した取締りにより、前年以上の薬物事犯被疑者を検挙するに至り、組織犯罪対策の推進に寄与した。
				8,722	4,818	243,557			2	2	100%	
				9,067	5,052	239,655			2			
				警察法第2条				【成果指標】 薬物事犯検挙人員（人）	数値目標なし	39	—	
			—						数値目標なし	44	—	
			組織犯罪対策課	○	—	—	県民、警察官		数値目標なし			
		9	薬物乱用対策費	7,937	7,937	6,123	●事業内容 薬物乱用による危害を広く県民に周知するため、学校における薬物乱用防止教室をはじめとする各種広報活動を実施。 ●実施状況 小中高等学校等における薬物乱用防止教室を実施した。 各種キャンペーンにおける啓発用チラシ等の資材配布や、媒体を活用した広報啓発活動を実施した。	【活動指標】 薬物乱用防止教室等の開催回数（回）	200	216	108%	●事業の成果 ・大麻事犯に係る未成年者の検挙者数が3人確認されたが、学校における薬物乱用防止教室を始め、各種啓発活動を行うことにより、薬物乱用による健康被害や事件・事故、社会への悪影響等知識の普及に一定の効果をもたらしている。
				10,256	10,256	6,127			200	240	120%	
				10,721	10,421	6,225			200			
				—				【成果指標】 未成年者の薬物検挙者数（人）	0	1	0%	
			S48-						0	3	0%	
			薬務行政室	—	—	—	県民		0			

取組項目vii	○	10	サイバー犯罪対策推進事業	14,282	7,927	168,366	●事業内容 安全で安心なサイバー空間を確保するため、産学官の機関・団体やボランティア団体と連携した広報啓発活動を推進するなど、県民のサイバーセキュリティに対する意識向上を図るとともに、捜査員の育成などサイバー犯罪に対する対処能力向上を推進。 ●実施状況 サイバー空間における犯罪被害防止に資する情報を発信したほか、産学官の機関・団体と連携したサイバーセキュリティボランティア団体に対する講習や防犯講習会等においてサイバーセキュリティ意識向上を目的とする広報啓発活動を実施した。また、研修等を実施して捜査員の育成を図るとともに、全国の都道府県警察と連携したサイバー犯罪捜査を推進した。	【活動指標】 サイバーセキュリティボランティア団体への講習実施回数（回）	11	11	100%	●事業の成果 ・サイバーセキュリティ意識の向上を目的に、サイバーセキュリティ講話を始めとした広報啓発活動に取り組むとともに、県民・事業者から寄せられた相談等に基づく捜査を推進し、安全で安心して利用できるサイバー空間の環境づくりに寄与した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・産学官の機関・団体やサイバーセキュリティボランティアとの連携を強化したことにより、県内各地で講話活動が活発に行われ、サイバー空間の安全確保に寄与した。
				14,497	8,008	176,157			11	11	100%		
				17,239	9,606	210,087			11				
				警察法第2条				【成果指標】 サイバーセキュリティボランティアによる講話実施回数（回）	26	27	103%		
			H12-						27	40	148%		
			サイバー犯罪対策課	○	—	—	インターネットを利用する県民、事業者		31				

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	広報啓発・防犯カメラの効果的活用等による女性・高齢者を守る総合的な犯罪予防対策の推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ニセ電話詐欺の対策のためのコールセンター事業や広報啓発活動の推進、女性・子供を対象とする犯罪被害防止のための安心メール・キャッチくんによる情報発信、犯罪抑止効果の高い街頭防犯カメラ事業などにより、全国でもトップレベルの治安水準を維持しているが、現在、刑法犯認知件数の増加傾向、SNSを悪用した新しい手口の詐欺被害の急増などの新たな課題が生じている。 また、少年非行防止対策事業に関しては、近年、全国的に、犯罪実行者募集情報に応募する少年が検挙されていることや、SNSに起因する犯罪の被害に遭った児童数が高水準で推移していること、少年による大麻事件の検挙が続き、違法薬物の乱用が問題となっており、本県においてもこれらの拡大防止を図る必要がある。	●課題解決に向けた方向性 現在の地域安全活動推進事業を基本として、犯罪情勢に応じた対策を推進する。特に街頭防犯カメラ事業については情勢に応じた設置場所の見直し検討やSNSを悪用した詐欺事件の広報・注意喚起についてコールセンター事業の活用検討など、事業の内容の見直し・改善を図る。 また、非行防止対策については、学校における非行防止教室の講話内容に関して事前に協議を行い、全国的に問題となっている事案や学校側の要望に応じた話題を盛り込むなど、現状に応じた講話を実施していくほか、各種広報啓発活動、街頭補導活動、立ち直り支援活動等を通じ、インターネットや薬物等の有害性・危険性を呼び掛けて注意喚起を行っていく。
ii	自主防犯意識の高揚及び自主防犯活動の活性化対策の推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 県民（自治会、老人会等）に対する自主防犯活動の呼び掛けを計画的に行うとともに、優秀団体の表彰によって意欲の増進を図り、「犯罪のない安全・安心まちづくり宣言」事業において、自主防犯活動に取り組む宣言団体は増加したが、参加意思を示している自治会、老人会の中にはいまだに活動が低調なところもあるため、宣言団体の活動を活性化するとともに、更なる活動拡大に向けて、一層の自主防犯活動への参加促進を図る必要がある。	●課題解決に向けた方向性 取組が優秀な団体を表彰することによって、各団体の取組意欲の増進を図るとともに、宣言団体の取組事例に関する情報発信、防犯研修会の開催等、宣言団体への参加促進を図ることとしている。
iii	犯罪被害者等に対する支援の充実	
	●実績の検証及び解決すべき課題 性暴力被害支援に関しては、令和3年10月から国の夜間休日コールセンターを活用した24時間対応や令和4年6月に施行されたAV出演被害防止・救済法に伴う相談対応の充実を行った。 性犯罪・性暴力対策について、国の対策強化に合わせて、対応できる体制を整える必要がある。	●課題解決に向けた方向性 性暴力被害者支援に係る相談窓口については、引き続き24時間緊急対応可能な体制を構築するとともに、新たな分野の相談にも迅速かつ的確に対応できるように対処能力の充実を図ることとしている。
iv	暴力団総合対策	
	●実績の検証及び解決すべき課題 暴力団排除のための不当要求防止責任者講習等研修会については、受講者数は目標を達成したものの、暴力団の検挙については29名（目標達成率88%）の検挙で目標に届かなかった。 暴力団組織は、社会情勢の変化に応じて資金獲得活動を多様化・巧妙化させるとともに、組織実態を不透明化させている。また、暴力団関連事案については、報復を恐れて被害の相談や申告をためらい、依然として潜在化する傾向にあることから、組織実態を解明して壊滅させることが課題である。	●課題解決に向けた方向性 暴力団壊滅のためには、取締りと暴力団排除活動により暴力団の人的・物的基盤と資金源に打撃を与える各種対策が必要不可欠であり、被害者に対する保護対策の徹底や暴力団関係者（社）等に対する情報収集を徹底することにより、潜在化している暴力団犯罪を1件でも解明し、事件検挙につなげる。また、研修会やキャンペーン活動、講話等の回数を増やすなどして、県民に対して暴力団排除の機運をさらに浸透させていく。

v	来日外国人犯罪対策	
	●実績の検証及び解決すべき課題 来日外国人犯罪に対する捜査能力の向上を目的とした教育については、部内通訳要員に対する語学研修会や他県警での研修、民間教育施設における講義を受講させるなどして一定の成果を得られたが、さらなる向上が必要である。在留外国人に対する犯罪被害防止等を目的とした講習会等については定期的に実施しており一定の成果は認められる。今後、技能実習生等の外国人材受入れ拡大により外国人の増加が予想されることから、より一層の組織体制の充実と外国人対象の広報啓発活動の強化が課題である。	●課題解決に向けた方向性 増加する外国人の安全確保及び外国人犯罪への適切な対処のためには、外国語による意思疎通が必須であることから、部内通訳人の能力向上、民間通訳人の充実化、外国人対応に関する部内教養等を継続して推進し、組織としての外国人対応能力の維持・強化を図っていくとともに関係部門と連携した広報啓発活動を実施する。
vi	薬物銃器犯罪対策	
	●実績の検証及び解決すべき課題 各種キャンペーンや県警ホームページを活用した薬物乱用防止及び銃器根絶の広報啓発活動を継続した結果、県民からの情報提供により事件検挙に結びつくなど一定の効果が認められた。 一方、近年の傾向として、覚醒剤事犯は減少しているものの、若年層を中心とした大麻乱用者が増加傾向にあるという課題がある。	●課題解決に向けた方向性 引き続き効果的な取締りに努めるとともに、事件検挙等の広報を通じた犯罪抑止活動を推進する。また、広報啓発については、その対象を大麻と若年層に重点を置いた効果的な活動を推進する。このほか、関係機関と連携して再犯者に対する再犯防止対策を実施していく。
vii	サイバーセキュリティ意識の高揚に向けた情報発信及び広報啓発活動の推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 サイバーセキュリティに取り組む産学官の機関・団体やサイバーセキュリティボランティアと連携した対策を推進するとともに、警察官等による企業・学校・自治会等に対する地道なサイバーセキュリティ講話を積極的に取り組むことで講話の受講者数は増加した。サイバー犯罪の被害に遭うリスクや被害内容は、対象が事業所か個人か、個人であれば年代、知識レベルなどによって異なることから、今後、対象に応じて広報啓発の内容を充実させることが課題である。	●課題解決に向けた方向性 産学官などの関係機関・団体やサイバーセキュリティボランティアなどとの連携をより一層強化し、広報啓発活動の内容を対象に応じたものとする。

4. 令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 i ii		1	地域安全活動推進事業 — 生活安全企画課	事業を構成する「犯罪の起きにくい社会づくり推進事業」など個別の事業内容は令和5年度から継続することとしているが、その取組内容については、例として令和5年末から急増しているSNS型投資・ロマンス詐欺等の対策など、現在の犯罪情勢に対応したものに重点を置くなど、必要な改善を図って地域の安全・安心まちづくりを推進している。	②	引き続き地域安全活動推進事業に基づき、同事業を構成するニセ電話詐欺等対策、街頭防犯カメラ事業、犯罪なく3ば運動推進事業、防犯ボランティア支援事業、県防犯協会連合会等の関係機関・団体の支援と連携活動、安全情報の適時適切な発信事業等の各種取組を推進する。 これらの取組を効果的に推進するために、その時々の犯罪情勢と課題を分析し、県民等のニーズを把握・反映しながら、随時内容の見直しと改善により最適化を図ることとしている。	改善
取組項目 i		2	少年非行防止対策事業 — 人身安全・少年課	学校における非行防止教室の実施に当たっては、犯罪実行者募集情報への応募や、SNSに起因する犯罪の被害、違法薬物の乱用など、少年を取り巻く有害環境が時代とともに様々な形態へ変化することを踏まえ、全国的に問題となっている事案や学校側の要望等に応じた話題について講話を実施するなど、内容の充実を図っていく。	②	参加者の講話の理解度や効果を検証し、その結果を踏まえて講話方法等の見直しを行い、インターネットや薬物の有害性・危険性が強く印象に残るような効果的な非行防止教室等の開催に努める。 また、各種キャンペーンやSNSを活用した広報啓発活動のほか、街頭補導活動時に非行防止に関する指導を行い非行防止を図る。	改善
取組項目 ii		3	防犯まちづくり推進事業 R3-7 交通・地域安全課	「長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり宣言」事業は、県民（自治会、老人会等）が多く防犯活動に取り組むことができるよう、引き続き、日常生活を通じて見守りを行う「ながら見守り」を活動内容に盛り込むとともに、各種広報媒体を通じて活動の活性化、まちづくり宣言の周知を図り、一層の自主防犯活動への参加を促すこととした。	②	長崎県では、令和3年から3年連続して刑法犯認知件数が増加していることから、HP、広報紙等の各種媒体を通じて、宣言団体に対する活動の活性化を図るとともに、年間を通じて自治会、ボランティア団体、事業所等にまちづくり宣言の周知を努める。また、関係機関と連携して防犯研修会を開催し、意識高揚を図る。	改善

取組項目iii		5	犯罪被害者等支援対策事業費 （R6新規）R6-8 交通・地域安全課	R6新規	②	国において令和5年度から令和7年度の3年間を性犯罪・性暴力対策の強化期間と設定しており、長崎県においてもサポートながさきでの相談対応件数が増加していることから、国の方針に基づいて性暴力被害者支援のワンストップ支援センターを中心とした被害者支援の充実を図る。	改善
取組項目iv	○	6	暴力団総合対策の推進事業 ― 組織犯罪対策課	暴力団犯罪については、社会情勢の変化により犯罪手口が複雑・巧妙化していることから、実戦的な訓練や捜査手法等に関する教養を実施して捜査員の能力を向上させ、暴力団及び共生者等に対する取締り活動を推進する。 また、不当要求防止責任者講習等研修会の開催など暴力団排除活動についても、県民・企業・行政機関側の要望を踏まえた見直しを行い、適切な情報提供と支援を行うことで、暴力団排除の機運を醸成し、官民一体となった暴力団排除活動を推進する。	②⑨	暴力団の勢力数を減少させるために、関係部門、関係機関と連携した検挙活動及び暴力団排除活動、暴力団共生者等に対する取締りを推進していく。 暴力団排除と離脱支援の重要性について、各種研修会やキャンペーン活動等あらゆる機会を通じて広報啓発を行い、県民の機運を高め官民一体となった施策を推進していく。	改善
取組項目v	○	7	来日外国人犯罪対策の推進事業 ― 組織犯罪対策課	来日外国人に係る犯罪被害の防止を目的として、各種会議、講習会等を通じた防犯・交通に関する教養・広報啓発活動や外国人を雇用する企業担当者等への管理者対策の強化、関係機関との連携、併せて部内通訳人の体制強化、民間通訳人の確保を図っていく。また、入国管理局や県外国人相談窓口等の関係行政機関と協力し、来日外国人からの相談等に的確に対応するための体制を強化するなど、実態に即した効果的な方法で本事業を推進していく。	②⑨	今後、外国人の受入拡大に伴い、県内の来日外国人も増加することが予想されることから、警察組織全体の外国人対応能力の向上を図るための各種研修会の実施、部内通訳人の拡充、民間通訳要員の確保に向けた取組を積極的に推進する。また、関係機関・団体等と連携し、在留外国人との共生に向け、犯罪被害の防止、交通事故防止、日本国における法律遵守等、日本で生活する上での不安感等の除去や共存意識の醸成等が図られるような広報啓発活動を推進していく。	改善
取組項目vi	○	8	薬物・銃器対策推進事業 ― 組織犯罪対策課	薬物・銃器事犯については、態様が多様化・潜在化しており、特に若年層を中心に大麻乱用者が増加していることから、これら事犯に対する取締りを強力に推進するとともに、事案対処能力の向上に向けた教育を実施する。 また、違法薬物・銃器の根絶に向けた県民の意識を醸成し、若年層への薬物事犯の浸透を阻止するとともに、警察捜査に対する協力依頼についても広報啓発活動を推進していく。	②⑨	違法薬物・銃器の根絶に向けた県民の意識を醸成し、若年層への大麻事犯の浸透を阻止するとともに、警察捜査への県民の協力を確保するための広報啓発活動を推進していく。また、薬物乱用者を対象として再び乱用することを防止するための活動を推進する。	改善
		9	薬物乱用対策費 S48- 薬務行政室	急増する大麻事犯を背景としてインターネット上で誤った情報等が乱用している実態を踏まえ、内容を充実させ作成した啓発資材の積極的な活用を薬物乱用防止指導員をはじめ広く周知し、薬物乱用防止教室の充実化を図る。また、未成年者の検挙者には学校に在籍していない少年も含まれるため、薬物乱用防止啓発に触れる場所や機会を捉え、より広く啓発活動を推進する。	②	大麻等による薬物事犯は後を絶たない状況であることから、より早い段階から薬物に対する正しい知識の普及を図り、薬物乱用をしない固い意志を身につけさせるため、学校における薬物乱用防止教室を充実させ、若年層を中心とした啓発活動を継続して実施する。また、学校に在籍していない少年たちに対する啓発として、労働関係団体等に働きかけるなど、薬物乱用防止に関する啓発に触れる機会を提供するための手法を新たに検討・構築し、薬物事犯の未然防止に努める。	改善
取組項目vii	○	10	サイバー犯罪対策推進事業 H12- サイバー犯罪対策課	サイバーセキュリティに取り組む産学官連携体制である「長崎県サイバーセキュリティに関する相互協力協定」にサイバーセキュリティ普及啓発を行う団体や医療機関を加え、連携強化を図った。	⑨	受講者の年代、知識に応じた効果的な広報啓発活動を実施できるよう、内容・方法等の見直しを行うとともに、サイバーセキュリティボランティア事業の拡充を図り、若い世代からサイバーセキュリティの意識向上を図る。	改善

注:「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和6年度実施）

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	警察本部 交通企画課	永尾 俊之
施策名	1 犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくりの推進	事業群関係課（室）	交通・地域安全課、道路維持課、交通指導課、交通規制課、運転免許管理課	
事業群名	② 交通安全対策の推進	令和５年度事業費（千円）	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費（R5実績）の合計額	2,287,640

1. 計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025 本文）

交通事故の起きにくい安全で住みやすい地域の実現のため、市町をはじめ、関係機関・団体と緊密に連携し、総合的な交通安全対策を推進することで交通事故の減少を目指します。

（取組項目）

ⅰ)交通安全運動、交通安全教育等の推進
ⅱ)交通指導取締りの推進
ⅲ)交通安全施設の整備
ⅳ)運転免許行政の推進

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	年間の交通人身事故発生件数	目標値①		3,700件以下	3,500件以下	3,300件以下	3,100件以下	2,900件以下	2,900件以下（R7）
		実績値②	3,959件（R元）	2,805件	2,610件	2,639件			進捗状況
		達成率②／①		100%	100%	100%			順調

（進捗状況の分析）

交通事故の起きにくい安全で住みやすい地域の実現のため、市町を始め、関係機関・団体と緊密に連携し、総合的な交通安全対策を推進した結果、令和5年中における交通人身事故発生件数は2,639件と、最終目標年度の目標を達成している。他方、ここ数年の実績については、コロナ禍に伴う交通量抑制の影響も考えられ、コロナ5類移行後の交通流の活発化に伴い、今後交通事故の増加が予想されることから、目標値は据え置き、引き続き達成に向けた取組を推進していく。

2. 令和5年度取組実績（令和6年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R4実績	R5実績	R6計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等 法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）	事業期間	所管課(室)名	事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況（令和6年度新規・補正事業は事業内容）	事業対象	指標（上段:活動指標、下段:成果指標） 主な指標	R4目標	R4実績	R5目標	R5実績	R6目標	達成率	令和5年度事業の成果等
取組項目ⅰ	○	1	交通安全教育推進事業	24,467	21,549			183,672	道路交通法第108条の27			—	交通企画課	●事業内容 道路交通法の規定に基づく安全運転管理者に対する法定講習や、地域交通安全活動推進委員による交通安全広報活動の推進及び関係機関・団体と連携したあらゆる世代に対する交通安全教育を実施。 ●実施状況 安全運転管理者等6,064人に対して法定講習をオンラインで実施したほか、地域交通安全活動推進委員216人による交通安全活動等を通じて、県民の交通安全意識の高揚を図った。 このほか、関係機関・団体と連携し、歩行者及び運転者に対する参加・体験・実践型の交通安全教育に取り組むとともに、キャンペーンでの呼び掛け、広報紙やSNSでの情報発信などの広報啓発活動を実施した。	幼児から高齢者までの運転者・歩行者	【活動指標】 交通安全教育実施回数（回）	7,000	6,457		92%	●事業の成果 ・新型コロナウイルスの感染防止に配意したオンライン講習や屋外講習などの実施の工夫により、活動指標である実施回数は目標を達成でき、幅広い世代における交通安全意識の高揚を図ることができたが、比較的規模の大きい企業・団体等からの依頼の減少や、多人数向け講習会への参加者数の減少により、成果指標である受講人数は目標を達成できなかった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・年間の交通事故による人身事故発生件数は2,639件と前年と比べわずかに増加したものの、最終目標年度の目標値を下回り、交通事故の抑止に寄与した。
				23,564	21,786			192,241									7,000	7,168			102%		
				30,885	27,315			190,635									7,000						
																【成果指標】 交通安全教育受講人数（人）	420,000	297,086			70%		
																	420,000	319,659			76%		
																	420,000						
	○	2	交通安全対策推進費	6,313	6,313			5,357	交通安全対策基本法第16条、第25条			S46-	交通・地域安全課	●事業内容 交通安全対策基本法等に基づき、「長崎県交通安全実施計画」を策定するほか、県民の交通安全意識の高揚を図るため、県内児童・生徒向けの交通安全啓発図画コンクールを開催。 ●実施状況 交通安全対策会議幹事会を開催し、「令和5年度長崎県交通安全実施計画」を策定した。また、県内の小学校、中学校、高等学校等の児童・生徒から交通安全図画を募集し、入選作品以上は県庁等において掲示を行ない、最優秀及び優秀作品については表彰を行った。	県民全体、関係機関・団体	【活動指標】 交通安全実施計画の策定	策定	策定		—	●事業の成果 ・令和5年5月29日に長崎県交通安全対策幹事会を開催し、「令和5年度長崎県交通安全実施計画」を策定した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・県の各関係機関・団体で統一した交通安全対策を実施することができ、昨年とほぼ同じ交通事故発生件数に抑えることができた。また、児童・生徒から交通安全図画を募集することで交通安全の意識を高め、子供の交通事故の抑止に寄与した。
				6,971	6,971			5,361									策定	策定			—		
				7,932	7,932			5,447									策定						
																【成果指標】 指標無し	—	—			—		
																	—	—			—		
																	—	—			—		

取組項目i		3	交通安全運動推進費	936	936	4,975	●事業内容 四季の交通安全運動を通じ、様々な交通事故防止策を実施。また、交通死亡事故が多発した場合には、県下全域又は特定地域に多発警報を発令し、総合的かつ集中的な対策を実施。 ●実施状況 市町、関係機関・団体が一体となり、四季の交通安全運動及びスローガン等を周知するポスターを作成するとともに、新聞、ラジオ等で広く県民に周知を図った。	【活動指標】 交通安全運動ポスター配布数(枚)	27,000	27,760	102%	●事業の成果 ・死亡事故死者数は前年27人に比べ36人と増加したものの、年間の事故発生件数、負傷者数はほぼ横ばいで、重傷者数は前年297人から279人に減少した。また、交通死亡事故多発警報の発令もなかった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・市町、関係機関・団体と一体となった交通安全運動により、県民の交通安全意識の高揚に努めたことで、発生件数、負傷者数を微増に抑え、重傷者数は過去最少となった。
				1,010	1,010	4,978			27,000	27,630	102%		
				1,221	1,221	5,058			27,000				
				—				【活動指標】 警報発令時の集中的な広報活動の実施	数値目標なし	※発令なし	—		
									数値目標なし	※発令なし	—		
									数値目標なし				
								【成果指標】 交通安全運動期間中の交通事故件数(件)	316以下	294	100%		
									294以下	314	93%		
									314以下				
								【成果指標】 発令期間中の交通死亡事故件数(件)	0	※発令なし	—		
			S51-						0	※発令なし	—		
			交通・地域安全課	—	—	—	県民全体、関係機関・団体		0				
		4	交通安全指導員等育成費	81,391	40,696	3,826	●事業内容 各地域における交通事故の抑止のため、(一財)長崎県交通安全協会に対して補助金を交付し、協会が実施する交通安全指導員の設置及び活動事業を促進するとともに、交通安全指導員の指導能力向上のための研修会を実施。併せて、市町が委嘱する交通指導員に対しても交通事故情報、交通法規、活動状況の情報交換等を内容とする研修会を実施。 ●実施状況 (一財)長崎県交通安全協会に補助金を交付し、交通安全指導員新任研修会等を通じて指導力の向上を図った。また、交通指導員研修会を開催し、交通指導員の指導能力向上を図った。	【活動指標】 交通安全指導員研修会開催日数(回)	2	2	100%	●事業の成果 ・交通安全指導員、市町交通指導員研修によって、交通安全指導に関する資質、交通安全リーダーとしての意識向上が図られ、これによって子供の交通事故抑止につながった。令和5年中、子供被害の交通死亡事故を1件に抑えたほか、全事故に占める子供の交通事故の構成率は全国で2番目に低い結果となった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・交通安全指導員による幼児・児童への交通安全教育、交通安全指導・誘導が行われたことにより、子供の交通事故の構成率は低く、子供被害の交通死亡事故も1件に抑えるなど、子供の交通事故抑止に寄与した。
				74,805	37,403	3,830			2	2	100%		
				85,004	42,551	3,890			2				
				交通安全指導員設置費補助金実施要綱				【活動指標】 研修会開催回数(回)	10	9	90%		
									10	7	70%		
									7				
								【成果指標】 年間の子供の交通事故死者数(人)	1以下	0	100%		
			S48-						1以下	1	100%		
			交通・地域安全課	—	—	—	①交通安全推進関係団体　②市町		1以下				
		5	交通安全母の会育成費	500	500	1,530	●事業内容 交通安全対策基本法等により策定した交通安全実施計画に基づき、「交通安全は家庭から」をスローガンに交通安全活動を実践する交通安全母の会の活動の活性化を目的とする補助金を交付。 ●実施状況 長崎県交通安全母の会連合会に補助金を交付するとともに、団体の活動の活性化を図った。	【活動指標】 交通安全推進イベント開催回数(回)	1	1	100%	●事業の成果 ・交通安全キャラバン、ストップマーク整備事業を展開したことで、子供の交通事故を抑止した。また、高齢者宅訪問事業も併せて実施した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・長崎県交通安全母の会連合会の活動により地域における親子間での交通安全意識を高め子供の交通事故抑止に寄与した。
				450	450	1,532			1	1	100%		
				428	428	1,556			1				
				長崎県交通安全母の会連合会補助金実施要綱				【成果指標】 年間の子供の交通事故死者数(人)	1以下	0	100%		
			S53-						1以下	1	100%		
			交通・地域安全課	—	—	—	交通安全推進関係団体		1以下				
		6	高齢者交通事故防止対策事業費	1,055	1,055	3,061	●事業内容 県内全市町において、高齢者を交通事故の被害者及び加害者にしないための対策として、高齢者を中心とした交通安全教育・啓発のための講習会を開催。 ●実施状況 高齢者を中心とした交通安全教育・啓発のための講習会について、目標としていた県内全域での開催はできなかったが、過去3年間で未開催であった3市において、シミュレーター機材を活用した高齢者対象の参加体験型講習会を開催した。	【活動指標】 講習会の開催数(回)	21	14	66%	●事業の成果 ・講習会の実施により高齢者の交通安全に対する意識向上を図った結果、令和5年中の高齢者関連事故件数は1,026件と前年より87件減少(－7.8%)した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・高齢運転者及び歩行者への交通安全教育が行われたことにより、高齢者が関連した事故件数の減少に寄与した。
				348	348	3,063			21	12	57%		
				—				【成果指標】 高齢者関連事故件数(件)	前年比－5%	−1.0%	20%		
			(R5終了)R3-5						前年比－5%	−7.8%	156%		
			交通・地域安全課	—	—	—	高齢者						
		7	高齢者交通安全教育事業費				●事業内容 高齢者を交通事故の被害者及び加害者にしない対策として、高齢者を中心とした交通安全教育・啓発のための講習会を開催。	【活動指標】 講習会の開催数(市町)				—	
				840	840	3,112			7				
				—				【成果指標】 高齢者関連事故件数(件)					
			(R6新規)R6-8										
			交通・地域安全課	—	—	—	高齢者		1,073				

取組項目ii	○	8	交通秩序の維持事業	313,222	285,765	2,062,484	●事業内容 交通死亡事故などの重大事故抑止を目的として、交通事故実態の分析に基づいた交通指導取締りや悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを実施。 ●実施状況 令和4年中の交通事故発生状況を分析した結果、交差点及び交差点付近における交通事故が全事故の半数以上を占めたことから、横断歩行者妨害や信号無視などの交差点関連違反の交通指導取締りを重点的に実施した。 また、重大事故に繋がりやすい飲酒・無免許運転などの悪質性・危険性の高い違反についての交通指導取締りも強化した。	【活動指標】 悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りの実施による検挙件数（件）	数値目標なし	12,777	—	●事業の成果 ・交差点関連違反及び悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進し、交通安全の秩序の維持を図った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・交通事故を分析した交通指導取締りの推進により、運転者等の交通安全意識の高揚と交通安全秩序の維持に繋がり、交通事故抑止に寄与した。
				326,959	295,987	2,008,956			数値目標なし	12,664	—		
				350,084	319,760	2,058,853			数値目標なし				
				警察法第2条				【成果指標】 交差点関連違反を原因とする事故及び飲酒・無免許運転による事故の合計件数（過去３年間の平均件数以下）	760以下	637	100%		
			—						660以下	718	91%		
			交通指導課	○	—	—	車両の運転者、歩行者等		666以下				
取組項目iii	○	9	交通安全施設整備事業	1,183,335	735,204	156,886	●事業内容 交通事故の防止を図り、併せて交通の円滑化に資するため、交通の安全を確保する必要がある道路について交通環境を改善するための施設整備を実施。 ●実施状況 主に交通管制センターが信号機を管理する地域において、信号機の更新を行った。また、バリアフリーに対応した音響式信号機、エスコートゾーン及び横断歩道の新設・更新を行うなど、交通安全施設の整備を推進した。	【活動指標】 歩行者支援型交通信号機の整備（基）	14	13	92%	●事業の成果 ・交通弱者を重点対象とするバリアフリー対応型の交通安全施設の整備を推進し、信号交差点における高齢者、障害者等の交通事故抑止を図った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・交通安全施設の整備を推進したことで、より安全な交通環境となり、交通事故の抑止に寄与した。
				1,161,726	553,152	164,668			18	18	100%		
				1,126,738	560,011	141,614			20				
				道路交通法第4条				【成果指標】 信号交差点における高齢者、障害者等の交通事故発生件数（件）	31以下	33	93%		
			—						33以下	24	100%		
			交通規制課	○	—	—	道路利用者		29以下				
		10	交通安全確保業務	5,168	0	0	●事業内容 交通安全対策及び不法占用防止等を目的としたパトロールや適正な特殊車両通行許可審査を実施。 ●実施状況 会計年度任用職員によるパトロールや適正な特殊車両通行許可審査を行った。	【活動指標】 パトロール実施回数（各振興局ごとの平均回数）	36	40	111%	●事業の成果 ・会計年度任用職員による交通安全対策及び不法占用防止等を目的としたパトロールの実施並びに適正な特殊通行許可審査を行い、道路交通の安全を確保した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・道路交通の安全が確保され、交通事故抑止に寄与した。
				5,327	0	0			36	40	111%		
				6,118	0	0			36				
				道路法第42条 道路法施行令第35条の2				【成果指標】 不法占用物件に起因する事故の発生件数（件）	0	0	100%		
			H15-						0	0	100%		
			道路維持課	○	—	—	道路利用者		0				
取組項目iv	○	11	運転免許行政の推進	678,751	678,751	633,668	●事業内容 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的とした運転免許の付与及び取消し等の行政処分を実施。 ●実施状況 運転免許保有者の希望者等からの安全運転相談において、それぞれ相手方の立場に応じた助言や対応を行うとともに、悪質・危険な運転者に対しては、早期に運転免許取消しなどの行政処分を行った。	【活動指標】 安全運転相談による聞き取り件数（件）	1,500	1,564	104%	●事業の成果 ・適正な運転免許行政を推進した結果、運転免許保有者や新規取得者の安全運転意識の高揚が図られた。また、悪質・危険な運転者に対して早期に行政処分を執行し、道路交通上の危険を防止した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・令和5年中の交通事故発生件数は前年度に比べて微増しているものの、重傷者数は減少しており、交通事故抑止に寄与した。
				686,480	686,480	638,760			1,500	1,684	112%		
				732,066	732,066	645,823			1,500				
				道路交通法第101条、第103条ほか				【成果指標】 運転免許人口１万人当たりの交通事故発生件数（件）	38以下	31	100%		
			—						33以下	32	100%		
			運転免許管理課	○	—	—	運転免許新規取得者、保有者		32以下				

３．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

ⅰ　交通安全運動、交通安全教育等の推進

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
各季交通安全運動における関係機関・団体と連携した広報啓発や対象に応じた交通安全教育等を推進した結果、事業群の最終目標である年間の交通人身事故発生件数の目標値は達成したが、新型コロナウイルスの第５分類移行後の交通流の活発化も一因となり、交通事故死者数は36人（前年比＋９人）、発生件数は2,639件(前年比＋29件)と前年に比べ増加した。 死亡事故内容を分析すると、歩行者の死者数が14人であり、そのうち道路横断中の歩行者が12人で約8割と依然として高い割合を占めており、また、道路横断中の全てが夜間に発生しており、昼間に比べ見通しが良くない状況から、車両運転者の前方不注意や進路の安全不確認などが主な原因として挙げられる。 一方で、前年の課題であった高齢運転者の事故については、発生件数、死者数ともに減少し、一定の成果が見られており、今後の課題としては、歩行者の交通事故抑止対策、特に、夜間における歩行者事故抑止対策を強化して推進する必要がある。	令和5年中の死亡事故の分析結果を踏まえ、夜間における歩行者事故抑止対策として、車両運転者に対するハイビームの積極的活用及び信号機のない横断歩道の予告標示であるダイヤマークの周知を強化し、歩行者保護意識の向上を徹底するとともに、歩行者に対しては、徒歩による夜間外出時の反射材の着用、実際の事故事例に基づいた道路横断時における斜め横断や横断歩道外の横断の危険性を周知する必要があり、今後、これらのことを重点として、交通安全講習や交通安全キャンペーン、交通指導取締り等の街頭活動における指導のほか、新聞やラジオ等による各種広報媒体による繰り返しての広報啓発、更に各自治体や企業等が街頭に掲示しているデジタルサイネージ等の広報媒体を活用し、より多くの県民に対する広報啓発を図っていく。

ⅱ　交通指導取締りの推進

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
交差点関連違反及び悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進したが、交差点関連違反を原因とした事故が全事故の半数以上となるなど依然として高い水準を占め、飲酒・無免許運転による交通事故についても47件（前年比＋15件）と増加した。また、死亡事故も交差点関連違反を原因とした事故が16件（前年比＋５件）、飲酒運転による事故が4件（前年比＋３件）と大幅に増加したことから、引き続き、交差点関連及び悪質性・危険性の高い違反を重点に置いた交通指導取締りを推進する必要がある。 飲酒運転の増加については、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが５類移行し、外出や飲酒の機会が増えたことも一因に挙げられることから、社会の変容に応じた交通指導取締りを推進し、交通事故抑止を図る必要がある。	交差点関連及び悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを引き続き推進する。 特に、飲酒・無免許運転については、重大事故に結びつきやすいことから、夜間取締りや検問など効果的な検挙活動を推進するとともに、繁華街における警戒などの未然抑止活動を推進する。

ⅲ　交通安全施設の整備

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
交通安全施設の整備として ・県民の要望、道路の新設状況、交通量等を総合的に検討し、道路交通実情に適応する交通規制の設定と信号機等の設置を実施 ・高齢者、障害者等の交通弱者の安全を確保するため、バリアフリー対応型の交通安全施設の整備を実施 ・生活道路における歩行者の安全を確保するため、「ゾーン30」の整備及び各種通学路の安全対策を推進 ・道路交通環境の改善を図るべき危険箇所の発見に努め、適切な措置を講ずる二次点検プロセスを推進 などの対策を推進し、交通事故の抑止を図った。 高齢になっても安全に移動することができ、障害の有無に関わりなく安全に安心して暮らせる社会を目指すため、高齢者、障害者等交通弱者への安全対策を継続する必要がある。 また、限られた予算内での適切な維持管理を行うため、継続して既存の交通安全施設の見直しを図りながらスクラップアンドビルドを推進する必要がある。	引き続き、道路新設や交通量増大等の道路環境の変化に伴う交通安全施設整備を推進するとともに、少子高齢化・過疎化等の社会の変容に対応するため交通安全施設の合理化を推進する。 重大事故となる可能性が高い高齢者、障害者等交通弱者への安全対策として、バリアフリー対応型の交通安全施設の整備を継続して推進する。

ⅳ　運転免許行政の推進

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
運転免許保有者に対する更新時講習等の機会において、交通事故情勢に応じた講習を実施し、安全運転意識の高揚を図ったほか、運転に不安を感じている方や、一定の病気等に罹患しているおそれがある方に対しては、安全運転相談を行い、運転継続が困難な場合には、行政処分を実施し、必要に応じて自主返納を促した。令和5年中は重傷事故の件数は減少しているものの、交通事故発生件数が微増していることから、引き続き、交通事故抑止に向けた対策を推進する必要がある。	交通事故（特に高齢運転者が第１当事者となる交通事故）を抑止するため、認知機能検査及び運転技能検査を適正に実施するために、運転免許更新時等における高齢者講習を充実させるとともに、運転に不安を感じている方や一定の病気等に罹患しているおそれのある方に対して安全運転相談を実施し、必要な場合には、自主返納を促す。

4. 令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目i	○	1	交通安全教育推進事業 — 交通企画課	令和5年中の高齢者関連事故の発生件数は、前年と比べ減少したが、高齢者事故のうち運転中の事故が9割を占めており、また、高齢歩行者が関連する死亡事故の大半が道路横断中である現状を踏まえ、知事部局や各市町と連携し、県警本部で運用管理している運転者用、歩行者用シミュレーター機器を活用した出前型の参加体験型講習会を積極的に実施したほか、反射材等を活用したユーモアを交えた啓発や街頭キャンペーン等の実施状況などをSNSに掲載し、幅広い世代の県民に対する交通安全意識の醸成を図るための情報発信を実施した。	②	より実践的で安全意識の高揚が期待できる交通安全教育として、シミュレーター機器を活用した出前型の参加体験型講習会を実施しているところ、今後、各地区のイベント行事等に積極的に参加し、更に実施頻度を増やして継続的に実施する。 また、ライフステージに合わせた段階的、体系的な交通安全教育として、現状として、交通弱者と言われる子供や高齢者を中心に年齢に応じた交通安全教育を実施しているところ、今後、新たな電動モビリティ等の利用増加を考慮した幅広い世代の交通安全教育を推進する。	改善
	○	2	交通安全対策推進費 S46- 交通・地域安全課	—	—	令和3年度から令和7年度の交通安全に関する総合的な指針となる「第11次長崎県交通安全計画」に基づき、令和6年度の長崎県交通安全実施計画を策定し、市町、警察、関係機関・団体等と緊密に連携しながら、陸上交通の総合的な交通安全対策を推進する。また、県内の小学校・中学校・高等学校等の児童・生徒から、交通安全図画を募集して交通安全意識の啓発を図る。 交通安全対策基本法で交通安全実施計画の策定が義務付けられており、長崎県の交通安全対策を推進していく上で必要な事業であり、県内の交通情勢を踏まえ、効果的な交通安全対策を強力に推進する必要があるため、本事業を継続していく。	現状維持
		3	交通安全運動推進費 S51- 交通・地域安全課	—	—	交通事故を抑止するためには、県民一人一人の交通安全に対する高い意識が不可欠であり、県民の意識高揚を図るためには、各季の交通安全運動等(夏の交通安全週間を含む。)を推進していく必要があることから、本事業を継続していく。 また、交通死亡事故が多発したときには、緊急の対策を講じて交通死亡事故の鎮静化を図る必要があることから、迅速な広報活動、その他の対策を講ずるため、本事業を継続していく。	現状維持
		4	交通安全指導員等育成費 S48- 交通・地域安全課	—	—	交通安全指導員は、児童等への交通安全教育、交通安全の広報活動、街頭指導など児童等を中心とした歩行者の交通安全確保・交通安全指導の中核的存在であり、その活動が児童等の交通事故被害防止に大きく寄与していることから、本事業を継続していく。その一方で、高齢者の交通事故抑止が大きな課題であるため、高齢者の交通事故抑止に向けた活動を幅広く展開して行く必要がある。 市町交通指導員は、各地域の交通安全維持に必要不可欠な存在であり、その活動が県下の交通秩序維持に大きく貢献していることから、「長崎県交通安全の保持に関する条例」に規定されたとおり、県の責務として交通指導員への指導教育を行って交通指導員の資質向上を図るためにも本事業を継続していく。	現状維持
		5	交通安全母の会育成費 S53- 交通・地域安全課	—	—	交通安全母の会は、児童・生徒の交通安全確保のため地域に根ざした交通安全活動を実践している団体であり、県民の交通安全意識の向上に寄与している。 また、長崎県交通安全母の会連合会は、県下の交通安全母の会を取りまとめ、交通安全の事業を積極的に展開し、児童・生徒を対象とする事業のみならず、高齢者の交通事故防止活動も行うなど、交通事故抑止に大きく貢献していることから、本事業を継続していく。	現状維持
		7	高齢者交通安全教育事業費 (R6新規)R6-8 交通・地域安全課	R6新規	②⑤	令和5年中の交通事故死者数に占める高齢者の割合は約6割と高く、高齢者に係る事故防止対策は県の重要な課題であることから、令和6年度も引き続き高齢者を交通事故の加害者や被害者にしないための対策として、県、警察、市町の連携によるシミュレーター機材を活用した高齢者対象の参加体験型講習会を中心とした事業を実施する。 令和7年度においても実際に実施する中で効果・効率を検討しながら、実施回数、内容、実施対象の確保方法等の見直しを行い、より効果的な参加体験型講習会を実施する。	改善

取組項目ii	○	8	交通秩序の維持事業 ― 交通指導課	交通事故発生状況を分析・検証した上で、交通事故の実態に即した交通指導取締り計画の見直しや取締り手法の変更を行い、令和6年度は交差点関連違反や悪質性・危険性の高い違反の取締りに重点を置き、具体的には交差点における横断歩行者妨害違反の取締りや大型検問による飲酒運転取締りなどの活動を強化し、交通事故の抑止に資する交通指導取締りを推進している。	②	交通事故の分析結果に基づく効果的な交通指導取締りを推進するとともに、引き続き、交差点関連違反及び悪質・危険性の高い飲酒・無免許運転違反の交通指導取締りに重点を置くこととする。 特に飲酒運転は、社会の変容に応じて増加が懸念されることから、違反場所・時間帯等の分析に基づく効果的な検挙活動と繁華街警戒や検問等による未然防止活動を効果的に行い、交通事故の抑止を図る。	改善
取組項目iii	○	9	交通安全施設整備事業 ― 交通規制課	少子高齢化、過疎化等の社会変容に伴い、道路交通の実態も変化していることから、既存の交通安全施設の見直しを図りながらスクラップアンドビルドを推進しつつ、高齢歩行者、障害者などの交通弱者を重点対象とするバリアフリー対応型の交通安全施設を推進している。	②⑨	今後も少子高齢化、過疎化等が更に進行することが予想されており、これに伴って交通実態の変化も加速していくものと考えられることから、既設の信号機等の交通安全施設のうち、有効性や必要性が乏しくなっているものについては確実に廃止を推進しつつ、新規道路建設や交通量増加等に対応するための交通安全施設整備を推進する。 一方で、交通事故を減少させるためには、高齢者、障害者等交通弱者の安全対策が必要であることから、引き続き、バリアフリー対応型の交通安全施設の整備を推進する。	改善
		10	交通安全確保業務 H15- 道路維持課	―	―	会計年度任用職員による交通安全対策及び不法占用防止等に対するパトロールの実施並びに適正な特殊車両通行許可審査を実施している。道路交通の安全確保を図っていくためには、適正な道路維持管理が不可欠であり、本事業を継続していく。	現状維持
取組項目iv	○	11	運転免許行政の推進 ― 運転免許管理課	―	―	交通事故（特に高齢者が第１当事者となる交通事故）を減少させるため、運転免許更新時等における各種講習や安全運転相談を引き続き推進する必要があることから本事業を継続していく。	現状維持

注：「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	土木部 道路維持課	田﨑 智	
施策名	1 犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくりの推進	事業群関係課(室)			
事業群名	③ 交通安全確保に向けた通学路等の整備	令和5年度事業費(千円)	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費(R5実績)の合計額	5,868,754	

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025 本文)

通学路の安全確保のため、道路管理者、教育委員会、警察及び地元自治会が連携して合同点検を実施し、対策が必要とされた箇所の交通安全対策を実施します。

(取組項目)

ⅰ)交通安全対策の推進

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)
	通学路の歩道等の整備延長	目標値①		2.5km	5km	7.5km	10km	12.5km	12.5km (R7)
		実績値②	0km (R2)	3.0km	4.6km	7.5km			進捗状況
		達成率 ②／①		120%	92%	100%			順調

(進捗状況の分析)

通学路の安全を図ることを目的とし、合同点検において対策が必要とされた箇所の歩道整備等を実施している。

令和5年度は年間の整備目標である2.5kmに対し2.9kmの歩道整備が完了し、累計計画の7.5kmを達成することができた。

今後も引き続き、計画通りに交通安全対策の進捗が図られるよう努める。

2. 令和5年度取組実績(令和6年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 / 事業期間 / 所管課(室)名	事業費(単位:千円) R4実績	R5実績	R6計画	うち一般財源	人件費(参考)	事業実施の根拠法令等 法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業(公共、研究等)	事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況(令和6年度新規・補正事業は事業内容)	事業対象	指標(上段:活動指標、下段:成果指標) 主な指標	R4目標	R4実績	R5目標	R5実績	R6目標	達成率	令和5年度事業の成果等
取組項目ⅰ	○	1	交通安全対策の推進(交通安全施設費)(公共)	4,192,802	5,164,473	6,975,593	120,858	184,884	63,250	—	—	—	●事業内容 国道・県道の49箇所で歩道の整備を行う。 ●実施状況 国道・県道の49箇所で歩道の整備を行った。		【活動指標】 実施箇所数(箇所)	48	49	48	49	45	100%	100%	●事業の成果 ・用地取得に不測の時間を要しており、成果指標には達しないものの、全体の歩道整備としては計画通りの整備ができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・本事業の実施により通学路の歩道整備は進捗しており、通学路の安全性の向上に寄与している。
			—	道路法第29条											【成果指標】 緊急合同点検箇所の歩道等整備延長(累計)(km)	19.7	19.7	13.6	14.1	19.7	69%	71%	
			道路維持課	○			—		○				県管理道路利用者								
		2	交通安全施設整備事業	563,625	700,390	546,600	350,602	118,399	16,600	18,367	19,913	13,228	●事業内容 国道・県道の69箇所で小規模な歩道、防護柵、区画線等の整備を行う。 ●実施状況 国道・県道の71箇所で小規模な歩道、防護柵、区画線等の整備を行った。		【活動指標】 実施箇所数(箇所)	78	69	81	71	60	103%	102%	●事業の成果 ・目標以上の箇所で、小規模な歩道、防護柵工、区画線工等の交通安全対策を実施し、歩行者等の通行の安全を図ることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・本事業の実施により通学路の歩道整備は進捗しており、通学路の安全性の向上に寄与している。
			—	道路法第29条											【成果指標】 小規模な歩道整備延長(km)	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	100%	100%	
			道路維持課	○			—		—				県管理道路利用者								

取組項目i		3	交通安全施設調査費	5,759	5,759	0	●事業内容 県警が保有する交通事故データを道路台帳上に取り込むことで、死傷事故率や事故多発箇所を把握する。 ●実施状況 県警が保有する交通事故データを道路台帳上に取り込み、県内一円の死傷事故率や事故多発箇所を把握した。	【活動指標】 マッチングデータの作成（式）	1	1	100%	●事業の成果 ・死傷事故率や事故多発箇所を把握することで、新たに交通安全施設等整備事業として活用した。
				3,891	3,891	0			1	1	100%		
				3,904	3,904	0			1				
				道路法第29条				【成果指標】 事業に活用した件数（件）	1	1	100%		
			—						1	1	100%		
			道路維持課	○	—	—			1				

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	交通安全対策の推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 交通安全対策の推進については、歩道等の整備を行うことで、通学路の安全性の確保を図り、交通事故のない安全・安心なまちづくりの推進に寄与している。整備指標も計画に対し、順調に目標を達しているが、通学路の歩道整備は道半ばである。国内で園児や児童が、通園通学中などに交通事故に巻き込まれる悲惨な事故が頻発しており、交通事故防止に向けた県民の意識が高まっていることから、今後も、引き続き安全・安心なまちづくりをより一層推進するために、交通安全施設整備事業、交通安全施設調査費を継続する。	●課題解決に向けた方向性 目標達成には、計画的な進捗管理が必要であることから、今後も、各地方機関との連携を密にして、適正な進捗管理を行う。 また、事故が起きてからの「事後対策」のみではなく、「事前対策」を進めるために、ビッグデータを用いた潜在的な事故危険箇所の整備を行う。

4. 令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目i		2	交通安全施設整備事業 — 道路維持課	—	—	安全な通学路の確保のため、小規模な歩道、防護柵、区画線等の整備を進める必要がある。また、用地取得が困難な箇所については、防護柵やポストコーン設置等による簡易的な整備を行うことで、進捗を図る。	現状維持
取組項目i		3	交通安全施設調査費 — 道路維持課	—	—	本事業は危険箇所等を把握するために必要な調査であり、引き続き事業を継続するとともに、対策を行った潜在的な事故危険箇所の効果計測などの検証を行う。	現状維持

注:「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和6年度実施）

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	県民生活環境部　生活衛生課	岩松　尚
施策名	2 食品の安全・安心の確保と消費生活の安定・向上	事業群関係課（室）		
事業群名	① 食品の高い安全性の確保	令和５年度事業費（千円）	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費（R5実績）の合計額	79,236

1. 計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

と畜場において全ての牛や豚などの検査及び衛生的な取扱いに関する指導を行い、安全な食肉の生産を支援するとともに、食品営業施設の衛生管理の確認並びに流通食品の検査等を行い、食中毒発生防止に取り組むことで、生産から販売までの各段階で食品の高い安全性の確保を図ります。

（取組項目）

ⅰ）食品製造施設、飲食店等の監視・指導による食中毒等の健康被害の発生防止
ⅱ）流通している食品等の収去検査・モニタリング検査による基準に適合しない食品の排除
ⅲ）食品営業施設、と畜場、食鳥処理場でのHACCPによる衛生管理手法の定着
ⅳ）生産者へと畜検査データを還元し、家畜の疾病対策を支援

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	食品取扱施設の監視指導件数	目標値①		18,500件	18,500件	18,500件	18,500件	18,500件	18,500件（毎年度）
		実績値②	18,347件（R2）	11,203件	10,376件	12,678件			進捗状況
		達成率②／①		60%	56%	68%			遅れ

（進捗状況の分析）

長崎県食品衛生監視指導計画に従い、各保健所が計画的に監視指導を実施したが、令和3年度の食品衛生法改正に伴うHACCP制度化により、1件当たりの業務量が増え、目標値を達成することができなかった。
新型コロナウイルス感染症により営業施設への立入りができなかった令和3、4年度と比べ監視数を増やし、「HACCPに沿った衛生管理」の指導助言によりHACCPに関する事業者の理解と適切な運用につなげることができた。
※HACCP：原材料の受け入れから製品の製造・出荷に至るまでのすべての工程において、危害が除去（あるいは安全な範囲まで低減）できるよう、手順を定め、記録を残すことによって、製品の安全性を担保する衛生管理の手法。

2. 令和5年度取組実績（令和6年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R4実績	R5実績	R6計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等	事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況（令和6年度新規・補正事業は事業内容）	事業対象	指標（上段:活動指標、下段:成果指標） 主な指標	R4目標	R4実績	達成率	R5目標	R5実績	R6目標	令和5年度事業の成果等
取組項目ⅰⅱⅲ	○	1	県内食品の安全性確保事業	20,306	20,306	235,713			食品衛生法第24条	●事業内容 製造・加工から販売に至る食品営業施設に対し、HACCPに沿った衛生管理が適切に運用されるよう監視・指導を行い、食中毒の発生を防止するとともに、流通する食品検査により不良食品を排除し、流通食品の安全確保を図る。 ●実施状況 安全な食品の流通を図るため監視指導計画に基づき以下の内容を実施した。 (1)各県立保健所による食品営業施設の監視・指導 (2)保健所等の県立検査機関や外部検査機関における流通食品の収去検査 (3)検査結果に基づく改善を要する施設への指導と改善確認		【活動指標】監視指導件数（件）	18,500	10,376	56%				●事業の成果 ・監視指導件数及び食品等の検査件数は目標値を達成できなかったが、成分規格適合率については、目標を達成した。計画に基づく監視指導及びHACCP取組指導による営業者における自主衛生管理の推進の結果、食品の安全性の確保は図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・事業群の目標である監視指導件数については、法改正に伴う1件当たりの業務量増加によって目標値を達成することができなかったが、新型コロナウイルス感染症の影響が見られた過去2年間に比べ、監視数を増やし、HACCPに関する詳細な指導を行うことで、食品の安全性確保に寄与した。
				24,992	24,992	235,893							18,500	12,678	68%				
				23,498	23,498	239,655							18500						
												【活動指標】食品等の検査件数（件）	2,000	1,705	85%				
													2,000	1,977	98%				
													2,000						
												【成果指標】成分規格適合率（%）	95	97	102%				
													95	97	102%				
													95						
												【成果指標】食中毒発生件数（件）	数値目標なし	11	—				
			S22-										数値目標なし	8	—				
			生活衛生課	○	—	—				県内食品関係営業施設・給食施設等（長崎市・佐世保市を除く）			数値目標なし						

取組項目 iii iv	○	2	食肉衛生検査所運営事業	81,279	56,863	264,029	●事業内容 食肉や食鳥肉の安全性を確保するとともに、食用として適しているかを確認するため、家畜1頭ごとにと畜検査や食鳥検査を実施し、食用に適さない食肉等を確実に排除する。 ●実施状況 牛馬豚めん山羊のと畜検査については食肉衛生検査所の職員が行い、また、食鳥肉の検査については県が委任した食鳥肉衛生協会の検査員が、全頭羽検査を行い、必要に応じて精密検査を実施して、食用の可否を判定。食用にできない獣畜の全部廃棄等の行政処分を行った。	【活動指標】 と畜検査頭数(頭)	数値目標なし	474,314	—	●事業の成果 ・検査を実施した牛7,740頭、馬11頭、豚485,368頭、めん山羊51頭のうち、食用不適として全部廃棄された獣畜は、牛59頭、豚328頭であった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・法に基づくと畜検査により、食用に不適な食肉が流通しないよう確実に排除することで、食肉の安全性を確保することができた。
				52,699	49,582	264,236			数値目標なし	493,170	—		
				115,119	56,054	268,445			数値目標なし				
				と畜場法第14条				【成果指標】 行政処分頭数(頭)	数値目標なし	481	—		
			S28-						数値目標なし	387	—		
			生活衛生課	○	—	—	食肉検査申請者		数値目標なし				
		3	と畜場等処理施設指導監督事業	6,403	1,585	32,908	●事業内容 と畜場や食鳥処理場の定期監視指導や検査、死亡獣畜取扱場、化製場及び準用施設の許認可により施設の衛生管理と適正処理を指導監督する。 ●実施状況 と畜場、食鳥処理場に外部検証として定期的に監視指導と食肉の試験検査を行い、結果に基づく衛生指導を実施した。また、死亡獣畜取扱場や化製場及び準用施設からの定期報告により、適正な処理の確認を行った。	【活動指標】 立入指導件数(件)	900	1,835	203%	●事業の成果 ・と畜場法の改正により、外部検証として毎開場日に立入指導を実施し、施設や食肉の衛生的な取扱いに寄与することができた。
				1,547	1,547	32,934			数値目標なし	1,822	—		
				1,591	1,591	33,459			数値目標なし				
				と畜場法第14条・第17条、化製場法第3条・第6条、食鳥処理の事業の規制及び食鳥処理に関する法律第3条・第38条				【成果指標】 施設基準適合率(%)	100	100	100%		
			S28-						100	100	100%		
			生活衛生課	○	—	—	と畜場、食鳥処理場、死亡獣畜取扱場、化製場等の施設設置者		100				

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	食品製造施設、飲食店等の監視・指導による食中毒等の健康被害の発生防止	
	●実績の検証及び解決すべき課題 法改正に伴ってHACCPによる衛生管理が義務化されたことにより、事業者に寄り添った助言や指導、管理状況の確認に時間を要することとなった一方で、営業者自らの自主衛生管理を推進し、食中毒発生件数を10件前後に抑えることができた。 さらなる食中毒発生数の減少に向け、全国的にも県内でも発生が多く見られる食中毒菌に対する対策を講じる必要がある。	●課題解決に向けた方向性 営業施設の監視指導業務をより効率的に行うことを目的として「食品衛生監視支援システム」を導入し、DXによる業務量削減に取り組む。また、事件発生数の多いアニサキス食中毒対策として、魚介類販売店における食中毒対策の指導、クドア食中毒対策として、発生後の原因魚の追跡調査、ノロウイルス食中毒対策として、食品衛生講習会等で従事者の健康管理と食品の取扱いについて周知を図る。
ii	流通している食品等の収去検査・モニタリング検査による基準に適合しない食品の排除	
	●実績の検証及び解決すべき課題 保健所等で計画的に検査を実施したが、結果報告ミスにより目標を達成できなかった。 県内で流通販売されている食品の成分規格適合率は97%と良好な結果であり、基準に適合していない食品を発見した際は、製造施設に立ち入り、原因究明と改善指導、その後の検査により改善を確認し、再発防止に努めることができた。HACCPによる衛生管理は、事業者自らが作成した衛生管理計画に基づく確かな作業にかかっているため、実効性を高めることが安全な食品の提供につながる。	●課題解決に向けた方向性 保健所等の収去検査の進捗状況を的確に管理することで検査数を確保し、もって食品の安全確保に努める。 また、HACCPの衛生管理計画が形だけのものとならないよう監視や講習会の機会を用いて引き続き指導を行う。
iii	食品営業施設、と畜場、食鳥処理場でのHACCPによる衛生管理手法の定着	
	●実績の検証及び解決すべき課題 と畜場・食鳥処理場に対しては、改正と畜場法など関係法令による処理工程の外部検証を実施することにより、施設におけるHACCPの運用について継続的な指導、助言を行った。また、食品営業施設に対しては、立入指導の機会を通じて、営業者が作成した記録等を点検することでHACCPが運用されていることを確認しているが、制度が始まって間もないことから、引き続き事業者への丁寧な指導が必要となる。	●課題解決に向けた方向性 中小規模の事業者がHACCPを円滑に運用できるよう、引き続き個別に支援を継続する。 また、と畜場・食鳥処理場に導入されたHACCPの定着に向け引き続き検証を行い、より高い衛生管理水準となるよう指導、助言を行っていく。

ⅳ 生産者へと畜検査データを還元し、家畜の疾病対策を支援		
	●実績の検証及び解決すべき課題 法律に基づき493,170頭の検査を行った結果、疾病により食用に適さない387頭について全部廃棄の行政処分を行った。また、食用不適の内臓についても一部廃棄処分を行うことで、安全な食肉の流通に寄与した。 食肉の安全性確保には、健康な家畜の生産が重要なことから、検査データを生産者へ還元し、疾病予防対策に活用いただいているが、より効果的な提供方法・内容の検討が必要である。	●課題解決に向けた方向性 各食肉衛生検査所で開催する会議等の機会を通じて、関係者と情報交換及び協議を行い、生産環境の変化（生産数の大規模化、流行する疾病の変化など）に応じたデータ還元の方法・内容となるよう引き続き努めていく。

4. 令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目ⅰⅱⅲ	○	1	県内食品の安全性確保事業 S22- 生活衛生課	活動指標である監視指導件数の目標達成にあたっては、法改正に伴い増加した1件当たりの業務量を省力化する必要がある。そこで令和6年度からタブレット端末を活用し、現場監視時に必要な情報を入出力することにより、業務の効率化と省力化を進めている。また、令和6年度の監視指導計画に基づき、監視件数、検査件数が目標達成されるよう、進捗管理の徹底を行っている。	②	本事業は、「食品衛生法」に基づき、食品の製造・調理・加工及び販売の各段階における安全確保を担っており、食品の安全確保のため、食品製造施設、飲食店等の監視・指導並びに流通している食品等の検査を実施することで、基準に適合しない食品を流通から排除し、食中毒の発生を防止するものである。 令和7年度も前年度の事業実施状況、食中毒の発生状況等を踏まえて監視指導計画を策定し、事業を実施する。	改善
取組項目ⅲⅳ	○	2	食肉衛生検査所運営事業 S28- 生活衛生課	—	—	「と畜場法」に基づき県が実施しなければならない事業である。食用に供する獣畜（牛、馬、豚、めん山羊）は一頭ごとに全て県職員である獣医師のと畜検査を行なわなければ食用にできない。本事業は、食肉の安全性を確保するためには必要不可欠であることから、引き続き事業を継続する。	現状維持
		3	と畜場等処理施設指導監督事業 S28- 生活衛生課	—	—	食肉及び食鳥肉の検査方法は、「と畜場法施行令」「と畜場法施行規則」及び「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則」に規定されており、これに従い効率的に実施する。 死亡した家畜・家きんが不正食肉として流通することを防止するため、農林部とも連携し、法関連施設（と畜場、食鳥処理場、化製場、死亡獣畜取扱場）に対する指導等を継続する。安全で安心な食肉を提供するため、今後とも必要な事業であることから、引き続き事業を継続する。	現状維持

注：「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和6年度実施）

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	県民生活環境部　食品安全・消費生活課	立石　寿裕
施策名	2　食品の安全・安心の確保と消費生活の安定・向上	事業群関係課（室）		
事業群名	②　食品の安全性に関する理解促進	令和５年度事業費（千円）	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費（R5実績）の合計額	5,297

1. 計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

県民、食品関連事業者及び行政が食品の安全性についての情報を共有し、共通理解を図るリスクコミュニケーション※を推進することで、県民が抱える食品添加物や残留農薬、輸入食品などへの不安を和らげ、食品に対する信頼確保に努めます。

※リスクコミュニケーション：食品にあるリスクについて、消費者、食品関係事業者、行政等の関係者間で情報・意見を交換し、その過程で相互理解を深め信頼を構築する活動

（取組項目）

ⅰ）食品の安全性に関する意見交換会や講習会を積極的に実施
ⅱ）ホームページやSNSなどを活用した食に関する情報提供の充実
ⅲ）食品110番※による苦情や相談を受け、調査・指導を実施するなど、食品表示の適正化を推進

※食品110番：食品表示適正化のため、県民から食品表示全般及び食品衛生等に関する苦情・相談を受け付ける窓口

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	食品の安全性に関する意見交換会等の開催回数	目標値①		20回以上	20回以上	20回以上	20回以上	20回以上	20回以上（毎年度）
		実績値②	20回（H28-R元年度平均）	20回	24回	22回			進捗状況
		達成率②／①		100%	100%	100%			順調

（進捗状況の分析）

安心が実感できる食生活のためには、食品の安全が確保されているだけではなく、安全性に対する信頼が前提条件となるものである。そのため、県民の関心の高いテーマによる意見交換会等を開催し、より多くの県民に食品の安全性に関する正しい情報を提供するとともに、共通理解を図ることが信頼の確保につながることから、意見交換会等の開催回数を目標としている。

令和5年度は、一般県民を対象とした意見交換会のほか、小中学生を対象とした食品安全教室や、小学生の親子を対象とした食品製造の体験教室を開催した結果、目標を達成することができた。また、将来食品に関する指導的立場となる専門学部の大学生を対象とした意見交換会等を実施し、食品の安全・安心に関する情報発信に取り組んだことで、食品の安全性に関する理解促進に寄与することができた。

2. 令和5年度取組実績（令和6年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R4実績	R5実績	R6計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等	事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況（令和6年度新規・補正事業は事業内容）	事業対象	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R4目標	R5目標	R6目標	R4実績	R5実績	達成率	令和5年度事業の成果等
取組項目ⅰⅱ	○	1	食品安全・安心推進事業費	2,330	2,330	12,245			・食品安全基本法　第7条 ・長崎県食品の安全・安心条例 ・長崎県食品の安全・安心条例施行規則 ・長崎県食品の安全・安心条例事務取扱要領	●事業の内容 消費者、食品事業者及び行政等の相互理解と情報共有を目的として、食品の安全・安心リスクコミュニケーションを開催する。 ●実施状況 教育現場等での意見交換会（情報提供等）を行うための小・中学生を対象とした食品安全教室や、小学生の親子を対象とした食品製造の体験教室の開催により、食品の安全性への関心や理解を深めた。 さらに、食品の安全性に関する情報の更なる浸透・拡散を図るため、将来食品に関する指導的立場となる大学生を対象とした食品安全講座を開催した。		【活動指標】 学校教育関係者、市町職員、大学生等を対象とした食品安全安心講座の開催回数（回）	4	5		125%		●事業の成果 ・小・中学生や大学生を対象とした食品安全教室や、県民を対象としたリスクコミュニケーションなどを22回開催し、県内各地で食品の安全性に関する正しい情報の提供や理解促進に努めたが、成果指標である「県内で購入する食品に安心している県民の割合」は目標を達成することができなかった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・食品の安全・安心に関する情報を発信するため、各種講座等を積極的に開催したことにより、食品の安全性に関する理解促進に寄与した。
				2,195	2,195	12,255							4	4		100%			
				4,442	4,442	12,450							4						
			R4-6									【成果指標】 県内で購入する食品に安心している県民の割合（%）	93	87.1		93%			
													93	87.4		93%			
			食品安全・消費生活課	○	—	—				食品関連事業者及び消費者			93						

取組項目iii	○	2	食品の安全・安心対策強化事業費	2,863	42	5,358	●事業内容 食品の適正表示を図るため、県民等からの食品表示に関する苦情・相談の受付・調査を行うとともに、専任の食品表示適正化指導員を配置して巡回調査を実施する。 ●実施状況 食品表示や食品衛生等に関する苦情・相談を受け付ける窓口として「食品110番」を設置し、必要に応じて調査等を実施した。食品表示適正化指導員を配置し、県内全域の小売店舗等で販売されている生鮮食品、加工食品の食品表示について、巡回調査及び指導を実施した。	【活動指標】 食品表示巡回調査店舗数（回）	280	296	105%	●事業の成果 ・小売店舗等への食品表示巡回調査により、事業者への適正表示の周知及び不適正表示に対する指導の結果、令和5年度は再調査の対象となる店舗は無かった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・食品表示の適正化を推進することで、食品を摂取する際の安全性及び県民の合理的な食品選択の機会の確保に寄与した。
				3,102	70	5,362			280	290	103%		
				3,488	94	5,447			280				
			H25-	・食品表示法　第8条 ・米トレーサビリティ法　第10条				【成果指標】 再調査対象店舗の表示是正率（%）	100	100	100%		
									100	100	100%		
			食品安全・消費生活課	○	—	—	食品関連事業者		100				

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	食品の安全性に関する意見交換会や講習会を積極的に実施	
	●実績の検証及び解決すべき課題 全世代を対象とした食品安全・安心講座を積極的に開催した結果、活動指標である開催回数は目標を達成することができたが、成果指標である「県内で購入する食品に安心している県民の割合」は、目標を達成していない。 令和5年度に実施した「ながさきWEB県政アンケート」では、特に「食品添加物」「輸入食品」「残留農薬」に対して不安があると回答した者が多かったことから、これらが原因で食品に安心することができない県民が一定存在すると考えられるため、より効果的なリスクコミュニケーションやSNS等を活用した情報発信方法を検討し、食品の安全に関する正しい知識を幅広く県民に普及啓発していく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 県民が食品の安全について不安があると感じている「食品添加物」「輸入食品」「残留農薬」等の要因を明確に把握し、食品の安全性に関する正しい情報を積極的に発信していく。
ii	ホームページやSNSなどを活用した食に関する情報提供の充実	
	●実績の検証及び解決すべき課題 食品等のリコール情報や食品表示に関する情報、リスクコミュニケーションの実施状況など、食品の安全・安心に関する最新情報については、ホームページに掲載している。しかし、SNS発信についてはまだ活用が少なく、今後はデジタル社会に対応した情報発信について、取組を拡大していく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 今後も、より多くの県民に対して食品の安全性に関する正しい情報の発信を行っていく必要があることから、ホームページやSNSの内容を充実させ、食品の安全・安心に関する情報を正確に分かりやすく伝えるよう工夫していく。また、食品の安全・安心のリスクコミュニケーションや、食育情報誌、啓発資材でホームページやSNSのPRを積極的に行うことで、アクセス件数の増加に努めていく。
iii	食品110番による苦情や相談を受け、調査・指導を実施するなど、食品表示の適正化を推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 平成15年から食品表示や食品衛生等に関する苦情・相談を受け付ける窓口として「食品110番」を設置し、消費者などからの苦情に対して対応しているが、県民に対し定期的な周知が必要である。 また、令和5年度は食品表示法に基づき、小売店舗等に対する巡回調査を行った結果、再調査の対象となる店舗は無かった。このことは、これまでの巡回調査により、事業者への食品表示の周知及び不適正表示に対する指導が図られた結果であると考えるが、依然として軽微な不適正表示のある店舗が見受けられるため、今後も巡回調査による指導・啓発を継続する必要がある。	●課題解決に向けた方向性 食品関連事業者が食品表示基準を遵守した適正な食品表示を行うことができるよう、「食品110番」や、食品関連事業者からの表示相談に対し適切に対応していく。また、県内全域の小売店舗等に対する巡回指導を継続するとともに、食品関連事業者を対象とした食品表示説明会やSNS等を活用した指導事例の紹介など、食品表示の適正化に向けた指導・啓発を強化していく。

4. 令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 i ii	○	1	食品安全・安心推進事業費 R4-6 食品安全・消費生活課	食品による健康被害の問題もあり、いわゆる「健康食品」等に対する消費者の関心が高くなっていると思われることから、食品の安全性に関する正確な情報の発信とリスクコミュニケーションをさらに推進することで、食品に関する理解促進と信頼の確保に努めていく。	②	全世代において、リスクコミュニケーションや食品の安全に関する正しい知識の普及・啓発を引き続き推進していくとともに、特に若い世代に対して、SNS等の効果的な手法を用いた情報発信などに取り組んでいく。	改善
取組項目 iii	○	2	食品の安全・安心対策強化事業費 H25- 食品安全・消費生活課	食品表示基準改正等の迅速な周知、食品関連事業者からの表示相談、食品業界団体等からの説明会の依頼等への対応に加え、食品表示巡回調査の際には資料を用いた啓発や、SNSなどを活用した指導事例の紹介を新たに予定しており、食品表示の適正化に向けた指導・啓発を充実・強化していく。	②	食品関連事業者が食品表示基準に基づいた適切な表示を行うことができるよう、巡回調査による食品関連事業者への適切な表示指導や食品表示基準改正等の速やかな情報提供に加えて、巡回調査のDX化による効率化に取り組むことにより、食品表示の適正化を図っていく。	現状維持

注:「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和6年度実施）

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	県民生活環境部　食品安全・消費生活課	立石　寿裕
施策名	2　食品の安全・安心の確保と消費生活の安定・向上	事業群関係課（室）		
事業群名	③　消費生活苦情相談の実施	令和５年度事業費（千円）	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費（R5実績）の合計額	53,683

1. 計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

商品・サービスの多様化や消費者取引形態の複雑化に伴う消費者からの多岐にわたる苦情相談に的確に対応して、消費者利益を擁護するとともに、被害の未然防止・再発防止を図ります。

（取組項目）

ⅰ)消費生活センター専門相談員による苦情相談の実施
ⅱ)市町の消費生活センター・相談窓口の維持・強化など市町の取組を支援

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	県・市町の消費生活センター及び相談窓口における相談件数	目標値①		11,200件以上	11,200件以上	11,200件以上	11,200件以上	11,200件以上	11,200件以上（R7）
		実績値②	11,113件（H28～R元年度平均）	10,570件	10,717件	10,712件			進捗状況
		達成率②／①		94%	95%	95%			遅れ

（進捗状況の分析）

県では、専任の消費生活相談員を配置し、県民からの苦情相談に対し、トラブル解決のための助言・支援を行っている。
また、住民により身近な市町の消費生活相談体制を充実・強化させることで県民の利便性を高めることを目的に、国の地方消費者行政強化交付金を活用し、専任の市町支援相談員の配置や市町相談員等の研修会の開催による相談員の資質向上に取り組むとともに、各種啓発活動に努めている。
令和5年度の相談実績は10,712件（県：2,353件、市町8,359件）と、前年度と比較して5件減少しており、ほぼ横ばいの状況である。これは、これまで実施してきた広報・啓発活動の結果、消費者トラブルに関する県民の認識や相談窓口としての消費生活センターの認知度向上が見られるが、周知・啓発がまだ不十分と考えられる。

2. 令和5年度取組実績（令和6年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R4実績	R5実績	R6計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況（令和6年度新規・補正事業は事業内容）	指標（上段:活動指標、下段:成果指標） 主な指標	R4目標	R4実績	R5目標	R5実績	R6目標	達成率	令和5年度事業の成果等
			事業期間	事業実施の根拠法令等 法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）			事業対象								
取組項目ⅰ	○	1	消費生活苦情相談推進費	17,032	17,032	3,827			●事業内容 消費者トラブルに関する県民からの苦情相談に対応することにより、消費者の利益の擁護と被害の救済、未然防止を図る。 ●実施状況 県民からの苦情相談に対して、必要な助言や、相談者と事業者との間に立ち、解決に向けての斡旋を行うとともに、案件によっては、専門家を活用して高度な相談にも対応した。	【活動指標】 弁護士相談の実施回数（回）	12	12			100%	●事業の成果 ・法的な確認が必要な相談案件については、弁護士相談会を毎月設け、適切なトラブル解決に寄与した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・県の斡旋相談解決率は15.8%で、目標値を上回り、消費者の利益擁護と被害救済に寄与するとともに、被害の未然防止・拡大防止にもつながった。
				18,310	18,310	3,830					12	14				116%	
				20,897	20,897	3,891					12						
			—	消費者安全法第8条						【成果指標】 斡旋相談解決件数／相談件数（%）	13	18.5				142%	
											13	15.8				121%	
			食品安全・消費生活課	○	—	—			消費者		13						

取組項目ii	○	2	消費者行政活性化事業費	32,643	0	3,827	●事業内容 質の高い消費生活相談を受けられる体制を維持するため、身近な消費生活相談を担う市町相談窓口の整備・強化を支援する。 ●実施状況 市町へ補助金を交付することにより、市町の消費生活センターや消費者相談窓口の維持・拡充、相談員の育成を支援した。また、相談員の研修、市町支援相談員による指導を実施し、市町の消費者行政の強化を図った。	【活動指標] R4,5：補助金の交付市町数（市町）	21	21	100%	●事業の成果 ・市町への補助金交付や、市町相談員等向けの研修会を実施したことにより、国家資格保有率の向上に寄与した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・市町相談員の国家資格保有率63%を達成し、市町の相談体制の維持・充実により、苦情相談への的確な対応に寄与した。
				35,373	0	3,830			21	21	100%		
				36,389	0	3,891		R6-：市町相談員等向けの集合研修回数（回）	6				
				消費者基本法第4条 消費者安全法第4条 地方消費者行政強化交付金交付要綱 長崎県消費者行政推進補助金実施要綱				【成果指標】	50	55	110%		
			H25-					市町相談員の国家資格保有率（%）	50	63	126%		
			食品安全・消費生活課	○	—	—	消費者		50				
	○	3	消費者トラブル市町連携・サポート事業費				●事業内容 経験の浅い市町相談員等に対して、OJT研修や個別案件に対する助言などを行い、市町相談員のスキル向上並びに県全体の相談体制の充実・強化を図る。 また、悪質商法・特殊詐欺による被害を未然に防止するため、警察と連携して、被害に遭いやすい高齢者を中心に啓発を行う。	【活動指標]				—
								市町支援回数（回）					
				4,913	0	7,781			50				
				消費者基本法第4条 消費者安全法第4条				【成果指標】					
			（R6新規）R6-8					県・市町あっせん解決率					
			食品安全・消費生活課	○	—	—	消費者		16.0				

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i　消費生活センター専門相談員による苦情相談の実施

●実績の検証及び解決すべき課題

・令和5年度に県消費生活センターに寄せられた相談件数は2,353件で、特に健康やお金などの高齢者の不安につけこんだ悪質商法は後を絶たず、手口も複雑・巧妙化してきている。また、家庭訪問による販売や、インターネット通信販売によるトラブルに関する相談が増加している。
・70歳以上の高齢者からの相談件数は昨年度に比べやや減少しているものの、相談件数の年齢別構成比では70歳以上が約4分の1を占め、60歳代と合わせると5割近くを占めている。
・消費者庁の調査によれば、消費者トラブルを経験した人の約4割はどこにも相談していないことから、隠れた被害の掘り起こしが課題となる。

●課題解決に向けた方向性

悪質業者のターゲットとして狙われやすい高齢者、特に独居高齢者に対し、消費生活センターや相談窓口の周知及び相談への誘導などの取組を強化する。
また、斡旋相談解決率の向上のためには、相談員の更なるスキルアップを図っていく。
さらに、県消費生活センターの体制整備のほか、市町の消費生活センターや相談窓口の充実のため、引き続き、市町への支援を行っていく。

ii　市町の消費生活センター・相談窓口の維持・強化など市町の取組を支援

●実績の検証及び解決すべき課題

・市町相談員のレベルアップを図るため、県消費生活センターにおいて専任の市町支援相談員１名を配置し、市町に出向いて助言、指導などの支援（令和5年度市町派遣回数56回）を行うとともに、市町相談員や担当者向けの集合研修を開催（令和5年度9回）することにより、市町の相談体制の充実や相談員等の能力向上を図った。
・相談業務を担う人材の育成・確保が求められており、消費生活相談員の果たす役割の理解促進及び消費生活相談員資格取得を支援する必要がある。

●課題解決に向けた方向性

市町の消費生活相談体制は充実してきたが、その機能を十分に発揮していくためには、住民に対しての相談窓口の周知を図るとともに、複雑・多様化する相談にきめ細かに対応するため、国家資格を取得した市町相談員の配置及びスキル向上などの育成支援を行っていく。

4. 令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目i	○	1	消費生活苦情相談推進費 — 食品安全・消費生活課	—	②⑤	社会経済情勢の動向により日々、複雑・多様化、悪質・巧妙化している消費者トラブルを適切に解決するため、最先端の専門分野の相談業務研修や他県との事例研究など、有用な研修等への参加などにより、県消費生活相談員の相談対応能力の更なる向上を図るとともに、市町相談員の斡旋対応能力を向上させるため、引き続き市町相談業務への助言、指導も併せて行っていく。また、消費生活センターへの相談を促すため、ホームページやSNS等を活用して周知を図っていく。	改善
取組項目ii	○	2	消費者行政活性化事業費 H25- 食品安全・消費生活課	—	⑤⑥⑧	国の地方消費者行政強化交付金を活用し、市町専門相談員のレベルアップのための研修参加を支援するとともに、関係団体と連携した研修会の開催など、引き続き、市町の相談機能の強化を図っていく。	現状維持
取組項目ii	○	3	消費者トラブル市町連携・サポート事業費 (R6新規)R6-8 食品安全・消費生活課	R6新規	②⑤	経験の浅い市町相談員等の対応能力を向上させるため、引き続きOJT研修や市町相談業務への助言、指導を行っていく。 また、被害に遭いやすい高齢者を中心に、警察、関係機関・団体と連携した啓発活動に取り組んでいく。	改善

注:「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和6年度実施）

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	県民生活環境部　食品安全・消費生活課	立石　寿裕
施策名	2 食品の安全・安心の確保と消費生活の安定・向上	事業群関係課（室）		
事業群名	④ 高齢者等の消費者トラブルの未然防止・拡大防止	令和５年度事業費（千円）	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費（R5実績）の合計額	7,023

1. 計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

悪質商法や特殊詐欺のターゲットになりやすい高齢者等を消費者被害から守るため、高齢者を地域で見守る体制を整備し、関係機関と連携して啓発活動等を実施します。また、商取引や規格表示の適正化を通じて、被害の拡大防止に努めます。

（取組項目）

ⅰ）関係機関と連携した啓発や講座の開催など、独居高齢者等への注意喚起を実施
ⅱ）事業者への立ち入り検査や指導、悪質な事業者への行政処分による商取引や規格表示の適正化
ⅲ）高齢者等の見守りネットワークを活用した消費者被害の未然防止

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	消費者安全確保地域協議会（高齢者等の見守りネットワーク）設置市町数	目標値①		12市町	14市町	17市町	19市町	21市町	21市町（R7）
		実績値②	8市町（R元）	13市町	14市町	16市町			進捗状況
		達成率②／①		108%	100%	94%			やや遅れ

（進捗状況の分析）

高齢化が進行するなか、高齢者を消費者被害から守るためには、周りにいる人が高齢者の消費生活上の安全に常に気を配り、異変を察知した場合には消費生活センター等に適切につなぐなど、高齢者を地域で見守る体制の構築が極めて有効であり、複雑・巧妙化する消費者トラブルを地域ぐるみで未然に防止する必要がある。

消費者安全確保地域協議会の未設置市町に対して、設置の必要性やメリットについて説明するなどの働きかけを実施した結果、1町の設置が令和6年度当初にずれ込んだことから、目標値には届かなかったが、16市町で設置され、高齢者の消費者被害の未然防止に寄与することができた。

2. 令和5年度取組実績（令和6年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R4実績	R5実績	R6計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等	事業期間	所管課(室)名	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）	事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況（令和6年度新規・補正事業は事業内容）	事業対象	指標（上段:活動指標、下段:成果指標） 主な指標	R4目標	R4実績	R5目標	R5実績	R6目標	達成率	令和5年度事業の成果等
取組項目ⅰⅲ	○	1	消費者行政活性化事業費（行政と警察のコラボによる消費者被害防止事業分）	915	1,046		0	0	消費者基本法第4条 消費者安全法第4条	（R5終了）H27-R5	食品安全・消費生活課	○	—	—	●事業内容 警察と連携して高齢者被害防止のための注意喚起や効果的な啓発を行うことにより、悪質商法やニセ電話詐欺による高齢者等の被害防止を図る。 ●実施状況 警察の協力による啓発チラシ配付やハガキ送付を実施するとともに、共同開催による啓発講座や街頭キャンペーンを実施した。	高齢者	【活動指標】 二次被害防止のための注意喚起ハガキ送付率（%） 【成果指標】 70歳以上の高齢者からの相談件数（件）	100 100 前年度以上 前年度以上	100 100 592 580	100% 100% 107% 97%				●事業の成果 ・各種啓発において消費者ホットライン（188番）を周知し、被害に遭った高齢者の県・市町相談窓口への誘導を図ったが、70歳以上の高齢者からの相談件数は前年度より12件減少したものの、ほぼ横ばいであった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・悪質商法やニセ電話詐欺のターゲットになりやすい高齢者の被害の拡大防止に寄与した。
	○	2	消費者トラブル市町連携・サポート事業費		4,913		0	7,781	消費者基本法第4条 消費者安全法第4条	（R6新規）R6-8	食品安全・消費生活課	○	—	—	●事業内容 経験の浅い市町相談員等に対して、OJT研修や個別案件に対する助言などを行い、市町相談員のスキル向上並びに県全体の相談体制の充実・強化を図る。 また、悪質商法・特殊詐欺による被害を未然に防止するため、警察と連携して、被害に遭いやすい高齢者を中心に啓発を行う。	消費者	【活動指標】 市町支援回数（回） 【成果指標】 県・市町あっせん解決率	50 16.0						—

取組項目ii	○	3	規格表示危害防止等適正化推進事業費	2,758	2,758	3,827	●事業内容 家庭用品、消費生活用品の安全性の確保や、不当な表示による消費者被害の防止を図るため、販売店、事業者等に対する立入検査や指導を行う。 ●実施状況 量販店、電気販売店、衣料品店、小売店等に対する立入検査を実施し、適正な表示がなされているかの確認や、消費者の誤認を招く表示がないよう指導を行った。	【活動指標】 監視・指導店舗数（件）	100	143	143%	●事業の成果 ・立入検査や指導を行うことにより、表示の適正化を確保した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・適正な検査・指導を行ったことにより、消費者被害の未然防止に寄与した。
				3,164	3,164	3,830			100	133	133%		
				3,900	3,900	3,891			100				
				消費生活用製品安全法第41条 家庭用品品質表示法第19条 景品表示法第29条 特定商取引法第66条				【成果指標】 不当景品類及び不当表示勧告件数（件）	0	0	100%		
			—						0	0	100%		
			食品安全・消費生活課	○	—	—	商業、工業、金融業その他の事業を行う者		0				
	○	4	貸金業対策指導費	2,599	2,599	2,296	●事業内容 貸金業の適正化により消費者被害の防止を図るため、貸金業法に基づき、貸金業者への立入検査や指導を行う。 ●実施状況 すべての県登録貸金業者（8事業者）に対する立入検査を実施し、法令等に従った適正な営業を行うよう指導を行った。	【活動指標】 立入検査の実施率（%）	100	100	100%	●事業の成果 ・立入検査や指導を行うことにより、貸金業者の業務の適正化を確保した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・適正な検査・指導を行ったことにより、消費者被害の未然防止に寄与した。
				2,813	2,813	2,298			100	100	100%		
				3,291	3,291	2,335			100				
				貸金業法第24条の6の10				【成果指標】 立入検査における指摘件数（件）	0	0	100%		
			—						0	0	100%		
			食品安全・消費生活課	○	—	—	県登録貸金業者		0				

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	関係機関と連携した啓発や講座の開催など、独居高齢者等への注意喚起を実施	
	●実績の検証及び解決すべき課題 警察の協力を得て、戸別訪問の際などに高齢者世帯等にチラシ配布とあわせて注意を呼びかけたほか、警察庁から提供されたリストによるハガキの送付、街頭キャンペーン等により注意喚起を実施した。 令和5年度に県消費生活センターに寄せられた相談件数は2,353件で、特に健康やお金など高齢者の不安につけこんだ悪質商法は後を絶たず、手口も複雑・巧妙化してきている。また、家庭訪問による販売や、インターネット通信販売によるトラブルに関する相談が増加している。 70歳以上の高齢者からの相談件数は昨年度に比べやや減少しているものの、相談件数の年齢別構成比では70歳以上が約4分の1を占め、60歳代と合わせると5割近くを占めている。	●課題解決に向けた方向性 悪質業者のターゲットとして狙われやすい高齢者、特に独居高齢者に対する必要な情報提供や相談窓口への誘導などに取り組むとともに、福祉部門や地域の見守り関係団体等との一層の連携強化を図っていく。
ii	事業者への立ち入り検査や指導、悪質な事業者への行政処分による商取引や規格表示の適正化	
	●実績の検証及び解決すべき課題 （規格表示危害防止等適正化推進事業） 定期的な事業者（店舗）への立ち入り検査や指導を行い、表示の適正化を図ることにより消費者被害の未然防止を図った。 （貸金業対策指導事業） 県登録貸金業者に対する立入検査を継続的に実施し、消費者の保護を図った。	●課題解決に向けた方向性 （規格表示危害防止等適正化推進事業） 悪質な業者に対しては、「特定商取引に関する法律」に基づく調査・立入検査や指導を実施し、引き続き消費者被害の拡大防止を図っていく。 （貸金業対策指導事業） 県登録貸金業者に対する継続的な立入検査の実施により、貸金業法の厳格な遵守を促し、消費者の保護を引き続き図っていく。
iii	高齢者等の見守りネットワークを活用した消費者被害の未然防止	
	●実績の検証及び解決すべき課題 高齢者等の消費者被害を防ぐためには、市町が消費者安全法に基づく「消費者安全確保地域協議会」を設置し、地域の関係者が連携して見守り活動を行うことが重要であるが、令和6年6月末時点で4市町が未設置である。 未設置市町への設置を促進するためには、市町が「消費者安全確保地域協議会」の必要性を理解し、消費者行政担当課と福祉行政担当課が連携しながら設置を進めることが必要である。	●課題解決に向けた方向性 「消費者安全確保地域協議会」の未設置市町を個別訪問し、市町の実情を聴取するとともに、設置の必要性・メリット、手続きについて説明する等の働きかけを実施していく。

4. 令和6年度見直し内容及び令和6年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 i iii	○	2	消費者トラブル市町連携・サポート事業費 (R6新規)R6-8 食品安全・消費生活課	R6新規	②⑤	経験の浅い市町相談員等の対応能力を向上させるため、引き続きOJT研修や市町相談業務への助言、指導を行っていく。 また、被害に遭いやすい高齢者を中心に、警察、関係機関・団体と連携した啓発活動に取り組んでいく。	改善
取組項目 ii	○	3	規格表示危害防止等適正化推進事業費 — 食品安全・消費生活課	—	—	県内全域にわたり製品の安全性に関する表示の有無を確認するとともに、法の目的について事業者説明を行う。 今後とも製品表示の適正化や消費者被害の未然防止・拡大防止のために、必要な事業者指導を行っていく。	現状維持
取組項目 ii	○	4	貸金業対策指導費 — 食品安全・消費生活課	—	—	貸金業法では貸金業者に金利の適正化、返済能力の調査、貸金業務取扱主任者の配置など、法の厳格な遵守を求めている。 貸金業者の適正な業務執行により消費者の保護を図るため、引き続き、当事業を通して立入検査、指導を適切に行う。	現状維持

注:「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和6年度実施）

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	県民生活環境部　食品安全・消費生活課	立石　寿裕
施策名	2 食品の安全・安心の確保と消費生活の安定・向上	事業群関係課（室）		
事業群名	⑤ 消費者教育の推進	令和５年度事業費（千円）	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費（R5実績）の合計額	6,126

1. 計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

「消費者市民社会」の実現を目指し、誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて消費者教育を受ける機会を得ることができるよう、関係機関と連携して啓発や講座を開催するなど消費者教育を総合的に推進します。

（取組項目）

ⅰ）消費生活学習会等への講師の派遣
ⅱ）県立高校等における授業支援
ⅲ）関係機関と連携した消費者教育の推進

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	県・市町消費者講座受講者数	目標値①		31,000人以上	31,000人以上	31,000人以上	31,000人以上	31,000人以上	31,000人以上（毎年度）
		実績値②	25,921人（H28～R元年度平均）	19,212人	23,001人	25,521人			進捗状況
		達成率②／①		61%	74%	82%			遅れ

（進捗状況の分析）

令和5年度の受講者数は前年度より増加したが、小規模な講座の開催が多かったため目標値を下回った。一方、成年年齢引き下げの影響を受ける若年者への消費者教育の強化を図っており、県消費生活センターが学校での消費者教育を支援し、県内全公立高校57校などで消費者教育授業を実施した。

また、関係機関と連携して、在宅介護支援者、民生委員・児童委員等を対象とした高齢者見守り講座や、高齢者を対象としたシニア講座等の消費者教育を実施した。

2. 令和5年度取組実績（令和6年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R4実績	R5実績	R6計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等	事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況（令和6年度新規・補正事業は事業内容）	事業対象	指標（上段:活動指標、下段:成果指標） 主な指標	R4目標	R4実績	R5目標	R5実績	R6目標	達成率	令和5年度事業の成果等
取組項目ⅰⅲ	○	1	消費者教育・啓発事業費	942	942	9,184				●事業内容 消費者市民社会の理解促進やエシカル消費の普及啓発のために各種講座等を実施する。 ●実施状況 若年者や高齢者向けの消費者講座や研修会等の講師として啓発活動・消費者教育を行い、消費者の自立支援に努めた。		【活動指標】 消費者講座開催数（回）	200	261				130%	●事業の成果 ・中高生から高齢者まで幅広い階層を対象にした各種消費者トラブル啓発講座について、市町等への働きかけを強化した結果、開催数は目標を上回った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・分かりやすく役に立つ講座を実施することにより、受講者数を増やし、消費者教育の推進に寄与した。
				1,350	1,350	9,191							200	283				141%	
				1,638	1,388	9,338							200						
			—	消費者教育推進法第5条、第11～第13条								【成果指標】 講座満足度（%）	85	98				115%	
													85	99				116%	
			食品安全・消費生活課	○	—	—					消費者		85						
取組項目ⅱ	○	2	消費者行政活性化事業費（学校での消費者教育強化事業分）	4,247	0	0				●事業内容 若年者の消費者力の育成・強化のために、学校での実践的な消費者教育を実施する。 ●実施状況 県立の高校及び中学校において消費者授業を実施するとともに、消費者教育教材を作成・配布した。		【活動指標】 消費者授業実施高校数（校）	57	57				100%	●事業の成果 ・県立高校56校を中心に、10,787名の受講生に対し218回の消費者授業を実施するとともに、高校等への働きかけを行った結果、長崎市実施分も含めて全公立高校57校で実施することができた。また、主に高校3年生を対象とするヤング講座において、受講者のほぼ全員に理解してもらうことができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・消費者授業を218回実施することにより、若年者への消費者教育の推進に寄与した。
				4,526	0	0							57	57				100%	
				5,074	0	0							57						
			—	消費者教育推進法第11条								【成果指標】 ヤング講座における理解度（%）	90	98				108%	
													90	99				110%	
			食品安全・消費生活課	○	—	—					中・高校生		90						

取組項目iii	○	3	金融広報生活設計推進費	1,750	0	2,296	●事業内容 長崎県金融広報委員会の一員として、金融機関、市町・関係団体等と連携し、金融教育の普及に努める。 ●実施状況 自立・自助を目指した合理的な生活設計の勧めや、子どもたちに健全な金銭感覚や賢い消費者としての基礎能力を身につけさせる金融教育の普及に努めた。	【活動指標】 街頭キャンペーン実施回数（回）	4	2	50%	●事業の成果 ・県警・業界団体との共同キャンペーンを実施し、チラシや啓発物を配布し注意喚起につなげた。チラシ等配布枚数は目標を下回ったが、キャンペーン実施回数は目標を達成することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・キャッシュレス社会に関する講座を実施し、金融教育の推進に寄与した。
				250	0	2,298			4	4	100%		
			（R5終了）S41-R5	消費者教育推進法第5条、第11～第13条				【成果指標】 キャンペーンでのチラシ等配布数（枚）	3,000	1,200	40%		
									3,000	2,400	80%		
			食品安全・消費生活課	○	―	―	消費者						

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	消費生活学習会等への講師の派遣	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ・受講対象者に応じてテーマ・内容を設定した消費生活支援講座を65回開催し、4,601人が受講した。 ・講座の種類ごとの内訳は、ヤング講座37回3,438人、シニア講座9回279人、消費生活学習会10回409人、消費者トラブル防止講演会2回275人、高齢者見守り講座4回124人、金融教育講座3回76人となっている。 ・具体的な消費者トラブル事例を多く紹介するなど、教材等を工夫し、分かりやすい講座の実施に努めている。 ・消費者トラブルの手口は日々、複雑・多様化、悪質・巧妙化しており、より効果的な消費者教育に取り組む必要がある。	●課題解決に向けた方向性 市町、学校、民間事業者等との連携を進めていくとともに、ワークショップやロールプレイング、寸劇等を取り入れた分かりやすく効果的な講座を実施する。
ii	県立高校等における授業支援	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ・授業支援については県立高校を中心に218回実施し、10,787人が受講した。 ・パワーポイントでの教材を作成し、消費者市民社会、18歳成年年齢引き下げ、具体的な消費者トラブル事例、SDGsなど、教材等を工夫し、分かりやすい講座の実施に努めた。 ・消費者トラブルについては日々、複雑・多様化、悪質・巧妙化しており、若年者の被害増加も懸念されるため、早い時点での消費者教育に取り組む必要がある。	●課題解決に向けた方向性 高校での消費者教育に加えて、中学校等における消費者教育の充実のため、市町教育委員会、学校、市町消費者行政担当部署等との連携をさらに進める。
iii	関係機関と連携した消費者教育の推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ・弁護士会等の協力を得て多重債務問題に関する講座を2回実施した。 ・金融教育は消費者教育の一部であり、社会に出る前の若年者に対する消費者トラブルや多重債務の未然防止にも欠かせないテーマである。 ・中立的な立場から金融経済教育を実施する金融経済教育推進機構（J-FLEC）が令和6年4月に設立、8月に本格稼働することになったことにより、令和5年度で金融広報生活設計推進費を終了した。	●課題解決に向けた方向性 消費者教育については引き続き、市町、学校、民間事業者等と連携して効率的に実施していく。

4. 令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性		
					事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 i iii	○	1	消費者教育・啓発事業費 — 食品安全・消費生活課	—	②⑤	関係機関・団体と連携しながら、わかりやすく効果的な消費者講座や各種啓発活動を継続して実施する。	改善
取組項目 ii	○	2	消費者行政活性化事業費（学校での消費者教育強化事業分） — 食品安全・消費生活課	—	①③⑤	市町が実施する消費者教育について、引き続き支援する。	現状維持

注:「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和6年度実施）

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	危機管理部 防災企画課	飛永 琢也
施策名	3 災害に強く、命を守る強靭な地域づくり	事業群関係課（室）	基地対策・国民保護課、河川課、砂防課、福祉保健課	
事業群名	① 総合的な防災、危機管理体制の構築	令和５年度事業費（千円）	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費（R5実績）の合計額	1,892,956

1. 計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025 本文）

災害の発生時に県民の生命や財産を守るため、初動体制や防災情報の収集・伝達体制の確保など、防災関係機関相互の緊密な連携を確保しつつ、防災体制を充実・強化します。

（取組項目）

ⅰ）各種災害情報の共有及び伝達体制の強化
ⅱ）24 時間体制の警戒・監視体制、総合防災ネットワークシステムの充実
ⅲ）防災ヘリコプターの運航及び防災航空隊の運営
ⅳ）防災行政無線の運用、管理、更新
ⅴ）関係団体等との災害協定の締結の促進及び防災推進員の養成
ⅵ）GISを活用した各種災害情報の共有や雨量・水位データ収集経路の運用、管理、更新
ⅶ）民間事業者等のスマホアプリを活用した災害情報の発信
ⅷ）防災関連イベント等を通じた防災意識の向上
ⅸ）長崎県市町消防広域化推進計画等に基づく常備消防体制の維持強化に向けた検討の推進
ⅹ）市町と連携し民間施設も活用した避難所における良好な生活環境の確保（感染症対策を含む）

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	自主防災組織カバー率	目標値①		74.5%	75.9%	77.3%	78.7%	80.0%	80.0%（R7）
		実績値②	71.7%（R2）	74.8%	73.7%	74.3%			進捗状況
		達成率②／①		100%	97%	96%			やや遅れ

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	防災推進員の新規養成者数	目標値①		120人	120人	120人	120人	120人	120人（R7）
		実績値②	120人（R2）	48人	136人	168人			進捗状況
		達成率②／①		40%	113%	140%			順調

（進捗状況の分析）

【自主防災組織カバー率】
令和５年度の自主防災組織カバー率は、74.3%（令和５年４月１日現在）で、目標値を達成できなかった。
引き続き、防災推進員養成講座の開催や防災アドバイザー派遣、コミュニティ助成事業の活用により、自主防災リーダーの養成を図り、自主防災組織結成・強化に取り組んでいる。

【防災推進員の新規養成者数】
令和５年度は「防災推進員養成講座（ボランティア基金実施分含む）」を３会場で実施した。そうした取組もあり、目標としている新規養成者数を達成した。引き続き市町と連携し、目標達成を目指していく。

2. 令和5年度取組実績（令和6年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R4実績	R5実績	R6計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等	事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況（令和6年度新規・補正事業は事業内容）	指標（上段:活動指標、下段:成果指標） 主な指標	R4目標	R5目標	R6目標	R4実績	R5実績	達成率	令和5年度事業の成果等
			事業期間	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業		他の評価対象事業（公共、研究等）			事業対象								
取組項目i	○	1	地震アセスメント調査事業							●事業内容 対馬・壱岐・五島沖の活断層による地震・津波のアセスメント調査を実施。	【活動指標】 地質コンサルタントへの調査の委託（回）		1					—
				10,024	7,524				地震防災対策特別措置法		【成果指標】 調査内容を踏まえて専門家と意見交換会を実施した回数（回）		2					
			(R6新規)R6-															
			防災企画課	—	—	—				県周辺の活断層								
取組項目ii	○	2	総合防災情報ネットワークシステム事業	192,483	240	2,296				●事業内容 防災情報システムや防災ポータルの運用、維持管理を実施。 ●実施状況 令和4年度に再整備した防災情報システムにより、災害時の緊急情報等を県民や報道機関に迅速かつわかりやすく提供するよう努めた。	【活動指標】 R4:総合防災ポータルサイトの更新回数（回） R5-:実災害対応回数（回）	数値目標なし	68				—	●事業の成果 ・令和4年度に再整備した防災情報システムにより、緊急情報や被害情報等を県民や防災関係機関へ迅速に提供した。また、システムの一部改修を行った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・防災ポータルやSNS等での情報発信により、県民の防災意識向上や適切な避難行動に寄与した。
				18,579	18,579	2,298						数値目標なし	26				—	
				18,590	18,590	2,335						数値目標なし						
									—		【成果指標】 総合防災ポータルサイトのアクセス件数（件）	189,700	198,457				104%	
			H18-									189,700	99,548				52%	
			基地対策・国民保護課	—	—	—				県民及び防災関係機関		189,700						
	○	3	雲仙岳噴火災害対策事業	1,185	1,185	2,296				●事業内容 雲仙岳火山防災協議会の運営や関係機関との合同訓練を実施。 ●実施状況 県関係課、島原市・雲仙市・南島原市、警察・消防・自衛隊等救助機関、長崎河川国道事務所をはじめとする国の関係機関で構成する協議会及び幹事会などを開催し、雲仙岳火山防災対策についての検討・協議を行った。（協議会1回、幹事会2回、専門部会4回）	【活動指標】 雲仙岳火山防災協議会及び幹事会開催数（回）	4	2				50%	●事業の成果 ・雲仙岳において想定される溶岩ドーム崩壊を含む様々な火山現象への対策について、各種専門部会を設置し、協議・検討を進めている。 ・課題や検討の方向性の整理は進んだが、結論や計画化に至っていない。 ●事業群の目標達成への寄与 ・関係機関の情報共有と対策の検討に役立っている。
				744	744	3,064						3	3				100%	
				702	702	3,112						3						
									活動火山対策特別措置法第4条第1項		【成果指標】 雲仙岳火山防災計画の策定項目割合（%）	80	70				87%	
			H7-									80	70				87%	
			防災企画課	○	—	—				雲仙市警戒区域関係市（島原市、雲仙市、南島原市）		80						
取組項目iii	○	4	防災ヘリコプター運航事業	442,014	171,644	5,357				●事業内容 災害応急対策活動（被害情報の収集、情報伝達、物資輸送）、救急活動（離島などの交通遠隔地からの急患搬送）、救助活動（山岳・水難事故、高層ビル火災等からの捜索救助）、火災防御活動（大規模火災における情報収集、空中消火）等を実施。 ●実施状況 山岳、海難事故における救助・捜索活動や離島から本土への急患搬送等を実施した。	【活動指標】 運航時間数（H）	数値目標なし	255				—	●事業の成果 ・防災ヘリコプターによる救助、救急搬送を行うとともに、九州各県との相互応援協定に基づく防災消防活動を実施。有事即応体制を維持することで県内外からの要請に適切に対応できた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・地上からでは困難な情報収集、救助活動、救急活動等を行うことが可能となり、県民の生命、財産の保護に寄与した。
				916,999	102,399	7,659						数値目標なし	290				—	
				328,030	132,030	7,781						数値目標なし						
									消防組織法第6条、第30条		【成果指標】 運航実績（回）	数値目標なし	223				—	
			H4-									数値目標なし	231				—	
			防災企画課	○	—	—				様々な災害等による被災者及びヘリコプター搬送を必要とする救急患者等		数値目標なし						

取組項目iv	○	5	防災行政無線整備・維持管理事業	352,277	133,477	22,960	●事業内容 防災行政無線の運用、維持管理を実施。 ●実施状況 県庁、振興局、無線中継所等に設置する無線設備や電源設備、鉄塔等の定期保守点検を実施した。 また、衛星系設備再整備工事を実施した。	【活動指標】 回線利用件数(件)	数値目標なし	415,268	—	●事業の成果 ・定期保守点検により各設備の障害発生を未然に防ぎ、年間を通して安定した防災行政無線の運用ができた。 ・衛星系設備の次世代システムへの更新工事を実施した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・通信回線の安定により、緊急通信のみならず一般的な行政目的の通信にも多数利用することができ、各種災害情報の共有及び伝達体制の強化に寄与した。
				858,396	137,096	21,446			数値目標なし	279,232	—		
				139,765	139,765	21,787			数値目標なし				
				—				【成果指標】 多重化された回線の常時接続率(%)	100	100	100%		
			S32-						100	100	100%		
			基地対策・国民保護課	—	—	—	防災行政無線設備及び関連施設		100				
取組項目v	○	6	自主防災組織結成推進事業費	2,693	2,193	3,827	●事業内容 自主防災組織育成の主体である市町担当者の育成、自主防災組織の母体となる町自治会への研修等を実施し、地域防災力の向上を目指す。 ●実施状況 自主防災組織の結成促進について各種会議を利用した市町担当者への働きかけを実施。また、地域の防災の担い手となる人材を育成する防災推進員養成講座を実施した。	【活動指標】 自主防災組織結成の働きかけを行った市町数(市町)	21	21	100%	●事業の成果 ・自主防災組織の核となる人材の育成を担う「防災推進員養成講座」の受講者アンケート調査では、回答者114名中96名が、「今後の防災活動に関して大変参考になった」との回答であり、目標は達成できなかったものの、地域防災の担い手育成に資することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・各市町や自主防災リーダーの意識向上に繋げることができた。	
				2,973	2,473	2,298			21	21	100%		
				5,343	2,843	2,334			21				
				災害対策基本法第2条の2、第5条、第7条				【成果指標】 自主防災組織率(%)	75.9	73.7	97%		
			H13-						77.3	74.3	96%		
			防災企画課	○	—	—	各市町の自主防災組織育成担当者、地域の自主防災リーダー等		78.7				
取組項目vi vii	○	7	河川砂防情報システム維持管理費	67,062	67,062	3,061	●事業内容 河川砂防情報システムの維持・管理。 ●実施状況 河川水位・雨量・土砂災害危険度情報等を県民や報道機関等に提供するシステムの維持管理を行った。	【活動指標】 システムが停止した回数(回)	0	0	100%	●事業の成果 ・災害発生時に県民の生命や財産を守るための防災情報を適切に住民へ提供し、水害・土砂災害での死者数を0にすることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・防災情報の収集・伝達体制の確保により、地域住民の安全に寄与した。	
				59,978	59,978	3,063			0	0	100%		
				61,443	61,443	3,112			0				
				—				【成果指標】 水害による死者数(人)	0	0	100%		
			—						0	0	100%		
			河川課	—	—	—	県民		0				
	○	8	砂防情報システム維持管理費	37,484	37,484	2,582	●事業内容 砂防情報システムの維持・管理。 ●実施状況 河川水位・雨量・土砂災害危険度情報等を県民や報道機関等に提供するシステムの維持管理を行った。	【活動指標】 システムが停止した回数(回)	0	0	100%	●事業の成果 ・県民の生命や財産を守るための防災情報を適切に住民へ提供し、水害・土砂災害での死者数を0にすることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・防災情報の収集・伝達体制の確保により、地域住民の安全に寄与した。	
				35,195	35,195	2,584			0	0	100%		
				34,259	34,259	2,626			0				
				—				【成果指標】 水害による死者数(人)	0	0	100%		
			—						0	0	100%		
			砂防課	—	—	—	県民		0				
取組項目x	○	9	災害福祉広域支援ネットワーク事業費	173	0	1,530	●事業内容 災害時の避難所・福祉避難所等における福祉的支援を行うため、災害福祉広域支援ネットワークによる支援体制を整える。 ●実施状況 災害派遣福祉チームについて、福祉関係団体等の職員登録名簿を更新するとともに、チームの中心的な役割として活躍できる者を対象に、国が開催するチームリーダー養成研修(オンライン)への受講勧奨を行った。 なお、県主催の災害派遣福祉チーム研修については、能登半島地震の発生に伴うチームの応援派遣により実施できなかった。	【活動指標】 研修・訓練の実施(回)	1	1	100%	●事業の成果 ・災害派遣福祉チーム研修は未実施となったが、初めてのチーム派遣により災害派遣時における具体的な課題を把握できた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・災害派遣福祉チームの活動内容を理解し、現状の取組状況や課題について検討・確認することで、各登録者が所属する福祉施設、地域の避難訓練や防災研修等でも中心的な役割が期待できる。	
				92	0	1,531			1	0	0%		
				1,500	0	1,530			1				
				—				【成果指標】 派遣研修参加人(人)	100	38	38%		
			H29-						100	0	0%		
			福祉保健課	—	—	—	社会福祉・精神保健施設団体等		100				

３．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	各種災害情報の共有及び伝達体制の強化	
	●実績の検証及び解決すべき課題 災害時に緊急情報や被害情報等を県民や防災関係機関へ迅速、的確に伝達した。 令和4年度に更新した防災情報システムについて、実際の災害対応の中で操作性等の検証を実施し、必要に応じて改修を行うとともに、円滑な運用のため、県・市町職員のシステム操作の習熟を図っていく必要がある。 国の地震調査研究推進本部による調査（日本海南西部）で確認された、五島や壱岐、対馬の沖の海域の活断層について、被害想定を行い、体制を整える必要がある。	●課題解決に向けた方向性 研修等により職員のシステム操作の習熟を図るとともに、実災害に対応していく中でシステムの課題等を検証し、より質の高いシステムを目指して改修を実施していく。 また、海域の活断層について被害想定調査を実施し、地域防災計画等の見直しを検討する。
ii	24 時間体制の警戒・監視体制、総合防災ネットワークシステムの充実	
	●実績の検証及び解決すべき課題 平成9年度から防災室を設置し、24時間の警戒・監視体制を維持している。 担当職員が異動した場合など、職員の配備体制の明確化（災害警戒本部及び災害対策本部）や初動対応訓練の実施時期に遅れが生じることを防ぐため、3月（異動前）の段階から通知・照会を行うよう業務スケジュールの見直しを行った。 令和4年度に更新した防災情報システムについて、実際の災害対応の中で操作性等の検証を実施し、必要に応じて改修を行う必要がある。	●課題解決に向けた方向性 防災情報システムの充実に向け、実災害に対応していく中でシステムの課題等を検証し、より質の高いシステムを目指して改修を実施していく。
iii	防災ヘリコプターの運航及び防災航空隊の運営	
	●実績の検証及び解決すべき課題 令和5年度は、急患搬送39件、救助活動11件をはじめ、臓器搬送3件についても遅滞なく実施した。また、相互応援協定に基づく他県からの要請により救助及び救急活動を4件行うなど、県内外で多岐にわたる活動を実施し、県民の安全・安心に寄与した。 防災ヘリに期待される役割が高まっていく中、運航時間の拡大の検討を行い、令和6年度から薄暮運航の本格運用を開始した。	●課題解決に向けた方向性 令和6年度から、防災ヘリによる日没後（薄暮以降の夜間）の飛行訓練を行っている。引き続き実機での訓練を通じた運航上の課題について検証を実施していくとともに、体制上の課題についても洗い出しを行い、運航時間拡大の検討を進める。
iv	防災行政無線の運用、管理、更新	
	●実績の検証及び解決すべき課題 地上系における防災行政無線の運用に関しては、定期的な点検により各設備の障害発生を未然に防止できており、安定的な運用が可能となっている。 衛星系設備は、老朽化に伴う故障が多発したことなどから、令和5年度に再整備事業として次世代システムへの更新を実施したところであるが、一部機器（県庁局で想定していた増幅器）が製造中止となったことから、代替器での対応を実施している。	●課題解決に向けた方向性 地上系については、今後も定期点検等を適切に実施し、安定運用を図る。 衛星系については、令和6年度中に、本来想定していた仕様の増幅器を整備する工事（2カ年事業）に着手する。
v	関係団体等との災害協定の締結の促進及び防災推進員の養成	
	●実績の検証及び解決すべき課題 防災推進員（自主防災リーダー）養成講座受講者へのアンケート調査では、回答者114名中96名が、「今後の防災活動に関して大変参考になった」との回答があり、防災意識の向上に寄与することができた。 しかし、自主防災組織率は、市町においてカバー率の向上に努められているものの、地域住民の相互合意でなされるものであるため、劇的な率の向上は期待できないのが実情である。 なお、関係団体との災害に関する協定は、随時必要な協定を締結することで、防災、危機管理体制の強化を図った。	●課題解決に向けた方向性 自主防災組織率が低い市町を中心に、市町と連携し、防災アドバイザー派遣事業やコミュニティ助成事業の活用により、自主防災組織結成・強化に取り組む。 また、目標80%を達成していない8市町に対して、消防庁のモデル事業（自主防災組織等活性化推進事業）を活用し、組織率の向上を図ることとしている。地域の課題等を抽出・先進地視察を行い、長崎県版の事例集を作成し、市町職員に対して、講義及びパネルディスカッションを行う。 災害協定については、今後も積極的な締結を検討し、災害時の対応力強化を図っていく。

vi	GISを活用した各種災害情報の共有や雨量・水位データ収集経路の運用、管理、更新	
	●実績の検証及び解決すべき課題 大雨時でも防災情報を提供しているシステムは停止することなく正常に機能し、雨量や水位情報、土砂災害危険度情報などの提供を行うことが出来た。提供した情報は、住民の避難判断の参考になると共に、気象台が発表する大雨注意報、大雨警報、土砂災害警戒情報の基礎データとなっているため、システムが停止することなく機能することで正常な気象情報の発表を行うことができた。 また市町も発表された気象情報を基に避難情報の発令を行うことができた。	●課題解決に向けた方向性 日ごろから活用し災害に備えて貰うために、更なるシステムの普及並びに防災意識の向上の啓発に努めていく。
vii	民間事業者等のスマホアプリを活用した災害情報の発信	
	●実績の検証及び解決すべき課題 令和4年3月にスマホの写真機能を活用し身の周りの土砂災害警戒区域等を容易に確認できるwebアプリを開発し、令和5年度はアーケードでのパネル展や市町を対象とした説明会等で周知に努めた。 このアプリにより住民が予め危険な箇所を確認しておくことは大雨や台風時の自主的な避難判断に結びつくため、今後も引き続きアプリの周知活動及びアプリを利用した防災教育に努めていく。	●課題解決に向けた方向性 日ごろから活用し災害に備えて貰うために、更なる普及並びに防災意識の向上に努めていく。
viii	防災関連イベント等を通じた防災意識の向上	
	●実績の検証及び解決すべき課題 令和5年度長崎県総合防災訓練（令和5年5月28日）において、訓練参加機関による展示を行い、来賓及び一般参観者等に対して、防災意識の向上を図った。 訓練の規模が大きいため広大な会場を用意する必要があるが、交通の便が良いとは言い難い会場となっているケースがあり、集客（一般参観者）が少ない場合が想定される。	●課題解決に向けた方向性 今後、訓練区の見直し（＝振興局再編）を予定しているため、現行の訓練形態で行くのか、準備や費用を考慮した分散型訓練に切り替えるのかを検討していく。 （分散型訓練とする場合には、訓練イベント単独で実施することも考えられる。）
ix	長崎県市町消防広域化推進計画等に基づく常備消防体制の維持強化に向けた検討の推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 令和4年度に実施した通信指令システムの共同整備・共同運用に関する調査研究報告書を踏まえ、県南地域研究会、県北地域研究会に加え、全消防本部が参加する会議を開催し、情報を共有し、意見交換を行った。	●課題解決に向けた方向性 令和6年4月の国の基本方針の改正を踏まえ、通信指令システムの共同整備・共同運用についての県の方針の整理や先進事例の収集等を行い、消防本部と協議を行っていく。
x	市町と連携し民間施設も活用した避難所における良好な生活環境の確保（感染症対策を含む）	
	●実績の検証及び解決すべき課題 市町においては、「避難所開設・運営における新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト」に基づき、体調不良者、濃厚接触者及び自宅療養者のための専用スペースを設けたり、避難所の定員見直しを行うなどの対策が取られている。 県においては、民間との協定締結や市町への資機材提供などにより、市町を支援し、良好な生活環境の確保に努力している。今後、感染再拡大の可能性もあることから、引き続き、避難所の環境維持・拡充を図っていく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 今後も民間との積極的な協定締結など、良好な生活環境の確保に向けて適切に市町への支援を行っていく。

４．令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目ⅰ	○	1	地震アセスメント調査事業 (R6新規)R6- 防災企画課	R6新規	⑨	予備調査の結果について、専門家による評価を行い、大きな被害が想定される地震が発生する可能性のある海域活断層を特定し、詳細調査の範囲・内容を検討する。	拡充
取組項目ⅰⅱ	○	2	総合防災情報ネットワークシステム事業 H18- 基地対策・国民保護課	令和4年度に再整備を実施した防災情報システムについて、実災害での円滑な運用のため、県・市町職員を対象とした操作研修を複数回実施する。 また、実運用の中でシステムの課題がないか検証を行い、改修を実施する。	②⑤	防災情報システムの円滑な運用に向け、毎年度の操作研修、維持管理を着実に実施するとともに、より質の高いシステムを目指し、改修や新機能の実装等を検討する。 防災情報システムの機能向上による情報収集・対策立案の迅速化や住民へのより迅速・的確な情報提供など、対策本部体制の更なる強化、改善を目指していく。	改善
	○	3	雲仙岳噴火災害対策事業 H7- 防災企画課	令和5年度の検討結果を踏まえ、雲仙岳火山防災協議会の専門部会において、溶岩ドーム崩壊の際の住民の自主避難基準のほか、課題解決に向けた協議・検討を行う。 また、雲仙岳大規模土砂災害合同防災訓練として、溶岩ドームが崩壊した際に関係機関と住民が、ドーム崩壊の危険性の覚知から崩落後までの様々な状況を想定した訓練を実施する。	⑤	令和6年度における協議・検討の進捗を踏まえ、溶岩ドームが崩壊した際の避難対策に係る雲仙岳火山防災計画の策定や防災訓練を実施する。	改善
取組項目ⅲ	○	4	防災ヘリコプター運航事業 H4- 防災企画課	令和6年度から薄暮運航を開始し、防災ヘリコプターの運航時間の拡大を実施した。 更なる運航時間の拡大へ向けて、夜間飛行訓練を実施する。	②③	薄暮運航を開始したところだが、今後は勤務時間内に要請を受けた案件すべて対応できるように夜間飛行訓練を実施し、検証等を行い、関係機関との調整が完了した際には、夜間運航まで運航時間を拡大することを目指す。	拡充

取組項目iv	○	5	防災行政無線整備・維持管理事業 S32- 基地対策・国民保護課	防災行政無線の衛星系設備について、老朽化による障害が多発していたため、令和5年度に次世代システムへの更新工事を実施した。 一部、製造中止のため代替機器で対応しており、令和6年度中に機器を変更する工事に着手する。	⑤	定期保守点検など適切な維持管理を行い、各設備の障害発生を未然に防ぎ、年間を通して安定した防災行政無線の運用を図る。 衛星系設備については、製造中止のため代替品で対応している増幅器を本来想定していた仕様の機器へ変更する工事（令和6～令和7）を実施する。	改善
取組項目v	○	6	自主防災組織結成推進事業費 H13- 防災企画課	消防庁のモデル事業（自主防災組織活性化推進事業）を活用し、自主防災組織結成率80%未満の8市町において、課題の抽出や先進地への聞き取りを行い、長崎県版の事例集を作成することとしており、事例集を活用した市町職員への講話やパネルディスカッションを実施する。	⑤⑨	近年の豪雨災害などを契機にして、防災に関する関心が非常に高まっていることから、市町に対して地域防災組織の結成促進、地域の自主防災リーダーを育成するための防災士アドバイザー派遣制度、県政出前講座などの活用を呼びかけるとともに、県としても、防災推進員養成講座の開催により、積極的かつ継続的な支援を実施していく。 また、防災士へのフォローアップにも努め、地域防災力の強化を目指す。	改善
取組項目vi vii	○	7	河川砂防情報システム維持管理費 ― 河川課	―	―	県民の生命財産を守るために防災情報の提供は必要である。今後も引き続き住民へ適切に提供することで、災害での死者数0を目指す。	現状維持
	○	8	砂防情報システム維持管理費 ― 砂防課	―	―	県民の生命財産を守るために防災情報の提供は必要である。今後も引き続き住民へ適切に提供することで、災害での死者数0を目指す。	現状維持
取組項目x	○	9	災害福祉広域支援ネットワーク事業費 H29- 福祉保健課	能登半島地震の発生に伴う災害派遣福祉チーム派遣により把握した課題を踏まえ、派遣要請があった場合に迅速かつ効果的な対応ができるよう、より実効性が高い体制構築の検討やマニュアル作成などを行うため、各協定締結団体事務局担当者会議等を開催する。	⑥	災害発生時に福祉広域支援ネットワークを機能させ、円滑に支援活動を繋げるため、災害派遣福祉チームの登録員に対し、活動内容や役割等にかかる研修会を引き続き実施するとともに、協定締結団体事務局会議等を通して、連絡体制やチーム編成などの平時からの共有を行う。	改善

注：「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和6年度実施）

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	危機管理部 防災企画課	飛永 琢也
施策名	3 災害に強く、命を守る強靭な地域づくり	事業群関係課（室）	基地対策・国民保護課	
事業群名	② 各種災害の規模を想定した防災訓練、有事発生時の対応訓練の実施 ③ 原子力防災対策の推進、広域避難対策の推進	令和５年度事業費（千円）	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費（R5実績）の合計額	221,776

1. 計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025 本文）

②風水害、地震等の自然災害（雲仙岳溶岩ドーム崩壊を含む）や、原子力発電所からの放射性物質漏れ、石油コンビナート火災等の災害の他、テロ等の有事に備え、国や地方公共団体、その他関係機関との緊密な連携を確保するとともに、有事即応体制を確立するための各種訓練を実施します。
③原子力防災の理解促進を図るため多くの地域住民へ防災訓練への参加を促し、屋内退避や県域を超えた広域避難など、あらゆる事態を想定した訓練を実施するとともに、必要な原子力防災資器材を整備し、円滑な避難体制の推進・強化に取り組みます。

（取組項目）

ⅰ）総合防災訓練、原子力防災訓練（事業群②）
ⅱ）石油コンビナート等総合防災訓練（指定区域でのタンク火災等を想定）（事業群②）
ⅲ）国民保護訓練（事業群②）
ⅳ）雲仙岳火山防災訓練（事業群②）
ⅴ）訓練を通じた地域住民への原子力防災の知識普及（事業群③）
ⅵ）県域を越えた広域的避難対策の推進（事業群③）
ⅶ）避難退域時検査、防護用品等の原子力防災資機材の整備（事業群③）

事業群

指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
②防災訓練等の実施回数	目標値①		6回	6回	6回	6回	6回	6回（R7）
	実績値②	6回（R元）	4回	7回	7回			進捗状況
	達成率②／①		66%	116%	116%			順調

指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
③原子力防災訓練への地域住民の参加者数	目標値①		470名	470名	470名	470名	470名	470名（R7）
	実績値②	—	270名	320名	800名			進捗状況
	達成率②／①		57%	68%	170%			順調

（進捗状況の分析）

【②防災訓練等の実施回数】
各種災害から県民の生命・身体・財産を保護するため、防災関係機関・団体の連携を強化し、実践的な訓練を行って練度を高め有事即応の体制を確立し、防災意識の高揚・普及を図ることを目的とし、初動対応訓練（4月）や総合防災訓練（5月）を実施した。
溶岩ドーム崩壊の際に、関係機関のとるべき行動や果たすべき役割を確認する目的で、雲仙岳の火山防災に係る訓練（11月）を実施した。
国民保護訓練は、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練（10月）と、武力攻撃予測事態を想定した域外への住民避難訓練（図上訓練）（2月）の2回実施した。
石油コンビナート等総合防災訓練は、石油コンビナート等特別防災区域（上五島地区）において実施した。（10月）
原子力災害への応急対策活動に従事する関係機関との連携を図るための原子力防災訓練を実施した（2月）。

【③原子力防災訓練への地域住民の参加者数】
感染症拡大防止対策を緩和し訓練参加を多くの人に呼びかけた結果、目標値を大幅に達成することができた。訓練では、避難所への避難、放射線防護施設への屋内退避、避難先での医療救護訓練等を実施し、住民の理解促進をこれまで以上の人に図ることができた。

2. 令和5年度取組実績（令和6年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R4実績	R5実績	R6計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等	事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況（令和6年度新規・補正事業は事業内容）	指標（上段:活動指標、下段:成果指標） 主な指標	R4目標	R5目標	R6目標	R4実績	R5実績	達成率	令和5年度事業の成果等
取組項目i	○	1	一般防災対策事業	31,329	31,425	231,281	19,330	20,425	35,981	12,245	13,020	13,228	災害対策基本法第48条	●事業内容 災害対策基本法に基づく災害防止の推進、防災訓練の実施。 ●実施状況 災害対策本部設置時の対応能力の維持・向上を図るため、初動対応訓練を実施した。 県内の災害応急対策活動に従事する関係機関との連携強化、有事即応体制の確立を図るため、避難所運営訓練など9項目の訓練を総合防災訓練として実施した。	【活動指標】 防災訓練実施回数（回）	3 3 3	3 3	100% 100%	●事業の成果 ・初動対応訓練の実施により、災害対策本部での各班業務の確認、連携を図ることができた。 ・総合防災訓練の実施により、離島という環境の中で、関係機関との役割や連絡体制の確認ができ関係強化を図ることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・関係機関との連携強化、有事即応体制の確立に寄与した。
			S37-												【成果指標】 防災訓練参加人数（人）	1,000 700 800	1,000 700	100% 100%	
			防災企画課	○			—	—			防災関係機関（市町、消防機関、警察、海上保安部、自衛隊等）、県民等							
取組項目ii	○	2	特殊防災対策費	408	283	365	408	283	365	2,296	3,064	3,113	石油コンビナート等災害防止法第31条 長崎県石油コンビナート等防災計画第5章	●事業内容 石油コンビナート等災害防止法に基づく防災対策を実施。 ●実施状況 石油コンビナート等特別防災区域（上五島地区）において、石油コンビナート等総合防災訓練を実施した。	【活動指標】 防災訓練実施回数（回）	1 1 1	1 1	100% 100%	●事業の成果 ・石油コンビナート等総合防災訓練の実施により、応急対策の迅速・円滑な実施や防災関係機関の連携強化、防災意識高揚等が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・石油コンビナート防災対策にかかる有事即応体制の確立に寄与した。
			S53-												【成果指標】 防災訓練参加人数（人）	300 300 300	22 265	7% 88%	
			基地対策・国民保護課	○			—	—			防災関係機関（市町、消防機関、警察、海上保安部、自衛隊等）、事業者等							
取組項目iii	○	3	国民保護対策事業費	6,503	3,060	5,967	2,427	283	1,657	7,653	489	11,672	国民保護法第42条 長崎県国民保護計画第2編第1章第5	●事業内容 武力攻撃事態や緊急対処事態に適切に対処するための国民保護の取組を推進。 ●実施状況 市町と連携し、緊急一時避難施設の指定推進を図った。また、国民保護訓練（2回）を実施した。	【活動指標】 国民保護訓練の実施（回）	1 2 2	2 2	200% 100%	●事業の成果 ・緊急一時避難施設の指定数が増加した。 ・国民保護訓練により、情報伝達要領及び住民がとるべき避難行動の周知、国民保護に関する住民理解の促進等が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・関係機関との緊密な連携の確保や有事即応体制の確立など武力攻撃事態等に適切に対処するための国民保護の取組の推進に寄与した。
			H16-												【成果指標】 国民保護訓練の参加機関数（機関）	15 35 30	47 32	313% 91%	
			基地対策・国民保護課	○			—	—			防災関係機関（市町、消防機関、警察、海上保安部、自衛隊等）、県民等							
取組項目iv v vi vii	○	4	原子力災害対策整備事業	159,612	187,008	208,827	23,121	52,308	0	22,960	19,148	19,453	原子力災害対策特別措置法第5条 災害対策基本法第48条、第49条 長崎県地域防災計画第2章第13節、第18節	●事業内容 県内の災害応急対策活動に従事する関係機関との連携を図るため原子力防災訓練を実施。 原子力災害に対処するための防災資機材の整備及び整備済み機器の維持管理を実施。 ●実施状況 2月17日原子力防災訓練の実施により、関係機関との相互の連携強化に寄与した。 災害時に使用する退域時検査資機材を波佐見町に整備した。また、整備済みの資機材の点検を実施した。	【活動指標】 原子力防災訓練実施回数（回）	1 1 1	1 1	100% 100%	●事業の成果 ・訓練の実施により、原子力災害特有の防災対策の理解の推進や防災機関の連携強化に寄与した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・災害発生時には各関係機関の連携が重要であるため、実動訓練を通じ互いの役割の確認や連携強化が図られ、有事即応体制の確立に寄与した。
			H13-												【成果指標】 原子力防災訓練の住民参加人数（人）	470 470 470	320 800	68% 170%	
			防災企画課	○			—	—			防災関係機関（市町、消防機関、警察、海上保安部、自衛隊等）、県民等							

３．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	総合防災訓練、原子力防災訓練	
	●実績の検証及び解決すべき課題 総合防災訓練では、離島という環境で想定される災害及び支援、関係機関との連携等を確認することを目的として実施し、本土からの人員輸送や物資輸送など初期の目標を達成することができた。 しかしながら、職員が訓練の運営にしか対応できていないことや対策本部等における対処などを想定した図上訓練の未実施、会場以外での市町における訓練効果が小さいなど、職員自体の防災対策・対処能力の向上に寄与していない部分があるため、一部実効性のない状況となっている。	●課題解決に向けた方向性 職員の災害対応能力の向上のため、災害対策本部の図上訓練を実施し、県と市町をTV会議で結ぶなど実際の対応を想定した訓練を実施する。 また、実働訓練においても訓練に参加する自治体の地域特性に応じた災害を想定し、それに応じた実効性のある訓練項目を想定。
ii	石油コンビナート等総合防災訓練（指定区域でのタンク火災等を想定）	
	●実績の検証及び解決すべき課題 石油コンビナート等特別防災区域（上五島地区）において、石油コンビナート等総合防災訓練を実施した。 石油コンビナート等における特殊災害発生時には、石油コンビナート等災害防止法や県石油コンビナート等防災計画に基づき初動対応を行うこととなるが、日頃から防災関係機関間の緊密な連絡体制を確保していくとともに、定期的に実践的な訓練を実施することで有事における対応能力の向上を図っていく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 石油コンビナート等特別防災区域（上五島地区、福島地区）での総合防災訓練、情報伝達訓練（図上訓練）を継続して実施する。具体的な訓練内容については、前回訓練の課題等を踏まえながら、より実践的で効果的な内容となるよう努めていく。
iii	国民保護訓練	
	●実績の検証及び解決すべき課題 弾道ミサイルを想定した住民避難訓練（10月）と、武力攻撃予測事態を想定した域外への住民避難訓練（図上訓練）（2月）を実施した。訓練日以前に訓練リハーサルを行い、関係機関間でイメージの具体化・共有化を図るなど、より訓練効果が高まるよう努めた。 職員の人事異動等を踏まえ、対応力を継続して維持するとともに、市町単独の訓練についても積極的に企画できるよう取り組んでいく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 域外避難や弾道ミサイルを想定した訓練について、図上と実動の形式を組み合わせながら、順次県内市町での実施を計画していく。実施にあたっては、開催地以外の市町職員についても幅広く参加してもらうなど、市町の事態対処能力と訓練立案力の維持、向上に努めていく。
iv	雲仙岳火山防災訓練	
	●実績の検証及び解決すべき課題 雲仙岳溶岩ドームが崩壊した際に、情報伝達や避難を円滑に行うために、関係機関や住民の代表とともに、崩壊後までの様々な状況を想定した訓練を実施し、連絡体制などについて確認した。また、できるだけ早い避難を促すためには、自主的な避難基準の策定が必要である。	●課題解決に向けた方向性 火山防災協議会の専門部会における、溶岩ドーム崩壊時の避難対策の検討を踏まえながら、より実践的で効果的な訓練になるよう努めていく。
v	訓練を通じた地域住民への原子力防災の知識普及	
	●実績の検証及び解決すべき課題 参加住民に対して、避難先でのスクリーニング検査、住民登録、救護所運営訓練を実働で行ったほか、避難所において医療講話や安定ヨウ素剤の予防服用についての説明を行い、原子力防災の知識普及を図った。	●課題解決に向けた方向性 多くの地域住民に訓練に参加していただき、原子力防災に関して、専門職員による説明やDVDを活用した研修等を継続して行う。
vi	県域を越えた広域的避難対策の推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 壱岐市全住民が島外へ避難しなければならない事態となった場合に円滑に広域避難が実施できるよう、船舶や受入港の選定、避難退域時検査場所の確保など、関係者の理解を得ながら避難計画を整備していく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 国の協力を受けながら、受入自治体の総括窓口である福岡県と協議を進めていく。
vii	避難退域時検査、防護用品等の原子力防災資機材の整備	
	●実績の検証及び解決すべき課題 原子力防災の防護資機材等を配備計画に基づき年次整備を行っている。 避難退域時検査用資機材については、国の整備方針及び「避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」に基づき整備し、併せて運用についても整理する必要がある。	●課題解決に向けた方向性 資機材配備計画に基づき、引き続き計画的な整備に努める。 避難退域時検査用資機材については、国の整備方針に基づき整備し、運用については訓練等を経て実効性のあるものにしていく。

4. 令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目i	○	1	一般防災対策事業 S37- 防災企画課	総合防災訓練において、これまで実施していた訓練内容ではなく、実効性のある訓練内容に変更を実施。 ○県と市町が災害対策本部等を設置し、図上訓練を実施 ○実働訓練の会場は分散型で実施し、関係機関の訓練項目を厳選	⑤⑦	令和6年度に実施した内容を踏まえ、各機関からの意見を集約し、検証を行い、より実効性のある訓練内容となるように検討を進めていく。 訓練を実施することで、関係する職員、機関の更なる災害対応能力の向上を目指す。	改善
取組項目ii	○	2	特殊防災対策費 S53- 基地対策・国民保護課	松浦市福島地区において石油コンビナート等総合防災訓練を実動訓練として実施する。基本的な訓練項目を着実に盛り込むとともに、時代の流れに応じた新たな内容についても積極的に検討することとする。	⑤⑦	特別防災区域における住民の生命、財産を保護するため、日頃から防災関係機関間の緊密な連絡体制を確保していくとともに、定期的に実践的な訓練を実施することで有事における対応能力の向上を図っていく必要がある。具体の訓練内容について、過去の課題等を踏まえ、より実践的で効果的な訓練となるよう見直しを行っていく。	改善
取組項目iii	○	3	国民保護対策事業費 H16- 基地対策・国民保護課	国、市、関係機関と共同で国民保護訓練(2回)を実施する。 弾道ミサイルを想定した住民避難訓練により国民保護にかかる対応能力の更なる向上を図る。	⑤⑦	我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、国民保護にかかる対応能力向上や住民の理解の促進の必要性が高まっている。 緊急一時避難施設の指定推進を引き続き進めるとともに、市町の意向も踏まえながら域外避難や弾道ミサイルを想定した訓練を計画していく。実施にあたっては、開催地以外の市町職員についても参加してもらうなど、県全体としての事態対処能力の向上を目指す。	改善
取組項目iivvii	○	4	原子力災害対策整備事業 H13- 防災企画課	新たに避難退域時検査用資機材を配備した地域において、避難退域時検査訓練を実施し、資機材配置や検査手順等の確認を行い、検査体制の確立を図る。 また、住民配布用パンフレット(原子力防災のてびき)の作成・配布を実施し、住民への知識普及を図る。	⑤⑦	県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し必要な体制を確立しつつ、地域防災計画や避難計画の不断の見直しを行い、住民への原子力防災の更なる知識普及に努め、原子力防災対策の充実・強化を図る。	改善

注:「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和6年度実施）

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	危機管理部 消防保安室	松尾 健自
施策名	3 災害に強く、命を守る強靭な地域づくり	事業群関係課（室）	防災企画課	
事業群名	④ 消防団を中核とした地域防災力の充実強化	令和５年度事業費（千円）	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費（R5実績）の合計額	31,922

1. 計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025 本文）

消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るため、消防団への加入や消防団の活動を充実強化するための対策を促進するとともに、自主防災組織の結成促進、地域住民への防災意識の普及に取り組みます。

（取組項目）

ⅰ）消防団への加入の促進、特に、女性や若年層への取組を推進
ⅱ）消防団活動の支援のため、事業所等との連携を強化
ⅲ）消防団員の教育訓練の充実
ⅳ）自主防災組織結成促進のため研修等の実施、地域防災リーダーの育成
ⅴ）地域住民への防災知識普及の取組を推進
ⅵ）消防団と自主防災組織等との連携の強化

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	人口千人あたりの消防団員数	目標値①		14.7人	14.7人	14.7人	14.7人	14.7人	14.7人（R7）
		実績値②	14.6人（R2）	14.1人	14.1人	13.7人			進捗状況
		達成率②／①		95%	95%	93%			遅れ

（進捗状況の分析）

消防団の幹部・団員、市町担当職員を対象とした若年層・女性向けの勧誘対策事業として研修会を2回実施、延べ108名が参加しアンケート結果では、過半数が「とてもよかった」「よかった」と回答した。
消防団員勧誘対策PR動画（離島バージョン）、リーフレット、DVDを作成し、各市町へ送付し各種イベント等での活用の依頼を行うとともに、デジタルサイネージを活用したPR動画の広報活動を実施し、より多くの人に「消防団」の存在を認知させることができた。
また、HP「ながさきの消防団」の児童向けコンテンツの内容の充実を図るとともに、企業と連携した消防団活動の普及啓発を実施した。
事業所との連携強化に向け、県内商工会議所の訪問を行い、消防団協力事業所制度の事業者への周知、更なる理解促進を図った。
令和5年度の新規入団員数は745人、退団者数は1，491人と、前年比消防団員数は746人減となっており、令和5年度4月1日時点の県内消防団員数は17，377人と減少傾向に歯止めがかかっていない状況である。

2. 令和5年度取組実績（令和6年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R4実績	R5実績	R6計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等 法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）	事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況（令和6年度新規・補正事業は事業内容）	事業対象	指標（上段:活動指標、下段:成果指標） 主な指標	R4目標	R5目標	R6目標	R4実績	R5実績	達成率	令和5年度事業の成果等
取組項目 i ii iii vi	○	1	消防団活動充実強化事業	3,021			1,178	2,296	—			●事業内容 消防団員の確保と女性・若者の消防団への加入を促進し、消防団の組織強化を図ることにより、安全・安心な社会の実現を目指す。 ●実施状況 消防団の幹部・団員、市町担当職員を対象とした若年層・女性向けの勧誘対策事業として研修会の開催、消防団員勧誘対策PR動画（離島バージョン）、リーフレット、DVDを作成し、各市町へ送付し各種イベント等での活用の依頼を行なった。 また、デジタルサイネージを活用したPR動画の広告を実施し、HP「ながさきの消防団」の児童向けコンテンツの拡充・内容の充実を図るとともに、事業所との連携強化に向け、県内商工会議所の訪問を行い、消防団協力事業所制度の事業者への周知、更なる理解を促進した。		【活動指標】 消防団勧誘対策研修会の開催回数（回）	2	2	100%	●事業の成果 ・勧誘対策事業として研修会を2回実施、延べ108名が参加しアンケート結果では、過半数が「とてもよかった」「よかった」と回答し、一定の成果を得られた。消防団員勧誘対策PR動画（離島バージョン）、リーフレット、DVDを作成し、各市町へ送付し各種イベント等での活用の依頼を行うとともに、デジタルサイネージを活用したPR動画の広告を実施（2週間述べ15万回再生）し、より多くの人に「消防団」の存在を認知させることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・令和5年度に行った勧誘対策強化のための取組を踏まえ、引き続き、各地域に応じた新たな勧誘の手法や工夫への取り組みの支援を行うとともに、消防団員勧誘対策PR動画の更なる活用を各市町へ依頼、デジタルサイネージ等を活用した広報活動、企業と連携した消防団活動の普及啓発、消防団協力事業所表示制度の周知を引き続き実施していく。
				2,783	852		2,298								2	2		100%			
				6,634	1,683		2,334								2						
														【活動指標】 教育向け情報の掲載件数（件）	2	2		100%			
															2	2		100%			
															2						
														【成果指標】 消防団入団者数（人）	900	745		82%			
															950	745		78%			
															950						
														【成果指標】 教育現場での活用回数（回）	2	2		100%			
			R4-6												2	2		100%			
			消防保安室	—			—	—				県民、事業所			2						
取組項目 i ii iii vi		2	消防業務指導費	22,646			17,850	1,531	—			●事業内容 消防法第35条の8（協議会の設置）に基づき、傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行う。 県内消防体制の広域化を図るため、消防通信指令システムの共同整備・共同運用について、研究会を開催し、令和4年度に作成した調査研究報告書を踏まえ、各消防本部との意見交換を実施。 ●実施状況 県域全体と7地域で県メディカルコントロール協議会を開催し、救急業務に必要なプロトコル（手順）の一部改定や救急活動記録票の修正等について協議し、的確で、円滑な救急業務の推進を図った。 消防通信指令システムの共同整備・共同運用について、県南地域研究会、県北地域研究会を開催して意見交換を行った。また、全消防本部が参加するテレビ会議を開催し、意見交換を行った。		【活動指標】 メディカルコントロール協議会開催回数（回）	8	8	100%	●事業の成果 ・消防庁からの通知や、各地域メディカルコントロール協議会事務局から提出された議題に基づき、諸課題について、調整が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・医療との連携が図られたことにより、救急搬送における医療事故の発生はなかった。
				26,166	26,166		1,532								8	8		100%			
				27,340	27,340		1,556								8						
														【活動指標】 メリットデメリットを整理し、市町消防広域化推進協議会へ提示する調査報告書を作成（件）	1	1		100%			
														【成果指標】 救急搬送における救急救命士の救急医療事故件数（件）	0	0		100%			
															0	0		100%			
															0						
														【成果指標】 市町消防広域化推進協議会を開催し、今後の消防体制の強化に向けた取組の方向性を検討（回）	1	0		0%			
			S40-												1	0		0%			
			消防保安室	—			—	—				各消防本部職員			1						

取組項目 iv v	○	3	自主防災組織結成推進事業費	2,693	2,193	3,827	●事業内容 自主防災組織育成の主体である市町担当者の育成、自主防災組織の母体となる町自治会への研修等を実施し、地域防災力の向上を目指す。 ●実施状況 自主防災組織の結成促進について各種会議を利用した市町担当者への働きかけを実施。また、地域の防災の担い手となる人材を育成する防災推進員養成講座を実施した。	【活動指標】 自主防災組織結成の働きかけを行った市町数（市町）	21	21	100%	●事業の成果 ・自主防災組織の核となる人材の育成を担う「防災推進員養成講座」の受講者アンケート調査では、回答者114名中96名が、「今後の防災活動に関して大変参考になった」との回答であり、目標は達成できなかったものの、地域防災の担い手育成に資することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・各市町や自主防災リーダーの意識向上に繋げることができた。
				2,973	2,473	2,298			21	21	100%		
				5,343	2,843	2,334			21				
				災害対策基本法第2条の2、第5条、第7条				【成果指標】 自主防災組織率（%）	75.9	73.7	97%		
			H13-						77.3	74.3	96%		
			防災企画課	○	―	―	各市町の自主防災組織育成担当者、地域の自主防災リーダー等		78.7				

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	消防団への加入の促進、特に、女性や若年層への取組を推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 若い世代の人口減少がさらに進み、30歳以下の入団者が減少傾向にある一方女性消防団員・学生団員については、概ね増加傾向にある。	●課題解決に向けた方向性 引き続き勧誘対策の研修会や勧誘促進のためのPR動画「あなたの知らない消防団の世界」や「勝手に消防団あるある!ぶっちゃけ消防団ってどうなの!?」、リーフレットの活用などを進めるとともに、企業と連携した消防団活動の普及啓発を行い、市町の勧誘活動を支援していく。
ii	消防団活動の支援のため、事業所等との連携を強化	
	●実績の検証及び解決すべき課題 平成29年に締結した商工会連合会と県、市町との支援協定等に基づき、商工会等に対する講演会等を通して事業者の理解を深めるよう努め、消防団協力事業所の数も増加してきたが、市町や事業者からは、さらに連携を強化するためには協力する事業所のメリットを求める意見が多い。	●課題解決に向けた方向性 様々な研究、調査を行なったが、新たなメリットを創出するのは困難と判断したため、引き続き消防団協力事業所PR動画「このまちが好きだから」を活用するとともに、商工会・商工会議所等の訪問を中心に、企業の社会的評価や防災力の向上、入札上の優遇措置、PR効果など既存のメリットについて分かりやすく伝え、県民や事業所の理解促進、更なる制度の普及に努める。
iii	消防団員の教育訓練の充実	
	●実績の検証及び解決すべき課題 消防大学校への派遣、消防学校における訓練のほか県消防協会と連携した訓練や研修会を実施しているなかで、消防団員の約7割を被雇用者が占めることから、消防団員の負担が大きくならないような環境の整備が必要である。	●課題解決に向けた方向性 引き続き消防学校における訓練のほか県消防協会と連携した訓練や研修会を実施していくとともに、実施体積について、消防団員の負担がかからないような環境および体制を構築してくいく。
iv	自主防災組織結成促進のため研修等の実施、地域防災リーダーの育成	
	●実績の検証及び解決すべき課題 防災推進員（自主防災リーダー）養成講座受講者へのアンケート調査では、回答者114名中96名が、「今後の防災活動に関して大変参考になった」との回答があり、防災意識の向上に寄与することができた。 しかし、自主防災組織率は、市町においてカバー率の向上に努められているものの、地域住民の相互合意でなされるものであるため、劇的な率の向上は期待できないのが実情である。 なお、関係団体との災害に関する協定は、随時必要な協定を締結することで、防災、危機管理体制の強化を図った。	●課題解決に向けた方向性 自主防災組織率が低い市町を中心に、市町と連携し、防災アドバイザー派遣事業やコミュニティ助成事業の活用により、自主防災組織結成・強化に取り組む。 また、目標80%を達成していない8市町に対して、消防庁のモデル事業（自主防災組織等活性化推進事業）を活用し、組織率の向上を図ることとしている。地域の課題等を抽出・先進地視察を行い、長崎県版の事例集を作成し、市町職員に対して、講義及びパネルディスカッションを行う。 災害協定については、今後も積極的な締結を検討し、災害時の対応力強化を図っていく。

v	地域住民への防災知識普及の取組を推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 全世帯広報誌及び県政テレビを活用した防災知識の普及を図った。 市町が住民を対象に実施する防災講座等への防災アドバイザー派遣事業を行った。 防災知識の普及に終わりはなく、継続していく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 様々なタイミングで防災知識の普及啓発を実施していくため、各市町の他関係機関と連携を密にして相互の普及啓発に繋がるような工夫も必要。
vi	消防団と自主防災組織等との連携の強化	
	●実績の検証及び解決すべき課題 災害が激甚化・多発化し、地域において、人口減少・高齢化がさらに進むなかにあって、地域の安全・安心をこれまでのように確保していくためには、消防団と自主防災組織との連携強化が必要である。	●課題解決に向けた方向性 令和元年度から希望する市町において、専門の講師を招いて研修会を開催し、一定の普及を行えたことから、今後については、国の予算を活用し、市町による連携強化事業を支援していく。

4. 令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 i ii iii vi	○	1	消防団活動充実強化事業 R4-6 消防保安室	令和5年度に行った勧誘対策強化のための取組を踏まえ、引き続き、各地域に応じた新たな勧誘の手法や工夫への取り組みの支援を行うとともに、消防団員勧誘対策PR動画の活用を各市町へ依頼、デジタルサイネージ等を活用した広告など広報活動を実施していく。 また、HP「ながさきの消防団」の児童向けコンテンツの更なる充実を図るとともに、事業所との連携強化を図るため、関係団体と連携し、消防団協力事業所表示制度の周知を行い新規入団者の増加に努めていく。	①②	令和6年度における勧誘対策強化のための研修の成果を踏まえた見直しを行うとともに、令和5年度に作成した消防団員勧誘対策PR動画（離島バージョン）や「ながさきの消防団」ホームページの児童向けコンテンツの普及及び若年層・女性への取組の更なる促進を図っていく。 また、企業と連携した消防団活動の普及啓発、消防団協力事業所表示制度の周知に引き続き取り組んでいく。	改善
		2	消防業務指導費 S40- 消防保安室	消防の広域化に向けて、消防指令システム共同化に関する調査結果や消防庁からの情報等に基づき、消防指令システムの共同化について、県内消防本部と連携、協力しながら、引き続き検討を行う。	⑤	令和6年度に引き続き、消防の広域化に向けて、消防指令システム共同化に関する調査結果や消防庁からの情報等に基づき、消防指令システムの共同化について、県内消防本部と連携、協力しながら、検討を行う。 また、県内消防本部と実施した意見交換及び課題整理の結果、計画変更等が必要と判断した場合は、市町広域化推進協議会を開催する。	改善
取組項目 iv v	○	3	自主防災組織結成推進事業費 H13- 防災企画課	消防庁のモデル事業（自主防災組織活性化推進事業）を活用し、自主防災組織結成率80%未満の8市町において、課題の抽出や先進地への聞き取りを行い、長崎県版の事例集を作成することとしており、事例集を活用した市町職員への講話やパネルディスカッションを実施する。	⑤⑨	近年の豪雨災害などを契機にして、防災に関する関心が非常に高まっていることから、市町に対して地域防災組織の結成促進、地域の自主防災リーダーを育成するための防災士アドバイザー派遣制度、県政出前講座などの活用を呼びかけるとともに、県としても積極的かつ継続的な支援を実施していく。 また、防災士へのフォローアップにも努め、地域防災力の強化を目指す。	改善

注:「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	土木部 砂防課	田中 良一	
施策名	3 災害に強く、命を守る強靭な地域づくり	事業群関係課(室)	森林整備室、農村整備課		
事業群名	⑤ 防災・減災対策のための国土強靭化の推進①	令和5年度事業費(千円)	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費(R5実績)の合計額		7,312,361

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025 本文)

近年、気候変動によって増加・激甚化している地震・大雨・台風・高潮などの自然災害に備え、災害に強い県土づくりに向けて施設整備やソフト対策を積極的に進めます。それによって、事前防災・減災対策の充実を図り、県民の安全・安心な暮らしと命を守ります。

(取組項目)

ⅰ)農山村地域で安心して暮らせるための環境整備

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)
	土砂災害警戒区域内での死者数	目標値①		0人	0人	0人	0人	0人	0人 (R7)
		実績値②	0人 (R元)	3人	0人	0人			進捗状況
		達成率 ②／①		0%	100%	100%			

(進捗状況の分析)

土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限などを目的として、R5年度末までに県内37,023箇所の土砂災害警戒区域の指定を行った。

がけ崩れや土石流、地すべりによる土砂災害を防止するための法面や砂防堰堤などの施設を整備することにより、令和5年度末までに55,014戸を土砂災害から保全した。

2. 令和5年度取組実績(令和6年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費(単位:千円) R4実績	R5実績	R6計画	うち一般財源	人件費(参考)	事業実施の根拠法令等 法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業(公共、研究等)	事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況(令和6年度新規・補正事業は事業内容)	事業対象	指標(上段:活動指標、下段:成果指標) 主な指標	R4目標	R4実績	達成率	令和5年度事業の成果等
取組項目ⅰ	○	1	治山事業(公共)	4,695,885			176,158	—	森林法第41条			●事業内容 天然現象等によって発生した崩壊地、荒廃地等において、山地災害を未然に防止するため、治山ダム工・山腹工等の治山施設を整備する。 ●実施状況 令和5年度は73箇所の工事、調査を実施した。		【活動指標】 実施箇所数(箇所)	数値目標なし	78	—	●事業の成果 ・県内73箇所において治山事業を実施した結果、山地災害の抑制と地域住民の安全安心を確保することが出来た。 ●事業群の目標達成への寄与 ・R5年度の山地災害危険地区(Aランク)新規着手数は計15箇所と目標を達成した。累計の着手目標計764箇所に対して着手実績計777箇所と地域住民の安全安心の確保に寄与した。
				4,622,105			191,138	—							数値目標なし	73	—	
				5,827,601			48,493	—							数値目標なし			
			—											【成果指標】 山地災害危険地区Aランク着手箇所数(箇所)	15	12	80%	
															15	15	100%	
			森林整備室	—			—	○				治山事業を実施する地域の住民			15			
取組項目ⅰ	○	2	ため池整備事業(公共)	1,954,051			172	—	土地改良法、農村地域防災減災事業実施要綱			●事業内容 自然災害等に起因した、ため池の決壊による農地及び農業用施設等の被害を防止するため、農業用ため池の改修等を行うもの。 ●実施状況 令和5年度は8箇所のため池整備に着手した。		【活動指標】 整備着手地区数累計(地区数)	3	3	100%	●事業の成果 ・自然災害等により決壊の危険性が高い農業用ため池32箇所の着手目標に対して、令和5年度までに11箇所に着手することができ、ため池下流域における安心・安全を確保することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・自然災害等により決壊の恐れのある農業用ため池を整備することにより、地域住民の安心・安全な暮らしの確保に寄与する。
				2,176,234			248	—							16	11	68%	
				1,929,575			285	—							27			
			—											【成果指標】 整備着手率(%)	9	9	100%	
															50	34	68%	
			農村整備課	—			—	○				農業者、ため池下流の住民			84			

取組項目i		3	自然災害防止事業（県営・補助営）	472,143	105,843	27,551	●事業内容 地域防災計画に登載されている地区で発生した山地災害のうち、国庫補助事業の要件を満たさない箇所において、災害の復旧又は災害の発生を防止するため、治山施設を設置する。 ●実施状況 令和5年度は22箇所の工事、調査を実施した。	【活動指標】 実施箇所数（箇所）	9	18	200%	●事業の成果 ・集中豪雨等により発生した山地災害等に対し、計22箇所（県営18箇所、補助営4箇所）において事業実施した結果、山地災害の抑制と地域住民の安全安心を確保することが出来た。
				374,062	64,738	33,700			8	22	275%		
				785,003	303	15,562			10				
				ながさき県単独治山事業実施基準（県営）、自然災害防止事業（補助営）実施基準				【成果指標】 保全戸数（戸）	45	179	397%		
			S56-						40	82	205%		
			森林整備室	—	—	—	自然災害防止事業（県営・補助営）を実施する地域の住民		50				
取組項目i		4	防災の森林づくり事業	2,265	0	3,062	●事業内容 森林の持つ公益的機能が低下した保安林のうち、国庫補助事業の要件を満たさない箇所において、機能回復、向上を図るため、森林整備や簡易な治山施設を設置する。 ●実施状況 令和5年度は1箇所の工事を実施した。	【活動指標】 実施箇所数（箇所）	1	2	200%	●事業の成果 ・暴風や潮害により公益的機能が低下した保安林のうち、国庫補助事業要件を満たさない1箇所において、地拵え、補植等を実施した結果、機能回復、向上を図ることができた。
				319	0	1,532			1	1	100%		
				1,000	0	1,557			1				
				ながさき県単独治山事業実施基準（県営）				【成果指標】 保全森林面積（ha）	1	1	100%		
			H19-						1	1	100%		
			森林整備室	—	—	—	防災の森林づくり事業を実施する地域の住民		1				
取組項目i		5	自然災害防止事業	204,550	121	2,296	●事業内容 災害の発生・拡大を未然に防止するため、老朽化した農地海岸保全施設の改修・整備を行うもの。 地すべり防止指定区域等で、施設の機能回復を図るための対策工事や調査を実施するもの。 ●実施状況 令和5年度は17箇所の工事、調査を実施した。	【活動指標】 整備着手地区数（地区）	24	21	87%	●事業の成果 ・老朽化した農地海岸保全施設の補修や地すべり指定区域における保全対策17箇所を実施した結果、地域住民の安心・安全な生活環境を一定確保することができた。
				139,641	65	2,298			23	17	73%		
				156,000	0	2,334			13				
				自然災害防止事業実施要綱				【成果指標】 整備済み地区数累計（地区）	366	358	97%		
			—						389	375	96%		
			農村整備課	—	—	—	農業者、農地海岸背後の住民、地すべり指定区域内の住民		402				

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i　農山村地域で安心して暮らせるための環境整備

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
・災害を未然に防止するために早急に対策を講じる必要がある山地災害危険地区や地すべり指定区域、老朽化した防災重点農業用ため池において、地域住民の要望を踏まえ適切に対応することで、県民の安全・安心な生活環境の確保に寄与している。 ・事業着手に向けて積極的な現地調査や地元説明会を開催した結果、山地災害危険地区計15箇所の整備に着手した。 ・近年、気候変動によって増加し激甚化する自然災害に備え、県土の強靭化を図るためには、計画的な着手に必要な予算確保が益々重要なものとなっている。	・県民の要望に迅速かつ適切に対応するため、引き続き関係省庁に対して予算確保を要望するとともに、関係部局とも連携して必要な予算確保に努めていく。

4. 令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性		
					事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目i		3	自然災害防止事業（県営・補助営） S56- 森林整備室	—	⑧	・保全対象の人家戸数等、国の補助事業の採択要件を満たさない地区において、治山施設の設置を行うことにより、県民の人命・財産を保全するために必要な事業であることから、国へ採択要件の緩和等の要望を行うとともに、当該事業により治山施設の整備を行うことで県民の安全・安心を確保する。	現状維持
取組項目i		4	防災の森林づくり事業 H19- 森林整備室	—	⑧	・国の補助事業の採択要件を満たさない地区において、補植や下刈り等の森林整備を行うことで、防風や防潮等保安林の公益的機能を維持し、人家等を保全するために必要な事業であることから、国へ採択要件の緩和等の要望を行うとともに、当該事業により森林の公益的機能の保全を図る。	現状維持
取組項目i		5	自然災害防止事業 — 農村整備課	—	—	・本事業の目的は、自然災害を未然に防止するため老朽化した海岸保全施設や地すべり防止施設の機能回復等を図るものである。 対象施設の改修等については、国庫補助事業を活用することを基本としているが、小災害など突発的な対応が必要な場合や、国庫補助事業の要件を満たさない規模のものなどについて、当該事業を活用し、機能回復等を図る必要があることから、現状維持とする。	現状維持

注:「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	土木部 砂防課	田中 良一	
施策名	3 災害に強く、命を守る強靭な地域づくり	事業群関係課(室)	道路維持課		
事業群名	⑤ 防災・減災対策のための国土強靭化の推進②	令和５年度事業費(千円)	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費(R5実績)の合計額	6,696,501	

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025 本文)

近年、気候変動によって増加・激甚化している地震・大雨・台風・高潮などの自然災害に備え、災害に強い県土づくりに向けて施設整備やソフト対策を積極的に進めます。それによって、事前防災・減災対策の充実を図り、県民の安全・安心な暮らしと命を守ります。

(取組項目)

ⅰ)道路の防災対策
ⅱ)道路の無電柱化

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)
	土砂災害警戒区域内での死者数	目標値①		0人	0人	0人	0人	0人	0人 (R7)
		実績値②	0人 (R元)	3人	0人	0人			進捗状況
		達成率 ②／①		0%	100%	100%			

(進捗状況の分析)

土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限などを目的として、R5年度末までに県内37,023箇所の土砂災害警戒区域の指定を行った。

がけ崩れや土石流、地すべりによる土砂災害を防止するための法面や砂防堰堤などの施設を整備することにより、令和5年度末までに55,014戸を土砂災害から保全した。

2. 令和5年度取組実績(令和6年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 / 事業期間 / 所管課(室)名	事業費(単位:千円) R4実績	R5実績	R6計画	うち一般財源	人件費(参考)	事業実施の根拠法令等 法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業(公共、研究等)	事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況(令和6年度新規・補正事業は事業内容) / 事業対象	指標(上段:活動指標、下段:成果指標) 主な指標	R4目標	R5目標	R6目標	R4実績	R5実績	達成率	令和5年度事業の成果等
取組項目ⅰ	○	1	道路の防災対策(道路災害防除費)(公共)	3,128,412	3,588,807	4,247,893	73,309	97,551	57,754	道路法第42条	—	●事業内容 道路防災点検において要対策箇所と判定されており、斜面の崩壊や法面からの落石の危険性がある箇所において、早急な対策を実施し、安全で信頼性の高い道路網を維持・形成する。 ●実施状況 平成20年度の防災点検等で要対策となった箇所及び新たに要対策となった4箇所の災害防止対策を実施した。	【活動指標】 対策実施箇所数(箇所)	35 16 17	11 4		31% 25%		●事業の成果 ・令和5年度は、16箇所の要対策を実施し、累計で189箇所を対策完了する予定であったが、用地買収が難航した等の理由により、4箇所の対策完了となり、累計で163箇所の対策完了となった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・目標達成には至らなかったものの、本事業の実施により道路法面の安全性は向上しており、土砂災害による死者0に寄与できている。
													【成果指標】 道路防災事業の実施箇所数(累計)	173 189 206	163 163		94% 86%			
			道路維持課	○			—		○			県管理道路利用者								
		2	道路災害防除事業	2,093,975	2,087,100	2,417,500	102,875	23,100	10,500	道路法第42条	—	●事業内容 小規模な危険箇所の災害防止対策を実施する。 ●実施状況 小規模な危険箇所132箇所の災害防止対策を実施した。	【活動指標】 対策実施箇所数(箇所)	133 132 112	140 132		105% 100%			●事業の成果 ・小規模な危険箇所の防災対策を計画的に実施することで、目標を達成することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・本事業の実施により道路法面の安全性は向上しており、土砂災害による死者0に寄与できている。
							59,740	59,136					【成果指標】 災害防止完了箇所数(箇所)	133 132 112	140 132		105% 100%			
			道路維持課	○			—		—			県管理道路利用者								

取組項目i		3	道路災害防除調査費	13,847	13,847	765	●事業内容 長崎県が管理している国・県道において、新たな危険箇所を選定し、災害要因箇所までの選定を行う。 ●実施状況 長崎県が管理している国・県道において、新たな危険箇所を17箇所選定し、災害要因箇所までの選定を行った。	【活動指標】 防災カルテの作成（式）	1	1	100%	●事業の成果 ・災害に至る可能性のある要因が認められる17箇所を新たに選定することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・新たな災害危険箇所の選定により、今後、定期的な点検及び計画的な対策工事を実施することで、土砂災害による死者0に寄与できている。
				8,927	8,927	0			1	1	100%		
				15,660	15,660	0			1				
				道路法第42条				【成果指標】 要対策箇所として事業に活用した件数（件）	数値目標なし	47	—		
			—						数値目標なし	17	—		
			道路維持課	○	—	—	県管理道路利用者		数値目標なし				
取組項目ii	○	4	道路の無電柱化（電線共同溝整備費）（公共）	1,118,514	21,628	—	●事業内容 県管理の国道、県道の電線類地中化を行う。 ●実施状況 県管理の国道、県道の電線類地中化を3.4km行った。	【活動指標】 整備延長（km）	11.4	11.4	100%	●事業の成果 ・令和5年度は4.2kmの無電柱化（抜柱）を行う予定だったが、関係機関との調整に時間を要したため、3.4kmの電柱化となった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・目標自体は達成できなかったが、大規模災害（地震、竜巻、台風等）発生時に、電柱等の倒壊による道路の寸断を防止する事で、災害に強い県土づくりへ寄与している。
				991,667	9,661	—			14.8	14.8	100%		
				1,407,026	9,151	—			14.8				
				無電柱化の推進に関する法律第4条				【成果指標】 無電柱化延長（km）	0.3	0.3	100%		
			—						4.2	3.4	80%		
			道路維持課	○	—	○	県管理道路利用者		0.9				
		5	心ふれあう道づくり事業	20,000	11,350	765	●事業内容 道路の無電柱化事業に併せ、カラー舗装やデザイン照明など歩道空間のグレードアップをすることで地域住民の快適な空間創出を実施する。 ●実施状況 道路の無電柱化事業に併せ、カラー舗装やデザイン照明など歩道空間のグレードアップを県内2個所（約200m）実施し、地域住民の快適な空間創出を実施した。	【活動指標】 整備延長（km）	0.2	0.3	150%	●事業の成果 ・県内2箇所（約200m）において、カラー舗装等の歩道空間グレードアップを実施した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・電柱等の倒壊による道路の寸断を防止するために実施している電線地中化と併せて実施することで、間接的に災害に強い県土づくりに寄与している。
				20,000	4,650	766			0.2	0.2	100%		
				20,000	50	778			0.1				
				—				【成果指標】 快適な歩行空間を確保できた箇所数（箇所）	2	2	100%		
			—						2	2	100%		
			道路維持課	—	—	—	県管理道路利用者		3				

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i　道路の防災対策

●実績の検証及び解決すべき課題

県管理の国・県道の道路法面等の危険箇所の対策事業を実施することで、災害に強く、安全・安心で快適な暮らしづくりに貢献している。引き続き事業を続けることで、道路防災計画に位置付けているPDCAサイクルの実践を行い、点検や対策、災害履歴などの情報のデータベース更新を行っていく必要がある。

また、災害防除調査については、要対策箇所以外からの災害発生を未然に防止することを目的に、空中写真・地形図などの既存資料を活用して災害要因箇所を抽出し、危険箇所の絞込みを行った。今後も、引き続き危険箇所の選定を行うにあたって、より精度が高い新たな評価手法の検討を行いたい。

●課題解決に向けた方向性

事業を続けることで、道路防災計画に位置づけているPDCAサイクルの実践を行い、点検や対策、災害履歴などの情報のデータベース更新を行い、点検及び対策する箇所の精度を上げていく。

ii　道路の無電柱化

●実績の検証及び解決すべき課題

県管理の国・県道の電線を地下埋設することで、災害に強く、安全・安心で快適な暮らしづくりに貢献しており、令和5年度の整備延長は関係機関との調整に時間を要したため目標を下回る3.4kmにとどまったが、無電柱化の必要性は変わらないことから、引き続き電線管理者及び地元との調整を実施し無電柱化を推進したい。

●課題解決に向けた方向性

電線管理者及び地元との調整を実施し、電柱等の早期抜柱を図り、無電柱化事業を推進する。

4. 令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性		
					事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目i		2	道路災害防除事業 — 道路維持課	—	—	小規模な危険箇所については、降雨などによる突発的な異常箇所が多く、予測が困難であるため、今後も継続的に災害防止対策を実施する。	現状維持
取組項目i		3	道路災害防除調査費 — 道路維持課	—	—	災害を未然に防止するため、危険箇所の抽出を今後も継続して行っていく。	現状維持
取組項目ii		5	心ふれあう道づくり事業 — 道路維持課	—	—	道路の無電柱化事業に併せ、カラー舗装やデザイン照明など歩道空間のグレードアップをすることで地域住民の快適な空間創出を実施していく。	現状維持

注:「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	土木部 砂防課	田中 良一	
施策名	3 災害に強く、命を守る強靭な地域づくり	事業群関係課(室)	港湾課、河川課		
事業群名	⑤ 防災・減災対策のための国土強靭化の推進③	令和５年度事業費(千円)	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費(R5実績)の合計額	15,340,932	

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025 本文)

近年、気候変動によって増加・激甚化している地震・大雨・台風・高潮などの自然災害に備え、災害に強い県土づくりに向けて施設整備やソフト対策を積極的に進めます。それによって、事前防災・減災対策の充実を図り、県民の安全・安心な暮らしと命を守ります。

(取組項目)

ⅰ)洪水や高潮・波浪等への対策
ⅱ)洪水や高潮・波浪等への対策(ハードの維持管理)

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)
	土砂災害警戒区域内での死者数	目標値①		0人	0人	0人	0人	0人	0人 (R7)
		実績値②	0人 (R元)	3人	0人	0人			進捗状況
		達成率 ②／①		0%	100%	100%			

(進捗状況の分析)

土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限などを目的として、R5年度末までに県内37,023箇所の土砂災害警戒区域の指定を行った。
がけ崩れや土石流、地すべりによる土砂災害を防止するための法面や砂防堰堤などの施設を整備することにより、令和5年度末までに55,014戸を土砂災害から保全した。

2. 令和5年度取組実績(令和6年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 / 事業期間 / 所管課(室)名	事業費(単位:千円) R4実績	R5実績	R6計画	うち一般財源	人件費(参考)	事業実施の根拠法令等 法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業(公共、研究等)	事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況(令和6年度新規・補正事業は事業内容)	事業対象	指標(上段:活動指標、下段:成果指標) 主な指標	R4目標	R5目標	R6目標	R4実績	R5実績	達成率	令和5年度事業の成果等
取組項目ⅰ	○	1	河川改修費(公共)	6,171,003	6,419,970	3,006,483	149,397	1,105	113	—	—	●事業内容 流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備及び災害関連情報の提供等のソフト対策を実施する。 ●実施状況 近年、浸水被害が発生している河川や未改修で治水安全度が低い河川の改修を行った。		【活動指標】 実施箇所数(箇所)	29	30	29	29	30	29	100% 100%	●事業の成果 ・計画的かつ効率的に河川改修を行い、一連区間の改修効果を発現することにより、水害等による浸水被害の軽減を図った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・大雨、台風などの自然災害に備え防災対策を実施しており、目標に寄与している。
			S36-	河川法第16条及び第16条の2										【成果指標】 浸水被害軽減戸数(戸)	30,543	30,694	30,845	30,623	30,809		100% 100%
			河川課	○			—			○		河川流域の住民・家屋等									
取組項目ⅰ	○	2	河川総合開発費(公共)	873,000	1,133,497	2,560,443	31,513	46,435	105.8	—	—	●事業内容 国庫補助のもと治水・利水機能を満足するためのダム建設工事を実施する。 ●実施状況 県下2ダム(石木ダム・浦上ダム)において、早期完成に向け、事業進捗を図った。		【活動指標】 事業実施ダム数(箇所)	2	2	2	2	2	2	100% 100%
			S48-	河川法第16条及び第16条の2										【成果指標】 事業進捗率(%)	—	—	—	—	—		— —
			河川課	○			—			○		事業実施ダム下流河川沿川住民									

●事業の成果
・石木ダムは、残る全用地について権利を取得するともに、付替道路工事では途切れることなく工事の進捗に努めた。
・浦上ダムは、貯水池掘削のための仮設工事に着手した。
・いずれも早期に完成し、指標を達成できるよう進捗を図った。
●事業群の目標達成への寄与
・大雨、台風などの自然災害に備え防災対策を実施しており、目標に寄与している。

取組項目i	○	3	情報基盤整備事業費（河川）（公共）	1,001,342	14,426	—	●事業内容 ダムと各振興局を結ぶ既存の無線設備の通信の高度化を実施する。 ●実施状況 通信の高度化に向け、各箇所で事業進捗を図った。	【活動指標】 システムが停止した回数（回）	0	0	100%	●事業の成果 ・通信設備の高度化により、ダム情報を適切に収集することで、河川環境の保持や大雨時の氾濫被害の防止等、地域住民の安全に寄与した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・大雨、台風などの自然災害に備え防災対策を実施しており、目標に寄与している。	
				484,286	4,831	—			0	0	100%		
				577,446	554	—			0				
				河川法第10条				【成果指標】 水害による死者数（人）	0	0	100%		
			—						0	0	100%		
			河川課	○	—	○	河川流域の住民・家屋等		0				
取組項目i	○	4	海岸保全費（公共）	1,494,995	35,327	—	●事業内容 高潮対策のため護岸整備等を行う。 ●実施状況 小浜港海岸や香焼西海岸等において、高潮対策として護岸や離岸堤の整備を行い浸水被害軽減を図った。	【活動指標】 高潮対策整備海岸（箇所）	3	7	233%	●事業の成果 ・護岸の整備進捗により、背後地への浸水被害の危険性が軽減され、安心・安全が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・台風、高潮などの自然災害に備え、防災対策を実施しており、目標に寄与している。	
				1,436,495	49,190	—			2	8	400%		
				987,233	184	—			1				
				海岸法施行令第1条の2				【成果指標】 浸水被害軽減戸数（戸）	641	678	105%		
			H22-R7						694	703	101%		
			港湾課	○	—	○	海岸背後の地域住民		715				
取組項目i		5	河川整備計画総合調査費	11,100	11,100	766	●事業内容 河川整備基本方針、河川整備計画策定に必要な資料作成・調査等を実施する。 ●実施状況 河川改修事業における国の補助（交付金等）事業採択に必要な河川整備基本方針・河川整備計画の策定に向けた資料作成を実施した。	【活動指標】 委託業務の発注（件）	数値目標なし	1	—	●事業の成果 ・河川整備基本方針・河川整備計画の策定に向けた資料作成を実施した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・台風、高潮などの自然災害に備えた防災対策に必要な資料作成を実施しており、目標達成に寄与している。	
				5,134	5,134	766			数値目標なし	1			
				5,054	5,054	778			数値目標なし				
				河川法第16条及び第16条の2				【成果指標】 治水・河道計画策定水系数（水系）	5	4	80%		
			—						5	7	140%		
			河川課	○	—	—	河川流域の住民・家屋等		5				
取組項目i		6	臨時河川等調査費（河川）	12,124	12,124	1,531	●事業内容 河川管理施設維持管理計画に基づいた調査・測量を実施する。 ●実施状況 管理不足による河川氾濫被害を防ぐため、河川管理施設維持管理計画に基づいた施設点検を行った。	【活動指標】 調査実施箇所数（箇所）	2	2	100%	●事業の成果 ・河川管理施設維持管理計画に基づいた施設点検を行った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・台風、高潮などの自然災害に備えた施設点検を実施しており、目標達成に寄与している。	
				10,912	10,912	1,532			2	2	100%		
				10,585	10,585	1,557			2				
				河川法第10条				【成果指標】 管理不足による河川氾濫被害件数の有無（件）	0	0	100%		
			—						0	0	100%		
			河川課	○	—	—	河川流域の住民・家屋等		0				
取組項目i		7	臨時河川等整備費（河川）	66,986	6,786	9,949	●事業内容 治水・環境機能の充実のため、河川改修計画に基づく河川管理施設等の整備を実施する。 ●実施状況 河川の拡幅、護岸整備等の河川改修工事のうち、国の補助（交付金等）事業採択に満たない小規模な河川整備を行った。	【活動指標】 実施箇所数（箇所）	5	5	100%	●事業の成果 ・県管理河川の計画的な河川改修を行うことにより、河川からの浸水被害を軽減した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・大雨、台風などの自然災害に備え防災対策を実施しており、目標に寄与している。	
				60,287	87	9,957			5	5	100%		
				58,478	78	10,115			6				
				河川法第10条				【成果指標】 浸水被害軽減戸数（戸）	30,543	30,623	100%		
			—						30,694	30,809	100%		
			河川課	○	—	—	河川流域の住民・家屋等		30,845				
取組項目i		8	河川自然災害防止事業費	1,266,500	88	12,104	●事業内容 災害の発生を予防し、または災害の拡大を防止することを目的として、護岸、堤防等の河川に係る施設の改築・補強等を実施する。 ●実施状況 老朽化等により洪水時に崩壊、流出の恐れのある護岸等及び機能が低下している河川管理施設の改築・補強等の工事を行った。	【活動指標】 実施箇所数（箇所）	110	110	100%	●事業の成果 ・県管理河川の河川管理施設の改築・補強を行い、河川災害を未然に防止した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・大雨、台風などの自然災害に備え防災対策を実施しており、目標に寄与している。	
				1,572,000	100	13,254			100	108	108%		
				2,168,000	0	15,631			90				
				河川法第10条				【成果指標】 管理不足による河川氾濫被害件数の有無（件）	0	0	100%		
			—						0	0	100%		
			河川課	○	—	—	河川流域の住民・家屋等		0				

取組項目i		9	ダム調査費	4,544	4,544	768	●事業内容 近年の豪雨災害における洪水時のダムの効果を把握するため、ダム洪水調節機能について検証を行う。 ●実施状況 より安心・安全なダム管理体制の再構築のための基礎資料を得た。	【活動指標】 調査実施ダム箇所数（箇所）	1	1	100%		●事業の成果 ・ダム管理体制の再構築のための基礎資料を得た。 ・実施ダムにおいて、指標を達成できるよう進捗を図った。
				4,541	4,541	766			1	1	100%		
				4,541	4,541	778			1				
				河川法第10条				【成果指標】 調査完了ダム箇所数（箇所）	1	1	100%		
			—						1	1	100%		
			河川課	○	—	—	事業実施ダム下流河川沿川住民		1				
取組項目i		10	水源地域ダム対策費	32,400	16,200	3,072	●事業内容 地権者の生活再建のための対策及びダム周辺の地域振興策を実施する。 ●実施状況 関係住民団体への諸調査や会議開催、また、事業促進の広報活動を実施した。	【活動指標】 事業実施ダム数（箇所）	1	1	100%		●事業の成果 ・事業促進の広報活動や、推進住民団体の活動支援を行うことにより、地域住民の石木ダム建設事業に対する理解を深めることができたが、一方で、未だ一部の反対住民の方には事業への協力が得られていない。 ・いずれにせよ早期にダムを完成し、指標を達成できるよう進捗を図った。
				1,034,559	19,329	3,064			1	1	100%		
				34,910	17,456	3,112			1				
				長崎県土木部関係補助金等交付要綱				【成果指標】 事業進捗率（%）	69	68	98%		
			S59-						71	73	102%		
			河川課	—	—	—	ダム建設により水没する地域の住民		75				
取組項目i		11	水防活動費	1,934	1,934	0	●事業内容 水防計画の見直し、水防協議会を実施する。 ●実施状況 長崎県水防計画について、水防倉庫の設置箇所や備蓄数の見直し、水防計画の手引書を参考に全面的変更を加え、水防無線の検査など維持管理等を行った。	【活動指標】 長崎県水防協議会の開催回数（回）	1	0	0%		●事業の成果 ・県が水防計画を策定することにより、県と水防管理団体（市町）との相互協力及び市町が行う水防活動に寄与した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・水防協議会を開催し、水防計画を一般に公表することにより、目標達成に寄与している。
				712	712	0			1	1	100%		
				693	693	0			1				
				水防法第7条、第8条、第11条、第12条				【成果指標】 水防計画書の策定（計画）	数値目標なし	1	—		
			—						数値目標なし	1	—		
			河川課	○	—	—	水防管理団体（市町）		数値目標なし				
取組項目ii	○	12	河川維持修繕費	71,253	63,024	12,244	●事業内容 河川管理施設の維持修繕を実施する。 ●実施状況 河川管理上、支障をきたしている箇所において、管理施設の修繕や河川敷の掘削、伐木等を行った。	【活動指標】 修繕等の工事の発注	数値目標なし	一式	—		●事業の成果 ・河川を適切に維持管理することにより、河川環境の保持や大雨時の氾濫被害の防止等、地域住民の安全に寄与した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・大雨、台風などの自然災害に備え防災対策を実施しており、目標に寄与している。
				71,253	63,024	12,254			数値目標なし	一式	—		
				71,253	63,024	12,449			数値目標なし				
				河川法第10条				【成果指標】 維持管理の不足による被害発生数（件）	0	0	100%		
			—						0	0	100%		
			河川課	○	—	—	河川流域の住民・家屋等		0				
取組項目ii	○	13	海岸維持修繕費	442,965	34,475	15,306	●事業内容 海岸保全施設の維持補修を行う。 ●実施状況 県内各地区において老朽化した護岸の維持補修や越波対策工事を実施し、浸水被害軽減を図った。	【活動指標】 維持補修実施海岸（箇所）	31	35	112%		●事業の成果 ・海岸保全施設の適切な維持管理により、背後地への浸水被害の危険性が軽減され、安心・安全が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・台風・高潮などの自然災害に備え防災対策を実施しており、目標に寄与している。
				1,015,715	27,654	15,318			32	35	109%		
				2,419,134	66,645	15,562			52				
				海岸法第14条の5				【成果指標】 維持補修した海岸における浸水被害件数（件）	0	0	100%		
			—						0	0	100%		
			港湾課	○	—	—	海岸背後の地域住民		0				
取組項目ii		14	河川管理費	52,869	52,869	3,826	●事業内容 県が管理する河川の維持管理を行う。 ●実施状況 水門等の点検、操作の委託や河川堤防の除草等、県が管理する河川の維持管理を行った。	【活動指標】 委託業務の発注（件）	数値目標なし	7	—		●事業の成果 ・河川を適切に維持管理することにより、河川環境の保持や大雨時の氾濫被害の防止等、地域住民の安全に寄与した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・台風、高潮などの自然災害に備え防災対策を実施しており、目標に寄与している。
				52,588	52,588	3,829			数値目標なし	7	—		
				52,493	52,493	3,890			数値目標なし				
				河川法第10条・国有財産法第9条第3項				【成果指標】 維持管理の不足による被害発生数（件）	0	0	100%		
			—						0	0	100%		
			河川課	○	—	—	河川流域の住民・家屋等		0				

取組項目ii		15	緊急河川自然災害防止事業費（ダム）	134,089	89	26,346	●事業内容 ダム管理の適正化を図るため、県管理35ダムの施設の老朽化に伴う、観測設備・通信設備等の更新・改良を実施する。 ●実施状況 25ダムにおいて、観測設備・通信設備等の更新・改良を行い、ダム管理の適正化を図った。	【活動指標】 システムが停止した回数（回）	0	0	100%	●事業の成果 ・老朽化設備等の更新により、ダム関連設備が適切に機能し、大雨時の洪水被害の防止等、地域住民の安全に寄与した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・ダムの機能を維持することにより、洪水被害の防止が図られ、目標に寄与している。
				158,983	75	26,270			0	0	100%		
				242,645	64	26,689			0				
				河川法第10条				【成果指標】 水害による死者数（人）	0	0	100%		
			R2-						0	0	100%		
			河川課	○	—	—	河川流域の住民・家屋等		0				
取組項目ii		16	緊急浚渫推進事業費（河川）	1,776,500	100	16,978	●事業内容 河道断面を確保するための掘削、浚渫等を実施する。 ●実施状況 河川管理上、支障をきたしている箇所において、河川敷の掘削、伐木等を行った。	【活動指標】 実施箇所数（箇所）	120	141	117%	●事業の成果 ・河川を適切に維持管理することにより、河川環境の保持や大雨時の氾濫被害の防止等、地域住民の安全に寄与した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・大雨、台風などの自然災害に備え防災対策を実施しており、目標に寄与している。
				1,880,000	100	15,850			130	152	116%		
				1,933,000	0	13,937			130				
				河川法第10条				【成果指標】 維持管理の不足による被害発生数（件）	0	0	100%		
			R2-						0	0	100%		
			河川課	○	—	—	河川流域の住民・家屋等		0				

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	洪水や高潮・波浪等への対策	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ・自然災害から県民の命を守るため、河川の改修や維持管理及びダムの整備促進を計画的に実施している。また、その前提となる計画作成や、被害を軽減するための水防活動の計画策定などハード、ソフト両面から総合的に防災減災対策に取り組んでいる。 ・近年、全国各地で記録的短時間雨量等により、現在の想定を超える浸水被害が多発している中、老朽化した施設等も増えており、防災対策を進めるためにも交付金事業、県単独事業においても継続的かつ計画的な整備が必要となる。 ・海岸における高潮・波浪対策については従前より、長崎県が策定する海岸保全基本計画に基づき、護岸や堤防等の海岸保全施設について嵩上げ、拡幅、消波ブロック設置等の整備を行っている。整備が完了している箇所については、高潮・波浪による被害が軽減されており、事業の効果が発現されている。	●課題解決に向けた方向性 ・ハード・ソフト対策、一体となって取り組むための予算確保に努める。 ・予算の重点化・効率化に努め、より有利な予算制度を活用し、集中的に防災対策を進める。 ・海岸における高潮・波浪対策については事業の効果が見られることから、近年、頻発・激甚化する自然災害から県民の生命・財産を守り災害に強く安全・安心で強靭な県土づくりを重点的に講じるため、必要な予算を確保し海岸保全施設の整備を早期に完了させる。
ii	洪水や高潮・波浪等への対策（ハードの維持管理）	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ・整備箇所・内容の見極めや維持管理費の縮減のための手法検討を引き続き行っていく必要がある。 ・ダム設備の機能回復、向上を計画的に図っていくため、県内35ダム全てにおいて長寿命化計画を策定しているが、計画の見直しや早急に対応が必要な箇所を優先的に対応することで、管理瑕疵に起因する事故や被害を回避することができている。 ・海岸における高潮・波浪対策のための維持管理については、早急に対応が必要な箇所を優先的に対応することで、管理瑕疵に起因する事故や被害を回避することができている。	●課題解決に向けた方向性 ・管理ダムにおける洪水対策については、5か年加速化予算を活用し一定の機能回復・向上が図られているが、今後も確実かつ計画的に対応するための予算確保に努め、維持管理を実施していく。 ・新技術や新たな手法を取り入れていく。 ・海岸における高潮・波浪対策については事業の効果が見られることから、今後も引き続き適切な施設の維持管理を実施していく。

4. 令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目i		5	河川整備計画総合調査費 — 河川課	—	—	当事業は河川法に定められている「河川整備基本方針」及び「河川整備計画」を策定する事業であり、国の補助（交付金等）事業採択に必要な事業であることから、今後とも本事業を継続する必要がある。	現状維持
		6	臨時河川等調査費（河川） — 河川課	—	—	河川管理施設維持管理計画に基づき適切に施設点検を行うことで管理不足による河川氾濫被害を防ぎ、県民の安全、安心に資する事業であり、今後とも本事業を継続する必要がある。	現状維持
		7	臨時河川等整備費（河川） — 河川課	—	—	計画的かつ効率的に河川改修を行い、一連区間の改修効果を発現することにより、水害等による浸水被害の軽減を図り、県民の安全、安心に資する事業であり、今後とも本事業を継続する必要がある。	現状維持
		8	河川自然災害防止事業費 — 河川課	—	—	老朽化等により洪水時に崩壊、流出の恐れのある護岸等及び機能が低下している河川管理施設を改築・補強することにより、水害等による浸水被害の軽減を図り、県民の安全、安心に資する事業であり、今後とも本事業を継続する必要がある。	現状維持
		9	ダム調査費 — 河川課	—	—	近年の豪雨災害に伴う、洪水時におけるダムの洪水調節機能についての検証を行う事業であり、ダムの効果について広く広報するために今後とも本事業を継続する必要がある。	現状維持
		10	水源地域ダム対策費 S59- 河川課	—	②	石木ダム建設事業は、地域の治水・利水のために必要不可欠であり、事業認定により事業の必要性・公益性が認められている。事業の推進には、地権者をはじめとする地元関係者の皆様の理解を得ることが重要であるところ、未だ一部の地権者の皆様からは協力を得られていないが、ダムの早期完成に向けて引き続き事業の進捗に努めていく必要がある。	現状維持
		11	水防活動費 — 河川課	—	—	水防法において、都道府県は水防管理団体（市町村等）が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する、水防計画を定めて毎年検討を加えると規定されており、関係団体の活動や応援、必要な資器材の準備・運用など、引き続き事業の進捗に努めていく。	現状維持

取組項目ii	○	12	河川維持修繕費 — 河川課	—	—	老朽化等により洪水時に崩壊、流出の恐れのある護岸等及び機能が低下している河川管理施設を改築・補強することにより、水害等による浸水被害の軽減を図り、県民の安全、安心に資する事業であり、今後とも本事業を継続する必要がある。	現状維持
	○	13	海岸維持修繕費 — 港湾課	–	–	海岸施設を適切に維持管理し、県民の生命・財産を守る安全・安心に資する事業であり、引き続き事業の進捗に努めていく。	現状維持
		14	河川管理費 — 河川課	—	—	河川を良好、適切に維持管理し、もって県民の安全、安心に資するため、引き続き事業の進捗に努めていく。	現状維持
		15	緊急河川自然災害防止事業費(ダム) R2- 河川課	—	—	県が管理する35ダムに係る施設の老朽化に伴い、観測設備・通信設備等の更新・改良を行い、ダム管理の適正化を図るものであり、今後とも本事業を継続する必要がある。	現状維持
		16	緊急浚渫推進事業費(河川) R2- 河川課	—	—	支障をきたしている埋設土の掘削や大木の伐木を実施することにより、水害等による浸水被害の軽減を図り、県民の安全、安心に資する事業であり、今後とも本事業を継続する必要がある。	現状維持

注:「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	土木部 砂防課	田中 良一	
施策名	3 災害に強く、命を守る強靭な地域づくり	事業群関係課(室)	盛土対策室		
事業群名	⑤ 防災・減災対策のための国土強靭化の推進④	令和５年度事業費(千円)	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費(R5実績)の合計額	11,281,463	

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025 本文)

近年、気候変動によって増加・激甚化している地震・大雨・台風・高潮などの自然災害に備え、災害に強い県土づくりに向けて施設整備やソフト対策を積極的に進めます。それによって、事前防災・減災対策の充実を図り、県民の安全・安心な暮らしと命を守ります。

(取組項目)

ⅰ)土砂災害警戒区域等指定や避難対策の推進
ⅱ)土石流対策や地すべり対策、急傾斜地崩壊対策施設整備の推進

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)
	土砂災害警戒区域内での死者数	目標値①		0人	0人	0人	0人	0人	0人 (R7)
		実績値②	0人 (R元)	3人	0人	0			進捗状況
		達成率 ②／①		0%	100%	100%			

(進捗状況の分析)

土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限などを目的として、R5年度末までに県内37,023箇所の土砂災害警戒区域の指定を行った。

がけ崩れや土石流、地すべりによる土砂災害を防止するための法面や砂防堰堤などの施設を整備することにより、令和5年度末までに55,014戸を土砂災害から保全した。

2. 令和5年度取組実績(令和6年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費(単位:千円) R4実績	R5実績	R6計画	うち一般財源	人件費(参考)	事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況(令和6年度新規・補正事業は事業内容)	指標(上段:活動指標、下段:成果指標) 主な指標	R4目標	R4実績	R5目標	R5実績	R6目標	達成率	令和5年度事業の成果等
取組項目ⅰ	○	1	砂防基礎調査(公共)	829,296	564,527	—			●事業内容 土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、危険の周知、警戒避難体制の整備を推進するため、土砂災害防止法に基づく基礎調査を行い土砂災害警戒区域等の指定を実施する。 ●実施状況 土砂災害防止法に基づく基礎調査を1,086箇所実施し、指定を3,883箇所行った。	【活動指標】 警戒区域の公表の増加数(箇所)	3,500	4,380	125%				●事業の成果 ・土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し目標とする土砂災害警戒区域数の設定・公表することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・警戒区域の設定および公表により、市町の避難体制の整備、地域住民の避難に寄与した。
				494,861	339,907	—					1,000	1,086	108%				
				1,278,802	778,290	—					2,000						
				事業実施の根拠法令等: 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条・第9条						【成果指標】 土砂災害警戒区域内での死者数(人)	0	0	100%				
			—								0	0	100%				
			砂防課	○	—	○			土砂災害警戒区域		0						
取組項目ⅱ	○	2	通常砂防事業(公共)	1,520,179	53,791	—			●事業内容 自然災害から住民の生命・財産を守るために、火山砂防区域以外の土砂災害警戒区域(土石流)について、土石流対策事業を実施する。 ●実施状況 32箇所について、砂防えん堤ほか砂防施設の整備及び施設整備のための調査設計を行った。	【活動指標】 対策工事箇所数(箇所)	30	30	100%				●事業の成果 ・土砂災害警戒区域(土石流)について、対策工事を実施することにより、大雨時の土石流等、地域住民の安全確保に努めた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・国土強靭化計画に伴い、本事業の実施により、保全人家戸数の拡大に寄与した。
				1,759,819	58,592	—					32	32	100%				
				2,242,713	72,786	—					32						
				砂防法第5条・第13条						【成果指標】 対策事業施設による影響範囲での死者数(人)	0	0	100%				
			—								0	0	100%				
			砂防課	○	—	○			土砂災害警戒区域		0						

取組項目ii	○	3	火山砂防事業（公共）	1,260,273	30,538	—	●事業内容 自然災害から住民の生命・財産を守るために、火山砂防区域の土砂災害警戒区域（土石流）について、土石流対策事業を実施する。 ●実施状況 ３０箇所について、砂防えん堤ほか砂防施設の整備及び施設整備のための調査設計を行った。	【活動指標】 対策工事箇所数（箇所）	29	29	100%	●事業の成果 ・土砂災害警戒区域（土石流）について、対策工事を実施することにより、大雨時の土石流等、地域住民の安全確保に努めた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・国土強靭化計画に伴い、本事業の実施により、保全人家戸数の拡大に寄与した。
				1,367,662	35,585	—			30	30	100%		
				1,430,633	33,286	—			29				
				砂防法第5条・第13条				【成果指標】 対策事業施設による影響範囲での死者数（人）	0	0	100%		
			—						0	0	100%		
			砂防課	○	—	○	土砂災害警戒区域		0				
取組項目ii	○	4	地すべり対策事業（公共）	1,494,390	31,472	—	●事業内容 自然災害から住民の生命・財産を守るために、土砂災害警戒区域（地すべり）について、地すべり対策事業を実施する。 ●実施状況 １７箇所について、地すべり施設の整備及び施設整備のための調査設計を行った。	【活動指標】 対策工事箇所数（箇所）	17	17	100%	●事業の成果 ・土砂災害警戒区域（地すべり）について、対策工事を実施することにより、大雨時の土石流等、地域住民の安全確保に努めた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・国土強靭化計画に伴い、本事業の実施により、保全人家戸数の拡大に寄与した。
				1,665,776	45,391	—			17	17	100%		
				1,652,057	17,308	—			17				
				地すべり等防止法第7条・第29条				【成果指標】 対策事業施設による影響範囲での死者数（人）	0	0	100%		
			—						0	0	100%		
			砂防課	○	—	○	土砂災害警戒区域		0				
取組項目ii	○	5	急傾斜地崩壊対策事業（公共）	2,930,055	13,464	—	●事業内容 自然災害から住民の生命・財産を守るために、土砂災害警戒区域（急傾斜）について、急傾斜地崩壊対策対策事業を実施する。 ●実施状況 ７８箇所について、地すべり施設の整備及び施設整備のための調査設計を行った。	【活動指標】 対策工事箇所数（箇所）	68	68	100%	●事業の成果 ・土砂災害警戒区域（急傾斜）について、対策工事を実施することにより、大雨時の土石流等、地域住民の安全確保に努めた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・国土強靭化計画に伴い、本事業の実施により、保全人家戸数の拡大に寄与した。
				3,702,427	82,773	—			68	78	114%		
				3,493,279	97,367	—			70				
				急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第12条・第21条				【成果指標】 対策事業施設による影響範囲での死者数（人）	0	0	100%		
			—						0	0	100%		
			砂防課	○	—	○	土砂災害警戒区域		0				
取組項目ii		6	情報基盤緊急整備（公共）	45,599	2,406	—	●事業内容 災害発生時の安全確保のため、伝送の高速化及び冗長化を図るとともに、より迅速確実な土砂災害警戒情報を配信できるシステムを構築する。 ●実施状況 県庁と地方機関を結ぶ既存の防災行政無線を活用するとともに、伝送の高速化及び冗長化を図った設備とした。	【活動指標】 システムが停止した回数（回）	0	0	100%	●事業の成果 ・土砂災害警戒情報発表に必要な雨量データの収集の高速化が完了し、データ収集の遅延等により生じていた欠測を改善でき、より迅速確実な土砂災害警戒情報を発信できるシステムとなった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・迅速確実な土砂災害警戒情報の発表により住民の避難に寄与した。
				103,480	3,993	—			0	0	100%		
				51,166	1,559	—			0				
				砂防法第13条 地すべり等防止法第29条				【成果指標】 水害による死者数（人）	0	0	100%		
			—						0	0	100%		
			砂防課	○	—	○	土砂災害警戒区域		0				
取組項目ii		7	砂防施設維持修繕事業	14,723	14,723	239	●事業内容 自然災害から住民の生命・財産を守るために設置した土砂災害防止施設（砂防施設）について、安全確保のための維持修繕を実施する。 ●実施状況 ７箇所について、砂防施設の維持修繕を行った。	【活動指標】 修繕事業箇所数（箇所）	6	6	100%	●事業の成果 ・砂防施設が適正に機能することにより、大雨時の土石流の防止等、地域住民の安全確保が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・大雨などの自然災害に備え防災対策を実施しており、目標に寄与した。
				18,354	17,049	279			7	7	100%		
				16,350	15,000	203			5				
				—				【成果指標】 対策事業施設による影響範囲での死者数（人）	0	0	100%		
			—						0	0	100%		
			砂防課	—	—	—	土砂災害警戒区域		0				
取組項目ii		8	地すべり施設維持修繕事業	10,779	10,779	199	●事業内容 自然災害から住民の生命・財産を守るために設置した土砂災害防止施設（地すべり防止施設）について、安全確保のための維持修繕を実施する。 ●実施状況 ６箇所について、地すべり防止施設の維持修繕を行った。	【活動指標】 修繕事業箇所数（箇所）	5	5	100%	●事業の成果 ・地すべり施設が適正に機能することにより、大雨時の地すべり防止等、地域住民の安全確保が図られた。. ●事業群の目標達成への寄与 ・大雨などの自然災害に備え防災対策を実施しており、目標に寄与した。
				12,000	12,000	239			6	6	100%		
				8,000	8,000	122			3				
				—				【成果指標】 対策事業施設による影響範囲での死者数（人）	0	0	100%		
			—						0	0	100%		
			砂防課	—	—	—	土砂災害警戒区域		0				

取組項目ii		9	急傾斜施設維持修繕事業	30,376	30,376	558	●事業内容 自然災害から住民の生命・財産を守るために設置した土砂災害防止施設（急傾斜地崩壊対策施設）について、安全確保のための維持修繕を実施する。 ●実施状況 １０箇所について、急傾斜地崩壊対策施設の維持修繕を行った。	【活動指標】 修繕事業箇所数（箇所）	14	14	100%	●事業の成果 ・急傾斜施設が適正に機能することにより、大雨時の急傾斜地崩壊防止等、地域住民の安全確保が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・大雨などの自然災害に備え防災対策を実施しており、目標に寄与した。
				26,556	26,556	399			10	10	100%	
				33,556	33,556	892			22			
				―				【成果指標】 対策事業施設による影響範囲での死者数（人）	0	0	100%	
			―						0	0	100%	
			砂防課	―	―	―	土砂災害警戒区域		0			
取組項目ii		10	砂防調査事業	3,300	3,300	399	●事業内容 自然災害から住民の生命・財産を守るために、土砂災害警戒区域（土石流）について、砂防事業を事業化するための調査を実施する。 ●実施状況 １箇所について、調査を行った。	【活動指標】 砂防調査箇所数（箇所）	5	5	100%	●事業の成果 ・土砂災害警戒区域（土石流）について、事業化のための調査を実施することにより、事業化に向けた準備が整い、ひいては地域住民の安全確保が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・大雨などの自然災害に備えた防災対策に必要な資料作成を実施しており、目標達成に寄与した。
				3,000	3,000	80			1	1	100%	
				3,000	3,000	81			1			
				―				【成果指標】 対策事業施設による影響範囲での死者数（人）	0	0	100%	
			―						0	0	100%	
			砂防課	―	―	―	土砂災害警戒区域		0			
取組項目ii		11	地すべり調査事業	6,385	6,385	319	●事業内容 自然災害から住民の生命・財産を守るために、土砂災害警戒区域（地すべり）について、地すべり対策事業を事業化するための調査を実施する。 ●実施状況 ２箇所について、調査を行った。	【活動指標】 地すべり調査箇所数（箇所）	4	4	100%	●事業の成果 ・土砂災害警戒区域（地すべり）について、事業化のための調査を実施することにより、事業化に向けた準備が整い、ひいては地域住民の安全確保が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・大雨などの自然災害に備えた防災対策に必要な資料作成を実施しており、目標達成に寄与した。
				6,666	6,666	160			2	2	100%	
				5,000	5,000	81			1			
				―				【成果指標】 対策事業施設による影響範囲での死者数（人）	0	0	100%	
			―						0	0	100%	
			砂防課	―	―	―	土砂災害警戒区域		0			
取組項目ii		12	急傾斜地崩壊対策調査事業	5,500	5,500	717	●事業内容 自然災害から住民の生命・財産を守るために、土砂災害警戒区域（急傾斜）について、急傾斜地崩壊対策事業を事業化するための調査を実施する。 ●実施状況 ３箇所について、調査を行った。	【活動指標】 急傾斜地調査箇所数（箇所）	9	9	100%	●事業の成果 ・土砂災害警戒区域（急傾斜）について、事業化のための調査を実施することにより、事業化に向けた準備が整い、ひいては地域住民の安全確保が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・大雨などの自然災害に備えた防災対策に必要な資料作成を実施しており、目標達成に寄与した。
				4,000	4,000	239			3	3	100%	
				5,256	5,256	324			4			
				―				【成果指標】 対策事業施設による影響範囲での死者数（人）	0	0	100%	
			―						0	0	100%	
			砂防課	―	―	―	土砂災害警戒区域		0			
取組項目ii		13	砂防対策事業	1,302,998	98	12,595	●事業内容 自然災害から住民の生命・財産を守るために、土砂災害警戒区域（土石流・地すべり・急傾斜）について、対策事業を実施する。 ●実施状況 ８９箇所について、対策工事を行った。	【活動指標】 対策工事箇所数（箇所）	79	79	100%	●事業の成果 ・土砂災害警戒区域（土石流・地すべり・急傾斜）について、対策工事を実施することにより、大雨時の土石流等、地域住民の安全確保が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・大雨などの自然災害に備え防災対策を実施しており、目標に寄与した。
				1,589,275	75	14,201			89	89	100%	
				1,830,497	97	16,210			100			
				―				【成果指標】 対策事業施設による影響範囲での死者数（人）	0	0	100%	
			―						0	0	100%	
			砂防課	―	―	―	土砂災害警戒区域		0			
取組項目ii		14	急傾斜地崩壊対策事業補助	503,632	32	4,145	●事業内容 自然災害から住民の生命・財産を守るために、急傾斜地の危険な箇所について、市町が行う急傾斜地崩壊対策事業に補助金を交付し、対策事業を実施する。 ●実施状況 ６８箇所について、対策工事等を行った。	【活動指標】 対策工事箇所数（箇所）	52	52	100%	●事業の成果 ・公共事業の採択要件に満たない急傾斜地の危険な箇所について、県費補助による対策工事を実施することにより、急傾斜地崩壊防止等、地域住民の安全確保が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・大雨などの自然災害に備え防災対策を実施しており、目標に寄与した。
				516,830	62	5,425			68	68	100%	
				960,838	38	6,079			75			
				長崎県土木部関係補助金等交付要綱				【成果指標】 対策事業施設による影響範囲での死者数（人）	0	0	100%	
			―						0	0	100%	
			砂防課	―	―	―	土砂災害警戒区域		0			
取組項目ii		15	宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく調査費				●事業内容 土砂災害から県民の生命及び財産を保護するため、規制区域の設定及び規制区域内の既存盛土の安全性の確認を行う。 ●実施状況 規制区域設定に必要な市街地、集落の設定を行った。また、一部地域において、既存盛土の分布調査に着手した。	【活動指標】 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の設定（%）				●事業の成果 ・今年度の規制区域設定に向けて、作業を進めることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・一部地域ではあるが、既存盛土調査に着手した。 ・今後さらに調査を進め、既存盛土の把握を行いたい。
				10,757	5,379	7,659			0			
				157,533	81,466	7,781			100			
				宅地造成及び特定盛土等規制法第４条				【成果指標】 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内での盛土崩落に伴う災害による死者数（人）				
			R5-6						―			
			盛土対策室	○	○	―	長崎県全域（長崎市、佐世保市を除く）		―			

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	土砂災害警戒区域等指定や避難対策の推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 土砂災害警戒区域の指定を県内全域で進めるとともに、土砂災害からの円滑な避難に重要な情報となるハザードマップの作成について、平成27年度より支援システムの構築を行い各市町を支援している。 土砂災害警戒区域内での死者数0を達成するためには、早めの避難が重要であることから、積極的な調査・指定の促進と住民の意識向上を行っていく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 大雨時に住民が自ら防災情報を入手し、早めの避難行動を行えるよう土砂災害に関する意識向上を図るため、現在実施している土砂災害に関する県政出前講座を広くPRするなどし、説明機会を増やしていく。
ii	土石流対策や地すべり対策、急傾斜地崩壊対策施設整備の推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 土石流対策や地すべり対策、急傾斜地崩壊対策施設整備の推進に関しては、これまで全市町に対して施設整備を進めてきていることから、地域住民の安全安心に寄与している。 一方で、要対策箇所に対する整備率が現在約26%と低い状況であるため、効率よく進めるためには保全家屋が多い箇所や、福祉施設のある箇所など優先度が高いところから事業に取り組んでいく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策を活用し、事業の推進を図る。 市町と連携し、地元との協力体制を整えて事業進捗に努める。

4. 令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目ii		7	砂防施設維持修繕事業 — 砂防課	—	①	自然災害から住民の生命・財産を守るために設置した砂防施設について、安全確保のため老朽化等に対し維持修繕を行う必要がある。	現状維持
		8	地すべり施設維持修繕事業 — 砂防課	—	①	自然災害から住民の生命・財産を守るために設置した砂防施設について、安全確保のため老朽化等に対し維持修繕を行う必要がある。	現状維持
		9	急傾斜施設維持修繕事業 — 砂防課	—	①	自然災害から住民の生命・財産を守るために設置した砂防施設について、安全確保のため老朽化等に対し維持修繕を行う必要がある。	現状維持
		10	砂防調査事業 — 砂防課	—	①	自然災害から住民の生命・財産を守るために設置した砂防施設について、安全確保のため老朽化等に対し維持修繕を行う必要がある。	現状維持

取組項目ii		11	地すべり調査事業 — 砂防課	—	①	自然災害から住民の生命・財産を守るために設置した砂防施設について、安全確保のため老朽化等に対し維持修繕を行う必要がある。	現状維持
		12	急傾斜地崩壊対策調査事業 — 砂防課	—	①	自然災害から住民の生命・財産を守るために設置した砂防施設について、安全確保のため老朽化等に対し維持修繕を行う必要がある。	現状維持
		13	砂防対策事業 — 砂防課	—	①	土砂災害警戒区域内での死者数0を達成するため、自然災害から住民の生命・財産を守るために、土砂災害警戒区域等について対策事業を実施することで、大雨時の土石流等、地域住民の安全確保が必要であり、用地等の整理が出来た箇所から対応する。	現状維持
		14	急傾斜地崩壊対策事業補助 — 砂防課	—	⑤	土砂災害警戒区域内での死者数0を達成するため、自然災害から住民の生命・財産を守るために、土砂災害警戒区域等について、公共事業の採択基準に合わないものの対策事業を実施することで、大雨時の土石流等、地域住民の安全確保が必要であり、用地等の整理が出来た箇所から対応する。	現状維持

注:「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	土木部 住宅課	森 泉
施策名	3 災害に強く、命を守る強靭な地域づくり	事業群関係課(室)	建築課	
事業群名	⑥ 住宅、建築物の耐震化の推進	令和５年度事業費(千円)	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費(R5実績)の合計額	5,261

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025 本文)

大規模地震が発生した時に建物や塀が壊れる被害から人の命や財産を守るため、多くの人が利用する大規模な建築物をはじめ、住宅、建築物に付属するブロック塀、緊急輸送道路沿いの建物等の耐震化を推進します。

(取組項目)

ⅰ)大規模な建築物並びに緊急輸送道路沿いの建築物の耐震診断及び耐震改修計画の策定を支援
ⅱ)耐震改修促進法により耐震診断を義務付けられた大規模建築物の耐震改修工事を支援
ⅲ)木造住宅の耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事を支援
ⅳ)小中学校の通学路に面する転倒・倒壊の危険性があるブロック塀等の除却を支援

事業群

指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)
耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する大規模建築物のうち耐震性を有するものの割合	目標値①		86%	87%	88%	89%	90%	90%(R7)
	実績値②	79%(R元)	85%	88%	88%			進捗状況
	達成率②／①		98%	101%	100%			順調

指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)
危険ブロック塀等除却事業を実施する市町数	目標値①		9市町	12市町	16市町	19市町	21市町	21市町(R7)
	実績値②	3市(R元)	5市	5市	5市			進捗状況
	達成率②／①		55%	41%	31%			遅れ

(進捗状況の分析)

【耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する大規模建築物のうち耐震性を有するものの割合】
耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する大規模建築物の耐震化は、県民の安全・安心の確保や耐震化に関する意識の向上に直結することから、対象建築物に対する指導・助言や、民間対象建築物の耐震診断から耐震改修までにかかる費用に対する支援を実施している。
その結果、学校等の公共建築物の耐震化が順調に進んだことや、民間建築物についても、支援制度を活用した耐震化への積極的な取組が行われ、当初目標としていたR2年度末の実績値85%を達成するとともに、R5年度末の実績値としても、目標を達成しており、順調に進捗している状況といえる。
【危険ブロック塀等除却事業を実施する市町数】
危険ブロック塀等除却事業を実施する市町数については、R3年度に2市が事業化の検討を行ったものの実施には至っていない。R5年度にアンケート実施し、取りまとめ結果、「市民要望なし」や「所有者管理が基本」との回答が多数で、制度制定に難色を示す市町が多かったため、依頼を行うまで至らなかった。(正式依頼ではないが、2市町の担当者へ来年度に向けて、検討を促した。)R5年度も5市のまま、R4年度の目標値を下回った。

2. 令和5年度取組実績(令和6年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費(単位:千円) R4実績	R5実績	R6計画	うち一般財源	人件費(参考)	事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況(令和6年度新規・補正事業は事業内容)	指標(上段:活動指標、下段:成果指標) 主な指標	R4目標	R4実績	達成率	令和5年度事業の成果等
			事業期間	事業実施の根拠法令等 法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業(公共、研究等)			事業対象		R5目標	R5実績		
			所管課(室)名								R6目標			
取組項目ⅰ	○	1	耐震・安心住まいづくり支援事業	0	0	0			●事業内容 地元市町が実施する多数の者が利用する建築物の耐震診断及び緊急輸送路沿いの建築物の耐震診断、耐震改修計画作成に対する補助事業に対して、県が市町を通じて助成を行う。 ●実施状況 令和4年度に行った耐震アンケートの集計と分析を行うとともに、補助内容の説明を希望する所有者へ個別訪問を行った。	【活動指標】 特定建築物の耐震診断実施件数(件)	8	0	0%	●事業の成果 ・申込者がおらず、診断の実施ができなかった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・成果指標達成率は100%に近く、多数の者が利用する建築物の耐震化に一定寄与している。
				0	0	0					1	0	0%	
				1,000	1,000	0					1			
			H20-	建築物の耐震改修の促進に関する法律						【成果指標】 多数の者が利用する建築物の耐震化率(%)	96	94	97%	
											96	算定中	—	
			建築課	—	—	—			多数の者が利用する建築物の所有者		96			

取組項目ii	○	2	長崎県大規模建築物耐震化支援事業	126	126	0	●事業内容 耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する民間大規模建築物の耐震改修工事において、地元市町が所有者に対して実施する補助事業に、県が市町を通じて助成を行う。 ●実施状況 対象事業者に対し、個別訪問等により早期着手に向けた働きかけや相談対応を行った。	【活動指標】 耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する大規模建築物の耐震改修補助件数（件）	4	2	50%	●事業の成果 ・R5年度における補助対象建築物の工事着手又は完成はなかったが、次年度以降の着手に向けた相談対応等を行った。成果指標達成率は100%で、順調に進捗している。 ・耐震化未着手の所有者においては、当事業の活用を踏まえ、耐震化に向けた前向きな検討を行っている。 ●事業群の目標達成への寄与 ・耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する大規模建築物のうち、民間建築物については、当事業の活用により、順調に進捗している。
				117	117	0			4	0	0%		
				6,115	6,115	0			4				
				建築物の耐震改修の促進に関する法律				【成果指標】 耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する大規模建築物のうち耐震性を有するものの割合（%）	87	88	101%		
			H26-						88	88	100%		
			建築課	—	—	—	耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する大規模建築物の所有者		89				
取組項目iii iv	○	3	耐震・安心住まいづくり支援事業（木造・戸建住宅）	6,032	3,239	4,592	●事業内容 木造住宅の所有者が地元市町の補助事業を活用して耐震診断、耐震改修工事を行う場合、県が市町を通じて助成を行う。 ●実施状況 令和5年度は21市町を通じて50件耐震補助（診断41件、改修工事9件）を行った。	【活動指標】 住宅の耐震補助件数（件）	96	47	48%	●事業の成果 ・新聞広告等でのPR活動や無料相談会において、県民に耐震化を図ることの重要性を周知したが、活動指標としては目標に達しなかった。 ・戸別訪問については、58%で目標達成に至らなかったが、コロナ禍以降は訪問をとりやめ、ダイレクトメールの発送（85,707件）の代替手段に変更した市町もあり、広く周知を図った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・成果指標達成率は94%と目標には届いていないものの、住宅の耐震化率の向上に一定寄与している。
				5,144	2,794	4,595			83	50	60%		
				11,256	6,079	4,669			83				
				—				【活動指標】 木造戸建住宅への戸別訪問件数（件）	1,000	500	50%		
									1,000	589	58%		
									1,000				
								【成果指標】 住宅の耐震化率（%）	92	87	94%		
			H18-						93	88	94%		
			住宅課	—	—	—	昭和56年5月以前に建てられた戸建て木造住宅の所有者		94				

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i 大規模な建築物並びに緊急輸送道路沿いの建築物の耐震診断及び耐震改修計画の策定を支援

●実績の検証及び解決すべき課題

耐震改修に係る多額の費用負担や施設の耐用年数の検討も踏まえた建替え計画へ方針変更等により、耐震診断及び耐震改修計画作成件数が伸び悩んでいる状況にある。
特に、学校・病院・福祉施設等以外の耐震改修に係る補助制度がない用途（ホテル・店舗等）の耐震化率が伸び悩んでいる。

●課題解決に向けた方向性

今後も市町と連携して個別訪問等により技術的な相談対応や事業の説明を行うなど、きめ細やかなフォローを実施していく。また、アンケート調査等により耐震化が図られていない要因を把握・分析し、事業の改善等を検討する。

ii 耐震改修促進法により耐震診断を義務付けられた大規模建築物の耐震改修工事を支援

●実績の検証及び解決すべき課題

法により耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する民間大規模建築物の耐震化については、順調に進捗してきているが、連動する国交省所管の補助事業の適用期限が、令和6年度から令和7年度までとなっており、令和8年度以降、対象要件等の内容が改正される可能性がある。
また、耐震改修計画作成を行った建築物でも、資金計画等の都合で耐震化の工事に着手できず、進捗が見られない建築物が存在している。

●課題解決に向けた方向性

国の補助事業の適用期限について、所有者に周知を図るとともに、所有者に対して、個別訪問等により個別の事情を把握し、きめ細やかな相談対応を行い、耐震改修の早期の着手を促す必要がある。

iii 木造住宅の耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事を支援

●実績の検証及び解決すべき課題

住宅の耐震化率は、微増ではあるが、住宅の耐震化率の向上に寄与しており、概ね成果があがっているものの、成果指標達成率は95%と目標値には至っていない。
耐震化促進のためには、住民負担を軽減できる補助率が高い国の総合支援制度の活用が効果的であるが、住民への戸別訪問や講習会の実施などのアクションプログラム実施が要件のため、市町の事務負担が大きく、活用は3市町に留まっている。

●課題解決に向けた方向性

国の補助要件として、直接的に住宅所有者へ住宅耐震化を促すための取組として戸別訪問を実施する必要があったが、市町の負担軽減策として、対象住宅の所有者に対し固定資産税納税通知書に周知文書を同封するダイレクトメールの手法でも可である等の情報を市町に提供し、総合支援制度実施市町を増加させる。

ⅳ	小中学校の通学路に面する転倒・倒壊の危険性があるブロック塀等の除却を支援	
	●実績の検証及び解決すべき課題 危険ブロック塀等除却支援事業を実施している5市においては、補助予定件数に対し5割程度は実績があるものの、未実施の16市町においては、ブロック塀に関する相談自体が少なく、そのため各市町においても補助制度構築をためらう要因ともなっている。	●課題解決に向けた方向性 県民への制度周知を図るとともに、建築物防災週間での重点点検などによる危険ブロック塀等所有者への指導と補助制度の策定を市町へ強く働きかけていく。

4. 令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目ⅰ	○	1	耐震・安心住まいづくり支援事業 H20- 建築課	アンケートの調査結果を元に個別訪問等を行い、技術的な相談対応や事業の説明など、きめ細やかな相談対応を行うとともに、市町との意見交換を通し、連携を行いながら、事業内容等の周知を行っていくこととした。	⑤	引き続き、市町と連携を行いながら個別訪問等により、きめ細やかな相談対応や実績が上がらない要因等を分析し、今後の事業の存続も含めて、事業の拡充・改善等を検討することとした。	改善
取組項目ⅱ	○	2	長崎県大規模建築物耐震化支援事業 H26- 建築課	連動する国の補助制度が令和7年度が適用期限となり、令和8年度以降、対象要件等の内容が改正される可能性があるため、対象建築物所有者に対して、その内容等の周知を行う。	⑥	これまで以上に市町と連携をし、耐震改修に着手していない所有者に対する個別訪問等を行うことで、個別の事情を把握し、きめ細やかな相談対応により、耐震改修工事の令和7年度中の着手を促す。	改善
取組項目ⅲⅳ	○	3	耐震・安心住まいづくり支援事業（木造・戸建住宅） H18- 住宅課	令和6年度早期に全市町を集めた「長崎県住宅・建築物耐震関係連絡調整会議」（オンライン参加含む）を開催し、木造住宅耐震化の現状についての情報共有を行うとともに、耐震化の重要性の再認識を行う。また、補助事業について、従来制度と総合支援制度の比較等を行い、市町や県民に有利な総合支援制度の活用を市町に働きかける。	⑤	国及び県からの補助金は市町を通じた間接補助制度であるが、制度構築に至っていない市町が多数ある。令和5年度に引き続き、市町が制度構築に至っていない理由や支障事項を洗い出すとともに、先進事例も含めて市町へ情報提供を行い、制度構築を働きかける。	改善

注：「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和6年度実施）

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	危機管理部　基地対策・国民保護課	庄司　貴繁
施策名	3 災害に強く、命を守る強靭な地域づくり	事業群関係課（室）	―	
事業群名	⑦ 基地対策と国民保護の取組の推進	令和５年度事業費（千円）	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費（R5実績）の合計額	3,060

1. 計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

佐世保港のすみ分け実現などの基地対策について、関係自治体と連携して推進を図るとともに、有事に備えて県内に所在する自衛隊との連携を強化します。
また、武力攻撃事態や緊急対処事態に適切に対処するための国民保護の取組を進めます。

（取組項目）

ⅰ）佐世保港のすみ分けの実現などの基地対策について、市や他県と連携して国への要望を実施
ⅱ）県内に所在する自衛隊との連携強化
ⅲ）国民保護に係る住民避難要領の具体化
ⅳ）緊急一時避難施設の指定の推進

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	緊急一時避難施設人口カバー率100%の市町数	目標値①				19市町	20市町	21市町	21市町（R7）
		実績値②	18市町（R4）		18市町	19市町			進捗状況
		達成率②／①		―	―	100%			順調

（進捗状況の分析）

緊急一時避難施設人口カバー率100%の市町数は、19市町（R5年度）となり、目標を達成した。全21市町でカバー率100%となるよう、引き続き市町と連携した取組を進める。

2. 令和5年度取組実績（令和6年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 / 事業期間 / 所管課(室)名	事業費（単位:千円） R4実績	R5実績	R6計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等	事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況（令和6年度新規・補正事業は事業内容） / 事業対象	指標（上段:活動指標、下段:成果指標） 主な指標	R4目標 / R5目標 / R6目標	R4実績 / R5実績	達成率	令和5年度事業の成果等
取組項目ⅰⅱ	○	1	基地対策費							●事業内容 佐世保港のすみ分け実現などの基地対策について、関係自治体と連携して推進を図るとともに、有事に備えて県内に所在する自衛隊との連携を強化。 ●実施状況 様々な機会を捉えた国への要望を実施するとともに、各種防災訓練、行事への参加等を通じた自衛隊との連携強化を図った。	【活動指標】 基地対策にかかる国への要望回数（回）				●事業の成果 ・前畑弾薬庫の移転・返還について、前年度から大幅増となる14億61百万円がR6年度の国の予算に計上された。 ●事業群の目標達成への寄与 ・関係自治体と連携して国への要望を行い、国の予算増が図られたことで、基地対策の前進に寄与した。
												4			
				6,356	6,156	14,784					【成果指標】 前畑弾薬庫移転・返還の進捗率（佐世保市基準）（%）				
			―	―											
			基地対策・国民保護課	―	―	―				国及び関係自治体		10			
取組項目ⅲⅳ	○	2	国民保護対策事業費	6,503	2,427	7,653				●事業内容 武力攻撃事態や緊急対処事態に適切に対処するための国民保護の取組を推進。 ●実施状況 市町と連携し、緊急一時避難施設の指定推進を図った。また、国民保護訓練（2回）を実施した。	【活動指標】 国民保護訓練の実施（回）	1	2	200%	●事業の成果 ・緊急一時避難施設の指定数が増加した。 ・国民保護訓練により、情報伝達要領及び住民がとるべき避難行動の周知、国民保護に関する住民理解の促進等が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・関係機関との緊密な連携の確保や有事即応体制の確立など武力攻撃事態等に適切に対処するための国民保護の取組の推進に寄与した。
				3,060	283	11,489						2	2	100%	
				5,967	1,657	11,672						2			
			H16-	国民保護法第42条 長崎県国民保護計画第2編第1章第5							【成果指標】 国民保護訓練の参加機関数（機関）	15	47	313%	
												35	32	91%	
			基地対策・国民保護課	○	―	―				防災関係機関（市町、消防機関、警察、海上保安部、自衛隊等）、県民等		30			

３．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	佐世保港のすみ分けの実現などの基地対策について、市や他県と連携して国への要望を実施	
	●実績の検証及び解決すべき課題 佐世保港すみ分けの重要課題である前畑弾薬庫の移転・返還について、様々な機会を捉え国へ要望を行い、前年度から大幅増となる14億61百万円が令和6年度の国の予算に計上された。 これまでに調査業務や配置検討、工事用道路の基本設計等が進められてきたものの、具体的に目に見える形での事業進捗が図られていないという課題がある。	●課題解決に向けた方向性 未だ決定されていない移設先の施設配置案を早期に決定し、より具体的に事業を進めてもらうよう、市と連携して国へ要望していく。
ii	県内に所在する自衛隊との連携強化	
	●実績の検証及び解決すべき課題 各種防災訓練、自衛隊主催行事、防災関係会議等を通じて日頃から自衛隊との連携を図っている。 職員の人事異動等を踏まえ、相互の顔の見える関係性を毎年度継続して維持していく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 各種訓練、行事、会議等を通じ、担当者間、幹部間などの緊密な連携を維持し、有事の際の対応が円滑に実施できるよう努めていく。
iii	国民保護に係る住民避難要領の具体化	
	●実績の検証及び解決すべき課題 消防庁及び諫早市と共同した国民保護共同図上訓練を実施し、域外における具体的な避難実施要領等について演練し、練度向上を図った。また、県内離島の全市町において、島外への避難実施要領が完成した。 域外への避難実施要領が未策定の市町について、国・県との共同訓練等を通じ、策定を進めていく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 県内市町における域外への住民避難を想定した訓練を国と連携しながら計画的に実施していくとともに、市町の避難実施要領策定を積極的に支援する。
iv	緊急一時避難施設の指定の推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 市町と連携して緊急一時避難施設の指定増加に努め、人口カバー率100%の市町数が18市町（令和４年度）から19市町（令和5年度）へ増加した。 全21市町において人口カバー率が100%となるよう取組を進めていく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 担当課長会議等を通じ、緊急一時避難施設の指定推進の重要性を市町と共有し、連携しながら全21市町での人口カバー率100%を目指す。

4. 令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 i ii	○	1	基地対策費 — 基地対策・国民保護課	前畑弾薬庫の移転・返還に係る国への要望について、目に見える形での事業の進捗が図られていないことを課題として掲げ、より具体的に事業を進めることを求めていく。 また、地元自治体と連携した基地と地域との共存共生を推進するため、「基地と地域との共存共生推進事業費補助金」を創設した。	②⑤	前畑弾薬庫の移転・返還を含む佐世保港のすみ分けなどの国への要望について、国の事業進捗状況や地元自治体の方針等を踏まえながら、より効果的な内容となるよう見直していく。 「基地と地域との共存共生推進事業費補助金」も活用しながら、基地と地域との共存共生の取組を進める。	改善
取組項目 iii iv	○	2	国民保護対策事業費 H16- 基地対策・国民保護課	国、市、関係機関と共同で国民保護訓練(2回)を実施する。 弾道ミサイルを想定した住民避難訓練により国民保護にかかる対応能力の更なる向上を図る。	⑤⑦	我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、国民保護にかかる対応能力向上や住民の理解の促進の必要性が高まっている。 緊急一時避難施設の指定推進を引き続き進めるとともに、市町の意向も踏まえながら域外避難や弾道ミサイルを想定した訓練を計画していく。実施にあたっては、開催地以外の市町職員についても参加してもらうなど、県全体としての事態対処能力の向上を目指す。	改善

注:「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和6年度実施）

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	県民生活環境部　地域環境課	吉原　直樹
施策名	4 豊かできれいな海づくり、くらしやすい環境づくりの推進	事業群関係課（室）	諫早湾干拓課、水環境対策課	
事業群名	① 大村湾・諫早湾干拓調整池の水質改善	令和５年度事業費（千円）	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費（R5実績）の合計額	648,739

1. 計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

閉鎖性の強い海域である大村湾の環境保全と活性化を図るため、流入負荷抑制対策、生物多様性の保全及び流域住民の親水意識醸成等に取り組みます。
また、諫早湾干拓調整池の水質改善のため、流入負荷削減対策など、国、県、市の関係機関で連携して取り組みます。

（取組項目）

ⅰ）大村湾・諫早湾干拓調整池の水質改善
ⅱ）大村湾周辺の里海づくり

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	大村湾の水質（COD※75%値平均）※COD（化学的酸素要求量）の略。海域、湖沼の水の有機汚濁物質等による汚れの度合いを示す指標。	目標値①		2.0mg/L	2.0mg/L	2.0mg/L	2.0mg/L	2.0mg/L	2.0mg/L（R7）
		実績値②	2.0mg/L（R元）	2.4mg/L	2.0mg/L	2.3mg/L			進捗状況
		達成率②／①		0%	100%	0%			遅れ

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	諫早湾干拓調整池の水質（COD　75%値平均）	目標値①		—	—	—	—	5.0mg/L	5.0mg/L（R7）
		実績値②	8.6mg/L（R元）	8.0mg/L	9.3mg/L	9.0mg/L			進捗状況
		達成率②／①		—	—	—	—	—	—

（進捗状況の分析）

令和５年度の大村湾の水質は、COD75%値平均が2.3mg/Lであり、目標を達成できなかった。原因としては降雨による流域からの汚濁負荷の流入などさまざまな要因が考えられる。
また、諫早湾干拓調整池の水質は目標値を超過した状況が続いており、流域からの汚濁負荷や調整池内の底泥の巻き上げ、水温上昇による植物プランクトンの増大などさまざまな要因が考えられる。
いずれの水域においても負荷削減対策を継続して行うことが必要である。

2. 令和5年度取組実績（令和6年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R4実績	うち一般財源	人件費（参考）	事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況（令和6年度新規・補正事業は事業内容）	指標（上段:活動指標、下段:成果指標） 主な指標	R4目標	R4実績	達成率	令和5年度事業の成果等
				R5実績					R5目標	R5実績		
				R6計画					R6目標			
				事業実施の根拠法令等								
			事業期間	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）						
			所管課(室)名				事業対象					
取組項目Ⅰⅱ	○	1	みらいにつなぐ大村湾事業	6,081	5,264	7,653	●事業内容 「第4期大村湾環境保全・活性化行動計画」（行動計画）に基づく取り組みを推進し、「”宝の海”大村湾」の実現を目指す。 ●実施状況 行動計画に掲げる事業の進捗管理を行ったほか、環境改善や沿岸を含む地域活性化を図るため、造成済みの浅場を活用した体験活動、関係団体と連携した大村湾内の浮遊ごみの除去等を実施した。	【活動指標】 大村湾体験活動実施回数（回）	2	3	150%	●事業の成果 ・令和5年度は水質目標を達成できなかった。関係機関と連携した対策の継続が必要である。 ・造成済の浅場を活用した浅場体験学習を実施し、水質保全の必要性に関する啓発を行った結果、親水意識の醸成につながった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・地元市町やボランティア等関係団体と連携し、浅場の維持・管理を行うとともに、環境学習の場として活用することで、親水意識の醸成とともに、水質改善に寄与した。
				4,062	3,226	7,659			5	5	100%	
				5,824	4,256	7,003			3			
			R元-5、R6-R7	第４期大村湾環境保全・活性化行動計画				【成果指標】 大村湾の水質（COD75%値平均）（mg/L）	2.0	2	100%	
									2.0	2.3	0%	
			地域環境課	—	—	—	大村湾流域		2.0			

取組項目Ⅰ		2	諫早湾干拓調整池水辺空間づくり事業	5,474	0	6,122	●事業内容 「第3期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」(行動計画)を推進し、水質保全目標の達成を目指す。 ●実施状況 行動計画に掲げる事業の進捗管理を行ったほか、流入河川の水質等の調査、イベント等へ参加し水質保全に関する啓発活動を行った。	【活動指標】 R4,R5 諫干イベント参加者数(人)	3,000	1,000	33%	●事業の成果 ・地域イベントへの参加やチラシの配布等により水質保全に関する啓発を行った結果、環境保全への意識醸成につながった。
				5,986	65	6,128			3,000	1,200	40%		
				3,762	255	7,003		R6 幹事会・関係機関との打合せ(回)	2				
				第3期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画				【成果指標】 諫早湾干拓調整池水質(COD mg/L)	—	9.3	—		
			H25-						—	9.0	—		
			地域環境課	—	—	—	諫早湾干拓調整池		—				
		3	(企)大村湾南部流域下水道事業費(公共)	490,366	0	—	●事業内容 大村湾南部流域下水道事業は、大村湾南部流域の水質保全のために、終末処理場などの整備を行うものである。なお、事業推進のためには、流域関連市との連携が必要であることから、議論を進めていく場として協議会を設けている。 ●実施状況 令和5年度は大村湾南部浄化センターの水処理施設を高度処理化する工事や、ストックマネジメント計画に基づく浄化センター内の汚泥濃縮機などの設備更新を行った。	【活動指標】 協議会等開催回数(回)	5	5	100%	●事業の成果 ・高度処理化工事や浄化センター内設備の更新工事など、汚水処理施設の整備を図った。 ・なお、高度処理化工事については、6系列の水処理施設のうち、3系列目の工事を完了し、運転を開始した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・高度処理化工事等を推進することにより、大村湾の水質改善に寄与した。
				634,068	0	—			5	5	100%		
				614,985	0	—			5				
				下水道法				【成果指標】 放流水質の遵守基準の達成率(%)	100	100	100%		
			H5-R22						100	100	100%		
			水環境対策課	—	—	○	大村湾流域		100				
		4	諫早湾干拓課干拓周辺地域環境保全型農業推進委託事業	8,500	0	—	●事業内容 諫早湾干拓周辺地域環境保全型農業推進委託事業については、諫早湾干拓周辺地域における調整池水質保全に係る営農実態調査、施肥改善対策推進、流域負荷軽減対策の効果検証を行っている。 ●実施状況 諫早湾周辺地域において、ブロッコリー等の減肥技術試験圃設置による環境保全型農業の現地実証、研修会での浅水代かきや土壌流亡防止に向けたカバークロップ取組み推進の周知、啓発チラシの配布を行い、環境に優しい農業の推進を図った。	【活動指標】 国、関係機関との事業打合せ(回)	3	3	100%	●事業の成果 ・肥料使用量削減等の環境保全型農業による現地実証や啓発等により、環境に優しい農業の推進が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・現地実証や啓発等により、諫早湾干拓調整池の水質改善目標達成に向け寄与した。
				8,685	0	—			3	3	100%		
				9,028	0	—			3				
				—				【成果指標】 啓発活動等の実施(現地実証・研修会・チラシ作成)(回)	3	3	100%		
			H25-R6						3	3	100%		
			諫早湾干拓課	—	○	—	諫早湾干拓調整池		3				

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

ⅰ	大村湾・諫早湾干拓調整池の水質改善	
	●実績の検証及び解決すべき課題 (大村湾関係) ・大村湾のCODは年ごとに変動はあるものの長期的には改善傾向にあると考えられ、令和4年度など基準を達成する年もある。一方、湾奥部などはCODが高い傾向が見られる。原因は様々考えられるが、まずは、行動計画に掲げる各種の対策を着実に実行する必要がある。 (諫早湾干拓調整池関係) ・諫早湾干拓調整池のCODは水質保全目標を達成していない状況が継続している。原因は様々考えられるが、まずは、行動計画に掲げる各種の対策を着実に実行する必要がある。	●課題解決に向けた方向性 (大村湾関係) ・「第4期大村湾環境保全・活性化行動計画」に基づき、引き続き関係機関一体となって、流入負荷抑制対策や流域住民への親水意識醸成への取組等を進めていく。 (諫早湾干拓調整池関係) ・「第3期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」に基づき、引き続き関係機関一体となって、生活排水対策、面源負荷削減対策等の各種施策を進めるとともに、水質保全目標達成に向けた追加対策についても検討を進めていく。
ⅱ	大村湾周辺の里海づくり	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ・造成した浅場は、鳥やエイ等の捕食跡や二枚貝の幼生の生息が確認されており、生物の生息の場として機能していると考えられ、引き続き、清掃等の維持・管理が求められる。 ・親水意識の向上のための体験学習等を行っているが、大村湾の環境保全のため、継続する必要がある。	●課題解決に向けた方向性 ・造成した浅場の利活用及び維持・管理について、地元市町や関係機関等の取組を支援するとともに、流域住民を交えて親水意識向上に向けた取組を実施していく。

４．令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目ⅰⅱ	○	1	みらいにつなぐ大村湾事業 R元-5、R6-R7 地域環境課	新たに大村湾の現状を把握するための「海の健康診断」を行うこととしているが、他の業務を含め業務量の上乗せにならないよう調整しながら事業を推進していく。	③⑤⑦	令和7年度は「第4期大村湾環境保全・活性化行動計画」の終期であり、後継の計画を策定する必要がある。 大村湾の水質改善のためには、流域の市町等関係機関が一体となって取り組む必要があり、現在の取組の改善や新たな取組の実施について検討しながら、策定作業を進めていく。	改善
取組項目ⅰ		2	諫早湾干拓調整池水辺空間づくり事業 H25- 地域環境課	—	③⑤⑦	令和7年度は「第3期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」の終期であり、後継の計画を策定する必要がある。 諫早湾干拓調整池の水質改善のためには、九州農政局等関係機関が一体となって取り組む必要があり、現在の取組の改善や新たな取組について検討し、策定作業を進めていく。	改善

注:「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和6年度実施）

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	県民生活環境部 地域環境課　吉原 直樹
施策名	4 豊かできれいな海づくり、くらしやすい環境づくりの推進	事業群関係課（室）	
事業群名	② 大気汚染物質対策等の推進	令和５年度事業費（千円）	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費（R5実績）の合計額　56,652

1. 計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025 本文）

県内では、高い濃度のPM2.5や光化学オキシダントが観測されているため、常時監視を行います。
また、工場や事業場等の発生源については、継続的な監視を行います。
※PM〈Particulate matter〉2.5：大気中の浮遊物のうち2.5マイクロメートル（μm）以下の微小な粒子
※光化学オキシダント：大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線で化学反応を起こして発生する刺激性の汚染物質

（取組項目）

ⅰ）工場・事業場の監視指導等による大気環境の保全
ⅱ）大気環境の常時監視
ⅲ）騒音・振動・悪臭の調査

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	大気環境基準の適合率	目標値①		87%	87%	87%	87%	87%	87%（R7）
		実績値②	87%（H27-R元）	88%	89%	88%			進捗状況
		達成率②／①		101%	102%	101%			順調

（進捗状況の分析）

令和５年度の実績は88%、達成率は101%となり、当該年度の目標値（最終年度の目標値も同じ）を上回り、概ね良好な状況であった。
令和6年度も引き続き、常時監視を行っていく。

2. 令和5年度取組実績（令和6年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R4実績	R5実績	R6計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等	事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況（令和6年度新規・補正事業は事業内容）	事業対象	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R4目標	R5目標	R6目標	R4実績	R5実績	達成率	令和5年度事業の成果等
取組項目ⅰ	○	1	工場監視指導費（大気）	201	201	1,530				●事業内容 ・ばい煙発生施設及び一般粉じん発生施設等に対し立入検査を実施する。 ●実施状況 ・ばい煙発生施設及び一般粉じん発生施設等に対し立入検査を実施し、届出内容の確認、維持管理状況、自主検査結果等を確認した。		【活動指標】排出基準確認率（%）	100	60			60%	●事業の成果 ・ほぼ全施設の排出基準を確認することで、基準を超える排ガスの排出を防ぐことが一定できた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・工場等の排ガスによる大気汚染を監視徹底することで、住民の生活環境の向上に寄与した。
				143	143	1,531							100	96			96%		
												【成果指標】排出基準の適合率（%）	100	100			100%		
			(R5終了)S46-	大気汚染防止法第26条									100	100			100%		
			地域環境課	○	—	—				法で規定するばい煙発生施設等									
取組項目ⅰⅱⅲ	○	2	大気等調査指導費							●事業内容 ・ばい煙発生施設及び一般粉じん発生施設等に対し立入検査を実施する。 ・有害大気汚染物質に関する環境監視を実施し、有害大気汚染物質による大気汚染状況を確認する。 ・県民の生活環境を保全するため、騒音・振動・悪臭に関し、西九州新幹線沿線における騒音・振動調査、町の区域内における自動車騒音調査等を実施する。		【活動指標】排出基準確認率（%）							—
													100						
				12,625	12,625	3,890						【成果指標】排出基準の適合率（%）							
													100						
												【活動指標】新幹線騒音・振動調査の実施地点（地点）							
													11						
												【成果指標】新幹線騒音・振動に係る環境基準等達成率（%）							
			S46-(統合R6-)	大気汚染防止法第22条、第26条、環境基本法第16条、騒音規制法第3条、第18条、振動規制法第3条、悪臭防止法第3条															
													100						
			地域環境課	○	—	—				大気環境等、法で規定するばい煙発生施設等、騒音・振動・悪臭等									

取組項目ii	○	3	大気汚染監視テレメータ運営費（テレメータシステムによる大気汚染常時監視）	45,782	0	3,826	●事業内容 ・県民の健康を保護し生活環境を保全するため、大気汚染の常時監視を実施する。 ●実施状況 ・県下11箇所の大気環境測定局でPM2.5等の常時監視を実施した。	【活動指標】 大気汚染常時監視数（測定局数）	11	11	100%	●事業の成果 ・PM2.5等の常時監視を全地点で行うことで、有害大気汚染物資による環境基準の達成状況を把握することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・PM2.5等の常時監視を行うことで、住民の生活環境の向上に寄与した。
				38,420	0	3,829			11	11	100%		
				52,035	0	4,279			11				
				大気汚染防止法第22条				【成果指標】 環境基準達成状況の把握（%）	100	100	100%		
			S53-						100	100	100%		
			地域環境課	○	—	—	大気環境		100				
		4	大気汚染監視テレメータ運営費（PM2.5成分分析）	934	0	382	●事業内容 ・大気汚染防止法に基づく大気環境の常時監視の一環として、PM2.5の成分分析を実施する。 （分析自体はH29年度から実施しているが、令和5年度から主たる項目（無機成分）の測定装置のメーカーサポートが終了するため外部委託へ変更） ●実施状況 ・PM2.5の成分分析のうち、無機成分の定量測定を外部委託で実施し、採取装置等のメンテナンスを実施した。	【活動指標】 PM2.5分析用検体の採取数（件）		56		●事業の成果 ・PM2.5の成分分析を定められた全検体行うことで、県内における状況把握や傾向分析を行うことができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・PM2.5の成分分析を行い、環境省にも情報共有することで、住民の生活環境の向上に寄与した。
				5,489	0	382			56	56	100%		
				3,671	0	389			56				
				大気汚染防止法第22条				【成果指標】 PM2.5を構成する成分のうち、無機成分の定量測定を外部委託した検体数（件）					
			H29-						56	56	100%		
			地域環境課	○	—	—	大気環境		56				
		5	環境監視測定費（大気）	2,556	2,556	1,147	●事業内容 ・有害大気汚染物質による大気汚染状況を確認するため、有害大気汚染物質に関する環境監視を実施する。 ●実施状況 ・県下3地点で有害大気汚染物質に関する環境監視を実施した。	【活動指標】 有害大気汚染物質モニタリング地点数（地点）	3	3	100%	●事業の成果 ・監視測定を全地点で行うことで、有害大気汚染物資による環境基準の達成状況を把握することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・有害大気汚染物質の監視測定を徹底することで、住民の生活環境の向上に寄与した。
				2,574	2,574	1,148			3	3	100%		
				大気汚染防止法第22条				【成果指標】 環境基準達成状況の把握（%）	100	100	100%		
			(R5終了)H9-						100	100	100%		
			地域環境課	○	—	—	大気環境						
		6	ダイオキシン類対策事業	3,018	3,018	1,530	●事業内容 ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ダイオキシン類濃度の環境監視を実施する。また、ダイオキシン類排出事業場に対し、立入検査を実施する。 ●実施状況 ・県下11地点でダイオキシン類濃度の環境監視を実施した。また、ダイオキシン類排出事業場に対し、立入検査を実施し、届出内容の確認、維持管理状況、自主検査結果等を確認した。	【活動指標】 ダイオキシン類の測定計画に基づく環境調査地点数(地点)	11	11	100%	●事業の成果 ・監視測定を全地点で行うことで、ダイオキシン類の環境基準の達成状況を把握することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・ダイオキシン類の監視測定を徹底することで、住民の生活環境の向上に寄与した。
				3,235	3,235	1,531			11	11	100%		
				4,098	4,098	1,556			11				
				ダイオキシン類対策特別措置法第26条、第34条				【成果指標】 環境基準達成状況の把握（%）	100	100	100%		
			H12-						100	100	100%		
			地域環境課	○	—	—	大気環境等		100				
取組項目iii	○	7	環境調査・測定費（騒音・振動・悪臭）	4,607	4,607	1,530	●事業内容 ・県民の生活環境を保全するため、騒音・振動・悪臭に関し、西九州新幹線沿線における騒音・振動調査（R5新規。R4は環境省委託事業として実施）、町の区域内における自動車騒音調査、騒音に係る環境基準の類型指定及び町の区域内における騒音・振動・悪臭規制地域の指定等を実施する。 ●実施状況 ・騒音・振動・悪臭に関し、西九州新幹線沿線における騒音・振動調査を県下11地点で、町の区域内における自動車騒音調査を県下2地点で実施した。	【活動指標】 H12-R4：自動車騒音調査の実施地点（地点）	3	3	100%	●事業の成果 ・新幹線及び自動車騒音等の調査を行うことで、沿線における環境基準等の達成状況を把握することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・騒音の監視測定を徹底することで、住民の生活環境の向上に寄与した。
				6,791	6,791	1,531		R5-：新幹線騒音・振動調査の実施地点（地点）	11	11	100%		
				環境基本法第16条、騒音規制法第3条、第18条、振動規制法第3条、悪臭防止法第3条				【成果指標】 H12-R4：自動車騒音に係る環境基準等達成率（%）	100	100	100%		
			(R5終了)H12-					R5-：新幹線騒音・振動に係る環境基準等達成率（%）	100	64	64%		
			地域環境課	○	—	—	騒音・振動・悪臭等						

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	工場・事業場の監視指導等による大気環境の保全	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ・大気汚染防止法の排出基準が適用されるばい煙発生施設等における排ガスの自主検査結果から、排出基準への適合状況を確認した。令和5年度は確認したすべての施設において基準に適合していたが、大気環境保全のため、監視を継続する必要がある。	●課題解決に向けた方向性 ・大気環境の保全のため、引き続き監視を継続し、基準超過が確認されたら改善指導を行う。
ii	大気環境の常時監視	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ・大気汚染防止法に基づき、大気汚染状況の常時監視、有害大気汚染物質やダイオキシン類の環境監視を行い、環境基準の達成状況や経年変化等を把握した。 ・令和5年度はオキシダント注意報の発令及びPM2.5の注意喚起事例はなかったが、県民の健康を保持するため、常時監視を継続する必要がある。	●課題解決に向けた方向性 ・今後とも大気汚染状況について監視するとともに、PM2.5や光化学オキシダント等については、県民の健康を保持するため、定められた基準に達した場合は迅速に注意報の発令や注意喚起等を行う。
iii	騒音・振動・悪臭の調査	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ・新幹線鉄道騒音・振動、自動車騒音の調査を行い、環境基準の達成状況を把握した。新幹線騒音については11地点中4地点で環境基準を超過しており、公益社団法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及びJR九州に対策を要請した。 ・県民の健康を保持するため、調査を継続する必要がある。	●課題解決に向けた方向性 ・今後とも新幹線騒音・振動及び自動車騒音の調査を行うとともに、基準超過が確認された場合は、関係機関への要請等適切に対応する。

4. 令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 i ii iii	○	2	大気等調査指導費 S46-(統合R6-) 地域環境課	工場監視指導費(大気)、環境監視測定費(大気)及び環境調査・測定費(騒音・振動・悪臭)を整理し、大気等調査指導費として統合する。	⑨	・大気汚染防止法では、県の事務として大気環境中の大気汚染物質による大気汚染状況の把握及び公表が規定されており、引き続き環境基準の達成状況や経年変化等を把握する。 ・大気汚染防止法では、県の事務として工場・事業場の監視・指導が規定されており、排出基準の遵守状況の確認を継続する。 ・県は、環境基本法に基づき新幹線鉄道騒音や自動車騒音(町分)に係る環境基準を当てはめる地域の指定を行っていることから、各地域における環境基準の達成状況の確認を継続するとともに、土地利用状況等の変化を見ながら測定地点等を検討していく。	改善
取組項目 ii	○	3	大気汚染監視テレメータ運営費(テレメータシステムによる大気汚染常時監視) S53- 地域環境課	—	—	大気汚染防止法では、県の事務として大気環境中の大気汚染状況の常時監視が規定されており、また、県民の健康を保持するためにも監視体制の維持や必要に応じた注意報等の発令が必要なことから、継続して対応する。	現状維持
		4	大気汚染監視テレメータ運営費(PM2.5成分分析) H29- 地域環境課	—	—	大気汚染防止法では、県の事務として大気環境中の大気汚染状況の常時監視が規定され、その一環として実施しており、継続して対応する。	現状維持
		6	ダイオキシン類対策事業 H12- 地域環境課	—	—	ダイオキシン類対策特別措置法では、県の事務として大気環境中等のダイオキシン類の汚染状況の把握や工場・事業場の監視・指導が規定されており、引き続き環境基準の達成状況や工場・事業場からの排出基準の遵守状況の確認を継続する。	現状維持

注:「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和6年度実施）

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	県民生活環境部　水環境対策課	佐藤　貞夫
施策名	4 豊かできれいな海づくり、くらしやすい環境づくりの推進	事業群関係課（室）	地域環境課	
事業群名	③ 水環境の保全の推進	令和５年度事業費（千円）	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費（R5実績）の合計額	943,064

1. 計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

海や川の水質を保全し、住民の生活環境の向上を図るため、下水道・浄化槽等の汚水処理施設の普及を促進するとともに、引き続き下水道施設等において高度処理対策に取り組みます。また、工場や事業場の排水については、継続的な監視を行います。

（取組項目）

ⅰ）下水道・浄化槽等の整備に対する支援
ⅱ）下水道施設の高度処理化の推進
ⅲ）工場・事業場の排水監視等による水環境の保全

	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
事業群	汚水処理人口普及率	目標値①		83.3%	83.9%	84.4%	85.0%	85.6%	85.6%（R7）
		実績値②	81.7%（R元）	83.2%	83.6%	84.2%			進捗状況
		達成率②／①		99%	99%	99%			やや遅れ

	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
その他関連指標	水質汚濁に係る環境基準（海域COD※）の達成率 ※COD（化学的酸素要求量）の略。海域、湖沼の水の有機汚濁物質等による汚れの度合いを示す指標	目標値①		86%	86%	86%	86%	86%	86%（R7）
		実績値②	86%（H27～R元平均）	76%	87%	72%			進捗状況
		達成率②／①		88%	101%	83%			遅れ

（進捗状況の分析）

【汚水処理人口普及率】
下水道、浄化槽等の整備に対する支援に取り組んだ結果、汚水処理人口普及率84.2%（令和5年度末）に増加しており、概ね順調である。今後も、下水道整備の未普及対策に必要な国交付金の確保に努めると共に、浄化槽整備を更に促し、汚水処理人口普及率の向上に取り組んでいく。

【水質汚濁に係る環境基準（海域COD）の達成率】
生活排水等の処理率向上や水質汚濁防止法・長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づく向上・事業場に対する指導等により、県内76地点中55地点で環境基準を達成したが、外海との海水交換が少ない閉鎖性水域である大村湾16地点（昨年比8地点増）で環境基準を超過するなど、過年度から基準値付近で推移していた地点での基準超過が多くみられた。
その要因としては、自然条件（海流や地形等）や測定地点ごとの気象（降水量等）の影響によるものと考えられる。
今後も引き続き、各種計画に基づき、市町等関係機関と連携して閉鎖性水域をはじめ水質改善対策に取り組んでいく。

2. 令和5年度取組実績（令和6年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R4実績	R5実績	R6計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況（令和6年度新規・補正事業は事業内容）	指標（上段:活動指標、下段:成果指標） 主な指標	R4目標	R4実績	達成率	令和5年度事業の成果等
取組項目ⅰ	○	1	浄化槽設置整備費	207,534	206,636	6,888			●事業内容 市町が取り組む浄化槽設置整備事業に対し、県費補助を行う。 ●実施状況 18市町の浄化槽設置整備事業に対して、県費補助を行った。	【活動指標】 積極的な浄化槽整備を働きかけた市町数（市町）	8	9	112%	●事業の成果 ・県費補助や市町の上乗せ補助などの積極的な制度運用が図られた結果、浄化槽1,545基が設置され、県民の生活環境の保全や公衆衛生の向上につながった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・浄化槽の整備促進に取り組んだことにより、浄化槽に係る汚水処理人口普及率向上に寄与した。
				277,020	276,674	7,659					8	8	100%	
				292,938	292,522	9,337					8			
				長崎県浄化槽設置整備事業補助金実施要綱						【成果指標】 浄化槽に係る汚水処理人口普及率（%）	15.2	15.3	100%	
			H3-								15.5	15.5	100%	
			水環境対策課	—	—	—			市町		15.7			

取組項目i		2	長崎県汚水処理構想策定事業費				●事業内容 県民の豊かで安全・安心な暮らしの確保のため長崎県汚水処理構想を策定し、経済的・効率的な汚水処理施設の整備が進められるよう整備区域及び整備手法等の見直しを行った。 ●実施状況 令和６年３月に「長崎県汚水処理構想２０２４」を策定・公表した。	【活動指標】 市町との会議等の開催回数（回）				●事業の成果 ・令和6年3月に「長崎県汚水処理構想2024」を策定・公表した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・「長崎県汚水処理構想2024」に基本方針を定めて市町と共に汚水処理施設の整備に取り組むことにより、普及促進に寄与した。
				7,612	3,806	5,744			3	5	166%		
								【成果指標】 汚水処理人口普及率（%）					
			(R5終了)R5	—					84.4	84.2	99%		
			水環境対策課	—	—	—	県民						
取組項目ii		3	(企)大村湾南部流域下水道事業費（公共）	490,366	0	—	●事業内容 大村湾南部流域下水道事業は、大村湾南部流域の水質保全のために、終末処理場などの整備を行うものである。なお、事業推進のためには、流域関連市との連携が必要であることから、議論を進めていく場として協議会を設けている。 ●実施状況 令和5年度は大村湾南部浄化センターの水処理施設を高度処理化する工事や、ストックマネジメント計画に基づく浄化センター内の汚泥濃縮機などの設備更新を行った。	【活動指標】 協議会等開催回数（回）	5	5	100%	●事業の成果 ・高度処理化工事や浄化センター内設備の更新工事など、汚水処理施設の整備を図った。 ・なお、高度処理化工事については、6系列の水処理施設のうち、3系列目の工事を完了し、運転を開始した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・高度処理化工事等を推進することにより、大村湾の水質改善に寄与した。
				634,068	0	—			5	5	100%		
				614,985	0	—			5				
				下水道法				【成果指標】 放流水質の遵守基準の達成率（%）	100	100	100%		
			H5-R22						100	100	100%		
			水環境対策課	—	—	○	大村湾流域		100				
取組項目iii	○	4	環境監視測定費（水質）	22,426	21,962	4,974	●事業内容 ・水質汚濁防止法に基づき、県内の公共用水域のうち47水域95地点(河川39水域38地点、海域8水域57地点)において、水質汚濁状況の監視測定を実施する。 ●実施状況 ・水質汚濁防止法に基づき、県内の公共用水域のうち47水域95地点(河川39水域38地点、海域8水域57地点)において、水質汚濁状況の監視測定を実施した。	【活動指標】 公共用水域水質測定計画に基づく水質検査地点数（地点）	95	95	100%	●事業の成果 ・監視測定を全地点で行うことで、河川、海域の環境基準の達成状況を把握することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・公共用水域の監視測定を徹底することで、住民の生活環境の向上に寄与した。
				22,411	22,411	4,978			95	95	100%		
								【成果指標】 環境基準達成状況の把握(%)	100	100	100%		
				環境基本法第16条、水質汚濁防止法第15条									
			(R5終了)S46-						100	100	100%		
			地域環境課	○	—	—	公共用水域						
	○	5	水質等調査指導費				●事業内容 ・水質汚濁防止法に基づき、県内の公共用水域のうち47水域95地点(河川39水域38地点、海域8水域57地点)において、水質汚濁状況の監視測定を実施する。 ・特定施設、指定施設への立入検査を実施する。また、排水基準適用の工場・事業場に対しては水質検査や自主検査結果の確認等を実施する。	【活動指標】 排水基準確認率（%）				—
				32,498	32,498	7,781			100				
				環境基本法第16条、水質汚濁防止法				【成果指標】 排水基準の遵守率（%）					
			S46-(統合R6-)										
			地域環境課	○	—	—	公共用水域、水質汚濁防止法特定施設等		100				
		6	工場監視指導費（水質）	1,511	1,511	2,678	●事業内容 ・特定施設、指定施設への立入検査を実施する。また、排水基準適用の工場・事業場に対しては水質検査や自主検査結果の確認等を実施する。 ●実施状況 ・特定施設、指定施設への立入検査を実施し、届出内容の確認及び維持管理状況等を確認した。また、排水基準適用の工場・事業場に対しては水質検査や自主検査結果の確認等を実施した。	【活動指標】 排水基準確認率（%）	100	59	59%	●事業の成果 ・特定施設等の確認、検査を実施することで、排水基準を超える汚水の河川等への流入を防ぐことができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・工場等の排水による水質汚濁を監視徹底することで、住民の生活環境の向上に寄与した。
				1,953	1,953	2,680			100	81	81%		
								【成果指標】 排水基準の遵守率（%）	100	99	99%		
				水質汚濁防止法									
			(R5終了)S46-						100	98	98%		
			地域環境課	—	—	—	水質汚濁防止法特定施設等						

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
・R4以降の個人設置型浄化槽の設置基数は回復傾向にあるものの、コロナ禍以前の水準には依然戻っていないため、引き続き設置促進対策を市町と共に検討する必要がある。(H30実績1,814基、R1実績1,628基、R2実績1,498基、R3実績1,459基、R4実績1,492基、R5実績1,545基) ・し尿のみを処理する単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。	・市町に対して上乗せ補助の創設や拡充（単独処理浄化槽からの転換、くみ取り槽からの転換に関する補助）を要請し、個人負担を軽減させることで、浄化槽設置基数の増加を促す。

ii	下水道施設の高度処理化の推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ・大村湾流域での下水道等の普及は一定進んでいるため、高度処理化に重点化を図り事業を推進している。国からの交付金を確保し、引き続き、事業の進捗を図る必要がある。	●課題解決に向けた方向性 ・交付金の確保について、引き続き要望等を行っていく。
iii	工場・事業場の排水監視等による水環境の保全	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ・水質汚濁防止法に基づき、公共用水域の水質汚濁状況の監視測定を行い、環境基準の達成状況や経年変化等を把握した。その結果、令和5年度は海域76地点中55地点で環境基準に適合し目標を達成したが、大村湾内の調査地点等計21地点で環境基準を超過した。長期的な水質監視や各機関における着実な対策の実施が必要である。 ・水質汚濁防止法及び未来環境条例に基づき、工場・事業場の排水基準の遵守状況について確認したところ、調査した98%(293件中288件)が排水基準に適合していることを確認し、基準を超過した工場等に対しては改善指導を行った。高い基準遵守率を維持するためには立入等の継続や基準超過時における適切な指導が必要である。	●課題解決に向けた方向性 ・汚水処理施設の計画的な普及拡大や、閉鎖性水域等における各種計画に掲げる取組を各機関が推進するとともに、継続した水質の監視を行う。 ・公共用水域の水質汚濁を未然に防ぐため、特定施設等への立入や監視指導を継続する。

4. 令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目i	○	1	浄化槽設置整備費 H3- 水環境対策課	—	⑤	・汚水処理人口普及率の低い市町を訪問し、個人設置型浄化槽に対する市町単独費による上乗せ補助の創設・拡充や住民に対する設置補助の周知を十分に実施するよう働きかける。	現状維持
取組項目iii	○	5	水質等調査指導費 S46-(統合R6-) 地域環境課	・工場監視指導費(水質)及び環境監視測定費(水質)を整理し、水質等調査指導費として統合した。	—	・水質汚濁防止法では、都道府県知事は公共用水域の水質の測定に関する計画を定め、水質汚濁の状況を常時監視することが義務付けられており、今後も計画的な水質監視を行う。 ・排水基準が適用されている全ての工場・事業場について排水検査や自主検査結果の確認を行い、排水基準の適合状況を把握する。なお、排水基準を超過している工場・事業場については、改善指導を行う。	現状維持

注:「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和6年度実施）

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	県民生活環境部　資源循環推進課	赤澤　貴光
施策名	4 豊かできれいな海づくり、くらしやすい環境づくりの推進	事業群関係課（室）		
事業群名	④ 廃棄物の4Rと適正処理の推進 ⑤ プラスチックごみ対策の推進	令和５年度事業費（千円）	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費（R5実績）の合計額	649,182

1. 計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

④ 環境への負荷を低減し、ごみのない資源循環型の社会づくりを目指すため、4Rを推進するとともに、廃棄物の適正処理や不法投棄等の防止を図る取組を進めます。
⑤ 海洋汚染の原因となっているプラスチックごみの削減を図るため、プラスチック製品の使用抑制と分別処理の徹底など住民の意識啓発を行うとともに、プラスチックごみなどの海岸漂着物等の効率的・効果的な回収処理や発生抑制対策の取組を進めます。

（取組項目）

ⅰ）ゴミゼロ県民運動の展開と4R（ごみの発生抑制、排出抑制、再使用、再生利用）の推進（事業群④）
ⅱ）食品ロス削減の推進（事業群④）
ⅲ）監視パトロールによる不法投棄の未然防止、早期発見、早期指導、及び排出事業者及び産業廃棄物処理事業者に対する適正処理指導（事業群④）
ⅳ）プラスチック製品使用抑制、適正な分別・処理によるプラスチックごみのリサイクル、発生抑制の推進（事業群⑤）
ⅴ）県、市町、NPO・ボランティア団体における海岸漂着物等の回収処理、発生抑制対策の実施（事業群⑤）

事業群

指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
④一般廃棄物リサイクル率	目標値①		16.4%	17.3%	18.2%	19.1%	20.0%	20.0%（R7）
	実績値②	15.8%（R元）	16.3%	16.0%	算定中			進捗状況
	達成率②／①		99%	92%	—			やや遅れ

指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
⑤官民による海岸漂着物等の回収活動事業数	目標値①		93事業	94事業	96事業	99事業	100事業	100事業（R7）
	実績値②	92事業（R元）	102事業	111事業	120事業			進捗状況
	達成率②／①		109%	118%	125%			順調

（進捗状況の分析）

④県民・事業者・行政等から構成される「ながさき環境県民会議」を中心に、各主体による廃棄物の減量化とリサイクルを促進するための取組を実施しているが、令和4年度における一般廃棄物のリサイクル率は16.0%であり、全国の19.6%と比較して依然として低い状況にある。課題としては、少子高齢化等による集団回収を行う団体の減少、分別不徹底なままごみとして排出されていることが考えられる。
※令和5年度実績は令和7年3月～4月に環境省が公表する値を採用するため未算定であり、令和4年度実績で分析。

⑤海岸漂着ごみ対策においては、漂着ごみ削減のための市町・民間団体等と連携した発生抑制対策が重要なことから、近隣3県及び韓国南岸4自治体と連携した「日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃」や対馬市における韓国の大学生と市内高校生等の交流事業など市町・民間団体等と連携した発生抑制対策事業を通じて、景観や生活衛生の向上と海岸環境保全に取り組んできた。（令和5年度は、市町・民間団体等とも連携し、着実に海岸漂着物等の回収活動を実施することができた。）

2. 令和5年度取組実績（令和6年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R4実績	R5実績	R6計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等	事業期間	所管課(室)名	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）	事業概要 令和5年度事業の実施状況（令和6年度新規・補正事業は事業内容）	事業対象	指標（上段:活動指標、下段:成果指標） 主な指標	R4目標	R5目標	R6目標	R4実績	R5実績	達成率	令和5年度事業の成果等
取組項目i iv	○	1	4R・ゴミゼロ推進事業	3,649	28,646	51,301	480	486	1,248	10,714	10,723	10,893	循環型社会形成推進基本法第10条、廃棄物処理法第4条第2項	R3-7	資源循環推進課	○	—	—	●事業内容 「ながさき環境県民会議」を中心に県民運動として廃棄物の発生抑制・リサイクルを推進する。 ●実施状況 県民・事業者・行政等から構成される「ながさき環境県民会議」等を中心に、ゴミゼロ意識の確立のための県民運動や事業所向けにプラスチックの発生抑制のための長崎プラスチック4R宣言事業所登録を展開した。	県民、事業者、行政、環境美化活動団体（自治会等）	【活動指標】 ゴミゼロながさき実践計画の実践行動項目の実施率（%）	90 90 90	87 86	96% 95%	●事業の成果 ・県民会議4R部会及び総会において、構成員の取組実績の評価を行い、県民運動の展開に寄与することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・目標達成には至らなかったが、本事業により県民のゴミゼロ意識の高揚を一定図ることができた。
																		【成果指標】 一般廃棄物排出量（g／日・人） 基準値（R元）969	942 928 914	953 算定中	99% —			
取組項目i		2	一般廃棄物処理施設監視指導費	540	580	997	540	580	997	7,653	7,659	7,781	廃棄物処理法第4条第2項	S46-	資源循環推進課	○	—	—	●事業内容 一般廃棄物の適切かつ円滑な処理のため、市町等の一般廃棄物処理施設の維持管理状況の監視指導等を行う。 ●実施状況 一般廃棄物処理施設の維持管理状況の監視指導、市町等へのヒアリング、処理計画の見直し指導等を行った。	市町、一部事務組合等	【活動指標】 市町等の一般廃棄物処理施設への立入件数（回）	450 500 500	597 461	132% 92%	●事業の成果 ・一般廃棄物処理施設への立入検査及び監視指導等により、施設の適正な維持管理に貢献した。
																		【成果指標】 維持管理基準遵守率（%）	100 100 100	99 99	99% 99%			
		3	清掃施設指導監督費	556	505	899	280	254	502	6,122	6,127	6,224	循環型社会形成推進基本法第10条	S48-	資源循環推進課	○	—	—	●事業内容 市町（一部事務組合を含む）が整備する廃棄物処理施設の指導監督を行う。 ●実施状況 循環型社会形成推進交付金を活用して、老朽化した廃棄物処理施設の適切な更新等を支援した。	市町、一部事務組合	【活動指標】 循環型社会形成推進交付金交付申請件数（件）	数値目標なし 数値目標なし 数値目標なし	8 6	— —	●事業の成果 ・循環型社会形成推進交付金の活用を通じて、一般廃棄物処理施設の円滑な施設整備に貢献した。
																		【成果指標】 循環型社会形成推進交付金の交付申請のうち交付決定件数率（%）	100 100 100	100 100	100% 100%			
取組項目ii		4	食品ロス削減推進事業		12,749 8,991			741 1,189		4,595 4,669	食品ロスの削減の推進に関する法律第12条第1項	R5-7	資源循環推進課	○	—	—	●事業内容 「長崎県食品ロス削減推進計画」に基づき、消費者、事業者、市町等と連携して、食品ロス削減に向けた県民運動を展開する。 ●実施状況 令和2年度に策定した「長崎県食品ロス削減推進計画」に基づき、テレビCMの放映や食品ロス削減イベント及びポスターコンテストの開催などの普及啓発を行った。また、フードバンク活動への参加や九州食べきり協力店の拡大など、食品ロス削減のための取組を推進した。 国のフードバンク活動支援事業補助金及び臨時交付金を活用し、フードバンク団体への間接補助を行うことで、フードバンク活動の支援強化を図った。	消費者、農林漁業者・食品関連業者、事業者、マスコミ・消費者団体、NPO、県・市町	【活動指標】 普及啓発取組件数（件）	10 10	10	100%	●事業の成果 ・食品ロス削減に関する普及啓発（広報活動やイベントの開催）により県民の意識の向上に寄与することができた。 ・九州統一行動の九州食べきり協力店については、目標を上回る店舗登録となり、事業者及び消費者への削減啓発をすることができた。
																		【成果指標】 食べきり協力店登録数（店舗）	380 440	475	125%			
																		【成果指標】 食品ロス発生量（g／日・人） 基準値（R元）108	102 100	算定中	—			

取組項目iii	○	5	産業廃棄物対策事業	75,645	37,145	55,102	●事業内容 廃棄物処理法許可等に係る審査、処理業者及び不法投棄に対する立入検査・監視・指導、研修会の開催、排出事業者に対する立入検査・監視・指導並びに研修会の開催、過去に不適正処理等が生じた事案に係る対応を行う。 ●実施状況 職員及び廃棄物適正処理推進指導員による産業廃棄物処理業者等への立入検査を行った。処理業者及び排出事業者を対象とした研修会を開催した。県警、市町等関係機関・団体と協力し、不法投棄等監視合同パトロールを実施した。	【活動指標】 産業廃棄物処理業者への立入件数（回）	4,300	5,505	128%	●事業の成果 ・「産業廃棄物処理業者に係る立入検査マニュアル」に基づいた計画的で実効性のある立入検査や不法投棄等監視合同パトロールを行い、迅速かつ適正に指導を行った。その結果、不適正処理による環境保全上の支障となる事案は発生しなかった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・環境への負荷の低減、ごみのない資源循環型の社会づくりに寄与した。
				80,028	34,983	55,145			4,300	5,332	124%		
				102,238	46,273	56,023			4,300				
				廃棄物処理法第4条第2項				【成果指標】 指導不要の事業者数の割合（%）	97	97	100%		
			S46-(統合R元-)						97	97	100%		
			資源循環推進課	○	—	—	産業廃棄物処理業者、産業廃棄物排出事業者・排出者等		97				
		6	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進事業	876	876	6,122	●事業内容 PCB廃棄物の適正処理を図る。 ●実施状況 PCB廃棄物等の適正な保管及び処分を図るため、高濃度PCB保管事業者等に対する立入検査等を実施し、期限内の処分を促した。また、低濃度PCB使用製品を使用又は保管している可能性のある県内事業者に対して、濃度分析や保管に関する指導を行った。	【活動指標】 PCB廃棄物保管事業者への立入調査率（%）	100	88	88%	●事業の成果 ・県に届出のあった保管事業者全てに立入検査等を実施した結果、PCBの飛散、流出等認められなかった。 ※JESCO：中間貯蔵・環境安全事業株式会社（PCB廃棄物の処理事業を行う会社）
				474	474	6,127			100	100	100%		
				1,717	1,717	6,225			100				
				PCB廃棄物特別措置法第5条第2項				【成果指標】 高濃度PCB廃棄物（安定器類）のJESCO※への登録率（%）	100	100	100%		
			H14-R8						100	100	100%		
			資源循環推進課	○	—	—	PCB廃棄物保管事業者等		100				
取組項目iv v	○	7	海岸環境保全対策推進事業	548,143	15,954	7,653	●事業内容 海洋ごみの回収・処理及び発生抑制を図る。 ●実施状況 市町に対し、海岸漂着物の回収・処理及び発生抑制対策を実施するための長崎県海岸漂着物等地域対策推進事業補助金を交付した。また、県管理海岸所管課（漁港漁場課・港湾課・諫早湾干拓課）において海岸漂着物の回収・処理を実施した。 また、発生抑制の重要性の理解を深めるため、釜山広域市において同市と対馬市高校生との交流事業や「漂着物のトランクミュージアム®対馬版」の展示等を行った。	【活動指標】 発生抑制対策の取組市町数（市町）	16	16	100%	●事業の成果 ・県・市町管理海岸における海岸漂着物の回収・処理の実施により、景観や生活衛生の向上と海岸環境保全が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・県・市町の発生抑制対策の実施により、民間団体等とも連携した取組を増やすことにつながった。
				526,200	17,746	7,659			16	16	100%		
				627,881	14,334	7,781			15				
				海岸漂着物処理推進法第10条				【成果指標】 官民による海岸漂着物等の回収活動事業数（事業）	94	111	118%		
			R3-7						96	120	125%		
			資源循環推進課	○	—	—	県・市町		99				

３．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	ゴミゼロ県民運動の展開と4R（ごみの発生抑制、排出抑制、再使用、再生利用）の推進（事業群④）	
	●実績の検証及び解決すべき課題 事業者や行政等から構成される「ながさき環境県民会議」を中心に、各主体による廃棄物の発生抑制とリサイクルを促進する取組を実施しているが、令和4年度における一般廃棄物の排出量（一人一日あたり）及びリサイクル率については、県の目標値、全国の平均値を下回る結果となった。プラスチックごみのリサイクル・発生抑制の推進、紙類のリサイクルの推進等について各市町等と連携してさらに取り組んでいく必要がある。 また、廃棄物の適正処理及び循環型社会づくりの推進のためには、一般廃棄物処理施設の維持管理に対する監視指導の適切な実施、循環型社会形成推進交付金の活用による市町等の資源循環型施設の整備等の支援、産業廃棄物のリサイクルリサイクル施設の設備に対する支援を継続していく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 引き続き、ながさき環境県民会議において、ゴミゼロ実践計画に基づく各構成員の実践活動状況、評価や他の先進的な取組事例を紹介するなど、県民のゴミゼロ意識の高揚を図っていく。また、長崎県廃棄物対策連絡協議会において、各市町が抱える課題を共有し、県・市町で連携を強化して県内の4Rの推進に取り組んでいく。
ii	食品ロス削減の推進（事業群④）	
	●実績の検証及び解決すべき課題 令和2年度に策定した「長崎県食品ロス削減推進計画」に基づき、普及啓発の施策や、フードバンク活動等の食品ロスの削減に取り組む事業者の支援、九州各県と一体となって従来から取り組んでいる食べきり協力店の拡大など、消費者、事業者、市町等と連携して、食品ロス削減に向けた県民運動を展開してきた県内の食品ロス発生量は減少傾向にあり、県民の意識は着実に高まってきていると考えられるものの、事業系食品ロス発生量が減少しているのに比べて、家庭系食品ロスの発生量は横ばいである。今後も計画に基づく施策を着実に実施し、特に家庭系食品ロスの削減を推進していく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 引き続き、「長崎県食品ロス削減推進計画」に基づき、普及啓発や、フードバンク活動等の食品ロスの削減に取り組む事業者の支援、九州各県と一体となって従来から取り組んでいる食べきり協力店の拡大など、消費者、事業者、市町等と連携して、食品ロス削減に向けた県民運動を展開していく。
iii	監視パトロールによる不法投棄の未然防止、早期発見、早期指導、及び排出事業者及び産業廃棄物処理事業者に対する適正処理指導（事業群④）	
	●実績の検証及び解決すべき課題 監視指導については、行政、関係団体や機関が連携し取り組むことで、事業者等に対する指導を効果的に実施できているが、いまだ継続的な指導を必要とする業者も存在し、排出事業者の不適正処理も顕著化している。 不法投棄については、環境月間を中心に市町や警察等と連携し取り組むことで、不法投棄の件数、量ともに減少傾向にあるが、依然として巧妙化した悪質な不法投棄も見られ、原因者が不明で責任追及できないケースも存在する。これらは特に年数が経過すると撤去が進みにくくなるため、早期対応が求められる。 PCB廃棄物の処理推進については、保管事業者への立入検査において適正保管を指導するなどにより、PCB廃棄物の適正な保管及び処理の推進に寄与した。	●課題解決に向けた方向性 監視指導については、処理業者に対する継続的な立入調査を実施する。排出事業者に対しては各保健所の地域特性に応じた業界に対し研修を行い適正処理にかかる周知啓発を実施する。 不法投棄に関しては各保健所に配置された廃棄物適正処理推進指導員を中心に各市町・警察と連携し、早期発見・未然防止に取り組んでいく。 高濃度PCB廃棄物については、新たに確認された場合は速やかな処分等を保管事業者に対して指導する。また、低濃度PCB廃棄物については、PCB含有の有無が不明と回答した事業者に対し、濃度分析の指導を行っていくとともに、PCB含有が確認された場合は、処分までの適正保管及び適正処理を併せて指導する。

iv	プラスチック製品使用抑制、適正な分別・処理によるプラスチックごみのリサイクル、発生抑制の推進（事業群⑤）	
	●実績の検証及び解決すべき課題 事業者や行政等から構成される「ながさき環境県民会議」を中心に、各主体による廃棄物の発生抑制とリサイクルを促進する取組を実施しているが、令和4年度における一般廃棄物のリサイクル率については、県の目標値、全国の平均値を下回る結果となった。プラスチックごみのリサイクルがすすんでいないことも要因の1つであると考えられる。 令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたことから、プラスチックの資源循環に係る取組を一層促進する必要がある。 「4R・ゴミゼロ推進事業」や「海岸環境保全対策推進事業」の着実な実施によりプラスチックごみの対策に取り組む必要がある。	●課題解決に向けた方向性 「ながさき環境県民会議」と連携した「ゴミゼロながさき実践計画」の取組等によりプラスチックごみにかかる4R実践を県民へ啓発していく。 海岸漂着物等の回収処理に併せて海洋プラスチックごみの発生抑制対策を実施する。
v	県、市町、NPO・ボランティア団体における海岸漂着物等の回収処理、発生抑制対策の実施（事業群⑤）	
	●実績の検証及び解決すべき課題 本事業における海岸漂着物の回収・処理により、良好な海岸環境の保全が図られている。また、漂着ごみ削減のためには発生抑制対策が重要であることから、自治体とボランティア団体等との連携した活動に取り組んだが、毎年、繰り返し海洋ごみが漂着しており、引き続き、海岸漂着物の回収・処理を行う必要がある（R5補助金による回収量：約2,400t）。 今後は更に市町等が実施するボランティア清掃等の取組への支援や、近隣県及び韓国などとの連携を強化する必要がある。	●課題解決に向けた方向性 今後もボランティア団体等と市町が一体で実施する回収活動やプラスチックごみの発生抑制対策の支援を強化していく。

4．令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R5新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目i iv	○	1	4R・ゴミゼロ推進事業 R3-7 資源循環推進課	—	②⑤⑥	長崎県廃棄物処理計画に基づき、県及び市町における廃棄物の排出抑制やリサイクル促進のため周知・啓発等の施策を継続していく。 また、「ながさき環境県民会議（4R部会）」を中心に、ゴミゼロ実践計画に基づく県民運動により廃棄物の発生抑制・リサイクルを推進するほか、廃棄物対策連絡協議会を活用して市町との情報共有のみならず施策の推進についての協議を図っていく。 引き続き、産業廃棄物のリサイクルを促進するため、リサイクル施設の設備に対する支援を行っていく。	改善
取組項目i		2	一般廃棄物処理施設監視指導費 S46- 資源循環推進課	—	—	資源循環型社会づくりにおいて、一般廃棄物を適正に処理するための廃棄物処理施設の適切な維持管理が不可欠であり、引き続き、処理施設の監視指導を実施していく。	現状維持
		3	清掃施設指導監督費 S48- 資源循環推進課	—	—	資源循環型の社会づくりの体制整備を推進するため、循環型社会形成推進交付金を引き続き活用し、老朽化した廃棄物処理施設の適正な更新等を支援していく。	現状維持

取組項目ii		4	食品ロス削減推進事業 R5-7 資源循環推進課	「R5新規」フードバンク団体運営補助、「R5補正」フードバンク団体設備補助については、廃止	②	「長崎県食品ロス削減推進計画」に基づき、引き続き県民への普及啓発に取り組んでいく。	現状維持
取組項目iii	○	5	産業廃棄物対策事業 S46-(統合R元-) 資源循環推進課	—	②	産業廃棄物の適正処理・リサイクルを推進するため、行政・警察・関係団体等との連携を図り、継続的且つ効果的な監視・パトロールなどを実施するほか、処理基準の遵守、不適正処理を防止するため事業者向けの研修会を実施していく。 引き続き、産業廃棄物税を活用し、産業廃棄物の適正処理に必要な施設整備にかかる支援を行っていく。	現状維持
		6	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進事業 H14-R8 資源循環推進課	—	⑨	低濃度PCB廃棄物の調査結果を踏まえ、保管事業者に対し、速やかな処分又は適正保管を指導していく。	現状維持
取組項目iv v	○	7	海岸環境保全対策推進事業 R3-7 資源循環推進課	令和6年度においては、ボランティア団体の取組に役立つよう県海岸清掃マニュアル（県民活動編）のアップデートを検討している。	⑤⑥	引き続き、海岸管理者による国の補助金を活用した海岸漂着物等の回収・処理を推進するとともに、漂着ごみ削減のための市町・民間団体等と連携した取組を推進していく。	現状維持

注：「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和6年度実施）

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	県民生活環境部　地域環境課	吉原　直樹
施策名	5 脱炭素社会の実現を目指した快適なライフスタイルの普及	事業群関係課（室）	港湾課	
事業群名	① 節電や省エネルギー等の取組推進 ② 脱炭素社会の実現を目指した災害にも強いまちづくり ③ 気候変動への適応策の更なる推進	令和５年度事業費（千円）	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費（R5実績）の合計額	50,043

1. 計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

① 日常生活や事業活動等により排出される温室効果ガスの削減に向け、節電対策やLED照明・高効率空調機などの省エネ設備の導入や更新、断熱性能の優れた住宅・建物の普及などに取り組むとともに、電気自動車などの次世代自動車の普及やエコドライブ・公共交通機関の利用促進などに取り組みます。

② 脱炭素社会の実現を目指すために、住宅や建築物への太陽光発電設備をはじめとする再生可能エネルギー発電設備などの導入を推進します。また、これらの再生可能エネルギー発電設備は、災害時の電源や熱などを供給することができるため、防災対策にも有効です。

③ 地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を抑制しても避けることができない、気候変動による影響を予防・軽減するためには、温暖化による将来的な影響を予測・分析しながら、早めに対策（適応策）を講じることが必要です。このため、影響を予防・軽減するための適応計画に基づき、関係機関等が連携して、気候変動適応策の取組を推進します。

（取組項目）

ⅰ）以下の7つの取組を推進（事業群①）
- 未来環境条例に基づく特定事業者制度（一定規模の事業者を対象に温室効果ガスの排出削減）
- ながさき環境県民会議や環境活動団体と連携した省エネ活動等の普及促進（家庭、事業者）
- 九州エコファミリー応援アプリ（九州各県と連携した広域的な普及活動）やJ-クレジット（※）制度等の活用促進
- 既存住宅の断熱リフォームの推進　・県有施設の省エネルギー化の推進　・ZEH（※）、ZEB（※）の普及
- 地域特性（斜面地、離島等）を踏まえつつ、地域課題（高齢化、交通空白地域）の解決にもつながるようなスマートムーブの展開、EV等の次世代自動車の普及

ⅱ）以下の3つの取組を推進（事業群②）
- 一般住宅、事業場、公共施設における太陽光発電設備等の普及促進
- 災害時の太陽光発電や蓄電池・EV活用によるレジリエンスの向上
- 家庭での太陽光発電（卒FIT）の自家消費拡大

ⅲ）以下の3つの取組を推進（事業群③）
- 長崎県地球温暖化（気候変動）適応計画の策定、気候変動適応策の推進
- 気候変動適応法に基づく地域気候変動適応センターによる情報発信等を通じた理解醸成
- 県民などの幅広い関係者による適応策の着実な推進

※ Jークレジット：CO2などの温室効果ガスの削減量等をクレジットとして認証し、売買することによって地球温暖化を防止しようとする制度
※ ZEH（ネット・ゼロ・エネルギーハウス）：住まいの断熱性・省エネ性能を上げ、太陽光発電などでエネルギーを創ることで、年間の消費エネルギー量（空調・給湯・照明・換気）の収支をプラスマイナス「ゼロ」にする住宅のこと
※ ZEB（ネット・ゼロ・エネルギービル）：快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の消費エネルギー量（空調・給湯・照明・換気）の収支をプラスマイナス「ゼロ」にすることを目指した建物のこと

	指　標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
事業群	①県内におけるエネルギー消費量	目標値①		141千TJ	140千TJ	140千TJ	139千TJ	138千TJ	138千TJ（R7）
		実績値②	147千TJ（H25）	127千TJ	算定中	算定中			進捗状況
		達成率②／①		333%	—	—			順調
	指　標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	②J-クレジットの認証量（累計）	目標値①		2,600トン	3,900トン	5,200トン	6,500トン	7,800トン	7,800トン（R7）
		実績値②	1,366トン（R元）	3,593トン	3,593トン	4,690トン			進捗状況
		達成率②／①		138%	92%	90%			やや遅れ
	指　標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	③気候変動に関する認識度	目標値①		50%	60%	70%	80%	90%	90%（R7）
		実績値②	40%（R元）	42%	59%	56%			進捗状況
		達成率②／①		84%	98%	80%			やや遅れ
その他関連指標	指　標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）	目標値①		890.4万トン	881.9万トン	873.4万トン	864.8万トン	856.3万トン	856.3万トン（R7）
		実績値②	1,099.5万トン（H25）	736.8万トン	算定中	算定中			進捗状況
		達成率②／①		173%	—	—			順調

（進捗状況の分析）

①【県内におけるエネルギー消費量】
　国の統計データの公表が概ね2年遅れのため、令和4年度～5年度のエネルギー消費量については算定中であるが、平成19年度をピークに長期的には減少傾向にある。また、これまでの普及啓発事業の効果もあり、WEB県政アンケートでも省エネ取組の必要性について9割程度から理解を得られるなど、全体として省エネ取組が進んでいる状況にある。

②【J-クレジットの認証量（累計）】
　令和4年度はクレジット認証に係る審査費用支援が認証機関から得られず、クレジットの認証申請を行えなかったものの、例年、ながさき太陽光倶楽部会員の協力を得ながら、太陽光発電電力の自家消費によるCO_2削減量を国の認証機関に申請することで、安定して1,000トン近くのJ-クレジットの認証量を確保できている。

③【気候変動に関する認識度】
　地域気候変動適応センターにおいて、県民に適応策の必要性を認識してもらい、防災対策や熱中症対策など自らできる取組の実践につなげてもらうことを目的としたセミナーの開催、イベントへの出展、SNSによる情報発信を実施した。地球温暖化による影響については90%の県民が危機感は持っているものの、適応策への認識度は10～30代が他の世代よりも低く、目標達成には至らなかった。

【温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）】
　国の統計データの公表が概ね2年遅れのため、令和4年度～5年度の温室効果ガス排出量については算定中であるが、平成24年度以降、減少傾向にあり、着実に排出量が削減されている状況にある。

2. 令和5年度取組実績（令和6年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R4実績	うち一般財源	人件費（参考）	事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況（令和6年度新規・補正事業は事業内容）	指標（上段:活動指標、下段:成果指標） 主な指標	R4目標	R4実績	達成率	令和5年度事業の成果等
				R5実績					R5目標	R5実績		
				R6計画					R6目標			
				事業実施の根拠法令等								
			事業期間	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）						
			所管課(室)名				事業対象					
取組項目i	○	1	地球温暖化（気候変動）対策推進事業（節電や省エネルギー等の取組推進）	12,265	3,010	25,255	●事業内容 「第2次長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画」に掲げる温室効果ガスの削減目標達成に向け、特に対策が必要な民生・運輸部門に係る排出削減対策を推進する。 ●実施状況 ・九州各県連携の「九州エコファミリー応援アプリ」の普及 ・スマートムーブ（※）普及啓発 ・地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員による普及啓発 ※スマートムーブ：エコドライブ実践や公共交通機関の利用促進、次世代自動車への乗換など、二酸化炭素をできるだけ排出しない移動手段や方法を選択する取組	【活動指標】 九州エコファミリー応援アプリ運営協議会の開催（回）	2	1	50%	●事業の成果 ・九州エコファミリー応援アプリの運営協議会の開催は他県事務局の都合により1回となったが、電話やメールにより連絡調整を行うことで協議を補った。また、登録者数については、九州各県が共同で運営しているが、各県とも登録が伸び悩み、目標に達しなかった。 ・しかしながら、県政アンケートの結果を踏まえると、これらの事業を通じて、県民や事業者の省エネに対する意識、取組は一定浸透しているものと考えている。 ●事業群の目標達成への寄与 ・さまざまな排出抑制対策の実施により、県内におけるエネルギー消費量は減少傾向にあり、着実に効果があらわれている。
				13,420	4,650	29,104			2	1	50%	
								【成果指標】 九州エコファミリー応援アプリ登録者数（人）	5,000	1,496	29%	
			(R5終了)R3-5	地球温暖化対策推進法第4条、第21条、第37条、第38条、第40条 省エネ法第4条～第20条					9,000	1,944	21%	
			地域環境課	○	—	—	家庭・事業分野の省エネ推進、運輸部門の削減対策など					
		2	地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業（節電や省エネルギー等の取組推進）				●事業内容 「第2次長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画」に掲げる温室効果ガスの削減目標達成に向け、特に対策が必要な民生・運輸部門に係る排出削減対策を推進する。 ●実施状況 ・庁舎等の空調設備改修や照明のLED化に取り組む市町等への支援 ・ZEH等の周知啓発	【活動指標】 県内における再生可能エネルギー導入量（累計）（MW）				●事業の成果 ・節電や省エネルギーを進めるため、県施設の改修や市町施設の改修支援を行い、温室効果ガス排出量の削減を行った。 ・事業者向けに省エネルギー等に関する説明会を開催し、事業者の意識、取組が少しずつ浸透してきている。
				16,632	74	3,830			1,161	1,162	100%	
								【成果指標】 県内の温室効果ガス排出量（万トン-CO2）				
			(R5終了)R5	地球温暖化対策推進法第4条、第21条、第37条、第38条、第40条 省エネ法第4条～第20条					873.4	算定中	—	
			地域環境課	○	—	—	家庭・事業分野の省エネ推進、運輸部門の削減対策など					
	○	3	脱炭素社会実現推進事業（節電や省エネルギー等の取組推進）				●事業内容 「第2次長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画」に掲げる温室効果ガスの削減目標達成に向け、特に対策が必要な民生・運輸部門に係る排出削減対策を推進する。 ・事業者の温室効果ガス排出削減計画の策定・実践支援（アドバイザー派遣） ・九州各県連携の「九州エコファミリー応援アプリ」の普及 ・スマートムーブ（※）普及啓発 ・地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員による普及啓発 ・庁舎等の空調設備改修や照明のLED化に取り組む市町等への支援 ・ZEH等の周知啓発	【活動指標】 県内における再生可能エネルギー導入量（累計）（MW）				—
									1,177			
				71,592	9,477	33,458		【成果指標】 県内の温室効果ガス排出量（万トン-CO2）				
			(R6新規)R6-8	地球温暖化対策推進法第4条、第21条、第37条、第38条、第40条 省エネ法第4条～第20条					864.8			
			地域環境課	○	—	—	家庭・事業分野の省エネ推進、運輸部門の削減対策など					

取組項目i		4	県営空港脱炭素化推進事業（節電や省エネルギー等の取組推進）				●事業内容 福江空港において、空港脱炭素化の取組を効率的に推進するため、温室効果ガスの排出状況を把握した上で、福江空港の地域における位置付け、空港の規模や地理的特性及び管理運営状況を踏まえつつ、適切な目標やそれを達成するための取組を検討する。 ●実施状況 令和5年度は、福江空港において、空港脱炭素化推進協議会を年3回開催し、福江空港の空港脱炭素化推進計画を作成した。	【活動指標】 空港脱炭素化推進協議会の開催（累計）				●事業の成果 ・空港脱炭素化推進協議会を3回開催し、空港内事業者による脱炭素化の取組を検討するとともに、福江空港の脱炭素化推進計画を作成した。計画書については、令和6年3月に航空局へ提出し、確認を受けた。
				11,880	5,940	766			4	3	75%			
				9,500	4,750	778			9					
			R5-7	—				【成果指標】 R5：空港脱炭素化推進計画の認定数（累計）						
									1	1	100%			
			港湾課	—	—	—	県有空港施設	R5-：空港脱炭素化推進計画の策定数（累計）	3					
取組項目ii	○	5	地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業（災害にも強いまちづくり）				●事業内容 「第2次長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画」に掲げる温室効果ガスの削減目標達成に向け、災害時の非常用電源にも活用できる、再生可能エネルギーや蓄電池（電気自動車等を含む）の導入を促進する。 ●実施状況 ・県有施設への太陽光発電設備導入 ・公用車の電動化 ・ZEH等の周知啓発（再掲）	【活動指標】 県内における再生可能エネルギー導入量（累計）（MW）				●事業の成果 ・県の2施設でPPA方式による太陽光発電設備等を導入した。 ・上記のうち1施設で、電気自動車を1台配置し、発電した電力で走行させることで再生可能エネルギーをより活用できる体制とした。 ・ZEHや太陽光発電等に関する説明会を開催し、太陽光発電設備等の設置に対する市町や事業者の意識、取組の向上を図った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・取組により県や市町・事業者による太陽光発電設備の導入やその意識向上を図ることができ、目標達成へ確実に寄与するものである。			
				4,323	19	7,659			1,161	1,162	100%			
			(R5終了)R5	地球温暖化対策推進法第4条、第21条、第37条、第38条、第40条				【成果指標】 県内の温室効果ガス排出量（万トン-CO2）						
									873.4	算定中	ー			
			地域環境課	○	—	—	住宅・建築物等への再生可能エネルギーの導入促進など							
	○	6	脱炭素社会実現推進事業（災害にも強いまちづくり）				●事業内容 「第2次長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画」に掲げる温室効果ガスの削減目標達成に向け、災害時の非常用電源にも活用できる、再生可能エネルギーや蓄電池（電気自動車等を含む）の導入を促進する。 ・市町が行う住宅等への太陽光発電設備設置補助事業に対する支援 ・太陽光発電設備及び非化石証書の共同購入の推進 ・県有施設における県民向けEV充電設備設置 ・県有施設への太陽光発電設備導入 ・公用車の電動化 ・ZEH等の周知啓発（再掲）	【活動指標】 県内における再生可能エネルギー導入量（累計）（MW）				—					
				206,940	1,953	7,781			1,177					
			(R6新規)R6-8	地球温暖化対策推進法第4条、第21条、第37条、第38条、第40条				【成果指標】 県内の温室効果ガス排出量（万トン-CO2）						
			地域環境課	○	—	—	住宅・建築物等への再生可能エネルギーの導入促進など		864.8					

取組項目iii	○	7	地球温暖化（気候変動）対策推進事業（適応策の更なる推進）	3,995	981	1,531	●事業内容 「第2次長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画」に掲げる適応策について、関係部局等と連携しながら、県民・事業者等の理解を醸成するとともに、対策を推進した。 ●実施状況 ・農業・水産業関係者等へのヒアリングを通じた現状把握 ・県民等を対象としたセミナー等開催、情報発信など	【活動指標】 地球温暖化防止活動推進員研修会の実施（回）	7	7	100%	●事業の成果 ・地球温暖化防止活動推進員による啓発活動への参加者については、コロナ前は例年目標を達成していたが、令和2年度以降はコロナの影響で、活動の場である各種催し等が規模縮小や中止されたため参加者数が減少しており、令和5年度の夏頃までコロナの影響が残ったため、目標に達しなかった ・関係部局と連携し、適応策の着実な推進に寄与したほか、地球温暖化防止活動推進員や県気候変動適応センターによる情報発信を通じて、一定の普及啓発を実施できた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・基準年度より若干ではあるが、気候変動適応に関する認識度が向上した。
				3,788	1,313	1,533			6	6	100%		
								【成果指標】 地球温暖化防止活動推進員による啓発活動への参加者(人)	35,000	27,059	77%		
				気候変動適応法第4条、第12条～第15条									
			(R5終了)R3-5						35,000	29,944	85%		
			地域環境課	○	—	—	防災対策、熱中症対策など適応策の理解推進、取組実践						
	○	8	脱炭素社会実現推進事業（適応策の更なる推進）				●事業内容 「第2次長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画」に掲げる適応策について、関係部局等と連携しながら、県民・事業者等の理解を醸成するとともに、対策を推進する。 ・ビワの凍霜害における気候変動影響の将来予測 ・県民等を対象としたセミナー等開催、情報発信など	【活動指標】 地球温暖化防止活動推進員研修会の実施（回）				—
				5,660	727	1,556			10				
				気候変動適応法第4条、第12条～第15条				【成果指標】 地球温暖化防止活動推進員による啓発活動への参加者(人)					
			(R6新規)R6-8										
			地域環境課	○	—	—	防災対策、熱中症対策など適応策の理解推進、取組実践		35,000				

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	事業群①節電や省エネルギー等の取組推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 県内におけるエネルギー消費量は平成19年度をピークに減少傾向にあり、全体として省エネ取組が進んでいるが、2050年までの脱炭素社会の実現に向け、更なる省エネの推進が必要。また、全国的に家庭での電化が進む中、家庭部門での電力使用量の増加が見込まれており、住宅の断熱化やZEHの普及などを含め、家庭での更なる省エネ対策が必要。	●課題解決に向けた方向性 国の補助金制度等の活用を促す工務店等を対象としたセミナーの開催や、家庭向けの省エネアドバイザーの派遣などを通じて、節電や住宅の断熱改修、新築住宅のZEH化、省エネ家電への転換など家庭における省エネ対策を推進していく。
ii	事業群②脱炭素社会の実現を目指した災害にも強いまちづくり	
	●実績の検証及び解決すべき課題 近年の異常気象（豪雨、台風等）の増加により、県民生活や経済活動に影響が生じている中、災害時の非常用電源として活用できる再生可能エネルギーの普及に加え、再生可能エネルギー電力を有効活用するための蓄電池（電気自動車やプラグインハイブリッド自動車を含む）の普及が重要となっている。	●課題解決に向けた方向性 国の補助金制度等を活用し、行政が率先して公共施設への再生可能エネルギー導入を進め、一般住宅や事業場における太陽光発電設備をはじめ再生可能エネルギーや蓄電池（電気自動車やプラグインハイブリッド自動車を含む）の更なる導入促進に取り組んでいく。
iii	事業群③気候変動への適応策の更なる推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 近年の異常気象（豪雨、台風等）の頻発・激甚化、猛暑日の増加などの気候変動による影響に対し、その予防・軽減策となる適応策について、県民等の認識度は十分ではなく、更なる理解促進が必要となっている。	●課題解決に向けた方向性 国・県の研究機関などと連携しながら、県気候変動適応センターによる効果的な情報発信やセミナー等を通じて、県民の理解醸成に努める。

4. 令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目i	○	3	脱炭素社会実現推進事業（節電や省エネルギー等の取組推進） (R6新規)R6-8 地域環境課	R6新規	①③⑥⑧⑨	2050年度までの脱炭素社会の実現に向け、令和7年2月までに国の新しい温室効果ガス排出削減目標が設定される見通しとなったことから、これを踏まえて、「第2次長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画」を改訂し新たな削減目標を設定するとともに、県の事務事業や各主体の排出削減対策を再検討のうえ計画として取りまとめ、計画目標の達成に向け、脱炭素・資源循環型のライフスタイル・経営への転換を促し、県民・事業者等が一体となった県民総ぐるみの排出削減対策を進めていく。	改善
		4	県営空港脱炭素化推進事業（節電や省エネルギー等の取組推進） R5-7 港湾課	—	—	空港管理者として、空港の脱炭素化を実施する義務があり、今後も県営空港の脱炭素化推進計画の策定を進め、空港の脱炭素化の推進を図る。	現状維持
取組項目ii	○	6	脱炭素社会実現推進事業（災害にも強いまちづくり） (R6新規)R6-8 地域環境課	R6新規	①②③⑤⑥⑧⑨	地域脱炭素化推進のための地域脱炭素移行・再エネ推進交付金や関係省庁の補助事業、民間活力等を最大限活用し、住宅等への太陽光発電設備設置補助事業に対する支援を行う市町を拡大するほか、太陽光発電設備の共同購入を進め、県民・事業者等における再生可能エネルギー設備等の導入を推進していく。	改善
取組項目iii	○	8	脱炭素社会実現推進事業（適応策の更なる推進） (R6新規)R6-8 地域環境課	R6新規	②⑧⑨	気候変動の影響（頻発・激甚化する暴風・台風や猛暑日の増加など）に対し、県民・事業者が自ら適応策を実践するよう、引き続き国・県の研究機関などと連携しながら、効果的な情報発信やセミナー開催などを通じた理解情勢に努めていくほか、状況に応じて新たな施策を検討していく。	改善

注：「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和6年度実施）

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	県民生活環境部　自然環境課　田中　順子
施策名	6 人と自然が共生する持続可能な地域づくり	事業群関係課（室）	
事業群名	① 生物多様性の保全 ② 多様な主体による参画	令和５年度事業費（千円）※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費（R5実績）の合計額	38,678 12,464

1. 計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

①生物多様性の現状を継続的に把握するとともに、法令等に基づく規制やツシマヤマネコをはじめとした希少な野生生物の保護及び地域の自然環境の保全事業を行います。
②本県の特徴である美しい海や里地里山、島々のかけがえのない自然等の保全を図るため、行政や市民団体等をはじめとした多様な主体による事業を支援していきます。

（取組項目）

ⅰ）生態系に対する気候変動等影響監視モニタリング及び生物多様性に係るデータベースの構築（事業群①）
ⅱ）希少種や外来種等に係る条例などの規制的手法による保全（事業群①）
ⅲ）増えすぎた鳥獣や人為的に持ち込まれた外来種による生態系被害防止のための捕獲等の実施（事業群①）
ⅳ）行政、民間、NPO等による生物多様性保全活動に対する支援制度の充実（事業群②）
ⅴ）里地里山等四季を通じて多種多様な自然とふれあい学べる各種活動の推進及び支援制度の創設（事業群②）

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	①法令規制及び保全事業活動により守られた生物多様性を構成する野生動植物の種数	目標値①		65種	68種	71種	74種	77種	77種（R7）
		実績値②	59種（R元）	73種	75種	79種			進捗状況
		達成率②／①		112%	110%	111%			順調

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	②生物多様性保全と利用活動に取り組む会社員の参加割合	目標値①		20%	22%	26%	32%	40%	40%（R7）
		実績値②	18%（R元）	31%	32%	38%			進捗状況
		達成率②／①		155%	145%	146%			順調

（進捗状況の分析）

①本県における生物多様性保全を進めるため、緑といきもの賑わい事業による民間団体等の取組への支援及び県事業による自然環境保全対策工事等による保全を実施した結果、ツシマサンショウウオ等の希少動植物が守られ年度目標を達成した。

②生物多様性保全戦略の改訂後3年が経過し、生物多様性の保全及び利用活動への取組割合が低い会社員の参加率は年度目標を達成したが、今後も最終目標達成に向けた普及啓発等に取り組む必要がある。

2. 令和5年度取組実績（令和6年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R4実績	R5実績	R6計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業概要 令和5年度事業の実施状況（令和6年度新規・補正事業は事業内容）	指標（上段:活動指標、下段:成果指標） 主な指標	R4目標	R4実績	達成率	令和5年度事業の成果等
取組項目ⅰⅱⅴ	○	1	鳥獣保護費	4,194	4,194	3,062			●事業内容 野生鳥獣の保護と適正管理のための鳥獣保護区の設定・管理等とともに、鳥獣保護思想の普及啓発のための探鳥会や体験事業等を実施。 ●実施状況 鳥獣保護区の設定・管理、ガンカモ調査及び鳥インフルエンザ対策、対馬野生生物保護センターにおける展示解説及び小中学生を対象とした講演会や島原地区での探鳥会を実施した。	【活動指標】探鳥会の開催（回）	1	1	100%	●事業の成果 ・鳥獣保護については、鳥獣保護区を現状維持するとともに、諏訪の池鳥獣保護区内での探鳥会開催や、対馬野生生物保護センターでの1年を通した解説活動の実施、対馬の小中学生を対象とした講演会（4回）開催により、野生鳥獣の生息環境の保全と野生生物保護思想の普及啓発が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・鳥獣保護区の現状維持及び鳥獣保護管理員による野生生物保護思想普及啓発により、本県の多様な主体による生物多様性保全が図られた。
				3,531	3,531	3,064					1	1	100%	
				3,943	3,943	3,112					1			
				鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律						【成果指標】県指定鳥獣保護区面積（ha）	42,028	42,028	100%	
			—								42,028	42,028	100%	
			自然環境課	—	—	—			一般県民		42,028			

事業期間	所管課(室)名	事業実施の根拠法令等 法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）	事業対象
					一般県民

取組項目 i ii	○	2	生物多様性保全・見える化事業費	2,035	1,276	5,358	●事業内容 県レッドリスト掲載種のモニタリング、希少種の捕獲採取規制及び生物多様性保全基礎情報の集積整理・情報発信の実施。 ●実施状況 県生物多様性保全戦略に基づき、レッドリスト掲載種のモニタリングを実施し、緊急に保護が必要なツシマサンショウウオの捕獲を条例により規制するとともに、Webサイトによる生物多様性情報発信に加え、県内教育機関への生物多様性保全講義の実施により普及啓発を進めた。	【活動指標】 希少種モニタリング実施回数(回)	20	34	170%	●事業の成果 ・モニタリングによりレッドリスト掲載候補種選定の基礎データ蓄積を行うとともに、絶滅のおそれのある希少野生動植物種(動物1種)について、その捕獲・採集を規制する保存地域を指定し保護の充実を図った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・保存地域の指定のための基礎データの蓄積が図られた。 ・県民へのWebサイトによる情報発信や県内大学2校への生物多様性保全講義の実施により、自然環境保護思想の普及啓発を通じた生物多様性の保全を進めることができた。
				1,468	1,328	5,361			20	35	175%		
				4,585	2,352	5,447			20				
				長崎県未来につながる環境を守り育てる条例				【活動指標】 生物多様性など自然環境情報公開地域数(地域)	1	1	100%		
									1	1	100%		
									1				
			—					【成果指標】 生物多様性保全・利用活動への参画割合(%)	26	33	126%		
									30	45	150%		
			自然環境課	—	—	—	一般県民		36				
取組項目 v		3	生物多様性保全・見える化事業費(ミヤマキリシマ群落保全対策)				●事業内容 ミヤマキリシマ群落の持続的な保全及び県民の郷土愛と自然環境保全の意識向上のため、県民を対象にした下草刈ボランティアツアー等を実施。	【活動指標】 ボランティアツアー開催数(回)	—	—	—	—	
									—	—	—		
				1,500	0	1,556			1				
				長崎県未来につながる環境を守り育てる条例				【成果指標】 生物多様性保全・利用活動への参画割合(%)	—	—	—		
			(R6新規)R6-9						—	—	—		
			自然環境課	—	—	—	一般県民		36				
取組項目 ii		4	狩猟取締費	4,722	4,722	1,531	●事業内容 野生鳥獣の保護と適正管理を計画的に実施するため、鳥獣保護管理員を指名し、鳥獣保護区等において巡視活動を実施。 ●実施状況 鳥獣保護管理員による巡視活動を実施した。	【活動指標】 鳥獣保護管理員を前年度人員以上委嘱(人)	52	51	98%	●事業の成果 ・都合上辞任による鳥獣保護管理員4名減となっているが、県下鳥獣保護区の巡視は概ね実施でき、鳥獣保護区内の違反は発生しなかった。	
				4,916	4,916	1,532			52	48	92%		
				6,104	6,104	1,556			52				
				鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律				【成果指標】 鳥獣保護区における鳥獣保護管理法違反発生数(件)	0	0	100%		
			—						0	0	100%		
			自然環境課	—	—	—	一般県民、狩猟者、有害捕獲従事者、農林事業者		0				
		5	ツシマヤマネコ保護増殖事業費	12,000	0	2,296	●事業内容 環境省策定のツシマヤマネコ保護増殖事業計画の一環で、本種が自然状態で安定的に存続できるよう保護対策を推進。 ●実施状況 ツシマヤマネコの生息状況モニタリング調査を実施するとともに、ツシマヤマネコの交通事故防止キャンペーン等を実施した。	【活動指標】 生息状況(痕跡)調査実施ルート数(ルート)	61	61	100%	●事業の成果 ・ツシマヤマネコの生息状況調査を環境省が設定した61ルートで行うとともに、モニタリング評価会議を開催した。また交通事故防止キャンペーン等の保護活動を実施した。これによりツシマヤマネコの保護が図られた。	
				12,700	0	2,298			61	61	100%		
				15,175	0	2,334			61				
				絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第45条				【成果指標】 生息状況モニタリング評価会議の開催(回)	1	1	100%		
			—						1	1	100%		
			自然環境課	○	○	—	一般県民、対馬市民、来島運転者		1				
		6	自然公園計画検討費	124	124	766	●事業内容 自然風景地の適正な保護と利用増進のため、公園計画の再検討を実施。 ●実施状況 島原半島県立公園において、隣接する雲仙天草国立公園雲仙地域の点検(公園区域明確化)に併せ環境省と調整を行った。	【活動指標】 審議会(自然環境部会)回数(回)	数値目標なし	0	—	●事業の成果 ・優れた自然風景地の適正な保護と利用の増進を図るため、公園計画の再検討を実施することにより、県内の自然公園の面積は県土の約18%を維持しており、県民へ豊かな自然とふれあえる場を提供できた。	
				145	145	766			数値目標なし	0	—		
				205	205	778			数値目標なし				
				自然公園法、長崎県自然公園条例				【成果指標】 自然公園面積(ha)	74,091	74,091	100%		
			—						74,091	74,091	100%		
			自然環境課	—	—	—	一般県民		74,091				

取組項目iii		7	自然観光資源回復事業費	10,829	3,436	1,531	●事業内容 シカの食害対策のため、捕獲事業等を実施。 ●実施状況 生態系被害の防止を図るため、壱岐対馬国定公園対馬地域上県町千俵蒔山及びその周辺において、ニホンジカの捕獲（わな猟）の実施及び専門家や地元関係者による協議会において捕獲事業の検討を行うとともに、生態系被害等状況の把握のための調査を併せて実施した。	【活動指標】 協議会の開催数（回）	1	1	100%	●事業の成果 ・シカによる生態系被害が生じている壱岐対馬国定公園対馬地域の千俵蒔山及びその周辺で捕獲を実施した結果、40頭を捕獲した。今後も対馬自然生態系回復事業において状況調査の実施により成果を確認していく。 ●事業群の目標達成への寄与 ・国定公園対馬地域内において、生態系被害の軽減に向け継続したシカ捕獲を実施中であり、今後も対馬自然生態系回復事業において捕獲実施効果を確認していく。
				11,298	3,441	1,532			1	1	100%		
			（R5終了）H27-R5	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律				【成果指標】 国定公園内でのシカの捕獲実施地域数（地域）	1	1	100%		
									1	1	100%		
			自然環境課	—	—	—	自然公園来訪者、対馬市民、観光関係事業者、農林事業者、狩猟者		—				
取組項目iv	○	8	負傷鳥獣救護活動強化事業費	5,500	5,500	766	●事業内容 負傷野生鳥獣の自然復帰のため、飼育管理等業務委託を実施。 ●実施状況 一般県民等から救護要請のあった負傷鳥獣を救護し、自然復帰を図った。	【活動指標】 救護業務の委託件数（件）	2	2	100%	●事業の成果 ・専門家による適切な治療行為の結果、44%の負傷鳥獣を野生に復帰させることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・より多くの負傷鳥獣を野生に復帰させた結果、生物多様性保全に寄与できた。	
				5,170	5,170	766			2	2	100%		
				5,170	5,170	778			2				
				鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律				【成果指標】 負傷鳥獣の野生復帰率（%）	40	53	132%		
			—						40	44	110%		
			自然環境課	—	—	—	一般県民、救護要請者		40				
取組項目iv v		9	緑といきもの賑わい事業	5,850	930	3,062	●事業内容 各種保全対策を図るため、地域活動団体の活性化や保全事業等を実施。 ●実施状況 長崎県生物多様性保全戦略に基づいた各種保全対策を推進するため、緑化事業及び保全地域等の保全事業や希少野生動植物の保護増殖等に民間団体等とともに取り組んだ。	【活動指標】 生物多様性保全等事業実施団体数（団体数）	3	5	166%	●事業の成果 ・民間団体等による希少野生動植物の保護増殖事業活動の実施により、県レッドリストに掲載されている絶滅のおそれのある動植物が保全された。	
				7,294	298	3,064			3	6	200%		
				6,361	510	2,334			3				
				長崎県未来につながる環境を守り育てる条例				【成果指標】 生物多様性保全と利用に関する取組みへの参画割合（%）	26	33	126%		
			H26-R7						30	45	150%		
			自然環境課	—	—	—	市町、NPO等民間団体		36				
取組項目iii		10	外来生物対策事業				●事業内容 改正外来生物法に基づき、外来生物による被害の防止対策を実施。 ●実施状況 法改正により明確化された県の責務である「被害の発生状況に応じた我が国に定着した特定外来生物の被害防止」を効果的、効率的に進めるため、外来種リストの改定及び、緊急的に取り組むべき外来種の防除実施計画策定作業を進めた。	【活動指標】 緊急対応特定外来種の選定（累計種数）	—	—	—	●事業の成果 ・有識者への情報収集や現況調査の実施により、外来種リスト改定及びアメリカザリガニ防除実施計画策定作業を進めることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・長崎県外来種協議会（事務局：県自然環境課）により取組状況の説明及び協力を呼び掛けるとともに、地元と連携した計画づくりを進めることで、外来種に対する認識を深めることができた。	
				4,620	1,060	2,298			2	2	100%		
				5,000	1,250	2,334			検討中				
				特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律				【成果指標】 外来種に対する問題認識割合（%）	—	—	—		
			R5-R7						55	57	103%		
			自然環境課	○	—	—	一般県民		60				
	○	11	対馬自然生態系回復事業				●事業内容 シカによる食害対策のため、生息密度等調査や捕獲計画の策定、捕獲事業を実施。	【活動指標】 捕獲強化地域における捕獲頭数（頭）	—	—	—	—	
									—	—	—		
				15,317	3,439	2,334			20				
				鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律				【成果指標】 捕獲重点区域内の糞塊密度（糞塊数／km）	—	—	—		
			（R6新規）R6-R8						—	—	—		
			自然環境課	—	—	—	自然公園来訪者、対馬市民、観光関係事業者、農林事業者、狩猟者		73				

３．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	生態系に対する気候変動等影響監視モニタリング及び生物多様性に係るデータベースの構築	
	●実績の検証及び解決すべき課題 希少野生動植物種においては、専門家による県レッドリスト掲載種等の現地調査を行い、生息生育状況や捕獲採取圧等にかかる基礎データの収集を進めているが、離島半島など複雑な海岸線等変化に富んだ県土を十分に調査するまでには至っていない。	●課題解決に向けた方向性 県生物多様性保全戦略2021-2025において重点項目に位置付けている基礎データ収集は、現状や変化を的確に把握するため継続したモニタリングが重要であり、安定した実施体制構築を目指す。
ii	希少種や外来種等に係る条例などの規制的手法による保全	
	●実績の検証及び解決すべき課題 条例に基づく希少野生動植物種捕獲採取規制による保護、法に基づく鳥獣保護区設定による鳥獣の生息環境保全、環境省主導による国内希少野生動植物種ツシマヤマネコ保全への協力や特定外来生物の放出等規制についての周知等を図っているが、自然に対する関心の低さから、野生動植物種への影響や生態系の悪化に歯止めがかかっていない。	●課題解決に向けた方向性 現在作業を進めている希少野生動植物の保護と生息・生育地の保全に関する方針（H24）を、外来生物法改正により都道府県の責務とされた特定外来生物対策と関連付けて改定することにより、生物多様性保全施策の理解と協力を深めていく。
iii	増えすぎた鳥獣や人為的に持ち込まれた外来種による生態系被害防止のための捕獲等の実施	
	●実績の検証及び解決すべき課題 壱岐対馬国定公園対馬地域及びその周辺において、希少野生動植物種を食害するシカの適正管理のため捕獲を実施しているが生態系の回復には至っていない。また、特定外来生物アライグマ、ツマアカスズメバチ、セアカゴケグモ、アメリカザリガニ等について関係機関で連携し捕獲等対策を行っているが、県として対策すべき種や対応方針は整理されていない。	●課題解決に向けた方向性 シカ対策については、関係機関による農用地周辺や森林地域における捕獲と連携しつつ、希少野生動植物種等に被害が生じている国定公園区域内や周辺地域での効率的捕獲手法によるシカの管理を強力に推進していく必要がある。また、外来種については対策の基本となる外来種リスト改定を進めるとともに、関係者間で情報共有を密に行い、しっかりした管理を目指し連携した対策を進めていく。
iv	行政、民間、NPO等による生物多様性保全活動に対する支援制度の充実	
	●実績の検証及び解決すべき課題 県支援事業の普及啓発により、徐々に民間団体の取り組みが増えてきているものの、高齢化、後継者不足、会員不足や活動資金不足等、継続した活動に対する解決すべき課題が山積している。	●課題解決に向けた方向性 緑といきもの賑わい事業において、民間団体の安定かつ継続的な活動が実施できるよう、組織基盤強化や普及啓発に係る支援を引き続き実施するとともに、今後も環境保全団体等への当該支援事業活用を呼びかけていく。
v	里地里山等四季を通じて多種多様な自然とふれあい学べる各種活動の推進及び支援制度の創設	
	●実績の検証及び解決すべき課題 鳥獣保護区をフィールドに親子を対象とした探鳥会、ツシマヤマネコ保全活動を学べる体験授業の開催、民間団体による保全活動等に対する支援等を実施し、徐々に理解が進みつつある状況であるものの、行政が実施する支援制度も十分認知されているとは言えない状況である。	●課題解決に向けた方向性 行政のみならずNPO等多様な主体による保全活動の推進が重要であることから、生物多様性保全の重要性の認識を高めるための普及啓発事業の実施を支援していくとともに、SNSを活用した生物多様性や活動状況等情報を発信することで県民の自発的な保全活動への参加を促していく。

4. 令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性		
					事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 i ii v	○	1	鳥獣保護費 — 自然環境課	—	—	本県を特徴付ける生物種や生態系の保全には、広域的な鳥獣保護区の設定や維持が不可欠であり、地域社会への影響が大きい鳥インフルエンザ対策も極めて必要性が高い。併せて生物多様性保全には県民や将来を担う子供達への普及啓発が必要であることから、第13次鳥獣保護管理事業計画（R4～8）に基づき継続して実施する。	現状維持
取組項目 i ii	○	2	生物多様性保全・見える化事業費 — 自然環境課	県生物多様性保全戦略に基づき、公共事業による生物多様性への影響を防止・軽減するため、関係機関連携の上、希少野生動植物の保全を推進する。	⑧	生物多様性保全情報の共有を進めることで、希少野生動植物への影響を未然に防止するためには、関係機関の相互理解及び連携が不可欠であり、国・県・市町・民間団体等における適切な情報共有のあり方を整理する。	改善
取組項目 v		3	生物多様性保全・見える化事業費（ミヤマキリシマ群落保全対策） （R6新規）R6-9 自然環境課	R6新規	⑥	R6に雲仙市が主体となり県も会員となって雲仙ミヤマキリシマ保全活用連絡協議会が発足しており、今後当協議会が取り組むミヤマキリシマ群落保全活動と連携して、雲仙地域全体で効果的に進めていく。	改善
取組項目 ii		4	狩猟取締費 — 自然環境課	—	—	鳥獣保護区での違法捕獲等の防止や、狩猟や有害捕獲の適正かつ安全な実施、更に鳥獣及び生息環境に関する情報のため、鳥獣保護管理員の巡視継続する。	現状維持
取組項目 ii		6	自然公園計画検討費 — 自然環境課	—	—	国定公園・県立自然公園は、自然公園としての資質を維持するために保護と利用を計画的に実施する必要があり、定期的な区域内外の自然環境の変化や区域線の明確化、利用形態の変化等の検討を継続していく。	現状維持
取組項目 iv	○	8	負傷鳥獣救護活動強化事業費 — 自然環境課	—	—	一般県民等からの救護要請は引き続き多く、その救護には専門的な技術と経験が不可欠であり、また、今後も人間活動との軋轢による野生鳥獣の負傷もあることから、救護活動を継続する。	現状維持
取組項目 iv v		9	緑といきもの賑わい事業 H26-R7 自然環境課	事業応募内容審査会において応募者自ら説明できる機会を設け、有識者からアドバイスを受けることで、より適切な事業の実施に誘導する。	②	多様な主体による生物多様性保全のためには、既存民間団体の活性化及び新規団体の育成が重要であり、活動支援、実施団体発掘及び情報発信を積極的に行っていく。	改善

取組項目iii		10	外来生物対策事業 R5-R7 自然環境課	令和元年度策定の外来種リストを改定するとともに、緊急的に取り組むべき外来種であるアメリカザリガニに関する防除実施計画を策定する。	②	外来種リストを活用した普及啓発の推進及び様々な主体による防除活動の呼び水となるモデル事業実施を進める必要がある。	改善
取組項目iii	○	11	対馬自然生態系回復事業 （R6新規）R6-R8 自然環境課	自然観光資源回復事業を引き継ぎ、対馬の自然生態系に影響を及ぼしているニホンジカについて適正頭数に減じるため、現状把握調査に基づく捕獲計画を策定の上、継続して捕獲を推進する必要がある。	②	関係機関連携のもと、現況調査に基づく捕獲計画を策定し、更なる効果的・効率的な捕獲を実施する。	改善

注：「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和6年度実施）

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	県民生活環境部　自然環境課	田中　順子
施策名	6　人と自然が共生する持続可能な地域づくり	事業群関係課（室）		
事業群名	③　自然とふれあう公園施設づくり	令和５年度事業費（千円）	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費（R5実績）の合計額	84,255

1. 計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

高齢者や親子など誰でも安心して本県の豊かな自然とふれあい、学び、楽しむことができるユニバーサルデザインに配慮した公園施設を整備します。

（取組項目）

ⅰ）老朽化した施設の安全確保及び計画的更新
ⅱ）子どもや老人等誰でも利用しやすいユニバーサルデザインの推進

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	自然公園利用者数	目標値①		14,243千人	14,330千人	14,417千人	14,504千人	14,591千人	14,591千人（R7）
		実績値②	14,069（R元）	7,743千人	9,556千人	10,880千人			進捗状況
		達成率②／①		54%	66%	75%			遅れ

（進捗状況の分析）

令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、自然公園利用者数は大幅に減少していたが、令和5年5月の5類移行に伴い、利用者数は着実に回復している。

2. 令和5年度取組実績（令和6年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R4実績	R5実績	R6計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況（令和6年度新規・補正事業は事業内容）	事業対象	指標（上段:活動指標、下段:成果指標） 主な指標	R4目標	R4実績	R5目標	R5実績	R6目標	達成率	令和5年度事業の成果等
取組項目ⅰⅱ	○	1	自然公園施設補修費	6,352	5,152	9,566			●事業内容 既設の自然公園施設について、安全かつ快適な利用を図るため、維持補修を実施。 ●実施状況 既設の自然公園施設について、安全かつ快適な利用を図るため西海国立公園大浜園地休憩所などの維持補修を実施した。		【活動指標】 施設修繕箇所数（箇所）	5	7	5	7		140% 140%	●事業の成果 ・公園施設の不具合等が発見され次第速やかに補修を行うことにより、事故の防止に寄与した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・施設の安全性を確保することにより、豊かな自然とふれあえる、人にやさしい公園施設づくりに寄与した。
				12,806	5,806	10,340												
				28,377	6,377	8,948						5						
			—	自然公園法第3条							【成果指標】 事故発生件数（件）	0	0	0	0		100% 100%	
												0		0				
			自然環境課	○	—	—				県内の優れた自然を享受する公園利用者及び地域住民								
取組項目ⅰ		2	自然公園維持管理費	6,003	6,003	4,209			●事業内容 自然公園の適切な保護管理を図るための清掃補助金や指定管理施設の負担金等。 ●実施状況 金泉寺山小屋等の指定管理に係る負担金、県有施設敷にかかる国有林野借上料及び雲仙等における清掃活動補助等を実施した。		【活動指標】 清掃活動箇所数（箇所）	3	3	3	3		100% 100%	●事業の成果 ・適切な維持管理により利用者の安全性・快適性が確保された。
				4,853	4,853	4,595												
				5,309	5,309	4,669						2						
			—	自然公園法第3条							【成果指標】 管理上の苦情件数（件）	0	0	0	0		100% 100%	
												0		0				
			自然環境課	○	—	○				県内の優れた自然を享受する公園利用者及び地域住民								

取組項目i		3	雲仙公園維持管理費	26,264	12,028	8,418	●事業内容 国立公園雲仙内県有施設等の維持管理を実施。 ●実施状況 園地の草刈や施設補修、公衆便所の清掃委託等を実施した。	【活動指標】 雲仙公園内公衆便所清掃箇所数（箇所）	17	17	100%		●事業の成果 ・適切な維持管理により国立公園雲仙の利用者の安全性・快適性が確保された。
				62,908	12,463	11,106			17	17	100%		
				29,848	15,947	11,282			17				
				長崎県自然公園内県営公園施設条例				【成果指標】 清掃活動箇所数（箇所）	0	0	100%		
			—						0	0	100%		
			自然環境課	—	—	—	国立公園雲仙の優れた自然を享受する公園利用者		0				
		4	宝原道路維持管理費	3,093	3,093	3,827	●事業内容 公園道路宝原道路において道路利用者の安全を確保するために必要な修繕、維持工事を実施。 ●実施状況 落石防護柵の張替工を実施した。	【活動指標】 改修箇所数(箇所)	1	1	100%		●事業の成果 ・適切な維持工事により利用者の安全性が確保された。
				3,381	81	3,830			1	1	100%		
				3,449	149	3,891			1				
				自然公園法第3条				【成果指標】 管理上の苦情件数（件）	0	0	100%		
			—						0	0	100%		
			自然環境課	○	—	—	宝原道路利用者		0				
取組項目ii		5	自然公園標識設置費	444	444	1,531	●事業内容 自然公園等の適正な保護管理と利用の増進を図るため案内標識等を整備。 ●実施状況 九州自然歩道において誘導標識を設置した。	【活動指標】 自然公園標識の計画的更新（箇所／年）	1	1	100%		●事業の成果 ・新型コロナウイルス感染症の影響から着実に回復を図るため、誘導標識を整備し、適切な利用促進を図った。
				307	307	1,149			1	1	100%		
				31	31	1,945			1				
				自然公園法第3条				【成果指標】 自然公園利用者数（千人）	14,330	9,555	66%		
			—						14,417	10,880	75%		
			自然環境課	○	—	—	県内の優れた自然を享受する公園利用者		14,504				

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	老朽化した施設の安全確保及び計画的更新	
	●実績の検証及び解決すべき課題 老朽化した施設の破損等により公園利用者の快適で安全な公園施設利用を阻害することがないよう、それぞれの施設に応じた維持管理を適切に行うとともに、多様なニーズに対応した整備を各公園において計画的に実施する必要がある。	●課題解決に向けた方向性 今後も計画的に維持管理を行い、補修が発生した場合は早急な対応を図っていくとともに、各自然公園施設の健全性を的確に把握し、関係機関と連携を図りながら計画的かつ効果的に整備を実施する。
ii	子どもや老人等誰でも利用しやすいユニバーサルデザインの推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 公衆便所や園路のバリアフリー化や標識等の多言語化を行い、快適な公園利用を促進している。	●課題解決に向けた方向性 引き続き施設のユニバーサルデザイン化を進め、誰でも安心して快適に自然公園を楽しむことができるように整備等を行っていく必要がある。

4. 令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目ⅰⅱ	○	1	自然公園施設補修費 — 自然環境課	—	⑤	老朽化した施設の損傷や不具合により利用者の安全が損なわれることがないよう、施設管理者と十分連携を図り、計画的に本事業を実施していく。	現状維持
取組項目ⅰ		2	自然公園維持管理費 — 自然環境課	—	—	利用者の安全や利用の快適性を確保するため、今後も本事業を継続する。	現状維持
取組項目ⅰ		3	雲仙公園維持管理費 — 自然環境課	—	—	雲仙公園利用者の安全や利用の快適性を確保するため、今後も本事業を継続する。	現状維持
取組項目ⅰ		4	宝原道路維持管理費 — 自然環境課	—	—	宝原道路利用者の安全を確保するため、今後も本事業を継続する。	現状維持
取組項目ⅰⅱ		5	自然公園標識設置費 — 自然環境課	—	—	利用の利便性や快適性を確保するため、計画的に本事業を実施していく。	現状維持

注:「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点

事業群評価調書（令和6年度実施）

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	県民生活環境部 生活衛生課	岩松 尚
施策名	6 人と自然が共生する持続可能な地域づくり	事業群関係課（室）		
事業群名	④ 動物殺処分ゼロプロジェクトの推進	令和５年度事業費（千円）	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費（R5実績）の合計額	27,576

1. 計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025 本文）

「動物殺処分ゼロ」に向け、収容数の削減（入口対策）、収容動物の譲渡推進（出口対策）、市町や県民の参加と連携強化に取り組みます。

（取組項目）

ⅰ）野良猫の不妊化支援及び地域猫セミナー等の開催による収容数の削減
ⅱ）動物愛護に関する総合Webページの構築、ボランティアと連携した譲渡活動等による収容動物の譲渡推進
ⅲ）学校での学習プログラムの実施、多頭飼育解決に向けた研修会の開催等による地域住民の理解促進

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	動物（犬・猫）の殺処分数 ※ 環境省の分類に基づく以下を除く ①治療の見込みのない病気や攻撃性がある等で譲渡できない動物 ②収容後に死亡した動物	目標値①				454頭	317頭	221頭	221頭（R7）
		実績値②	937頭（R3）			93頭			進捗状況
		達成率②／①				488%			順調

（進捗状況の分析）

「人と動物が共生できる住みよい社会づくり」の実現を目指し、動物殺処分ゼロに向けたロードマップに沿った具体的な取組を計画的に実施した結果、令和5年度の動物（犬・猫）の殺処分数は93頭と、目標値を大幅に達成した。
その要因として、収容数の削減対策として野良猫の不妊化を631頭行うとともに、ボランティアと連携した幼齢動物の飼育や、動物管理所等での譲渡会、ウェブページによる情報発信を進めることで、殺処分対象となる収容動物の数が減少したためと考えられる。
引き続き、「動物殺処分ゼロ」に向けて重要な3つの取組について計画的に進めることで、令和11年度までの殺処分ゼロを目指す。

2. 令和5年度取組実績（令和6年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R4実績	R5実績	R6計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況（令和6年度新規・補正事業は事業内容）	指標（上段:活動指標、下段:成果指標） 主な指標	R4目標	R4実績	達成率	令和5年度事業の成果等
			事業期間	事業実施の根拠法令等 法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）					R5目標	R5実績		
			所管課(室)名						事業対象		R6目標			
取組項目 ⅰ ⅱ ⅲ	○	1	動物殺処分ゼロプロジェクト						●事業内容 「動物殺処分ゼロ」に向け重要な3つの課題（①収容数の削減、②収容動物の譲渡推進、③市町や県民の参加と連携強化）について具体的な取組を進め、「人と動物が共生できる社会」の実現を目指す。 ●実施状況 ボランティアとの連携による地域猫活動及び収容動物の譲渡活動の推進により、殺処分数の削減を推進した。加えて、学生への講習や福祉関係者との情報交換を通じて、動物の適正飼養に係る啓発を行った。	【活動指標】				●事業の成果 ・631頭に対して不妊去勢手術を支援し、地域猫活動を推進した。 ・また、哺乳が必要な幼齢動物28頭について、譲渡対象の週齢となるまでボランティアと連携して飼養を行った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・収容される動物を減らし、譲渡対象の動物を増やすことで、殺処分数の減少に寄与した。
				27,576	21,888	2,298				ミルクボランティアによる子犬・子猫の飼育数（頭）	50	28	56%	
				55,466	25,216	2,335					60			
				動物の愛護及び管理に関する法律第3条、第25条						【成果指標】				
			R5-7							犬猫の殺処分数（頭）	454	93	488%	
			生活衛生課	○	—	—			県民、市町、動物愛護推進員、ボランティア		317			

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	野良猫の不妊化支援及び地域猫セミナー等の開催による収容数の削減	
	●実績の検証及び解決すべき課題 令和5年度は前年度比197頭増の631頭（14市町95地区）の野良猫不妊去勢手術を実施したが、手術日に予定していた猫を捕獲できないケースがあった。 ボランティア団体と連携した地域猫セミナーや相談会を県内各地で実施することで、地域猫活動を推進した。	●課題解決に向けた方向性 収容数の多くを占める子猫の数を削減するため、経験豊富なボランティアによる捕獲の支援や必要な助言を行うことにより野良猫不妊化の技術的支援を行うとともに、引き続き未実施地区に対する地域猫活動の周知・推進を進めていく。
ii	動物愛護に関する総合Webページの構築、ボランティアと連携した譲渡活動等による収容動物の譲渡推進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ボランティアと連携した譲渡活動として、動物管理所での休日譲渡会を6回開催するほか、ウェブページでの情報発信により譲渡を推進した。活動指標であるミルクボランティアについては、子猫での実施ができなかったことから、目標値に対して56%の達成率であった。その原因として、子猫のミルクボランティア体制構築が令和5年末（冬）と遅れ、猫の繁殖シーズン（春、夏）を終えており、対象となる猫を保護できなかったため実施に至らなかった。	●課題解決に向けた方向性 子猫のミルクボランティア活動について、令和6年度当初より円滑に進むよう関係者との連携を図る。また、動物愛護に関する総合Webページとして全面改修した「ながさき犬猫ネット」を通じて、ミルクボランティア後の動物等、収容動物の情報発信を進め譲渡を推進する。
iii	学校での学習プログラムの実施、多頭飼育解決に向けた研修会の開催等による地域住民の理解促進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 小中学生等子ども達に対して、動物の適正飼養等に関する講習を15回行い、将来を担う世代への啓発を推進した。また、多頭飼育崩壊防止の取組として、福祉保健課と連携して講習会を行うとともに、社会福祉協議会職員や市町担当者などの福祉関係者との情報交換を各地区で実施した。加えて、県内各地にてボランティアと協力したパネル展等のイベントを実施することで、県民に対する動物愛護思想の啓発を図ることができた。一方で動物愛護活動の理解不足による地域でのトラブルの報告もあり、地域住民への理解促進が課題である。	●課題解決に向けた方向性 引き続き殺処分ゼロに関する県民への理解の浸透を図っていくため、行政とボランティア、及びボランティア間の連携強化を進め、多様な関係者と協力した啓発活動を行っていく。

4. 令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 i ii iii	○	1	動物殺処分ゼロプロジェクト R5-7 生活衛生課	子猫の収容数を削減するため、経験豊富なボランティアによる地域猫活動の支援、ミルクボランティアの体制を強化し、子犬、子猫の飼育数を増やすことで、収容動物の譲渡促進を目指す。	②	野良猫の子猫を減らすための地域猫活動を県内全域で実施するため、不妊化支援を継続して行い、市町やボランティアと連携して取組を推進する。 また、ボランティアと協力した子猫・子犬の飼育数を増加させ、譲渡活動を拡大するとともに、新たな動物愛護管理センターについて、令和9年度中の供用開始を目標に整備を進める。 加えて、学校における子どもたちへの教育や福祉関係者との意見交換・情報共有、県内各地での啓発イベントを行うことで、動物愛護に係る問題解決に向け地域住民の理解を促進する。	拡充

注:「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点